九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

クレジットカード取引における利用者保護 : その現状と課題

吉元, 利行

https://doi.org/10.15017/1654632

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

クレジットカード取引における利用者保護

――その現状と課題――

吉元利行

目　次

序章

１．今日のクレジットカード取引　1

２．クレジットカード取引における利用者保護　2

３．考察の対象と方法　4

第１章　わが国におけるクレジットカード取引

第１節　クレジットカード取引の法構造　15

1.「複合契約」論からのアプローチ　15

2.「多角的法律関係」論からのアプローチ　18

（1）　三当事者型クレジットカード取引　19

（2）　多数当事者型クレジットカード取引　20

第２節　クレジットカード取引をめぐる法規制の歴史　25

1．クレジットカード取引の原型　30

2．カードを使用しない取引の拡大　33

（1）　ショッピング・クレジットにおける問題　34

（2）　昭和 59(1984)年割賦販売法改正　35

（3）　平成 20(2008)年割賦販売法改正　37

3．クレジットカード取引の変化　38

（1）　国際ブランドとの提携による加盟店の相互開放　39

（2）　銀行系クレジットカードの普及　40

（3）　電子商取引の発展　41

（4）　カード決済分野の拡大　41

第３節　検討の視点　43

第２章　イギリス消費者信用法 75 条とクレジットカード取引

第１節　本章の課題　65

第 2 節　イギリスにおける消費者信用取引関連法の制定経緯　68
1．イギリスにおける消費者信用取引の発展　68
2．消費者信用取引の形態と法形式の変遷　70
（1）　初期の消費者信用取引の形態　70
（2）　ハイヤーパーチェスが活用された理由　71
3．ハイヤーパーチェスに対する規制立法とその背景　74
（1）　規制立法の契機　74
（2）　判例法の限界　75
（3）　免責条項の排除をめぐる問題　77
（4）　国会による立法的規制の開始　79
（5）　CCA と同時期の消費者保護立法　80
（6）　1964 年ハイヤーパーチェス法･1965 年改正法　82
4．クローザー・レポート　83
（1）　クローザー委員会の設置　83
（2）　クローザー・レポートの内容　84
5．1974 年消費者信用法(CCA)の成立　87
（1）　保守党ヒース政権下での法案審議　87
（2）　労働党ウィルソン政権下での法案審議　89
（3）　成立の背景等　90
第 3 節　1974 年消費者信用法(CCA)75 条の内容　92
1．対象となる契約類型と適用除外　92
（1）　対象となる契約の類型　92
（2）　適用が除外される契約　94
1）　CCA75 条(3)による適用除外　94
2）　CCA16 条(5) による適用除外　94
（3）　CCA 75 条が適用される消費者信用契約　95
2．共同責任の意義　97
3．共同責任の対象となる不実表示・契約違反　99
（1）　CCA 75 条の対象となる責任　99
（2）　「不実表示」の責任　100

（3）　「契約違反」の責任　102
4．損害賠償の責任範囲　103
（1）　「不実表示」における損害賠償の範囲　103
（2）　「契約違反」における損害賠償の範囲　105
第 4 節　消費者信用法(CCA)75 条に関する裁判と ADR　109
1．問題の所在　109
（1）　消費者信用法(CCA)の今日的問題　109
（2）　考察の対象　110
2．CCA 制定初期における裁判所の判断　112
（1）　最初の裁判例　112
（2）　「不実表示」関する裁判・ADR　113
1）　裁判所の判断　113
2）　金融オンブズマン機構(FOS)の裁定　118
3）　検討　121
（a）　「不実表示」の認定基準　121
（b）　「不実表示」の効果　121
（c）　「不実表示」の適用範囲　123
（3）　「契約違反」に関する裁判・ADR　124
1）　裁判所の判断　124
2）　金融オンブズマン機構(FOS)の裁定　126
3）　検討　137
（a）　「契約違反」の認定基準　137
（ア）商品の引渡しの未了　137
（イ）商品瑕疵　138
（ウ）役務提供の不履行　139
（エ）付帯役務・権利の不履行　141
（b）　「契約違反」の効果　142
（c）　賠償額の高額化　144
（4）　適用除外に関する裁判・ADR　145
1）　裁判所の判断　145

2) 金融オンブズマン機構(FOS)の裁定 146
3) 検討 148
(a) CCA 75 条(3)による適用除外 148
(b) CCA16 条(5)による適用除外 148
(c) いわゆる「家族会員」をめぐる問題 149
(5) CCA 75 条(1)の請求権の消滅時効 150
第 5 節 イギリスにおける多数当事者型カード取引 153
1. 問題の所在――2007 年貴族院判決 153
(1) 第 1 審 154
(2) 控訴審 155
(3) 上告審 157
2. 海外取引への CCA 75 条の適用の可否 158
(1) CCA 立法時の議論 158
(2) 従前の ADR における解決状況 160
(3) 2007 年貴族院判決の評価 160
(4) 今後の展望と課題 161
3. 多数当事者型カード取引へのチャージ・バックの適用の可否 163
(1) 判例 164
(2) 検討 167
第 6 節 小括――イギリス消費者信用法からの示唆 170
1. イギリスのクレジットカード取引の将来 170
(1) 近時の動向 170
(2) 今後の展望 172
1) EU 域内の法統一問題 172
2) 共同責任の適用問題 174
3) 請求可能額の制限問題 175
2. わが国のクレジットカード取引への示唆 176
(1) 保護の対象取引 177
(2) 第三者型取引と多数当事者型取引の相違 178

（3）　消費者保護の方法　180

第 3 章　アメリカのクレジットカード取引における利用者保護の仕組み

第 1 節　本章の課題　208

第 2 節　アメリカにおけるクレジットカード取引の歴史　210

1. アメリカにおけるクレジットカード取引の起源　210

（1）　二当事者型クレジットカード取引　212

（2）　二当事者型クレジットカード取引における利用者の保護　211

2. 三当事者型のクレジットカード取引　212

（1）　三当事者型クレジットカード取引の出現　212

（2）　三当事者型クレジットカード取引の発展　213

（3）　三当事者型クレジットカード取引の仕組み　214

（4）　三当事者型クレジットカード取引における利用者の保護　217

3. 四当事者型のクレジットカード取引　219

（1）　四当事者型クレジットカード取引の誕生　219

（2）　四当事者型クレジットカード取引の仕組み　221

（3）　四当事者型クレジットカード取引の特徴　223

（4）　四当事者型クレジットカード取引における利用者の保護　224

第 3 節　アメリカにおけるクレジットカード規制の歴史　226

1.　州法と連邦法　226

2.　消費者信用（販売信用）に関する法規制の歴史　226

（1）　1950 年以前　226

（2）　1950 年代の州法　228

（3）　1951 年統一商事法典（U.C.C.）　229

1）　1951 年統一商事法典（U.C.C.）の適用　229

2）　1951 年統一商事法典（U.C.C.）の問題点　230

（4）　1960 年代の州法　232

（5）　1968年貸付真実法（TILA）　233
（6）　1968年統一消費者信用法典（U3C）　234
第4節　アメリカにおけるクレジットカード規制の現行法　236
1．貸付真実法（TILA）　236
（1）　規制内容の概要　236
（2）　貸付真実法におけるカード保有者保護の対象となる取引　237
1）　保護の対象者　237
2）　オープン・エンド信用プラン　238
3）　クレジットカード　239
4）　債権者・カード発行者・金融料　239
（3）　「誤請求」に対する保護　241
1）　「誤請求」の種類　241
2）　「誤請求」に対する権利行使方法　243
（4）　カード保有者の「請求と抗弁」　244
1）　「請求と抗弁」制度による保護の内容　244
2）　適用要件に関する距離的制限の例外　245
3）　保護の対象外となる取引　247
4）　不法行為に基づく請求権の除外　247
2．統一消費者信用法典（U3C）の規制内容　248
（1）　1968年制定時の規制内容　248
（2）　1974年改正法の規制内容　249
3．クレジットカード取引の法的性質をめぐる古典的議論　251
（1）　商業信用状取引説　251
（2）　受取勘定買取説　252
（3）　債権譲渡説　253
（4）　直接債務説　253
（5）　直接貸付説　254
（6）　現在の状況　254
4．州法および連邦法の適用関係　255

第 5 節　貸付真実法（TILA）170 条に関する判例　257
1．問題の所在　257
（1）　三当事者型カード取引における利用者保護　257
（2）　四当事者型カード取引における利用者保護　257
（3）　判例の内訳　258
2．前提要件　258
（1）　下限額制限　259
（2）　距離的制限　259
（3）　検討　264
1）　下限額制限　264
2）　距離的制限　264
3．抗弁事由の正当性　267
（1）　オープン・エンド信用プランにおける非消費性物品の購入　273
（2）　「誤請求」に対する通知の不備　274
（3）　「請求と抗弁」の基礎となる請求権　274
（4）　消費者有利の解釈　274
第 6 節　小括――カード取引発祥の地からの示唆　276
１．距離的制限の撤廃の断念　276
２．多数当事者型取引における加盟店コントロール手法　277
（1）　チャージ・バック制度　277
（2）　貸付真実法における加盟店コントロール規定　278
３．わが国への示唆　280

第 4 章　多数当事者型クレジットカード取引の問題点と課題
――当事者間の新たな責任配分についての一考察

第 1 節　本章の課題　300
１．各国法規制の不統一　300
２．わが国における問題の所在　303
第 2 節　三当事者型クレジットカード取引の法的性質　304

1．個別信用購入あっせんとの違い 304
（1） わが国におけるクレジット取引の歴史 304
（2） わが国における三当事者型クレジット取引 306
（3） 分析の基本的視点 307
2．三当事者型クレジットカード取引の法的な性質 310
（1） 三当事者型クレジットカード取引の仕組み 310
（2） カード会社とカード会員の間の法律関係 313
1） 債権譲渡型の会員規約 314
2） 立替払型の会員規約 318
3） 無名契約型の会員規約 326
3． 小括 326
第 3 節 多数当事型クレジットカード取引の法的性質 328
1．多数当事者が関与するクレジットカード取引の仕組み 328
（1） 多数当事者型カードシステムの種類 328
（2） 国際カードを利用した取引と決済の流れ 331
1） 【四当事者型・提携型】 332
2） 【四当事者型・加盟店開放型】 332
3） 【四当事者型・国際カード型】【多数当事者型】 333
4） 四当事者以上の多数当事者型に共通の特徴 334
（3） 多数当事者型カード取引の諸類型 336
1） 【四当事者・提携型】 336
2） JCB, American Express, Dinner’s Club 336
3） VISA、MasterCard 337
2．関係当事者間の相互の契約関係 338
（1） カード会員と関係当事者の関係 338
1） カード会員とカード発行会社との関係 338
2） カード会員と販売業者等（店子加盟店）の関係 339
3） カード会員と包括加盟店等との関係 339
4） カード会員と加盟店管理会社との関係 340
5） カード会員と国際ブランドとの関係 341

（2）　カード会社と関係当事者の関係　341
1）　カード会社と国際ブランドとの関係　341
2）　カード発行会社と加盟店管理会社の関係　342
3）　カード発行会社と包括加盟店・決済代行業者との関係　344
4）　加盟店管理会社と包括加盟店等の関係　344
（3）　その他の当事者関係　345
1）　国際ブランドと加盟店の関係　345
2）　包括加盟店・決済代行会社と店子加盟店の関係　346
3）　二次カード会社と他の当事者との関係　347
3．多数当事者型クレジットカード取引の特徴とその性質　347
（1）　三当事者型クレジットカード取引との相違点　347
（2）　多数当事者型クレジットカード取引における取引内容の変化　349
（3）　カード会員規約等の変化　352
（4）　法的性質論の再検討　353
1）　債権譲渡型の会員規約　353
2）　立替払型の会員規約　356
3）　無名契約型の会員規約　356
4）　小括　359
第4節　多数当事者型取引における抗弁接続の問題　361
1．現在のクレジットカード取引と割賦販売法　362
2．抗弁の接続をめぐる学説の再検討　364
（1）　問題の所在　364
（2）　各説の検討　367
1）　法的一体説　367
2）　善管注意義務説　368
3）　付随義務説　370

4）　契約結合説　372
5）　給付関連説　374
6）　システム設計者責任説　376
7）　信義則説　379
3．各説に共通する問題点　380
（1）　牽連関係の希薄化　380
（2）　事業者間の牽連関係に関する判例類型　384
1）　両手続の一体性　384
2）　両事業者間の反復継続的な取引関係、相互依存関係　384
3）　信用供与者における販売事業者の信用状況把握可能性　385
4）　両事業者間の経済的利益の共有　385
5）　両契約の内容の一体性　386
6）　検討　387
（3）　他の電子決済手段との区別の困難性　388
（4）　リスク負担の公平性　391
第5節　変則リボルビング取引と割賦販売法の適用　394
1．リボルビング専用カードと割賦販売法　394
（1）　支払方法の変更ができるカード　394
（2）　リボ専用カードと割賦販売法　395
（3）　一定額を超える額のリボ化と割賦販売法　396
2．「あとリボ」払いと抗弁の接続問題　398
（1）　問題の所在　398
（2）　「あとリボ」の法的性質と抗弁の可否　399
1）　遡及適用説ないし当然適用説　399
2）　準消費貸借説　402
3）　個別債権関係残存説に基づく支払時期変更説　403
4）　「あとリボ」の包括信用購入あっせんへの該当性　405

（3）　「あとリボ」と抗弁接続に関する私見　406
（4）　小括　408
第 6 節 多数当事者型クレジットカード取引における抗弁の対抗問題　410
1．問題の所在　410
2．抗弁権が認められる範囲　411
3．チャージ・バックの活用による解決　412
（1）　チャージ・バック制度　412
（2）　チャージ・バック事由　413
（3）　実質的な救済制度　417
（4）　両制度の救済内容の比較　418
1）　抗弁事由とチャージ・バック事由の比較　418
2）　行使期間の比較　421
3）　適用範囲の比較　422
（5）　チャージ・バック制度の限界　423
4．カード利用者保護に残された問題点　424
（1）　加盟店調査義務の導入　424
（2）　現行法による対応の限界　426
5．多数当事者型カード取引における問題解決の糸口　429
（1）　現在の問題の根本的原因　429
（2）　チャージ・バック制度の活用と救済　430
（3）　欧米における対応の現状　431
1）　ドイツ　432
2）　フランス　432
3）　イギリス・アメリカ　434

第 7 節　小括　435

終章

1. 多数当事者型クレジットカード取引 467
2. 比較法的検討 468
3. アメリカにおけるカード利用者保護 471
(1) 貸付真実法 161 条・170 条 471
(2) チャージ・バック 472
4. 日本法への示唆 473

序　章

1．今日のクレジットカード取引

消費者信用[1]――個人の消費生活のための信用供与――は、「販売信用」と「消費者金融」に大別され、「販売信用」と呼ばれるクレジット取引には、売主が信用供与するタイプ（二当事者型）と、売主以外の者が信用供与するタイプ（多数当事者型）の 2 種類がある。更にこれらは、カード等を使用した継続的取引タイプと利用ごとに審査を行い信用供与する個別取引タイプに分かれる。

このうち、現在の「販売信用」の主流となっているのは、カード等を使用するタイプであり、取扱高（新規信用供与額）が販売信用取引全体の約 86.2%を占める 40 兆 6,863 億円（平成 25(2013)年度推定）となっている[2]。しかも、カード取引の大部分を多数当事者型取引が占めているといってよい[3]。

このような多数当事者型のクレジットカード取引が近年大きく拡大している背景には、クレジットカード利用者の利用メリットが増加していることのほか、①国際ブランドを管理・保有する VISA、MasterCard といった機関（以下「国際ブランド」という）の介在の下で加盟店相互開放が行われ、カード発行会社以外のカード会社と提携する加盟店でもクレジットカードが使えるようになったこと、②銀行系クレジットカード会社に分割払方式及びリボルビング方式の採用が認められたこと、③電子商取引において本人認証機能と決済機能を持つクレジットカードが有力な決済手段として多用されていること、④カードによる決済分野が拡大したことなどがあげられる[4]。

また、わが国から海外への渡航者数が平成 2(1990)年には 1,000 万人だったものが、平成 7(1995)年に 1,500 万人を初めて超え、平成 24(2012)年には 1,849 万人を記録するなど[5]、海外旅行者が飛躍

的に増加しているが、クレジットカードは、外貨でのショッピングや宿泊代などの決済などの場合に必須となっているため、海外での利用が拡大している面もある。

このようなクレジットカード利用の拡大に伴って、クレジットカード取引をめぐるトラブルが増加傾向にある。人の移動の容易性、経済活動の世界的な広がり、通信技術の発達等により、昭和59(1984)年の割賦販売法改正当時には存在しなかった、インターネット取引をはじめ多様な取引形態が出現していることにも一因がある(6)。これらの取引では、海外の事業者やこれに介在するネットモール事業者、決済代行会社など多数の取引関係者が関与することが多く、いったんトラブルが生じると、責任の所在や交渉先が不明確でクレームの解決が難しくなったことが指摘されている(7)。

2．クレジットカード取引における利用者保護

だが、クレジットカード取引における利用者保護に関して、わが国の対応は、以下の点において立ち後れている。

その第1は、消費者法全般に関して一般論としていえる事柄であるが、整合性のとれた一貫性のある規制がされていない点である(8)。この点に関して、わが国には、一般的な理念の限りでは、消費者基本法（昭和43(1968)年法律第78号）(9)が存在するものの、消費者信用の領域のうち、販売信用に関しては、割賦販売法（昭和36(1961)年法律第159号）が存在するのみで、本論文第2章・第3章で検討するイギリスやアメリカのような統一的な消費者信用法典は存在しない(10)。

問題点の第2は、販売信用の領域に関する唯一の立法である割賦販売法の規制の内容である。割賦販売法において、クレジットカード会社との関係でのカード利用者の保護を定めた規定は、「包括信用購入あっせん業者に対する抗弁」を定めた法30条の4である。同条は、販売業者・役務提供事業者以外の第三者がカード等を利用し

て販売信用を行う形態（包括信用購入あっせん。法2条3項）につき、商品販売・役務提供契約の当事者間で購入者が有している抗弁を、第三者たるカード会社（包括信用購入あっせん業者）との関係にも延長するものであって、同様の規定は、カード等を利用せずに第三者が行う販売信用（個別信用購入あっせん。法2条4項）に関しても存在する（法35条の3の19）。

これら割賦販売法における「抗弁の接続」ないし「抗弁の対抗」規定は、手形法（17条・77条）や小切手法（22条）の悪意の抗弁と異なり、信用購入あっせん業者が善意の場合にも主張することができる(11)。だが、問題は、その理由づけであって、この制度の導入当初は(12)、同制度の根拠は、信用購入あっせん業者が購入契約の当事者と同一視できる密接な関係にある点に求められていた（不可分一体説）。しかし、このような理解は、信用購入あっせん業者が販売業者の系列会社であるような場合には妥当視できるものの、両者の関係が独立的である場合には成り立たないことから、今日の学説は、信用購入あっせん業者に対抗が認められる責任根拠を、信用供与契約に基づく固有の義務である加盟店についての調査監督義務に求めるようになっている(13)。

しかしながら、このような信用供与契約に基づく加盟店の管理責任という独自の責任根拠は、二当事者型の複合契約における抗弁事由を三当事者型に延長する割賦販売法の規定の法構造と、そもそも整合していないようにも思われるところ、今日のクレジットカード取引は、三当事者型からさらに多数当事者型へと移行していることから、過去の時代の二当事者型を三当事者型に単純に引き直した割賦販売法の歪みは、より一層大きなものとなっている。

一方、こうした「抗弁の接続」を含む割賦販売法の消費者保護規定に関しては、同法の適用範囲との関係でも限界が存在している。第1に、カード取引の圧倒的多数を占める1回払取引については(14)、当然のことながら同法の適用はない。第2に、リボルビング取引のうち、38,000円未満の取引についても、消費者保護規定が適用され

ない（法 30 条の 4 第 4 項、30 条の 5 第 1 項、割賦販売法施行令 21 条 2 項）。第 3 に、近年普及しつつある「あとリボ払い」(15)について、割賦販売法の適用の有無に関しても争いがある(16)。

のみならず、近年においては、取引環境の変化・多様化に伴い、割賦販売法の定める消費者保護規定では救済することのできない紛争が、新たに生起している。その典型が、21 世紀になって急激に拡大したインターネット取引をめぐる消費者問題である。インターネットを通じた取引では、取引相手の実店舗が明確に認識できないことに加えて、相手方は、国内の業者以外に、海外の事業者、全くの個人、あるいは商人との境界線が不明確な個人事業主にまで拡大している。また、取引内容に関しても、インターネットの秘匿性と取引主体の多様性から、実店舗での対面取引では生じにくい、公序良俗に反する取引、詐欺的な取引や、景品表示法や特定商取引法などの法規に違反・抵触する取引が生じている。しかも、インターネット取引に関しては、契約の締結それ自体を直接に規制することが困難である。そこで、次善の策として、取引の決済ついて一般的なクレジットカードの側で歯止めをかけることにより消費者を保護する方法が考えられるが、多数当事者型取引では、抗弁を受ける立場のクレジットカード会社と実際の販売店の間に多数の当事者が関係しており、三当事者型取引のようにクレジットカード会社が加盟店を必ずしも管理していない点が問題の解決をさらに困難にしている。

3．考察の対象と方法

上に述べたような問題意識に基づき、本論文では、とくに今日一般的である多数当事者型のクレジットカード取引におけるカード利用者（消費者）保護ならびに事業者間の適切な責任分配のあり方について検討を加える。

先に触れたように、わが国においては、クレジットカード取引全般を包括的に規律する法制度が存在していない。割賦販売法におい

ては、昭和 47(1972)年改正で、それまでの「証票等」に代えて「クレジットカード」という言葉が用いられるようになり、その後、昭和 59(1984)年改正で支払停止の抗弁権が導入された。さらに、平成期に入ってからは、平成 20(2008)年に大きな改正が行われたが、しかし、同改正の中心は、クレジットカード番号等の管理に関する事項にとどまり(「第 3 章の 4　クレジットカード番号等の適切な管理等」（法 35 条の 16～35 条の 17）新設）(17)、クレジットカード取引（包括信用購入あっせん）に関して、消費者（カード利用者）保護あるいは各事業者の責任（責任分配）を定めた実体法規定は明定されなかった。その一方で、平成 21(2009)年に開始された民法（債権関係）改正の検討作業においては、複合契約や抗弁の接続に関する規定の設置が検討され、最終的には規定創設は見送られたものの、現在消費者庁消費者委員会で検討がなされている消費者契約法の見直しにおいても改めて検討の俎上にのぼっており、今後の検討次第では、割賦販売法の適用のないクレジットカード取引を含めて、その射程に含まれる可能性がある。本論文第 1 章では、まず、こうした今日のわが国におけるクレジットカード取引の実態と利用者保護法制の問題個所を摘示する。

一方、クレジットカード取引に関する法制度の整備については、諸外国の対応が大いに参考になる。多数当事者型のクレジットカードにおいては、国際ブランドが関係当事者に含まれており、カード利用の相手方（加盟店）についても、海外旅行に限らず、インターネット取引によって、海外の事業者等が当然に予定されることから、国際ブランドの決済ルール等や諸外国で一般的な利用者保護法理が普遍的に妥当する場合が多いからである。そこで、本論文第 2 章・第 3 章では、諸外国の中でもイギリスおよびアメリカにおけるクレジットカード取引を取り上げて、消費者保護法制の歴史的な展開と、今日における運用の実態を概観する。

このうち、イギリスについては、ヨーロッパで最もクレジットカードが利用されているといわれ、また、消費者信用法に基づく利用

者に対する手厚い保護制度が存在しており、さらに、わが国の割賦販売法が昭和59(1984)年改正前に、イギリスの法制度の導入を検討した時期があったからである(18)。

一方、アメリカは、クレジットカード発祥の地であって、かつ、国際ブランドの発祥の地でもあることから、四当事者型・多数当事者型クレジットカード取引が古くから発展しており、利用者保護に関しても、貸付真実法・統一消費者信用法典や州法あるいは判例法による規律が発展している。また、アメリカにおける貸付真実法と一部の州法に規定のある「抗弁の接続」規定は、これらの規定を参照して、その主要部分がわが国割賦販売法に導入されたという経緯がある(19)。

これら諸外国における知見を踏まえたうえで、続く本論文第4章では、多数当事者型のクレジットカード取引である国際カード取引に関する実状および今日のわが国における議論を概観し、取引関係当事者が複雑に関与する中において、消費者（カード利用者）の保護と関係各事業者の責任内容ないし責任分配のあり方について、解決の方向性を検討することにしたい。

---

(1) 消費者法および消費者信用の側面から、販売信用におけるクレジットカード取引を取り扱うものとして、加藤良三『クレジット・カード――基本問題とその法理論――消費者取引法シリーズI（増補版）』（千倉書房、1977年）41頁、北川善太郎『消費者法のシステム』（岩波書店、1980年）42頁、長尾治助『消費者法のすすめ――消費者の権利と企業の責任』（三省堂、1981年）236頁、加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第5巻・消費者信用）』（日本評論社、1985年）1頁、101頁、植木哲『消費者信用法の研究』（日本評論社、1987年）135頁、長尾治助『クレジット社会と法――消費者信用時代の法律問題――』73頁、88頁（法律文化社、1988年）、加藤良三『クレジット・カード法の研究』（千倉書房、1989年）1頁、今岡毅「割賦販売」佐藤歳二編『現代民事裁判の課題④〔動産取引〕』（新日本法規、1990年）541頁、大村敦志『判例・法令消費者法』（有斐閣、1994年）3頁、竹内昭夫『消費者信用法の理論（総論・各論）（消費者法研究・第2巻）』（有斐閣、1995年）269頁、佐藤一雄『新講・現代消費者法』（商事法務研究会、1996年）239頁、平松毅＝井上善雄＝田上富信『判例・事例でまなぶ消費者法（補訂版）』（有斐閣、1996年）、大河澄夫「日本における消費者信用取引の法規制」長尾治助＝中坊公平編集代表『消費者法の国際化』（日本評論社、1996年）244頁、本田純一「消費者信用とその問題点」岩村正彦ほか編『岩波講座・現代の法13消費生活と法』（岩波書店、1997年）159頁、長尾治助『消費者法講話』（民事法研究会、1998年）74頁、192頁、国民生活センター『サービス比較情報・選ぶ、使う「国際クレジットカード」』（国民生活センター、1999年）1頁、若原紀代子『民法と消費者法の交錯』（成文堂、1999年）18頁、109頁、伊藤進＝村千

鶴子＝高橋岩和＝鈴木深雪『テキストブック消費者法（第２版）』（日本評論社、2000年）77頁、106頁、国民生活センター編『新しい時代の消費者法』（中央法規出版、2001年）、松村晴路編著『消費者主権と消費者法』（嵯峨野書院、2001年）、山口康夫『カード利用関係法の解説（新訂版）』（一橋出版、2002年）１頁、56頁、中村年春＝永田均編著『企業行動と現代消費者法のシステム』（中央法規出版、2003年）116頁、平野鷹子『私たちの消費者法（4訂版）』（法律文化社、2005年）91頁、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『キーワード式消費者法事典（日本弁護士連合会消費者問題対策委員会20周年記念出版）』（民事法研究会、2006年）、後藤巻則＝村千鶴子＝齋藤雅弘『アクセス消費者法（第２版）』（日本評論社、2007年）第４章、日本弁護士連合会『消費者法講義（第２版）』（日本評論社、2007年）171頁、近藤充代「消費者取引法の現状と課題（特集）21世紀の消費者法と消費者政策」日本経済法学会年報29号（2008年）15頁、山岸憲司＝片岡義広＝内山義隆編『リース・クレジットの法律相談（第３版）』（青林書院、2010年）324頁、大村敦志『消費者法（第４版）』（有斐閣、2011年）８頁、148頁154頁、214頁、239頁、364頁、長尾治助＝中田邦博＝鹿野菜穂子編『レクチャー消費者法（第５版）』（法律文化社、2011年）第２編９章、島川勝＝坂東俊矢編『判例から学ぶ消費者法』（民事法研究会、2011年）103頁、後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書解説編割賦販売法』（勁草書房、2011年）103頁、日本司法書士会連合会消費者問題対策委員会編『ここがポイント!消費者法』（民事法研究会、2012年）、宮下修一「中小事業者と消費者法をめぐる裁判例の動向」（特集）中小事業者の保護と消費者法」現代消費者法17号（2012年）４頁、日本弁護士連合会編『消費者法講義（第４版）』（日本評論社、2013年）164頁、中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法』（日本評論社、2013年）等がある。

一方、クレジットカード取引に関して、その仕組み・構造および消費者保護の法的課題等について論じた論稿としては、上田昭三「米国におけるバンク・クレジット・カード(1)～（2・完）」関西大学経済論集18巻１号（1968年）47頁、2号45頁、吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリ428号（1969年）111頁、竹内昭夫「クレジットカードと消費者保護」ジュリ475号（1971年）55頁、清水巖「クレジット・カード取引の法構造(1)～(6)」法時45巻14号（1973年）177頁、46巻６号（1974年）304頁、48巻２号（1976年）188頁、48巻３号194頁、49巻１号（1977年）160頁、49巻２号124頁、椎名誠『クレジットカードの実務知識』（日本実業出版、1979年）、長尾治助『消費者法のすすめ――消費者の権利と企業の責任』（三省堂、1984年）238~240頁、磯貝英男＝武山信良ほか連載座談会「カード利用代金の法的性質(1)債権譲渡説、立替払説を検討する」消費者信用１巻２号（1983年）80頁、小坂信隆ほか「（特集・クレジット取引の法的課題 4）クレジットカード取引一問一答」金法31巻11号（1023号、1983年）50頁、長尾治助「クレジットカードの性格と消費者保護の緊張関係」NBL313号（1984年）６頁、沢野直紀「クレジット・カード」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第５巻）消費者信用』（日本評論社、1985年）101頁、沢井裕「クレジットを巡る法と裁判」『関西大学法学部百周年記念論文集（下巻）』（関西大学法学部、1986年）80頁、千葉恵美子「リボルビング方式クレジットカードを巡る法律上の問題点」ジュリ893号（1987年）18頁、松本恒雄「クレジット契約と消費者保護」ジュリ979号（1991年）23頁、吉原省三「カード取引」塩崎勤編『裁判実務体系（第22巻）金融信用供与取引訴訟法』（青林書院、1993年）405頁、金谷重樹『消費者法の基礎』（晃洋書房、1993年）89-98頁、佐藤一雄・前掲書293頁、長尾治助編『レンダー・ライアビリティ――金融業者の法的責任』（悠々社、1996年）115頁、伊藤進『消費者私法論――私法研究著作集第10巻』（信山社、1998年）175頁、末藤高義「クレジットカード入門(1)～(20)（特別編）(21)～（37・完）」消費者信用17巻２号（1999年）74頁、３号70頁、５号76頁、６号102頁、７号94頁、８号100頁、10号92頁、11号96頁、12号50頁、18巻１号（2000年）112頁、２号70頁、３号80頁、６号92頁、７号88頁、８号74頁、10号74頁、11号74頁、12号92頁、19巻１号（2001年）74頁、２号88頁、３号94頁、４号74頁、５号78頁、６号66頁、７号84頁、８号68頁、12号66頁、20巻３号（2002年）78頁、４号78頁、５号79頁、６号68頁、７号74頁、８号70頁、10号58頁、坂東俊夫「比較法としての消費者信用法」鹿野菜穂子＝谷本圭子編『国境を越える消費者法（立命館大学人文科学研究所研究叢書12）』（日本評論社、2000年）233頁、片岡義広編『クレジット取引・リース取引の法律知識とQ＆A』（法学書院、2001年）２頁、梶原太市＝深澤利一＝石田賢一編『（全訂版）割賦販売法』（青林書院、2004年）182頁、447頁、

607 頁、小塚荘一郎＝森田果『支払決済法――手形小切手から電子マネーまで――（第 2 版）』（商事法務、2014 年）172 頁、五味廣文＝中務嗣治郎ほか監修『銀行窓口の法務対策 3800 講（Ⅱ）為替・手形小切手・付随業務・周辺業務編』（きんざい、2009 年）1080 頁、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』（日本クレジット協会、2009 年）38 頁、中崎隆『詳説改正割賦販売法』（きんざい、2010 年）172 頁、山岸憲司＝片岡義広＝内山義隆「リース・クレジットの法律相談（第 3 版）」（青林書院、2010 年）324 頁、333 頁、427 頁、村千鶴子「法キャンパス 誌上法学講座 特商法・割販法を学ぶ(第 21 回)包括信用購入あっせん(1)～(3)」国民生活 33 号（2011 年）40 頁、34 号 34 頁、35 号 32 頁、山本正行編著『カード決済業務のすべて――ペイメントサービスの仕組みとルール』（金融財政事情研究会、2012 年）、村千鶴子『誌上法学講座――割賦販売法を学ぶ』（国民生活センター、2012 年）32-55 頁、本田元『新技術で決済が変わる！図解カードビジネスの仕組み」（中央経済社、2013 年）、池本誠司「割賦販売法後の販売信用・決裁に関する論点」鹿野菜穂子＝中田邦博＝松本克美編『消費者法と民法（長尾治助先生追悼論文集）』（法律文化社、2013 年）188 頁などがある。

(2) 個別信用購入あっせん（提携ローン含む）の取扱高は、平成 8(1996)年の 9 兆 5,929 億円をピークに平成 25(2013)年は、4 兆 262 億円に半減している。一方、クレジットカード取引のうち、包括信用購入あっせん（分割払い・リボルビング払いに限る）は、上記と同一期間に 1 兆 8,090 億円から 3 兆 3,043 億円と約 1.8 倍に増加し、多数当事者型のほとんどを占めるマンスリークリア方式は、12 兆 4,361 億円から、30 兆 6,735 億円（約 2.5 倍）と、包括信用購入あっせんの伸びを大きく上回っている。

一方、二当事者型カード取引取扱高は、割賦・非割賦合計で平成 25(2013)年は、6 兆 7,085 億円となっている（http://www.j-credit. or.jp/ information/ statistics/download/inv_01_01_141226.pdf〔最終閲覧：平成 27(2015)年 9 月 20 日〕）。

なお、以上の数字は、日本クレジット協会『日本の消費者信用統計 25 年版』（日本クレジット協会、2014 年）49-50 頁に掲載されている数字と異なるが、これは、日本クレジット協会が、「クレジットカード信用供与額」「クレジットカード発行枚数・会員契約数」について一部調査対象事業者において報告すべき数値の解釈に誤解があり、その結果過大な数値により報告がなされていたことが判明したことによる。平成 26(2014)年 12 月 26 日付けで訂正しており、本稿は訂正後の数字を使用した。

(3) クレ協・前掲注(1)49-50 頁には、クレジットカード取引について、二当事者型である割賦販売方式とマンスリークリア方式を含む信用購入あっせん方式の区分での統計データしか存在しない。VISA および MasterCard におけるノン・オンアス取引を狭義の多数当事者型取引、VISA net および MasterCard の Banknet 経由の取引を多数当事者型取引とすると三当事者型以上の取引においてどのような内訳になっているかは、明示されていない。また国際ブランドも、日本における取扱高を公開していない。しかし、平成 25(2013)年度クレジットカード主要 25 社の取扱いランキング等を掲載している消費者信用 32 巻 9 号（2014 年）11 頁、23 頁によれば、キャッシング取扱額やオンアス取引額を含むものの JCB が日本で 1,302 億ドル(1 ドル 105 円換算で 13 兆 6,710 億円。FC との重複額は除外)、ビザジャパングループが 12 兆 1,842 億円、UC グループが 3 兆 7,208 億円あり、3 グループだけで概算 29 兆円ある。また、三菱 UFJ ニコスグループの取扱いは、10 兆 5,026 億円であるが、銀行本体発行、FC 社発行、TPP/BPO 先、加盟店開放先などを含むものの、いずれもほとんどが国際カードによる取引であると考えられる。これを日本クレジット協会が公表している平成 25(2013)年度カードショッピング新規信用供与額 40 兆 6,863 億円と比較すると、大部分が国際カードにおける取引と考えられる。

(4) 第 1 章第 3 節参照。

(5) 海外渡航者数については、法務省出入国管理局「出入国管理統計表」による（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan. html〔最終閲覧：平成 26(2014)年 11 月 15 日〕）。

(6) 国民生活センターの集計によると、インターネット通販では、2012 年度は、17 万 4,874 件、インターネットオークションでは、6,857 件がトラブルとして計上されている。すべてのトラブルにクレジットカード取引が絡んでいるわけではないが、かなりの割合を占めることが考えられる。なお、それとは別に、出会い系サイト全体の苦情・相談件数は平成 24(2012)年度には 2 万 1,033 件となっている（インターネット通販につき、http://www. kokusen.go.jp/soudan_topics/data/internet2.html〔最終閲覧：平成 25(2013)年 9 月 29 日〕。イ

ンターネットオークションにつき、http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/internet3.html〔最終閲覧平成25(2013)年9月29日〕)。

(7) 消費者委員会平成22(2010)年10月22日付「決済代行業者を利用したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」2-4頁。なお、国際カードの利用によるトラブル事例として、田中雅代「決済代行会社が関与する被害事例の報告」消費者法ニュース83号(2010年)177頁、田中雅代「決済代行会社の関与する決済手段とネットトラブルについて」消費者法ニュース88号(2011年)216頁、澤田登志子「クロスボーダー化する消費者取引」消費者法ニュース93号(2012年)192頁、岡本和子「『決済代行業者が介在するクレジットカード決済』の仕組みが引き起こす問題について」消費者法ニュース98号(2014年)105頁、平成26(2014)年10月7日開催の第2回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会における鈴木委員(独立行政法人国民生活センター)説明資料3-5頁参照。鈴木委員資料3頁には、「トラブルの実態を把握しない(できない)アクワイアラ」として事例が2件(プロバイダ契約変更の勧誘と美容クリニックの施術トラブル)、同4頁には、「イシュアや決済代行業者における対応(調査等)の違い――クロスボーダー取引」が3事例(アダルト情報サイトとのトラブル、出会い系サイト(サクラサイト)とのトラブル、海外の偽物販売業者とのトラブル)の紹介がなされ、消費者が契約の相手先、決済代行業者を知ることができず、解約の交渉すら困難であるとの報告がある(http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/002_02_00.pdf〔最終閲覧:平成26(2014)年10月11日〕)。

(8) 包括的な消費者信用法制の必要性を説く論稿として、浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護(1)」NBL238号(1981年)11頁、横山二郎「横山二郎の単言直言『消費者信用行政が問われる時』」消費者信用2巻6号(1984年)21頁、植木哲=坂東俊夫「研究報告クレジットトラブルの現状と課題(中)――最新裁判例の検討を通して――」消費者信用7巻7号(1989年)75頁、中坊公平=木村達也ほか編著『クレジット法の理論と実際――消費者信用法制と消費者信用情報――』(信山社、1990年)227頁、長尾治助「統一消費者信用法(提案)の規制対象 (消費者問題と法の変動)―― (消費者信用と法)」立命館大学人文科学研究所紀要71号(1998年)127頁、松本恒雄「特集消費者信用法制整備への提言/包括的消費者信用法――販売信用規制と消費者金融規制の融合が必要/現状にそぐわない断片的法規制――」消費者信用12巻2号(1994年)14頁、村千鶴子「統一的な消費者信用法を制定し、多様化する取引に対応せよ (特集・割賦販売法の「問題点」)」消費者信用16巻12号(1998年)16頁、岡小夜子「統一消費者信用法の制定を求めて――日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の構想(特集 ローン・クレジット被害の新しい法的救済)」国民生活31巻3号(2001年)18頁、後藤巻則『消費者契約の法理論』(弘文堂、2002年)314頁などがある。

また、立法の具体的な検討例として、たとえば、植木哲=島川勝=坂東俊夫「包括的『消費者信用法要綱試案』の概説――比較法的視点からの立法提案①～⑤消費者信用7巻11号(1989年)70頁、7巻12号(1989年)64頁、8巻1号(1990年)59頁、8巻2号(1990年)74頁、8巻3号(1990年)74頁、近畿弁護士会連合会消費者保護委員会平成22年度夏期研修実行委員会編『消費者取引法試案――統一消費者法典の実現をめざして』(消費者法ニュース別冊、2010年)、村千鶴子「『統一消費者信用法要綱案』の検討(上)(下)」現代法学13号(2007年)171頁、15号(2008年)27頁などがある。

(9) 制定時の法律名は「消費者保護基本法」であったが、平成16(2004)年(平成16年法律第70号)改正の際に、現在の「消費者基本法」の名称に改められた。

(10) この点は、消費者金融の領域においても同様であり、利息制限法(昭和29年法律第100号)、出資の受入れ、預り金および金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)、貸金業法(昭和58年法律第32号)といった個別立法による対応のため、規制の内容には精粗の差があり、また、その法律構成も区々に分かれて統一性がない。

(11) 周知のように、手形法・小切手法の悪意の抗弁は、ローマ法の《*exceptio doli*》を具体化した規定である。手形法・小切手法における抗弁の接続(対抗)に関しては、須藤裕久「原因関係の二重消滅による人的抗弁の対抗」高崎経済大学論集13号(1964年)39頁参照。善意者の介在する場合について、小島康裕「期限後裏書の被裏書人が悪意者であっても裏書人が善意者であって完全な手形上の権利を取得した以上、被裏書人は悪意の抗弁による対抗を受けないとされた事例」法学28巻2号(1964年)113頁、田中大介「悪意の抗弁と善意者の介在――善意者の地位承継と戻裏書の例外」法学雑誌 tâtonnement 4号(2000年)364頁、川又克成「善意者介在後の人的抗弁と戻裏書の場合における人的

抗弁の再対抗の例外」法学雑誌 tâtonnement 5 号（2001 年）225 頁などがある。

(12) 法 30 条の 4 の規定は、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）の制定後 23 年を経た昭和 59(1984)年改正で追加されたものである。

(13) 割賦販売法の抗弁の接続（対抗）を認める根拠やクレジット業者の責任に関しては、以下のような文献がある。石田喜久夫「信用取引と消費者――『抗弁権の切断』を巡る一考察――」金法 1023 号（1983 年）6 頁、植木哲「（特集）消費者信用取引と抗弁の対抗特集①消費者信用取引を巡る抗弁権対抗の理論」金法 1041 号（1983 年）7 頁、本田純一「特集立体解説割賦販売法改正――改正法に見る抗弁権接続と指定商品に関する考察」月刊クレジット産業 59 年 6 月号（1984 年）34 頁、島田禮介「（展望判例法）購入商品の瑕疵とクレジット会社に対する買主の抗弁権」判タ 513 号（1984 年）69 頁、長尾治助「クレジットカードの正確と消費者保護の緊張関係・購入あっせんの抗弁対抗規定を中心として」NBL313 号（1984 年）6 頁、伊藤進「クレジット・カードを巡る諸問題――特集カード社会の今後の法的課題」法律のひろば 37 巻 3 号（1984 年）38 頁、木村晋介「クレジット・トラブル、現状と課題――クレジット・カードを中心として――」同 32 頁、佐藤歳二＝小池裕「改正割賦販売法の民事実体規定について――抗弁の対抗、損害賠償額の制限を中心として」判タ 549 号（1985 年）11 頁、清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法体系（第 4 巻）商品売買・消費者契約・区分所有建物』（有斐閣、1985 年）260 頁、宮武和也『消費者保護法の研究』（学芸書林、1986 年）390-399 頁、執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士舘法学 19 号（1986 年）37 頁、執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義（下）」ジュリ 880 号（1987 年）134 頁、千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」『（民商法雑誌創刊 50 周年記年論集 2）特別法からみた民法』民商 93 巻臨増 2 号（有斐閣、1986 年）280 頁、石川正美「（判批）割賦購入あっせんにおける抗弁の接続と切断――東京高裁昭和 61 年 9 月 18 日判決」ジュリ 891 号（1987 年）120 頁、大西武士「提携ローンにおける消費者の抗弁権」金法 1158 号（1987 年）4 頁、佐藤歳二「割賦購入あっせんと抗弁の対抗」佐藤歳二編『現代民事裁判の課題④〔動産取引〕』（新日本法規、1990 年）602 頁、半田吉信「ローン提携販売と抗弁権の切断条項――西ドイツ法を手掛かりとして（上）」判タ 724 号（1990 年）48 頁、千葉恵美子「抗弁の接続」椚村太市ほか編『改正割賦販売法（現代実務法律講座）』（青林書院、1990 年）67 頁、長尾治助「商品購入代金の立替払契約上の抗弁問題と信義則――最高裁平成 2 年 2 月 20 日判決への反論」ジュリスト 973 号（1991 年）46 頁、沼尾均「提携住宅ローンへの抗弁権接続法理の適用と実務対応」金法 1281 号（1991 年）4 頁、中田裕康「提携住宅ローンにおける抗弁権の対抗」金法 1304 号（1991 年）29 頁、松本恒雄「特集・最近のローン・クレジット問題　クレジット契約と消費者保護」ジュリ 979 号（1991 年）19 頁、鈴木正和「提携ローンと抗弁権の接続」銀行法務 452 号（1991 年）30 頁、鈴木正和「提携ローンと抗弁権の接続」金法 1283 号（1991 年）2 頁、篠塚昭次＝前田達明『新・判例コンメンタール民法 7 契約(2)』（三省堂、1992 年）135 頁、植木・前掲注(1)187 頁、松本恒雄「（トピックス消費者法 6）クレジット取引と抗弁の対抗」法セ 466 号（1993 年）86 頁、中務嗣治郎「提携ローンと抗弁権」金法 1362 号（1993 年）11 頁、山本忠弘「割賦販売法における抗弁権の接続について」名城法学 43 巻 4 号（1994 年）1 頁、楠本くに代『金融機関の貸し手責任と消費者保護』（東洋経済新報社、1995 年）170 頁、長尾治助『レンダー・ライアビリティ――金融業者の法的責任』（悠々社、1996 年）115 頁、千葉肇「ココ山岡商法と割賦販売法における『抗弁権』」消費者信用 15 巻 7 号（1997 年）40 頁、栗田哲男『不動産法・消費者法（現代民法研究 2）』（信山社、1997 年）450 頁、滝田裕「抗弁権の接続とは何か」金法 1478 号（1997 年）40 頁、二村浩一「消費者信用取引と抗弁権対抗を巡る諸問題」金法 1477 号（1997 年）22 頁、川地宏行「融資付投資取引における抗弁の接続(1)～（2・完）」三重大学法経論叢 15 巻 1 号（1997 年）1 頁、2 号（1998 年）25 頁、宮本健蔵「クレジット契約と民法理論――いわゆる抗弁の接続を中心として」明治学院論叢 610 号（1998 年）83 頁、千葉恵美子「抗弁の接続問題と消費者契約法（仮称）および債権流動化関連法との関係（上）（下）」NBL646 号（1998 年）6 頁、649 号 31 頁、清水裕「クレジット契約における抗弁の対抗（手形法・小切手法研究）」法学雑誌 tâtonnement 2 号（1998 年）284 頁、李致泳「韓国におけるクレジットカードによる割賦取引と抗弁の対抗（消費者問題と法の変動）（消費者信用と法）」立命館大学人文科学研究所紀要 71 号

（1998年）113頁、倉沢資成「クレジット販売における『抗弁の接続』の経済効果（特集・市場取引の法と経済学）」フィナンシャル・レビュー49号（1999年）1頁、大澄正人「Consumers, by definition in include us all(11)抗弁の接続(1)～(2)」月報司法書士345号（2000年）14頁、346号20頁、渡辺達徳「金銭消費貸借契約における第三者与信と抗弁の対抗――ドイツ消費者信用法における『結合取引』からの示唆」好美清光先生古稀記念論文集刊行委員会『好美清光先生古稀記念論文集現代契約法の展開』（経済法令研究会、2000年）337頁、千葉恵美子「（判批）預託金会員制ゴルフクラブ入会契約を目的とする保証委託型クレジット契約と抗弁の接続（最判平成13.11.22）」法教263号（2002年）192頁、潮見佳男「預託金会員制ゴルフ場の未開場とクレジット契約における抗弁権」銀行法務600号（2002年）4頁、永田均「抗弁の接続（割賦販売法30条の4）と消費者取引の適正化」法学新報109巻9＝10号（2003年）419頁、千葉恵美子「ゴルフ場会員権ローン訴訟における抗弁権接続――最近の裁判例を素材に――」金判1164号（2003年）2頁、都筑満雄「抗弁の接続と複合契約論――我が国における抗弁の接続の再定位と複合契約法理の構築に関する一考察(1)～（3・完）」早稲田法学79巻4号（2004年）107頁、80巻1号131頁、2号（2005年）75頁、三輪方大「50講――裁判例の分析とその展開（金融判例編5信用取引第20講）抗弁接続規定の適用範囲」、澤井真一「21講――抗弁権接続規定の適用効果」金商1211号（2005年）72頁、76頁、都筑満雄「（判批）モニター商法と抗弁の接続――抗弁の接続の新たな限界について」三重大学法経論叢24巻1号（2006年）143頁、坂東俊矢「（展開講座・実践消費者法13）割賦販売法と『抗弁の対抗』――不可分一体説から加盟店調査監督義務へ」法教319号（2007年）142頁、栗田晶「クレジットカード契約における抗弁対抗のリスク分配構造――ドイツにおけるクレジットカード契約論を素材として」法学政治学論究75号（2007年）171頁、都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）241頁……〔書評〕森山浩江・法時80巻6号（2008年）99頁、川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求（特集・割賦販売法改正の課題と展望）」クレジット研究40号（2008年）62頁、鳥谷部茂＝山田延廣編著『消費者法（第2版）』（大学教育出版、2010年）125頁〔岡野浩巳〕、伊藤進『消費者法・学校事故法（私法研究論集・第17巻・私法論2）』（信山社、2010年）101頁、渡辺達徳「改正割賦販売法における行政取締規定と私法上の効果」小林一俊＝岡孝＝高須順一編『（下森定先生傘寿記念論文集）債権法の近未来像』（酒井書店、2010年）1頁、川地宏行「第三者与信型販売と多角的法律関係」椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）359頁、古久根章典「割賦販売法――抗弁権接続規定の軌跡からみる既払金返還ルールの検討と課題――適用除外取引救済への試論（創設的ドグマティズムの克服）」NBL964号（2011年）84頁、橋田浩「（債権法改正の争点12・消費貸借）要物性の見直し・抗弁の接続――弁護士の視点から」ジュリ1439号（2012年）87頁、中里真「平成20年割賦販売法改正による抗弁の対抗規定（割賦販売法30条の4）の解釈への影響」秋田法学53号（2012年）53頁、潮見佳男「中小事業者の被害救済の視点からみる民法（債権法）改正と消費者法（特集）中小事業者の保護と消費者法」現代消費者法17号（2012年）29頁。

(14) 平成24年におけるクレジットカード取引のうち、実質1回払いを意味する非割賦購入あっせん方式による新規取扱高30兆6,735億円であり、包括信用購入あっせんに該当する新規取扱高3兆3,043億円の約10倍近くになっている（日本クレジット協会の信用供与額総括時系列表(推計) http://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/toukei_04_a.pdf[最終確認平成27年11月20日]）。

(15) 1回払いやボーナス一括払いなどを指定して購入した後に、カード会社の認める期間内であれば、個別利用ごとに、リボルビング払いに変更できる制度をいう。「あとからリボルビング払いに変更できる」ことから、「あとリボ」と略称するのが、各社のサービス名の中で最も多い呼称である。クレジットカード各社ごとに呼称が異なるとともに、その制度の内容も統一されたものではないが、本稿では、その主要な機能を持つものを「あとリボ」として第4章にて扱う予定である。村・前掲注(1)38頁参照。

(16) 後藤＝池本・前掲注(1)88頁、203頁は、一枚のカードで、マンスリークリア方式、リボルビング方式、分割払い方式を選択できるカードの場合で、マンスリークリア方式から、リボルビング払い方式に変更した場合には、どのようなやり取りがあったかに拘らず、適用されるとする「当然適用説」に立ち、あとリボ変更後に抗弁を主張できると解するとする。村・前掲注(1)38頁、番井菊世「改正特商法・割販法5」司法書士2010年8月号（2010年）54頁なども、

当然適用説に立つ。一方、「あとリボ」を採用している場合には、包括信用購入あっせんの登録義務、包括支払可能見込額の調査義務、業務の運営に関する措置等、取引条件や書面交付に関する義務について適用があるとする。抗弁の接続については適用がないが、類推適用が考えられるとする類推適用説などがある。経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』(日本クレジット産業協会、2009 年) 50 頁、中崎・前掲注(1)184 頁など。この問題については、筆者は、自動的にリボルビング払いに変更される場合を除き、原則とし不適用説に立つが、詳細は、第 4 章にて検討する。

(17) 中崎・前掲注(1)188 頁、478 頁。片岡義広＝田中貴一＝高松志直「金融規制法制」金法 62 巻 16 号(2000 号、2014 年) 102 頁など。

(18) F.R.オリバー著・小峯勝美訳『割賦信用論』(世界書院、1961 年) 16 頁、118 頁、242 頁、設備機械割賦販売金融委員会編「欧州における割賦金融状勢」(日本機械工業連合会・機械工業基礎調査報告書昭和 37 年度 37-N65、1964 年)、日本機械工業連合会編『ヨーロッパの割賦金融 (設備機械割賦販売金融委員会報告書・海外機械類割賦金融調査団報告)」(日本機械工業連合会・機械工業基礎調査報告書 38-N63-1、1964 年)、機械振興協会設備機械割賦販売金融委員会編「欧州の割賦金融情勢(2)(設備機械割賦販売金融委員会報告書)」(機械振興協会経済研究所・機械工業基礎調査報告書 39-K115、1965 年)、「クレジット・カード業務に進出した英国商業銀行」第一銀行調査月報 18 巻 6 号 (1966 年) 2 頁、人見康子「Hire - Purchase の若干の問題――とくに三者間の契約を中心として――」慶院 42 巻第 3 号 (1969 年) 192 頁、加藤良三「英国消費者信用法における信用概念と信用契約の種類について」公正取引 301 号 (1975 年) 2 頁、加藤良三「英国消費者信用法における予備交渉の制度化と交渉者の地位について――撤回と解除を中心に――」公取 302 号 (1975 年) 18 頁、加藤良三「英国消費者信用法における供給者の違反行為と債権者の連帯責任(上)(下)」公正取引 304 号 (1976 年) 16 頁、305 号 15 頁、加藤良三「英国消費者信用法における債権者の強制履行――債権者の権利行使の制限と消費者の保護――(上)(下)」公正取引 307 号 (1976 年) 17 頁、310 号 22 頁、長尾治助『イギリス消費者私法の研究』(成文堂、1974 年) 135 頁、「ヨーロッパの消費者信用」通商産業省産業政策局消費経済課監修『消費者信用統計'78』(日本割賦協会、1978 年) 319 頁、長尾治助「イギリスにおける消費者金融法制」塩田親文＝長尾治助編著『消費者金融の比較法的研究』(有斐閣、1984 年) 174 頁、金子武嗣＝坂東俊矢「欧州の消費者信用法制の研究(3)イギリス(1)」NBL322 号 (1985 年) 38 頁、長尾治助「諸外国の消費者信用法(2)――イギリス」加藤＝竹内・前掲注(1)307-336 頁、Gordon BORRIE, *The Development of Consumer Law and Policy*：*Bold Spirits and Timorous Souls (Hamlyn Lecture Series)*, Stevens & Sons Ltd., 1984,78.……〔邦訳〕ゴードン・ボーリー著・砂田卓士訳『イギリス消費者保護政策と法――その細心にして大胆な構図』(日本評論社、1987 年) 98 頁、Gordon, BORRIE and Aubrey L. DIAMOND, *The consumer, society and the law*, Allen Lane the Penguin Press Ltd., 1981, i .……〔邦訳〕ゴードン・ボーリー著・新井正男＝池上俊雄訳『(新版) 消費者保護――イギリス法の歩み――』(中央大学出版部、1990 年) 1 頁以下、中坊＝木村ほか・前掲注(2)30 頁、42 頁、203 頁、小峰勝美「イギリスの消費者信用社会と法制度」クレジット研究 5 号 (1991 年) 39 頁……〔所収〕『クレジット法研究』(第一法規、1998 年) 145 頁、曽田修吉「英国におけるクレジットカード市場」(全国信販協会 1992 年) 4 頁、竹内昭夫『消費者信用法の理論』(有斐閣、1995 年) 87 頁。砂田卓士『イギリス契約法研究』91 頁 (信山社、1995 年)、F. J. ラブリュイエール＝R. M. ヘルピ共著・アコムプロジェクトチーム訳・木下恭輔監修『消費者クレジットの世界史』(きんざい、1997 年)、田作朋雄『イギリスのワークアウト――債権回収と倒産処理』(近代文芸社、1998 年) 152 頁、下田雅「英国のクレジットカード市場」クレジット研究 19 号 (1998 年) 117 頁、青島幹朗「欧米における電子決済・電子マネーシステムの最新動向――(5)VISA インターナショナルの EC 戦略」消費者信用 18 巻 6 号 (2000 年) 54 頁、鹿野菜穂子「消費者信用取引における提携貸主の責任――英国消費者信用法をめぐる議論の展開――」立命 2000 年 3・4 号上巻 (271・272 号、2000 年) 901(281) 頁、斉藤美彦「英国リテールバンキングの現状①~⑤ (完)」消費者信用 17 巻 3 号 (1999 年) 46 頁、4 号 56 頁、5 号 54 頁、6 号 81 頁、7 号 74 頁、「海外クレジットニュース (イギリス) 増加するデビットカードの利用」消費者信用 19 巻 11 号 (2001 年) 63 頁、同「銀行カード IC 化伸展と期待される効果」20 巻 12 号 (2002 年) 71 頁、同「ヴァージン・グループのカード新戦略」20 巻 4 号 (2002 年) 83 頁、「海外クレジットニュース (ヨーロッパ) ――ヨーロッパのクレジットカードとデビットカード」消費者信用 20 巻 2 号 (2002 年) 83

頁、我妻学「イギリスにおける消費者信用取引と債務整理手続」クレジット研究 27 号（2002 年）154 頁、坂野友昭「英国貿易産業省が目指す 21 世紀の消費者信用――公正、透明かつ競争的な市場を求めて」消費者信用 22 巻 3 号（2004 年）32 頁、和田文明「（海外情報）イギリスのクレジットカードの IC カードの移行状況について」カード・ウェーブ 17 巻 3 号（2004 年）100 頁、The Secretary of State for Trade and Industry, *Fair, Clear and Competitive：A Consumer Credit Market in the 21st century,* The Stationery Office, 2003, 1.……〔邦訳〕江夏健一＝坂野友昭監訳『21 世紀の消費者信用市場――公正、透明かつ競争的な市場を求めて』（東洋経済新報社、2005 年）1 頁、野村美明「イギリス消費者信用法制の改革」クレジット研究 34 号（2005 年）6 頁、尾島茂樹「イギリス消費者信用法の現在」クレジット研究 34 号（2005 年）12 頁、和田文明「（海外情報）イギリスのマルチリテイルカスタマーロイヤルティプログラム『nectar』」カード・ウェーブ 19 巻 11 号(230 号、2006 年)50 頁、野村美明「英国消費者信用法の域外適用と EU 域内市場」クレジット研究 37 号（2006 年）117 頁、和田文明「（海外情報）イギリスのペイメントカード」カード・ウェーブ 20 巻 4 号(235 号、2007 年)66 頁、鹿野菜穂子「第 7 章　EU 消費者法」庄司克宏編『EU 法実務編』（岩波書店、2008 年）206 頁、Giuseppe BERTOLA = Richard DISNEY = Charies GRANT, *The Economics of Consumer Credit*, MIT press, 2006,181-226.……〔邦訳〕江夏健一＝坂野友昭監訳『消費者信用の経済学』（東洋経済新報社、2008 年）187-243 頁、C. J. MILLER = Brian W. HARVEY = Deborah L. PARRY, *Consumer and Trading Law Text Cases and Materials*, Oxford University Press, 2010, 294.

(19) 市場調査研究会・割賦販売調査委員会報告書「アメリカにおける販売金融会社の実態」（日本機械工業連合会・機械工業基礎調査報告書、昭和 36 年度 36-N114、1963 年）、土屋栄一郎「アメリカにおける消費者信用の発展とクレジット・カード」富士銀行調査時報 180 号（1967 年）38 頁、「発展する米国のクレジット・カード制度」経済月報 214 号（1967 年）45 頁、「米国商業銀行のクレジット・カード業務について」三菱銀行調査 160 号（1968 年）22 頁、上田・前掲注(1)18 巻 1 号 47 頁、2 号 45 頁、加藤・前掲注(1)『クレジット・カード――基本問題とその法理論――消費者取引法シリーズⅠ（増補版）』67 頁、堤田克彦「アメリカ銀行系クレジット・カードの諸問題」西南学院大学法学論集 10 巻 2-4 号（1978 年）59 頁、「波紋呼ぶシティバンクのクレジット・カード作戦（海外駐在員報告・ニューヨーク）」三菱銀行調査 281 号（1978 年）27 頁、通産省産政局消費経済課・前掲注(10)「アメリカの消費者信用」245 頁、中坊＝木村ほか・前掲注(2)391 頁、望月礼二郎「諸外国の消費者信用法（2）――アメリカ」加藤＝竹内・前掲注(1)269 頁、「過熱する米国のクレジット・カード業務を巡る競争（海外の銀行の話題）」三菱銀行調査 369 号（1986 年）42 頁、「アメリカ――『クレジットカード保有者法案』提出へ」消費者信用 4 巻 2 号（1986 年）74 頁、加藤・前掲注(1)『クレジット・カード法の研究』41 頁、R. H. コール著＝日本クレジット産業協会クレジット研究所訳『コンシューマー・クレジット（米国のクレジット・マネジメント・上）』（文眞堂、1991 年）35 頁、158 頁、三輪信司「アメリカにおける消費者信用の動向――金融機関、家計双方の要因から調整局面に――」消費者信用 10 巻 4 号（1992 年）60 頁、高橋公男「米銀のクレジットカード業務の現状と動向」たくぎん調査 451 号（1993 年）15 頁、加藤良三『消費者信用法の研究――消費者保護の法理論――（消費者信用取引シリーズⅢ）』（千倉書房、1993 年）187 頁、ジョセフ・ノセラ著＝野村総合研究所訳『アメリカ金融革命の群像』（野村総合研究所情報リソース部、1997 年）、蓑輪靖博「アメリカにおけるクレジットカード不正使用の民事責任」クレジット研究 17 号（1997 年）142 頁、坂野友昭＝竹之内秀行「（新・アメリカ消費者金融事情 14）カードを即時発行するオンライン・クレジットカード会社、ネクストカード」消費者信用 17 巻 8 号（1999 年）92 頁、下田雅「米国消費者のクレジットカード利用実態調査――1970 年～2000 年」クレジット研究 24 号（2000 年）46 頁、桶舎典哲「アメリカ統一消費者信用法典（Uniform Consumer Credit Code）の目的と規制の構造」クレジット研究 23 号（2000 年）114 頁、大寺廣幸「米国のクレジットカード過去・現在・未来」郵政研究所月報 14 巻 7 号（2001 年）92 頁、蓑輪靖博「『市場の保護』とクレジットカード取引法――アメリカの加盟店契約規制を参考として」九州産業大学商経論叢 42 巻 4 号（2002 年）87 頁、マン・ロナルド＝柏木昇「（特別講義概要・企業法サロン）デビットカードとクレジットカード日本とアメリカの比較」企業法学 9 号（2002 年）275 頁、「海外クレジットニュース（アメリカ)――アメリカのクレジットカード規制」消費者信用 20 巻 10 号（2002 年）

64頁、尾島茂樹「クレジット・カード使用手数料の上乗せと現金割引――アメリカにおける立法を参考として」金沢法学45巻2号（2003年）181頁、尾島茂樹「アメリカにおけるクレジット・カードの他人使用とホルダーの責任・前史――貸付真実法改正までの判例法の展開」クレジット研究29号（2003年）165頁、岩崎薫里「アメリカ・クレジットカード業界の最近の動向」国際金融1103号（2003年）18頁、岩崎薫里「米銀のクレジット・カード戦略――近年の動向と成果」Japan Research Review 13巻5号（2003年）50頁、阪本安廣「米国におけるカードビジネスの現状――米国の銀行におけるクレジットカードビジネスの位置づけとその取組状況（特集・カードビジネス再考）」地銀協月報525号（2004年）2頁、加藤広亮「米国クレジットカード業界から学ぶ――日本の業界進化へのヒント（総特集・消費者信用業務の未来像 Part2 カードビジネスの収益強化策）」月刊金融ジャーナル45巻7号（2004年）68頁、岩崎薫里「アメリカで急拡大するスモール・ビジネス・クレジット・カード」Business & Economic Review 16巻2号（2006年）86頁、岩崎薫里「(Report)リボ・分割返済拡大の可能性が高まるクレジット・カード市場――アメリカの経験を踏まえて」Business & Economic Review 16巻6号（2006年）100頁、岩崎薫里「(Studies)アメリカ・クレジットカード業界における会員維持およびメイン・カード化策」Business & Economic Review 16巻8号（2006年）67頁、鈴木博「(今月の焦点・国内経済金融）米銀のクレジットカード業務の展開と日本への示唆」金融市場17巻10号（2006年）23頁、岩崎薫里「アメリカのスモール・ビジネス・クレジット・カード急成長の背景と最近の動向」クレジット研究37号（2006年）66頁、和田文明「海外情報――アメリカのマーチャントアクワイアリングとチェースペイメンテックソリューションズ」カード・ウェーブ20巻5号（236号、2007年）60頁、和田文明「海外情報――米国におけるノンキャッシュペイメントのトレンド」カード・ウェーブ21巻8号（251号、2008年）62頁、岩崎薫里「融資絞り込み・クレジットカードでも顕著に（米国リテールビジネスのいま)」金融財政事情60巻16号（2009年）23頁、岩崎薫里「米国クレジットカード不良債権危機の実態（世界の危機は去ったのか・偽りの金融再生）（海外編・世界金融危機いまだ去らず)」週刊東洋経済6204号（2009年）46頁、岩崎薫里「金融危機後のアメリカ・クレジットカード市場の動向」Business & Economic Review 19巻7号（2009年）146頁、岩崎薫里「米国のクレジットカード規制強化と日本への示唆「消費者信用27巻8号（2009年）28頁、岩崎薫里「米クレジットカード規制の衝撃」金融財政事情60巻36号（2009年）64頁、前田真一郎「クレジットカードの出現と消費者信用の変化――戦後アメリカの消費者信用」名城論叢10巻1号（2009年）63頁、井樋三枝子「(立法情報）アメリカ・クレジットカード規制法」外国の立法月刊版240-1号（2009年）4頁。

第１章
わが国におけるクレジットカード取引

第１節　クレジットカード取引の法構造

1.「複合契約」論からのアプローチ

本論文の考察対象であるクレジットカード取引をめぐる法律問題の理解に関しては、従来、「複合契約」論ないし「複合取引」論からのアプローチが一般的であった。

「複合契約」ないし「複合取引」とは、2 個の契約ないし取引関係が相互に緊密な関係にあるために、一方契約（取引）について生じた事由が、他方契約（取引）の効力に影響を及ぼすものをいう。古くは「混合契約」と区別されずに論じられてきたが、現在では、複数の典型契約が結合して１個の契約と認定される場合を「混合契約」と呼び(1)、契約が複数個認定できる場合を「複合契約」と呼ぶのが一般的である(2)。複合契約には、温泉権付別荘・スポーツクラブ会員権付リゾートマンション・高齢者用ケア付マンションの売買契約などがあるが(3)、その他、元請負契約と下請負契約(4)、フランチャイズ契約(5)などとともに、クレジットカード取引も複合契約に当たるとされている(6)。

商品販売・役務提供契約の当事者間において、代金後払い（一括払いあるいは分割払い）の約定が存在する場合、これを単に商品販売・役務提供契約に付された特約にすぎないと解するか、商品販売・役務提供契約と信用供与契約の混合契約（1 個契約）と解するか、2 個の独立した複合契約と解するかによって、当事者間の利益状況に大きな変化は生じない。販売業者・役務提供事業者がクレジットカードを発行して継続的な信用供与契約を締結した場合、商品販売・役務提供契約との関係は複合契約となるが、その後も反覆・継続し

て商品・役務を購入するのでなければ、購入者（消費者）には、継続的な信用供与契約を締結するメリットはない。これに対して、当該販売業者・役務提供事業者との間で反覆・継続して購入契約を締結する場合には、継続的な信用供与契約を結ぶことで、①現金を持ち歩く危険から解放され、また、②購入契約のたびに支払猶予の審査を受ける煩雑さからも免れる。

一方、一回的な信用供与契約に関しては、その当事者が、販売業者・役務提供事業者である場合と、それ以外の第三者（信用購入あっせん業者）である場合とでは、購入者のメリットに格別の差異は生じない。

これに対して、継続的な信用供与契約に関しては、三当事者型ないし多数当事者型の場合、上記①・②の点（これらは二当事者型・多数当事者型に共通のメリットである）に加えて、③各販売店の与信判断に左右されることなく、あらかじめカード発行会社が設定した与信限度の範囲内で自由に利用できる、④返済方法が個々の販売店による指定条件ではなく、カード発行者の設定する一括払い・ボーナス払い・分割払い・リボルビング払いの中から自由に選択できる、⑤通常なら後払いや分割返済が認められない取引（食事代、交通費、公共料金、自動車税などの一部の税金、一見の客など）であっても後払い・分割払いができるといった、二当事者型には認められないメリットが利用者側に生じる。さらに、国際ブランドと提携した多数当事者型のクレジットカード取引においては、⑥海外の販売店との取引にも、外貨でそのまま決済ができ、円貨で返済することができるので、為替手数料の負担が軽減される、⑦個人認証が容易であり、世界中で一定の信用力が認定され、デポジット等の負担がないことから、海外旅行やインターネット取引における利便性が高い、といった点が利用者側のメリットとして挙げられる(7)。

しかしながら、クレジットカードが登場した初期の時代においては、多数当事者型に固有の③以下のメリットはいまだ発達しておらず、そのため、信用供与契約が一回的であろうと継続的であろうと、

また、契約当事者が二当事者型であろうと三当事者型であろうと、商品・役務の購入者（消費者）のメリットに違いは生じないとする見方が一般的であった(8)。また、本章第2節で触れるように、わが国におけるクレジットカード取引の淵源は、百貨店が発行する「チケット」や「クーポン」による商品販売に、信販会社が代行業務として参入したものであったことから、信販会社等による三当事者型（信販会社・加盟店・購入者）の法律関係の理解に関しても、百貨店の各営業者と購入者の二当事者型の法構造を延長・類推する発想がとられた(9)。割賦販売法が昭和59(1984)年改正により「抗弁の接続」規定を導入した当時、信用購入あっせん業者と販売業者の不可分一体説が一般的であったのも、そのためである。

だが、その後のクレジットカード取引の発展とともに、不可分一体説は妥当性を失い、これに代わって信用購入あっせん業者の加盟店に対する管理責任を「抗弁の接続」規定の根拠に求める見解が通説化する。すなわち、信用購入あっせん業者は、一方では、販売業者・役務提供事業者から加盟店手数料を徴求し、他方、消費者（商品・役務の購入者）からは分割払いの手数料（カード利用の場合にはカード会費も）を得ることで、双方から経済的利益を得ることができる。このような地位にある以上、信用購入あっせん業者は、信用供与契約の相手方である消費者（購入者）に対して、加盟店の販売態様に関する管理責任を負い、加盟店に対して購入者が有している抗弁事由につき危険を引き受けるべきである、というのである。

しかしながら、以上のような論理は、三当事者型の取引については成り立っても、今日多数を占める四当事者以上の多数当事者型のクレジットカード取引には当らない。多数当事者型クレジットカード取引では、カード発行会社は、カード会員の利用した販売店と自社との間に加盟店契約が存在することは稀であり、したがって、三当事者型のように、加盟店の勧誘・販売方法に関する監督義務を想定することができない。また、国際カードの場合、カード発行会社は、加盟店からクレジット取扱いに関する手数料を徴求することは

ない。それゆえ、カード利用者の保護に関しては、二当事者型と三当事者型が当事者性と法律構成を異にするのと同様、三当事者型と四当事者以上の多数当事者型とでは、当事者関与とその関係性が希薄となり、二当事者型と同様の責任根拠に基づく救済方法とは異なる方法を考えるべきである(10)。

2.「多角的法律関係」論からのアプローチ

なお、クレジットカード取引の法構造の理解に関しては、上記のような「複合契約」論――すなわち契約の個数に着眼したアプローチのほかに、「多角的法律関係」論――すなわち契約当事者の人数の側に着眼したアプローチも行われている(11)。

この視角からの分析は、「複合契約」論からは導かれない、まったく新たな知見を提供した。上記のように、「複合契約」論は、二当事者間で複数個の契約が存在する場合を典型に据えたうえ、これを複数個の契約の当事者が異なる場合に類推・拡張する発想に立っているため、理論の延長範囲は三当事者型にとどまっていた。これに対して、「多角的法律関係」論は、当初より四当事者以上の多数当事者の法律関係をも視野に入れて横断的・総合的な検討を行っていることから、その中に、三当事者型あるいは二当事者型に還元することのできない法律関係が存在することを明らかにした。

今日一般的である四当事者型以上の多数当事者型クレジットカード取引も、この類型に属するものであって、商品・役務の購入者や加盟店と直接の契約関係で結ばれていない者については、二当事者型の責任原理を延長した不可分一体説や、三当事者型に固有の責任原理である加盟店の管理責任論とは、まったく異なる責任原理が妥当する。

この点との関係で、以下では、三当事者型ならびに四当事者以上の多数当事者型のクレジットカード取引における契約内容と商品・金銭・情報等の流れを整理しておく。

（1）　三当事者型クレジットカード取引

まず、三当事者型のクレジットカード取引の流れをチャートで示すと、**〔図表 1〕**のようになる。

〔図表 1〕　三当事者型クレジットカード取引

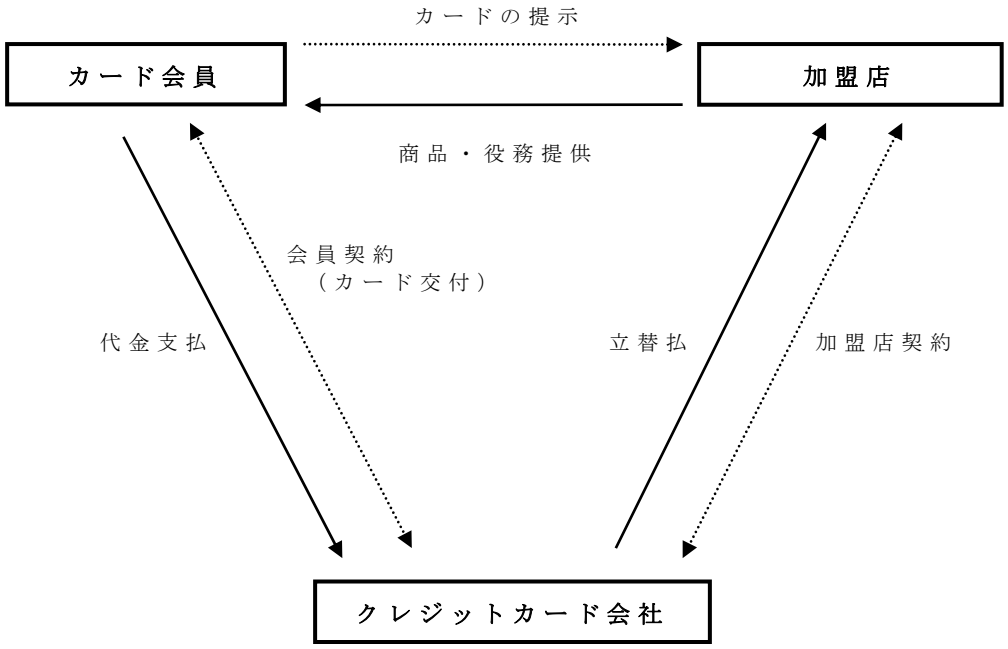

三当事者型のクレジットカード取引の根幹部分は、クレジットカード会社が、カード会員と加盟店の双方との間に、直接の契約関係を結んでいる点であり、この点が、カード会員のクレジットカード会社に対する責任追及の根拠を、クレジットカード会社の加盟店に対する監督義務に求める今日の通説の基礎となっている。

一方、資金は、クレジットカード会社（信用購入あっせん業者）→加盟店（販売業者）、カード会員（購入者）→クレジットカード会社（信用購入あっせん業者）と流れるので、結局、カード会員は、代金をクレジットカード会社経由で販売業者に払っていることになるが、販売業者には、自社割賦の場合と異なり、代金を即時全額受領できるメリットがあることから、クレジットカード会社に加盟店手数料を支払ってでも加盟店契約を締結することを考える。一方、

カード会員の側では、代金支払を一定期間猶予してもらうメリットと引換えに、原則として年会費や据置期間に対応する手数料を支払うことになる(12)。

（2） 多数当事者型クレジットカード取引

一方、四当事者以上の多数当事者間のクレジットカード取引と三当事者型クレジットカード取引との違いは、①2 種類のクレジットカード会社が登場する（国際カード発行権を持たないカード発行会社が介在する場合は 3 種類）こと、②カード発行会社と加盟店管理カード会社には、直接の契約関係がなく、国際ブランドの運営する決済機構に互いに加盟している関係にあること、③カード会員が取引可能な販売店は、会員の所属するクレジットカード会社と加盟店契約を締結しておらず、したがって、直接の資金交付がなされないことがあげられる。

なお、カード会員が取引可能な販売店には、(i)三当事者型におけるのと同様、クレジットカード会社との間に直接加盟店契約がある場合と、(ii)加盟店契約が存在せず、他のプリンシパルメンバーの加盟店である場合があり(13)、さらに、(iii)自社や他のプリンシパルメンバーとの直接の加盟店契約もなく、「決済代行会社」や「包括加盟店」を通じてクレジットカード決済が可能となっている場合もある。

同じ多数当事者型の法律関係ではあるが、(ii)の四当事者型と(iii)の五当事者以上の多数当事者の法律関係も大きく異なっていることから、以下では、(ii)の場合と(iii)の場合を区別するために、(ii)については「四当事者型クレジットカード取引」と呼び、(iii)の場合を指して「多数当事者型クレジットカード取引」と呼称することにする。

〔図表 2〕　多数当事者型クレジットカード取引（その１）

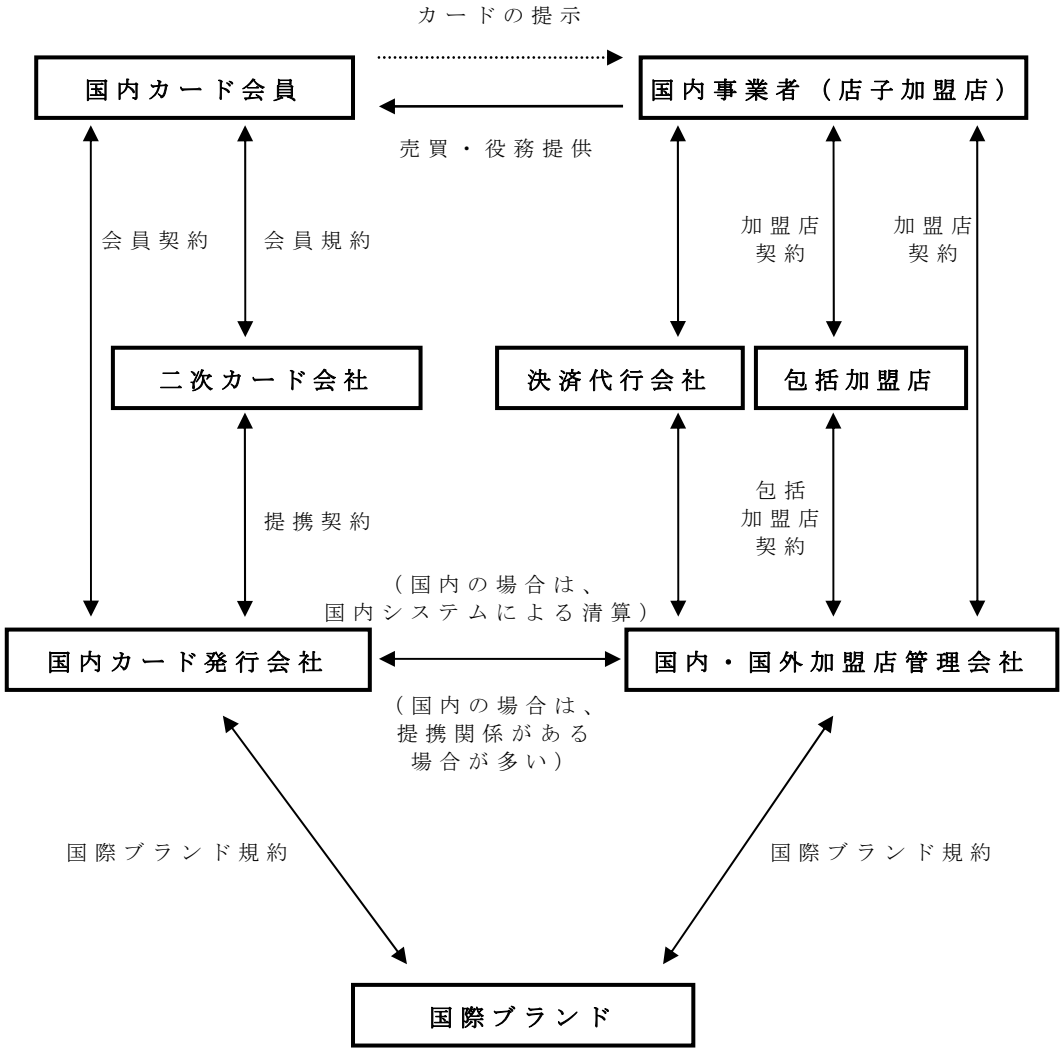

以下、(iii)多数当事者型を念頭に話を進めるならば、この場合における決済代行会社や包括加盟店は、自身が加盟店契約を締結して、加盟店管理会社からカード利用代金を受領する一方で、個々の販売業者との関係では、あたかも加盟店管理会社のように、カード利用代金の支払機能を果たす。

さらに、国際ブランドを搭載したクレジットカード（以下「国際カード」という）の場合には、金融機関と国際ブランドが加わるほか、二次カード会社(14)がカードを発行した場合や、実際の取引の販売店に決済代行会社や包括加盟店が加わった場合には、六当事者以

上の関係者が関与することになる。

一方、決済の流れは、購入者と販売業者の間の購入契約が国内取引か海外取引かで若干異なり、国内取引については、国内カード会社が共同で利用する情報処理センターを利用して清算されるのが原則であるが(15)、海外加盟店管理会社を経由して、国際ブランドの決済システムが用いられる場合もあり、この場合には、加盟店管理会社から直接的または間接的に販売店に代金が支払われ、一方、国際ブランドの決済システムを経由して利用代金債権を取得したカード発行会社は、国際カードを利用したカード会員に対して代金請求をすることができる仕組みとなっている(16)。ただし、国際ブランドおよび加盟店管理会社を介在した決済であることから、カード会員は三当事者型のように加盟店に対して分割払いやリボルビング払いを指定することはできず、会員の利用は、全て 25 日から 60 日後のマンスリークリア（一括払い）で処理されている(17)。なお、会員の実際の支払方法は、クレジットカード発行会社との契約に従い、この点に関して、国際ブランド、加盟店管理会社、販売業者は一切関係をもたない。このように、会員が分割払いやリボルビング払いを選択して割賦販売法の適用のある信用供与を受けるか、割賦販売法の適用のない 1 回払いのままかは、国際ブランド、加盟店管理会社、販売業者の取引実務や手数料負担に何らの影響を与えない点が、これらが加盟店手数料の料率、立替サイトに影響する三当事者型取引と大きく異なっている。

〔図表 3〕　多数当事者型クレジットカード取引（その 2）

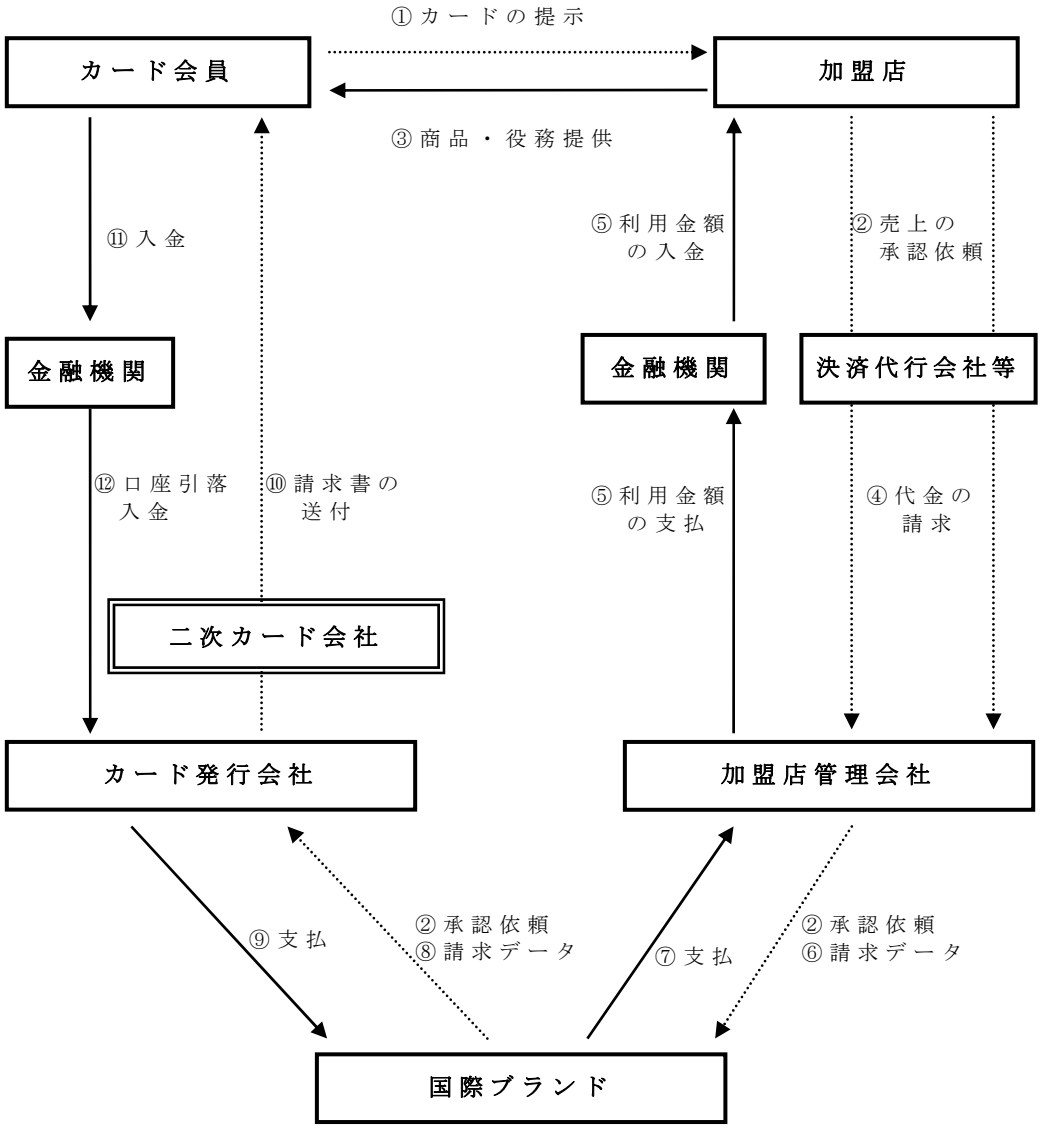

（**太線**＝金の流れ。**破線**＝情報・モノの流れ）

① 会員がカード券面の提示またはカード番号の通知並びに署名または暗証番号の入力により、代金のカード決済の申し込みを行う。

② 加盟店は、カードが有効なカードか、与信限度枠内か等の点につき、加盟カード会社（加盟店管理会社）を通じた確認が必要であり、カード発行会社（二次カード会社を含む。以下同じ）の承認をうける。

③　承認結果に基づき、商品の引渡し、サービスの提供を行う。

④　加盟店は、掛売りした売上伝票や売上データを自分が加盟するカード会社に送付し、代金相当額の支払を請求する。

⑤　加盟店管理会社は、加盟契約に基づく所定の支払期日に、代金相当額から加盟店手数料を控除した金額が金融機関を通じて、加盟店の届け出た預金口座のある金融機関に送金により支払われる。

⑥　加盟店管理会社は、国際ブランドに対してカード会員の利用代金を請求する。

⑦　国際ブランドは、利用代金からインターチャージ・フィー(18)とブランド・フィー(19)を控除した残額を加盟店管理会社に支払う。

⑧　国際ブランドは、カード発行会社に対して会員の利用代金に係る請求データを送り、国際ブランドへの支払を請求する。

⑨　カード発行会社は、インターチャージ・フィーを控除し、ブランド･フィーを加算して国際ブランドに支払う。(二次カード会社分は、二次カード会社に手数料とともに請求する)。

⑩　カード発行会社は、会員が利用したカード利用の明細書を毎月 1 回作成し、カード会員の指定する住所（または、電子メールアドレス）に送付する。

⑪　会員は、利用代金を所定期日までに全額、またはカード発行会社との約定による金額を銀行口座に入金する。

⑫　口座振替の方法によりカード発行会社に所定の代金が支払われる。

第 2 節　クレジットカード取引をめぐる法規制の歴史

以上のように、同じクレジットカード取引であっても、その取引構造は、二当事者型あるいは三当事者型と、四当事者型あるいはそれ以上の多数当事者型とで大きく異なっているが、にもかかわらず、割賦販売法が、二当事者型あるいは三当事者型にしか妥当しない法制度である「抗弁の接続」規定を導入したのは、この規定が導入された昭和 59(1984)年改正当時の時代背景と関係している。

わが国においてクレジットカードが今日のように一般化したのは、VISA、MasterCard といった国際カードの利用が本格的に可能になり、カード会社の間で加盟店の相互開放が行われるようになる平成元(1989)年以降である(20)。

一方、割賦販売法において「クレジットカード」あるいは「カード」という言葉が用いられるようになるのは、昭和 47(1972)年改正以降のことであって、それ以前は、「チケット」や「クーポン」等を念頭に置く「証票」という用語が用いられていた(21)。「チケット」や「クーポン」というのは、戦後チケット団体や信販会社が発行していたもので、会員証を提示して購入金額相当分の「チケット」や「クーポン」券を渡すことにより、代金の分割払いができるものであったが、後述するように、平成 4(1992)年 6 月 19 日に廃止されるまで、異なった都道府県に所在する百貨店の店舗に共通して使用できる「チケット」や「クーポン」を発行することが禁じられており、これが信販会社等の発行する分割払いのクレジットカードにとって大きな制約となっていた(22)。したがって、割賦販売法の適用のないマンスリークリア方式のクレジットカード取引しか、全国的には取り扱われていなかったという事情がある。

本章第 1 節でも触れたように、わが国における販売信用に関する法制度整備は立ち遅れており、唯一存在する割賦販売法も、平成 20(2008)年改正までその適用範囲が、特定の商品・権利・役務（「指定商品」「指定権利」「指定役務」。旧割賦販売法 2 条 5 項）を、分

割払いの方法で購入する場合に限られるなど、日々進化・発展するクレジットカード取引の後追いをしている状況である。消費者保護のための法制度である「抗弁の接続」についても同様である。

わが国におけるクレジットカード取引の歴史的な発展過程と、販売信用に関する規制を年表の形で対応させれば**〔図表 4〕**のようになる。以下、本節では、これら各時代において、どのような販売信用の形態をターゲットとして法規制が行われてきたか、また、そこにおけるクレジットカード取引への対応はどのようなものであったかにつき概観する(23)。

〔図表 4〕　日本のクレジットカードおよび法規制の歴史的展開

	クレジットカード	法規制等
昭和 26(1951)	6.7　日本信販がデパートで使える「クーポン」券発行開始	
昭和 34(1959)		10.24 通産大臣通達（34 企局 2195 号)「百貨店業者の割賦販売自粛について」
昭和 35(1960)	12.22 日本ダイナースクラブ設立（JTB と契約） 1.　丸井が紙製のクレジットカードを発行	
昭和 36(1961)	1.25 JCB 設立 初の国内カード発行	7. 1 割賦販売法（法律第 159 号）制定
昭和 41(1966)	10.　日本信販クレジットカード発行開始	
昭和 42(1967)	4.14 日本割賦協会(現日本クレジット協会）設立 8.　JCB アメックスカード(国際カード）発行取次開始 12.　ダイヤモンドクレジット(DC)設立。 12.　住友クレジットサービス設立	
昭和 43(1968)	3．ミリオンカードサービス(MC)設立 10.　住友カード国際カード(VISA)国内初発行 日本信販が高島屋と提携して提携（代行）カード発行を開始	5.29 割賦販売法の一部を改正する法律（法律第 72 号） 5.30 消費者保護基本法の制定
昭和 44(1969)	6.　ユニオンクレジット(UC)設立 6.　日専連が全国共通クレジットカード発行を決議 DC 国際カード(Master Charge)発行	3.25　地方自治法の改正。固有業務に「消費者保護」追加。

昭和 47(1972)	三菱銀行「総合口座」導入 日本信販と鹿児島信販が相互交流の共通クレジットカードを発行	6.16 割賦販売法の一部を改正する法律（クレジットカードの追加）
昭和 48(1973)	日本信販国際カード(Master Charge)発行	4.2 通産大臣通達（48 企局 274 号）「割賦購入あっせん契約約款の作成基準等について」
昭和 51(1976)		6．4 訪問販売等に関する法律附則 3 条による改正
昭和 52(1977)	7． オリエントファイナンスが「広域カード」発行 10． 東武百貨店が POS 連動によるリボルビング方式のクレジットカードを発行	
昭和 55(1980)	2． 住友 VISA カード（国内外共通カード）発行開始 5． VISA ジャパンを設立	
昭和 56(1981)	2． DC,MC,UC がマスターカードロゴの国内外共通カード発行開始 JCB 初の国際カード発行	5． 銀行法改正（クレジットカード業務が付随業務に） 8.12 通達（56 産局 734 号「信用販売に係る分割払手数料の徴収について」
昭和 57(1982)	8．西武百貨店グループ統一自社カード「セゾン」発行 以降流通系クレジットカード会社の設立相次ぐ	
昭和 58(1983)	10.17 地銀バンクカードの誕生 11.1 銀行系カード会社 7 社で共同システムとしての CAT 利用開始	4.28 貸金業規制法が成立 7.27 通達（58 産局 456 号)「個人信用情報機関の整備について」
昭和 59(1984)	5．信販系銀行系で共同 CAT がスタート 8．家電系クレジット会社 4 社が「カードジャパン」を設立 8．郵政省「日本信販・郵便貯金ジョイントカード」発行 10． 日本クレジットカード協会(JCCA)結成	6．2 割賦販売法の一部を改正する法律（抗弁権規定を創設） 11.26 標準カード会員規約・モデル書面についての通達
昭和 60(1985)	4.1 ㈱信用情報センター（現シー・アイ・シー）営業開始 4． JAL カード設立 4． 大協石油がダブルカード方式で「アイデスカード」発行 9． 国鉄が JNR カード発行 10． 日本生命がニッセイカードサービス設立	
昭和 61(1986)	1． 共同石油が日本信販とツイン方式で「共石カード」を発行 4． 出光興産が出光クレジット設立 9.1 日本信販がノンバンク初の VISA スペシャルライセン	3.4 通達「消費者信用情報機関等における消費者信用情報の管理等について」

	シー獲得	
昭和 62(1987)	3.20 三信用情報機関による信用情報交換制度(CRIN)開始 3.31 クレジットカード発行枚数 1 億枚突破（1 億 1036 万枚）	
昭和 63(1988)	7. 日本信販が「国際カードビジネス協会」を設立 10. 銀行系で DC が初めてデュアル（マスター・VISA）発行を開始	5.17 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（法律第 43 号）附則 5 条による改正
平成元(1989)	1. 「オムニカード協会」を設立し、ビザ・ジャパングループ各社がマスターカード発行を開始 2. 「マスターカードジャパン」設立	7.7 大臣告示「個人情報保護措置登録簿制度」 10.20 販売信用取引における電子計算機処理に係る個人信用情報保護のためのガイドライン（案）の策定、
平成 4(1992)	9.1 銀行系カード会社にリボルビング方式が解禁 JCB リボ払い取扱い開始	6.19 34 年通達の廃止 5.26 通達「加盟店情報交換制度の創設・運営について」 6.5 特定債権の譲渡等の規制に関する法律制定
平成 8(1996)	10 日本クレジット産業協会「EC（電子商取引）クレジット取引調査研究委員会」報告書公表	5.22 訪問販売等に関する法律および通商産業省設置法の一部を改正する法律附則 3 条による改正
平成 11(1999)		4.23 訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律 2 条による改正
平成 12(2000)	9. 警察庁との連携を目的に「全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会」を設置 JCB 加盟店獲得業務受託会社設立	11.17 訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律 2 条による改正 11.27 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律 38 条による改正
平成 13(2001)	6.1 銀行系・流通系カード社に総合割賦（分割払方式のカード発行）を解禁 3.28 「クレジット産業における個人信用情報の保護・利用に関する自主ルール」策定	6.26 刑法改正により、カードの電磁情報の窃取、偽造カードの保持などを刑罰化
平成 14(2002)	9. クレジット端末機約 90 万台（CAT 約 44 万台、CCT 約 54 万台）設置 クレジットカード不正利用額が平成 12 年度の 308 億円をピークに減少傾向明確化	6.12 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則 37 条による改正 12.13 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

		律 64 条による改正
平成 16(2004)	IC カード発行が本格化	5.12 特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律 2 条による改正 12. 3 信託業法附則 54 条による改正
平成 20(2008)		6.18 特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律（法律第 74 号）3 条・4 条による改正
平成 21(2009)	4.1 自主規制機関としての日本クレジット協会設立認可 12.1 包括信用購入あっせんに係る自主規制規則施行 12.1 クレジットカード番号等の適切な管理等に関する自主規制規則施行	6. 5 消費者庁および消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第 49 号）10 条・29 条による改正
平成 23(2011)		6.24 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（法律第 74 号）附則 32 条による改正
平成 24(2012)		3.31 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律（法律第 12 号）附則 2 条による改正 8. 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（法律第 53 号）附則 15 条・16 条による改正
平成 26(2014)	5.31 IC カード対応端末機が 100 万台を突破 6.24 「日本再興戦略改訂 2014」（海外発行クレジットカード等での現金引出が可能な ATM の普及を目指す）	11.21 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律
平成 27 (2015)	7.3 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書	9.9 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

1．クレジットカード取引の原型

わが国のクレジットカードには、返済方法によって(a)分割払いができる方式、(b)リボルビング払いができる方式、(c)ボーナス払など3回未満の分割で、二月を超える支払猶予が認められる方式、(d)二月以内に一括で支払う方式の4種類がある。

これらは、平成20年(2008)年割賦販売法において、それぞれ(a)が包括信用購入あっせん（通常分割方式:2条3項1号)、(b)が包括信用購入あっせん（リボルビング方式:2条3項2号)、(c)が包括信用購入あっせん（ボーナス払いなど：2条3項1号)、(d)が二月払購入あっせん（マンスリークリア方式：35条の16第2項)として規定されており(24)、全ての方式に対して何らかの業務規制が行われるようになった。

しかし、昭和36(1961)年割賦販売法制定の時点で規制の対象となっていたのは、(a)の通常分割方式（当時は「割賦購入あっせん」と呼称された）のみであった。その後の昭和59(1984)年の割賦販売法改正により、(a)の通常分割方式に加え、(b)を「割賦購入あっせん」リボルビング方式として規制対象とし、それまで規制のなかった「個別信用購入あっせん」と併せて消費者保護規定が設けたが、(c)(d)については、規制の対象外であった。

そもそも、割賦販売法の原始規定は、「割賦販売」(25)に関して、割賦販売条件の表示、書面の交付、契約の解除等の制限、契約の解除等に伴う損害賠償等の制限など「購入者等の利益保護」となる規定を定めていたが、「チケット」や「クーポン」を利用する「割賦購入あっせん」に関して、同法の原始規定には、「チケット」や「クーポン」(「証票等」と呼称された）につき、不正使用防止のための①証票等の譲受けや質入れの禁止と、加盟店に対する支払保証のための②営業保証金の供託義務が定められていたに過ぎず、購入者保護のための規定は定められていなかった(26)。

ここで、割賦販売法が制定された昭和36(1961)年当時の販売信用

の実態から概観しておこう(27)。

この時代には、古くから存在する掛売り等の支払繰延である（後払式）割賦販売、積立方式や予約式の前払式割賦販売のほか(28)、戦後になって再登場した小売団体での利用が中心の「チケット」や日本信販により新しく採用され、百貨店などでも利用でき、高額な電化製品にも対応できる「クーポン」による信用取引が盛んに行われていた(29)。この「チケット」や「クーポン」が、わが国におけるクレジットカードの前身ともいわれることがあるが、チケットは店舗台帳での印鑑照合が行われ、「クーポン」では、会員証における印鑑照合が行われるなど、「一種の金券」であって、サインのみで売掛ができるクレジットカードとは、似て非なるものであったといえよう(30)。また、日本信販の「クーポン」は、官公庁や一流企業に所属している給与所得者が会社に依頼して厚生課長や総務部長が管理している「クーポン」券を発行してもらい、利用後は、代金を給与から天引きして支払うというシステムであり、チケット団体のような集金人が不要であり、企業の福利厚生の一環ともいえる制度であって、純粋な「消費者信用」とは言い難い面があった(31)。

この日本信販のシステムは、大企業に勤務する優良顧客を囲い込み、大資本を持つ百貨店と提携するため、地域の小売商をひどく刺激し、これを規制すべきという問題に発展したため、昭和 34(1959)年 10 月に通商産業〔現・経済産業〕大臣通達（いわゆる「34 年通達」）(32)が発出され、1,000 円以下の「チケット」や「クーポン」の利用による販売が自粛させられ、異なった地域に所在する百貨店に共通して使用できる信販会社の「チケット」や「クーポン」類の販売や小売商チケット発行機関の「ホーム・チケット」の発行が禁止された。これにより、共通チケットなどの発行は、発行者である信販会社の所在する地区を除いて認められなくなり、その利用についても金額制限とサービスや食料品などに使えないという品目制限が行われるようになった(33)。

一方で、昭和 35(1960)年には、アメリカの Dinners Club のフラ

ンチャイズとして富士銀行（現みずほ銀行）が日本ダイナースクラブ（現シティカードジャパン㈱）を設立し、翌昭和 36(1961)年 1 月には、日本信用販売㈱（現三菱 UFJ ニコス）と三和銀行㈱（現三菱東京 UFJ 銀行)の折半出資で㈱日本クレジットビューロー(現 JCB)を設立して、クレジットカードの発行を開始している(34)。

銀行は、アメリカのように銀行本体がクレジットカードを発行することを希望していたが、当時の銀行法には、付随業務としてクレジットカードの発行が認められているわけではなく、また、当時の大蔵省が銀行のクレジットカード発行に難色を示していたため、銀行は、関連会社でクレジットカードを発行せざるを得なかった(35)。

しかし、これら資本力があって大量にクレジットカードを発行する能力のある銀行系カード会社に対しては、中小商業者振興と保護の観点から、(a)通常分割方式や(b)リボルビング方式のクレジットカードの発行が認められず、3 回払い未満の支払しか利用できない上記(c)方式および(d)方式の利用にとどまった(36)。

一方、信販会社は、銀行系カード会社の出現にともない、「チケット」や「クーポン」制度を順次廃止して、近代的なクレジットカード制度に切り替える必要に迫られ、次々に信販会社はクレジットカードを発行するようになった(37)。しかしながら、信販会社は、「チケット」や「クーポン」制度の延長として、(a)分割払方式のクレジットカードを発行できたのが特徴であった(38)。このように信販会社のクレジットカードは、「チケット」や「クーポン」から形状がカードに切り替わったにすぎず、34 年通達の課した地理的な制約については依然として存在した。したがって、割賦販売法が制定されても、全国で汎用的に通用するクレジットカードは、割賦販売法の総合割賦購入あっせんに該当しない銀行系クレジットカードであり、分割払方式の信販系クレジットカードは普及していなかったのである(39)。

このような状況であったから、クレジットカード取引は、年々取扱高が増加していたものの、信販系や流通系の(a)分割払方式を中心

とする信用供与額は、昭和 55(1980)年当時 5,647 億円と販売信用全体のわずか 5.25％の規模でしかなかった(40)。

しかしながら、1970 年代頃までは、まだコンピュータ取引が一般的でなかったため、クレジットカードが有効かどうかは「無効番号一覧表」で照合され、また、利用限度範囲内かどうかはカードに貼付されるか、別途発行されたお買物帳に記載されている利用記録をもとに確認するしかなかった。このように、現在と比較するとセキュリティレベルがきわめて低かった当時のクレジットカード取引では、クレジットカードの紛失や盗難等に伴う第三者による不正使用と、その場合の損害賠償責任の問題が、大きな問題点であった(41)。

2. カードを使用しない取引の拡大

上記のように、「チケット」や「クーポン」には、営業地域の制約や支払方法についての制約があったことから、その後、金融機関と信販会社は、「チケット」や「クーポン」、クレジットカードなどの証票を使用しない消費者信用取引へと向かうことになる。

まず取扱高が増加したのは、①家電製品などの購入に利用される積立式の前払式割賦販売、②金融機関が提供する電化ローン・ピアノローンといった「ローン提携販売」、および、③銀行の発行するマル専手形と呼ばれる割賦販売専用の約束手形を利用した自動車ローンであった(42)。

これを受けて、昭和 47(1972)年 5 月に行われた割賦販売法改正は、①前払式割賦販売については、前受金保全措置を強化する目的で、前受金の 2 分の 1 相当額の供託が義務化され、「前払式特定取引」に前払式割賦販売と同様の規制を導入し、②「ローン提携販売」についても、購入者の側からみると割賦販売と同様の経済機能があるとの理由から、③割賦販売と同様の規制が導入された(43)。また、同改正では、割賦購入あっせんの定義につき、「チケット」や「クーポン」に加え、「カードその他の媒体の如何を問わず」との文言が追加

された結果、クレジットカード取引が「割賦購入あっせん」に含まれることが明確になった(44)。

さらに、同改正では、「購入者等の利益の保護」が割賦販売法の目的の一つに加えられ、割賦販売（二当事者間のクレジット取引）に関しては、割賦販売条件の表示、書面の交付義務等の規制が拡充・強化され、「開示ルール」の徹底と「クーリング・オフ」制度が創設された結果(45)、割賦販売法は「消費者保護法」としての性格を併せ持つ法律となったが、しかしながら、「割賦購入あっせん」に関しては、依然として消費者保護規定が導入されることはなかった(46)。

だが、上記のうち②ローン提携販売に関しては、上記昭和47(1972)年改正で新たに規制対象となったことから、その後、これに代わって、信販会社の扱うショッピング・クレジットの取扱が拡大した。後に「個品割賦購入あっせん」と呼ばれるようになるわが国独自のクレジットシステム(47)である。ショッピング・クレジットは、前記 34 年通達の規制対象となる証票を利用する取引でないため、取扱営業地域に地理的な制限がなく、営業網を全国に拡大することができた。このことから、ショッピング・クレジットは、「チケット」や「クーポン」に代わって、衣料品や日用品から、ミシンやピアノ、自動車、電機家電商品のような高額な耐久消費財の販売に利用され、以降急速にその取扱高を伸ばしていった(48)。

（1） ショッピング・クレジットにおける問題

ショッピング・クレジット（個品割賦購入あっせん）は、高額耐久消費財の販売以外には、百科事典や自動販売機などの訪問販売にも利用された。クレジットカード取引は、当時百貨店や大規模流通小売業者、専門店など資金力や販売力のある業者、地域密着の専門店などが加盟店であったが、ショッピング・クレジットの加盟店には、これらの業者のほかに、中小事業者が数多く含まれており、その中には資金力に問題を抱える事業者もいた。その結果、信販会社から立替金を受領したものの、購入者には商品を引き渡さないまま

倒産する販売店や、商品の瑕疵担保責任を負わ（え）ない販売店の問題が発生するようになって、購入者からの商品購入に係る苦情が増加して社会問題化した(49)。

商品の未納や瑕疵、修補請求の放置などの問題は、買主・売主の二当事者間であれば、買主は、その支払を止めることで売主に解決を促すことができた。しかし、商品の売買と支払関係が別々の契約関係となる三者間取引では、ショッピング・クレジットの契約書に「売主に対する抗弁があっても、当事者間で解決するものとし、支払は継続します」といった抗弁の切断条項が設けてあり、その有効性を肯定する裁判例も存在するため、問題の解決を困難としていた(50)。

そこで、このようなショッピング・クレジット取引については、割賦販売法の規制対象となっていなかったことの問題点が広く認識され、規制の対象とすべきこと、購入者を二当事者取引と同様に保護すべきことが検討されるようになっていく(51)。

なお、ショッピング・クレジットをめぐる問題が、以上のような形で顕在化する一方で、発展途上であったクレジットカード取引をめぐる批判は少なく、商品未納や商品瑕疵に起因した抗弁切断条項に関する訴訟事例も認められない(52)。ただし、この時代には、「チケット」や「クーポン」を使用した取引が依然として残っており、これを利用した取引に関しては、ショッピング・クレジットと同様な問題が生ずる可能性はあった(53)。そもそも「チケット」や「クーポン」が形態上カードに変わっただけであり、いずれの方式に関しても「割賦購入あっせん」として、両者がほとんど区別されず、両者は実質的に同様なものとして議論がされていたように見受けられる(54)(55)。

（2）　昭和 59(1984)年割賦販売法改正

昭和 59(1984)年の割賦販売法改正は、クレジットカード取引に消費者保護規定を本格的に導入した(56)。すなわち、改正法は、「ショ

ッピング・クレジット等」と呼称される個別与信型クレジット（三当事者間のクレジット取引）を「割賦購入あっせん」に追加し、「割賦購入あっせん」取引に、二当事者間のクレジット取引である割賦販売と同様の効果を認め、割賦販売取引や前払式割賦販売取引の規定を準用した(57)。

同改正は、クーリング・オフ制度の行使可能期間を 4 日間から 8 日間に延長し、「割賦購入あっせん」の定義に、「リボルビング方式」の定義を追加した結果、上記(a)方式に加え、(b)方式のクレジットカード取引が割賦販売法の適用対象取引になった。

また、同改正は、割賦購入あっせんに、クーリング・オフ制度の適用を認めるとともに、「抗弁の接続」規定を導入した(58)。「抗弁の接続」規定の設置は、改正前に有力であった「消費者信用産業懇談会」の基本的な制度設計――あっせん業者について、販売業者との「共同責任」を認めるもの――を変更・転換した点において、きわめて重要な意味をもつ(59)。

さらに、その後の平成 11(1999)年の改正では、「金銭消費貸借型」の信用供与取引も割賦購入あっせん取引に該当することが明確にされ、「割賦購入あっせん」の対象となる商品が拡充されるとともに、指定役務や指定権利も保護対象取引に加えられるなど、「抗弁の接続」の対象となる取引が拡大され、また、ローン提携販売にも適用されるなどして、消費者保護の範囲も拡充されてきた(60)。

さらに、平成 12(2000)年訪問販売法・割賦販売法改正(61)では、番号・記号等の符号を用いた「カードレス」取引についても、規制対象に取り込まれた。また、契約者にとって商行為である場合でも、「業務提供誘因販売取引個人」については、消費者と同様の保護を与えることとされ、その後、平成 16(2004)年特定商取引法・割賦販売法改正により(62)、「連鎖販売個人契約」にも拡充されることとなった。

以上の昭和 59(1984)年以降の改正は、いずれも、原則として割賦購入あっせん（個別与信型クレジット）における消費者問題に対応

したものである。クレジットカード取引に関しては、以下の理由などがあり、法改正がなされることはなかった。その理由の第一としては、コンピュータ技術の発達と普及によって磁気ストライプの採用と通信手段が発展し、1980 年代以降 CAT (Credit Authorization Terminal)(63)を利用した有効カードと与信限度の判定が即時にできるようになることで、限度額を超えた利用や盗難カードを大幅に抑止することができるようになり(64)、適正な利用環境が整備されたことがあげられる。第二に、その後の IT (Information Technology)の発展に伴い「不正検知システム」が開発され(65)、クレジットカード各社に導入されるとともに、磁気カードに代わって、偽造が困難な IC (Integrated Circuit)カードが導入されるなどにより、盗難や偽造カードによる不正使用を防止できるようになり、磁気カードの第三者の不正使用や紛失・盗難カードについても、早期発見と迅速な被害防止対策が可能になり、不正使用に伴うカード会員救済の問題に対応できるようになったことが挙げられる(66)。

(3)　平成 20(2008) 年割賦販売法改正

平成 20(2008)年の改正において、「割賦購入あっせん」は、割賦要件が撤廃されて「信用購入あっせん」に改められ、また、分割払いやリボルビング払いに加えて、分割払いでなくとも二月以上の支払猶予のあるクレジットカード取引がすべて「包括信用購入あっせん」と定義された(67)。その結果、上記(a)(b)方式に加えて、(c)方式のクレジットカード取引が割賦販売法の適用対象取引になった。つまり、従来適用対象外であったボーナス一括払い、二括払いなど 3 回払い未満の支払方法についても割賦販売法の消費者保護規制が適用されるようになっただけではなく、(d)方式の 1 回払いのマンスリークリア方式のクレジットカード取引においても、二月払購入あっせんと定義され、クレジットカード番号等の不正利用防止の観点から、加盟店やカード番号等につき取扱い委託先を含む安全管理義務が導入されたのである(68)。

個別信用購入あっせん（以下「個別クレジット契約」という）は、主として自動車や家電製品等のような高額な耐久財の購入等に利用されるほか、特定商取引法の規定する5類型の取引に利用されることが多かった。これら5類型の取引においては、事業者が積極的に勧誘を行うため、過剰な与信契約となったり、過量な販売契約に用いられたりするなどの問題が生じ、また、勧誘に際して不実告知や不利益事実の不告知などが行われるなどの危険があった。そこで、改正法は、特定商取引法の5類型に限って、支払停止の抗弁に加えて、一定の場合に個別クレジット契約の解除を認め、既払金返還請求を認めることとしたのである(69)。

一方、新たに問題となってきたのが、通常の店舗販売やテレビやインターネットなどの通信手段を利用した通信販売であった。通信販売は、事業者が様々な方法で広告宣伝を行い、購入者を勧誘するものの、原則として個別購入者に具体的契約締結交渉を行うものではなく、店舗側が待ちの販売姿勢となる販売であることから(70)、店舗販売や通信販売には、個別クレジット契約に対する新たな民事ルールは適用されない。個別クレジット契約の解除権を創設する政策的立法は、購入者へのアプローチの積極性や売買契約の勧誘や契約締結の一体性を前提とする、特定商取引法5類型の契約についての契約の解消問題を念頭に置いたものであったといえる(71)。

3．クレジットカード取引の変化

クレジットカード取引の前身ともいえる「「チケット」や「クーポン」を利用した「購入あっせん」については、昭和36(1961)年の割賦販売法制定当時においては、「割賦販売」のように消費者を念頭に置いた買主の保護を図る規制の対象になっていなかった(72)。

一方、これらを規制対象としたのは昭和59(1984)年改正であったが、その法律構成は、「購入あっせん」に個別クレジットを包摂するものであった。

しかし、その後の平成 20(2008)年改正において、クレジットカード取引は、個別クレジットとは別個独立の規制の枠組みで論じられている(73)。

このような変化の背景には、わが国のクレジット取引の歴史、クレジット取引における与信業者の変化とそれに伴うクレジット取引形態の変遷、経済・社会環境などが影響している(74)。

(1) 国際ブランドとの提携による加盟店の相互開放

昭和 59(1984)年改正以降に生じたクレジットカード取引を巡る大きな変化の第1は、国内クレジットカード会社やそのグループ間で、クレジットカード加盟店の相互開放が行われ、また、国内クレジットカード会社と国際ブランドとの提携が進み、一つのクレジットカード会社が異なる国際ブランドマークが搭載されたクレジットカードを発行できるようになった点である(75)。

加盟店相互開放とは、当初は、クレジットカード会社同士が提携により、相互に自社加盟店において提携先クレジットカード会社が発行するクレジットカード会員（以下「カード会員」という）が買い物に利用できるようにすることであった。しかし、現在では、VISA、MasterCard、JCB などの国際ブランドとの提携により、個別のクレジットカード会社相互の提携なしに、国際ブランドの提供する決済業務を介して、他のクレジットカード会社が提携する加盟店を利用することができることをいう。VISA、MasterCard、JCB などの国際ブランドと提携するクレジットカード会社においては、他のクレジットカード会社が管理する加盟店であっても、自社のクレジットカード会員が自社の加盟店の場合と同じように、利用できるようになった(76)。

その結果、従来の総合割賦購入あっせんが、①クレジットカード会社、②カード会員、③クレジットカード加盟店である販売業者や役務提供事業者（以下「販売業者等」という）という三当事者の相互間の契約による取引であったのに対し、現在では、①クレジット

カード会社につき、次の2種類が存在するのが一般的になっている。その一は、クレジットカードを発行する金融機関・クレジットカード会社（「カード発行会社」(77)という）、その二は、カード会員が利用できる加盟店を獲得し、加盟店業務を行う金融機関・クレジットカード会社（「加盟店管理会社」(78)という）である。したがってカード会員・加盟店を加えた四当事者が参加する取引が一般的になっている(79)。従来は、クレジットカード会社が一軒一軒販売業者に加盟を勧誘し、個別に審査のうえ加盟店契約を締結していくので、各カード会社の営業地域や営業店網などにより、提携加盟店の数に大きな差が生じていた。しかし、加盟店相互開放により、同じ国際ブランドであれば、どこの国の販売店でも利用できるので、カード会社の規模の大小にかかわらず、クレジットカード利用の利便性をさらに高める結果となった(80)。

（2） 銀行系クレジットカードの普及

クレジットカード取引の変化の第2の要因としては、銀行系クレジットカード会社に割賦販売法の登録業者になることが認められた点を挙げることができる。

平成4(1992)年に、まずリボルビング方式が、平成13(2001)年6月には分割払方式が銀行系や流通系クレジットカード会社に認められ、銀行系クレジットカードが総合割賦購入あっせんのクレジットカードを発行できるようになった。さらに、平成20(2008)年の割賦販売法改正では、銀行にも割賦購入あっせん業者の登録が認められるようになり、銀行本体によるクレジットカードの発行が可能になった(81)。

その結果、それまでクレジットカード取引において、カード会員からの入会金と年会費、加盟店からの加盟店手数料という収益のみを得ていた銀行系クレジットカード会社は、リボルビング払いや分割払いの手数料という金融収益をカード会員から得ることができるようになった。また、最近では、利用時には1回払いを指定してい

ても、自動的にリボルビング払いにできるリボルビング払専用クレジットカード（以下「リボ専用カード」という）が発行されており、さらに、通常のクレジットカードであっても、会社に申し出て承認を受けることで後から１回払いなどをリボルビング払いに変更できるサービスも始まるなど、クレジットカード取引の支払方法が１回払い偏重から変化が生じている(82)。

（3） 電子商取引の発展

第三の要因は、インターネットの発展に伴う電子商取引の利用拡大ならびに取引のクロスボーダー化によって、クレジットカードの利用場面が飛躍的に増加していることである。

インターネットを使った電子商取引(Electric Commerce)では、取引の安全のためには、利用者の本人認証が不可欠といえるが、クレジットカード取引には、その発行時に本人特定事項の法的な確認義務があるため(83)、クレジットカードが本人認証手段として優れているうえ、売主買主双方にとって安全な代金決済機能を備えているので、クロスボーダー（越境）取引を含むインターネット取引で多用されている。

しかし、クレジットカード取引の件数が大幅に増加する一方で、低単価取引が増加しているため、1 件あたりの平均取引額の低下をもたらしており、割賦販売法の購入者保護の民事ルールの適用外取引の割合が増加しているという傾向が生じている(84)。

（4） カード決済分野の拡大

第４に、クレジットカードが取り扱われる取引の範囲が私的決済分野から、公共料金、税金など公的決済分野にまで拡大し、近年では被災地への寄付金や政治家向け寄付金など債権以外の決済分野まで拡大している状況にある(85)。

カード決済分野の拡大は、販売信用分野における購入者保護の問題にとどまらず、資金移動分野での新たな法規制の検討にも影響を

与えており(86)、従って、今日におけるクレジットカード取引は、信用供与取引という側面だけでなく、資金移動や為替といった決済取引の側面も含めた多角的な観点から捉える必要が生じている。

以上のほか、平成 20(2008)年改正では、新たに立替払取次業者(これは、加盟店管理会社に相当する)やカード加盟店およびそれらの委託業者も含めて、クレジットカード番号等の安全管理義務が定められているが、関係当事者におけるクレジットカード取引における安全性の確保と購入者保護の在り方についても、評価し直す時期に来ていると考えられる(87)。

第 3 節　検討の視点

クレジットカード取引は、二当事者型から多数当事者型に変化して行く過程で、利用が想定される場面が拡大し、カード発行会社の国内加盟店だけでなく、国際ブランドを掲げる販売店であれば、国内でも国外でもカード決済がすべて可能になっている。また、これらの多数当事者型取引では、国際ブランドを経由した 1 回払いであり、銀行振込や口座振替、コンビニ送金のように為替取引と同じ感覚で利用され、またデビットカード、プリペイドカード、電子マネーによる決済と同様に、電子的な決済の一方法として利用されている側面がある。プリペイドカード、電子マネーによる決済は、割賦販売法の保護のない少額取引に利用されることが顕著であるが、クレジットカード取引では、最終的な清算まで 2 か月弱の猶予期間があるため、やや高額な取引にも利用されることが当然に想定され、利用者保護の在り方を検討しておく必要がある。

その検討にあたっては、多数当事者が関係する取引であること、国際的、かつ迅速な決済手段となったクレジットカード決済を利用した取引の安定性を維持すべきこと、契約関係のない他当事者の期待や利益の保護を図ること、カード発行者の行使できる権限の範囲と行使に係るコストなどに考慮することが必要であろう。

クレジットカード取引は、カードの利用者とカードの発行者の契約関係に基づいているものの、その取引は、同じ国際ブランドに属する世界中の他のクレジットカード会社、その加盟店とはほぼ同様なルールの下に行われているという特性がある。類似する取引として国際条約に基づく手形取引や外国為替取引などがあるが、これらは、取引の安定性に配慮して取引は無因取引となっている。しかし、クレジットカード取引は、二当事者型取引から発展した経緯から有因取引であるとされる点で、クレジットカード決済と代替関係にある為替取引等と異なっている。

また、国をまたぐ取引など、関係当事者に異なる法律が適用されることがあり、利用者の属する国の民事ルールを適用する場合も、国内外の関連する他当事者の利益や与える影響を考慮する必要がある。

したがって、国際的なクレジットカード取引が早くから始まっている英米における国際ブランドカードの利用者保護に関する法制度とその保護の実態を見て、その課題とわが国に与える示唆を検討することは、わが国における今後の多数当事者型取引における消費者保護の在り方、とりわけ加盟店問題等を検討するに当たり、意義深いものと考える。

---

(1) 判例に現れた事案には、定期傭船契約（船舶賃貸借と船員の労務供給契約の混合契約。大判昭和3年6月28日民集7巻519頁）、営業用建物の賃貸借契約と営業利益の分配契約の混合契約（最（3小）判昭和31年5月15日民集10巻5号496頁、最（1小）判昭和46年10月14日判時648号63頁）、サブリース（最（3小）判平成15年10月21日民集57巻9号1213頁）、地方自治体の「管理委託」（委任および寄託類似の混合契約。最（2小）判平成15年11月14日裁判所時報1352号3頁）などがある。

(2) 混合契約ないし複合契約に関する文献としては、以下のものがある。石田文次郎「混合契約ノ解説(1)～(2)」経済学商業学国民経済雑誌31巻3号(1921)339頁、4号526頁、山田誠一「『複合契約取引』についての覚書(1)～（2・完）」NBL485号（1991年）30頁、486号52頁、河上正二「『混合契約論』についての覚書」法学56巻5号（1992年）409頁、河上正二「民法トライアル教室22複合的給付・複合的契約関係および多数当事者の契約関係」法学教室172号（1995年）48頁、池田真朗「『複合契約』あるいは『ハイブリッド契約』論」NBL633号（1998年）6頁、宮本健蔵「複合契約論の基礎的考察」明治学院大学法律科学研究所年報15号（1999年）165頁、千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』を見る視点」椿先生古希記念論文集『現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999年）161頁、橋本恭弘「システム（ネット）契約論序説」椿先生古希記念論文集『現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999年）317頁、本田純一「『抗弁対抗』理論を巡る最近の動向と法的課題」クレジット研究21号（1999年）74頁、本田純一『契約規範の成立と範囲』（一粒社、1999年）197頁、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林99巻1号（2001年）3頁、都筑満雄「抗弁の接続と複合契約論――我が国における抗弁の接続の再定位と複合契約法理の構築に関する一考察(1)～（3・完）」早稲田法学79巻4号（2004年）107頁、80巻1号（2005年）131頁、2号75頁、曽野裕夫＝吉川吉樹共訳「（資料と紹介）CISG-AC意見第4号『製造または生産される物品の売買契約および混合契約（CISG第3条）』」民商135巻1号（2006年）263頁、岡崎一浩「複合契約にかかる会計上の収益認識」国際商事法務35巻1号(2007年）59頁、寺川永①「複合的契約関係の判断構造に関する一考察――『契約関係の継続性』と『契約関係の多数当事者性』に着目して」大阪府立大学経済研究叢書第98冊（大阪府立大学経済学部、2006年）1頁、都筑満雄「複合契約の法理」私法69号（2007年）156頁、都筑満雄「複合契約と公序良俗――無効判断枠組みの解明に関する一考察（上）（下）」国民生活研究47巻2号（2007年）20頁、3号18頁、都筑満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）、中舎寛樹①「多角的法律関係の研究(2)多角的法律関係の法的構造に関する研究序説――複合取引に関する従来の見解の限界と今後の課題」法時80巻9号(2008

年）100 頁、中舎寛樹②「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」法政論集 227 号（2008 年）185 頁、酒井克彦「複合契約と課税の基礎となる『真の法律関係』――複合契約と契約に内在する法律関係の分析を中心として」法学新報 114 巻 11＝12 号（2008 年）227 頁、都筑満雄「複合契約中の契約の消滅の判断枠組みと法的根拠に関する一考察――複合契約論考（その 2）」南山法学 33 巻 1 号（2009 年）1 頁、都筑満雄「複合契約としての第三者与信型消費者信用取引（特集・クレジット被害救済のための法改正）」月報司法書士 436 号（2008 年）31 頁、都筑満雄「複合契約としてのクレジット契約」南山法学 33 巻 2 号（2009 年）125 頁、山本哲生「遺言による保険金受取人変更をめぐる法律関係――複合取引の一局面」北大法学論集 61 巻 1 号（2010 年）378 頁、千葉恵美子「複合契約としてのモニター商法の効力と抗弁接続の可否（広島高岡山支判平成 18.1.31）（金融・消費者取引判例の分析と展開――クレジット取引）」金判 1336 号（2010 年）148 頁、都筑満雄「複合契約と錯誤――錯誤論を通じた複合契約論の考察」南山法学 34 巻 1 号（2010 年）93 頁、大村敦志『判例・法令消費者法』（有斐閣、1994 年）214 頁、奈良輝久「企業間取引訴訟の現代的展開(2)現代企業法研究会 企業間取引における複合契約の解除――主として二当事者間の場合（上）（下）」判タ 1339 号（2011 年）34 頁、1342 号（62 巻 9 号）35 頁、中込一洋「継続的契約・複合契約の特殊性（債権法改正の争点(4)継続的契約・複合的契約）」ジュリ 1425 号（2011 年）101 頁、小林和子「複数の契約の消滅時効――フランス法との比較」小野秀誠ほか『松本恒雄先生還暦記念民事法の現代的課題』（商事法務、2012 年）753 頁、平山陽一「契約目的概念に関する序論的考察――日本法における契約目的概念と契約解除の関係に関する史的変遷」法学研究論集 39 号（2013 年）237 頁、寺川永②「消費者法の最前線(15)消費者紛争の個別類型と消費者法(6)複合契約と消費者」法セ 696 号（2013 年）94 頁、湯川益英「複合契約の法的意味に関する一試論――『契約規範と契約の動機』補遺（特集・民法改正）」獨協ロー・ジャーナル 8 号（2013 年）33 頁、北居功「民法改正と契約法（第 20 回）複合契約の免除」法セ 706 号（58 巻 11 号、2013 年）78 頁、北居功「民法改正と契約法（第 21 回）複合契約の無効」法セ 707 号（2013 年）81 頁、都筑満雄「混合契約論を見る視点――各種契約の一般理論からの視座」民事研修 682 号（2014 年）2 頁。

(3) スポーツ会員権付リゾートマンションにつき、最（3 小）判平成 8 年 11 月 12 日民集 50 巻 10 号 2673 頁、判タ 925 号 171 頁ほか、高齢者用ケア付マンションにつき東京高判平成 10 年 7 月 29 日判時 1676 号 55 頁・判タ 1042 号 160 頁。なお、玉田弘毅「高齢者向けケア付き分譲マンションの法律関係に関する一考察――いわゆる複合契約の問題を中心として」清和法学研究 6 巻 2 号（1999 年）29 頁、矢田尚子「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）をめぐる法的構造と複合取引に関する一考察」民事法情報 276 号（2009 年）108 頁。

(4) 大村敦志「論点講座・もうひとつの基本民法(28)債権各論編(10)複合契約――下請負の検討を兼ねて」法教 298 号（2005 年）32 頁……〔所収〕『もうひとつの基本民法Ⅱ』（有斐閣、2007 年）113 頁。

(5) 中山実郎「フランチャイズ契約における本部の加盟店に対する報告義務」国際研究論叢（大阪国際大学紀要）23 巻 3 号（2010 年）75 頁。

(6)大村敦志『消費者法（第 4 版）』（有斐閣、2011）210 頁。寺川①・前掲注(2) 94 頁、中舎②・前掲注(2)186 頁など。なお、小林和子「複数契約と相互依存関係の再構成――契約アプローチと全体アプローチの相違を中心に――」一橋法学 22 号(8 巻 1 号、2009 年)135 頁、小林和子「複数契約の解除――『結び目』という視点――」消費者法ニュース 91 号（2012 年）296 頁、小林和子「クレジット契約における複数契約の考え方と実務(1)(2)」市民と法 78 号（2013 年）10 頁、79 号 9 頁では、契約アプローチと全体アプローチの視点から、「複数契約」としてとらえている例もある。

(7) さらに、現金取引と比較した場合にクレジットカード取引の利用者側のメリットとしては、⑧海外においてクレジットカードで購入した商品には自動的に損害補償保険などが付与されているので、輸送中の事故などで破損した場合において購入額の補償が受けられる、⑨一般に値引きが行われない書籍、新聞代、税金、公共料金、家賃といったものの決済に利用すると、利用額に応じたポイントが付与されることで、結果として実質的に割引を受けることができるといった点が別途挙げられる。

(8) 本田純一「クレジット業者の加盟店管理義務違反と顧客への責任」川井健先生傘寿記念論文集刊行委員会編『取引法の変容と新たな展開（川井健先生傘寿記念論文集）』（日本評論社、2007 年）287 頁は、クレジット契約が、代金後払い

または分割払いの手段である点において、二当事者型・三当事者者型のいずれに関しても、購入者（消費者）のメリットには変わりがないとする。また、清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権――個品割賦購入あっせんを中心として」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法体系・第 4 巻（商品売買・消費者契約・区分所有建物）』（有斐閣、1988 年）267 頁は、個品購入についていえば、二当事者型と比較して、三当事者型が購入者（消費者）にとって有利となる点は存在しない。むしろ複雑な契約関係から大きな不利益を受けることが多いとまで述べているが、個品取引であっても③の販売店の信用供与能力に左右されない点、④の返済の多様性、特に長期返済が可能など販売店の資金調達能力に左右されないで与信供与を受けられる点は、二当事者型との大きな違いといえよう。

(9) 割賦販売法の制定以前には、百貨店は、自社で分割払いができる「チケット」や「クーポン」を得意先に発行しており、また、百貨店は、一部信販会社の「チケット」や「クーポン」を代行業務として受け入れていた。これが後述の通り、昭和 34(1959)年に通産大臣通達により、双方とも地域限定でしか利用できないように規制された。昭和 36(1961)年に制定された割賦販売法の規制のある割賦購入あっせんは、このような取引実態のあった「チケット」や「クーポン」取引を念頭に規定されている。矢島保男『消費者信用――クレジット社会の進展と新しい対応』（ダイヤモンド社、1983 年）90 頁、風間眞一「誌上 CARD GALLERY・日本のクレジットカードの足跡をたどる（第 2 回）カード会社が相次いで誕生した黎明期」消費者信用 25 巻 7 号（2007 年）55 頁、（社）日本クレジット産業協会設立 25 周年記念『わが国クレジットの半世紀』（日本クレジット産業協会、1992 年）196-211 頁、237-239 頁。

(10) 多数当事者型が普及するにつれ、クレジットカードの発行者が銀行やクレジットカード会社だけでなく、流通・販売業者、サービス業、製造業、通信業、ネット企業など多様化しており、様々な事業戦略や顧客戦略および新たなビジネスモデルとして戦略的に発行されており、一言にクレジットカードといっても、その金融機能さえ多種多様であり、クレジットカード会員規約も、一部異なるなど、法的構成、取引構造や仕組みが異なる状況にあり、カード取引に絡んで販売業者から生じるリスクの配分をどうおこなうべきか、新たな問題が生じているといえる。箕輪靖博「カード会員規約の解釈と法規制」クレジット研究 41 号（2009 年）216 頁も同趣旨と考える。したがって、損失配分は、与信業者と顧客の間において行われると考える従来型（たとえば、長尾治助「与信契約者の義務違反と債権関係――購入あっせんを中心として――」判タ 670 号（1988 年）38 頁以下)ではなく、国際カード取引における関与当事者内での損失分担、リスク配分が必要になっていると考える。

(11)「多角的法律関係」一般に関して、椿寿夫「民法学における幾つかの課題(7)~(8)多角的法律関係（その 1）～（その 2）」法教 231 号（1999 年）31 頁、232 号（2000 年）55 頁、椿寿夫＝中舎寛樹ほか「多角的法律関係の研究(1)～（24・完）」法時 80 巻 8 号（2008 年）96 頁、9 号 100 頁、10 号 118 頁、11 号 85 頁、12 号 91 頁、13 号 355 頁、81 巻 1 号（2009 年）88 頁、2 号 106 頁、3 号 94 頁、4 号 105 頁、5 号 140 頁、6 号 108 頁、8 号 112 頁、9 号 99 頁、10 号 115 頁、11 号 112 頁、12 号 92 頁、13 号 358 頁、82 巻 1 号（2010 年）3 頁、2 号 111 頁、4 号 99 頁、5 号 108 頁、7 号 88 頁、8 号 94 頁……〔所収〕椿寿夫＝中舎寛樹編『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012 年）、中舎寛樹「多角的法律関係の法的構造に関する覚書」名古屋大学法政論集 227 号（2008 年）185 頁、とくにマンション分譲契約に関して、西島良尚「マンション分譲契約をめぐる法律関係の素描――『マンション分譲契約と多角的法律関係』序論」流経法学 8 巻 1 号（2008 年）1 頁、西島良尚「『マンション分譲取引』と多角的法律関係に関する覚書」流経法学 9 巻 2 号（2010 年）147 頁。なお、クレジットカード取引に関しては、古くは人見康子「三者間の契約（クレジット・カードによる売買）の法的性質について」法学研究 36 巻 8 号（1963 年）54 頁があるほか、上記共同研究中に、川地宏行「多角的法律関係の研究(15)第三者与信型販売と多角的法律関係」法時 81 巻 10 号（2009 年）115 頁……〔所収〕『多角的法律関係の研究』359 頁がある。

(12)「消費者信用産業の基礎知識」消費者信用 15 巻 4 号（1997 年）所収の「(クレジットカード業務編)加盟店手数料とキャッシング手数料が収益の柱」23 頁。

(13) これを実務では、オンアス取引と呼び、加盟店が他のプリンシパルメンバーの加盟店である場合をノン・オンアス取引と呼んでいる。

(14) 国際ブランドと直接契約関係があり、国際ブランドのクレジットカードの発行

や加盟店契約の締結を行うことのできるプリンシパルメンバー（一次カード会社）という。これに対して、プリンシパルメンバーを介して、カード事業を行うカード会社をアソシエートメンバーまたは二次カード会社という。山本正行編著『カード決済業務のすべて――ペイメントサービスの仕組みとルール』（金融財政事情研究会、2012年） 64頁。

(15) 山本正行・前掲注(14)114-17頁。国内の情報処理センターには最も古いNTTデータの運営するCAFISをはじめ、日本カード別途ワークの運営するCARDNETなど合計9のネットワークがある。

(16) 山本正行・前掲注(14)86-90頁参照。

(17) 山本正行・前掲注(14)98-99頁参照。

(18) 売上交換手数料、イシュアフィーとも呼ばれる。加盟店においてカード取引が行われた際に、加盟店管理会社が獲得する加盟店手数料から、カード発行会社に一定の割合で支払われる手数料のこと。山本正行・前掲注(14)102-103頁。

(19) 国際ブランドが受け取る取引ごとの手数料のことをいう。取扱高に課されるボリュームフィーと1件あたりに課されるスイッチングフィーがある。山本正行・前掲注(14)102-103頁。

(20) それまでに、国際ブランドカードが発行されていたが、国内のカード取引については、銀行系大手カード会社数社を中心とするオンアス取引、すなわちカード発行者と加盟店管理会社が同一のクレジットカード会社である三当事者型の取引であった。加盟店相互開放により、カード発行会社と加盟店管理会社でカード取引に関する情報をやり取りするノン・オンアス取引つまり、四当事者型クレジットカード取引が開始されたのが平成元(1989)年頃からである。末藤高義「クレジットカード入門24チャージバック(その3)」消費者信用19巻6号(2001年) 66頁。

(21) なお、平成26(2014)年現在においても、「クレジットカード」という言葉を用いる法律は、割賦販売法のほか、刑法(163条の2)、犯罪による収益の移転防止に関する法律（2条2項38号）、国際観光ホテル整備法（13条4項）にすぎず、その他政令(4)・府省令(18)を加えても、合計26法令にすぎない。

(22) 昭和34(1959)年10月の経済産業大臣通達（いわゆる「34年通達」）により、中小規模の小売商を守る目的でそれまで利用地域に制限のなかった共通チケットやクーポンの発行と利用が発行者である信販会社の所在する地区を除いて、認められない状況であった。昭和34(1959)年10月24日34企第2195号通商大臣発百貨店業者および信用販売会社宛「百貨店業者の割賦販売自粛について（別添）」と題する通達により1,000円以下の「チケット」や「クーポン」の利用による販売が自粛させられ、異なった地域に所在する百貨店に共通して使用できる信販会社のチケットの販売や小売商チケット発行機関の「ホーム・チケット」の発行が禁止された。通商産業省産業政策局取引信用室監修『クレジット関連通達集』1-8頁（日本クレジット産業協会、1994年）。その結果、百貨店の発行する共通チケットについては、小売商との対立を受けて、地域ごとに一定価額以上のものしか販売できないとするなど、販売品目の絞り込み、東京、名古屋、大阪という地域を異にしている百貨店に共通して使用できるチケットを発行しないことなどが要請された。通商産業省産業政策局消費経済課編『昭和59年改正による最新割賦販売法の改正』「産業合理化審・答申」（日本クレジット産業協会、1986年）724頁、726頁。従って、当時唯一東京、名古屋、京都、大阪、姫路の百貨店を加盟店としていた日本信用販売は、営業範囲を静岡以東の関東ブロックでの営業しかできなくなった。山田光成『幾山河こえては越えて』（日本経済新聞社、1986年） 80頁、風間眞一「誌上CARD GALLERY・日本のクレジットカードの足跡をたどる(第1回)クレジットカードのさきがけ」消費者信用25巻6号（2007年）62頁。

(23) わが国のクレジットカード取引の歴史に関する文献としては、以下のものがある。第一川崎専門店会15周年誌編集委員会編『15年のあゆみ――川崎に誕生した割賦販売の歴史』（第一川崎専門店会15周年誌編集委員会、1967年）、鳥羽欽一郎＝田中政治『日本月賦産業の歴史と展望1伊予商人とクレジット』（東洋経済新報社、1981年）、鳥羽欽一郎＝富士ケ根靖雄『日本月賦産業の歴史と展望2小売業とクレジット革新』（東洋経済新報社、1981年）、鳥羽欽一郎＝田中淑生『日本月賦産業の歴史と展望3クレジット商法に生きる』（東洋経済新報社、1981年）、『住友クレジットサービス20年のあゆみ』(住友クレジットサービス、1989年)、日本クレジット産業協会設立25周年記念『わが国クレジットの半世紀（本編）（別冊）』（日本クレジット産業協会、1992年）、三信クレジットカード株式会社編『三井T.B.カード10年史』（三信クレジットカード、1993年）、

長尾晃「クレジット随想録（第1話）～（第7話）」消費者信用17巻11号（1999年）22頁、17巻12号50頁、18巻1号（2000年）46頁、2号46頁、4号44頁、5号42頁、6号58頁、末藤高義「クレジットカード入門35国際ブランド誕生小史36わが国クレジットカードの国際化の歩み』消費者信用20巻7号（2002年）74頁、20巻8号70頁、森芳久「クレジットカード誕生物語」経営教育162号（2003年）17頁、櫻井澄夫「叢談・カードの世紀（第1回）～（第109回）」消費者信用22巻5号（2004年）68頁、6号82頁、7号73頁、8号76頁、10号58頁、23巻1号（2005年）66頁、2号74頁、3号66頁、4号56頁、6号72頁、7号70頁、8号70頁、10号76頁、24巻1号（2006年）44頁、2号58頁、3号66頁、25巻1号（2007年）63頁、2号76頁、3号80頁、4号66頁、5号62頁、7号72頁、8号64頁、 26巻4号（2008年）54頁、6号62頁、7号74頁、27巻3号（2009年）74頁、6号64頁、8号60頁、28巻5号（2010年）66頁、29巻1号（2011年）43頁、30巻6号（2012年）54頁、31巻10号（2013年）62頁、32巻3号（2014年）56頁、風間眞一「誌上CARD GALLERY・日本のクレジットカードの足跡をたどる（第1回）～（第10回・完)」消費者信用25巻6号（2007年）56頁、7号54頁、8号46頁、10号54頁、11号54頁、12号62頁、26巻1号（2008年）64頁、2号74頁、3号66頁、4号62頁、JCB社史制作委員会編纂『JCBカードの半世紀――日本のクレジットカード社会の軌跡』（ジェーシービー、2011年)、本田元「加盟店かく戦えり（第1回）～（第22回・完)」消費者信用30巻4号（2012年）46頁、10号52頁、31巻4号（2013年）117頁、6号44頁、「(月刊消費者信用創刊30周年記念・第1弾）回顧・30年の軌跡・歴史を捉えた記事30本を一挙掲載――過去記事でたどる消費者信用年代記（クロニクル)」消費者信用 31巻4号（2013年）所収の「割賦販売法改正案の主要ポイントと課題」28頁、「産業構造審議会割賦販売分科会中間報告――クレジットカードの制度的制約の解決の在り方について（平成14年12月)」80頁、「割賦販売法 改正法案の核心・業界はカードに対する調査義務規定に警戒感――自主規制団体設立に向けての準備も進む」106頁。

(24)村千鶴子『誌上法学講座――割賦販売法を学ぶ』（国民生活センター、2012年）35頁参照。従来は、(d)二月払購入あっせんについては、「マンスリークリア方式のクレジットカード」と呼び、規制の対象外であったが、平成20年改正により、クレジットカード番号等の安全管理義務が課せられた。なお、マンスリークリア方式のクレジットカード取引に類似したものとして、英米では、「チャージカード」という1回払いの取引があり、かつては消費者信用取引としての規制の対象外となっていたが、今日では取引条件等の表示規制の対象になっている。

(25) 当時の割賦販売には、販売形態からみて、「純粋割賦販売、積立式割賦販売、チケット式割賦販売、金融機関と提携した割賦等幾つかの方法」があった。「純粋割賦販売の中にも、一般小売店や月賦専門店が行っているように自己の計算と金融負担に基づく独立方式とメーカーから小売店に足る販売系列が一体となって実施している系列方式」とがあった。藤田正次「わが国における割賦販売の現状と諸問題」ジュリ191号(1959)18頁。このうち、独立方式・系列方式のような直接信用によるものが割賦販売として規制された。なお、割賦販売は、頼母子講・無尽講をルーツとして、「月掛売り」「月賦」「つけ」などの形で、明治時代以前から行われていた。一方、外資系・メーカー系の導入した月賦販売としては、すでに明治 10(1877)年には、洋服の割賦販売の記録がある。クレ産協・前掲注(9) 2-3頁、17頁参照。

(26) 証票の譲受や質入れを禁止したのは、証票類が紙幣類似証券に該当するおそれがあるなど、国民経済に好ましくない影響を与えることが懸念されたからである。(昭和34(1959)年9月5日産業合理化審議会流通部会「総合割賦販売について（答申)」通商産業省産業政策局消費経済課編『昭和59年改正による最新割賦販売法の改正』（日本クレジット産業協会、1986年）724頁。
その背景には、当時、証票が転々流通し、チケット類が一部民間金融業者に利用され、質入れにより不健全な金融が行われていた事情が反映しているようである。また、登録制としたのは、加盟店となった小売店に立替金が確実に支払われるべく、財務の健全性をチェックする意図があった。クレ産協・前掲注(9) 88-89頁、105頁。山田・前掲注(22)70頁。なお、チケット担保の融資に関して幾代通「チケットを利用するサラリーマン金融の法律問題」ジュリ191号（1959年）31頁がある。

(27) 割賦販売法制定当時の文献としては、以下のものがある。山東茂一郎「割賦販

売の理論と実際」産業経済研究 5 巻 2 号（1952 年）53 頁、西川良一「最近の割賦販売の実態と理論」同志社大学経済学論叢 7 巻 4 号（1957 年）72 頁、林久吉「割賦販売制度の発達」明治大学商学研究所年報 2 号（1957 年）65 頁、林久吉「代行割賦販売制度の研究」明大商学論叢 40 巻 10 号（1957 年）1 頁、日本商工会議所『わが国における割賦販売の現状』（日本商工会議所、1958 年）、白柳夏男「わが国における割賦販売の現状と問題点」月刊中小企業 10 巻 10 号（1958 年）2-6 頁、今井祐之介「百貨店の割賦販売と小売商への影響」月刊中小企業 10 巻 10 号（1958 年）6-7 頁、「イギリスの割賦販売金融について」富士銀行調査時報 127 号（1958 年）54 頁、国立国会図書館『わが国割賦販売に関する立法のあり方』（国立国会図書館、1959 年）、小西清治「割賦販売の諸問題」綜合法学 2 巻 4 号（1959 年）51 頁、長沢義忠「百貨店等の割賦販売に自粛を要望」時の法令 334 号（1959 年）16 頁、田中実ほか「割賦販売制度の諸形態」ジュリ 191 号（1959 年）2-10 頁、田中実「割賦販売における法律問題」ジュリ 191 号(1959 年) 11-12 頁、小西清治「割賦販売法とその問題点」ジュリ 191 号(1959 年) 13-16 頁、加藤一郎ほか「（座談会）割賦販売の現状とその規制」ジュリ 191 号(1959 年) 36-62 頁、藤田正次・前掲注(25)17-23 頁、西川良一「割賦販売の最近の諸問題について」同志社大学経済学論叢 10 巻 2 号（1959 年）66 頁、三津田松吉「わが国割賦販売に関する立法のあり方――西ドイツ割賦販売法その他と比較して」レファレンス 10 巻 3 号（1960 年）29 頁、藤田正次「割賦販売法案について」ジュリ 202 号（1960 年）52 頁、通商産業省企業局商務課編『割賦販売法の解説』（野田経済社、1961 年）、稲村良平『割賦販売』（青林書院、1961 年）、後藤義則「特集最新の経済事情と法律問題割賦販売法の法律問題」法律のひろば 24 巻 12 号（1971 年）33-38 頁、品田誠平編『割賦販売の法律・会計・税務』（ダイヤモンド社、1961 年）、加藤一郎ほか「（座談会）割賦販売法とはどんな法律か」法時 33 巻 8 号（1961 年）40 頁、小西清治「割賦販売法とその問題点」ジュリ 231 号（1961 年）13 頁、野村正幸「割賦販売秩序の確立――割賦販売条件の適正化、前払式割賦販売業者および割賦購入あっせん業者の登録等」時の法令 400 号（1961 年）12 頁、新倉隆「割賦販売法の施行について」月刊中小企業 13 巻 12 号（1961 年）12 頁。

(28) 白柳・前掲注(27)4 頁。なお、戦前における割賦販売に関する文献としては、向井鹿松「割賦販売制度と消費金融（割賦販売制度の新意義）」三田学会雑誌 21 巻 6 号（1927 年）26(748)頁などがあり、最近では、満薗勇『日本型大衆消費社会への胎動――戦前期日本の通信販売と月賦販売』（東京大学出版会、2014 年）などがある。

(29) 「チケット」とは、一定の金額が印刷された何枚かつながった切り取り式のものをいう。商品を購入するときに、販売価格に見合う金券を切り取り、そこにあらかじめ登録済みの印鑑で押印して交付する。販売店は、台帳で届け出印と照合して、一致した場合にチケットでの分割払いを認め、チケット販売会社は、締切日ごとにこれを集めて集計し、会員に請求するというものであった。京都専門店会が 1950（昭和 25）年から発行を開始し、全国の専門店会が主に採用していた。加藤一郎ほか・前掲注(27)39 頁〔三浦正義発言〕参照。

一方、「クーポン」は、通帳や小切手帳のようにつづられており、これに金額を記入して使用するもので、会員証に押印されたものと同じ印を押印して引き渡す方式であり、昭和 26(1951)年日本信用販売（のちの日本信販：現三菱 UFJ ニコス）が初めて発行し、主に百貨店で当初利用されていた。風間・前掲注(22)57-58 頁、クレ産協・前掲注(9) 49 頁、65 頁、加藤一郎ほか・前掲注(27)40 頁〔吉田清貫発言〕参照。

「チケット」は、商店が自社の台帳で本人確認する方式であるのに対し、「クーポン」制度には、印鑑の押印がある会員証があって、「クーポン」の押印と会員証の印鑑の照合を行えばよいので、販売店の負荷はチケットのほうが負荷も小さく、会員数の増大に対応することができた。

なお、その後、「チケット」や「クーポン」を発行する会社が次々に設立されている。昭和 27(1952)年 10 月に広島で設立された「全職域指定店会」（現ライフ）、昭和 29(1954)年 12 月設立の「協同組合広島クーポン」（現オリエントコーポレーション）、昭和 29(1954)年 6 月函館で設立された「デパート信用販売株式会社」（現ジャックス）、昭和 31(1956)年 10 月に大阪で設立された「大阪信用販売株式会社」（現アプラスカード）などである。また、日本信販の名古屋支店の業務継続目的で、昭和 35(1960)年 1 月に「中部日本信販株式会社」が設立され、日本信販大阪支店の営業権は、大阪信用販売株式会社に譲渡されている。クレ産協・前掲注(9) 68-73 頁。

(30) 櫻井澄夫「2つの署名を持つ幻の『ファミリーカード』クレジットカードを巡る日米文化比較論（叢談カードの歴史・第35回）」消費者信用25巻6号（2007年）91頁）、水島章雄「連載日本クレジットカード発達史（第6回）『クーポン』と『カード』、風間・前掲注(22)46-48頁参照。

(31) 日本信販が行っていた「クーポン」事業では、百貨店を主要加盟店にしていたが（株）セメダインを皮切りに、衆参両院事務局、通産省、大蔵省、東京瓦斯、NHK等と大口契約を行い、職域では、厚生課長や総務部長に依頼して「クーポン」券の管理と利用代金の給与から天引きしており（風間・前掲注(22)58-59頁参照）、大手官庁・企業の信用をも利用した信用システムを構築していた。加藤一郎ほか・前掲注(27)39頁〔吉田発言〕。櫻井・前掲注(30)91頁、水島・前掲注(30) 67頁など参照。

(32) 昭和34(1959)年10月24日34企第2195号通商大臣発百貨店業者および信用販売会社宛「百貨店業者の割賦販売自粛について（別添）」。通産省産政局取引信用室・前掲注(22)1-8頁参照。

本通達が発出されたきっかけは、中小小売業者と百貨店の最大手信販会社との提携による「クーポン」制度の拡大に対する摩擦が生じていた背景があり、昭和31(1956)年5月に公布された百貨店の売り場面積を規制する「百貨店法」を制定する過程で、百貨店の割賦販売も小売商の分野を侵害する越権行為であるとの理由で、規制を求める声が上がったことによる。その後昭和33(1958)年の6月から8月にかけて、信販会社が京都、大阪、名古屋に進出し、百貨店と提携してチケットを発行することとなったことで、小売商側から激しい反発が起き、同年9月5日付で通産省から全国103の百貨店に対し、割賦販売を行っていない百貨店は開始しないこと、既に行っているところは極力自粛するようにという自粛通達が出されていた。藤田正次・前掲注(25)20頁参照。

なお、34年通達は、平成4(1992)年6月19日付で廃止されている。

(33) 加藤一郎ほか・前掲注(27) 945頁（藤田正次発言）参照。

(34) 鳥羽欽一郎＝富士ヶ根靖雄『小売業とクレジット革新』(東洋経済新報社、1981年）21頁参照。

(35) 長尾晃「クレジットとは何か?クレジット随想録(第1話)」消費者信用17巻11号（1999年）22-24頁参照。

(36) 割賦販売法は、制定当初から、1条2項に「この法律の運用にあたっては、割賦販売等を行う中小商業者の事業の安定および振興に留意しなければならない。」との規定が設けてあり、中小商業者保護の観点で、銀行資本、大流通資本によるカード事業が制限されてきた。また、昭和52(1977)年に制定された大企業が中小事業分野に進出するのを抑制する「中小企業事業活動機会の確保のための大企業者事業活動の調整に関する法律」（昭和52(1977)年法律第74号。通称「分野調整法」）の制定に関連して、衆参両院の商工委員会の付帯決議において、銀行系カードの割賦機能付与が制限されていた。横山二郎「横山二郎の単言直言『消費者信用行政が問われる時』」消費者信用2巻6号21頁（1984年）24頁参照。また、三和銀行と日本信販が折半出資で設立したJCBについては、昭和40(1965)年頃日本信販がその保有株式の一部を手放すときに、譲渡の条件として、JCBは、チャージアカウントのみでマンスリーペイメント（月賦）はやらないとの約束があったという。山田・前掲注(22)102頁参照。

(37) それまで「チケット」や「クーポン」を扱ってきた信販会社等では、昭和41(1966)年10月に日本信販がそれまでの「クーポン」制度をクレジットカード制度に移行させはじめ、昭和42(1967)年12月には「クーポン」券からラミネートカードに切り替え、昭和44(1969)年2月に全会員のカード化が完了している。また、昭和45(1970)年4月には日専連が全国共通クレジットカードの取り扱いを開始するなど、「クーポン」からクレジットカードへの切り替えを進め、昭和44(1969)年以降、他の信販会社・中小小売商団体もクレジットカード事業に進出するようになった。いずれも、分割払機能があるクレジットカードである。風間・前掲注(23)第2回59-60頁、風間・前掲注(23)第4回56頁、クレ産協・前掲注(9)349-53頁など参照。

(38) 風間・前掲注(23)第4回57頁参照。

なお、信販系カードとともに、34年通達規制を受けていた百貨店など流通系会社は、昭和42(1967)年に銀行の消費者ローンを利用した「伊勢丹ロイヤルサークルカード」を発行し、昭和43(1968)年には三越がわが国初のリボルビング方式の「三越ファミリー・ショッピングカード」を発行したが、銀行の審査を経るため、利用者は信用度の比較的高い人に限られていた。したがって、その後の百貨店のカード発行は、信販会社と提携し、百貨店と信販会社の提携カード（信販サ

イドでは、「代行カード」と呼ばれた）を取り扱うようになる。代行カードとは、百貨店が申込みの勧誘・受付を行うが、信用調査、カード発行、代金回収を信販会社が行うものである。風間・前掲注(23)第4回56頁、矢島保男「（日経産業シリーズ）クレジット」（日本経済新聞社、1986年）15-16頁参照。

(39) 二当事者型の分割払いのクレジットカードとしては、昭和35(1960)年に丸井が紙製のものを発行し、同年8月にはビニール樹脂製の「クレジット・プレート」（住所、氏名、顧客番号がエンボスされており、有効期間が記されていた）を発行していた。クレ産協・前掲注(9)『わが国クレジットの半世紀』129-30頁参照。しかし、三当事者型のダイナースカード、JCBカードについては、厳しい外貨管理政策の下で国際カードの発行は認められていなかった。風間・前掲注(23)第2回56頁参照。

(40)『消費者信用統計'82年版』（日本割賦協会、1982年）49頁。なお、割賦販売法の適用のない非割賦方式クレジットカードの取扱高は8,064億円であった。

(41) 加藤良三「クレジット・カード制度における損失分担の法理―発行者責任主義の法的根拠について」アカデミア1969年9月号（1969年）59-75頁、竹内昭夫「クレジット・カードと消費者保護――信用取引における消費者問題の一側面――」ジュリ475号（1971年）55-60頁参照。

その他、当時クレジットカードの紛失・盗難、その他不正使用問題を扱った文献として、清水巖「クレジット・カード取引の法構造(1)」法時45巻11号（1973年）167頁、兼元俊徳「クレジット・カードをめぐる法律問題」警察研究46巻3号（1975年）61-65頁、清水巖「クレジット・カード販売の実態と問題点――消費者保護の側面から――」ジュリ645号（1977年）55-60頁、西本昭男＝内田和久「マイクロコンピュータを利用したクレジットカード照合機」電子技術総合研究所彙報43巻6号（1979年）395-97頁参照。

(42) 総合割賦購入あっせんの新規信用供与は、昭和47(1972)年には2,060億円に過ぎず、非割賦の銀行系、百貨店系カードは、それぞれ1,990億円、1,220億円であった。一方、独立方式と系列方式による賦払方式（個別信用購入あっせんに該当)は、それぞれ、1兆1,020億円、1兆3,580億円であり、銀行による提携ローンも4,990億円となっており、カードを使わない個別契約を行う方式が圧倒的なボリュームを占めていた。日本割賦協会『消費者信用統計'82年版』（1982年）49頁参照。

(43) 昭和47(1972)年割賦販売法改正当時の状況と法改正をめぐる議論に関しては、林久吉「消費者信用の一形態としての割賦販売」中央学院大学論叢商学関係輯1巻1号（1966年）133頁、石原純徳「割賦販売金融の現状と方向」通商産業研究14巻6号（1966年）137頁、中尾舜一「前払式割賦販売における消費者保護対策について――割賦販売審議会の答申案」時の法令599号（1967年）30頁、「（特集）割賦販売――その実態と分析」ジュリ382号（1967年）所収の宮内竹和「割賦販売の実態と法律問題」23頁、淡路剛久「割賦販売約款の紹介と法律問題」33頁、前田稔「自動車の割賦販売形態と不払事故などの処理状況」52頁、中島浩一郎「家庭電機器具の割賦販売形態と取引状況（不払いの処理等)」55頁、川本暉夫「ミシンの前払式割賦販売形態と当面する問題」57頁、鈴木茂夫「楽器の割賦販売形態と具体的事故の処理状況」60頁、金津孝「建設機械の割賦販売形態」70頁、西脇敏彦「前払式割賦販売の現状と問題点」72頁、森岡敞「所有権留保割賦販売と税――判例と現行法の解釈」80頁、坂田暉男「所有権留保割賦販売と税――建設機械と固定資産税--課税処分取消請求事件をめぐって」81頁、大内剛「改正割賦販売法の概要――許可制の採用、供託義務・監督体制の強化」財政経済弘報1258号（1968年）4頁、谷村昭一「割賦販売法の一部改正について――前払式割賦販売に関する監督の強化」通産ジャーナル2巻1号（1968年）16頁、谷村昭一「前払式割賦販売に対する監督の強化」時の法令651号（1968年）13頁、矢島保男「わが国における割賦販売金融の問題点」早稲田商学204号（1968年）67頁、中小企業庁商業第2課「チケット割賦販売事業の今後のあり方について」月刊中小企業20巻12号（1968年）5頁、大内剛「割賦販売審議会金融部会の審議経過概要――割賦金融制度の整備について」財経詳報808号（1969年）15頁、後藤義典「割賦販売の法律問題（特集・最近の経済事情と法律問題)」法律のひろば24巻12号（1971年）33頁、通商産業省企業局消費経済課編『新割賦販売法の解説』（通商産業調査会、1972年)、山田和彦「割賦販売法の改正（1972年商事法立法の動向)」旬刊商事法務研究583号（1972年）44頁、竹内直一「割賦販売法の改正について（特集・主要法案の動向と検討)」ジュリ503号（1972年）47頁、後藤義典「割賦販売法の改正について――流通秩序法から消費者保護法へ（第68国会成立法律の解説12)」財

政経済弘報 1470 号（1972 年）11 頁、谷口知平「割賦販売・クレジットカードなど（財産法講話 41)」法セ 200 号（1972 年）43 頁、村岡茂生「割賦販売等における消費者保護の強化」時の法令 811 号（1973 年）8 頁。

(44) 通産省企業局消費経済課編・前掲注(43)36-38 頁。

(45) 通商産業省産業政策局消費経済課編『最新版新割賦販売法の解説』（通商産業調査会、1976 年）18 頁。

(46) 消費者保護規定は導入されなかったが、「チケット」や「クーポン」と同様に扱われることになったので、クレジットカードの譲渡、質入れの禁止が適用されることになった。通産省企業局消費経済課編・前掲注(43)38 頁。

(47) 日本割賦協会『15 年の歩み』（日本割賦協会、1982 年）147 頁。クレ産協・前掲注(9) 170 頁。

(48) 地理的規制がないほか、①会員組織化の必要がない②カードのように限度額がないので高額商品に対応できるというメリットがあったことで全国的展開が容易であった。また、クレジットカード業務では、資本力のある銀行系クレジットカードに競合し、拡大することが困難であったことが指摘されている。矢島保男『消費者信用――クレジット社会の進展と新しい対応』（ダイヤモンド社、1983 年）90-93 頁。クレ産協・前掲注(9) 169-73 頁参照。

(49) 通産省産政局消費経済課・前掲注(45)151-53 頁。クレ産協・前掲注(9) 419 頁参照。

(50) 東京高判昭和 57 年 12 月 27 日および東京高判昭和 58 年 5 月 25 日がある。池田道夫ほか『判例・信用供与取引法』（経済法令研究会、1984 年）125 頁および 76 頁収録。

(51) 割賦販売法の所管官庁である通商産業省は、「消費者信用産業懇談会」（座長・矢島保男早稲田大学教授）を開催して、昭和 53(1978)年 7 月に報告書を取りまとめたが、ここで現行法の規制のアンバランスが指摘され、特に、個品割賦購入あっせんについての消費者保護が不十分だとの指摘があり、割賦購入あっせん取引に係る多数当事者間の取引に関してトラブルが増大していることに対し、「消費者保護により一層の強化を図るためには、今後、判例、学説等の動向を踏まえ、信販会社と加盟店は、共同責任を明確化する方向でその具体的処置について検討すべきである」（通産省産政局消費経済課・前掲注(22)756 頁）との取り纏めがなされた。石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討(1)」NBL290 号（1983 年）6-7 頁にも引用され、業界委員が参加した懇談会で共同責任に言及する結論がまとめられたことが注目されている。

(52) 村田憲寿「(シリーズ・クレジット行政 3) トラブルの大半は、訪販、個品割賦―国生審『取引多様化問題委員会』が調査」消費者信用 1 巻 5 号（1983 年）75 頁、香川達夫「クレジットカードを巡る諸問題（特集・クレジットカードの法律上の性格)」法律のひろば 37 巻 3 号（1984 年）5 頁、石川正美「クレジット・カード取引」北川善太郎「約款――法と現実(3)」NBL241 号（1981 年）41-43 頁参照。なお、木村達也「(特集・消費者信用・未来への指針）繰り返される議論進まぬ対策」消費者信用 11 巻 4 号（1993 年）39 頁によれば、昭和 58(1983)年当時のカード累計発行枚数は 5,700 万枚であり、関係者の間では、過剰与信問題が指摘されていたが、サラ金の過剰融資批判の陰にあって名指しの批判は少なかったとされる。

(53) クレジットカードについては、前述の通り、全国的に分割方式による利用が制限されていたことから、このようなトラブルはほとんどみられない。クレジットカード関係の判例では、昭和 60(1985)年までの間で商品未納、商品瑕疵に係る裁判例を見つけることはできなかった。長谷川成海「三者間クレジットカード取引――銀行系カードの法的問題――」早法 64 巻 3 号（1989 年）4 頁。

また、太田幸夫「立替払契約をめぐる若干の問題」判タ 457 号（1982 年）31 頁によれば、昭和 56(1981)年の全国簡易裁判所の金銭訴訟事件中約 87%が立替金・求償金請求事件であり、その大部分は、個品割賦購入あっせんであったとされる。

なお、チケット販売に関して、割賦販売法 5 条の期限の利益喪失および 6 条の損害賠償額の制限に関する判例は、石川・前掲注(51)に 3 件紹介されているほかに、係争案件は存在したようである。また、商品の引渡・瑕疵その他の抗弁に関しては、協同組合の「チケット」や「クーポン」を利用して自動車を購入した消費者が販売店の倒産により名義変更が受けられないとして、割賦金の支払と自動車の登録名義の移転とは同時履行の関係にあると主張し、認められた仙台高裁昭和 47 年 8 月 30 日判決（判時 689 号 79 頁）を見出したのみである。しかし、この案件は、自動車の購入事例であり、一般的には個別購入あっせんで扱われ、ク

レジットカード取引で起きるとは考えられないが、当時は、個品割賦購入あっせん規制を中心に論じられていた多数当事者関係の問題が総合割賦購入あっせんにも取り込む必要があるべきとして、その象徴的な判例とされたようである。石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討(3)」NBL294 号（1983 年）35-37 頁参照。

(54) その他、1960 年代におけるクレジットカードに関する文献としては、以下のものがある。斉藤太一『割賦販売法の解説』(日本商工会議所・日商シリーズ 33、1961 年)、桑原幹夫『割賦販売の会計（経営学選書 3)』(ミネルヴァ書房経営学選書 3、1962 年)、佐藤定勝『割賦販売の経営戦略（文化社経営シリーズ 14)』(文化社、1963 年)、三森茂郎＝我妻悟『割賦販売の理論と実務（会計実務叢書 4)』(文雅堂、1963 年)、林久吉『割賦販売』(同文館出版、1964 年)、品田誠平＝中村清＝鍛冶良道『割賦販売の実務――経理の問題を中心として』(中央経済社、1964 年)、割賦制度協議会訳編『自由社会に於ける割賦販売情況（割賦販売協議会資料)』(割賦制度協議会、1964 年)、深見義一ほか編『販売金融（マーケティング講座・第 6 巻)』(有斐閣、1967 年)、北島忠男『割賦販売と信用調査』(同文館出版、1967 年)、品田誠平＝中村清＝鍛冶良道『割賦販売の実務（新版)』(中央経済社、1968 年)、通商産業省企業局消費経済課編『改正割賦販売法の解説』(通商産業調査会、1968 年)、「国内・国際の提携盛ん――整備進む『クレジット・カード』業務（時事解説)」財経詳報 760 号（1968 年）20 頁、「クレジットカードの仕組みと業界の現況」北海道拓殖銀行調査月報 200 号（1968 年）18 頁、割賦販売審議会金融部会「チケット割賦販売事業の今後のあり方について（報告)」(1969 年 1 月)、割賦販売審議会金融部会中小企業分科会「信販会社の今後のあり方について（報告)」(1969 年 3 月)、割賦販売審議会金融部会「家庭電気製品等の割賦金融体制の今後のあり方について（報告)」(1969 年 4 月)、割賦販売審議会金融部会「自動車の割賦金融体制の今後の方向について（報告)」(1969 年 10 月)、割賦販売審議会金融部会「割賦金融体制の今後の方向について（報告)」(1969 年 11 月)、黒住武市『割賦販売の戦略――消費者信用の未来像（商業界経営ライブラリー 16)』(商業界、1969 年)、吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリ 428 号（1969 年）111 頁、加藤良三「クレジット・カード制度における損失分担の法理――発行者責任主義の法的根拠について」アカデミア 73 号（1969 年）59 頁、「クレジットカードの動向」経済調査 261 号（1969 年）16 頁。

(55) その他、1970 年代におけるクレジットカードに関する文献としては、以下のものがある。竹内昭夫「クレジット・カードと消費者保護――信用取引における消費者問題の一側面（特集・消費者保護)」ジュリ 475 号（1971 年）55 頁、谷口知平「割賦販売・クレジットカードなど(財産法講話 41)」法セ 200 号(1972 年）43 頁、原田甫『新割賦販売契約の実務』(商事法務研究会、1973 年)、原慎一『割賦・ローン販売業』(帝国地方行政学会、1973 年)、吉原省三ほか「クレジットカードシステムの実情と法律問題（特集・新しい商取引と無名契約)」自由と正義 24 巻 4 号（1973 年）24 頁、清水巖「クレジット・カード取引の法構造(1)～(6)」法時 45 巻 14 号（1973 年）166 頁、46 巻 6 号（1974 年）295 頁、48 巻 2 号（1976 年）188 頁、3 号 194 頁、49 巻 1 号（1977 年）160 頁、2 号 124 頁、打田畯一＝稲村良平『(特別法コンメンタール）割賦販売法』(第一法規出版、1974 年)、日本クレジットビューロー株式会社「クレジットカード（産業展望)」経済人 28 巻 7 号（1974 年）67 頁、兼元・前掲注(41)61 頁、清水巖「クレジット・カード販売の実態と問題――消費者保護の側面から（特集・特殊販売の実態と法規制)」ジュリ 645 号（1977 年）55 頁、加藤良三『(消費者信用取引法シリーズ 1) クレジット・カード基本問題とその法理論（増補版)』(千倉書房、1977 年)、通商産業省産業政策局消費経済課編『新割賦販売法の解説（最新版)』(通商産業調査会、1979 年)、『クレジットカード』(国民生活センター、1979 年)。

(56) 昭和 59(1984)年割賦販売法改正前後の文献としては、以下のものがある。山口康夫「割賦販売法の形成と問題点――消費者信用との関連を中心として」札幌商科大学学会論集商経編 32 号（1982 年）181 頁、長尾治助「売主信用法の成立過程――割賦販売法の制定と昭和 47 年の改正を中心として」立命館法学 172 号（1983 年）721 頁、島川勝「割賦販売法改正の経緯と問題点（特集・消費者信用立法の動向)」法時 56 巻 8 号（1984 年）20 頁、「(特集）割賦販売法の改正」ジュリ 818 号（1984 年）所収の竹内昭夫「割賦販売法の改正――59 年改正と今後の課題」6 頁、稲葉健次「割販法改正の概要と運用上の問題点（含・法文)」17 頁、羽田満雄「消費者相談からみた実態と問題点」28 頁、「全国消費生活セ

ンター一覧（資料）」32 頁、簱野寿雄「消費の潮流変化と割販法改正」38 頁、清水鳩子「割賦販売法の改正についての意見」40 頁、「（特集）クレジット・カードをめぐる諸問題」法律のひろば 37 巻 3 号（1984 年）所収の香川達夫「クレジット・カードの法律上の性格 4 頁、小谷文夫「クレジット・カードをめぐる犯罪」11 頁、三枝守「クレジット・カード犯罪の実態と対策」19 頁、下村康正「カード犯罪の刑法上の問題点」25 頁、木村晋介「クレジット・トラブル、現状と課題――クレジット・カードを中心として」32 頁、井清宏隆「改正割賦販売法の概要（特集・消費者行政をめぐる最近の諸問題）」法律のひろば 37 巻 9 号（1984 年）20 頁、杉本勝則「割賦販売法改正案の成立（101 国会回顧特集）」立法と調査 124 号（1984 年）50 頁、井清宏隆「信販会社等を利用した取引に消費者保護――本格的なクレジット時代を迎え、取引形態に応じて法整備――割賦販売法の一部を改正する法律（昭和 59.6.2 公布、法律第 49 号）」時の法令 1233 号（1984 年）5 頁。

(57) その他、1980 年代におけるクレジットカードに関する文献としては、以下のものがある。日本割賦協会『日本クレジットカード百科』（日本割賦協会、1983 年）、最高裁判所事務総局編『信販関係事件に関する執務資料』民事裁判資料 152 号（法曹会、1984 年）、伊藤進「カード社会の今後の法的課題」法律のひろば 37 巻 3 号（1984 年）38 頁、竹内昭夫編著『改正割賦販売法』（商事法務研究会、1985 年）、最高裁判所事務総局編『割賦販売法の一部を改正する法律の概要』民事裁判資料 160 号（法曹会、1985 年）、藤田光弘「クレジットカード業務と信託銀行」信託 141 号（1985 年）4 頁、永淵泰清『割賦販売の法律実務（第 2 版）』（日経文庫、1986 年）、商品販売法律実務研究会編『商品販売の法律実務・問答式』（新日本法規出版、1986 年）、吉原省三、 岡部眞純編『判例リース・クレジット取引法』（金融財政事情研究会、1986 年）、通産省産政局消費経済課・前掲注(22)、小峰隆夫「消費者信用産業の現状について――クレジット・カードを中心に」公正取引 423 号（1986 年）43 頁、矢島保男「クレジットカードの最近の動向」早稲田商学 321 号（1987 年）1009 頁、「（特集）クレジットカード紛争」ジュリ 893 号（1987 年）所収の角田真理子「クレジットカードをめぐる消費者トラブルの実態と問題点」4 頁、吉村彰「多重債務問題解決の一方策――現実の相談例から」11 頁、千葉恵美子「リボルビング式クレジットカードをめぐる法律上の問題点（含・資料）」18 頁、堀部政男「クレジットカードと個人情報」30 頁、加藤良三『クレジット・カード法の研究』（千倉書房、1989 年）1 頁、消費者法研究会『クレジット販売関係法の解説』（一橋出版、1989 年）1 頁、長谷川成海「三者間クレジット・カード取引――銀行系カードの法的問題」早稲田法学 64 巻 3 号（1989 年）1 頁、「新たな局面を迎える世界のクレジットカード産業」三菱銀行調査 406 号（1989 年）1 頁。

(58) 篠原勝美「（判批）割賦販売法 30 条の 4 第 1 項新設前の個品割賦購入あっせんにおける売買契約上の抗弁とあっせん業者に対する対抗の可否（最判平成 2.2.20）」ジュリ 964 号（1990 年）73 頁、池田文子「（判批）割賦販売法 30 条の 4 規定の抗弁対抗を主張することが信義に反する」として制限される場合とは、消費者に悪意の積極的加担がある場合であり、信販会社が加盟店調査・管理の義務を尽くしたかどうかも重要な考慮要素とされるとした事例」法学新報 112 巻 9＝10 号（2006 年）439 頁、城内明「（判批）既払金返還の前提として信販会社が負う個品割賦購入あっせん（個別信用購入あっせん）取引上の法的義務――裁判例の到達点と割賦販売法改正後の展望（大阪地裁平成 20.4.23 判決、高松高裁平成 20.1.29 判決）」国民生活研究 48 巻 1 号（2008 年）32 頁。

(59)「消費者信用産業懇談会」の報告を受けて開催された割賦販売審議会消費経済部会では、昭和 59(1984)年 2 月にまとめられた報告書において「法的、経済的に弱い立場にある購入者等の保護を図るため……〔中略〕……購入者等は、商品等に係る支払停止の抗弁権を割賦購入あっせん業者等に対しても主張しうるようにする（抗弁を接続させる）必要がある」との提言がなされ、先の「消費者信用産業懇談会」においてまとめられた共同責任については、報告に盛り込まれることはなかった。共同責任の実現について、「通産省でまだコンセンサスを得ているわけではない」との当時の消費経済課長の牧野力氏が消費者信用 1983 年 8 月号でインタビューに答えている。石田喜久夫「信用取引と消費者――『抗弁権の切断』を巡る一考察――」金法 1036 号（1983 年）6 頁参照。

(60) 平成 11(1999)年割賦販売法改正前後の文献としては、以下のものがある。横田貫一「割賦販売形態の実勢と法規制の行方」山口経済学雑誌 39 巻 1＝2 号（1990 年）147 頁、「（資料）割賦販売審議会『クレジット産業部会中間報告』――クレジットカードの制度的制約の解決の在り方とクレジット産業に共通する課題へ

の取組に関する報告」消費者信用 16 巻 7 号（1998 年）60 頁、「（特集）割賦販売法の『問題点』」消費者信用 16 巻 12 号（1998 年）所収の「割販法上は規制対象とならない『役務』取引に基づくクレジット契約（上）」6 頁、北川慎介「（インタビュー）継続的役務自体のルール整備を待ってなお必要があれば割賦販売法関連規制の見直しを検討する」10 頁、村千鶴子「統一的な消費者信用法を制定し、多様化する取引に対応せよ」16 頁、福原紀彦「電子商取引の展開と割賦販売法の射程(1)」クレジット研究 21 号（1999 年）207 頁、「（資料）割賦販売審議会クレジット産業部会中間報告『割賦販売を巡る消費者取引の適正化について（継続的役務取引を中心に）』」消費者信用 17 巻 4 号（1999 年）40 頁。

(61) 平成 12(2000)年訪問販売法・割賦販売法改正に関する文献としては、以下のものがある。加藤庸之「訪問販売法、割賦販売法の一部改正――その目的とポイント」月刊消費者 532 号（1999 年）22 頁、加藤庸之＝小泉秀親「改正訪問販売法および改正割賦販売法の概要(1)～(3)」NBL667 号（1999 年）17 頁、668 号 24 頁、669 号 26 頁、近藤智洋＝宮崎貴哉「改正訪問販売法および改正割賦販売法の概要（4・完）」NBL671 号（1999 年）41 頁、宮崎貴哉＝小泉秀親「訪問販売法および割賦販売法の一部改正について」金法 1549 号（47 巻 15 号、1999 年）14 頁、宮崎貴哉＝小泉秀親「改正訪問販売法および改正割賦販売法」ひろば 52 巻 11 号（1999 年）44 頁、加藤庸之「訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律（特集・第 145 回国会主要成立法律）」ジュリ 1160 号（1999 年）69 頁、加藤庸之「継続的役務取引（エステ、外国語会話教室など）をめぐるトラブルに対処――中途解約制度の創設等――訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律（平成 11.4.23 公布、法律第 34 号）」時の法令 1599 号（1999 年）19 頁、村千鶴子「特定継続的役務取引の適正化――訪問販売法と割賦販売法の改正」月刊国民生活 29 巻 9 号（1999 年）42 頁、衆議院法制局「（弁護士のための新法令紹介 207）訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 34 号）」自由と正義 50 巻 10 号（1999 年）134 頁、後藤巻則「割賦販売の基本判例(1)」独協法学 50 号（2000 年）169 頁、「（特集）わが国の消費者信用法制の課題と展望――改正割賦販売法を中心に」クレジット研究 23 号（2000 年）所収の森島昭夫＝野村豊弘＝鎌田薫ほか「（座談会）消費者信用法制の今後――改正割賦販売法を中心に」6 頁、中田裕康「特定継続的役務提供契約の解除について」38 頁、蓑輪靖博「クレジット販売の多様化と割賦販売法改正」50 頁、神作裕之「割賦購入あっせんにおける抗弁権の接続と既払金の返還」77 頁、根本伸一「改正訪問販売法・割賦販売法における中途解約権の行使と諸契約関係の清算」88 頁、尾島茂樹「訪問販売法・割賦販売法改正に残された課題・覚書」102 頁、齋藤雅弘「（時点・論点）ネット取引への対応強化――訪問販売法、割賦販売法改正」月刊国民生活 31 巻 2 号（2001 年）26 頁、西口竜也「訪問販売法等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律について（特集 2・第 150 回国会主要成立法案(2)）」ジュリ 1197 号（2001 年）48 頁、原英史「（法令解説）内職・モニター商法、マルチ商法およびインターネット通販をめぐるトラブルに対応――訪問販売等に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律」時の法令 1639 号（2001 年）6 頁、千葉恵美子「消費者契約法と割賦販売法・特定商取引法（特集・消費者契約法と消費者の 21 世紀）」ジュリ 1200 号（2001 年）29 頁。

(62) 平成 16(2004)年特定商取引法・割賦販売法改正に関する文献として、齋藤雅弘「（法改正の解説・新法解説）特定商取引法・割賦販売法の 2004 年改正」消費者法ニュース 60 号（2004 年）221 頁、「（特集）特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部改正について」月刊消費者 624 号（2004 年）所収の橋本泰輔「特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部改正について」6 頁、「悪徳商法はあなたをねらう――改正された特商法で悪質業者を撃退」11 頁。

(63) 信用照会端末機。通信回線を利用してクレジットカード会社の会員情報を管理しているコンピュータに接続し、カードの有効・無効、利用限度額を判定し、クレジットカード加盟店にクレジットカードによる信用販売の承認を行う。それまでは、販売店は、無効カード一覧表でカード番号のチェックをするなど、一定金額を超える額については、電話で販売承認を採る必要があった。1980 年代に NTT の提供する CAFIS が電話回線を利用して行われるようになり、現在はインターネット回線を利用したシステムも採用されている。

(64) クレジットカードの紛失・盗難と偽造による不正使用被害額は、平成 12(2000)年の 308 億 7 千万円がピークであり、平成 23(2011)年には、78 億 1 千万円と大幅に減少している。経済産業省商取引・消費経済政策課編『消費者信用統計・平成 20 年版』（日本クレジット協会、2008 年）110 頁および同『平成 25 年版』

（2013 年）110 頁。現在は偽造対策として、IC カード化（EMV 仕様のカードの発行）と EMV カード対応端末機の導入が急がれているが、平成 26(2014)年 2 月 28 日現在 EMV カードは、発行総数の 61.3%となっている（日本クレジット協会平成 26(2014)年 2 月 28 日リリース（http://www.j-credit.or.jp/download/news 20140228a. pdf[最終閲覧 2015 年 9 月 20 日]）。平成 26(2014)年 7 月に経済産業省が発表した「クレジットカード決済の健全な発展に向けた研究会 中間報告書」でキャッシュレス化を推進する社会インフラとして、平成 32(2020)年のクレジットカード 100%EMV 化推進が掲げられており、日本クレジットカード協会では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの決定を機に急増する外国人観光客を受け入れるため、2020 年までに EMV カード化率 100%を達成するとともに、地方の観光都市を含めて EMV カード対応端末機の普及を目指している。

(65) 人工知能に利用者のカード利用パターンなどを記憶させるとともに、クレジットカードの不正使用のパターンを分析し、会員以外の第三者による不正使用が疑われるパターンに該当したときに警告を発するシステム。換金性の高い商品の買い回りなど、「ショッピング枠の現金化」などの不適正な利用を抑止する機能がある。山本正行・前掲注(14)18-20 頁。

(66) 山本豊「（判批）重過失によって家族に盗まれたクレジットカードがカード会社への盗難通知後に不正使用された場合のカード会社の責任（大阪地判平成 5.10.18)」判タ 863 号（46 巻 4 号、1995 年）25 頁、執行秀幸「（判批）クレジットカードの不正使用による会員の代金支払義務と利用限度額――大阪地裁平成 5 年 10 月 18 日判決」ジュリ 1062 号（1995 年）109 頁、渡辺達徳「（判批）夫による妻のクレジットカード不正使用と、信販会社の立替金請求における過失相殺（札幌地裁判決平成 7.8.30)」クレジット研究 16 号（1996 年）97 頁、尾島茂樹「（判批）クレジット・カードの不正使用と会員の責任（大阪地裁判決平成 6.10.14)」クレジット研究 16 号（1996 年）109 頁、門廣乃里子「家族によるクレジット・カードの不正使用に関する判例の紹介」実践女子大学生活科学部紀要 34 号（1997 年）108 頁、土田亮「（判批）家族によるクレジットカードの無断使用と支払義務――大阪地裁判決平成 5.10.18」ジュリ 1125 号（1997 年）144 頁、尾島茂樹「信販会社がクレジットカード契約に基づき交付したカードの不正使用を主張する会員に対して当該カードの使用に係る立替金を請求する場合の主張立証責任の分配（浦和地判平成 11.10.29)」判例評論 505 号（判時 1734 号、2001 年）168 頁。

(67) 通常分割方式と二月以上の支払猶予のあるクレジットカード取引について割賦販売法 2 条 3 項 1 号、リボルビング方式につき、同条同項 2 号。

(68) マンスリークリア方式クレジットカードは、割賦販売法 35 条の 16 第 2 項に規定する「二月払購入あっせん」とされ、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、また、クレジットカード番号等保有業者（加盟店やその委託先）の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導その他の措置を講じる義務が課せられた。

(69) 特定商取引法に規定する「訪問販売」、「電話勧誘販売」、「継続的役務提供」、「業務提供誘因販売」、「連鎖販売取引」という 5 類型の特別な勧誘販売形態の場合に関しては、売買契約等の取消と同時に個別クレジット契約の取消制度を導入し、支払停止に加え、既払金の返還請求も可能となっている（割賦販売法 35 条の 3 の 13～同 35 条の 3 の 16。特定商取引法のクーリング・オフにつき、同法 35 条の 3 の 10～35 条の 3 の 12。過量の販売契約に対する申し込みの撤回等につき同法 35 条の 3 の 12)。これは、これらの勧誘販売形態を採用する販売業者等がクレジット会社と提携がなければ、消費者との契約が困難であるとの実態に基づき、支払停止の抗弁を認める根拠となった販売業者等とクレジット会社の「経済的に密接な牽連関係」が、より強力であることを根拠においたものと考えることができる。

(70) 広告の一環として、メールやダイレクトメールなどで顧客を店舗やネット上の自社サイトに誘導を行うことはあるが、訪問販売などと異なり、これに応じるか否かの顧客の任意性が確保されており、通信手段を使った勧誘のうち、いわゆる「不意打ち性」があるものは別途「電話勧誘販売」と定義されて、通信販売からは除かれている。

(71) 山本豊＝渡辺達則＝神作裕之＝丸山絵美子＝船矢祐二＝吉村直泰座談会「割賦

販売法の大改正――産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告を受けて――」『クレジット研究 40 号（2008 年）24 頁〔船矢祐二（経済産業省商務情報政策局取引信用課長）発言〕。また、最高裁平成 23 年 10 月 25 日判決（民集 65 巻 7 号 3114 頁）においても、売買契約が公序良俗により、無効となった場合に、立替払契約が無効となるかについて、特段の事情がある場合に無効となる場合があり得ることを示したものの、特別の事情があるとは言えないとして、否定しており、個別クレジット取引についての一般法化には否定的であるといえよう。新堂明子「個品割賦購入あっせんにおける売買契約の公序良俗違反と立替払契約の効力」ジュリ 1440 号（2012 年）63 頁、三崎高治「購入者と販売業者間の売買契約が無効である場合とクレジット契約の効力」学習院法務研究 6 号（2012 年）130-31 頁。なお、信義則を根拠として、一般法化する余地があるとの見解も多数存在する。白井幸夫「個品割賦購入あっせんにおける購入者と販売業者との間の売買契約の無効と購入者とあっせん業者との立替払契約の効力」金法 1972 号（61 巻 12 号、2013 年）36 頁、鎌野邦樹「個品割賦購入あっせんにおける売買契約の公序良俗違反を理由とする無効と立替払の効力」金法 1953 号（60 巻 17 号、2012 年）66 頁など。また、抗弁接続により立替払契約も効力を失い、不当利得に基づく取戻しが可能とする鹿野菜穂子「金融・消費者取引判例の分析と展開」金判 1336 号(2013)158 頁、千葉恵美子「抗弁接続の要件・効果」梶村太市ほか編『全訂版割賦販売法』（青林書院、2004 年）122-25 頁、執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士舘法学 19 号(1986 年)58-83 頁の「効力喪失説」もある。

(72) 二当事者間の「割賦販売」については、(イ)現金販売価格と割賦販売価格の明示（ロ)契約の内容を明らかにする書面の作成（ハ）契約の解除、期限の利益喪失の制限（二）契約解除に伴う損害賠償の額の制限（ホ）自力救済の禁止（ヘ）契約解除後の商品の使用、移動の禁止（ト）所有権留保の推定（チ）代金前払式割賦販売業者の登録（リ）割賦販売条件の基準の公示が定められていたが、チケット・クーポンを使った「割賦購入あっせん」については、（ヌ）チケットの譲渡および質入れの禁止（ル）割賦販売あっせん業者の登録しか規定がなく、三当事者型に関しては、むしろ登録制度により加盟店保護に重きが置かれていた。通商産業省産業政策局消費経済課編『最新版新割賦販売法の解説』（通商産業調査会 1976 年）5 頁参照。なお、デパートなどの発行するチケットやクーポンは、二当事者型であり、その場合は、「割賦販売」として、割賦販売法の適用があった。

(73) 平成 20(2008)年割賦販売法改正前後の文献としては、以下のものがある。村千鶴子「クレジット契約に関する法律規制――割賦販売法の概要（特集・クレジット契約に関する諸問題)」月報司法書士 410 号（2006 年）2 頁、山崎省吾「クレジット関連被害の実態と救済への課題――割賦販売法改正の動きの中で（特集・消費者被害を深刻化させるクレジット問題)」月刊国民生活 36 巻 8 号（2006 年）11 頁、経済産業省商務情報政策局取引信用課「クレジット取引に係る課題と論点整理について――産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告書の概要（特集・消費者被害を深刻化させるクレジット問題)」月刊国民生活 36 巻 8 号（2006 年）16 頁、「(特集 1) 割賦販売法の改正」消費者法ニュース 70 号（2007 年）所収の渡辺達徳「割賦販売法改正の論点――クレジット事業者の『適正与信』義務と『信義則』」4 頁、池本誠司「割賦販売法から販売信用法へ」7 頁、村本武志「クレジット契約における信販事業者の加盟店管理責任――OFT 対ロイズ TSB 外二名間の事件判決を素材にして」13 頁、釜井英法「クレジット過剰与信対策全国会議の活動――創立から東京シンポまで」26 頁、「埼玉県が信販会社に勧告――全国で初めて」35 頁、大久保育子「個品割賦購入あっせん業のモデル自主行動基準」43 頁、船矢祐二「(インタビュー）クレジット取引規制のあり方を割賦販売分科会で検討再開――クレジット会社と消費者のリスク分担の公平性確保も必要（特集・貸金業・クレジット制度改革の行方)」消費者信用 25 巻 2 号（2007 年）38 頁、船矢祐二「割賦販売法改正・行政――割賦販売法改正について――産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理の概要――」消費者法ニュース 73 号（2007 年）110 頁、「(特集）割賦販売法改正に向けて」市民と法 47 号（2007 年）所収の池本誠司「不適正与信の防止・救済に向けて」26 頁、小野寺友宏「クレジット過剰与信の防止に向けて」35 頁、拝師徳彦「販売信用の適正な規制に向けて」42 頁、堀泰夫「クレジット被害と司法書士の救済実務」49 頁、山田茂樹「クレジット被害事件の現場からみる現行法の問題点――被害救済方法への言及も含めて」58 頁、野々山宏「(展開講座・実践消費者法 22) 消費者法と制度をめぐる動向――消費者契約法・特定商取引

法・割賦販売法の改正の方向性」法教 328 号（2008 年）102 頁、上将倫「割賦販売法改正問題（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 74 号（2008 年）155 頁、池本誠司「割賦販売法・特定商取引法改正の動向（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 74 号（2008 年）165 頁、「（特集）割賦販売法改正の課題と展望」クレジット研究 40 号別冊（2008 年）所収の山本豊＝渡辺達徳＝神作裕之ほか「（座談会）割賦販売法の大改正――産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告を受けて」6 頁、蓑輪靖博「割賦販売法改正論議とクレジット取引法の課題」47 頁、川地宏行「第三者与信型販売における抗弁の接続と与信業者に対する既払金返還請求」62 頁、廣瀬孝壽「ドイツ民法における結合された契約の主観的要件に関する一考察――判例の展開および学説状況の紹介を中心として」100 頁、ゲルト・ノッベ＝角田美穂子訳「（翻訳）不動産投資取引における銀行の責任――2006 年以降の連邦通常裁判所判例法理」114 頁、特集 割賦販売法 改正法案の核心）」消費者信用 26 巻 4 号（2008 年）12 頁所収の船矢祐二「（インタビュー）割賦販売法改正法案の正しい読み方「業界はカードに対する調査義務規定に警戒感」、「改正割賦販売法のクレジット与信規制は、利用者の視点で（リテール）」金融財政事情 59 巻 17 号（2008 年）59 頁、平田元秀「問われるクレジット会社の不適正与信・過剰与信責任――特定商取引法・割賦販売法改正の動向と求められる管理強化」ファイナンシャルコンプライアンス 38 巻 6 号（2008 年）38 頁、「（貸金・クレジット関連報道を検証する・第 6 回）割賦販売法改正を巡ってはメディアも冷静に対応」消費者信用 26 巻 6 号（2008 年）50 頁、澤田仁史＝森哲也「最近の特定商取引法および割賦販売法の動向（特集・最近の消費者問題と消費者関連法の動向）」自由と正義 59 巻 6 号（2008 年）13 頁、船矢祐二「割賦販売法の改正について（特集・クレジット被害救済のための法改正）」月報司法書士 436 号（2008 年）2 頁、茂木昌子「割賦販売法改正に向けた地方議会請願活動の取組み（特集・クレジット被害救済のための法改正）」月報司法書士 436 号（2008 年）22 頁、石川和男「割賦販売法改正で大幅な信用収縮も」週刊東洋経済 6147 号（2008 年）92 頁、「（貸金・クレジット関連報道を検証する・第 7 回）改正割賦販売法に潜む『クレジット総量規制』の功罪」消費者信用 26 巻 7 号（2008 年）59 頁、池本誠司「特定商取引法・割賦販売法改正のポイント（特集・消費者法ファイル 2008）」消費者情報 393 号（2008 年）8 頁、島川勝「特定商取引法・割賦販売法改正法案の問題点（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 76 号（2008 年）208 頁、「（特集）割賦販売法の改正と金融実務」銀行法務 691 号（52 巻 9 号、2008 年）所収の小山綾子「割賦販売法の改正の概要（特集 割賦販売法の改正と金融実務）」5 頁、吉元利行「割賦販売法の改正が金融実務に与える影響（特集・割賦販売法の改正と金融実務）」12 頁、吉元利行「（オピニオン）クレジットカードの包括支払可能見込額の調査」金法 1837 号（56 巻 15 号、2008 年）1 頁、松田洋平＝乃田昌幸＝戸塚悠二ほか「（法務の話題）『割賦販売法の一部を改正する法律』の概要」金法 1842 号（56 巻 20 号、2008 年）10 頁、松田洋平＝乃田昌幸＝戸塚悠二ほか「『割賦販売法』改正の概要」NBL887 号（2008 年）15 頁、渡辺真幸＝松田洋平＝乃田昌幸ほか「『特定商取引に関する法律』・『割賦販売法』の改正の概要（特集・第 169 回国会主要成立法律）」ジュリ 1364 号（2008 年）86 頁、渡辺真幸＝松田洋平＝乃田昌幸ほか「（法令解説）悪質商法への抜本的対策――規制の抜け穴の解消、訪問販売規制・クレジット規制・インターネット取引等の規制の強化――特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律」時の法令 1824 号（2008 年）6 頁、島川勝「（取引法研究会レポート）特定商取引法・割賦販売法改正法の問題点――特にクレジット会社と販売店の責任について」法時 80 巻 10 号（2008 年）123 頁、池本誠司「改正割賦販売法における民事規定の活用」現代消費者法 1 号（2008 年）111 頁、「（特集）改正割賦販売法はどう運用されるのか」消費者信用 26 巻 11 号（2008 年）所収の「割賦販売部会で事務局が政省令の基本的枠組みを提示」8 頁、乃田昌幸＝中崎隆「クレジット番号等不正取得等に関する罪――クレジットカードに係る情報保護」金法 1851 号（56 巻 29 号、2008 年）30 頁、池本誠司「（インタビュー）過剰与信禁止は与信のブラックボックス化を防ぐことに主眼がある」14 頁、池本誠司「悪質商法被害とクレジット被害の防止・救済――割賦販売法・特定商取引法の大改正（特集・ストップザ・悪質商法）」月刊消費者 684 号（2008 年）3 頁、村千鶴子「（法キャンパス）改正特定商取引法・割賦販売法の概要」国民生活 7 号（2008 年）51 頁、加賀山茂「クレジット契約の典型契約としての位置づけ――クレジット契約を『割賦販売の基本ユニット』（売買と準消費貸借の結合）の展開過程として位置づける」

国民生活研究 48 巻 3 号（2009 年）27 頁、村千鶴子「特定商取引法・割賦販売法の改正と消費者保護」現代法学 17 号（2009 年）3 頁、神作裕之「過剰与信の防止と改正割賦販売法」ジュリ 1372 号（2009 年）127 頁、中崎隆「改正割賦販売法におけるクーリング・オフ・取消しと三者間清算ルール」消費者信用 27 巻 3 号（2009 年）36 頁、渡辺達徳「改正割賦販売法における行政規制ルールと民事効果」クレジット研究 41 号（2009 年）176 頁、村千鶴子「特定商取引法・割賦販売法改正の経緯と概要(特集・改正特商法・割販法)」現代消費者法 2 号(2009 年）4 頁、千葉恵美子「改正特定商取引法・割賦販売法の適用範囲の拡大と今後の課題（特集・改正特商法・割販法――規制の抜け穴への対処)」現代消費者法 2 号（2009 年）14 頁、都筑満雄「割賦販売法改正の意義と課題――民事規定を中心に（特集・改正特商法・割販法――クレジット規制の強化)」現代消費者法 2 号（2009 年）39 頁、小山綾子『図解でわかる割賦販売法の実務』(経済法令、2009 年）2 頁、拝師徳彦「既払金返還のための改正割賦販売法の実践的活用（特集・ 改正特商法・割販法――クレジット規制の強化)」現代消費者法 2 号（2009 年）50 頁、平田元秀「改正割賦販売法省令案に見るクレジット会社の調査義務」ファイナンシャルコンプライアンス 39 巻 4 号（2009 年）40 頁、平田元秀「事例で考える『特定商取引法』『割賦販売法』改正のポイント（特集・消費者法ファイル 2009)」消費者情報 403 号（2009 年）8 頁、吉元利行「改正割賦販売法が金融機関の『提携ローン』に与える影響」金融財政事 60 巻 31 号（2009 年）23 頁、乃田昌幸「割賦販売法施行規則の改正の概要」現代消費者法 4 号（2009 年）106 頁、平田元秀「割賦販売法の改正と銀行業務への影響」ファイナンシャルコンプライアンス 39 巻 10 号（2009 年）38 頁、カード会社法務担当者「改正割賦販売法が与信関連業者に求める義務と対応策（特集・販売、勧誘のルールが大きく変わる!改正特商法・割販法が求める実務対応)」ビジネスロー・ジャーナル 2 巻 11 号（2009 年）36 頁、「(2009 年 12 月施行直前）緊急特集・改正割賦販売法と金融実務」金法 1882 号（57 巻 28 号、2009 年）所収の中崎隆「提携ローンの取扱いに関する留意点」6 頁、伊藤亜紀＝片岡義広＝神作裕之ほか「(座談会）割賦販売法の適用と規制への対応」19 頁、右崎大輔「改正割賦販売法・実務対応 Q&A 事前準備・契約締結・顧客対応・苦情処理体制」47 頁、「(特集・改正割賦販売法――12 月 1 日施行)」消費者信用 27 巻 12 号（2009 年）所収の「業法対応の正念場は、最終施行までの今後 1 年間――極度額の名寄せ管理が最大の課題」6 頁、「包括・個別クレジットの自主規制の中身――政令を踏まえ、事業者の視点でルール化」14 頁、「カード会社が直面する改正割賦販売法に続く課題（ノンバンク)」金融財政事情 60 巻 46 号（2009 年）75 頁、経済産業省商務情報政策局取引信用課「改正割賦販売法完全施行について――過剰与信防止義務を中心に」NBL943 号（2010 年）5 頁、片岡義広＝吉元利行編『クレジット取引――改正割賦販売法の概要と実務対応』(青林書院、2010 年）124-200 頁、渡邉雅之＝井上真一郎『Q&A 資金決済法・改正割賦販売法――新しい決済サービスに関する法制の横断的解説』(金融財政事情研究会 、2010 年）316-410 頁、右崎大輔『改正割賦販売法の要点解説 Q&A』(中央経済社、2010 年)、河上正二「(KEY WORD)特定商取引法・割賦販売法の改正」法教 354 号(2010 年）2 頁、「(特集）改正割賦販売法・第 2 段階施行へ」消費者信用 28 巻 12 号（2010 年）所収の「支払可能見込額調査が〔2010 年〕12 月 17 日から法的義務へ」6 頁、「システム開発、名寄せの整備に苦心したクレジット業界」12 頁、「ショッピング枠現金化撲滅へ知恵絞る官と民」18 頁、「ネット取引トラブル続出で急浮上したカード決済巡る規制論議」22 頁、園部厚「平成 20 年法律第 74 号特定商取引法および割賦販売法の一部改正等と実務(1)～（3・完)」市民と法 73 号（2012 年）14 頁、74 号 11 頁、75 号 14 頁。

(74) 清水巖は、クレジットカードが短期間に急激に発展したため、法律的側面からの対応が完全に立ち遅れ、様々な問題を生じさせていると指摘する。清水巖「クレジット・カード販売の実態と問題点――消費者保護の側面から――」ジュリ 645 号（1977 年）55 頁。

(75) VISA の前身である NBI のメンバーだったワーセン信託銀行が MasterCard の前身であったインターチャージに加盟し、VISA カードと MasterCard カードの 2 つのブランドカードを発行したのに対し、NBI がこの並行発行(duality)を防ぐために会則を変更したところ、この会則修正に対しワーセン信託銀行が NBI の新会則は、シャーマン独占禁止法に違反するとして 1971 年裁判所に提訴し、これが認められたことで、1976 年最終的には並行発行が許され、加盟店競争が激しくなった。Lewis Mandell, *The Credit Card Industry: A History (Twayne's Evolution of Modern Business Series)*, Twayne pub. 1990,40.……〔翻訳〕根

本忠明＝荒川隆訳『アメリカクレジット産業の歴史』（日本経済評論社、2000年）88-90頁。

わが国では、昭和55(1980)年2月に住友クレジットが国内外共通のVISAカードを発行し、系列カード会社との間で、加盟店の相互開放が進んだが、日本信販などVISAカード発行ライセンスを持つ3社への加盟店開放は、昭和63(1988)年7月である。これによって、MasterCard陣営のDCカードによるVISA発行を皮切りに、MasterCardとVISAカードの並行発行が始まったが、MasterCard陣営が平成元(1989)年3月（株）マスターカードジャパンを設立し、同年9月からマスターカード加盟各社で加盟店相互開放ができるようになり、VISA陣営もマスターカードの発行目的でオムニカード協会を発足させ、平成元(1989)年4月からマスターカードが発行できるようになった。風間・前掲注(23)（第3回）48-52頁。月刊消費者信用「特別レポート激震!『DCビザ』参入の衝撃度！―複数ブランド発行が“時代の流れ”に」6巻11号（1988年）28-31頁。

(76) 当初国際カードは、国際ブランドの提携する海外でのみ使用できるものであった。また、マスターカードでは、海外ではMasterCardブランド、国内では各カード会社のブランドを使い分けており、加盟店の相互開放は行われていなかった。しかし、MasterCardとVISAカードの並行発行が始まり加盟各社で加盟店相互開放されたため、加盟店ではどちらかの国際ブランドの加盟店となり、各クレジットカード会社による加盟店の差がなくなった。風間・前掲注(23)（第3回）52頁。

(77) 経済産業省に包括信用購入あっせん業者登録簿に登録すれば、クレジットカードを発行することができる。しかし、ここでissuerと呼ぶのは、原則として国際ブランドと提携し、国際ブランドの所定のロゴマークを付与した国際クレジットカードを発行することのできる機関・会社（これを「プリンシパルメンバー」と呼ぶ）とする。国際ブランドに直接加盟せず、プリンシパルメンバーと提携して、国際カードを発行する機関・会社を「二次カード会社」（アソシエートメンバー）と呼んでいる。山本正行・前掲注(14)64-65頁。このカード発行者を含めて、本稿では、issuer＝カード発行会社とする。なお、国際ブランドは、国際カードの発行権を原則として銀行などの金融機関にしか認めていない。しかし、わが国においては、信販会社などノンバンクにも発行権を認めているところから、わが国では、「カード発行会社」というが、外国の場合は、「カード発行銀行」と呼ぶこととし、両方を含める場合には、「カード発行会社」を原則として使用することとする。

(78) カード会員が利用できる加盟店を獲得し、加盟店業務を行う場合は、クレジットカードの発行の場合と異なり、経済産業省に包括信用購入あっせん業者登録簿に登録する必要がない。割賦販売法では、このアクワイアリング業務を行う会社を「立替払取次業者」と定義しクレジットカード番号などの安全管理責任を課している。なお、国際ブランドと提携してアクワイアリング業務を行う会社を「加盟店管理会社」とよび、アクワイアリングを行うカード会社と提携してその業務を一部代行する者を「決済代行会社」と呼ぶことにする。

(79) MasterCard, *Achieving Our Vision A World Beyond Cash*, MasterCard Annual Report 2013, 4-5.

(80) 1990年代におけるクレジットカード関係の文献としては、以下のものがある。千葉恵美子「抗弁の接続」梶村太市ほか編『改正割賦販売法（現代実務法律講座）』（青林書院、1990年）67-83頁、『クレジットカード規制法案――過剰融資カードトラブルを防止するために』（全国クレジット・サラ金問題対策協議会、1992年）、松本恒雄「クレジット社会と消費者問題――クレジットカード・パニックの到来（特集・都市と消費者）」都市問題研究44巻10号（1992年）3頁、「（特集）クレジットカードのここが知りたい」法セ454号（1992年）所収の松本恒雄「クレジットカード契約って何？」30頁、宇都宮健児「利息制限法に違反する利息がなぜ存在するのか」36頁、執行秀幸「他人使用によってどんなトラブルが起こるか」41頁、長尾治助「与信情報管理とは何か」46頁、宮川 知法「カード破産はなぜおこるのか――予防と救済の法理」50頁、木村達也「クレジットカード契約の将来――カード規制法案を素材として」55頁、『クレジット産業部会中間報告――多重債務者発生防止のために』（日本クレジット産業協会、1993年）、クレジット判例研究会編『クレジット判例ハンドブック』（日本クレジット産業協会・クレジット研究所双書、1993年）、八尾晃「クレジットカード国際取引に関する諸問題について（会員と加盟店の紛議）」大阪明浄女子短期大学紀要7号（1993年）101頁、牧野一雄「岐路に立つクレジットカード業

界の動向」経済調査 543 号（1993 年）3 頁、長尾治助「クレジットカード法試論（クレジット債権の確保と消費者保護）」立命館大学人文科学研究所紀要 61 号（1994 年）153 頁、木村晋介＝野口昌宏＝荻原貞正「クレジット・カード破産を考える（第 3 回大東文化大学・公開法律シンポジウム『現代の法律問題を考える』）」大東文化大学法学研究所報別冊 3 号（1994 年）1 頁、木村達也「クレジットカード規制法案が想定する被害者像――あるべき法規制を求めて（特集・クレジット多重債務の諸問題）」ジュリ 1047 号（1994 年）49 頁、市川千秋「クレジットカードトラブルの法的性質と経済学的接近」白鴎大学論集 9 巻 1 号（1994 年）85 頁、松本恒雄「（トピックス消費者法 15）クレジットカードの不正使用と利用限度額」法セ 478 号（1994 年）72 頁、長尾治助『判例クレジット法』（法律文化社、1995 年）、長尾治助「クレジットカード契約の名義貸し」立命館法学 237 号（1995 年）959 頁、中島豊四郎「クレジットカードによる取引における多重債務の原因とその対策」椙山女学園大学研究論集社会科学篇 27 号（1996 年）221 頁、秋山貞雄＝海老江茂和＝小泉史憲ほか「（特集・クレジットカードの将来を徹底議論――銀行系カード 6 社企画部長座談会）業績が好調ないまだからこそ次代に向けた環境整備を行なう必要がある」消費者信用 14 巻 10 号（1996 年）16 頁、水島章雄「（シリーズ決断 1）日本信販の全国展開――クレジットカード普及の素地をつくる」消費者信用 14 巻 10 号（1996 年）10 頁、「（シリーズ決断 8）日専連〔日本専門店会連盟〕のクレジットカード発行――チケット割賦からカードへ移行、そして JCB と提携へ」消費者信用 15 巻 12 号（1997 年）38 頁、末藤高義「クレジットカード事件簿(1)～(11)」消費者信用 14 巻 10 号（1996 年）54 頁、11 号 60 頁、12 号 68 頁、15 巻 1 号（1997 年）62 頁、2 号 62 頁、3 号 58 頁、4 号 62 頁、5 号 58 頁、6 号 66 頁、7 号 58 頁、8 号 54 頁、「（特集）消費者信用産業の基礎知識」消費者信用 15 巻 4 号（1997 年）所収の「（クレジットカード構造編）型押しされたプラスチック板に磁気ストライプを搭載」18 頁、「（クレジットカード業務編）加盟店手数料とキャッシング手数料が収益の柱」22 頁、「（クレジットカード市場規模・発行企業編）発行枚数は 2 億 2000 万枚を突破」26 頁、潮見佳男「（民法実戦ゼミナール 3）クレジットカードを盗まれた」法教 202 号（1997 年）81 頁、「銀行系クレジットカードの分割払いが 3 年後に実現へ（フラッシュ）」金融財政事情 49 巻 23 号（1998 年）16 頁、通商産業省産業政策局消費経済課・取引信用室編『消費者問題への基本提言'99――訪問販売法、割賦販売法改正のポイント（速報）』（日本消費者協会、1999 年）、角田真理子「クレジットカード取引をめぐる消費者紛争とその処理に関する考察――海外取引とチャージ・バック制度を中心に」国民生活研究 39 巻 1 号（1999 年）1 頁、伊藤隆敏＝川本卓司＝谷口文一「クレジットカードと電子マネーの将来」消費者信用 17 巻 11 号（1999 年）52 頁。

(81) 2000 年代におけるクレジットカード関係の文献としては、以下のものがある。通商産業省産業政策局取引信用課編『平成 11 年改正による割賦販売法の解説』（日本クレジット産業協会、2000 年）、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『割賦販売法の解説――平成 12 年改正による』（日本クレジット産業協会、2001 年）、尾島茂樹「クレジット・カードの利用代金請求と紛失・盗難の事実の立証責任」クレジット研究 26 号（2001 年）137 頁、関武志「クレジットカード利用契約における名義貸主の責任」上智法学論集 45 巻 4 号（2002 年）75 頁、「（資料）産業構造審議会割賦販売分科会中間報告――クレジットカードの制度的制約の解決の在り方について（平成 14 年 12 月）」消費者信用 21 巻 3 号（2003 年）52 頁、深浦厚之「高度情報化社会とクレジットカード個人破産が意味するもの」クレジット研究 29 号（2003 年）6 頁、梶村太市＝深澤利一＝石田賢一編『割賦販売法（全訂版）』（青林書院、2004 年）、細川幸一「クレジットカード会社の対応（シリーズ 2 サラ金・商工ローン）クレジット会社と利息制限法・金銭消費貸借の貸し出し金利と利息制限法――上限金利を超える利息に対するクレジット会社の対応実例をもとに」消費者法ニュース 59 号（2004 年）48 頁、江口政宏「クレジットカードの不良債務者問題――その発生経緯と現状」国際金融 1124 号（2004 年）28 頁、宮川不可止「預金およびクレジットカード取引における署名（筆跡）照合の有用性――注意義務基準の定立の検討を中心に」京都学園法学 44 号（2004 年）1 頁、山口康夫『クレジット販売関係法の解説（4 訂版）』（一橋出版、2005 年）、山口康夫『カード利用関係法の解説（4 訂版）』（一橋出版、2005 年）1 頁、「（特集）クレジットカードビジネスの仕組み」カード・ウェーブ 19 巻 8 号（2006 年）所収の「(Part 1)クレジットカード業務の基本要素」14 頁、「(Part 2)根幹を支える『基幹系システム』」24 頁、「(Part3)クレジットカードの不正利用を防止せよ」28 頁、水上宏明『クレジットカードの知識（第 3 版）』

（日経文庫 1143、2007 年）、御竿健太郎「大転換期に突入したクレジットカード市場（特集・決済ビジネスの展望）」地銀協月報 559 号（2007 年）10 頁、水上宏明「（市場展望）変革期に立つクレジットカードビジネス――キャッシング依存から脱却するビジネスモデルを問う」消費者信用 25 巻 3 号（2007 年）54 頁、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『割賦販売法の解説（平成 20 年版）』（日本クレジット産業協会、2009 年）、IT ビジネス研究所編『カード事典』（シーメディア、2008 年）、蓑輪靖博「インターネットによるクレジットカード会員外使用の民事責任(1)～（2・完）」福岡大学法学論叢 53 巻 3 号（2008 年）141 頁、4 号（2009 年）399 頁、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『改正特商法・割販法の解説』（民事法研究会、2009 年）、河上正二編『実践消費者相談――改正特商法・割販法対応』（商事法務、2009 年）、経済産業省経済産業政策局調査統計部編『特定サービス産業実態調査報告書（クレジットカード業・割賦金融業編）』（経済産業統計協会、2009 年）、日本司法書士会連合会編『クレサラ・ヤミ金事件処理の手引（第 3 版）』（民事法研究会、2009 年）、末藤高義『インターネット&クレジットカードの犯罪・トラブル対処法』（民事法研究会、2009 年）、「クレジットカード（大特集・カード決済・パーフェクトガイド）」カード・ウェーブ 22 巻 1 号（2009 年）42 頁、「（ミニ特集）現在のクレジット・その抱える問題」消費者法ニュース 78 号（2009 年）所収の田中雅代「クレジットカードを利用する新たな消費者被害（クレジット・リース（割販法・特商法））」111 頁、高橋 映次「クレジットカードの決済代行業者について（クレジット・リース（割販法・特商法））」118 頁、「クレジットカード本体発行は本来の意義をあらわしていない（地方銀行）」金融財政事情 60 巻 7 号（2009 年）59 頁、松原英二「電子社会におけるクレジットカードの役割」北海商科大学論集 1 巻 1 号（2009 年）47 頁、村・前掲注(24)32-55 頁、村千鶴子「役立つ消費者法講座・割賦販売法(1)～(9)」月刊国民生活 34 巻 5 号（2004 年）26 頁、6 号 28 頁、7 号 36 頁、8 号 26 頁、9 号 30 頁、10 号 30 頁、11 号 26 頁、12 号 26 頁、35 巻 1 号（2005 年）26 頁。

(82) クレジットカード主要 10 社（クレディセゾン、三菱 UFJ ニコス、三井住友カード、セディナ、イオンファイナンシャル、楽天カード、オリコ、ジャックス、ポケットカード、UCS）のショッピングリボ・分割残高をみると、平成 24(2012)年 3 月末実績 1 兆 4,005 億円に対し、平成 25(2013)年 3 月末は 1 兆 5,563 億円であり、ショッピング利用の伸びを大きく上回る 11.1%の伸びを示している。消費者信用 31 巻 9 号（2013 年）9-10 頁。また、「カードビジネスに好循環を生み出せるか――過払い問題沈静化、リボ推進の巧拙が問われる――」住友信託銀行調査月報 2011 年 7 月号 3 頁においても平成 22(2010)年以降のリボ残高の急伸が見て取れる。

(83) クレジットカードの発行は、「犯罪による収益の移転の防止に関する法律」第 4 条に規定する特定取引の一つであり、個人が相手方の場合は、氏名、居所、生年月日、法人の場合も名称、事務所の所在地、事業目的といった本人特定事項や取引の目的等を取引時に確認する義務が定められており、その確認記録の保存が義務付けられているので、クレジットカードの正当な所持人であれば、本人確認済みということになる。

(84) クレジット会社等与信業者における平成 20(2008)年度の割賦方式の契約件数は、88,915,006 件（単価 11,776 円）であるが、平成 23(2011)年には、162,869,100 件（単価 7,275 円）と 3 年間でほぼ倍増する一方、平均単価が 1 万円を切り、割賦販売法の抗弁権適用最低額の 38,000 円を大幅に下回っている。

なお、非割賦方式は、平成 20(2008)年は 1,825,093,364 件（単価 5,841 円）だったのが、平成 23(2011)年には、2,117,797,017 件となっており、件数でみると割賦販売の対象となる契約件数は、全体の 7.14%に過ぎない。なお総合方式（回数分割）の単価は平成 23(2011)年度で 69,961 円となっており、適用対象となる場合がほとんどと考えられるが、リボ払いは、単価 10,786 円、ボーナス払いは、22,821 円と割賦販売法の民事ルールが適用される下限を下回っている。経済産業省商取引・消費経済政策課編『消費者信用統計・平成 23 年版』（日本クレジット協会、2011 年）110 頁。

（注）日本クレジット協会では、「クレジットカード信用供与額」「クレジットカード発行枚数・会員契約数」については、一部調査対象事業者において報告すべき数値の解釈に誤解があり、その結果過大な数値により報告がなされていたことが判明したとしてこれらを平成 26(2014)年 12 月 26 日付けで訂正しているが、契約件数等については訂正がないのでそのまま使用している。

(85) クレジットカードによる公共料金等の支払に関して、「（特集）こんなところで

も使われ始めたクレジットカード決済――電気・ガス・鉄道乗車券・生命保険ほか、カードの新市場を一挙紹介」カード・ウェーブ 17 巻 8 号（2004 年）16 頁、金融情報システムセンター調査部「税金・料金等のクレジットカード収納に関する新たな動き」金融情報システム 285 号（2006 年）122 頁、末藤高義「キーワードで読み解くクレジットカードの ABC(1)～（7・完）」消費者信用 24 巻 1 号（2006 年）64 頁、2 号 76 頁、3 号 86 頁、4 号 81 頁、5 号 81 頁、6 号 70 頁、7 号 74 頁、「（特集 1）インターネット決済とクレジットカードの親和性」カード・ウェーブ 19 巻 2 号（2006 年）所収の「インターネット決済とクレジットカードの親和性」10 頁、「Part 1：売れている EC サイトに聞く、B to C ビジネスの現在」13 頁、「Part 2：健全なネット取引環境を確保せよ!行政・関連団体の動向」23 頁、田中大介「クレジットカードを利用した地方税の納付について」地方税 57 巻 7 号（2006 年）53 頁、持丸伸吾＝若菜高博＝福田隆之ほか「クレジットカード決済の導入による公金収納のサービス向上（特集・地方自治体の経営改革）」知的資産創造 14 巻 12 号（2006 年）18 頁、「（相談室）地方公営企業におけるクレジットカード納付について」公営企業 38 巻 12 号（2007 年）60 頁、「（特集）市場拡大!公金のクレジットカード決済」カード・ウェーブ 20 巻 4 号（2007 年）14 頁、佐藤哲士「公金のクレジットカード決済で変わる金融機関のマーケティング戦略」金融財政事情 58 巻 46 号（2007 年）30 頁、藤山光雄「クレジットカード市場の新たな展開（特集・個人の支払・決済手段）」個人金融 2 巻 1 号（2007 年）8 頁、濱田裕介「損害保険料のクレジットカードによる支払いについて――保険料支払方法における普遍的要素との適合性」保険学雑誌 604 号（2009 年）107 頁。

(86) 平成 21(2009)年に成立した「資金決済に関する法律」（平成 21(2009)年 6 月 24 日法律第 59 号）の制定にあたっては、クレジットカード決済を為替取引の一種として、コンビニ収納や代引き制度と共に「資金移動業」として金融庁の監督下に置くべきかどうか金融審議会等で議論となったが、最終的には、業界団体等からの強い反論もあり、適用は見送りなった経緯がある。中崎隆「新しい決済サービスに係る法的規制のあり方」金法 1847 号（56 巻 25 号、2008 年）32 頁以下、片岡義広「決済と銀行法の『為替取引』の概念についての試論」金法 1841 号（56 巻 19 号、2008 年）35 頁以下など。

(87)) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編・前掲注(81)38 頁には、三当事者型に関する記述のみが行われており、多数当事者型取引に関する記述は見られない。また、後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書解説編割賦販売法』（勁草書房、2011 年）102 頁、372 頁は、三当事者型クレジット取引について、二当事者型取引と同様の抗弁権の接続について論じているのみであり、現状発生している問題や課題の根本には、現在の主流取引である多数当事者型取引にあることは明らかであるにもかかわらず、三当事者型を前提に議論されている状況にある。

多数当事者型取引であることを前提に、問題点・課題等を指摘する文献として以下のものがある。クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議編著『改正割販法特商法活用の手引き（最新版）』（クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議、2010 年）、国民生活センター相談部「クレジットカードのリボルビング払いに関する相談の概要」消費者信用 28 巻 2 号（2010 年）40 頁、「（チェックチェック! 暮らし注意報）クレジットカードのリボルビング払い」国民生活 24 号（2010 年）40 頁、「（特集）クレジットカード決済トラブル」消費者情報 410 号（2010 年）所収の平尾嘉晃「クレジットカード決済の仕組みを知ろう」14 頁、高橋映次「クレジットカード決済代行業者に対する立法的手当（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 83 号（2010 年）180 頁、鈴木尉久「クレジット・カード使用時の本人認証義務について（クレジット・リース（割販法・特商法）被害」消費者法ニュース 83 号（2010 年）185 頁、福崎博孝＝永岡亜也子「『出会えない系サイト』国際クレジットカード決済に潜む問題点（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 85 号（2010 年）144 頁、福崎博孝編著『カード被害救済の法理と実務』（民事法研究会、2011 年）、『クレジット・サラ金処理の手引（5 訂版）』（東京弁護士会・第一東京弁護士会・第 2 東京弁護士会、2011 年）、『クレジットカード産業に関する海外法規制・市場動向研究会報告書』クレジット研究所レポート別冊（クレジット研究所、2011 年）、大久保育子「クレジットカードショッピング枠現金化問題（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 87 号（2011 年）156 頁、岡山正雄「（国内経済金融）地域銀行におけるクレジットカードビジネスの変遷」金融市場 21 巻 12 号（2010 年）36 頁、岡山正雄「（分析レポート・国内経済金融）地域銀行がクレジットカード本体発

行をする要因について」金融市場 22 巻 1 号（2011 年）18 頁、岡山正雄「地域銀行におけるクレジットカード業務の変遷――一体型クレジットカード発行をめぐる動向について（地域金融の現状と方向性）」農林金融 64 巻 5 号（2011 年）275 頁、岡山正雄「地域銀行のクレジットカード戦略の現状とその方向性（特集・検証・地域銀行の『カード戦略』）」月刊金融ジャーナル 52 巻 11 号（2011 年）52 頁、「（特集）クレジットカードのセキュリティを考える」カード・ウェーブ 23 巻 5 号（2011 年）所収の「成長を続けるクレジットカード市場を守る――セキュリティ対策の主戦場はリアル店舗からネットへ」8 頁、梶村太市＝石田賢一＝西村博一編『新・割賦販売法』（青林書院、2012 年）、後藤巻則「（消費者法の最前線 8）消費者信用取引(1)総論・割賦販売法」法セ 689 号（57 巻 6 号、2012 年）88 頁、山本正行・前掲注(14)74-77 頁、全国クレジット・サラ金問題対策協議会出版部編著『知っておきたいクレジット・サラ金事件処理の最新論点』（全国クレジット・サラ金問題対策協議会出版部、2012 年）、緒方剛「クレジットカード現金化の現状と今後の対応」現代消費者法 15 号（2012 年）56 頁、小田典靖「悪質業者に利用されるクレジットカード会社等の責任について（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース 93 号（2012 年）171 頁、浅井弘章「債権法改正とリテールファイナンスへの影響（第 2 回）クレジットカード業務編（その 1）『約款規制』『役務提供型契約』」の導入案と会員規約の見直し」消費者信用 30 巻 1 号（2012 年）36 頁、浅井弘章「債権法改正とリテールファイナンスへの影響（第 3 回）クレジットカード業務編（その 2）債権譲渡の債務者対抗要件の見直し、『多数当事者型継続的契約』導入の影響」消費者信用 30 巻 2 号（2012 年）44 頁、水上宏明『クレジットの基本』（日経文庫 1286、2013 年）、「（特集）地銀が挑むコンシューマービジネス」金融財政事情 64 巻 9 号（2013 年）所収の「クレジットカードで地域を活性化――加盟店売上げ、銀行収益の拡大図る仕組みづくり」16 頁。

第 2 章
イギリス消費者信用法 75 条とクレジットカード取引

第 1 節　本章の課題

1974 年イギリス消費者信用法（Consumer Credit Act 1974：以下「CCA」という）(1)は、75 条(1)において、銀行やクレジットカード発行機関などの与信機関が供給者（販売業者・役務提供者）と提携して行う融資契約やクレジットカードを利用した契約である「債務者－債権者－供給者契約(Debtor-Creditor-Supplier Agreement)」（以下「D-C-S 契約」と略記する）における供給者の「不実表示」や「契約違反」を原因とする債務者の損害につき、債権者（融資会社・貸主）が供給者と共に「共同責任(Jointly and Severally Liability)」を負う旨を定める。

【CCA 75 条(1)】
(1) 債務者が CCA 12 条 (b)または(c)に規定する債務者－債権者－供給者契約(Debtor-Creditor-Supplier Agreement)の下で、その契約によって融資された取引に関連して、供給者の不実表示(Misrepresentation)または契約違反(Breach of Contract)に対して請求権を有するときは、債務者は、供給者に対するのと同じ請求権を債権者に対して行使することができ、債権者は債務者に対して、供給者と共同して責任を負う。

販売業者と購入者の売買契約、与信業者と購入者のクレジット契約という三当事者間に関連する複数の契約関係を「債務者－債権者－供給者契約」として一体的に把握したこの条項は、日本の割賦販売法制に大きな影響を与えている。

すなわち、わが国の割賦販売法（昭和 36(1961)年法律第 159 号）では、割賦購入あっせん(2)業者と提携する販売業者等が商品の未納や瑕疵修補要求を放置する場合など、三者間取引に起因する特有の

問題に対処するため、昭和 59(1984)年改正において、割賦購入あっせん業者に対する購入者の「支払停止の抗弁権」を創設したが、その制定にあたって、当初は、イギリス CCA 75 条(1)と同様の、供給者の責任をクレジットカード発行機関に負わせる「共同責任」論による解決が検討されていた(3)。昭和 59(1984)年改正では、買主の支払の拒絶を認めるアメリカ型(4)に類似した「支払停止の抗弁権」の制度が採用されたが(5)、既払い金の返還を認めるべきかどうかの課題は残された。

その後、既払い金問題は、割賦販売法平成 20(2008)年改正において、個別信用購入あっせん取引に限定するものではあるが、販売店の重要事項の不実告知などを理由に売買契約等を取消すことができる場合に、個別信用購入あっせん受領契約(個別クレジット契約)を同時に取消しを認める民事ルールを導入することによって一応の解決をみた(6)。この改正議論の過程でも、再び個別信用購入あっせん業者の販売業者との「共同責任論」が議論された(7)。また、平成 21(2009)年 11 月から設けられた民法(債権関係)改正を議論する法制審議会民法(債権関係)部会において、クレジット契約などのように多数当事者の関与する複数契約について、契約相互間の効力に関する新たな規律を設けるべきかどうかの提案がなされ、抗弁権の創設や複数契約の解除権が論点の一つとして扱われた(8)。

多数当事者間の取引における抗弁権をめぐる問題については、先行研究として、既にクレジットカードを用いない割賦購入あっせん取引を中心に、昭和 59(1984)年改正前後に多数の論稿がみられる(9)。しかし、これらの論稿の多くは、決済の都度に個別の審査を必要としない包括的な与信取引であるクレジットカード取引を同じ三当事者間取引であるとして、個別クレジット取引と同様に扱った検討がなされており(10)、その後取引形態が大きく変化していくクレジットカード取引との相違点を適切に反映したものとはいえず、国際ブランドが介在することで与信業者が関与しない販売店との取引が可能となっている現在の多数当事者の関与するクレジットカード取

引の今日的特徴(11)を踏また分析のある論稿は、多くない(12)。

クレジットカード取引は、一般消費財や耐久消費財の購入や飲食・旅行関係代金の決済だけでなく、医療費や公的サービスの決済、通信販売やインターネット取引その他電磁的サービスになくてはならない存在となり、CCAの立法時とは比べものにならないくらい利用可能領域が飛躍的に拡大している。また、クレジットカード取引自体も、国際ブランドの介在だけでなく、関係当事者の介在により複雑な取引に変化していること、グローバルな取引が日常的になったことから、CCA 75条や割賦販売法30条の4の制定時期には、想定できなかった問題が生じている。

それゆえ、この多数の当事者が介在する取引においては、供給者の契約違反などの問題が生じた場合の解決につき、従来とは異なる観点からの検討が求められる。すなわち、各国に共通なインフラの下で機能するクレジットカード取引に対する利用者保護制度の現状を調査したうえ、最新の取引環境におけるカード利用者の保護とカード取引の拡大にとっての問題点や課題を整理し、関連する複数当事者関係取引におけるリスク分担の在り方を検討する必要があると考える。

本章では、こうした検討の端緒として、わが国の割賦販売法に大きな影響を与えたイギリスの法制度を、立法経緯と社会的背景を含めて概観し、その改訂状況を踏まえて、現在主流である四当事者以上の当事者が関与するクレジットカード取引におけるリスク配分につき、問題点・課題点を抽出することを通じて、わが国におけるクレジットカード取引法制を検討する素材としたい。

第 2 節　イギリスにおける消費者信用取引関連法の制定経緯

1．イギリスにおける消費者信用取引の発展

イギリスは、欧州で最も古くから消費者信用が発達した国といわれている(13)。イギリスにおいて、消費者信用法制が整備されるまでの割賦信用残高をみると、1968 年には 13 億 1,900 万ポンド（当時の為替レートで 1 兆 3,190 億円）であったが、CCA 制定時の 1974 年には 23 億 8,600 万ポンド（約 2 兆 3,860 億円）、施行直前の 1976 年には 38 億 5,600 万ポンド（約 3 兆 8,560 億円）と 8 年間で約 2.9 倍となり、新規信用供与量は、1968 年の 16 億 4,300 万ポンドから 1976 年には 36 億 8,800 万ポンドと約 2.2 倍まで増加している(**【図表 1】**参照)。この割賦信用残高について、1976 年時点での商品別与信の内訳をみると、乗用車・商業用自動車などの自動車向けが 10 億 3,600 万ポンドと最も多く、次いで産業用・建設用機械装置と設備が 1 億 9,900 万ポンド、家具やテレビなどの家庭用品が 6,900 万ポンド、トラクターなどの農業用機械が 2,400 万ポンドとなっている(14)。「消費者信用」といいながら、この時点の統計に企業向けの与信がかなり含まれていることと(15)、自動車関係の割賦販売のシェアが圧倒的に大きいことがわかる。

これに対して、当時のわが国の状況をみると、1968 年の新規信用供与額が 1 兆 4,310 億円、残高が 7,390 億円、1976 年が新規信用供与額 6 兆 1,020 億円、残高 3 兆 2,108 億円であった。したがって、イギリスの与信残高は、1968 年で日本の約 1.7 倍、1976 年で約 1.2 倍であったことになる。また、クレジットカード市場で比較すると、1977 年時点のクレジットカードの発行枚数は、わが国の 2,242 万枚に対して、イギリスは 2,809 万枚、クレジットカード売上高も、1981 年時点で、わが国の 2 兆 7,917 億円に対して、イギリスは 33 億 1,600 万ポンド（約 3 兆 3,160 億円）であった(16)。イギリスの人口がわが国の約半分であることを考えると、CCA 制定の前後の期間を通じて、

消費者信用の市場規模は、商品クレジット、クレジットカードともに、イギリスのほうが、わが国の約2倍から3倍の大きな市場規模であったことが判る。

ところで、イギリスでは、CCA制定前後に国民の消費者信用についての意識と利用実態の調査が行われている。しかしながら、準備段階における1969年の調査では、クレジットカードに関する調査は行われておらず、1977年の調査において初めて取り上げられている。このことから推測するに、CCA制定前の時点では、クレジットカード取引の利用実態は、発行枚数の割には、重要視されていなかったと考えられる(17)。

〔図表 1〕　販売信用残高と新規供与額

	イギリス（百万ポンド）		日　本（億円）	
	新規供与額	残高（年末）	新規供与額	残高（年末）
1968年	1,643　(−)	1,319	14,310　(1,590)	7,930　(590)
1971年	2,036　(−)	1,623	24,240　(3,300)	14,500　(970)
1974年	2,508　(−)	2,386	43,170　(8,790)	21,310　(2,330)
1976年	3,688　(−)	3,856	61,020　(12,570)	32,108　(3,760)
1981年	7,861　(3,316)	8,666	120,813　(27,915)	73,138　(9,662)
1988年	27,488　(−)	27,456	211,986　(78,066)	132,269　(19,163)

【出典】通商産業省産業政策局消費経済課監修『日本の消費者信用統計'81年版』（日本割賦協会、1981年）25-26頁、通商産業省産業政策局取引信用室監修『日本の消費者信用統計‘91年版』（日本クレジット産業協会、1991年）30-38頁。イギリスに関するデータは『81年版』294頁、『91年版』278頁に収録された日本銀行統計局『外国経済統計年表』出典の資料による。なお、(　)内はカード取引。

1974年CCA75条は、上記のような状況の下で制定されたものということが判ったが、日本法とのクレジットカード取引に関する比較研究を行う際には、さらに、同条制定に至るまでの歴史的経緯にまで踏み込んで検討を加える必要があろう(18)。

2．消費者信用取引の形態と法形式の変遷

（1）　初期の消費者信用取引の形態

イギリスにおける消費者信用の始まりは、17世紀頃、スコットランドの織物工がイングランド北部に行商に赴いた際、服地一着を信用で販売したのが最初とされているが(19)、その後の大きな発展はなかったようである。

しかし、18世紀後半になると、Wagon Company（Finance Houseの前身(20)）と呼ばれる金融会社が、産業革命によって大量に必要になった石炭運送用の貨車(wagon)の調達ニーズに対応して、貨車を製造業者から買い取って炭鉱業者に貸し出す Hire-purchase（以下「ハイヤーパーチェス」という）の制度を始めた(21)。ハイヤーパーチェスの仕組みは、購入権を付与された受寄者または賃借人に対して、希望する物品が金融会社から寄託され、または賃貸され、それに対し、受寄者または賃借人が賃料を定期的に支払いながら使用を続け、契約の諸条項が遵守（賃貸料のすべての支払いを含む）されたときに、買取権を行使することにより、物品の所有権が受寄者または賃借人に移転する、というものであり、「買取の選択権(option)がついた賃貸借契約」であった(22)。

19世紀になると、このハイヤーパーチェスは、消費者向けに家庭器具の販売方法として普及しはじめ、やがて、自動車、ピアノ、家具といった耐久消費財の販売のためにも活用された(23)。その典型として、シンガーミシンの例を挙げることができる。アメリカの会社である同社は、米国内で割賦販売を採用して販売を伸ばしていたが、1855年より海外に進出して、イギリスでは、1867年にスコットランドのグラスゴーでミシンの製造を開始し、1883年にはグラスゴー郊外のクライドバンク市に巨大な製造工場を建設している(24)。同社は、当初は、①購入代金の全部または一部が割賦払いで支払う信用販売(Credit Sale)の方法か(25)、あるいは②購入代金の全部または一

部を割賦で支払う売買であり、契約で定める割賦支払その他の条件が成就するまで物品の所有権が売主に留保されるという特約付きの条件付販売(Conditional sale)[26]を利用して、ミシンを販売していた。その後、1890年の自転車ブームを経て、第一次大戦前後から電気機械器具関係の取引が多くなり、このような高額な耐久消費財の販売については、次第に③ハイヤーパーチェスを用いて販売するようになっていった[27]。

なお、この頃、イギリスでは、最初のクレジットカードが発行されたが[28]、本格的な現在のクレジットカードの出現は、アメリカのダイナースカードがイギリスに進出する1950年頃からである。

(2) ハイヤーパーチェスが活用された理由

イギリスでは、高額な商品の売買に関しては、「信用販売」や「条件付販売」よりも、ハイヤーパーチェス制度が多く利用された。ハイヤーパーチェスが分割払いでの販売方法の主流となった理由は、いくつか考えられるが、法律的な理由としては、第1に、買主が代金完済前に商品を第三者に売却した場合における売主の権利保護の問題と関係している。

売買において、一般的に債権者が売買代金の回収を確実にする方法としては、執行可能な有効な契約を締結すること、および買主(借主)が債務を履行しない場合に販売した物品の取戻しを可能とすること(たとえば譲渡担保契約)が考えられるが、これを行うには、当時のイギリスでは、大きな制約が存在していた。すなわち、1854年売買証書法(Bills of Sale Act 1854)は、売買証書による取引について取引額が30ポンド[29]を超える必要があり、30ポンド未満の額を約因として作成された売買証書や設定時に債権額が確定していない売買証書、あるいは将来の貸付けの担保とする売買証書は無効とされていた。また、1882年売買証書法改正法(Bills of Sale Act (1878) Amendment Act 1882)では、適式な様式をもって作成した動産の譲渡抵当証書を、ロンドンの国王裁判所(Law Court)に登録す

ることを要求していた(30)。したがって、多数の消費者と取引することの多い消費者信用取引においては、こうした要式性を満たしたり、登録制度を利用することは、費用と手数の面で大きな障害があった(31)。

また、通常の割賦販売代金債権は、これを金融会社に譲渡して、金融会社が代金を取立てることがコモン・ロー時代には認められていなかった(32)。また、金融会社が割賦販売する形になれば、動産売買法の売主としての黙示的保証の問題が生じるなどの課題があった。

さらに、「信用販売」で販売した場合には、商品の所有権は契約と同時に買主に移転してしまうので、売主は、買主が代金を支払わないなどの契約違反を起こしたときに商品を取り戻そうとしても、買主や商品が転売されているときには、その商品を占有している第三者に対して商品の引き渡しを求めることはできなかった。

また、「条件付販売」の場合は、代金完済まで商品の所有権を留保していたので、買主が代金を支払わないなどの契約違反を起こした時には、買主から商品を引き上げることはできた。しかし、1889年問屋法(Factor Act 1889)や1893年動産売買法(Sale of Goods Act 1893)の下では、「条件付販売」で購入した買主から当該商品を善意で購入する（転売を受ける）第三者は有効にその所有権を取得できるとされていたので、商品が転売されているときには、売主は、その第三者から商品を取戻すことができなかった。これは、売買のみならず、たとえ賃貸借を目的とする契約の場合であっても、顧客に代金の全額を支払う義務が課せられているときは、当該契約を購入する契約とみなされたため、商品の善意取得者は問屋法の保護を受け、売主や賃貸人は、商品の取戻しができなかった(33)。

このように「信用販売」や「条件付販売」で販売、あるいは、賃料で商品代金の全額を回収しようとする場合にも、買主が債務不履行の場合に、損害の回復手段として、商品を取戻すことができないリスクが存在した。

これに対し、「ハイヤーパーチェス」では、賃貸借という法形式を

採用している限り、1893年の動産売買法の適用を免れた。また、ハイヤーパーチェスは、売主が商品の所有権を保持したまま賃借人に貸し出し、賃料を毎月受け取る内容ではあるが、商品代金の全額を支払う契約ではなかった。しかしながら、賃借人には、将来その商品を少額の金銭を支払うことで買い取る選択権が与えられていたため、ハイヤーパーチェスは、代金全額をフルペイアウトする物品の信用販売とは明確に区別され、1889年問屋法などの判例の影響を受けず、商品の取戻しが可能であるとされたのである(34)。

なお、わが国では、売り渡した商品の代金が未払いの場合でも、所有権留保の特約がない限り、所有権は直ちに買主に移転するし(35)、売買代金債務の不履行を理由に売買契約を解除して商品を取り戻そうとしても（民法545条1項）、買主が転売をしているときは、当該譲受人が善意・無過失なら即時取得（民法192条）することになるので(36)、売主は当該商品を取戻しすることはできない。しかし、代金完済まで売主が所有権留保をしている場合は、買主の一般債権者による強制執行に対しては、第三者異議の訴え（民事執行法38条）を提起でき、また、買主が倒産した場合には、取戻権（破産法62条、民事再生法52条など）を行使できる。

しかしながら、イギリスにおいては、所有権留保の場合であっても、判例により動産の譲受人の権利が保護されていたため、より確実に商品の取戻権を確保するために、賃貸借形式を借りた実質は分割払いの売買契約であるハイヤーパーチェスが利用されたといえる。そのため、ハイヤーパーチェスは、わが国では「割賦販売」「月賦販売」などと訳されている例も多い(37)。

また、第2の理由として、ハイヤーパーチェスは賃貸借という法形式を採用していることから、1900年貸金業法(Money-lenders Act 1900)の規制を免れることができたことも、その活用が促進された重要な理由の一つであろう。金融会社としては、売買代金を貸付けして、売買の目的物を貸付金の譲渡担保とする方法を採用することも考えられるが、金銭の貸付けには貸金業法が適用されることにな

る。特に 1900 年貸金業法は登録制を採用しており、同法は消費者向けだけでなく商業ローンにも適用され(38)、1911 年および 1927 年の同法改正により、貸金業者には貸付勧誘のチラシの送付が禁じられるなど広告に制限が設けられ（同法 5 条 1 項)、また代理人や勧誘員の雇用が認めらない（同法 5 条 3 項）など、貸金業法の適用を受ける場合は、法人向け個人向け双方のビジネスを展開するうえで大きな制約となる規制が存在した(39)。それゆえ、ハイヤーパーチェスは、貸金業法の規制を避けるための有用な手段であった(40)。

このように、金融会社や販売業者は、当時の判例や制定法による規制や制約を避け、債権の回収をより確実にする目的で、売買ではなく賃貸借契約とすることで所有権を絶対的な形で留保し、賃料の総額の支払終了時に、付与された選択権に従い買取を選択した者から名目的な買取代金を追加的に受け取って(41)、当該物品を借主に引渡す二段階方式が、ますます有用と考えたのである。この方式なら、債権者は、法律の規定や判例にかかわらず、簡便な方式によって、完全な所有権に基づいて商品の取戻しなどの権利行使が可能であり、万一借主が商品を質入れするなど他に占有を移転させた場合であっても対抗が認められ、有利な営業が可能であったからである(42)。

3．ハイヤーパーチェスに対する規制立法とその背景

（1） 規制立法の契機

イギリスは、20 世紀初頭において、最も産業と経済の発展した国であり、その経済成長と共に、消費者は耐久消費財である家具、家庭用器具、ラジオまたはテレビ、自動車やモーターサイクルなどを欲するようになり、その結果、1928 年以降には、自動車金融会社、ピアノ金融会社、家電金融会社などハイヤーパーチェスを取り扱う会社が次々と設立され(43)、当局の積極的な奨励もあり、家庭用器具の消費が一層刺激されていった(44)。

しかし、その一方、ハイヤーパーチェスにおける貸主の有する絶

対的な所有権が濫用される弊害も生じた。たとえば、借主が分割賃料総額の大部分をすでに支払っているにもかかわらず、残ったわずかな賃料支払いの遅延を理由に貸主が商品を引揚げ(snatch back)、そのうえ支払済みの代金までも取り上げてしまうといった事案がたびたび発生したのである(45)。

このような買主に対しては、借主が権利の濫用として裁判で対抗することができたが、社会問題化していたので、早急に悪質な行為を制限する必要性があるとして、ハイヤーパーチェスに対する立法的な規制が加えられるようになっていく(46)。

消費者信用の主たる利用者は、産業革命以降に増大した勤労者層であった。彼らは自らの政党（労働党）を持ち、1906年からは代表を国会に送り込んでおり、1910年、労働党は自由党への閣外協力の形ではじめて政権に参加し、さらに1924年にはラムゼイ・マクドナルド労働党政権を誕生させていた。判例法国であるイギリスにおいて、消費者信用取引において早期より立法的な手当てを行う流れが形成された背景には、このように議会において一大勢力を形成するに至った勤労者層に配慮し、一方、異なる政治色を持つ政府は、信用取引をはじめとする消費者問題に対して、判例法の形成を待たずに、民事法や刑事法の条文に変更を求めるようになり、立法を通じて、新しい制度や手続の創設という形で、問題の解決を図ろうとした(47)。

（2） 判例法の限界

もちろん、それ以前においても、買主保護のための立法が、王会(curia regis)(48)によりなされることがあった。また、国会では、codeと称する立法形式があり、過去の判例を制定法化した立法が行われていた(49)。しかしながら、それらの国会制定法は、あくまでもコモン・ローを中心とした判例法の下位に位置するものである(50)。判例法国イギリスにおいては、当時、判例法を超える立法権限が国会に存在しなかったため、従前の判例を条文化して、判例法を体系化す

るという法整備の権限しかなかった(51)。

こうした事情から、最終的に買取代金を支払うまでは、賃貸借物として売主に商品の所有権が保持されているハーヤーパーチェスは、代金不払の場合における売主の目的物の取戻しが動産売買証書法の適用に関する過去の判例を乗り越える形で活用されたのであった。

さらに、ここでは、売買契約における免責特約の濫用の問題を挙げることができる。

イギリスには、「買主をして警戒せしめよ(caveat emptor)」という法諺がある(52)。しかし、自己責任による十分な注意と判断をもって契約をするという動産売買の原則の下では、情報が不足する買主に不利となるため、「売主の処分権限についての黙示的条件があること」や、使用目的を売主が知っている場合の「商品の品質」や「利用目的との合致」などが、黙示の条件となっていることなどを推定して、その解釈と適用で買主の解除権を認める判例法理を構築し、「買主をして警戒せしめよ」の法理に例外を認める「開示義務」の法理として形成されていくようになり、買主を保護してきた歴史がある(53)。

だが、この「開示義務」の法理に対しては、「契約自由の原則」の下で、商品に関する売主の責任を明示的にすべて排除する契約条項（免責条項：Exemption Clause）や明示された責任以外の責任をすべて排除する契約条項（責任排除条項：Exclusion Clause）を売買契約に盛り込むことが行われ、判例は、これらの免責条項や責任排除条項の有効性を承認していたことから、裁判で買主が常に保護されているわけではなかった(54)。

このような中、1893 年に制定された動産売買法(Sale of Goods Act 1893)は、過去の判例をもとに、動産売買に関する法制を法典化して、制定された。同法では、売主が物品の売却権限についての黙示的担保または条件を課され（同法 12 条）、説明売買においては商品の品質が説明に一致する黙示的条件を課されること（同法 13 条）、買主が売主に動産を必要とする特定の目的を告げたときは、品質や

商品の使用目的との適性に合致するものであることが契約の黙示的条件になること（同法14条）、見本品売買においては、見本品と売り渡した商品の品質が一致することが契約の黙示的な条件であることなどが規定されている(55)。したがって、売主がこれらの黙示的条件に反した場合には、買主は契約違反を主張して契約の目的物の受領を拒否し、支払い済みの代金の返還を求めて提訴することが容易になった。

しかしながら、同法には、明示的に免責条項を有効と認める判例の立場を反映する形で、明示的な合意があれば、法律が認めるこれらの権利義務・責任を拒否または変更することができる旨の規定（同法55条）があった。したがって、買主保護のための同法の12条から14条の買主保護の規定は、その不適用に関する明示的な特約（免責条項等）を締結することにより、適用を除外することができた(56)。結局、従前の判例が抱えていた問題点は、1893年動産売買法制定後も、そのまま残ったのである(57)。

その結果、同法制定後も、取引に伴う契約書や申込書、受取証などの書面に免責条項を明記して買主等の署名を受けることにより、売主の担保責任や賠償責任を免責する事案がますます増加していった。

（3） 免責条項の排除をめぐる問題

免責条項の濫用問題に対しては、裁判所によって契約条項を厳格に解釈するなど、売主不利に解釈することにより、個別的な効果との関係で免責条項の不適用を導くことで、買主を救済するケースもあった(58)。しかし、そのたびに売主は、これらの判例を乗り越えるべく新たな免責条項を考案するなどして対抗するようになり、1934年の外交員憲章事件判決(L'estrange v. F. Graucob. Limited)(59)において、契約書にあらかじめ小さな文字で印刷された「明示たると黙示たるとを問わず一切の条件、陳述、または担保を排除する」旨の免責条項の有効性が確認されたことから、以後このような免責条

項がさらに利用されるようになる。

しかしながら、売買の目的物に対する十分な知識や情報を有しない買主（消費者）に対してまで、こうした免責条項の有効性を認め、売主の責任を免責とすることには、いかにも問題があった。

そのような中で、1951年 Curtis v. Chemical cleaning and Dyeing Co Ltd 判決は、クリーニング店の店員が契約約款（免責条項）の説明において不真正な表示を行い、客が誤認した状態で署名をさせたとして、不実表示(Misrepresentation)の法理を活用して、明文による免責条項の援用を認めないとの判断を示した(60)。

また、1950年代になると、不公正で一方的な契約約款の効力を認めない判例から「契約の基本的違反の法理(Fundamental Breach of Contract)」(61)が発展して、広範すぎる免責条項から消費者を救済することが行われるようになった。ダブリン（のちのダブリン卿 Lord Devlin）判事(62)や後に記録長官(Master of the Rolls)となるデニング(A. T. Denning)（のちのデニング卿(Lord Denning)）判事は、契約の各条項を点検し、契約の基本的な債務の内容を決定し、契約の基本的な約款を売主等が履行しない場合には、その場合の債務を免責させる、印刷された細かい文字で書かれた免責条項等の適用を排除する法理である「契約の基本的違反」を理由に、売主の免責を認めなかった(63)。

だが、その後、1966年にリード卿(Lord Reid)が、同法理は契約の自由を制限し、契約当事者が平等の立場にあるか否かを考慮せず一律に免責条項の適用を否定するものであって、認めるべきではないとの判決を下したため(64)、基本的違反があれば、免責条項は内容の如何を問わず否定されるとの法原則は、否定されることとなった(65)。

この貴族院判決後においても、基本的違反に対する免責条項の適用を否定する判決が出されたが(66)、貴族院は、1980年、改めて、基本的違反があれば免責条項は否定されるとの法原則を否定する旨の判決を下し(67)、コモン・ロー上の基本的法理違反法理原則は、法

原則として存在しない旨を確認した(68)。

以上のような判例の混乱は、判例法体系に基づく裁判所の過度な当事者意思尊重主義、あるいは先例拘束性の準則(Doctrine of Stare Decisis)の硬直性の悪弊が影響している。すなわち、ここには、先例拘束により、下級審裁判所は、上級裁判所の判例に拘束されるが、貴族院の判決については、貴族院自ら判例変更ができなくなる、というジレンマが存し、結局、この問題は、制定法によってのみ覆しうるということになる(69)。

したがって、免責条項の効力の制限に関しても、立法的な解決が必要となったのであるが、これを実現したのが 1977 年不公正契約約款法(Unfair Contract Terms Act 1977)であった(70)。

(4) 国会による立法的規制の開始

ここで、ハイヤーパーチェスに関する立法的な規制の歴史を概観しておく。

ハイヤーパーチェスに対する最初の規制的立法は、1932 年ハイヤーパーチェスおよび少額債務（スコットランド）法(Hire-purchase and Small Debt (Scotland) Act 1932)である(71)。同法は、スコットランドだけに適用された法律ではあるが、ハイヤーパーチェスを行う際に書面の作成を要求し、借主が総賃貸料の 3 分の 1 を支払うことで借主からの契約の解約請求を認めた点において、ハイヤーパーチェスの規制の端緒となる立法であった。

その後、1938 年ハイヤーパーチェス法(Hire-Purchase Act 1938)が制定され、価格が 100 ポンド（自動車の場合は 50 ポンド）を超えないハイヤーパーチェスならびに条件付信用販売を対象として規制が設けられた。すなわち、対象取引に関しては、一定事項を記載した書面の作成が義務づけられ（同法 2 条、3 条）、また、ハイヤーパーチェスの貸主に対して取戻権の制限として、賃料総額の 3 分の 1 を超える支払いがされた以降は、裁判所の関与なしに借主から物品を引き揚げることが禁止され（同法 11 条、12 条、13 条）、裁判

所は、訴願により売主に商品を返還させるほか、支払方法を変更するなどを命ずることができるなど、買主の保護規定が設けられたのである(72)。

同法による本格的な買主保護が実現したのは、1934年に設置された法律改正委員会(Law Revision Committee)が、コモン・ローによる法則を議会制定法によって修正することを勧告することができるとされ、コモン・ロー原則の修正が可能となったためである(73)。なお、その後も、制定法によるコモン・ローの修正可能性に関しては、1952年設置の法改革委員会(Law Reform Committee)を経て(74)、1965年法律委員会法(Law Commissions Act 1965)が制定され、法律委員会(Law Commission)を通じて判例法の法典化などの作業が行われ、必要に応じて主務大臣に法改革の提案を行うなどして、法体系の整備が行われ、国会において判例法とは別に議会制定法が大陸法の国と同様に法源として認められるようになった(75)。そして、法律委員会の勧告に基づき、特に消費者取引に関する立法が次々に行われるようになっていく。

一方、ハイヤーパーチェスに関する立法は、1962年モロニー委員会(Molony Committee)の勧告に基づく消費者保護のための法改正の一環として行われ、その後、議論は、上記法律委員会(Law Commission)に受け継がれて、1974年CCA75条の売主の責任に関する規定を設けるなど債権者の責任範囲に関して大きな影響を与えた。

(5) CCAと同時期の消費者保護立法

上記のような経緯から、CCAの制定と前後して、イギリスでは、供給者の不実表示や契約違反による債権者の責任に関連する種々の消費者保護立法が制定されている。

不実表示については、1967年不実表示法(Misrepresentation Act 1967)が制定された。同法は、それまでの判例が、詐欺的な不実表示の場合に限って契約の取消権と損害賠償請求を認めていたのを改

め(76)、詐欺的な不実表示ではないが、表示の内容を真実と信じるについて合理的な理由があり、かつそう信じていたことを証明できない場合についても、過失的不実表示(Negligent Misrepresentation)として取消権と損害賠償請求を認めた（同法 2 条 1 項)。さらに、同法は、表示内容を信じるについて、合理的な理由があったことを証明できる場合には、善意不実表示(Innocent Misrepresentation)として、取消権のみを行使できる原則に対して、裁判所の裁量により、取消権に代えて損害賠償が行える例外を設けている（同法 2 条 2 項）(77)。

一方、契約違反の問題に関しては、動産売買法の 1979 年改正法(Sale of Goods Act 1979)において、事業の過程において販売される動産は「満足な品質(Satisfactory Quality)」を有していること、買主の「特定の購入目的に適う(Fitness for Purpose)」ことが「黙示的条件(Implied Condition)」とされ（同法 14 条 2 項、3 項)、それが契約の内容たる条件とされる結果（同法 14 条 6 項)、この条件に違反するときは契約違反となり、動産の引渡しを拒絶し、代金の返還を求め、あるいは損害があるときには、損害賠償が可能となることが明確にされた。また、役務提供契約に関しても、1979 年動産売買法の規定が適用されるようになり、さらに 1982 年動産および役務提供法(Supply of Goods and Services Act 1982)において、役務提供契約についても動産売買法と同様の黙示条件についての規定が設けられるに至り、商品や役務の提供がない場合だけでなく、不完全な商品や役務の提供など不完全履行や商品や役務提供に瑕疵がある場合にも、買主等が契約違反として損害賠償請求できることが明確になった。

なお、免責条項については、1977 年不公正契約約款法(Unfair Contract Terms Act 1977)が、売主等の過失から生じる死亡や身体障害に対する責任を排除または制限する免責条項を無効とし（同法 1 条)、契約当事者の一方が消費者である場合や約款取引である場合に、自己が契約違反した場合の自己の責任を免除または制限するこ

とを禁止した（同法 3 条）。これにより、動産や役務提供に関する「十分な品質」や「特定目的に対する適合」についての契約違反についての責任を免責する規定は、1977 年不公正契約約款法 3 条により、消費者との間の取引に関しては原則として無効となり、消費者の権利が保護されるようになった(78)。

（6） 1964 年ハイヤーパーチェス法・1965 年改正法

一方、ハイヤーパーチェスへの規制については、1938 年ハイヤーパーチェス法の後継法として、1964 年ハイヤーパーチェス法(Hire-Purchase Act 1964)が制定された。

同法では、営業所以外の場所において契約を締結した借主に対して、一定期間内による解除権が認められた（これがいわゆるクーリング・オフ(Cooling-off)制度の嚆矢である）(79)ほか、賃貸借を受けることを顧客（借主）が希望した物品を売主から購入した貸主（金融会社）との間の取引に関して、売主は金融会社の代理人(Agent)であり（同法 10 条）、また解除の通知を受ける代理人である旨の規定なされた（同法 11 条）。さらに、借主の債務不履行を理由に貸主が借主との間の契約を解除するか物品を引き揚げようとする場合には、貸主はあらかじめ借主に対して解除通知(notice of default)を行うこととされ、少なくとも 7 日間の支払いのための猶予期間を置く必要があると規定した。

また、ハイヤーパーチェスが盛んに利用された第 1 の理由であったところの商品の所有権留保に関しても、同法において大きな改正がなされた。すなわち、ハイヤーパーチェスで購入した商品が金融会社(Finance Company)の所有物であるとは知らない善意の第三者が適切な手続の下で取得した場合には、所有者である金融会社は、第三者の所有権取得が無効であることを主張し得ないとされたのである（同法第 3 章 37 条など）。その結果、同法の規制の対象となった 2,000 ポンド以下(80)のハイヤーパーチェスに関しては、ハイヤーパーチェスの貸主の優位性は消滅した(81)。

しかも、その翌年には、1965 年ハイヤーパーチェス法(Hire-Purchase Act 1965)が制定され、保護の対象額が 5,000 ポンドまで引き上げられた。

その後の 1974 年 CCA 制定の際に、1964 年・1965 年ハイヤーパーチェス法は廃止された。しかし、売主を金融会社の代理人とする旨の規定は、CCA 56 条の「予備交渉(Antecedent Negotiations)」の規定に継承されるなど、1965 年ハイヤーパーチェス法の主な規制内容は、1974 年 CCA に原則としてすべて取り込まれている(82)。

なお、1964 年ハイヤーパーチェス法 37 条の定める善意の第三取得者の保護規定は、1974 年 CCA 制定に伴う法令の廃止と統合の際にも統合から除外され、単行法として存続しており(83)、CCA の規制対象を除外された個人向けの高額または低額のハイヤーパーチェスおよび法人に対するハイヤーパーチェスの場合を含めた善意の第三取得者保護の規定として機能している。

4. クローザー・レポート

(1) クローザー委員会の設置

1965 年ハイヤーパーチェス法は、金融会社との契約に先行する商品の売買契約の売主を予備交渉(Antecedent Negotiations)を行う者と位置づけたうえで(58 条(3))、商品の販売者やその従業員などを金融会社の代理人と規定し(84)、予備交渉者およびその代理人の行う商品についての説明や約束が表示(説明)内容となると規定した(16 条)。その結果、同法においては、1893 年動産売買法と同様に、表示(説明)や商品としての品質、特定の目的に対する適合性に関する黙示の条項についての契約違反があった場合の買主の救済が可能となっていた。

だが、それでも、金融会社に有利な特約条項が設けられるなど、購入者は不利な状況に置かれていた(85)。たとえば、売買代金決済のために金融会社の融資契約などを利用する三当事者間の消費者信用

の場合には、ハイヤーパーチェスではないことから法律の規定がなく、売主が金融会社の代理人ではない旨の明示的な約款が設けられるのが一般的であり、ディーラーが売買契約に関してなした不実表示や契約違反について貸主である金融会社に対する責任を追及することは、借主には一般的に困難であった(86)。

また、消費者がセントラルヒーティングの設置契約を締結し、金融機関からその代金を借入れていたところ、業者が商品を納品せず、あるいは効果のないヒーティングシステムしか供給しなかった場合には、消費者が設置契約を解除または業者に賠償請求をしようにも、買主は業者と提携している金融会社に契約に基づく支払いを継続しながら業者と争う必要があり、業者が破産していればその実効性がなかった(87)。

さらに、従前の消費者信用取引に関する個別立法においては、事業者と消費者を保護の対象として区別していないこと、消費者の利用する種々の法形式(Sale, Hire-Purchase, Rent, Lease, Loan)につき、従前の法律による規制や判例による救済の内容に一貫性がないことなどが問題視されていた(88)。

そして、こうした問題点が、労働党ウィルソン政権下の 1968 年 7 月 2 日の国会質問において指摘された結果、前記 1965 年法律委員会法に基づいて、1968 年 9 月 25 日に設置されたのが、クローザー卿(Lord Crowther)を委員長とする合計 9 名からなる「消費者問題委員会（以下「クローザー委員会」という）であった。

(2)　クローザー・レポートの内容

クローザー委員会は、約 2 年半にわたって消費者信用産業の現状と立法状況に関する詳細な分析を行った末、1971 年 3 月、9 章 400 枚を超える本文と 200 枚を超える統計や資料等からなる報告書(89)を取りまとめて国会に提出した。

委員会のメンバーの一人であったグード教授(Roy. M. Goode)は、その著書『消費者信用法入門(Introduction to the Consumer Credit

Act, 1974)』において、委員会における広汎な調査に基づき、従前の法規制の欠陥として、以下の点を指摘している(90)。

① 実質と機能に着目しない、形式的な取引規制の問題
② 商業的取引から消費者を区別することの失敗
③ ローンの担保に関する法律と貸付関係の法律の不整合の問題
④ 第三者の権利に関する合理的な方針の不存在
⑤ 過度の技術的な処理
⑥ クレジット取引における消費者に対する保護の不十分さ
⑦ その他今日求められる信用法としての時代遅れ、共通問題に適切な解決を提供できない合成的誤謬

以上のような問題認識に基づき、委員会は、報告書において、新たな規制の法的枠組みとして「貸付けおよび担保に関する法律(Lending and Security Act)」および「消費者の売買および貸付けに関する法律(Consumer Sale and Loan Act)」の2つの法案を提案した(91)。

1974年CCAの基礎となったのは、このうちの後者である。この法律案においては、債権者と債務者の間のバランス維持のため、①取引の不平等の再調整、②取引過誤の管理、③債務不履行からの救済につき、立法的な解決が必要であるとし(92)、消費者信用を行うあらゆる業務を許可制度にして、規制内容とクレジット取引条件の立法的管理などを具体的に規定している。また、規制対象として、(1)動産の売買だけでなく、サービス取引を含めること、(2)代金の一部または全部が関連した貸付けとして、①2,000ポンドを超えない額が前払いされ、②3か月以上かけて分割払いされるケースを規制対象とすること、(3)買主が法人の場合を保護対象から除外すること、の大枠が示されていた(93)。

それまでの立法においては、取引の保護の対象として主に動産売買が念頭に置かれていたが、これがサービス取引にも拡大されていること(94)、また、ハイヤーパーチェス法では、5回以上の分割払いが規制対象とされていたが、新法案では規制対象を頭金の支払いを

除いて3回以上の支払いとしていることなど、規制の対象となる信用取引を拡大し、保護されるべき消費者の信用取引の範囲を拡張している点が新しい。

クローザー・レポートでは、対象取引については、貸主信用(Lender Credit)と供給者信用(Vender Credit)に分け、貸主については、関連貸主(Connected Lender)と独立貸主(Independent Lender)を区分し、信用目的について、購入資金信用(Purchase-Money Credit)と非購入信用直接貸付(Non-Purchase Credit Straight Loan)の区別をしたうえで、それぞれについて、具体的な規制内容の提案が行われている。

このうち本稿のテーマである売主との共同責任が適用される「関連貸主」については、「一人または複数の売主との一定のビジネス関係にしたがって、その売主から商品またはサービスを購入するために使用されるローンを用意する者」と定義し(95)、原則として「関連貸主」が「購入資金信用」を提供するとした。「独立貸主」は「非購入信用直接貸付」を行うとする。なお、銀行から自動車代金を支払うためにお金を借りた顧客が売主に送金するような場合は「購入資金信用」となるものの、銀行は「関連貸主」にはならない(96)。

また、「売主と関連貸主は同一人ではないが、相互に利点がある共同事業(Joint Venture)に従事しており、決して各自の役割を分離して取り扱うことができない」とし(97)、関連貸主と売主の一体性を認め、関連貸付により商品やサービスの売買の代金が支払われた場合、その売買は、法律上は、現金でなされたものと扱う旨の提案がなされている(98)。

なお、関連貸主と認められる者の範囲との関係では、第三者型クレジットカードを発行することにより運営される事業が、このカテゴリーに属するとされている。クローザー委員会は、特定商品の購入資金を融資する銀行だけでなく、売主との関連が強いクレジットカード発行機関についても、一定のビジネス関係の下で売主と共同事業を営んでいる貸主として、売買契約・サービス供給契約上の共

同責任があると考えた。

これに対して、ハイヤーパーチェスにおける金融会社は、売主であって関連貸主ではない旨が注記されている(99)。このように、ハイヤーパーチェスが規定されたのは、判例がハイヤーパーチェスを売買契約と同一とみなして法律上の貸主である金融会社を売主としていること(100)、1893年動産売買法の諸規定もハイヤーパーチェスの貸主に適用されており、1964年ハイヤーパーチェス法においても、ハイヤーパーチェスが条件付販売と同視されて貸主が売主として扱われていたことから当然であろう。しかし、関連貸主が、売主と共同の責任を負う地位に立つと規定されたのは、サービスの供給契約に関するクレジット取引に立法上の規制がなかったことからすれば(101)、特定の業務を行う貸主の責任を新たに肯定した特別立法による創設的規定といえる。

すでに触れたように、この当時は、欠陥のある商品を販売する業者、不実表示を行う評判の悪い売主や(102)、効果の少ないセントラルヒーティングの取付業者といった問題事例が頻繁に発生していた。これらの業者がそれでも事業を継続できるのは、金融会社による財政的な支援があるからこそであり、関連貸主として金融会社が供給者の営業を可能ならしめている以上、契約の別個性や免責条項などを根拠にして金融会社がローンの支払請求を継続することは妥当ではないと、クローザー委員会は考えたのである(103)。

5. 1974年消費者信用法(CCA)の成立

(1) 保守党ヒース政権下での法案審議

だが、クローザー・レポートが提出された時には、労働党のウィルソン政権は、保守党のヒース政権に代わっていた。そのためクローザー委員会の提言に対する政府の反応は鈍く、1972年6月26日に下院で、6月28日に貴族院でレポートについての検討が開始されるまでには15か月もの期間を要し(104)、その時にはすでにクローザ

一委員長は死亡していた(105)。

その後の1973年9月になって政府・通商産業省は「消費者信用における法律の改革(Reform of the law on consumer credit)」と題する白書(White Paper)を取りまとめた。同白書は、保護すべき消費者信用取引額の上限につき、クローザー委員会が2,000ポンドとしていたのを5,000ポンドに引き上げたことと、賃貸借契約における賃借人の保護を強化したことを除けば、クローザー委員会の提案とほぼ同様の内容であった(106)。また、3回未満のクレジット取引および低い手数料率のカードについては、クローザー・レポート同様、法律の除外契約とする趣旨である旨が説明されている(107)。

同白書に基づき、消費者信用法(CCA)の法律案が策定され、1973年11月14日下院に提出された。その際に貿易産業大臣は、法案はあらゆるタイプの信用取引をカバーする基本的枠組みを提供するものであり、20年先の消費者信用取引を見据えた対応を行うものと説明している。

国会における法案審議のための委員会において、議員からは、法律の適用の下限がなぜ30ポンド以下で10ポンド以下ではないのかなど、適用される規制契約の範囲についての意見が提出されたが、議員の主な関心は、広告表示の問題、高金利の制限、手数料率の適正な表示といった点に向けられていた(108)。また、関連貸主の責任について規定した法案71条（現CCA75条に相当）に関しては、割賦金融協会が、保護の対象者に小企業経営者や個人商店主が含まれている点に反対していたが(109)、それ以外に大きな反対はなく、翌1974年2月、法案は全政党の賛成で委員会を通過した。

ただ、当時のイギリスは、第一次オイルショックの発生と労働組合の賃上げ要求とストの影響で、経済が混乱に陥っており、これに対して、保守党ヒース政権は解散・総選挙に打って出たため、結局、法案は廃案になった。

（2） 労働党ウィルソン政権下での法案審議

だが、総選挙によって政権に復帰した労働党第2期ウィルソン政権は、保守党の作成した法案とほぼ同じ内容の法案を再提出し、1974年7月31日消費者信用法(CCA)はついに成立に至る(110)。

当時の議論の状況を、国会議事録から見てみよう。

1974年4月9日貴族院委員会における議論では、マース卿(Lord Mais)が、「個人取引において当座貸越が大幅に減少し、ローンにとって代わられる傾向が生じる可能性」や「当座貸越とデパートの口座勘定とが同視される」ことに対して問題を投げかけている。ここでは、カード保有者による物品の購入に関連して、供給者の不実表示や契約違反の場合にカード発行者が責任を負担するCCA 75条の適用が議論されており、マース卿は「もしそれがバンクカードに適用されるとしたら、近い将来約600万人がカードを持てなくなるのではないかと危惧する」として、適用範囲につき、口座信用や当座貸越への適用排除や、バンクカードへのCCA 75条の不適用を求めている点が注目される(111)。

また、同年5月2日には、CCA 75条の創設の目的等に議論が及んだ際に、小売商の経験を有するジャック卿(Lord Jacques)が、カード取引では、カード債権者が債務者から手数料を受け取るだけでなく、小売商の利益の2分の1を得ており、また有名な全国組織は小売商から12.5%を取得していることを挙げ、利益の半分を取得している以上は共同事業であるとして(112)、同条項の創設に支持を表明している(113)。なお、この時、ジャック卿は、銀行の発行するクレジットカードもまた小売商との共同事業であり、したがって共同責任を負うべきとしながらも、その一方で、毎月の銀行勘定(Monthly Account)として、月末に決済するバークレーズカード(114)やアクセスカード(115)を適用除外することについては、責任の免除に同意している。この点に関して、ジャック卿は、月内清算の短期信用のいわゆるチャージカードを除き、長期のクレジットカード払いについてはCCA 75条が適用されるべきであるとし、その理由と

して、銀行は、自行に迷惑をかけない（自行に義務の履行を負わせる危険のない）供給者を選ぶことができることを挙げている。

また、同年6月17日の下院では、ウィリアムズ(Williams)議員が、新聞で取り上げられた2つの事例――フリーザーを買った労働者が、商品が納入されていないのに支払いを請求された事例と、シャワー設備を購入した女性が、シャワーがきちんと作動しなかったので修理をしてもらおうと思ったところ、会社が清算されていた事例――を取り上げ、たちの悪い供給業者であっても、銀行や金融会社の名声に隠れて消費者に安心感を与えている事実を指摘したうえ、金融会社が自己の名でクレジット取引を進める場合には、それを信じて受け入れる善意者に対して供給者をチェックする責任を引き受けるべきであるとして(116)、CCA 75条の規定を設けることを支持している。

（3） 成立の背景等

このように、国会における各議員は、立場により、適用される信用取引の範囲については種々の意見があったものの、CCA 75条による関連貸主の共同責任制度の創設それ自体については、強い反対は唱えていない(117)。また、クレジットカードを対象取引に含むものの、チャージカードやこれと同様な機能を持つ銀行の発行するカードへの適用除外を求める意見があったほか、海外との取引における適用範囲の問題についての意見があったが(118)、ほかに大きな議論となる問題点の指摘はなかった。

これは、CCA 75条(3)で、営業外契約や少額契約もしくは高額契約については同条 1 項の共同責任の適用が除外され、また CCA16条5項で、主務大臣が適用のない分割回数や信用手数料の率を命令(Order)(119)で定めることができるとされたためである。実際に利用されていたクレジットカードについては無利子 1 回払いが中心で、他は 4 か月程度の短期の信用供与が中心であって(120)、これら非適用取引の利用が中心であったことから、大きな影響があるとは考え

られなかった(121)。ともあれ、めまぐるしい政権交代の中であったこの時代に、大きな反対もなく比較的円滑に成立したことは、イギリスの消費者信用全体にとって、画期的な出来事であった。

一方、EU 諸国では、現在でこそ消費者信用に関する指令に基づき消費者取引に関する域内の法整備が次々と行われているが、EC の基本条約であるローマ条約が 1957 年に結ばれた当時においては、消費者保護に関する明文の規定は存在していなかった(122)。

EU において消費者問題に関する検討が始まったのは、1965 年頃からであり、1968 年、競争総局(DGIV)に消費者保護ユニット(Consumer Protection Unit)が設置された際には、イギリスの CCA の最初の草案が当時の EC 事務局に取り寄せられ、草案条文が消費者信用に関する指令案の議論のための基礎的な提案として、1974 年に出されたワーキングペーパーにおいて使用されている(123)。

当時のイギリスでは、労働党が採用した福祉国家政策の影響で、1960 年代以降「英国病」と呼ばれる経済不振が続いており、労働組合によるストライキ、オイルショック、高失業率などの大きな問題を抱える中で、経済の建て直し策を掲げて労働党・保守党が国民の支持を得ようと競っていた。また、1963 年設置の「消費者審議会(Consumer Council)」を保守党が廃止したことが世論の批判を浴び、1972 年 11 月には消費者問題担当大臣が新設されており(124)、一定の消費者保護を図らなければ、福祉国家政策に慣れた国民の支持を得られないという特殊事情があった(125)。このような中、政権交代直後短期間のうちに、CCA の成立に漕ぎ着けることができたのは、イギリスの「影の内閣(Shadow Cabinet)」制度の存在も幸いしたと思われる(126)。

第 3 節　1974 年消費者信用法(CCA) 75 条の内容

1. 対象となる契約類型と適用除外

(1)　対象となる契約の類型

1974 年消費者信用法(CCA) 75 条(1)は、債権者は供給者との間で取引の保証に関する何らかの合意を行ったかどうかにかかわらず、また、債務者との間で保証の引受を行うことの意思表示も行うことなく、債務者の供給者に対する請求権に対して共同責任(Jointly and Severally Liability)を負う旨を規定している。

ただし、この関連貸主としての共同責任は、CCA の規制対象となるすべての消費者信用契約に適用されるのではなく、CCA 12 条に規定する以下の「債務者－債権者－供給者契約(Debtor-Creditor-Supplier Agreement : D-C-S 契約)」にのみ適用される。すなわち、

① 債権者(creditor)以外の者（＝供給者(supplier)）と債務者(debtor)の取引に融資をする「使途限定信用契約(Restricted-Use Credit Agreement)」(CCA 11 条(1)(b))であって、債権者と供給者との間の「事前の取決め(Pre-Existing Arrangements)」に基づき、または「将来の取決め(Future Arrangements)」を予定して債権者が作成する契約(CCA 12 条(b))

② 「使途無限定信用契約(Unrestricted Use)」(CCA 11 条 (2)2)であって、債権者と債務者以外の者（＝供給者）との間の「事前の取決め」に基づき、その信用が債務者と供給者との間の取引に融資をするために使用されることを知って行う契約となる D-C-S 契約(CCA 12 条(c))

の 2 種類である。

これら CCA 75 条の具体的対象となる上記 2 種類の D-C-S 契約に該当するかどうかの判断の際に、きわめて重要な要素となるのが、「使途限定信用契約」の概念と、債権者と供給者間で行われる「取

決め(Arrangement)」の存在である。

「使途限定」とは、CCA Schedule 2 Part 2 Example 8 および Example 16 によれば、融資金が物品の購入など債務者が供給者との取引に基づき発生する債務を弁済する使途に限定して利用されることをいう。代金の決済目的があり、それ以外の用途で融資金を使用することが禁じられているとしても、供給者の口座ではなく、債務者の口座に振り込まれ、自己の判断で資金が利用できるときは、「使途無限定信用契約」となる。

また、信用を供与する債権者と債務者間の《Arrangement》の有無とその内容は、CCA 187 条に規定する内容に含まれるかどうかで判断され、この内容を満たした場合には、当該 D-C-S 契約は、使途限定信用契約でも、使途無限定信用契約でも、CCA 75 条(1)の対象となる契約となる。

この《Arrangement》とは、CCA 187 条の定義によれば、(a)債権者と供給者の間で過去になされた取決めに従う場合が該当するが、このほかに、過去の取決めを発展させて消費者信用契約が締結された場合は事前の取決めとして取り扱われる(187 条 (1))。(b)また、物品の購入や役務の供給のために融資がなされるよう債権者と供給者との間で後から取決めが結ばれることを期待して締結された場合は、将来の取決めを前提として消費者信用契約が結ばれたものとみなされて《Arrangement》となる(187 条 (2))。

また、《Arrangement》には、債権者と供給者の間で直接結ばれ取決めだけではなく、債権者と供給者の提携者(Associate)、または債権者の提携者と供給者の間で結ばれた取決め、債権者の提携者と供給者の提携者との間で締結される取決めも、反対の立証がない限り、既存の取決めに基づいてなされたものとみなされる(187 条 (4), (5))。なお、《Arrangement》が認められるのは、必ずしも書面による契約が成立している場合に限られていない。したがって、契約を表す《Agreement》の語句が用いられず、取決めや合意の意味のある《Arrangement》の語句が用いられている(127)。

このように「債権者と供給者間の取決め」は、債権者（およびその提携者）と供給者（およびその提携者）間の供給契約と信用供与契約を関連付けて、債権者を「関連貸主」と位置づけ、CCA 75 条の適用を左右する重要な要素となる。

（2） 適用が除外される契約

なお、CCA 75 条(3)および 16 条(5)の定める契約については、CCA 75 条(1)の規制の対象外となる。

1） CCA 75 条(3)による適用除外

CCA 75 条(3)が定める契約については、CCA 75 条(1)の適用がない。すなわち、第 1 に、CCA 75 条(1)を設けた根拠が債権者と供給者の共同事業であることとしている関係から、営業外の契約(Non-Commercial Agreement)に基づくものが適用除外となっている。第 2 に、供給者が一つの商品に付けた現金価格が 30 ポンド以下もしくは、1 万ポンドを超える場合（1983 年以降は 100 ポンド以下、もしくは、3 万ポンドを超える場合）(128)場合には、CCA 75 条(1)の規定するは、適用がない(129)。

ところで、イギリスにおける全産業の男子の週間平均労働賃金は、1971 年 10 月当時には 30.93 ポンドであったが、1980 年 10 月には 113.06 ポンドになっている(130)。すなわち、CCA の制定時および改正時においては、一般消費者が週給で購入できる程度以上の商品購入について問題が生じた場合が、保護対象となっていたといえよう。

2） CCA16 条（5）による適用除外

CCA 16 条 (5)は、規制消費者信用契約に関して、主務大臣の命令において、一定の支払回数以内の、もしくは、一定のトータルチャージ率以内の適用除外契約を定めることができる旨を定めている。この適用除外要件に該当する取引は、法律全体の適用がないため、当然に CCA 75 条(1)の規定の対象にはならない。

以下の条件を満たす契約が命令により適用除外とされている(131)。

① 定額信用(Fixed Sum Credit)契約

・ 支払回数が4回に満たない契約であり、12か月以内に支払いが終了する

・ 信用が利息その他手数料なしで提供されていること。

(ただし、条件付販売契約とハイヤーパーチェスについては対象外である。)

② 口座信用(Running Account Credit)契約

・ 3か月を超えない特定の期間に提供されるものであること

・ 各期間で提供されるクレジットの全額の返済が1回払いであること

・ 金融料がまったくないか、些少な手数料の支払いであること

したがって、クレジットカードで金融料を支払った場合に、支払猶予期間が3月を超えるリボルビング払いであれば、商品等の現金価格が上限の 30,000 ポンドの供給契約を締結したときには、たとえ与信額が101ポンドと少額であっても、CCA 75条(1)の適用があり、30,000ポンド相当の商品・サービスの提供に関するクレジットカード発行機関の共同責任が発生する。だが、その一方において、30,000ポンド以下の与信額であっても、これを条件付販売契約とハイヤーパーチェス以外の定額信用の場合には、3回払いで支払う場合、または、クレジットカードなら3か月以内に無金利1回払いで支払った場合には、CCA 75条(1)による救済の対象とはならないということになる。「金融料がまったくないか、些少な手数料の支払いであること」という条文は、クレジットカードの年会費は、金融料に含まれないことを示している。

(3) CCA 75条 が適用される消費者信用契約

したがって、関連貸主が CCA 75 条(1)の特別の共同責任を負うD-C-S契約に該当するには、その消費者信用契約が CCA 16条に規

定する除外契約(Exempt Agreements)に該当しないこと、また、商品等の購入が営業外契約でないこと、一定の現金価格内に収まる取引であること(132)、そして、規制消費者信用契約とされる一定の与信枠の範囲内の取引に収まること(133)が要件になる。

では、実際にどのような消費者信用契約が、CCA 75 条(1)の適用を受ける契約に該当するのか。

使途限定信用契約型の D-C-S 契約に該当する典型例の第 1 は、銀行や金融会社によりあらかじめ融資取扱要領などによる取決めが存在する特定の供給者から債務者が物品等を購入したときに実行される融資取引である。したがって、わが国でいえば、銀行やノンバンクが扱う自動車ローン、リフォーム工事ローン、ショッピング・クレジットなどが該当する。なお、供給者の扱う商品やサービスについて、CCA 75 条には特に制限規定が置かれていないので、すべての商品やサービスに適用されることになるが、CCA 16 条に定める CCA の適用除外契約(134)に掲げる金融商品取引などの取引は除かれる。したがって、銀行等の住宅ローンや不動産購入ローンなど(135)、わが国の割賦販売法においては適用除外とされる種類のローンも CCA 75 条(1)の対象になるが、75 条(3)において 3 万ポンドを超える現金価格には、適用されないので、実際適用されることは稀だと考えられる。

CCA 75 条(1)の対象となる第 2 の典型例は、クレジットカード発行金融機関と提携し、クレジット加盟店の表示を行った供給者から物品等の購入やサービスの提供を受ける場合に、その対価の支払いに利用するクレジットカード契約である(136)。

ただし、大手流通業者や小売店が発行し、自己の店舗でのみ利用できるクレジットカード(Retailers Credit Card)は、債務者－債権者契約(Debtor-Creditor Agreement: D-C 契約、CCA13 条)に該当するため、適用対象外である。

また、クレジットカードを利用した消費者信用契約であっても、現金の貸付けを受けるもの（わが国のキャッシングサービスにあた

るもの）や、加盟店からの現金の引出し(Cash Drawing)は、D-C 契約に該当するため、CCA 75 条(1)の適用はない(CCA Schedule 2 Part 2 Example 16)。

なお、信用販売・条件付売買・ハイヤーパーチェスは、債権者と供給者が同一である CCA 11 条 (1)(a)の規定する二者間の D-C-S 契約であるため、CCA 75 条(1)の規制の対象にはならない。しかし、信用販売・条件付売買であっても、finance を提供する債権者が供給者の金融子会社である場合は、権者と供給者が同一とは言えないので、CCA 187 条 (5)により、CCA 75 条の適用対象に入ると考えられる。そのほか、貸金業者が行う特定商品購入のための貸付(Moneylender Loan)なども CCA 75 条(1)の対象取引となると考えられる。

2　共同責任の意義

債権者と債務者間の貸付契約と、債務者と供給者間の物品供給契約は、本来的には、契約当事者を異にする別個の目的・内容をもった契約である。しかし、CCA 75 条(1)は、債権者と供給者間の事前の取決め、ないし将来の取決めが存在する D-C-S 契約の場合には、信用仲介者、または取決めの相手方を通じて、融資金の利用目的と供給契約の内容の関係を十分把握しているとして、金融機関等の貸付契約と供給者の売買契約等を一体的に関連した契約として捉えている。そのうえで、同条は、供給者と債務者が締結した売買契約または役務提供契約において、供給者の不実表示と契約違反につき供給者が責任を負う場合には、共同事業を営むとされる債権者は「関連貸主(Connected Lender)」としての地位ゆえに、供給者と共に共同責任(Jointly and Severally Liability)を負う旨を規定している。このことから、CCA 75 条(1)は、債権者に対して、供給者との取決めにおいて、または取決めを行うかどうかを決定するに際して、不実表示を行うまたは欠陥商品を販売する供給者を排除し、供給契約

の適切な履行を促させる効果を有するものと考えられる(137)。

なお、契約の締結前の予備または事前交渉段階において、二契約当事者の法的地位を明確にして、紛争を解決させる目的で規定されているのが、CCA56条である(138)。CCA56条は、CCA 75条が適用されるCCA 12条(b)(c)に規定するD-C-S契約について、その締結前に供給者がなした行為を予備交渉(Antecedent Negotiation)と定義し(CCA 56条(1)(c))、その交渉は、債権者の代理人がなしたものとみなしたうえ(CCA 56条(2))、交渉人を債務者の代理人として扱い、交渉人の作為または不作為についての債権者等の責任を免責する条項を無効としている(CCA 56条(3)(a)(b))。その結果、債権者である金融機関等は、本規定および1977年不公正契約約款法(Unfair Contract Terms Act 1977)2条・3条に基づき、自らが債務者と契約を締結する以前において供給者やその従業員、ブローカー等が行う予備交渉における広告や条件提示、勧誘内容について責任を負うこととなり、免責条項あるいは責任制限条項などを設けたとしても、無効となる。

なお、CCA56条が、代理人である供給者側の契約締結過程（予備交渉段階）における不実表示がある場合に、債権者に対抗できる規定となっているのに対し、CCA 75条(1)では、供給者等の不実表示に加え、契約締結後において供給者の契約違反の結果、債務者に損害が生じた場合に、供給者と同じ責任を債権者に負わせ、被害救済を可能にしている点に特徴がある。売主の明示的・黙示的な保証や契約の条件についての不実表示や契約違反につき、買主は、その責任を売主に追及できるだけでなく、CCA 75条(2)に基づいて、信用供与者である金融機関にも売主と同一の責任を追及できるのであって、金融機関に売主と同じ債務を負担させるものである。

なお、CCA 75条(1)の規定する供給者の不実表示の時期に関しては、供給者における債務者との最初の連絡（連絡には広告が含まれるとされるので、広告内容の不実表示が含まれる）以降において、供給者やその従業員等の不実表示があれば、その違反を原因として、

契約を解除した場合の損害賠償責任を負う。実際に連絡が開始された以降において、契約の目的が供給者やその従業員等に明らかにされていれば、その目的に対する商品の適合性の違反による解除等に伴う損害賠償責任を負う。

さらに、契約締結後に供給者による目的物の引き渡し、役務の履行がなされないならば、債務不履行に伴う損害賠償責任を負い、また合意した契約の目的物が商品としての「十分な品質」に欠けている場合や、役務の提供が合理的な注意義務と技術をもって提供されなかった場合についても、黙示的条件違反として解除に伴う損害賠償責任を負うことになる。

以上の責任は、供給者との売主と同じ債務なので、供給者が先に金銭的補償を行うことが認められるほか、場合によっては、修理・交換等を行うことで債務者の満足を得て、債務者が claim を取り下げる場合もあり得る。しかし、供給者が倒産し、清算手続に入っているような場合は、供給者に対する責任追及には限度があるので(139)、金融機関は、受取済みの金銭の返還だけでは終わらず、供給者が受け取った頭金の返還や債務者の受けた損害についての損害賠償の責任を追及されることとなろう。

なお、債権者である金融機関には免許制が取られており、一般的な供給者よりも相対的に規模が大きく、経済基盤が確立していると考えられることから、供給者に補償能力が乏しい場合や倒産している場合には、きわめて有効な債務者＝消費者の救済手段といえよう。一方、金融機関等のリスクは、一般の貸付契約に比べると大きなものになるが、この点に関しては、立法時には損害保険等でカバーすればよいと考えられていたようである(140)。

3. 共同責任の対象となる不実表示・契約違反

(1) CCA 75 条 の対象となる責任

ところで、CCA 75 条(1)において、債務者が供給者のどのような

種類の「不実表示」や「契約違反」につき債権者の責任を追及できるかについて、直接具体的に言及する規定は設置されていない(141)。定義関係を定めるCCA 189条においても、Schedule 2における「新しい専門用語の使用例」においても、どのようなものが「不実表示」であり「契約違反」であるかについての具体例も示されていない。また、不実表示・契約違反から生ずる責任の内容・範囲・程度についても、特別の規定は存在しない。

これは、CCAが、従前の判例や制定法の立場に準拠していることによる。供給者の債務者に対する不実表示や契約違反については、CCA制定以前においても、判例法による一定の解決が図られてきた。また、制定法にあっても、1961年消費者保護法、1967年不実表示法、1973年動産供給（黙示条件）法、1979年動産売買法などによって、不実表示や契約違反と評価される行為とその効果は明らかにされていることから(142)、CCA 75条(1)の不実表示や契約違反の判断も、これらに準拠して行われる。

(2) 「不実表示」の責任

イギリスにおいて、契約の成立には約因(Consideration)が必要であり、申込み(Offer)と承諾(Acceptance)による意思表示の合致、すなわち合意(Agreement)があって、当事者が法的関係に入る意思(Intention to Create Legal Relationship)をもっていることが必要である(143)。契約は文書もしくは口頭で行われ、前提となる条件や契約条項たる条件(Condition)が定められ、契約の条件に違反があれば将来に向かって契約は解除される(144)。また、契約の締結に当たっては、契約の締結を誘引するために売主側から契約に関連する事実の表明(Representation)がなされることがある。どのような文言や発言が契約の内容・契約の条件になるかも重要であるが、契約の前提条件に関するもの、契約の内容である将来の約束、現在の事実についての担保（保証：Warranty）なども重要である。

したがって、もし、これらの表明事実が虚偽である場合には、不

実表示(Misrepresentation)となり(145)、相手方は、保証違反の詐欺の訴え、契約の取消しまたは損害の賠償の請求が認められる(146)。

「不実表示(Misrepresentation)」とは、「相手方に誤解を生じさせる虚偽の表示であり、言葉によると行為によるとを問わない」(147)とされており、これには、①表示者自身が虚偽であることを知ってする表示、②真実か否かを顧慮しない(reckless)で行う表示、③表示を真実とは信じておらず行う表示、④表示の内容を真実と信じて行う表示がある。

このうち①②③は、コモン・ロー上は「詐欺的不実表示(Fraudulent Misrepresentation)」とされ(148)、当該不実表示が契約の内容に係る場合には、契約の取消し(Rescission)事由になるほか、不法行為(Tort)として損害賠償(Damages)責任が発生することになる(149)。一方、④のように、表示者は表示内容が真実と信じて行ったが、結果として不実な表示に該当する場合を「善意の不実表示(Innocent Misrepresentation)」といい、それが契約の内容に係る場合には契約の取消事由となるが、コモン・ロー上は損害賠償請求権までは認められていない(150)。

以上に対して、1967年不実表示法では、④の「表示の内容を真実と信じて行うもの」を、さらに、「そう信じるにつき、合理的根拠がある場合」と「合理的根拠がない場合」とに分け、後者を「過失による不実表示(Negligent Misrepresentation)」として、詐欺的不実表示と同様の責任を認めている。

なお、1967年不実表示法では、④善意の不実表示につき、取消権が認められる場合であっても、裁判所は、「不実表示の性質、契約が維持された場合に生じる損失および取消しが相手方に引き起こす損失を考慮して」、取消しに代えて損害賠償を与えるべき旨を命ずることができることとされている。

以上のように、イギリスでは、不実表示を行った表意者の認識に応じて、損害賠償が認められることになるので、どのような種類の不実表示であろうと、その表示が契約の締結のための誘引とならな

いような軽微なもの、意見や単なる吹聴(mere puff)でない限り(151)、金融機関は、不実表示による損害賠償責任を実行為者である供給者と共に負担することになる。

(3) 「契約違反」の責任

一方、CCA 75条(1)の供給者の「契約違反(Breach of Contract)」についていえば、以下の通りである。

イギリスにおいては、1677年詐欺法により、契約を構成する約束は通常書面に記載されていなければならず、この「契約を構成する約束を、一部であると全部であるとを問わず、履行義務の履行期が到来しているのにもかかわらず正当な理由なくして履行しないこと」ことが「契約違反」とされている(152)。約束の履行がない「債務不履行」に加えて、履行期到来前における履行拒絶もまた、履行期前の契約違反(Anticipatory Breach of Contract)として、契約違反の一つとされる(153)。

違反された契約約款(Term)が、条件(Condition)についての違反の場合は、契約を解消(rescind)して損害賠償を請求するか、契約を追認(affirm)して損害賠償ののみを請求するか選択する(154)。

債務不履行は、契約の重要事項に関する約定の違反であって、相手方に解除権を生ぜしめる契約条項たる条件(Condition)(155)が守られていない場合である。

1979年動産売買法(Sale of Goods Act 1979)では、重要とされる「契約の条件」が法定されており、①売主が動産を売却する権利を有していること(同法12条1項、5A項)、②動産が販売時の説明に一致すること(13条1項、1A項)、③満足な品質を有していること(14条(2),(6))、④使用目的に適合していること(14条(3),(6))が遵守されない場合には、契約違反となる。

一方、サービスの供給に関する1982年動産役務提供法(Supply of Goods and Services Act 1982)では、提供される動産について、①契約の条件として、動産売買契約法の規定が適用されること、およ

び、②黙示の契約の条件として「通常期待される技能と注意義務をもった(with Reasonable Skill and Care)」作業がなされることが、「契約の条件」とされている。

また、1979年動産売買法では、①商品が「十分な品質(Satisfactory Quality)」を有していること、また、②買主の「特定の購入目的に適う(Fitness for Purpose)」ことが、契約の内容たる「黙示的条件(Implied Condition)」とされ、品質や目的に適わないときはもちろん、商品に瑕疵がある場合も含めて、この保証に反する場合には契約違反となる。サービスについても同様である。

なお、契約を解除させるほどの重要でない条項は「付随的条項」または「保証条項(Warranty)」とされるが、保証条項についての違反の場合は、契約解消はできず、損害賠償請求だけになる(156)。CCA 75条(1)における債権者の共同責任の対象である契約違反についても、供給者の「保証条項(Warranty)」違反が含まれ、したがって損害賠償責任が生じる可能性がある。

また、契約の条項には、Termにも、Warrantyにも属さない無名条項(Innominate Term)がある。この条項は、契約の目的そのものが達成不能となり、契約締結自体が無意味となるなどの売主の「基本的違反(Fundamental Breach)」が生じた場合(157)に、Breach of Conditionと同じ扱いとなる(158)。

4. 損害賠償の責任範囲

(1) 「不実表示」における損害賠償の範囲

供給者の不実表示の場合における損害賠償に関しては、コモン・ローによるほか、1967年不実表示法により規律される。

このうち、コモン・ロー上の処理についていえば、「悪意の不実表示(Fraudulent Misrepresentation)」――これは、①表示者自身が表示を虚偽の表示であることを知っている場合のほかに、②表示を真実とは信じていないで行う表示、③真実か否かを顧慮しない

(reckless)でする表示が含まれる[159]――に関しては、当該不実表示が重要な事実に係る場合には、契約違反として契約の取消し(Rescission)事由になるほか、不法行為(Tort)として損害賠償(Damages)責任が発生する[160]。だが、コモン・ローでは、「善意の不実表示(Innocent Misrepresentation)」(表示者自身は真実と信じて行った表示が、結果として不実な表示に該当する場合)については、契約の取消事由になるが、損害賠償請求までは認められていなかった[161]。

しかし、1967年不実表示法は、コモン・ローの立場を修正し[162]、不実の表示をした者が、契約締結時まで表示された事実が真実であると信じるにつき合理的な理由を持ち、かつ、現実にそう信じていたことを証明できない場合は、「悪意の不実表示」の場合と同様の責任を負う旨を規定した(同法2条1項)[163]。これに対して、「過失による不実表示」(不注意に、または合理的な理由なく不実表示した場合をいう)については、契約の取消し・損害賠償のいずれかが認められるが、契約の取消しについては、裁判所または仲裁人により、契約の取消しによる損失や第三者への損失などを考慮したうえで、契約の存続を認めるか、取消しするか検討し、契約は存続させて損害賠償だけを請求することもできる(同法2条2項)。

また、「悪意の不実表示」の場合の取消し(Rescission)の効果は、意思表示のなかった状態、すなわち、契約締結以前に遡及し、契約が当初からなかった状態になって消滅する。その結果、買主は、売主に契約に基づいて支払済みの金員があればその返金を受けることができ、売主に対しては購入した商品を返還する必要が生じ、契約前の状態に戻されることになる。なお、この場合に、契約上の義務の履行に伴い何らかの負担(たとえば修理費用)が生じた場合、契約がなかったならば、買主は負担すべきではなかったわけであるから、原状回復の一環として、損失補填(Indemnity)が行われる。また、不実表示に係る義務が履行されていたなら得られたであろう利益、もしくは回避できた損害についても、逸失利益または原状回復とし

て、損害賠償の対象となる。以上のほか、契約の取消しによって損害が生じた場合には、結果損害の予見可能性にかかわらず、すべての損害の賠償義務がある(164)。

これに対して、売主の「過失による不実表示」の場合には、裁判所の認定により、契約の解除による原状回復と損失補填、または損害賠償のいずれかが認められる（同法2条1項・2項）。なお、売主の「善意の不実表示」については、裁判所の裁量による契約の取消しを求めることができるが（同法2条2項）、損害賠償請求できないのが原則である（同法2条1項）。しかし、裁判所は、裁量により、契約を取り消さずに損害賠償のみの請求が認めることもできる（同法2条3項）(165)。

ところで、わが国においては、特別法の規定が存在しない場合には、私法の一般法である民法の規定にしたがって解釈と運用がなされるが、成文化された一般私法がない英国では、「不実表示」や「契約違反」について制定法が存在しない場合の処理は、従前の判例法理に従うこととなる。だが、以上に述べたように、今日のイギリスでは、不実表示法や動産売買法といった成文法の制定が進んだため、現在では法律に規定する典型的な契約類型については、制定法の適用を通じて、責任の範囲が画されることになる(166)。

このようにして、債権者である金融機関は、供給者が過失による不実表示を行ったときだけでなく、善意で不実表示した場合であっても、CCA 75条(1)に基づき売主の損害賠償請求について、裁判により、供給者と共同責任を負うこととなる。

（2） 「契約違反」における損害賠償の範囲

一方、契約の条件の違反については、1979年動産売買法およびその改正法である1994年動産売買および供給法(Sale and Supply of Goods Act 1994)の規定する黙示の担保(Implied Warranty)に関する売主の黙示的条件の違反が特に重要である。

1979年動産売買法13条は、説明による動産売買契約がなされた

ときには(167)、当該動産がその説明に一致すべき旨の条項が黙示に担保される旨を規定している（同条 1 項)。そして、同条項は、契約の条件(Condition)とされているので（同条 2 項)、その不一致は原則として契約の条件の違反となり、買主は動産の受領を拒絶して、代金の返還と損害賠償ができる。

一方、1994 年動産売買および供給法によって一部修正された1979 年動産売買法 14 条は、動産等の品質が、その動産についてのあらゆる説明、価格およびその他のすべての関連する状況を考慮して、通常人(Reasonable Person)が満足すべきものと考えるであろう基準に照らして（同条 2A 項)、これを満たす程度の「十分な品質(Satisfactory Quality)」を有することが、黙示的条件とされている（同条 2 項）(168)。さらに、同法 14 条 3 項は、買主が明示または黙示に売主に動産購入の特定目的を知らせた場合には、契約に基づき給付された動産がその目的に合理的に適合する旨の黙示の保証がなされているとする。

したがって、商品やサービスがあらかじめ告げた特定目的に使用するのに、そのための品質基準を満たさない場合、買主は、動産等の受領を拒絶して、「契約違反」を理由に、代金の返還と損害賠償ができることになる。

なお、イギリスにおいては、損害賠償の予定額の合意がある場合を除き、実際に被った損害を金額を限度とし、損害賠償ができるが、そのためには、契約の違反(Breach of Contract)と損害(Damage)の間に Breach が原因としての相当な関連性(Proper Causal Link)が必要とされる(169)。

また、契約違反と有効な因果関係(Effective Causation)にある損害のうち、契約違反により、通常発生すると正当かつ合理的に考えられる損害(通常損害)と契約締結時に両当事者が契約違反の結果、発生するであることを合理的に予測できた損害（特別損害）に限られる(170)。

したがって、「通常損害」として、相手が債務を履行すると信じて

目的物の引き渡しの準備のために要した費用などの「信頼利益(Reliance Interest)」(171)、相手方に交付した頭金・保証金・支払済代金などの取戻しとしての「原状回復利益(Restitution Interest)」(172)を請求するか、あるいは、契約が通常通り適切に履行されておれば当事者が得られたであろう「履行利益(Expectation Interest)」のほうが大きければ、減価額、是正費用、逸失利益などの賠償の請求が供給者に対して行われる(173)。さらに、供給契約の締結時において違反した当事者が予見し得た「特別損害」があれば、これも金融機関に対する損害賠償の範囲に含めることできる(174)。

商品の受取拒絶と支払済み代金の返還の要求ができるほか、損害賠償請求が可能とされ、給付物の修補請求、交換、代替物の供給、代金減額といった請求は認められない。この点に関して、金融機関である債権者は、そもそも修補や交換、代替物の供給はできないのであるから、契約の解除に伴う受領済み金銭の返金等に関して、金銭賠償を受けることに違和感はなかろう(175)。しかし、供給者に関しては、合意により修補や交換、代替物の供給を選択することができるから、供給者の負担は、金融機関が金銭的負担を行う場合に比較して軽くなると考えられる(176)。そのため、金融機関にとっては、供給者の倒産などの場合には、供給者が負担する場合よりも、実質的に重い責任を負担しなければならないという問題が生ずる。

さらに、イギリスにおいては、契約違反に伴う損害賠償請求の内容として、契約違反に伴う「苦痛(Pain and Suffering)」や「娯楽の喪失(Loss of Amenity)」等に対する慰謝料(General Damages)も含まれることがある(177)。

これに対して、CCA 75条(1)は、損害賠償請求の範囲や額については何らの制限を設けていない。そのため、金融機関は、共同責任を追及されると、供給者が受領した頭金や保証金や供給者が予見し得た特別損害について、金融機関に利得がなく、直接の売買契約等の当事者ではないことから、たとえ予見不可能な場合であっても、債務者の供給者に対して有する請求権と「同一の請求権」(a Like

Claim)から生じる責任として、派生的な損害まで含めることになり[178]、金融機関が負う供給者との共同責任の範囲は、わが国における損害賠償の責任と比較すると、広範囲かつ高額なものになると考えられる。

第 4 節　消費者信用法(CCA) 75 条に関する裁判と ADR

1. 問題の所在

(1)　消費者信用法(CCA)の今日的問題

CCA は 1974 年の制定後、順次施行され、最終的な施行までには 10 年以上を要したが[179]、CCA が制定された当時においては、同法規制の対象となったクレジットカード発行機関は、わずか 1 社に過ぎなかった。しかし、その後、CCA 制定から 40 年の歳月が経過した現在においては、規制対象となる企業は 1,300 社以上に増加している[180]。

また、経済のソフト化が進展し、クレジット取引の対象は商品から様々なサービス、それも複合的なサービスの提供に拡大してきている[181]。さらに、消費者の国際間の移動が容易になり、かつ日常的になって、クレジットカードが海外でも頻繁に使用されるようになり、またインターネット取引の拡大や EU 市場におけるユーロの一層の普及などにより[182]、海外の供給者との取引が拡大している。

このように、イギリスでは、わが国と同様、クレジットカード発行金融機関の増大、取引対象の拡大、決済の対象となる取引の多様化、取引の地理的範囲の拡大などが生じているが、これらに対応して多数当事者型のクレジットカード取引に移行している現在、CCA 75 条(1)によるカード会社による共同責任の規定は、現在でも有効に、また経済合理性をもって機能しているのだろうか。

第 1 に、国際的なクレジットカード取引が隆盛となり、イギリスのクレジットカード会社は、海外の販売店と提携関係がないまま、カード会員の海外利用を可能にしているが、D-C-S 契約はどのように解釈されて運用されているかが重要な問題である。この問題では、D-C-S 契約を基礎付ける「取決め(Arrangement)」[183]の解釈が重要なポイントとなると思われる。

第2の問題は、クレジットカード会社は、クレジットカード取引が終了した後でも、共同責任を負担しなければならないのか、という点である。クレジットカード会社は、取引を行っている期間中、カード会員が継続して利用することを期待している。しかし、カード会員契約が解除された後に、過去のカードを利用した取引に関連して供給者がカード会員に与えた損害については、その賠償の共同責任はどうなるのであろうか。

第3の問題は、共同責任に、上限額を制限する規定が見当たらない点である。不当表示・契約違反を行った直接当事者は供給者であり、クレジットカード契約に基づくものではないから、その額の制限は、ないものと考えられる。とすると、共同責任を負う金融機関も、制限なく、賠償責任を負う可能性がある。この点は、消費者からすれば有利な救済を受けられるので問題はないが、金融機関のリスクは与信額に限られなくなるではないか。

第4に、多数当事者型カード取引においては、同一供給者との間の単一の取引または連続・関連した取引が行われ、その決済方法として、CCA 75条(1)の適用のある異なる複数のクレジットカードや銀行提携ローンが利用される場合があるが、このときに、この決済に関与した関係各金融機関の責任は、どのように分担されるのか。

そこで、以下では、これら新たに生じた問題について、1974年CCA制定後の裁判例がどのように解決しているかを概観することにしたい。

(2) 考察の対象

ところで、イギリスの判例集に掲載されている裁判例は、判例として拘束性のある貴族院(House of Lord)(現在は連合王国最高裁判所(Supreme Court of the United Kingdom)や控訴院(Court of Appeal))の判決が中心であり、高等法院(Hi-Court of Justice)より上位の上級裁判所の判例に限られている(184)。

しかしながら、CCA 141条(1)の消費者信用に関する規制契約に

ついての訴訟は、下位裁判所(Inferior Courts)である県裁判所(County Court)が専属管轄とされているため(185)、判例集にはほとんど掲載されない。また、わが国なら、判決に不服の場合、控訴することで上位裁判所に係属することになるから、上級審の判例集を通して、紛争実態をある程度統計学的・法社会学的に把握することができる。しかし、イギリスでは、訴訟費用を敗訴者が負担する制度が存在することから(186)、県裁判所での紛争事例に関しては、和解等による取下げが多く、上級審へ控訴する例は少ない(187)。

この点に関して、消費者信用法(CCA)制定後10年を経過した1984年時点におけるイギリスの金銭請求訴訟2,011,863件の内訳をみると、貸金業者の請求が64,440件、銀行や金融機関による銀行ローンが166,010件、分割払い購入・クレジット売買・条件付売買契約が102,820件となっており、規制消費者信用契約の合計事件数は333,230件で全体の事件数の16.5%を占めている(188)。しかし、同時期に県裁判所で処理された1,318,014件の内訳では、大半が過怠判決、認諾、和解により解決しており、正式審理(Trial)を経て下された判決は、判事または補助裁判官による審理後のもので22,262件、仲裁後のもので43,486件と、両者あわせても、訴訟件数のわずか4.9%に過ぎない(189)。したがって、規制消費者信用契約に関する判決も、事件数に比べるとかなり少ないことが推測され、実際にも、先例的意味を持つ判例としてデータベースに登録されている事件数はきわめて少ない。

そこで、以下では、こうした判例の不足を補うため、個人と個別金融機関との紛争解決機関である金融オンブズマン機構(Financial Ombudsman Service)(以下「FOS」という)(190)における解決例を、検討対象に加えることとする。FOSのHP上に公表されているOmbudsman Newsに掲載された紛争解決事例は、判例ではなく、また、FOSの下したありのままの裁定でもないが、現実のケースに広く基づいているとの説明が付されており(191)、この裁定は金融機関を拘束することから、その判断および処理結果は、現実の解決事

例に立脚した判例に近い内容と考えられるからである。

2. CCA 制定初期における裁判所の判断

(1) 最初の裁判例

【判例 1】 United Dominions Trust v Taylor [1980] SLT (Sh Ct) 28;[1980] C.C.L.R. 29 Sh Pr 23-006, 23-007.

1974 年制定の CCA 75 条(1)に関する最初の裁判例と思われるのは、1980 年 **【判例 1】** である。

〔事案の概要〕 金融会社の融資金で自動車を購入した際、販売ディーラーの説明では、「公道で使用するのに適した良い車」とのことであった。ところが、実際には故障が多く、不実表示であったとして、購入者は自動車売買契約の無効、解除を主張し、金融会社による融資契約が使途限定信用・定額信用である D-C-S 契約に該当するとして、融資契約にも無効または解除が適用される旨主張した。争点は、CCA 75 条(1)にいう「供給者に対するのと同じ請求権」の文言が、供給者との契約の無効に基づく請求権を含むかどうかという点にあった。

〔判旨〕 消費者契約法 CCA 75 条(1)における「同様な請求権」の語句は、債権者がローン契約の無効に関する根拠を与えなくとも無効に対する請求権を含む十分な広い意味を持つ。

クレジット（信用）契約の取消しは、売買契約の取消しとして扱われ、クレジット契約の取消しは売買契約に同様な効果を生じる。CCA 75 条(1)は売買契約の取消しが債務者―債権者―供給者契約であることから、双方がそれに関連付けられたクレジット契約の取消しとして取り扱われることを保証している。

〔検討〕 本件では、そもそも自動車の売買契約前における販売ディーラーの中古車の性能・品質についての不実告知が問題であって、CCA 75 条(1)の連帯責任の問題ではなく、売買契約に関する無効の効果がクレジットの無効をもたらすかどうかが争われた事案で

ある。D-C-S 契約であれば、供給者が融資されようとしている取引に関して行う交渉は予備交渉とされ(CCA 56 条(1)(c))、債務者との交渉は、交渉人（この場合は販売ディーラー）が債権者の代理人としての資格で行うとみなすとの規定がある(CCA 56 条(2))。本件では、性能・品質の不実表示があるため、1979 年動産売買法または 1967 年不実表示法により、中古自動車売買契約の取消しが可能と考えられるが、中古自動車の融資契約においても、借入の目的である中古自動車の品質・性能について債権者の代理人として販売ディーラーが不実表示を行った結果、誤認して借入契約をしたとして、取消しが認められるとすることが可能であったと考えられる(192)。

（2） 「不実表示」関する裁判・ADR

1） 裁判所の判断

【判例 2】 Porter v General Guarantee corporation Ltd Howard Baugh & Sons Ltd. [Queen's Bench Division] [1982] RTR 384, [1982] CLR 1.

〔事案の概要〕 原告は、エンジニアであったが、仕事を失い、1980 年 1 月に、小型タクシー用にと Ford Granada（4,375 ポンド）を、自分が保有していたスポーツカーを下取りに出して（下取価格 3,375 ポンド)、差額の 1,000 ポンドをハイヤーパーチェス（12 回払い、金利 16%、月 96.67 ポンド）で購入した。セールスは、「状態が良い車」と説明していたが、実際には当初から不具合が存在した。その結果、納品後も故障があり、債権者（貸主）は、供給者に検査をさせたが、数か所の欠陥が指摘されたため、借主は、3 月初めに解約を申し出、解約の結果、この車は、オークションにおいて 2,600 ポンドで売却された。借主は、自動車の使用目的をタクシーに使用することをセールスに告げていること、8 か月間で修理に 773 ポンド支払っており、下取車と購入した車の 2 台の車を失ったこと、車には適正な品質がなく、また目的適合性もなく、基本的な条件違

反があったとして、債権者に対し、「契約違反」を理由とする損害賠償を請求した。一方、債権者も、供給者に対して、CCA 75 条(2)に基づき負担する損失の補償を請求した。

〔判旨〕 第三者（自動車販売店）のセールスマンが自動車の状態は優良であると表明したことが両当事者の契約の条件と基礎的な条件になった場合に、基礎的な条件に関する表明違反は CCA 75 条(1)により原告に契約の履行を拒否できる権限を与えることになる。

第三者（自動車販売店）の従業員は、第三者における使用人や代理人として、第三者の利益創造のためと原告に車を売却する契約の目的のために行動するが、原告と被告が関連しあうことから、原告と被告の代理人として活動するものであるので、供給者と購入者間の取引に類似する取引においてと被告と第三者間の契約においては彼が第三者の代表者として活動するということを議論すべきである。

ハイヤーパーチェス契約が消費者信用契約ということになれば、1974 年消費者信用法の適用があり、第三者の契約の不履行とその行動が結果として被告に責任を負わせ、損害が生じれば、被告は、CCA 75 条(2)により、その損害を債権者(被告)に対する供給者としての第三者に対して継承させることができる。

原状回復に関する損害として、下取りして売却したスポーツカーの下取り額は 3,375 ポンドであったが、このうち、市場価値としての価格 3,000 ポンドの損害を認めた。これに加えて、間接損害として、自動車保険料 200 ポンドのうちの 50 ポンドと付随的な費用として 84 ポンドを認めた。また、タクシー運転手としての逸失利益として 250 ポンドを認め、合計で 3,384 ポンドと訴訟費用の支払いを債権者(被告)に命じた。また、供給者に対し、債権者(被告)に訴訟費用の支払いを命じた。

【判例 3】 Lutton v Saville Tractors (Belfast) Ltd. and Another. [Queen's Bench Division] [1986] NI 327.

〔事案の概要〕 本件は、試運転やエンジンテストを行わないま

ま、よく走るとの説明を受け、またディーラーから3か月間の修理保証を得て、下取車と引換えに、被告の融資契約（36回払い）で購入した自動車が「商品としての品質」を有しないとして、黙示の条件違反による取消しを主張するとともに、追加主張としてこの車が事故車であるのに、事故による損傷はないと表明したことが不実表示として契約の解除と下取車を含む損害賠償を請求した事例である。

〔判旨〕 判旨は、試運転などを行わないで購入する場合には、1979年動産売買法14条2項における商品の通常の使用目的にかなう性能の黙示的保証があり、これを満たさない場合に損害賠償の責任があるが（同法14条6項）、新品と違い中古車の場合は、買手に知られていない欠陥が含まれており、一般的な基準とすることは難しく、事実と程度の問題で判断すべきであるとした(193)。また、本件自動車については、契約の取消しを求めた時点で、原告が事故についての不実告知を知らなかったという事実は、正当事由があり、取消訴訟中に追加的に主張することを認めた。

また、判旨は、この不実告知が購入意思に重大な影響を与えたことが考えられるうえ、自動車の価格と年式、タイプ、走行距離に対して期待される「商品としての品質」を有していないことから(194)、数か月、4,000マイルにわたり自動車を使用した後ではあるが、数回にわたり修理を求めるなど本件事情の下では、買い手が自動車の完全な受領を行ったとは評価できず、取消権を喪失しなかったと考えられるとして解約を認め、また、損害賠償として、下取車の1,550ポンド、支払い済みの119.61ポンド、牽引費用としての10ポンドの請求を認めた。なお、車の使用をできない「迷惑に対する補償」については、最終的に故障するまでの車を使用したことの使用料と相殺するものとされている。

【判例 4】 Falson v Bowmaker Ltd. [Court of Appeal (Civil Division)] 5 February 1996.

〔事案の概要〕 本件は、ハイヤーパーチェスでディーラーに自動車の購入を申込んで1,800ポンドの頭金を支払っていたが、別のディーラーからも同じ金融会社に契約の取次ぎがなされたため、二重契約としてハイヤーパーチェスが取り消され、自動車の取戻しがなされたことによる金融会社に対する損害賠償を請求した事案である。小型タクシーの運転手だった原告は、週に600ポンドの稼ぎがあり、金融会社はミスを認め損害賠償（逸失利益）として1,800ポンドの保証金に95ポンドの利息をつけて原告に返還していた。しかし、原告はタクシー運転手としての逸失利益を含め108,704ポンドの支払いを求めて提訴しており、原審では、金融機関の交渉人（代理人）とされるセールスマンに対して、原告がタクシー運転手であることを告げていたことから、当事者の予測により合理的に想定しうるという判例に基づき、4週間分の損害を2,000ポンド、利息を1,200ポンドとして、合計3,200ポンドの支払いを命じた。

〔判旨〕 契約を締結したときに契約違反の予想される結果として、収益のいくらかの損失を含み、被告はその損失が継続する限り責任を持たなければならないという予測を含んでいると合理的に推測されるという法のルールはない。

車を使用できないことの不便さ、不快さのような非金銭的損失に対する損害賠償は、契約違反に基づく損害賠償の対象とはならない。小型タクシーをビジネスに使用するための自動車供給については商業用の契約に該当するので本件の下でどのような賠償も適切でなかったとして、控訴審は、原告の商業的利用として逸失利益の請求を棄却した。

【判例5】 Carlisle v Lane (t/a Bromyard Fourwheel Drive Centre) and Another. [Court of Appeal (Civil Division)] 18 July 1996.

〔事案の概要〕 本件は、車の購入契約時にディーラーの購入自動車にかかる製造年と走行距離に関する不実表示があったと購入者

が主張した事例である。

〔判旨〕 購入者は不実表示の立証ができなかったため、裁判所は、解除と損害賠償請求を認めなかった。

【判例 6】 Jarrett and Another v Barclays Bank Plc. and Another. Jones and Another v First National Bank Plc.. Peacock and Another v First National Bank Plc. [Court of Appeal (Civil Division)] [1999] QB 1.

〔事案の概要〕 この 3 件の裁判は、スペインおよびポルトガルのリゾート地に所在する休暇用の住居についてのタイムシェア(timeshare)(毎年の特定時期に排他的に住居を利用できる権限)を、クレジットカードと銀行の融資契約で購入した夫婦らが、販売代理人(Agent)から、利用権の登録と期間利用権の交換制度にも参加でき、また、複合して利用できる施設とスタッフの存在について説明を受けていたが、いずれの説明についても事実ではなったとして、不実表示および契約違反を理由にクレジットカード契約の解除と供給者に支払った総額の損害賠償を求めて、カード会社および銀行をイギリスの県裁判所に提訴した事件の控訴審である。

争点は、EU の欧州裁判条約 16 条には、不動産の権利に関する争いは、当該不動産の所在地を管轄する契約地の裁判所であるとの特別規定があるところ(195)、本件に関して CCA 75 条(1)の適用が受けられるイギリス裁判所に管轄権があるかどうかの点にあった(196)。

〔判旨〕 控訴審判決は、本件は不動産に対する対物的権利そのものについての争いではなく、タイムシェアによる使用期間の問題と権利の補助金に関する紛議であると認定したうえ、欧州条約では、第三者から賃借した不動産に付された用益権リースはこの専属管轄の対象とはならないこと、また、短期間の休暇使用の場合も例外とされていることから、欧州裁判所管轄条約 16 条 1 項の適用はなく、イギリスに裁判管轄があるとし、CCA 75 条の適用に関する県裁判所による正式審理に回された。

2)　金融オンブズマン機構（FOS）の裁定

金融オンブズマン機構(Financial Ombudsman Service: FOS)のホームページ掲載の Ombudsman News に取り上げられた Case Study では、「不実表示」に関する裁定に関しては、以下のものがある。

【裁定 1】 Ombudsman News, December 2001; case studies-using a credit card abroad, 12/14 importing carpets.

〔事案の概要〕　インドで 2 組の絹のカーペットを 2,000 ポンドで購入してクレジットカードで支払った P 氏が、空港で荷物を受け取ろうとすると、輸入税と付加価値税合わせて 600 ポンドの支払いがない限り引き渡せないといわれた。インドの店で購入する際には貨物代金だけが必要で輸入税や付加価値税の支払いは不要だと言われたと抗弁したが、カーペットが欲しかったので、結局 P 氏は支払った。その後、P 氏は、カード会社に CCA 75 条に基づき補償を求めたが、カード会社は、まず供給者を加えて訴訟をすべきと主張し、請求を拒絶した。

〔裁定〕　FOS は、まず CCA 75 条(1)を利用してクレジットカード会社に請求する前に供給者向けに訴訟を提起する必要はないことを指摘した。CCA 75 条は不実表示または契約違反に関してどんな請求権もカバーする。カード会社の自主協定として 1995 年から海外取引についても CCA 75 条が適用されていることを指摘したうえ[197]、供給者はヒースローまでの貨物料金を（ヒースロー空港独自の重量税 30 ポンドを除いて）支払ったこと、付加価値税は負担すると告げていないこと、輸入税の支払いの必要はないと告げたことを認定し、FOS は、260 ポンドの輸入税をクレジットカード会社が支払うべき旨の裁定を行った[198]。

【裁定 2】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/1, card

provider refuses claim made under section 75 for ”misrepresentation”.

〔事案の概要〕 J夫人は、夫と共に数年前に購入した別荘のタイムシェアを売ろうと専門会社に接触したところ、長時間の電話勧誘があり、物件を購入したいという買主を確保しているとして何度も「保証された売買」である旨の説明を受け、そのコストが700ポンドと説明されたので、彼女のクレジットカードで支払った。しかし、その後に受領した契約書は、電話で同意した内容とは違い、「保証された売買」という言葉はなく、タイムシェアを売ることに「努力する」という文書であった。彼女は購入者が確保されていないのなら、取引をキャンセルし、返金をするよう文書で求めたが、契約条項を根拠に拒否された。そこで、J夫人は、カード会社を相手に、CCA 75条(1)に基づき返金を請求した。これに対して、カード会社は、CCA 75条は、書面に記載された不実表示しかカバーされていないとして、これを拒んだ。

〔裁定〕 カード会社は、CCA 75条(1)に基づく請求権が書面上の不実表示に限ってカバーされるという法的根拠を見つけられなかった。逆に彼女が提出した電話の際に手書きしたノートを証拠に「買主を保証する」という言葉を信じて700ポンドを払うことに彼女が同意したということを疑う理由がないことから、FOSは、カード会社に対し、CCA 75条に基づき、J夫人に対して700ポンドの払戻しと不適切な取扱いに対する迷惑に対する補償100ポンドの追加支払を提示した。

【裁定 3】 Ombudsman News, issue 62; June/July 2007case studies, 62/4, disputes involving electronic goods bought abroad using credit card.

〔事案の概要〕 スペインでの休日の初日にJ氏は、カードを使って小売商から電子付属品付デジタルカメラを購入した。しかし、期待したほど良くなかったので、休日最終日に返品して返金するよ

う求めたが、断られた。J氏は、帰国後、不実表示を理由にCCA 75条(1)に基づいてカード会社に返金を要請したが、断られたため、J氏は、2006年の控訴院の判決で、海外取引にもCCA 75条の適用があると主張した。

〔裁定〕 調査の結果、J氏は、2回目に同じ小売商を訪問して別の大きなカメラを買っていたことをしぶしぶ認めた。同じ小売店から後日さらに高価なカメラを購入したことが判明したことから、FOSは、最初のカメラの売買につき、小売商に不実表示があったとは思えないとして、J氏の申立てを拒絶した。

【裁定 4】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/4, consumer claims refund on grounds of misrepresentation by carpet salesman.

〔事案の概要〕 B夫人は、サンプルを見て購入したカーペットが部屋にまったくフィットせず、寄せ集めのように見えることに失望したため、カード会社に対して570ポンドの払戻しを要求した。彼女はショールームで見たサンプルとは著しく異なっており、実際のカーペットとは違うとセールスマンが警告しなかったことについて明確な「不実表示」であると主張した。

〔裁定〕 B夫人から提出された証拠から、カーペットに瑕疵があるとは思えず、カーペットは通常のものであり、パイルについても、特に腰、輝き、感触のほか問題なかった。法律上「不実表示」とは、契約関係に入ろうとすることに影響を与える（言葉であれ、行動であれ）事実に反する正しくない表明をいう。ショールームのカーペットサンプルを見る限り、B夫人が自分の家で実際に敷いたときにフィットするかどうかを十分に考えなかったのではないか。セールスマンがこのような不実表示に警告をすることを怠ったとは思えない。したがって、カード会社にはカーペットのコストに関する責任はないと裁定した。

3)　検討

(a)　「不実表示」の認定基準

まず、どのような態様の不実表示がCCA 75条(1)の適用のある不実表示が対象となるかに関して、**【裁定 2】**は、供給者の書面による不実表示だけでなく、口頭による不実表示、すなわち不実告知についても対象であるとする。

【判例 3】【判例 6】も、同様に、口頭による表明された不実告知を対象にしており、CCA 75条(1)の不実表示には不実告知が含まれるとする。

(b)　「不実表示」の効果

一方、不実表示の効果に関して、**【判例 3】**は、解除のほか、損害賠償も認めている。同判決は、「商品としての品質」に欠け「購入目的に適合」しないことを理由とする契約違反が最初に主張され、その後、事故車でないとの「悪意の不実表示」が事後的に判明した事案である。中古自動車を購入した時の事実関係の調査に基づいて、購入当時に当該自動車が有したとされる機能や品質の実態と、買主が購入時に販売員等の説明から期待した品質内容とに乖離が大きいことに、判定の基準を置いて事実との相違がどの程度あったかという判定を行っている。実際に「商品としての品質」すなわち、購入金額から期待される一般的な商品としての品質に適合していたか、および購入目的である「車両をタクシーの利用に供することができる」ことを満たしているかどうかで、契約の解除の可否を認定したものである。

さらに、同判決は、解除による原状回復に伴う損害賠償として、下取車の返還に代えて、下取価格相当額と支払済みの金員の支払いのほか、現実に原告が支出した牽引費用の請求を認めたが、車を使用できないという「迷惑に対する補償」の賠償請求に関しては、車の使用利益と相殺されるとして、損害賠償を認めなかった。

だが、これに対して、**【裁定 2】**は、「迷惑に対する補償」の賠償請求を認める。**【判例 2】**と**【判例 3】**は、ともに自動車の購入契約

に関するものであるが、購入した物品を利用して何らかの継続的な業務を行うことを予定しているときは、その購入目的が明確であれば、「迷惑に対する補償」や「逸失利益」が大きな金額となり、ケースによっては、金融機関は、与信額を大幅に上回る損害賠償額を負担させられている。

供給者に対しては、商品の品質や目的適合性の保証につき不実表示があった場合に関しては 1967 年不実表示法や 1973 年動産供給（黙示条件）法などで、また、黙示による不実表示があった場合に関しては 1893 年動産売買販売法に基づき、善意の不実表示でない限り、契約を解除して、損害賠償の請求ができる。D-C-S 契約の場合には、供給者が広告や表示に関しては CCA56 条で、金融機関の交渉人とされるので、上記 2 つの判例によれば、金融機関は、債務者の真実の職業や商品の特定の使用目的を知らなくても、不実表示や契約違反の場合に逸失利益の損害賠償リスクを含めた与信リスクを負っていることになる。

なお、**【判例 2】**においては、金融機関が個人であっても、タクシー運転者は、ハイヤーパーチェスの対象としないという扱いをしつつ、申込書面に旧職業が記載され、セールスの際にタクシー事業の開始を告げていたことを理由に、結局営業上の逸失利益を認めている。原告の請求は、やや権利濫用的な請求にも思えるが、金融機関には CCA 75 条(2)で供給者に対する求償権が認められており、問題のある業者はハイヤーパーチェスの取引先から排除することができるのであるから、ハイヤー運転手も個人であり、消費者として保護されている。

しかし、購入自動車が 4,375 ポンド、下取車が 3,375 ポンドであり、差額の 1,000 ポンド（年利 16%）が与信額であった。これに対して、金融会社は、下取車の市場価格 3,000 ポンド、自動車の特別保証 50 ポンド、雑費 84 ポンド、逸失利益として 250 ポンドの合計 3,384 ポンドと訴訟費用の支払いを命じられ、与信額の実に 3.3 倍を超える負担となっている。このような結果に至るのは、融資契約

の対象となる自動車の売買契約だけでなく、同時的に締結される下取契約についても供給者との契約であることから、金融機関に共同責任としての賠償責任が生じるからであろう。

供給者に対するのと同様な請求権を債権者にも認める場合、供給者に求償できないケースでは、**【判例 2】**のように与信額を上回ることになれば、共同責任は、債権者にとって非常に酷な結果となる。したがって、そのような可能性のある販売事業者は加盟店として排除されるケースが増加し、別途事業者との間で紛争を生じることが考えられる(199)。

（c） 「不実表示」の適用範囲

わが国においては、購入者が個人であっても、「営業（事業）のため」または「営業（事業）として」行った契約については、割賦販売法や消費者契約法の消費者としての救済を受けることはできないとされているので(200)、個人事業者に関する逸失利益の割賦販売業者等の責任はもちろん、支払停止の抗弁の問題も原則として生じない。

しかし、イギリスでは、CCA の適用対象は「個人」（制定時においては《Personal》、その後の改正規定では《Individual》）とされているものの、必ずしも自然人には限定されていない。その結果、保護の対象には、パートナーシップが含まれ、個人商店や弁護士事務所等など、2～3 名以内の少人数組織なら CCA 75 条(1)の保護の対象となっている。すなわち、消費者信用法という名称でありながら、わが国の保護対象とかなり異なっているのであり(201)、この点が高額な損害賠償請求を認める事例となって現れているといえよう。

しかしながら、多数当事者型クレジットカード取引においては、他の加盟店管理会社（アクワイアラ）の提携する加盟店を除外することはできない仕組みになっている。したがって、上記のような判例がクレジット取引において続出した場合には、イギリスの金融機関としては、貸付けの対象とする取引から、高額な逸失利益が懸念される商品や、プライバシー侵害や身体・財産的損害に直結しやすい商品の供給契約を除外する方向に働くこととなり、その結果、CCA

75 条(1)により一定の消費者信用取引類型において一種の取引保険的な機能が得られている消費者にとって、不利益が生じる可能性も考えられる。

なお、2006 年消費者信用法の改正では、「個人（Individual)」の定義から事業主が除外され(202)、パートナーシップも 3 人以下の場合に限定された。これは、上記のような小規模事業者との契約における問題点に対する立法的対応の一つと評価できよう。また、同改正法では、消費者信用契約の定義における総与信額の上限額の制限も撤廃されたが(203)、しかし、CCA 75 条(1)に関しては、30,000 ポンドの現金販売価格を上限とする規制が存続している。この点も、損失補償が多額となり、債権額を上回るという不合理に対する一定の歯止めを維持したものと考えることができよう。

（3） 「契約違反」に関する裁判・ADR

1） 裁判所の判断

【判例 7】 Forthright Finance Ltd. v Patel [Court of Appeal (Civil Division)] 3 April 1995

〔事案の概要〕 本件は、条件付販売(conditional sale)で 1984 年 6 月に自動車を購入した被告が、自動車に多数欠陥が生じているとして、同年 10 月に車を返却し、解約を主張したのに対して、金融会社が契約に基づく代金の支払いを求めて、購入者と保証人を被告として県裁判所に提訴した。これに対して購入者が、自動車が「商品としての品質」が欠乏し、「契約の目的」に合致しないことを主張して、解約を求めて反訴を提起した。この訴訟につき、原告は、販売業者の訴訟参加の許可を得たが、手続は実施されず、原告と被告および保証人で責任分担の審理がなされた際にも、販売業者は欠席し、反対尋問がないまま商品としての品質の欠落に関する本訴被告（購入者）の証言が採用されて結審し、原告（金融会社）の本訴請求は棄却され、損害賠償額として 2,490.68 ポンドの支払いを命ずる

反訴請求が認容された。

そこで金融会社は、販売業者が欠席し、その関与なしになされた損害賠償の判決について、法の適用の誤りがあるとして、控訴したのが本件事案である。

〔判旨〕 判旨は、原審における自動車の欠陥についての調査レポートには問題があり、販売業者に反論の機会等がなかったことが重要証拠法の手続等に違反しており、「商品としての品質」についての証拠調べの手続や内容が十分でなかったとして、これらの点を再審理させるため、事件を県裁判所に差し戻した。

【判例 8】 Fiat Auto Financial Services v Mr. Laurence Connelly Snr. [2006] ScotSC 104.

〔事案の概要〕 被告は、2003 年 10 月 27 日にフィアットを販売店から購入し、総額 18,050.60 ポンドのクレジット契約を締結して、2003 年 10 月から 2004 年 6 月まで各月 27 日支払ったものの、それ以降の支払いをしなかった。そこで原告から、2004 年 10 月に債務不履行通知を受け、その後、2005 年 2 月 10 日付で残額の 15,575.52 ポンド全額返還請求を受けた後に、本件訴訟を提起された。

被告は、訴訟において自動車購入に際しハイヤータクシーとして使うつもりと従業員に告げており、従業員から購入の特定の目的に適しているとの説明を受けたが、装備されているはずのエアコン、CD プレーヤー、冷蔵庫は取り付けられておらず、結局有料といわれた。また、自動車には、納品当初からエンジン管理システムとの不調があり、運転はできたけれども、時々不具合が生じ、何度も修理、部品交換を行ったが改善はされなかったために、支払いを停止したとの抗弁し、契約の解除を主張した。この間走行距離は、40,000 マイル以上になっていた。

〔判旨〕 本件では、潜在的欠陥がある車をいったん受領し、解除権を行使せずに、修理を重ね、結局長期間にわたり自動車を使用

し、その走行距離が 40,000 マイルにも達していたことで解除権行使ができるかどうかが争点になったが、裁判所は、購入者は解除権を放棄していないと認定した。そのうえで、販売店側の修理に対する過失や契約違反を認定し、購入者が最終的に車両を拒絶して、販売契約の取消しを認め、CCA 75 条(1)に基づき、クレジット契約についても取消しの請求権が認められた。

2) 金融オンブズマン機構（FOS）の裁定

【裁定 5】 Ombudsman News, March 2001; plastic card, case study.

〔事案の概要〕 商品をクレジットカードで購入したJ氏は、品物が届かなかったので、カード会社にチャージ・バックを申し入れたところ、供給者はすでに廃業していた。そのため、本件においては、カード会社は適切な期間にチャージ・バックをすべきか、また、カード会員にはチャージ・バックについての契約上の権限がないのかが争いとなった。

〔裁定〕 チャージ・バックに関しては、カード会員側に契約上の権限はない。しかし、チャージ・バックシステムは公知の制度であり、本件に関してカード会社はその運用を誤ったとして、FOSは、品物代金に迷惑に対する補償を加算したものがJ氏の損害賠償額として補償されるべきと裁定した。

【裁定 6】 Ombudsman News, December 2001; case studies-using a credit card abroad, 12/15 broken down camper-van.

〔事案の概要〕 R氏は休暇を利用してアメリカへ旅行したが、その際にレンタルしたキャンピングバンが期待に反して狭くて快適ではなく、故障続きであり、散々であった。R氏は、イギリスで保証金を払い、米国で追加金を各々クレジットカードで支払い、残りのレンタル料をトラベラーズチェックで支払った。レンタカー会社は 1,400 ドルを払い戻す旨を約束したが、カードの口座に金は戻ら

なかった。そこで、R氏は、保証金の信用証をカード会社に提示して900ポンドが戻されることになったが、これに対して、アクワイアラであるアメリカの銀行が、チャージ・バックを争った。

〔裁定〕 FOSは、本件はアメリカにおけるクレジットカードの利用ではあるが、銀行業界の海外利用に関する1995年自主協定に基づき請求が可能と考えた。その結果、R氏は、当初のレンタル料のうちいくらかを支払う必要があるとする一方、カード会社に750ドル（500ポンド）を除いた金額を返却すべきとの裁定をした。

【裁定7】 Ombudsman News, issue 31, September 2003; 31/6, holiday package - airline flights cancelled - pre-existing arrangement between travel agent and customer - whether section 75 applied.

〔事案の概要〕 B夫人は、旅行代理店が組成したホリデー包括旅行契約を締結し、クレジットカードで支払った。その包括旅行の一部には、エアラインとアレンジした2つのフライトが入っていた。不幸にもそのエアラインが彼女の休暇前に廃業したため、彼女は別の新しい2つのチケットを購入する羽目になった。

〔裁定〕 FOSは、本件に関して、B夫人と旅行代理店との間にホリデー包括旅行契約があるとの見解を採用し、旅行代理店は、パッケージの一部を構成するチケットの供給に失敗し、契約に違反したと判断した。一方、本件においては、パッケージの供給者（旅行代理店）とクレジットカードの発行をしている銀行との間の事前取り決めの下でのファイナンス関係が存在する。したがって、銀行はCCA 75条(1)の適用がある請求として扱う必要があるとされ、結局、銀行は新しい2つのチケット代金の請求に同意した。

【裁定8】 Ombudsman News, issue 31, September 2003; 31/7, digital TV package customer alleged breach of

contract with credit card company - whether section 75 applied.

〔事案の概要〕 T氏は、デジタルテレビパッケージを購入し、その支払いにクレジットカードを利用した。このパッケージには、有料テレビ会社の12か月分の視聴券が付いていた。しかし2か月後にそのテレビ局は放送を停止した。T氏は、クレジットカード会社に契約違反であることの苦情を申し立てた。彼の苦情は、カード会社に拒否された。

〔裁定〕 FOSは、本件契約の供給者は、テレビの設備と視聴券を引渡し済みであり、契約は満たされていると考えた。供給者はテレビのプログラムの提供まで契約しておらず、契約違反はなく、T氏の請求権は認められない。放送会社との事前の取決めはクレジットカード会社との間に存在しないからである。有料テレビ局の契約違反はCCA 75条(1)でカバーされない。

【裁定 9】 Ombudsman News, issue 31, September 2003; 31/8, customer asks bank to stop credit card transaction - whether bank acted properly paying the retailer.

〔事案の概要〕 C氏は、家具会社にカスタムメイドのドアを2つ注文し、取付けを依頼して、代金はクレジットカードで支払った。2週間後、そのうちの一つのドアを解約し、銀行に対してカード口座から全費用を引き落とさないように頼んだ。しかし、販売店は、C氏が署名した契約を引用してこれを拒絶し、銀行は2つのドア全部の代金を販売店に支払った。

〔裁定〕 顧客によってはカード取引を、個人小切手のように電話で銀行に指示して支払いを止められると勘違いする者がいる。カード取引の場合、一度承認するとその支払いは停止できない。C氏はクレジットカードでの支払いを承認しており、一方、銀行は適切に販売店に支払いを行った。C氏は心変わりをしただけであって、販売店は契約を違反したわけではないので、全額をC氏に請求でき

るとされた。

【裁定 10】 Ombudsman News, issue 31, September 2003; 31/9, customer claims the watch he bought while abroad had been misrepresented as a designer-make-whether customer entitled to refund from credit card company.

〔事案の概要〕 J氏は、休日にトルコに旅行し、そこで金時計を購入した。彼曰く、高価なデザイナーブランドの時計であり、1,000 ポンドをクレジットカードで支払った。しかしながら、帰国後に時計は止まり、修理に 65 ポンドを要した。修理屋は、これは偽物なので、もっと安いということを彼に教えた。そこで、J氏は、銀行に支払った額の差額と修理代を返還するように請求したが、銀行は拒絶したので、J氏は CCA 75 条(1)に基づきクレジットカード会社からの金銭返還を主張した。

〔裁定〕 J氏の主張するトルコの小売商の不実表示には、根拠がなく、証拠がない。デザイナー制作の時計であるとの説明があって購入したとする彼の主張を裏付ける書類は何もなかった。イギリスの修理屋は、この時計が 18 カラットの金でできていることおよび特殊な製作であることは確約している。そこには何ら契約違反はない。もし同じ事件がイギリスで起きたとしても CCA 75 条の適用はない。カード会社は修理代の支払いには同意した。

【裁定 11】 Ombudsman News, issue 62, June/July 2007; case studies, 62/01, dispute over the return of a deposit for a car hire contract.

〔事案の概要〕 M氏は、高級自動車を予約した際、車に損傷なく返還されたときに払い戻される保証金を 1,000 ポンド支払った。彼は問題のない状態で賃借期間の最終日に車を返還したが、1 月内に戻るはずだった保証金 1,000 ポンドは没収された。彼は仮に 1 日

遅れて返却しても契約に基づき1日当たり115ポンドの延滞料を払えばよく、1,000 ポンドも負担する必要がないと争った。しかし、貸主は保証金の返却を拒絶したので、M氏はカード発行者と交渉したが、カード会社はM氏の請求するCCA 75条(1)に基づく責任を受けることはできないと主張した。

〔裁定〕 本件の契約書には、もし車の返却が遅れたとしても1,000 ポンドを没収することを推測させる条項は存在しておらず、契約内容は、車の返却が遅れた場合に、1日につき115ポンドを支払わせることを内容としていた。そこで、FOSは、クレジットカード発行会社（以下「イシュア（Issuer)」という）に対して、CCA 75条(1)に基づき1,000ポンドの払戻しをするように提言し、また、保証金の返還が遅れた点に関して、カードロ座の利息を調整するよう求めた。

【裁定 12】 Ombudsman News, issue 62, June/July 2007; 62/3, dispute involving the quality of workmanship in kitchen refurbishment paid for by credit card.

〔事案の概要〕 H氏は、磨きあげられた御影石でできた高価な調理台（デザイナーズキッチン）を専門店から購入した。しかし、その調理台は切断が貧弱で仕上げが悪いと感じたH氏は、調理台の購入費と設置料をクレジットカードで支払っていたことから、CCA 75 条(1)に基づき返還を請求した。これに対して、カード会社は、調理台の貧弱さは、契約の違反を構成しないとして請求を拒絶した。

〔裁定〕 調理台は、適切なカットがなされず、スペースに収まらずに、一般的な標準に達していなかった。職人が取付ける時に付けた溝や引っかき傷もついていた。FOSは、法的には、価格と説明に応じた満足すべき標準を満たした調理品が供給されるべきであり、契約違反があるとして、カード会社に対し、調理台を適切にするコストとして1,200ポンドをH氏に支払う案を提示した。

【裁定 13】Ombudsman News, issue 75, January/February 2009; 75/3, complaint about furniture bought with 'point-of-sale' loan is referred to the lender when furniture store refuses to help.

〔事案の概要〕 D夫人は家具量販店で「販売時点貸付」の方法で、ソファの三点セットを購入した。販売時点貸付というタイプのローンにもCCA 75条(1)の適用がある。1年後、D夫人は、シートとアーム部分のクッションが平らになっていて、ソファの座り心地が悪いと苦情を言ったが、販売店が取り合わなかったため、ローン会社に接触した。ローン会社は、家具会社に応接セットの調査とレポートの作成を要請したところ、問題はD夫人の利用状況やソファのケアの環境に関係すると報告してきたので、これ以上対応できないと拒絶した。

〔裁定〕 販売店のレポートは客観的に独立したレポートと評価できないとされ、ローン会社は、独立した専門家に新たにレポートを依頼しその費用を払うことに同意した。その結果提出されたレポートでは、夫人のソファセットの品質に対する苦情には是認できるものがあり、また、彼女の家具の管理状態も非常に良好であるとされていた。FOSは、このレポートに基づき、ローン会社に対し、彼女が支払った額を払い戻し、追加的に100ポンドを迷惑に対する補償として払うことを示したところ、双方が合意した。

【裁定 14】 Ombudsman News, issue 78, July/August 2009; 78/1, credit card provider tells consumer to take legal action when retailer fails to deliver a purchase made by credit card.

〔事案の概要〕 M氏は、新しいベッドをショールームで見かけて、クレジットカードを使って450ポンドで購入した。ベッドは4週間以内に配達されるはずが、延期され、6か月待たされたところで、M氏は隣人からそのショールームが閉鎖されていることを教え

られた。連絡がつかないため、カード会社に連絡して450ポンドの払戻しを要求したが、カード会社は、取り戻すためにはまずその家具会社に対して訴訟を行い、判決を得る必要があるといって、少額請求裁判所に提訴することを勧めた。M氏は、すぐにその手続を行おうとしたが、会社の名前や住所がわからず、できなかった。そこで、義理の妹が、再度クレジット会社に交渉したが、家具店に対して承継されるべき請求の証明がないとして受け付けられなかった。

〔裁定〕 本件では、ショールームが閉鎖されており、ベッドをM氏が受け取っていないのは明らかであって、これは契約違反である。CCA 75条(1)では、小売店に対してもカード会社に対してもM氏は請求権がある。一方、CCA 75条に基づく請求の前にM氏がショールームを訴えるべき法的義務はなく、クレジット会社の悪い指示で迷惑とコストが発生している。したがって、カード会社は、450ポンドの返還と支払日にさかのぼった利息の請求、および支出した訴訟的のための経費の払い戻すべきであり、さらに、カード会社の不適切なアドバイスによって、M氏が迷惑を蒙った補償として350ポンドの支払いをすべきとした。

【裁定15】 Ombudsman News, issue 79, September/October 2009; 79/1, consumer attempts to cancel agreement when car bought on hire purchase turns out to be faulty.

〔事案の概要〕 Q夫人は、新ブランドのハッチバック車をハイヤーパーチェスで購入したが、2週間もしないうちに車の屋根から雨水の漏れるのを発見し、これを修理させた。しかし、その後も問題は収まらず3か月の間に5回の修理を重ねたため、賃貸会社に対して、契約の解除を通知した。これに対して、賃貸会社は、ディーラーとの間を取り持ち重ねて修理させると申し出たが、対応は進まなかった。

〔裁定〕 ディーラーから提供された報告書からは、車の屋根には修理できない重大な問題があることが判明した。これは、新ブラ

ンドの車としては、受け入れることができない欠陥であった。FOSは、ハイヤーパーチェスにおいては、車の品質に関しては、ディーラーよりむしろ賃貸会社に責任がある旨を指摘し、契約の解除を認め、利息を付けて支払済みの金銭を返還するとともに、Q夫人が支払った修理その他の費用につき、200ポンドを支払うべきとの提示を行った。

【裁定16】 Ombudsman News, issue 79, September/October 2009; 79/2, consumer asks to cancel loan agreement after discovering major faults in car bought with the loan.

〔事案の概要〕 B氏は、6年落ちの中古車を定額支払ローンで購入したが、2日目に、燃料ゲージとスピードメーターがうまく働かず、空冷ファンはまったく動かないことを発見した。すぐにディーラーに持ち込んで修理したが、以降も水漏れが起こり、燃料ゲージなどが壊れ、ブレーキディスクやシートの問題、燃料の漏れなど修理するのに牽引を必要とするほど危険な状態であり、6月後にはMOT（車検）証明もできない状態になった。ディーラーは別の同様な価値の車との交換を申し出たが、B氏はこれを断り、貸主に車の解約を申し出た。

〔裁定〕 B氏から提供された証拠によれば、車には重大な欠陥があり、ディーラーは合理的期間内にこれを解消することができなかった。このような事情の下では車の交換を断ったことは合理的である。貸主は、この車齢の中古車ともなれば、いくつかの問題点はあると主張するが、この価格でこの車齢の自動車に期待する合理的な期待を超える問題点がある。定額支払ローンにもCCA 75条(1)の適用があるので、貸主はB氏の解約を認め、車を使用できなかった不利益に対しては、その支払部分を払い戻しすることとし、さらに申し出に対する不適切な対応による迷惑に対する補償を200ポンドと評価すべきである。

【裁定 17】Ombudsman News, issue 79, September/October 2009; 79/4, consumer asks lender to pay for repairs when the used car bought with a loan is found to be faulty.

〔事案の概要〕　W夫人は、定額支払ローンで3年落ちの中古車を購入したが､購入したときからエンジンノイズと黒煙が出ており、すぐに燃料インジケーターの整備を要請した。その数週間後に車が壊れ、地方で修理を行い、燃料インジケーターの交換などで合計1,500 ポンドを要した。貸主には、もし修理代を支払うときはあらかじめ貸主の検査を受けなければならないといわれていたが、数か月後に新しい燃料インジェクターが必要となった時に、貸主から電話してもディーラーの返事はなく、自身で何度かディーラーに接触をしようとしても電話が返ってこなかった。その後も、車を使えないと大変不便で、もはや修理を遅らすことができない、少なくとも貸主に修理代を払ってくれるように手紙で苦情を申し述べたが、しかし、貸主は対応せず、ディーラーから、同程度の車齢で同価値の車と交換するとの電話があっただけであった。彼女は今の車に修理して乗り続けたかったが、選択肢はなく、貸主も車の交換に応じる以上は修理代の支払いの用意はないという。

〔裁定〕　本件は、クレジット仲介により行われたが、W夫人が車を購入するために、このタイプのローンを利用したときは、彼女の貸主に対する苦情は CCA 75 条(1)でカバーされる。双方の申し出によると車には多数の欠陥があって売られたことは明確である。FOSは、貸主に対して、このような事情の下では、W夫人に修理費用を支払うべき旨説明し、貸主は、W夫人に修理費用および迷惑に対する補償として 500 ポンドを支払うことに同意した

【裁定 18】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/03, credit card provider misinterprets the financial limits that apply to claims made under section 75.

〔事案の概要〕　M氏は、海峡フェリーの 10 回分のバウチャー

を 220 ポンドで購入した。だが、3 回分使ったところでフェリー会社が廃業したため、4 回目には 102.31 ポンドを払って帰国した。その後残り 6 回分に相当する別の乗船券を 192 ポンドで購入したので、合計 294.31 ポンドが当初のバウチャーに加えて必要になった。バウチャーはクレジットカードで購入していたので、M 氏は CCA 75 条(1)に基づきカード会社に請求権を行使し、カード会社は 8 回分に相当する額（174 ポンド）を払い戻した。しかし、M 氏は 294.31 ポンドを出費していたので、少ない払戻しには納得せず増額を要求した。

〔裁定〕 M 氏が請求に関連してカード会社に提出した書面のコピーによると、フェリー会社からバウチャーを 220 ポンドで購入したのであって、22 ポンドの個別の券を 10 枚買ったのではないことが判る。したがって、フェリー会社は M 氏との契約に違反している。一方、カード会社は、CCA 75 条(1)の下で 294.31 ポンドの損失の責任があることに同意したのであるから、同条の正しい適用がなかった迷惑に対する補償として 100 ポンドを支払うべきである。

【裁定 19】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/5, credit card provider misunderstands the extent of its liability under section 75.

〔事案の概要〕 K 夫人は、親の結婚記念日に、彼女と夫、2 人の子供も加わって、記念旅行としてフロリダに旅行した。6 回のフライトについて合計 2,890.50 ポンドをクレジットカードで支払った。だが、帰国するという時に、乗るべき飛行機が管財人の管理下に入ったため、彼女は、追加で 1,980 ポンドを支払わなければならなかった。帰国後クレジット会社は手続にしたがって 1,349.25 ポンドを払い戻したが、彼女は、エアラインの倒産によって払い戻された額が、帰国フライトのために必要とされた額より少なかったため、未使用金額に対する割合ではなく、全部が払い戻されるべきとしてカード会社と交渉した。

〔裁定〕 エアラインの倒産により、帰国便に関して、別のエアラインから家族が帰るためのチケットを購入する必要が生じた。購入したチケットはリーズナブルなものであったが、CCA 75条(1)に基づくカード会社の責任は、そのエアラインから払い戻される額には限定されない。カード会社はエアラインの契約違反により、カード利用者が合理的に必要となった追加的費用に責任があるから、差額の631.35ポンドを支払うべきである。

【裁定20】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/6, consumer complains that credit card provider only partially met a claim made under section 75.

〔事案の概要〕 A氏夫妻は、アメリカ訪問中に帰国のため予約していたエアラインが、重大な財政危機により全面的な運航停止をすることを知った。彼らは最初のチケットを合計 954.40 ポンドで購入していたが、CCA 75条(1)により 1,130.50 ポンドをカード会社に請求した。彼らは、エアラインの倒産のため、追加的な宿泊費用も含めて、必要的費用が生じたと説明している。カード会社は帰国費用に関連する一部費用の払戻しには同意したが、残額の請求は拒絶した。

〔裁定〕 FOSは、当初の予定より2週間余分に宿泊した必要につき、宿泊に伴う証拠等を要求したが、A氏夫妻はエアラインの倒産による合理的な範囲内の期間の延長であること、および宿泊費については妻の友人の親の所有する個人宅の使用であって、宿泊費は支払ったが領収書はもらえなかったと主張した。しかし、エアラインの倒産は旅行の初期に起こり、2週間も余分にアメリカ滞在する理由がなく、当初の帰国日に別のエアラインで帰国できない明白な理由がない。追加的な宿泊費用や関連費用はエアラインの契約違反とは関係ない。カード会社は追加的なフライト費用を支払うことから、追加的な費用の支払いの責任はない。

【裁定 21】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/8, card provider refuses to consider claim under section 75 until consumer has first pursued the matter direct with the supplier.

〔事案の概要〕 V夫人は、食器会社のウェブサイトを利用して、ディナー用の食器セットを申し込み、クレジットカードで決済した。しかし、その中の2つのプレートが、全体としてはどこか違和感があったため、eメールで供給者にアイテムがマッチした別のものへの交換を頼んだが、売り切れであった。供給者はwebsiteにある別なものを同じ価格の範囲で交換することを提案したが、返金の要求は拒絶した。そこで、彼女はカード会社に対して供給者とのやり取りを示したeメールの写しと、マッチしないディナー用のお皿の写真を送って、返金を要求した。しかしながら、カード会社は、夫人が供給者と十分な段階を踏んだ交渉に失敗しただけであるとして、CCA 75条(1)に基づく責任を認めなかった。

〔裁定〕 FOSは、カード会社に送られたeメールの写しとディナーセット用のプレートの写真から、供給者ないしクレジット会社に対する請求が認められるとし、また、V夫人は、供給者と問題解決のための合理的な段階を踏んだと判断し、カード会社に対して、ディナーセット用品の代金を払い戻すべきことを提示したうえ、食器の回収を望むなら、配達費用を支払って、適切な時間に手配すべきとした。

3) 検討

(a) 「契約違反」の認定基準

(ア) 商品の引渡しの未了

【裁定 5】では、クレジットカードで購入した商品が納品されないとしてキャンセルを要求したもの。クレジット会社はチャージ・バックができることを理由に代金と迷惑に対する補償の支払いが決定された。一方、【裁定 14】では、倒産によりベッドが納品されな

かったが、まず供給者を提訴するように誤った指導をカード会社が行ったため、450ポンドの返金以外に利息と350ポンドという高額の迷惑に対する補償の支払いが求められている。

いずれも、商品未納の段階で状況を把握し、素早い請求停止や返金を行わないと迷惑に対する補償の支払負担や利息負担がクレジット会社にかかり、与信額を超える負担となる可能性が示唆されている。早期解決のインセンティブとなる可能性が考えられる。

（イ）　商品瑕疵

商品瑕疵に関する事案は、①契約を解除して支払済みの代金および修理費や迷惑に対する補償の支払いを受けている場合(**【裁定 13】【裁定 15】【裁定 16】【裁定 17】**)と、②契約を解除して支払済みの代金のみの返還を受けている場合**【判例 8】**(**【裁定 21】**に分かれる。

1994年動産売買および供給法では、1893年法における買主より知り得た目的に合理的に適合する(Reasonable Fit of Purpose)か、また商品としての適正な品質(Merchantable Quality)を備えているかという基準に基づき、動産等の品質が、その動産についてのあらゆる説明、価格その他のすべての関連する状況を考慮して、通常人(Reasonable Person)が満足すべきものと考えられる基準に照らして「十分な品質(Satisfactory Quality)」を有することが黙示的条件とされている。さらに、1994年法では、①問題となる種類の動産が通常そのために給付されるところのあらゆる目的に対する適合性、②外観および仕上がり、③小さな欠陥がないこと、④安全性、⑤耐久性を有することが判断基準として明示されている点が（同法14条2B項)、消費者にとっても、金融機関、クレジットカード発行機関にとっても、重要と解される。たとえばクレジットカード取引で利用されることの多い中古品の通信販売においては、商品の塗装面での傷や部品の一部の欠陥などが、③の小さな欠陥のないことに抵触しないか、あるいは、薬品や子供用玩具など使用方法の説明が十分でなく、④安全性を欠くことなどが黙示の契約の条件違反とされることはないかなどの点が、問題となってこよう(204)。

中古品の小さな欠陥の存在や製品の安全性についての試験結果などの情報を有するとは通常考えられない金融機関にとっては、常に契約の取消しのリスクや予想外の責任が生じる可能性がある。

なお、商品の品質をめぐる争いについては、事案内容の説明から当事者間で事前に数度の交渉が行われた後に、FOSに案件が持ち込まれるのが通常である。FOSに案件が持ち込まれた場合には、オンブズマン規則に基づき、紛争申し立てを受けた金融機関がFOSサービスの利用料(case fees)を負担することになることから(205)、県裁判所の少額訴訟手続を利用することなく早い段階で苦情申立てがなされており、一方、金融機関側も、裁定前に調停案に同意している例が多い。そもそも債務不履行は、商品の未納や役務提供がないなど、事実関係が当事者において明確であることから、FOSの判断も容易と考えられるが、和解が途中で成立しない限り、金融機関は裁定案を受諾するしか途がなく(206)、また、金融機関の利息や迷惑に対する補償等の損害賠償額が付された提示がなされることがあるためであろう。2004年度のFOSの処理状況をみると、裁定前までに約94%が解決に至っている(207)。

（ウ） 役務提供の不履行

役務提供契約については、いずれのケースも旅客運送契約に関するものであり、旅行の途中でその後の役務提供が見込めなくなった場合の代替的な役務提供料をクレジット会社が負担すべきとされている（**【裁定7】【裁定18】【裁定19】【裁定20】**）。

旅客運送には、①供給者がフェリー会社や航空会社のように旅客運送契約の直接の当事者である場合と、②旅行代理店が仲介して旅客運送契約を締結する場合があり、②の場合は、本来は**【裁定8】**（販売業者とは提携関係にない別事業者の実施する有料テレビ放送の実施保証や責任を負わない）場合と同様、旅行代理店は旅客運送の直接の責任を負わないのが通常と考えてよい。しかし、イギリスでは、パッケージ旅行、パッケージホリデイ、パッケージツアー規則(the Package Travel, Package Holidays and Package Tours

Regulations 1992, SI. 19921992/3288)があり、旅行代理店がパッケージ旅行等を販売したときにクレジットカード会社が責任を負うことが明確化されており、これを背景に、①・②どちらのケースでもイシュアの責任が認められている。

往復航空券や回数券の購入は、片道航空券や1回分の乗船券として、個別に利用が可能で、かつ、すでに利用による個別の目的は達しているものの、契約全体の目的を達していないためであろうか、残余の履行に代わる追加的な発生費用が全額購入者の損害として認められている。裁定例ではいずれも、割安な乗船回数券や格安航空券を購入したにもかかわらず、また利用したからこそ倒産等が発生して役務提供を受けられなくなったのに、その履行に代わり、正規の高額な乗船券や航空券の購入代金の補償が認められている。また、いずれの事例においても、カード会社は未提供役務に相当すると考えた差額部分の払戻しを速やかに行っているが、FOS の判断では、追加費用全額が未提供部分の対価と考えられて支払いを要求されている。緊急的な事態であり、時間的な制約があることから、新たな乗船券や航空券の購入において選択肢が少なく、追加的費用が高額となる側面はあると考えられるが、格安航空券、割引回数券に代わる代替的な取引であることを考慮すると最初に購入したものと価格面やサービス面で同一レベルのサービス事業者の提供するサービスを選択すべき利用者の基本的な義務と考えることは許されないのだろうか。

役務提供の未提供に関する債権者の選択する代替サービス代金の弁償による解決は、債務不履行がある場合は、まずは、履行を求めうるとするわが国の民法と異なり、第一次的救済が損害賠償(Damages)とされるイギリスとの違いに起因する発想の差異にあるものであろう(208)。しかしながら、事案においては、同一路線において、他に事業者が存在しないなど、合理的な理由がないまま、高価格なサービス供給者と代替的な取引をすることは権利の濫用とも評価されかねない。したがって、契約価格と債務不履行によって代

替的契約を履行しなければならなくなった時の市場価格との差額を損害とするのが妥当と思われる。

これに関して、**【裁定 20】**の事例のように、エアラインの倒産による代替的な航空券と共に宿泊日数を延長した請求のような濫用請求がFOSの査定により拒絶されているが、特別損害を認定するに当たっては、原告には損害拡大を可能な限り防止（損害回避）することが求められている(209)。このケース以外にも、損害賠償の拒絶事例が多数掲示されていることを見ると、FOSは、特別損害の拡大を回避すべきところを果たさなかった点より、権利濫用を懸念しているのかもしれない。

（エ） 付帯役務・権利の不履行

供給者の付帯的な債務不履行に関しては、棄却事例である**【裁定 8】**が注目に価する。このケースでは、供給者のテレビの販売契約における債務は、テレビジョン設備と有料テレビ視聴券の交付により履行が完了しており、有料テレビ放送について販売業者が供給を約束したものではないとして、損害に関する主張が認められなかった。わが国においては、このような視聴券の交付と視聴サービスの提供は、商品の販売に「付帯する役務」または「付帯する権利」に関する債務不履行として支払停止の抗弁の対象と扱われる可能性がある(210)。

商品の契約時に「販売の条件となっている」役務や付随する権利が存在する場合には、書面に記載して交付すべき義務が課せられていることから(211)、いわゆる「おまけ」でない限り、販売の条件となっている場合は、記載が必要になり、記載されていれば抗弁の対象となりうる。そして、この付帯役務・権利の価値の程度によっては、未提供役務相当額の請求金額の減額または代替的サービスの提供を求められる可能性がある(212)。

しかし、「販売の条件となっている」というのは、供給者と購入者間の売買契約等に関連して取り交わされた別の契約であっても、売買契約等の契約と密接な関係があり、別の契約（条件）がなかった

ら、売買契約等も締結しなかったという関係になければならない。すなわち、当該視聴券が特別な価値を持つ有料テレビのチャンネルに関するものであるとか、テレビの購入の大幅な値引き代わりに交付される価値の高い金券に相当するなどの事情があれば格別、そうでない場合は、「おまけ」としての価値しかなく、売買契約等の締結に影響がないとして、抗弁を認めることはないと考えられる。

イギリスにおいては、供給者と異なる他の供給者（有料テレビ放送業者）と購入者間の取引の問題であり、供給者の契約上の義務とは無関係であるとの判断がされているが、わが国では、「権利」も対象としていることから、権利の実現が売買契約の締結との関係でどのような役割を持っていたかによって判定されるという違いがあるということになろう。

FOSの裁定は、供給者は債権者の代理人であるとして、供給者の契約の条件や表示等の不実表示や契約違反に関する厳格な責任を求めるが、供給者自身が供給や履行に関与できない（事前の取決めの存在しない）者と契約した場合など、供給者のコントロール下にない付帯的なサービスについては、契約の内容や条件として認められていない。この点は、わが国において支払停止の抗弁の認められる基準となる「関連する取引」の内容をめぐる議論の、一つの参考になるように思われる。

（b）　「契約違反」の効果

イギリスにおける「契約違反」の場合の損害賠償の種類に関しては、以下のようなものがあるといわれてきた。すなわち、①契約の目的達成に利用できる他の同種の供給物がある場合の「再調達価格の賠償」（フェリー回数券の残回数相当分の運賃、倒産した格安航空運賃に代わる適正に調達された航空運賃などの請求）、②他からの調達が難しい場合の「価値の差額の補てん」（商品の矯正・回復・復元、置換え・設置、再建設・完成、供給に関する費用の請求）、③債務者が実際に「支出（負担）した費用の返金」（債務者自身が欠陥を修補した費用、補正した費用、修繕費用や修繕の施行のための費用の請

求)、④違反による「迷惑に対する補償」、⑤「返還されるべき金銭に対する利息」である(213)。

一方、この点に関する、上記裁判例ならびにFOSの裁定の立場を見てみると、(i) 代替的な商品・サービスの提供が可能な場合については、上記①「再調達価格の賠償」の請求が認められるほか(**【裁定 18】【裁定 19】**)、これに加えて上記④「迷惑に対する補償」が認められることがある(**【裁定 18】**)。②の差額の補てんはなく、①再調達価格による補てんとなっている。

これに対して、(ii) 製品欠陥の解消が困難な契約違反の場合については、契約解除により、①の再調達価格の補償、②の差額の補てんはなく、③支出した修理費の支払が認められる【裁定 17】。解除に伴う支払済み金員の返金に加えて上記④「迷惑に対する補償」(**【裁定 5】【裁定 13】【裁定 16】【裁定 17】** ⑤「返金額への利息の付加」(**【裁定 15】**) が認められることがある。(iii) 返品に至らない場合については、上記③修理費用など、購入者の支出した関連費用の返金と、上記④迷惑に対する補償が認められている(**【裁定 12】**)。

なお、動産売買法は、購入者が点検のうえ物品を受領した場合には、商品の不適合を理由とする解約を原則的に認めていない。このことから、たとえば中古自動車の事案である**【判例 8】**は、品質の経年劣化が考えられる商品であり、かつ、数か月にわたって自動車がそれなりに使用できた点を顧慮して、供給者側の主張を認め、金融会社の損害賠償済み金額の求償請求を差し戻している。他方、FOSの裁定においては、商品が実質的に必要な品質を満たさず、あるいは購入目的に適合しないため、使用が不能であるか、それとも、修理等により使用が継続できるかに関する現実的な判断をしている。これは、法的な判断よりも、柔軟性を持った個別的な解決を志向するものであって、ADR制度の良い面があらわれているように思われる。

その一方で、イギリスにおいては、前記④「迷惑に対する補償」が、とくにADRにおいて比較的に簡単に認められている印象を受

ける。たとえば、解約に伴い返品が行われている事例でも、苦情申し出に至るまでの間購入した自動車やソファを使用することができているにもかかわらず、使用期間に対する対価の請求が認められず、逆に車を使用できなかった不利益として既払い金の返還や迷惑に対する補償の支払いが決定されている。しかも、その額は、わが国の慰謝料と比較すると、かなり高額であるように見える

（c）　賠償額の高額化

なお、すでに見たように、「不実表示」の事案においても、逸失利益の認定によっては、賠償額が高額化する点が懸念されたが、「契約違反」の事案に関しても、CCA 75条 に特有のリスクとして、同様の問題が生ずる。判例および裁定例では、金融機関に対し修理関係費用、自動車保管費用、自動車保険料の負担が命じられている例があり、さらに、契約違反に関連して支出した修理費用や牽引費用などの諸費用とその利息、迷惑に対する補償が認められている例もある。

わが国におけるクレジット会社や金融機関の負担額は、支払停止の抗弁により、与信額を上限としており、訪問販売など特定商取引法に規定する販売により個別信用購入あっせん契約を締結した場合の取消しに関しても、発生する金融機関等の負担額の上限は与信額である(214)。また、わが国の場合、契約の不履行等に伴う遡及的な解除であれば、原状回復として購入した商品や受け取った代金の返還に伴い商品の使用に伴う利得が認められる場合は、それを調整しないとなると「不当利得」が生じることになる。ソファの事例**【裁定 13】**では、ソファの品質に問題が生じたのは、約1年間使用したのちのことであるので、その間の使用の利益が生じていると思われる。しかし、詳細な調査の下、返還されるべき金銭から1年分の使用料が控除されることなく、既払い金が全額戻された。最初から適切な品質に欠け、商品の目的に適合した使用ができなかった場合の処理としてならば妥当であるが、約1年間使用した後の話としては、わが国では使用収益の部分の解決なしに、全額の返還は認められな

いのではないか。また、中古自動車の解除に伴う損害賠償の場合では「使用できた期間」や実際の「走行距離」という実益と「使用できなかった期間」の損害を購入者の使用目的に当てはめて通算し、利得の程度を判定して、購入者に利得があればこれを控除しなければ、妥当性を欠くようにも考える。取引の当事者である供給者であればともかく、与信した銀行に損害賠償額の上限がなく、与信額を上回る賠償額を負担することになるが、共同責任であること、供給者に求償が可能なことから問題とされていないが、多数当事者型取引で求償が困難な場合に関しては、検討されるべき論点ではないかと考えられる。

（4） 適用除外に関する裁判・ADR

1） 裁判所の判断

【判例 9】 Re a Debtor (No 78 of 2000) [Chancery Division] [2001] All ER (D) 173 (Jul).

〔事案の概要〕 カード保有者夫婦が Charge Card の Switch Card(215)である AMEX の Gold Card を使用して、1997 年 12 月に 2,300 ポンドで商店からカーペットその他の敷物を購入し、期日にその請求を決済した。しかし、新年になってもカーペットは配送されなかったので、配送されない品物の代金は支払わなくてよいと考えて、県裁判所にカード会社へ返還請求を求める訴えを提起したが、Debit Card(216)の発行者に CCA 75 条(1)の責任はないとアメックス側が主張し、却下された。県裁判所では、アメックスとの取引は、クレジットカードとしてではなく、CCA の適用除外とされるチャージカード(217)としての使用であり、請求書到達時点で支払いを拒絶するか、その請求額をクレジットカードで支払えばよかったが、そうしていない以上 CCA 75 条(1)の適用はなく、アメックスに対して、商品の未納により対抗できないとして却下された。そこで、「受け取っていない品物の代金は支払う必要がない」としてエクイティ裁判

所に控訴したのが、本件である(218)。

〔判旨〕 カーペットを注文した夫は、購入の際にカードを所持しておらず、後からカード保有者である妻のカード番号を商店に通知してアメックスの承認を得て決済をしていたことから、デビットカード、チャージカード、クレジットカードのいずれの使用かという問題点が考えられたが、会員規約には、カードの使用を承認した者に係る請求の支払義務の規定があり、利用した 12 月にいったんは支払いを完了していること、承認した覚えのない代金が請求書に記載してあればカード保有者が直ちに支払いを拒否するはずであるが、拒絶はなく、商品が納入されないとの不満は、翌年 3 月まで表明されなかったことなどから、判旨は、本件カード決済に CCA 75 条 の適用がないとして棄却した原審に問題はないとして請求を棄却した。

〔検討〕 商品の未納が供給者の契約違反であることは明確であるが、ほとんど猶予期限のないデビットカードはもちろん、短期利用分を一度に決済するチャージカードについては、CCA の適用が排除されている(219)。本件では、これをエクイティの法理によって救済することができないかが争われたが、しかし、判旨は、すでに異議なく支払済みの場合は、後からその資金を取り戻すことはできないとする。したがって、この場合には、支払済みの資金の取戻しについては、CCA 75 条(1)による救済の方法しかなく(220)、その適用取引には、デビットカードやチャージカードは含まれないということになる。

2) 金融オンブズマン機構（FOS）の裁定

【裁定 22】 Ombudsman News, issue 62. June/July 2007; case studies, 62/2 consumer makes purchase of land in her sole name but using the additional card she was given on her husband's credit card account.

〔事案の概要〕 L 夫人は、不動産保有会社から小区画地を購入

した。開発可能地であるとの説明を聞いて、これを信頼して購入したとのことである。だが、購入手続完了後に、地方政府から、その土地開発計画の許可が得られないということを知った。彼女はクレジットカードを利用して申込金を支払っていたので、価値のない土地の購入コストについてカード会社にはCCA 75条(1)に基づく責任があると考えた。しかし、カード会社はそれを認めなかった。

〔裁定〕 L夫人は、土地を彼女の単独名義で購入契約をし、彼女自身の計画で開発しようとしていた。しかし、彼女は申込金を彼女の夫名義のクレジットカードで支払っていた。したがって、CCA 75条で必要とされる貸主・借主・供給者(D-C-S)のつながりが存在しないとの理由で、FOSは、L夫人のカード会社に対する主張を排除した。

【裁定 23】 Ombudsman News, issue 86, June/July 2010; 86/2, consumer misinterprets the financial limits that apply to claims made under section 75.

〔事案の概要〕 L夫人は、サイプリオットの新興開発地にある125,000ユーロの別荘を購入することとし、5,000ユーロの頭金を2,000ユーロと3,000ユーロに分けてクレジットカードを使って開発業者に支払った。一方、残額の120,000ユーロについては、金融会社が一定条件で融資することになっていたが、契約にサインし、頭金を支払った後に、金融会社が購入価格の60%しか融資できないと言ってきたため、手続を続けることができなくなり、頭金を失った。L夫人は、開発業者が頭金を得るために、金融会社と結託して虚偽の約束をしたのではないかと思い、2つのカード会社に対して概要を話し、開発業者に支払った頭金の払戻しを求めてCCA 75条(1)に基づく請求を行った。しかし、2つのカード会社とも、別荘のトータルコストが、CCA 75条(3)(b)に規定する上限の30,000ポンドを超えていることを理由に、支払を拒絶した。

〔裁定〕 本件では、頭金として支払われた5,000ユーロの払戻

しが争点となっている。しかしながら、L夫人は、頭金相当の何らかの商品を買ったのではなく、別荘を買ったのであって、その別荘の125,000ユーロのうち5,000ユーロを払ったのである。CCA 75条は商品やサービスの現金価格が100ポンドから30,000ポンドの取引に適用される。したがって、125,000ユーロの本件取引にはCCA 75条は適用されない。

3) 検討

CCA 75条に関しては、いくつかの適用除外規定が存在する。

(a) CCA 75条(3)による適用除外

CCA 75条では、CCAそれ自体の適用対象となる取引額の規制とは別に、(3)(b)において、同条の適用を、決済の対象となる商品やサービス等の現金価格が100ポンドから30,000ポンドの範囲内の場合に限定している。ただし、その運用は厳格である。司法は、制定法をできるだけ狭く、かつ厳格に解釈する基本的態度で臨んでいるといわれているが(221)、この点は、ADRにおいても同様であることが知られる（**【裁定23】**参照）。

(b) CCA16条5項による適用除外

一方、CCA16条5項の法律の委任に基づく命令によれば、①定額信用(Fixed Sum Credit)の場合には、支払回数が4回に満たない契約であって12か月以内に支払いが終了する契約のうち、利息その他の手数料の負担がない契約は、CCA 75条の適用されない契約となる。また、②口座信用(Running Account Credit)の場合には、3月を超えない特定の期間に提供されるものであって、各機関で提供される信用を1回で支払う、利子がまったくないか、ほんの僅かの手数料の負担しかない契約については、CCA 75条の適用除外契約となる(222)。**【判例9】**で問題となったアメックスやダイナースカードのように、原則として一定期間内にカード利用額の全額の返済が予定されているカードはチャージカードと呼ばれ、クレジットカードではない。これらのカードについては、商品の未納という明確な

債務不履行の場合でも、クレジットカード会社には（エクイティ上も含めて）責任がないとされている。

（c）　いわゆる「家族会員」をめぐる問題

適用除外をめぐる判断で注目されるのが、夫名義のクレジットカードを使用して、配偶者が供給者と不動産売買契約の代金決済を行ったケースである。上記**【裁定 22】**では、カード取引と不動産売買契約は、それぞれ債務者が異なるから、D-C-S 契約にならないため、CCA 75 条(1)の適用を認めなかった。

わが国では、「家族会員」として会員が指名した家族でカード会社が承認した者が、カード会社からクレジットカードの貸与を受けた場合、その利用代金は本人会員が支払うこととされていることから、家族会員がクレジットカードを使用した場合に、購入した商品等について売主に対して有効な抗弁があれば、会員自身が抗弁権を主張できる(223)。しかし、**【裁定 22】**のように、土地の売買契約が、夫人名義で行われたため、夫人が夫を代理して土地の売買契約を行っていない限り、夫婦別産制との関係で(224)、当該契約に夫が責任を負担することとはならないとされ、CCA 75 条(1) に基づく請求権が否定された例がある。

なお、イギリスでは、1995 年の OFT 報告書において「関連貸主責任――1974 年 CCA 75 条に関する公正取引長官によるレビュー」において二次会員（わが国にいう「家族会員」に相当する）は、一次会員（わが国の会員本人）の代理人として契約行為を行っているものと解釈されるので、一般の代理に関する理論を適用し、一次会員が二次会員の行った購入に関して CCA 75 条(1)に基づく請求権を行使しうる(225)としている。この見解によれば、二次会員は、D-C-S 契約における債務者ではないから、CCA 75 条に基づく債務者ではなく、その請求権は認められないが債務者である一次会員が請求をなすことができるので、わが国と同じ結論となる(226)。

結局、イギリスにおいては、CCA 75 条(1)の適用対象取引とされた場合には、消費者の逸失利益を含めて保護対象とするなど、十分

保護が認められる一方で、適用対象外取引と認定された場合には、保護が認められないという厳格な運用がなされており、ADRにおいても、CCA 75条(1)の類推適用といった柔軟な判定をするものは裁定例を見る限り皆無である。CCA 75条(1)の定める共同責任という効果が、支払停止の抗弁にとどまるわが国とは比較にならないほど、債権者にとって非常に重い負担である点が、厳格な峻別論の背後に控えていると考えられる。

(5) CCA 75条(1)の請求権の消滅時効

なお、上記のほか、CCA 75条 をめぐっては、請求権の時効消滅に関する論点もある。

【判例 10】 Bond v Livingstone & Co.,[Queen's Bench Division], [2001] PNLR 30, QBD.

〔事案の概要〕 本件は、弁護士に対する過失または契約違反についての損害賠償事件の控訴審判決である。原告は、1990年7月末HTCクリニックを訪れ、MRLと契約して、人工毛髪の植毛施術を受けた。MRLは、クリニックを運営する会社NSHTCLのエージェントであった。原告は、8月と9月の施術料を2つの銀行のクレジットカードで支払った。しかし、施術の状態が悪く、何度か再施術したが、失敗し、あきらめて、1993年6月21日に被告である弁護士(solicitor)の法律事務所に相談した。弁護士は、相手方との交渉を行ったうえ、翌年提訴したが(227)、MRLが解散し、NSHTCLに対する訴訟も清算手続に入ってしまい不能となったため、原告は、弁護士に対して本件訴訟を提起した。

〔判旨〕 裁判所は、原告は、少なくとも上記清算手続が判明した1995年10月19日には、CCA 75条(1)に基づく請求権に基づき提訴すべきであったとし、1996年7月の原告の本件訴訟の提起は、人体に対する損害賠償の請求についての3年の時効を経過しているとされた。だが、略式判決では弁護士事務所の過失が認定され、本

件でも人身傷害の損害賠償請求の時効期間についての勘違いは基本的なミスであるとされ、一般損害賠償請求についての専門家責任を判例により検討し、その責任を認めている(228)。

〔検討〕 本件の弁護士に関しては、医療もしくはその類似行為である植毛の失敗に関する医療機関の責任追及のあまり、CCA 75条(1)の適用可能性についての目配りが欠けていたようである。この分野における契約違反の立証が難しいことも影響しているかもしれない(229)。

一方、時効に関していえば、CCA 75条(1)に基づくクレジット会社に対する請求権の消滅時効は、供給者に対して損害賠償の請求が可能となった時点から進行し、原請求権の請求権における消滅時効と同一に扱われている。イギリスでは、一般的な債権の請求権の消滅時効(negative prescription)が6年とされ(230)、当該契約行為を行った供給者でもないカード発行機関が、わが国の商法の消滅時効期間より長期間その責任と負担を負うこととなっている。これは、供給者が清算するなど、支払能力がない場合の買主の救済として手厚いものであるが、反面、金融機関にとっては、負担が重すぎるようにも思われる。本件事案のような役務提供の場合には、効果・効能の判定や人体への侵害が明らかになるまで一定の年月を要することが考えられ、不法行為による場合消費者の権利は、その損害を知った時から権利行使されるので、利用時から比較的長期間が経過した後に係争となる場合があり、供給者が清算されている場合、病院のカルテなどの保存が行われていないケース、取引に関する記録が散逸し、従業員も解雇され、連絡が取れないようなケースでは、契約違反等の主張が供給者の倒産後時間をおいて主張されると、金融機関は反証する手段がない点に懸念がある。立証の面で消費者も難しい面があり、結局裁判が長期化し、係争コストが大きくなる懸念が考えられる。

2008年に採択された「消費者の権利に関する欧州議会および理事会指令」28条では、商品の占有が購入者に移転（危険負担が購入者

に移転）されてから 2 年以内の契約の不適合について事業者は担保責任を負うとし、契約の不適合を確定した時点から 2 月以内に債権者に通知しなければならないとする(CCA28 条(4))規定を設けている。

除籍期間と合わせて、請求権の行使期限をこの指令に基づき、動産売買法等に規定を設ければ[231]、CCA 75 条(1)の権利行使可能期間について明確になろう。役務提供契約についても、役務提供の性質に合わせ、同様の規定が設けられることが検討されるべきではないかと考えられる。

第 5 節　イギリスにおける多数当事者型カード取引

1．問題の所在――2007 年貴族院判決

イギリスにおけるクレジットカード取引の歴史的な展開過程は、①従来の三当事者型に、②クレジットカードを取扱う供給者を募集する業務を行う加盟店管理カード会社（アクワイアラ：Acquirer）が加わり、その後、③国際ブランドの VISA、MasterCard の介在によって、数千万に及ぶ外国の供給者においてカードの使用が可能になり、ネットワークを構成する国際的なクレジットカード取引が出現した。そして、現在では、④VISA、MasterCard のインターチェンジ方式により、ネットワークのメンバーによる四当事者以上の多数当事者間取引により、カード会社を問わず、カードの利用を受け入れる供給者が大幅に増加してきたことで、カード発行会社（イシュア：Issuer）と国内・国外の供給者とは、直接的な加盟店契約関係がないまま、海外でのカード取引が可能となっている(232)。

以上のイギリスの発展過程は、日本と共通する部分も多いが、わが国と同様、国際ブランドの介在する四当事者以上の多数当事者型カード取引が主流となっている今日のイギリスにおいて、議論の対象となったのが、①従来からの三当事者型取引を念頭に置く 1974 年消費者信用法(CCA) 75 条(1)の貸主の共同責任の規定が、四当事者型クレジットカード取引にも適用されるのか、また、②イギリス国外の販売店との間でカード取引を行った場合に、CCA 75 条(1)の規定が適用されるのか、という点であった(233)。

このうち、①の問題は、従来からの三当事者型取引を念頭に置くわが国の割賦販売法の抗弁の対抗という法律構成は、多数当事者型カード取引についても適合的なのかという論点と共通するが、これに対して、②の問題は、わが国においては、議論の対象となっていない論点である。

上記①・②の論点に関しては、債権者と供給者との間に直接的な事前の取決めがない海外のクレジットカード加盟店管理会社（アクワイアラ）が介在している四当事者型取引において、イギリス国外に所在の供給者に「不実表示」または「契約違反」があった場合、債務者は債権者に対して CCA 75 条(1)の適用を主張できるかが争われた判例がある(234)。

（1） 第 1 審

【判例 11】 Office of Fair Trading v Lloyds TSB Bank plc. and others. [Queen's Bench Division Commercial Court] [2004] EWHC 2600 (Comm).

〔事案の概要〕 事柄の発端は、2001 年 5 月と 6 月にイギリス公正取引庁(Office of Fair Trading: OFT)が、①四当事者型取引および②海外取引に関して CCA 75 条 の適用がない旨と表明した金融会社(TESCO Personal Finance Limited)（本件第二被告）に対して、かかる解釈は、EU 指令の違反となり、差し止めの対象となる旨を通知したことに始まる(235)(236)。

これに対して、①・②に CCA 75 条 は適用されないとする Lloyds TSB Bank plc.（本件第一被告）が、法律問題に関する確認訴訟(declaratory proceeding)(237)を申し入れたことを受けて、OFT は本件訴訟を提起し、その後 American Express Services Europe Limited（本件第三被告）が訴訟参加した。

第 1 審の高等法院商事法廷は、争点①四当事者型取引への適用の肯否に関しては、システム参加者当事者間には密接な相互関係が存在し、それがイシュアである債権者と供給者との間の実質的な「取決め」が存在することを推認させるとして、CCA 75 条 の適用を肯定した(238)。

だが、争点②の海外取引への適用の肯否に関しては、CCA 75 条(1)の適用範囲の問題は、国内取引に焦点をあてたクローザー・レポートによって解釈されるべきであり、CCA 75 条(2)の供給者に対する

求償権行使が国内供給者に限られること、海外の供給者に CCA 75 条を適用することは、英国法の域外適用となり、管轄外の供給者を出廷させることは困難であるとの理由で、適用を否定した(239)。

〔図表 2〕　CCA 75 条 の海外取引への適用問題

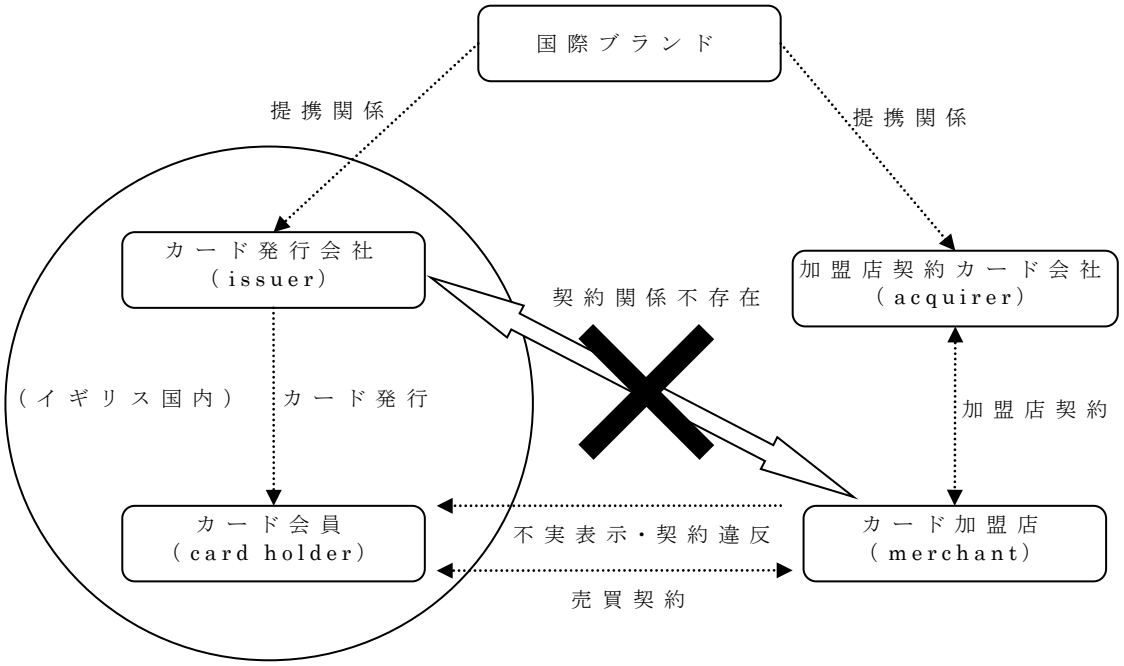

（2）　控訴審

【判例 11】 Office of Fair Trading v Lloyds TSB Bank plc. and others. [Court of Appeal] [2006] EWCA Civ. 268, [2007] QB 1.

〔判旨〕　これに対して、2006 年、控訴院は、上記①、②の論点のいずれに関しても、CCA 75 条(1)の適用を肯定した。

①　多数当事者型取引への CCA 75 条(1)の適用

まず、①の問題に関して、判旨は、次のように説示する。すなわち、接続された貸手責任は四当事者型取引の下で実行された取引にも適用されるかの問題は、クレジットが、顧客が四当事者型取引の下で取引に入ることを可能にするため、クレジットカード発行者によって提供される場合、クレジット契約は、(i)CCA 11 条 (1)(b)の

意味で「使途限定信用契約」となるか、(ii)CCA 12条 (b)の「会員と供給者間の既存の取決めまたは将来を予想して行う取決め」となる。クローザー・レポートには四当事者間取引に関する言及はなかったが、かかる取引を予想していなかったわけでなく、今後の開発によるものも含むことを予定していたと考えられる。また、実際にも、四当事者型取引においても、CCAの規制の根拠とされる共同事業と似たような関係の中で利益が生み出されており、その構造に違いはない。したがって、OFTの主張は支持される。

仮に当事者間の契約関係が四当事者間、五当事者間にわたるものであっても、取引の仕組み・ネットワークの全体からみて、国内取引はもちろん、仮に海外の供給者を含むものであってもCCAの適用のあるD-C-S契約と判断される。そうすると、クレジット会社は、当該クレジットカードが供給業者における代金決済に利用できる仕組みとなっている以上、仮に当該供給業者との直接的な契約関係がなくとも、CCA 75条の責任を負担することになる。

なお、(i)四当事者間取引が「使途限定信用契約」に当たるかどうかの問題については、クレジット契約の目的が、顧客の物品またはサービスの購入に代金を支払う手段を提供する点にあり、間にアクワイアラが介在したとしても、カードのロゴやマークがついた供給者のところに限定して利用ができるのであってその本質は変わらない。

一方、(ii)四当事者間取引が「カード会社と供給者の取決め」に当たるかの問題については、両者の間に事前の取決めはないけれども、結局ロゴなどを表示して受入を用意している旨が表示されていなければカードは使われないので、CCA 187条 (4)により、債権者または供給者自身でなくとも、その一方の提携者（この場合にはアクワイアラ）によって用意された取決めがなされているといえる。

② 海外取引へのCCA 75条(1)の適用

一方、②海外取引への適用問題に関して、判旨は、第1審の判決の援用するクローザー・レポートが、主として国内での適用を念頭

に置いていたことを認めつつも、しかし、海外利用などの、その後の利用状況の変化は、CCA 75 条 の適用を否定する事情変化には該当しないとし、また、求償権に関する CCA 75 条(2)は副次的な規定にすぎないから、求償権の行使が困難であるとの理由で CCA 75 条(1)の適用を制限する解釈は、立法者の意思に反するとして、イギリス国外でのカード利用に関して、CCA 75 条 の適用を肯定した。

（3） 上告審

【判例 12】 Office of Fair Trading v Lloyds TSB Bank plc. and others. [House of Lords] [2007] UKHL 48; [2008] AC 316.

〔判旨〕 上告審では、CCA 75 条 の①四当事者間取引への適用問題は、もはや争われず、争点はもっぱら②海外取引への適用問題となった。

この点に関して、クレジット会社は、海外適用に関して、(i)CCA の制定時において、海外取引に対する適用が明確に予定されていなかったこと、(ii)海外の供給者との間に直接の《Arrangement》が存在しないこと、(iii)CCA 75 条(1)の責任が認められた場合 CCA 75 条(2),(5)は、管轄権の関係で外国の供給者に対して適用されず、立法府は外国人に立法的責任を加えることを予定していなかったことから、債権者は英国の訴訟手続をもって外国の供給者に対して損害賠償請求ができないことを理由に、CCA 75 条(1)は適用されないと主張した(240)。

しかし、2007 年、貴族院は、クレジット会社の主張を退け、5 名の裁判官がすべて、CCA 75 条(1)の責任は国内取引に限定されないとした。その理由としては、クローザー・レポートや CCA 75 条(1)の立法時における議会での議論からは、外国取引を除外する趣旨が読み取れないこと、CCA 75 条(1)はイギリス債務者の保護を目的とする法律であって、法と領土の届く範囲で守られるべきであり、カード会社が外国の供給者で、カード利用を認めるかカードシステム

に参加する場合には、自らCCA 75条(2)について対応するか、あるいはこのようなリスクを抱えたビジネスであることを認識したうえで行動すべきであること等が挙げられている。

このほか、マンス卿(Lord Mance)は、CCA 75条の適用について適用の制限があるとすれば、解釈や適用についての何らかの原則が存在すべきところ、CCA 11条, 12条及びCCA 75条(1)には、域外適用を否定する趣旨が認められないとするOFTの見解は首肯できるとし、また、カード会社がCCA 75条(1)の責任を免れたいのなら、今からでもVISAやMasterCardのネットワークを直接的な契約関係に作り替えることは可能なのであるから、CCA 75条(1)に制限が存在するとの主張には根拠がないとする。一方、ホフマン卿(Lord Hoffmann)は、カード発行者の側では、責任が免除されるか、海外使用が認められるかの選択肢を有しているとし、海外適用が肯定された場合にはCCA 75条(2)の求償権の行使が困難であるとのカード会社の主張に対して、CCA 75条(2)2の規定はCCA 75条(1)によって債権者に与えられたリコースの権利の裏返しと見るべきでないとする。また、ホープ・オブ・クレイグヘッド卿(Lord Hope of Craighead)は、債権者は、外国の供給者に関する問題に関しては、債務者より有利な位置にあることを指摘する。

2. 海外取引へのCCA 75条 の適用の可否

(1) CCA立法時の議論

上記判例におけるクレジットカード会社側の主張にもあったように、CCAの制定された1971年当時は、消費者信用取引としては、銀行等が販売店と提携した三当事者型取引がほとんどであり、国内取引にほぼ限定されていた状態であった。クレジットカード取引額は、現在から比較すると僅少な取扱いであり、海外でも利用できるクレジットカードは、イギリスにはバークレーズカードしか存在していない状況において、クローザー・レポートや議会が、海外のク

レジットカード加盟店を通じた取引にまでCCA 75条を適用するという明確な意図を有していたかは、大いに疑問である(241)。

CCAの制定時における議会での論議を確認すると、動産の供給者が外国の商社など海外に所在する場合についての議論はあったが、その内容は、外国の取引業者が行った取引につき、イギリスの金融機関から資金調達をした場合等であり、主務大臣である通商産業大は、割賦販売協会から意見書が届いていることを明らかにしたうえで、真のクロスボーダー契約を妨げないようにするだけでなく、法案によって与えられた保護を回避することができないことを明確にすることも考慮する必要があると答弁し、海外取引におけるイギリス消費者保護の必要性の認識を示している(242)。

しかし、その一方で、1989年にCCA 16条 (5)(c)に基づき主務大臣が発出した命令(Regulation)では、海外の供給者との取引、および海外における取引事業としての動産またはサービスに関する取引に関連して、彼らの運営する事業につき債務者に信用を供与する契約については、CCAの適用除外契約とされている(243)。また、この時期には、外国にあるリゾートマンションのタイムシェア契約に関して契約違反等があった事案につき、CCA 75条 の適用の可否に関して長い間裁判所が判断できなかった問題も発生している(244)。

なお、こうした問題には、対象取引および係争物に関する準拠法や国際裁判管轄の論点が深く関わっており(245)、当時は、この点に関する法整備が行われていなかったことも、CCA 75条 の責任について、イギリス国外の供給者についてまで適用させることが想定されていなかったことを示す一つの例であるといえないだろうか。

さらに、CCAの立法者は、金融機関の責任回避は、悪質な供給者を排除することで可能であるという前提に立っていたが、海外の供給者が、国内の金融機関と直接的に契約をしなくてもクレジットカードが利用できる多数当事者型のカード取引の場合、国内金融機関は、海外の供給者を国際ブランドの構築した決済システムから直接排除することはできない点も、想定外であったと考えられる。

（2）　従前の ADR における解決状況

なお、前節（第 4 節）で参照した FOS の裁定のうち、**【裁定 1】**および**【裁定 3】**は、上記 2007 年貴族院判決が出る以前の 2000 年時点における、海外でのカード利用に関する事案であるが、FOS は、当時すでに無効となっていた 1995 年の銀行業界の自主協定に基づき(246)、CCA 75 条 の適用を肯定している。これは、ADR だっただからこそ可能な解決といえるが、しかし、一方においてこうした解決が図られている状況下において、判例が、海外取引に関して CCA 75 条 の適用を肯定する素地は、ある程度醸成されていたとも考えられる。

（3）　2007 年貴族院判決の評価

2007 年貴族院判決（**【判例 12】**）が、海外取引につき CCA 75 条(1)の適用を肯定した結果、①海外にある動産やサービスをイギリスのクレジットカードを使用して購入する消費者、②海外にある間に海外の供給者から動産を購入しイギリスの自宅等に配送させる消費者、③電話、通信販売、インターネットによってイギリスの住所に配達されるように海外から動産やサービスを購入するイギリス国内の消費者、④イギリスにおいて、外国の供給者またはそのエージェントと一時的な対面または事前の取引があるが、イギリス国内で取引が完結していない取引を行う消費者の取引について、CCA 75 条(1)の共同責任の対象であることが明確化された。

だが、2007 年貴族院判決（**【判例 12】**）の説示は、説得力のあるものには思われない。先に見た貴族院裁判官の所見は、イギリスの金融機関に国際的なクレジットカード取引のイニシアティブがある場合に成り立つ。しかしながら、イギリスのクレジットカード会社は、国際ブランドのフランチャイジーの一つに過ぎず、国際ブランドがカード利用代金の清算システムにすぎないこと、イギリスの銀行やクレジット会社の置かれた受動的な立場からすれば(247)、かな

りの難題を突き付けた判決と評価される(248)。

おそらく、貴族院裁判官は、イギリスの金融機関としては、イギリスの判例法理が適用もしくは準用される（可能性の高い）アメリカ、カナダやオーストリアなどの国のアクワイアラや供給者であれば、イギリス法に基づく求償権を行使することが可能であると考えているのであろう。あるいは、それ以外の国々であっても、イギリス法に準拠した契約をアクワイアラまたは供給者と締結することは、ビジネスの継続を望む以上、コストと労力をかけても行うべきであろうと考えているのであろう。

しかしながら、このような想定は、イギリスのクレジットカード会社がイギリス国外の供給者と直接提携関係を結ぶことが、VISAや MasterCard のブランドルール上禁止されていることを看過している(249)。また、イギリスのイシュアは、国際ブランドのマークを付与したクレジットカードを発行する限り、海外のアクワイアラの提携する加盟店が行った取引を排除することができない点も(250)、見過ごされているのではないか。

イギリスのイシュアの参加する国際ブランドは、イシュアが自国以外のカード会社（アクワイアラ）や供給者に対して、CCA 75 条(1)に基づく共同責任の負担に関するイギリス独自の負担を要求することを、認めていない。他国のアクワイアラや供給者が、イギリスの貴族院判決を受け入れることは、供給者やアクワイアラがイギリス法の規定を根拠として共同責任を受け入れるのと同様の結果をもたらすことから、自国との法制度と整合していない限り、CCA 75 条(1)の責任を認めて、イギリスのカード会社とアクワイアラとの契約等を締結するインセンティブにはならず、かえって取引を排除する方向にしか作用しないと考えられる。この点において、貴族院裁判官の目算は、見当違いといわざるを得ない。

（4） 今後の展望と課題

航空機網の充実や格安旅行券等の流通により、国民の海外への移

動が極めて容易になり、また、ITの進展によるインターネットを初めとする通信を媒介とした国際取引も日常的なものとなっている。したがって、海外の業者との取引に伴う紛議も国内と同じように発生する可能性が高まっている。

そこで、欧州連合(EU)では、早い段階から消費者取引に関する政策と保護指令を取りまとめ、EU域内の国内法の整備を促すことで、ルールの統一に乗り出している(251)。

1987年消費者信用指令(Council Directive 87/102/EEC)もその一つである。同指令は、域内の取引ルールについての「最低限の平準化」を目指して提案されたものであったが、2002年9月改訂の提案内容は、消費者信用取引における①実効年率の統一、②14日間の無償かつ無条件の信用契約の解除権、③責任ある信用供与～信用情報の利用と分析による与信、目的外利用の禁止、④支払催告の必要性と期限の利益喪失条項、⑤不当な債務取立ての禁止、⑥訪問販売取引における信用契約・担保契約の交渉の禁止となっている。つまり、取引ルールの「完全平準化」を目的としたものに変化している(252)。同指令は、EU加盟国に対して、以上の点につき、加盟国における国内法の整備を求めるものであり、提案内容は、2004年に更に一部修正された後、2008年に「消費者のための信用契約に関する指令(Council Directive 87/102/EEC)」として発令され、そこでは、CCA75条に類似した供給者の債務不履行等に対する債権者に供給者の二次的責任を負担させる提案も行われている。しかし、この指令は、当然ながら、EU加盟国以外の国内法整備に対する強制力はもたない。

人々の地理的な移動が簡易かつ日常的になった現在、カード会員を保有するカード会社（イシュア）は、会員が自国でカード利用を行っているのか、自国で外国の事業者と取引しているのか、海外でカードを利用しているのか、あるいはインターネットを使って外国の業者と取引をしているのかを、直ちに把握することはできない。また消費者のほうも、これらの取引における準拠法をすべて把握し

たうえで、取引を行うことも困難といってよい。

それゆえ、今後も不実表示や契約違反に関して消費者の救済を必要とするケースは一定量発生するものと考えられるので、管轄や準拠法の規定の整備だけでなく、消費者保護規定それ自体の国際的な平準化が、今後も重要な課題となってこよう。

3. 多数当事者型カード取引へのチャージ・バックの適用の可否

前記2007年貴族院判決（**【判例12】**）の説示する、金融機関が権利を守る方策の中には、国際ブランドが構築するクレジットシステムにおける「チャージ・バック(Charge Back)制度」(253)による対応が可能なことが、その考慮の背景にあると考えられなくもない(254)。

【判例12】の事案は、ともにイギリス国内に存在するイシュアとアクワイアラの争いであったので、チャージ・バックを行うか、もしできなくても、CCA 75条(2)の求償権の行使は容易であった。しかし、アクワイアラが海外に所在する場合は、先に見たように求償権の行使が困難であるとすれば、チャージ・バックを行うしかないが、「不実表示」や「契約違反」の内容がチャージ・バック事由に該当しないことが考えられ(255)、その場合は、イギリスのイシュアは、単独で責任を負担せざるを得なくなる。

また、海外取引において、債務不履行や瑕疵などの契約違反がチャージ・バック事由に該当したとしても、その効果は、クレジット取引（売上処理）の取消しに過ぎず(256)、チャージ・バックは損害賠償請求には機能しない。

なお、上記**【判例12】**の事案は、アクワイアラが正式に認めた供給者（正規加盟店）の場合であったが、その傘下に実際に債務者と契約する締結する別の種類の供給者（実供給者）が存在しているときは、チャージ・バックや求償問題は一層複雑になる(257)。

わが国では、印紙・金券など換金性の高い商品や公序良俗に反する商品については、クレジットカード加盟店契約で、取扱いが原則

として禁止されているが(258)、イギリスでは、CCA 75条 の適用により損害賠償請求が膨大となるリスクが存在するため、わが国より厳格に取扱禁止商品等が定められる必要があると考えられる。

しかし、アクワイアラが正式に認めた正規加盟店の傘下に実際に債務者と契約する締結する別の種類の供給者が存在するとしたら、アクワイアラ（金融機関）が有効に、「悪い供給者」を排除できるか疑問である。上記のような多数当事者型カード取引においては、金融機関の知らないところで、供給者と債務者との間で供給契約が締結された正規加盟店を通じて実供給者が資金を受け取ることができるが、正規加盟店として認められない種類の取引を行っている販売業者であれば、当該事業者も正規加盟店もアクワイアラに対してその存在を秘匿する方向にインセンティブが働くからである。

ただし、会員のクレームに基づくチャージ・バックを契機に、その存在が明らかになる可能性があるので、加盟店契約違反等により、事後的な排除の効果が期待できないわけではない。

（1） 判例

【判例 13】 The Governor and Company of The Bank of Scotland v Truman [Queen's Bench Division] [2005] EWHC 583 (QB).

〔事案の概要〕 本件は、自動車の海外輸入業者から頭金をクレジットカードで支払って自動車を購入した 11 名の会員が納車を受けられなかったとして CCA 75条 に基づき、支払済みの金額の払戻しを要求し、11名に対するイシュアがこれに応じてその取引において加盟店契約カード会社(merchant acquirer)(259)である銀行にチャージ・バックを行った結果、その後に生じた加盟店契約カード会社とカード加盟店とのチャージ・バックの清算をめぐる紛争事例である。

加盟店管理カード会社は、カード加盟店契約(Merchant Service Agreement)に基づき、実際の売主である自動車輸入会社によるカー

ド決済を認めていたカード加盟店に支払済金銭の返還を請求した。これに対し、実際に供給契約を締結した者が加盟店の関係者として存在する5者間の契約となる場合にもCCA 75条(2)の適用があるかが争点になった。

〔判旨〕 判旨は、加盟店契約がカード会社と事業者の間の「取決め(arrangement)」として存在すること、加盟店と実際の販売会社との間にagentの関係にあること、会員との契約が使途限定契約であることを認定し、カード利用の実態と銀行の認識から取引のネットワークの全体を見て判断すべきとしたうえ、実際の販売会社とカード会社の間にも「取決め」が存在するとして、銀行の請求を認容した。

〔図表 3〕 【判例 13】の当事者関係図

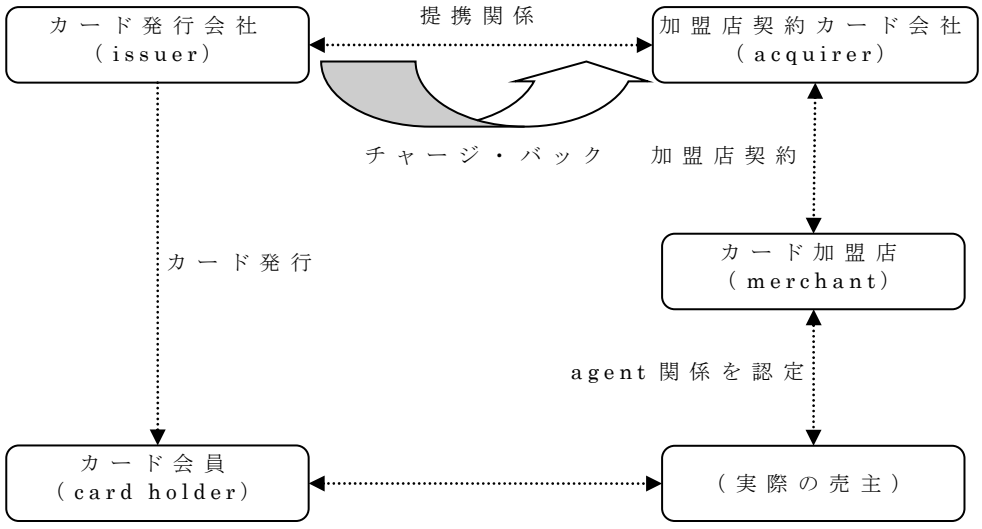

「取決め(Arrangement)」は、債権者と供給者の間だけでなく、供給者の提携者との間にも成立する（CCA 187条 (4)(b)(c)）。すでに触れたように、《Arrangement》は、《Agreement》よりも緩やかな結合関係であって(260)、この点が、本件事案において、供給者と提携者の間の「取決め」の存在が認定された背景にある。さらに、

提携者と更に関係する者（代理人など）が事後的に出現したケースであっても、「事前の取決め」による供給者の提携者とされる。そして、それがクレジットカード取引それ自体の許容・予定しているスキームである以上、カード決済にかかる供給契約について、国内取引についてはもちろん、海外取引においても、CCA 75条 の適用が肯定されることになる。

【判例 14】 Lancore Services Ltd v Barclays Bank plc. [Court of Appeal (Civil Division)] [2009] EWCA Civ. 752; [2009] All ER (D) 241 (Jul).

〔事案の概要〕 本件は、バークレー銀行(Barclays Bank)の発行するカードの加盟店(Lancore)が、アクワイアリング業務を行う資格がないにもかかわらず、第三者の取引を仲介し(261)、台所用品の販売と申告しながら、実際は取扱が承認されないバイアグラなど禁止医薬品やポルノのダウンロード販売を行って報酬を得ていたことが、チャージ・バックを契機に判明した。これに対して、バークレーカードは、チャージ・バックに応じるとともに、カード加盟店契約を終了させたので、最終的に加盟店(Lancore)に対し 190 万ドルの未払いが残ったままとなり、銀行が加盟店(Lancore)から支払請求を受けることとなった事案である。

加盟店(Lancore)は、現時点でチャージ・バックされていない残りのカード利用に係る代金をカード加盟店契約に基づいて銀行に支払を要求し、もし自社に非があったとしても、チャージ・バックは、カード会社に現実の損害が生じたような合理的な時期に限定されるべきあると主張した。

〔判旨〕 加盟店(Lancore)の本件カード代金の支払請求は、加盟店契約に基づいて加盟店(Lancore)自身が提供する動産やサービスの提供ではないことから認められず、また、これは、銀行が違法な取引であると知っていたなら引き受けなかった危険であるとして、銀行に契約違反に基づく恒久的な金銭の保持を認めた。

〔検討〕 同判決の立場は、CCA 75条(1)に基づくイシュアの責任、ひいては権利行使してくるカード利用者への返金等のファンドとして取り扱うことを見越した判断と考えられ、債権者が関知しない四当事者型取引についてのアクワイアラとしてのチャージ・バックに備える目的で、事前求償権を認めるものと評価できる。

しかし、判旨が述べるように、加盟店(Lancore)が「口座貸」もしくは「包括代理店」とした場合に、わが国では、「違法な取引であると知っていたなら引き受けなかった危険」として、「契約違反」により、事前求償が未払い額の全額について、支払い拒否が認められるか、論議を呼ぶところである(262)。

(2) 検討

チャージ・バック制度と(263)、裁定(Arbitration)制度は(264)、国による契約法の違いや、クレジット取引における私法的な救済手段が異なる中で、国際ブランドのルールとして規定されているところの、供給者の問題販売から生じたクレーム処理に関する、イシュアとアクワイアラの間の調整制度である。しかし、この制度は、結果として、消費者の救済制度としても機能している。

MasterCardなどは、イシュアとアクワイアラが米国内に存在するときに限って、連邦法や州法に定めるクレジットカード会社に対する「請求と抗弁」を満たす場合に(265)、チャージ・バックを認めている(266)。一方、州法や連邦法でも、ブランドが加盟クレジットカード会社に遵守を要求しているチャージ・バック制度をもとに、カード利用者のチャージ・バックの権利(Credit Card Chargeback Right)を制定している(267)。

だが、これは、国際ブランドがアメリカ国内に存在し、イシュアもアクワイアラにも連邦法や州法が適用されることが前提となっている。しかし、イギリスのイシュアは、わが国におけるイシュアと同様、加盟店を抱えるアクワイアラに対して、ブランドの制定したChargeback Guidelineの定めるルールに従って対応するしかない。

MasterCard の Chargeback Guide 2009 年版には、チャージ・バック制度では、アクワイアラの提供した取引額を超えて、チャージ・バックすることはできない旨が明記されており(268)、仮にチャージ・バックが認められても、与信額を取り戻すことで満足しなければならない。取引額を超えるチャージ・バックでは想定されておらず、また、チャージ・バック理由以外での理由で損害額を求償することも、カード会社間で特別な契約を締結していない限り、できないからである。これらの点に関して、前記イギリスの貴族院判決(**【判例 12】**)は、どこまで考慮されていたのであろうか。

ところで、MasterCard の Chargeback Guide は、カード会員が国外で取引を行った場合、イシュアに対して、アクワイアラと交渉し、会員のために行動しなければならない旨を定めている(269)。通常ならば、カード会員に対して、チャージ・バック前にカードを受領した商人との接触、交渉して、その状況を記載した書面を提出することが要求されているのであるが、これは海外の取引の場合には、地理的その他の障害があって、カード会員に直接紛議の解決を求めることが困難であるからである。

典型的には、海外において紛失・盗難にあったクレジットカードを利用して、本人に成りすまして不正使用されたようなケースで検討してみよう。この場合、不正利用に遭った会員は、売り上げを承認していないため、紛失盗難の届け出をカード会社に、所定の期日内に行ってさえすれば、支払いをする必要はなく、イシュアは、アクワイアラにチャージ・バックを請求できる。しかし、非対面取引の場合に関しては、国際ブランドが共同策定したセキュリティ基準である PCIDSS (Payment Card Industry Data Security Standard) に準拠したカード番号管理を行い、3D セキュアに対応した本人確認を行っていたなら、アクワイアラおよび加盟店には責任はないとの扱いがなされている(270)。

このような協力が、世界中の加盟店において実現できているのなら、リスクコントロールは可能である。しかし、ヨーロッパでは、

すべてのクレジットカードがICカード化され、これを読み取る端末機が整備されているのに対して、アメリカやわが国では、ICカード化が進んでおらず、したがってICチップを読み取る端末の整備が遅れている(271)。これらのインフラが未整備の段階では、外国の供給者との取引には、リスクを抱えたビジネスとしてのメリットを見出すべきであるとする前記イギリスの貴族院判決（**【判例12】**）は成り立たないように思われる。かかる主張は、海外でのカード利用については、CCAの適用のないチャージカード、もしくはデビットカードに限定し、クレジットカードの利用を控える方向へ導くことにならないだろうか(272)。いずれにしろ、イギリスのクレジットカード会社は、CCA 75条の責任問題につき、チャージ・バック制度だけでは対応できないように思われる。

第 6 節　小括――イギリス消費者信用法からの示唆

1．イギリスのクレジットカード取引の将来

（1）　近時の動向

イギリスのクレジットカード取引の抱える問題点のうち、CCA 75 条 に関する、損害賠償額の上限の不存在等の問題については、1994 年から 1996 年にかけて、OFT により Connected Lender Liability と題する報告書が取りまとめられ、①賠償上限の規定を新設すること、②適用対象金額を引下げること、③債務者(カード会員)の供給者の債務不履行に基づいて取得した保険会社に対する請求権にカード会社が代位することの改正提案がなされた(273)。しかし、この案に関しては、全国消費者協会(National Consumer Council: NCC)などの反対もあって、イギリス通商産業省(Department of Trade and Industry:DTI)は、法改正は見送り、CCA 75 条の共同責任をめぐるクレジット会社サイドからの問題点は解消されないままに終わった(274)。

一方、1986 年 12 月 22 日、欧州委員会(Europe Union: EU)は、加盟国の消費者信用法制の最低限の調和を図る目的で、「消費者信用に関する加盟国の法規定、規則および行政既定の近代化のための理事会指令(Council Directive 87/102/EEC)」を採択した(275)。同指令 11 条(2)は、消費者信用取引において、「消費者が供給者に対して請求を行ったが、自己の権利の満足を得ることができなかった」ときには、消費者に信用供与者に対する請求権を与えるべきとする内容であった。これに対して、イギリス規制緩和特別委員会は、この指令の内容に合わせるべく、CCA75 条の共同責任を二次的責任に変更することを主張した(276)。しかし、この主張に対しては、OFT は共同責任を二次的責任に変更すると消費者の立証の負担が増加するほか、消費者の CCA75 条に基づく請求が供給者の倒産によるものが圧倒的であり、債権者であるカード会社にあまり意味がないことな

どを理由に反対し、ＤＴＩもこれに同調したので CCA75 条は見直しがなされることはなかった(277)。その後 1990 年理事会指令(90/88/EEC)(278)、1998 年ヨーロッパ議会および理事会指令(98/7/EC)による改正が行われている(279)。しかし、同指令は、広告規制や書面の記載、繰上げ返済、年利率表示等に関する最低限の基準について定めたものであり、イギリスの CCA 75 条(1)の見直しに関係する内容ではなかった(280)。

イギリスでは、2006 年消費者信用法を制定して、法律全体の規制対象金額の上限が撤廃され、適用除外契約の内容や行為規制等に関する変更を行ったが、CCA 75 条（1）に関する見直しはなされていない(281)。

だが、その後、2008 年に EU は「消費者信用契約および理事会指令 87/102/EEC 廃止に関する 2008 年 4 月 23 日ヨーロッパ議会および理事会指令(2008/48/EC)」を採択し(282)、これを受けて、2010 年 3 月 28 日、イギリスは《Consumer Credit (EU Directive) Regulation 2010 (SI2010/1010)》を公布した。この見直しにおいて、CCA 75 条 にはじめて手が加えられ、CCA 75 条(3)(c)が新設されて、3 か月以内の期間の支払いであって、利用額の全額が 1 回で支払われる当座信用が CCA 75 条の保護の対象から除外された。また、CCA 75 条 A 条の規定が新設され、特定の動産やサービスのための融資（関連信用契約(Linked Credit Agreement)）(283)であれば、CCA 75 条(1)の対象外である現金価格が 3 万ポンドを超える取引であっても、与信額が 69,260 ポンド以内であれば、債務者が供給者の違反について債権者の責任を請求できることになった(284)。

ただ、CCA 75 条(1)が、供給者の状態や交渉の状況にかかわらず、債権者への請求が可能である「共同責任」を定めた規定であるのに対して、CCA 75 条(1A)の関連信用契約については、供給者が行方不明や倒産等で支払できないときなどに適用される「二次的な請求権」である点が異なる。また、この規定は、クレジットカード取引には、適用がないとされている。

以上のように、いくつかの見直しが行われたものの、CCA 75 条(1)における関連貸主の共同責任規定は、クレジットカード取引に関しては、立法から 40 年を経過してもなお、制定当時のまま存続している状態に変わりはない。

（2） 今後の展望

1） EU 域内の法統一問題

EU では、域内における「完全な調和」を目標としているものの、イギリスのように、販売業者等と与信業者が共同責任を負う旨の国内法を制定している加盟国は存在しない。現状では、先の 2008 年ヨーロッパ議会および理事会指令(2008/48/EC)と異なる国内規定を維持することが容認されているところ、より厳格な強行規定を採用しているイギリスについては、域内に市場に障害を生むことになることが指摘されている(285)。

今日においては、消費者の国際間の移動が容易かつ日常的になり、インターネット取引の拡大などにより、消費者が契約する供給契約の相手方は、イギリス国内にとどまらない状況にある。CCA 75 条 の共同責任の対象となる供給者の範囲は、その供給者の提携先を含み、かつ、債権者の提携者が提携した供給者とその提携者も対象とされており、先述した貴族院判決により、海外取引にも CCA 75 条 の適用が肯定されているから、イギリスのクレジットカード保有者は、世界中のどこでクレジットカードを利用しようが、国内同様に保護を受けることができる。

したがって、ヨーロッパの消費者としては、イギリス法の適用を受けるクレジットカードを利用することが最も有利な保護を享受できる一方、イギリスのクレジットカード発行機関は、世界のクレジットカード機関がクレジット対象取引を拡大し、海外とのインターネット取引、海外でのクレジットカードの利用を拡大する限り、CCA 75 条の適用のある供給者の範囲に伴い、想定外の損害賠償の負担が

生じる可能性がある。

最近では、PayPalなどクレジットカードを媒体として利用する決済会社の登場やスマートフォンを利用した決済アプリを使用する決済代行会社がクレジットカード決済に介入するケースが増えてきており(286)、また、個人事業主や個人間決済にクレジットカードの利用も拡大している。一方では、クレジットカード発行機関からは想定できないさまざまな種類の商品や新しいサービスを提供する供給者が、国際ブランドを利用する新たな種類の決済代行会社等によって、クレジットカードシステムに参加してきている。

しかし、決済代行会社を経由すると、その提携先を確認することが難しくなり、クレジットカード加盟店とは認められない公序良俗に反する取引を行う店舗などを完全に排除することが困難になる可能性が強い(287)。

そうすると、カード会員が利用したサービスの不実表示や契約違反に関して、クレジットカード発行機関が取引の種類自体を予見できず、したがって予見ができない損害が発生する可能がある場合にもCCA 75条(1)の原則通りイシュアの責任として扱われるという悩ましい問題が生ずることとなる(288)。

この点に関しては、消費者と供給者間での決済を仲介するショッピングサイトなどが決済代行会社を利用してクレジットカードによる決済を取扱ったときに、供給者の不実表示や製品の欠陥、債務不履行の責任を最終的にクレジットカード発行機関に負わせるのは、カード発行機関と供給者間の取決めの不存在もしくは、共同事業としての稀薄性からして妥当でなく、利用できる供給者を管理して利益を得ている決済代行会社が負担すべきである、という考え方もあり得る。

そもそも、最終的な供給者にとってクレジットカード決済が可能なのは、イシュアと提携したためではなく、決済代行会社と提携した、もしくは直接加盟店契約を行っている加盟店管理するアクワイアラと提携できたからである。既存のクレジットシステムに供給者

側の委託やニーズに基づいて付加的に、クレジットカード発行機関の意思に反して介入する決済代行会社を経由した場合にも、イシュアにのみ責任が生じ、介在する関係当事者が一切の責任を負担しないことが妥当とは考えられない。そのようなケースでも、イシュア単独の責任となるのであれば、イギリスにおいては、カード発行者のリスクが高まることにより、供給者を選別するよりも、そのコストを会員や加盟店に負担させることも考えられ、健全な供給者や一般の会員がその影響を受けることが予想される(289)。

2) 共同責任の適用問題

CCA 75 条の共同責任については、同一供給者による連続した、または関連する取引について、CCA 75 条(1)の適用のある複数金融機関のクレジットカードや銀行提携ローンが利用された場合に、関係する各金融機関の責任は、どのように分担されるのかという問題については、判例の立場は不明であった。

例えば、複数の供給者による健康食品や薬剤の長期間提供、植毛・脱毛、エステティックサービスなどの複数の施術が実施されているような場合において、その期間内に複数の金融機関のクレジットカード等がそのサービス等の代金決済に利用されていたときに、複雑な問題が生じる。供給者に不実表示や契約違反があって、供給者への責任追及ができる場合に、どの与信行為が実行された時の契約や行為が具体的損害を生じさせたかを厳密に区分できないケースが多いと思われるからである。また、供給者が倒産している場合など、金融機関相互で、その期間・施術等を特定して、どのような基準で責任を分担するかの決定が困難になる。

交通事故の被害者がその後に自殺したような例では、わが国においても、被害者に事故前からの心因的な要因がある場合は、この点が考慮され、損害賠償額の算定に当たって割合的認定がなされる場合があるが(290)、この問題は、供給者サイドの責任の内部的な負担の問題である。クレジットカード会社の責任については、どう考え

るべきであろうか(291)。

また、クレジットカード等だけでなく、供給者しか責任を負うことがない現金や小切手など他の決済手段と合算で決済している場合が含まれている場合、関与したクレジットカード会社は、他の決済に係る部分についても供給者と同じ責任を負うかが問題になる。クレジットカード会社の責任の範囲は、供給者が負担する責任の全てについて共同責任を負うと考えるか、自己の決済に係る部分に限定されて発生した供給者の責任についての連帯責任となるかがまず問題となり、さらに、CCA 75 条 に基づく金融機関全体での共同責任なのか、与信額に基づく割合的負担にとどまるのか、判断は分かれよう。この責任割合に関しては、CCA 75 条 に基づく処理の過程で、関係供給者の一部が破産・清算されているときに、特に求償権の関係で困難な問題が生じる(292)。不実表示や契約違反を行う供給者と提携した金融機関の責任であるとする CCA 75 条 自体の問題ではないものの、信用供与額を超える負担とともに、証明・反証責任を負担させられている点は、大きな課題があるといわざるを得ない。

本件については、今後の研究課題としたい。

3) 請求可能額の制限問題

次に、イギリスにおいては、与信額を超える損害賠償請求が可能であるが、現金やデビットカード、小切手で購入した場合と比較して、消費者が有利な救済を受けられる点について検討する。

クレジットカード会員は、現金の利用者と異なり、クレジットカード会社に年会費を支払っていることに加え、CCA 75 条(1)適用の条件として定額以上の会員手数料を負担していることに、その救済に有利性がある合理性を見出すことができるかもしれない。また、三当事者間取引であれば、1990 年クレジットカード（価格差別）令(Credit Cards (Price Discrimination) Order 1990)3 条、4 条により、加盟店は、その表示をすることで、クレジットカードでの購入価格と現金購入価格に差を設け、手数料の上乗せ(サーチャージ)が

認められている。そこで、現金購入者より不利な値段で購入していると説明されるかもしれない。あるいは、クレジットカード発行機関は、供給者からクレジット取扱いの対価として加盟店手数料を収受しており、これらの収入の一部が損害賠償請求に関する「保険料」として機能しているとみることができるのかもしれない。

しかしながら、四当事者間取引では、クレジットカード発行機関の収入は、年会費と会員の支払う3か月を超える支払猶予の対価たる手数料（利息）にアクワイアラの支払うインターチェンジフィーであり、加盟店手数料の収入はない。CCA 75条 において供給者と契約関係が存在せず、関係が希薄な供給者であっても、供給者の不実表示と契約の責任から金融機関は責任を免れることはできない。しかも、1995年に OFT が賠償請求額を現金価格・与信額以内に制限する旨の改正提案を提示した際の NCC のレポートにおけるアドバイザーへのアンケート内容を見ると、クレジットカード代金の請求書を超える損害賠償請求権が生じていることは珍しくないことが窺われる(293)。

そうすると、かつて CCA の立法過程においてマース卿が懸念していたように、クレジットカードの発行を受けられる者への制限、さらなる手数料面での現金客との差が生じ、クレジットカード会社から与信を受けられる対象者の範囲、クレジットカードの利用できる範囲・加盟店の選別などに影響が生じるのではないだろうか。さらに、同じキャッシュレスの決済手段であるものの CCA 75条の適用を受けないチャージカード、デビットカードとの差異が手数料・利用範囲の面で生じ、クレジットカード取引をさけることが考えられるのではないか(294)。

2. わが国のクレジットカード取引への示唆

さて、以上のようなイギリス CCA 75条の構造・問題あるいは今後の課題は、わが国の今後の消費者保護・クレジットカード取引に

関する法制度の構築に、どのような示唆を与えるであろうか。

（1） 保護の対象取引

第1に、イギリスでは、クレジットカード会社の共同責任を引き受けることになる条件として、保護内容との対価性が明確である点が注目される。

CCA 75条の適用の対象取引は、D-C-S契約とされるが、年会費のほか、3か月を超える支払猶予に対応する金融料の支払いを行う取引に限定されている。金利・手数料の負担がなく、3か月以内に支払いを終えるカードについては、CCA 75条の適用がないことが明確になっており、裁判所の裁判や金融オンブズマン機構(Financial Ombudsman Service: FOS)の実施するADRにおける対応でも、この区別は厳格に行われている(295)。

一方、わが国では、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、ボーナス二括払いは、金利・手数料なしが一般的であるが、現在、2月以内の1回払いを除いて割賦販売法の適用があり、なんらの対価を負担することなく、販売店に対する抗弁により、支払停止が認められる。わが国では、一定期間の支払猶予、すなわち消費者に信用が供与され、それがあるからこそ売買契約を締結するという誘因性があるという視点から、割賦払いと同様に保護すべきであるとして評価されたものと考えられる。

しかし、わが国の割賦販売法規制の整理によれば、2月以内の1回払いに関しても、おなじシステムインフラを利用して、一定期間の信用供与が行われており、支払期間にかかわらず同様の問題が生じるならば、更に短期な支払方法であっても、割賦販売法を適用して、保護すべきとの考えにつながりやすい。事実、そのような意見は、消費者団体に限らず、学説の一部にも以前から散見される(296)。

しかし、そうすると、マンスリークリア専用のカード（アメックスカード、ダイナースカードなど海外ではチャージカードと呼ばれるカード）だけでなく、短期ながらも支払猶予が認められるポスト

ペイ型の電子マネー(297)、クレジットカードに紐ついてチャージできる電子マネー(298)、貸越機能の付いたキャッシュカードによるデビットカードを利用する場合と(299)、クレジットカードを利用する場合の法的保護の格差を肯定する根拠が曖昧になってしまうのではないだろうか。

共同責任を負う場合と支払停止の抗弁を受ける場合とで、その保護の範囲が異なるから、日英の制度を同じステージで論じることはできないが、イギリスでは、3 か月弱にわたって支払猶予を受けていても、金融料の負担がない 1 回払いの取引の場合は、共同責任だけでなく、その他の抗弁も認められていないのであるから、1 回払いが消費者保護の対象外という取扱いはわが国と同じである。

イギリスでは、年会費と加盟店手数料のみに依拠したカードビジネスについては、その決済性に着目して、取引の安定を優先しているものと考えられる。

わが国では、クレジットカード一回払取引は、従来から決済手段として用いられ、現金と同様と考えられているものの、1 回払いでも、2 月を超える与信期間があるものは、信用供与という観点から保護の対象に加えている。わが国でも、消費者保護と取引の安定性の保護の切り分けの基準として、消費者利益と対価性という視点を加えて判定することを検討する必要があるのではないか。

（2） 第三者型取引と多数当事者型取引の相違

第 2 に、クレジットカード取引において三当事者型取引の場合と多数当事者型取引で信用供与者の責任に差を設けることが必要ではないかが問題となる。

イギリスでは、2007 年貴族院判決により、四当事者型が、三当事者型と同じ D-C-S 契約として取り扱うものとされたことから、クレジット産業は大きな問題に直面したと考えられる。四当事者型の典型例は、国際ブランドの介在による海外供給者を当事者に含む取引である。現在、わが国では、海外でのクレジットカード利用は割賦

販売法の適用除外であり、クレジットシステム上も1回払いであるため、海外における決済取引として扱われている。詳しくは、第4章において扱うが、今日においては、四当事者型取引でも、国内に居住するカード保有者が、インターネットを利用して海外の加盟店と取引する例が増加している。一方、今日多くのトラブルが発生しているのは、海外のアクワイアラと提携した国内不良加盟店や、海外の悪質加盟店との取引が混入した多数当事者型取引であり、これは一種の国際取引（クロスボーダー取引）である。

わが国のイシュアは、国内の不良加盟店については、割賦販売法で利用が義務づけられている加盟店情報交換制度（割賦販売法35条の20および35条の21）を利用して、国内クレジットカード会社の加盟店から排除することができる。しかしながら、海外アクワイアラと提携する決済代行会社については、割賦販売法の適用を受けないので、排除されるべき加盟店を確知できず、これを加盟店としてしまうことが考えられ、そうなると、国内加盟店から排除したはずの不良販売店と知らないまま、わが国のクレジットカード保有者が代金決済にクレジットカードを利用する可能性がある。また、わが国のイシュアは、海外の販売店の取引状況を知ることはできず、加盟店契約も存在しない以上、海外販売店との取引を選別することはできない状態にある。

トラブルの原因が、商品未納、サービスの不提供、契約不存在、詐欺、商品瑕疵、請求金額相違などの理由であれば、国際ブランドが設けているチャージ・バック制度により、アクワイアラの責任を追及することが可能であり、ほとんどは、原則チャージ・バックにより解決すると考えられる。しかし、これらのチャージ・バック理由に該当しない理由による抗弁や、チャージ・バック可能期間経過後の抗弁では、海外アクワイアラ経由の取引であり、加盟店契約がないので対処できないこと、1回払いしか利用ができないため、割賦販売法の適用がないことなどの理由で、通常の決済として、現金利用と同様の扱いをせざるを得ないと考えられる。

しかし、最近では、いわゆる「あとリボ」――支払期日到来前の所定の期間までに手続をすれば、リボルビング払いに変更することが可能となる支払方法――が存在する。リボルビング払いは、割賦販売法の適用取引であり、国内取引であるクレジットカード取引は日本法の適用があるから、「あとリボ」に変更した場合にも、割賦販売法の支払停止の抗弁が主張できるという考え方もある(300)。しかし、そうなると、四当事者間取引を決済として単純に処理することが妥当でない部分も生じてくる。この場合に抗弁の主張が認められた場合には、責任を負うのは、加盟店管理ができていないイシュアということになろう。しかし、決済代行会社が介在する多数当事者間取引においては、決済代行会社はクレジットシステムに関与する当事者であり、アクワイアラと同様に、その提携する加盟店から手数料を徴収して利益を享受しており、割賦販売法の適用のある取引に関与している以上は、チャージ・バック以外の責任をまったく負わないというのは許されないように思われる。

この点に関しては、イシュアに対してクレジットカード保有者から正当な支払停止の抗弁事由が提供された場合には、そのクレジットカード保有者の取引を可能にした決済代行会社をイシュアが契約関係でコントロールできていない場合であっても、利得者として契約関係を擬制して、支払停止の抗弁事由の解消義務を負担させ、一定期間内に解消できない場合には、支払済みの立替金等の返還義務を負担させること、もしくは2009年Lancore判決（**【判例14】**）のように、以後の支払いを留保する権利を認めることなどの立法的解決が考えられてよいだろう。

（3） 消費者保護の方法

第3に、クレジットカード取引における消費者保護となる取引対象を拡大すべきか、また支払停止の抗弁だけでなく、イギリスのように消費者の被害の賠償にまで拡大すべきかの問題がある。

わが国では、平成20(2008)年に割賦販売法を改正し、個別信用購

入あっせん取引において、特定商取引法に規定する一部類型の販売方法を採用する販売業者につき、重要事項の不実告知と故意の不告知等を理由に、購入者からのクレジット契約の解除を認める民事規定が創設され、契約の取消しによる既払金の返還が認められる改正を行った(301)。これは、①消費者を保護する必要のある特殊な販売形態をとる販売業者と加盟店契約が締結されていること、②当該加盟店と消費者の売買契約等の都度審査が行われること、③割賦販売法において審査の際の契約内容や加盟店の勧誘方法等の調査義務と販売店の調査協力義務が定められていることから、個別信用購入あっせん業者のリスクコントロールが可能であり、立法としては基本的に妥当といえる。

しかし、クレジットカード取引においては、あらかじめクレジットカード保有者に一定額の与信枠が供与されているため、利用の都度の与信は、与信枠内かどうか、無権限利用ではないかのチェックにとどまり、三当事者型であっても、個別に審査することは、実際的にも、システム的にも、困難であり、多数当事者型では、さらに不可能といっていいであろう。クレジットカード取引では、どこの販売店とどのような種類の契約が締結されるかあらかじめ知ることはできず、当該消費者の意思に従うしかなく、さらに、多数当事者間取引では、加盟店契約が存在しないことから、イシュアとして、販売業者の統制を行うどころか、把握することさえも困難である。にもかかわらず、当該取引の結果責任をイシュアに課すことは妥当ではないと考えられる。

イギリスでは、三当事者間取引であれば、加盟店契約で対処は可能であり、また、問題のある供給者を排除することも可能であるとして、共同責任の規定を創設したが、しかし、多数当事者間取引が増加した現在においては、カード発行者にとって過大な責任が発生する危険性が生じている。

四当事者間取引では、イギリスのカード保有者が、供給者の不当表示・契約違反を追及して損害賠償請求をしようとしても、海外や

遠隔地の供給者の場合には、勝訴してどの程度の補償を得られるかが明確でない場合があり、また、訴訟を行うには弁護士等に委任せざるを得ないため、コストもかかる。そのため、イギリスにおいては、面倒な手間も不要で、コストもかからないイシュアへの請求で済ませることとなる。一方、イシュアの側では、その結果生ずる負担を、結局、加盟店と会員に転嫁することとなる。これでは、イギリス国内の加盟店が本来は海外の供給者が負担すべき責任を反映した加盟店手数料を負担させられてしまうのではないか。また、クレジットカード保有者も、契約違反した国内外の供給者と取引した他の保有者のために、高額なリボルビング手数料を負担させられている可能性が高くなり(302)、結局、高率な金融料、加盟店手数料の負担などとなって、関係当事者にはね返ることになるのではないだろうか(303)。

この問題点は、イギリスにおいて、CCAが立法されてから40年になろうとしている今日まで、クレジットカード取引に関しては、CCA 75条(1)と同様の共同責任やクレジット残高を超える請求を認める立法が、ヨーロッパでもアメリカでも採用されていないことに、現れているのではないか。

この問題は、とかく個別クレジットと同様な態様の、同種の取引である点をもって判断されてきた面があるが、クレジットカード取引の持つ決済機能と対価性、および、三当事者型と多数当事者型の本質的な違いを踏まえた議論が改めて行われるべきものと考える。

(1) Consumer Credit Act 1974, 1974 Chapter 39.
(2) 平成20(2008)年に改正された割賦販売法では、「割賦購入あっせん」は、従来の分割払いに加えて、信用供与期間が2月を超える期間をおいた支払を含むことになり、「信用購入あっせん」と改称されたので、以下では施行時期に応じて用語を使い分ける。
(3) 昭和58(1983)年7月公表の消費者信用産業懇談会の報告書においては、「消費者保護により一層の強化を図るためには、今後、判例、学説等の動向を踏まえ、信販会社と加盟店は、共同責任を明確化する方向でその具体的処置について検討すべきである」とされ、支払停止の抗弁だけでなく、損害の賠償や既払金の返還を視野に入れた検討がなされていた。通商産業省産業政策局消費経済課編『最新版新割賦販売法の解説』(通商産業調査会、1976年)756頁。

(4) アメリカの連邦消費者信用法（Consumer Protection Act）（貸付真実法 Truth in Lending Act）170条の「請求と抗弁」の規定による。このほか、立法の際には、アメリカ1968年統一信用法（Uniform Consumer Credit Act 1968）や、連邦取引委員会（FTC）の Regulation Z、1971年カルフォニア州法等が参照されている。通商産業省企業局消費経済課編『新割賦販売法の解説』（通商産業調査会、1972年）42頁、長尾治助『消費者信用法の形成と課題』（商事法務、1984年）535-540頁、竹内昭夫編『割賦販売法の改正』（商事法務、1985年）155頁〔稲葉威雄発言〕、156頁〔竹内昭夫発言〕、経済産業省産業政策局消費経済課監修『昭和59年改正による最新割賦販売法の解説』（日本クレジット産業協会、1986年）190頁、竹内昭夫『消費者信用法の理論』（有斐閣、1996年）258-260頁、292-309頁参照。なお、昭和58(1983)年10月には「消費者信用問題研究会」（植木哲代表）によるイギリス視察調査が行われた。金子武嗣＝坂東俊矢「欧州の消費者信用法制の研究（3）イギリス（1）」NBL322号（1985年）38頁。

(5) 昭和59(1984)年2月の報告書において、「法的、経済的に弱い立場にある購入者等の保護を図るため……〔中略〕……購入者等は、商品等に係る支払停止の抗弁権を割賦購入あっせん業者等に対しても主張しうるようにする（抗弁を接続させる）必要がある」との提言がなされたことで、信用供与者の責任について、イギリス型の「共同責任」については、見送られることとなった。経産省編・前掲注(3)775-776頁。

(6) 既払い金返還の根拠としては、最終的には「クレジット契約の媒介者である販売店が与信契約締結の勧誘を行っている点に着目し」て、「媒介を委託した者本人が民事上の責任を負って契約の取消の対象となる」とされている（山本豊ほか「（座談会）割賦販売法の大改正――産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会報告を受けて」クレジット研究40号（2008年）22-23頁〔山本豊発言〕、〔吉村直泰発言〕。一方、平成20(2008)年の割賦販売法の改正においては、特定商取引法に規定のある取引類型（通信販売を除く5類型）の取引に個別クレジット契約が用いられた場合につき、特定商取引事業者の重要事項の不実告知などの不適切な契約締結の勧誘を理由として、売買契約等の取消しが認められるときには、その取消しの効果が個別クレジット契約に及ぶとする規定が新設された（割賦販売法35条の3の13、35条の3の14，35条の3の15、35条の3の16）。

(7) 割賦販売審議会における平成18(2006)年6月の論点整理の際には、密接な牽連性等を根拠に売買契約の効力を否定することで与信契約も否定されるとする「共同責任論」と、信義則の違反を根拠とする「損害賠償責任論」の双方の見解が示された。箕輪靖博「割賦販売法改正論議とクレジット取引法の課題」クレジット研究40号（2008年）53頁、吉元利行「割賦販売法の改正内容について」『（第3版）リース・クレジットの法律相談』（青林書院、2010年）491頁など。しかし、翌平成19(2007)年の最終報告書においては、「共同責任論」は排除され、割賦販売法35条の3の13において限定的に責任が連動する仕組みが導入されることとなった。さらに、その後、最判平成23年10月25日民集65巻7号3114頁により、この規定は創設的規定として適用範囲が限定されている旨が確認された。〔本件評釈〕新堂明子『平成23年度重要判例解説』（ジュリ臨増1440号、2012年）62頁、鎌野邦樹・金融判研22号（1953号、2012年）63頁、白井幸夫・金法1972号（61巻12号、2013年）29頁。

(8) 法務省法制審議会民法（債権関係）部会において平成23(2011)年4月12日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点」では、「第5.5 複数契約の解除」、「第32.2（3）複数の法律行為の無効」、「第44.5 抗弁の接続」として、同一当事者間の複数契約に加え、異なる当事者間における複数契約についても、片方の契約の解除や無効が他の契約に影響を与えるべき点について検討された。しかし、平成25(2013)年4月に公表された中間試案では、異なる当事者間の複数契約に関する検討は、いまだ学説の議論が成熟しておらず、最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁以降具体的な立法提案も認められないという理由で、取り上げられなかった。商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013年）137頁。

(9) 昭和59(1984)年改正前後の割賦購入あっせんに関する論稿として代表的なものとして、石田喜久夫「信用取引と消費者――『抗弁権の切断』を巡る一考察」金法1023号（31巻11号、1983年）6頁、植木哲「（特集）消費者信用取引と抗弁の対抗特集①消費者信用取引を巡る抗弁権対抗の理論」金法1041号（31巻29号、1983年）7-21頁、本田純一「（特集・立体解説・割賦販売法改正）改正法にみる抗弁権接続と指定商品に関する考察」月刊クレジット産業59年6月号（1984年）34頁、島田禮介「展望判例法・購入商品の瑕疵とク

レジット会社に対する買主の抗弁権」判タ 513 号（1984 年）69 頁、長尾治助『消費者信用法の形成と課題』（商事法務、1984 年）31 頁、加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第 5 巻・消費者信用）』（日本評論社、1985 年）1-30 頁、101-125 頁、清水誠「割賦販売」『消費者法講座（第 5 巻・消費者信用）』（日本評論社、1985 年）、島川勝＝金子武嗣「立替払契約の抗弁権の切断――高松高判昭 57・9・13 を契機として（上）（下）」NBL271 号（1982 年）16 頁、274 号 37 頁、福永有利＝千葉恵美子「個品割賦購入あっせんと倒産法（上）（下）」判タ 522 号（1984 年）21 頁、529 号 48 頁、千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌創刊 50 周年記念論集Ⅱ『特別法からみた民法』民商 93 巻臨時増刊号（2）（1986 年）280 頁、船越隆司「クレジット契約の法的性質」吉原省三＝岡部眞純編『判例リース・クレジット取引法』（金融財政事情、1986 年）501 頁、山下俊六「連載ショッピング・クレジットの法理論（2）立替払型クレジットの法理論」消費者信用 1983 年 6 月号（1983 年）75 頁、浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護（1）～（3・完）」NBL238 号（1981 年）6 頁、240 号 30 頁、243 号 14 頁、執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義（上）（下）」ジュリ 878 号（1987 年）94 頁、880 号 134 頁など。

(10) 分割払いのできるクレジットカード取引の法律関係を分析した業績としては、吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリ 428 号（1969 年）111 頁が、公刊されたものとしては最初と思われる。なお、分割払いのできないクレジットカードについていえば、銀行系では、昭和 35(1960)年に富士銀行がダイナースカード、昭和 36(1961)年に三和銀行が JCB を、昭和 42(1967)年に三菱銀行がダイヤモンドクレジット、住友銀行が住友クレジットを、昭和 43(1968)年に東海銀行がミリオンカードサービスを設立し、富士、三菱、第一、勧業、太陽、埼玉の各都銀がユニオンクレジットを発足させた（吉原・前掲書・第 1 章第 1 節参照）。これに対して、分割払いのできるクレジットカードは、日本信販がクーポンから切り替えを昭和 41(1966)年 10 月から開始し、昭和 44(1969)年 2 月に切り替えを完了している。風間眞一「誌上 CARD GALLERY・日本のクレジットカードの足跡をたどる（第 2 回）」消費者信用 25 巻 7 号（2007 年）59 頁。

一方、その後の学説においては、竹内昭夫「クレジット・カード取引と消費者保護――信用取引における消費者保護の一側面――」ジュリ 475 号（1971 年）55 頁、清水巖「クレジット・カード販売の実態と問題点――消費者保護の側面から――」ジュリ 645 号（1977 年）55 頁などの論稿がみられるが、いずれも紛失・盗難等の不正使用に伴う会員の責任の問題と不正使用防止についてのカード会社の責任問題が、問題関心の中心にある。また、佐藤一雄『新講現代消費者法』（商事法務、1986 年）293-294 頁では、二当事者カードと三当事者型カードの紹介しかない。

これに対して、三当事者型クレジットカードに関する分析として、堤克彦「アメリカ銀行系クレジット・カードの諸問題」西南学院大学法学論集 10 巻 2-4 合併号（1978 年）59 頁、長尾治助「クレジットカードの性格と消費者保護の緊張関係――購入あっせんの抗弁対抗規定を中心として」NBL313 号（1984 年）6 頁、千葉恵美子「リボルビング式クレジットカードを巡る法律上の問題点」ジュリ 893 号（1987 年）18 頁、加藤良三『クレジット・カード法の研究』（千倉書房、1989 年）、桶舎典哲「第三者与信型消費者信用取引における抗弁権の対抗（1）」志林 90 巻 1 号（1992 年）115 頁、長谷川成海「三当事者クレジット・カード取引――銀行系カードの法的問題」早法 64 巻 3 号（1989 年）1 頁、吉原省三「（Ⅲカード取引）32 取引の仕組み」塩崎勉編『裁判実務体系（第 22 巻・金融信用供与取引訴訟法）』（青林書院、1993 年） 405 頁などがある。

さらに、四当事者が介在する銀行クレジットカードの仕組みに言及するものとして、沢野直樹「クレジット・カードとアメリカ法の展開――クレジット・カードと抗弁の切断（上）」消費者信用 1 巻 2 号（1983 年）103 頁、沢野直樹「クレジット・カードとアメリカ法の展開（上）」金法 31 巻 2 号（1983 年）49 頁、中崎隆『詳説改正割賦販売法』（きんざい、2010 年）174-175 頁、後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書解説編割賦販売法』（勁草書房、2011 年）74 頁、寺川永「消費者法の最前線（15）消費者紛争の個別類型と消費者法（6）複合契約と消費者」法セ 696 号（58 巻 1 号、2013 年）95 頁、日本弁護士連合会編『消費者法講義（第 4 版）』（日本評論社、2013 年）174 頁、中村肇「日本におけるクレジットカード契約の法的性質論――多数当事者間取引の一例として――」クレジット研究所レポート 3 号（2014 年）130 頁、吉元利行「クレジットカード利用者の保護とその限界――海外での利用や関係当事者の増

加に着目して――」クレジット研究所レポート3号（2014年）50頁などがある。

(11) 三当事者取引であれば、消費者とクレジットカード会社、販売店とクレジットカード会社と各当事者間に契約関係があり、この枠組みの下で、消費者と販売店との間で売買契約等が締結され、あらかじめの消費者とクレジットカード会社との約定に基づいて信用供与が行われることになる。しかし、四当事者以上の取引では、消費者と契約するクレジットカード会社と、販売店と契約するクレジットカード会社は別々の会社であり、国際ブランドの介在があってはじめて、クレジットカード会社どうしの取引の清算が可能となっている。国内のクレジットカード発行会社は、海外の販売店との間に直接の加盟店契約はなく、VISA・MasterCard・AMEX・Dinners card・JCBといった国際ブランドと提携して、自社カード会員が海外の販売店で利用した場合に利用代金の清算が可能なシステムを利用しているだけである。つまり、国内クレジットカード発行機関は、海外のクレジットカード発行会社と何らの提携契約は存在せず、また、海外のクレジットカード利用が可能な販売店と、まったく契約関係が存在しない。なお、国内の他クレジットカード発行機関との間には提携関係が存在するが、その加盟店との間には加盟店契約が存在せず、さらに加盟店との間に決済代行会社が介入している場合（五当事者型）もある。

(12) 長谷川・前掲注(10)5頁も、清水巖「クレジットカードの法的構造（1）」法時45巻11号（1973年）174頁を引用し、ガソリン・スタンドの発行する石油カードを「四者間型」として紹介している。また、清水巖「クレジットカードの法的構造（5）」法時49巻1号（1977年）151-157頁は、国際カードを四者間または五者間の取引として分析しているが、しかし、経済的機能については三当事者間カードが一般的に果たしているものと同じとしたうえ、国際取引における代金支払い手段機能を持つ点において、外国為替の一手段とするなど、当時国内で利用ができなかった点を反映した分析となっている。また、千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』を見る視点――契約構造の法的評価のための新たな枠組み」椿寿夫先生古稀記念『現代取引法の基礎的課題』（有斐閣、1999年）161頁も、多数当事者の関与する第三者与信型消費者信用取引を分析の対象としているが、クレジットカード取引特有の問題には言及していない。

このほか、クレジットカード取引に関して、多数当事者が存在し、一部の当事者間に個別の独立した契約関係が複数存在することに着目して、全体を一つのシステムと捉え、システム運営者の付随的義務として捉える論稿として、松本恒雄「電子商取引システムの自己とシステム責任論の展開」NBL385号（198年）6頁や、独立した主体による複数契約を複合的な契約と捉え、その相互依存関係に着目する以下の諸論稿が存在する。北川善太郎「約款――法と現実（4・完）」NBL242号（1981年）83頁、椿寿夫「提携契約論序説（上）（下）」ジュリ846号（1985年）117頁、849号101頁、山田誠一「『複合契約取引』についての覚書（1）（2）」NBL485号（1991年）30頁、486号52頁、河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」磯村保ほか『民法トライアル教室』（有斐閣、1999年）291頁、都築満雄「抗弁の接続と複合契約論――わが国における抗弁の接続の再定位と複合契約法理の構築に関する一考察（1）～（3・完）」早法79巻4号（2004年）107頁、80巻1号131頁、2号（2005年）75頁、寺川永「複合的契約関係の判断構造に関する一考察――『契約関係の継続性』と『契約関係の多数当事者性』に着目して」大阪府立大学経済研究叢書98冊（2006年）6頁、小林和子「複数の契約と相互依存関係の再構成――契約アプローチと全体アプローチの相違を中心に」一橋法学8巻1号（2009年）135頁など。しかしながら、これらの文献は、四当事者を超える多数当事者型クレジットカード取引については、直接の分析対象とはしていない。

(13) イギリスでは、1730年に、バーレー卿が輸入商品の信用販売に関する制限をしたとの記録や、家具等の週毎の分割払いでの販売の広告記事が残されており、18世紀後半の産業革命により、生産のための道具の信用販売が認知・利用されていたことが知られる。通商産業省産業政策局消費経済課監修『消費者信用統計'78』（日本割賦協会、1978年）245頁。

一方、イギリスの国民所得に対する消費者信用残高の比率は、1950年代後半において、アメリカの約8%に次ぐ3%を占めており、西ドイツ、ベルギー、オランダの約2%、フランスの約0.5%を上回っていた。藤田正次「わが国における割賦販売の現状と諸問題」ジュリ191号（1959年）19頁。また、第2次世界大戦後に消費者信用の利用の増大が景気過熱によるインフレを引き起こすなどの懸念が生じ、金融引き締めの観点から、1961年まで数次にわたって、自動車・家電用品・家具などの耐久消費財に対する頭金の必要割合と賦払信用の返済期間の制限（賦払信用条件の規制）、借入と株式発行による資金調達規

制が行われており、その結果、消費者信用の利用は抑制されていた。今井信二「英国における消費者信用規制」同志社商学 13 巻 3 号（1961 年） 307 頁。

(14) 通産省産政局消費経済課監修・前掲注(13)118 頁「第 14 表」「第 15 表」「第 16 表」（日本割賦協会、1979）による。円貨換算には当時の為替相場の固定レート 1,000 円を採用した。

(15) もっとも、わが国においても、個人事業者と中小零細法人向けの販売信用、法人カードの利用状況美も消費者信用統計の取扱高や残高に含まれている（たとえば通産省産政局消費経済課監修・前掲注(13)など）。しかし、わが国では事業者向け販売信用の多くはリース会社の割賦販売として扱われ、販売信用統計ではその区別がなされていることが多い。

(16) クレジットカードの発行枚数については、Nilsson Report Apr. 1978 参照。クレジットカード売上高に関するイギリスのデータについては、『イギリスにおけるクレジット市場』（全国信販協会、1992 年）64 頁掲載のイギリス中央統計局「月刊統計ダイジェスト」「ロンドン・スコットランド銀行委員会資料」参照。なお、消費者信用編集部編『欧米に見るカードリテール業務の革新――1988 年欧米リテール金融視察団報告』（きんざい、1988 年）156-158 頁によれば、1988 年時点では、アクセスカード（最大手のバークレイズ銀行に次いで業界第 2 位）の 1987 年実績は、カード会員数 11,562,000 人、カード売上 82 億 8,500 万ポンドであり、マーケットシェアの約 45%を占めているとされているので、1987 年当時約 184 億 1,000 万ポンド程度の取り扱いがあったものと推測される。当時の為替レートを 1 ポンド＝240 円とすると 4 兆 4,184 億円である。

(17) 長尾治助「諸外国の消費者信用法（2）――イギリス」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第 5 巻・消費者信用）』（日本評論社、1985 年）310 頁に、Office of Fair Trading[hereinafter *OFT*], *Consumer Credit Survey 1977,* NOP Market Research limited, 1979 の調査が紹介されており、信用形態の利用調査では、1969 年にはハイヤーパーチェスが 49%と最も利用されていたが、1977 年の調査では 38%に減少している。一方、この時点におけるクレジットカード取引は、テレビレンタル（45%）、ハイヤーパーチェス（38%）、メールオーダー（38%）、銀行個人ローン（17%）に次いで 5 番目（14%）で、銀行当座貸越（10%）、小売店予算勘定（10%）よりわずかに利用度が高い程度であった。

(18) ハイヤーパーチェスは、わが国の「個別信用購入あっせん」と経済的には類似するが、法的構成は大きく異なっているため、以下では、クレジットカード取引と関連する部分についてのみ取り上げることとする。

(19) F.R.オリバー著・小峯勝美訳『割賦信用論』（世界書院、1961 年）124 頁、矢島保男『消費者金融論』（東洋経済社、1963 年）265 頁参照。なお、月賦販売については、早くからパリのデュファイエル商会が採用していたようである。佐野豊＝藤本具興『割賦販売契約の仕方活用の仕方の法律知識』（育英堂、1963 年）15 頁。これがフランスに留学した一女史によってアメリカにもたらされ、1807 年ニューヨークの Cowperthwaite and Sons 商会が、家具に月賦販売方式を採用した。小西清治「欧米における割賦販売制度と法律上の問題点」ジュリ 191 号（1959 年）26 頁。Cf. Lewis Mandell, *The Credit Card Industry: A History, (Twayne's Evolution of Modern Business Series)*, Twayne pub., 1990, 14.……〔邦訳〕根本忠明=荒川隆訳『アメリカクレジット産業の歴史』（日本経済評論社、2000 年）50 頁。ただし、割賦販売の起源に関しては、異説も存在する。オリバー(小峯訳)・前掲書・119 頁参照。

(20) 《Wagon Company》とは、金融会社(Finance Company)の一種であり、自らを割賦金融会社（finance house）とか、興業銀行（industrial bank）と称していた。Cf. Gordon BORRIE & Aubrey L. DIAMOND, *The Consumer, Society and the Law*, Allen Lane the Penguin Press LTD., 1981 161-162.……〔邦訳〕G.ボーリー＝A.L.ダイヤモンド著・新井正男＝池上俊雄訳『〔新版〕消費者保護――イギリス法の歩み』（中央大学出版部、1990 年）166-167 頁。これらの金融会社は、銀行とは密接な関係があるが、国の銀行システムには属しておらず、割賦販売による信用供与の大部分を担っていた。通産省産政局消費経済課監修・前掲注(13)328 頁。1860 年代に設立された North Central Company, British Wagon Company などに倣い、小売商、卸商、製造業者などが設立したとされる。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)30 頁。また、一般の割賦金融機関では、1877 年の市職員相互家具購買組合(Civil Service Mutual Furnishing Assent)が最初とされる。通産省産政局消費経済課監修・前掲注(13)245 頁。

(21) A. P. DOBSON, *Sale of Goods and Consumer Credit*, 4th ed. Sweet & Maxwel, 1989,327. 小峰勝美「イギリスの消費者信用社会と法制度」クレジット研究 5 号（1991 年）52 頁以下……〔所収〕『クレジット法研究』（第一法規、1998 年）

166-168 頁。なお、当時のハイヤーパーチェスには、金融会社が融資する方法として当事者の振り出した約束手形の裏書譲渡により行うもの、売主の契約上の債権の譲渡を受けるもの、小売商との間に在庫を買い受けて行うものなどの方法も存在したようであるが、最も一般的なのがこの方法であった。人見康子「Hire‐Purchase の若干の問題――特に三者間の契約を中心として」慶院 42 巻 3 号（1969 年）192 頁。

(22) 商品等の賃借人が賃料を何回か支払った後、その商品を買い取る選択権を行使すると所有権が賃貸人から賃借人に移転する形態の取引。法律構成の違いはあるが、所有権留保条件付売買や割賦販売と同様の経済的効果がある。田作朋雄『イギリスのワークアウト――債権回収と倒産処理』（近代文芸社、1998 年）152 頁。この法形式に関する最も古い資料として、1821 年の「購入を前提とする物品借受け契約書」がある。通産省産政局消費経済課監修・前掲注(13)245 頁。この法形式は、最終的には売買となるが、取引が完結するまでは未払いの危険を物品の引揚げにより担保することができるよう、賃貸借の形式が取られており、賃借料は、物品価格を上回るように設定されている。なお、返済期間は様々であり、6 か月から 4 年程度まで設けられていた。支払いは月払いが通常とされるが、週払いもある。Cf. OFT, *supra* note (17), at 41-43. なお、このような迂遠な割賦販売契約が採用された背景には、金利付の貸付が、古代ギリシャ時代から宗教的な理由で原則として禁止されており、例外的に許される場合であっても、高利の貸付が長い間禁止されてきた歴史も影響している。F.J. ラブリュイエール＝R.M.ヘルピ共著・アコムプロジェクトチーム訳・木下恭輔監修『消費者クレジットの世界史』（きんざい、1997 年）65 頁-73 頁。

(23) 矢島・前掲注(19)265 頁、曽田修吉「英国におけるクレジットカード市場」（全国信販協会、1992 年）4 頁、ラブリュイエール＝ヘルピ(木下監修)・前掲注(22)165-166 頁参照。

(24)ラブリュイエール＝ヘルピ（木下監修）・前掲注(22)126 頁参照。Cf. (http://www.singerhappy.co.jp/sewing/naruhodo/index.html〔最終閲覧：平成 25(2013)年 8 月 18 日〕)。なお、同社の日本への進出は 1901 年（明治 34）である。シンガー社は、ハイヤーパーチェスの元祖と主張している。Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 155-156.ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)159 頁。また、ピーター F. ドラッカーは、過去 150 年の歴史で最も成功した発明としてミシンを挙げ、その背後に「割賦販売方式」という金融販売上の革新があったことを指摘している。酒井綱一郎『ドラッガーさんが教えてくれた経営のウソとホント』（日本経済新聞社、2008 年）65-66 頁。

(25) 売主が売買に基づき物品を買主に引き渡し、買主の頭金の支払いと引き換えに、物品の所有権および占有権を買主に移転させ、買主は、物品代金を分割して返済する契約。買主の支払いがない場合にも、売主は、契約の目的物に対する特別な請求権はない。「割賦購買」以外の一般的な割賦販売形式であるとされている。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)27 頁

(26) CCA 189 条の定義による。アメリカでは 1800 年代初期から、契約書で、商品の購入代金がすべて支払われるまで、売り手の業者が商品の権利を保持することをうたっていた。Cf. MANDELL, *supra* note (19), at 14-15.,マンデル（根本=荒川訳）・前掲注 (19)50-51 頁参照。

(27) 第一次大戦中(1914-1918)頃は、ミシンの販売の 4 分の 3 は、条件付販売で扱われていたが、1920 年代になると、電気機械器具関係でハイヤーパーチェスが多用されるようになり、1930 年代には、4 分の 3 以上がハイヤーパーチェスになっていたと推定されている。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)124-125 頁。この現象は、当時、次々と耐久消費財が登場し、人々がこれを欲し、直接の信用販売では、資金力に乏しい中小事業者は、対応できず、百貨店は、現金客を相手にしていたため、中産階級向けに金融機関や金融会社の提供する買取条件付賃貸借が利用されたという経済的な側面が大きいようである。

(28)イギリス・クレジットカード協会のホームページによれば、1880 年に Provident Clothing Group（現在の Provident Financial Group）が、衣服の販売につきクレジットカードを発行したとされている。(http://www.theukcardsassociation. org.uk/history_of_cards/index.asp〔最終閲覧：平成 27(2015)年 8 月 16 日〕)。

(29) ヴィクトリア朝（1837-1901）後期においては、男性使用人を賄い付きで 1 人雇うと年 30 ポンド程度とされており、また、シャーロック・ホームズの「唇の捩れた男」（1887）に登場する夕刊紙記者の年収が 100 ポンドとされていたことから、30 ポンドは、現在価値で 200 万円から 300 万円程度と考えられる。

(30) Cf. R. M. GOODE, *Introduction to the Consumer Credit Act 1974*, Butterworth & Co Publishers Ltd.,1974, 1, [1-2] . 長尾治助「イギリスにお

ける消費者金融法制」塩田親文＝長尾治助編著『消費者金融の比較法的研究』（有斐閣、1984年）156頁参照。
(31) 一定の方式に従った登録がなされないときは、契約は無効になり、担保としても無効になる。人見・前掲注(21)186頁参照。
(32) 大木雅夫「大陸法とコモン・ロー――隣接の相の下における」大木雅夫＝中村民雄編『多層的ヨーロッパ統合と法』（聖学院大学出版会、2008年）55頁参照。
(33) 1889年問屋法9条および1893年動産売買法25条2項は、まだ完全な所有者ではないconditional saleの購入者から当該動産を善意で購入した場合、当該買主に権限が移転する効果を認めている。このほか、Law of Distress Amendment Act, 1908, Section 4にも同様の規定がある。Cf. Chairman LORD *CROWTHER, Report of the Committee on Consumer Credit,* cmnd. 4596, 1970-71 [hereinafter *Crowther Report*], HMSO,1971,167; BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 156,ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)160頁参照。
(34) Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 158; Helby v Matthews and Others, (House of Lords) 30 May 1895 :All ER Rep 821.
(35) 最判昭和33年6月10日裁判集民事1号73頁……〔本件評釈〕石田喜久夫・ジュリ200号（1960年）156頁、原島重義『民法の判例(第2版)』(1971)41頁、鈴木禄彌『民法判例百選Ⅰ』（1974年）104頁、滝沢聿代『民法判例百選Ⅰ（第3版)』（1989年）106頁、奥田昌道『不動産取引判例百選（第2版)』（1991年）124頁など参照。
(36) 最判昭和42年4月27日判時492号55頁。
(37) Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 155., ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)158頁など参照。なお、菊池義明『契約・法律用語英和辞典』（IBCパブリッシング、2008年）227頁には「分割払い購入」「月賦販売」の訳も見られる。
(38) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 2, para. [1-4].
(39) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 2, para. [1-4], [1-5]. 長尾治助『イギリス消費者私法の研究』（成文堂、1974年）156頁参照。
(40) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 2, para. [1-6].
(41) 買取代金は、10ポンド程度と安く、形式的な権利行使料であったらしい。小峰勝美「イギリスのクレジット契約書とわが国のクレジット契約書」クレジット研究10号（1993年）15頁。小峰・前掲注(21)『クレジット法研究』203頁。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)27頁参照。
(42) 前掲Helby v Matthews and Others, House of Lords. 30 May 1895：All ER Rep 821判決は、借主が貸主（所有者である金融会社）に無断で質入したピアノを、貸主が質屋に対する借主の借入金を弁済することなく質屋から取り戻すことができる旨を判示している。また、初期の控訴院の判例として、1883年Cramer v Giles事件で裁判所は、160ギニーを12回分割で購入し、50ギニーを支払ったところで延滞した場合に、ピアノの引き上げ前に残り10ギニーの支払いを申し出た買主（借主）に取戻しを認めている。再販売が可能な商品なので、販売業者は、取り戻した商品をまた販売できるなど有利だったとされている。Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 158-161, ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)161-164頁、小峰・前掲注(21)169頁、長尾・前掲注(30)164頁参照。
(43) オリバー(小峯訳)・前掲注(19)29-30頁。ラブリュイエール＝ヘルピ(木下監修)・前掲注(22)167頁参照。
(44) 曽田・前掲注(23)4頁は、ケインズも委員として参加したことで有名なマクミラン委員会（正式名称は「金融および産業に関する調査委員会 Committee on Finance and Industry)」）の1931年報告書の指摘を取り上げている。
(45) Cf. Borrie &DIAMOND, *supra* note (20), at 158-159., ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)162-163頁参照。
(46) Cf. BORRIE &DIAMOND, *supra* note (20), at 157-161.小峰・前掲注(21)169頁、ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)162-165頁。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)42-43頁参照。
(47) GORDON BORRIE, *The Development of Consumer Law and Policy - Bold Sprits and Timorous Souls*, Stevens & Sons, 1984,2.……〔邦訳〕ボーリー著、砂田卓士訳『イギリス消費者保護政策と法――その細心にして大胆な構図』（日本評論社、1987年）2頁。
(48) ノルマン王朝の下で貴族によって構成された大会議(magna curia)と国王側近の高官によって構成される小会議(lesser curia)があり、その後前者から上院と下院とが分化し、後者から司法・行政的な政治機関が分化する。林屋礼二『民

事訴訟の比較統計的考察』（有斐閣、1994年）284頁、新井正男『イギリス法の基礎』（文久書林、1973年）44頁、52頁。

(49) 大木・大木＝中村編・前掲注(32)23頁。

(50) 新井・前掲注(48)65頁、大木・大木＝中村編・前掲注(32)24頁参照。

(51) 伊藤正巳・木下毅『アメリカ法入門（第5版）』（日本評論社、2012年）92頁、大木・大木＝中村編・前掲注(32)24頁参照。

(52) 木下毅『英米契約法の理論（第2版）』（東大出版会、1985年）324頁、330-331頁、長尾治助『消費者保護法の理論』（信山社、1992年）120-23頁、ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)3頁、田中英夫『英米法辞典』（東京大学出版会、2010年）130頁、田島裕『イギリス法入門（第2版）』（信山社、2009年）50頁参照。Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 3.

(53) 木下・前掲注(52)7頁参照。しかし、この法理に対しては、現在では、黙示の担保責任、明示の担保責任が課せられ、不実表示の場合の救済がなされるなど、大幅に制限が加えられている。田中英夫・前掲注(52)130頁。長尾・前掲注(52)125-126頁、田島・前掲注(52)50頁、田島裕「法律学講座アメリカ契約法」（信山社、2013年）70頁参照。

(54) Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 27-33.,ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)12-15頁、19頁、長尾・前掲注(39)126頁、木下・前掲注(52)339頁参照。

(55) 木下・前掲注(52)330-331頁参照。

(56)1893年動産売買法55条は、その後も改正されることがなく、長い期間の動産売買法改革運動を経て1973年に免責条項およびそれと同一の効果を生む約款を禁止される改正法(The Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973)が成立するまで存続した。

(57) 起草者であるバーミンガム県裁判所(Birmingham county court)の裁判官 sir Mackenzie Chalmersは、「現行法をできるだけ正確に再現することに努めた」と記している。ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)9頁参照。

(58) 免責条項の厳格な解釈により、明示的合意内容による債務不履行責任を認めなかった例として Andrews Brothers (Bournemouth) Ltd v Singer and Co Ltd. [1933] All ER Rep 479, Also reported [1934] 1 KB 17, 103 LJKB 90, 150 LT 172,50 TLR 33 がある。Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 42-5., ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)32-47頁参照。

(59) L'estrange v F Graucob, Ltd, Kings Bench Division, [1934] All ER Rep 16, Also reported [1934] 2 KB 394, 103 LJKB 730, 152 LT 164.

(60)Curtis v Chemical Cleaning and Dyeing Co Ltd.(Court of Appeal), [1951] 1 KB 805,[1951] 1 All ER 631, 212 LT 60, [1951] WN 148, 15, 16 FEBRUARY 1951. Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 51-52.、ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)42-43頁参照。

(61) この法理の名付け親は、Photo Production Ltd v Securicor Transport Ltd [1980] UKHL 2事件のディップロック卿（Lord Diplock）といわれる。

この「契約の基本的違反の法理」を扱った文献として、佐藤正滋①「契約の基本的違反（Fundamental Breach of Contract）の原則（1）（2・完）」学習院大学法学部研究年報5号（1969年）203頁、6号（1970年）61頁、佐藤正滋②「契約の基本的違反（1）（2・完）」神奈川法学9巻3号（1973年）195頁、12巻1号（1976年）43頁、佐藤正滋③「契約の基本的違反の原則――Suisse Atlantique Case以降の判例について」比較法研究36号（1974年）164頁、佐藤正滋④「『契約の基本的違反』に関するイギリスの Photo Production Case（1980年）――免責条項は常に適用されるべきか」ジュリ793号（1983年）60頁、望月礼二郎「イギリス法における『基本的違反の法理』について」社会科学研究20巻3-4号（1969年）74頁、清河雅孝「英米法における離路法理の展開――『基本的違反の原則』の生成に関連して(1)」産大法学 15巻1号(1981年）15頁、佐野彰「基本的違反法理論――スイス・アトランティック事件からセキュリコー事件まで」法と政治39巻1号（1988年）1頁、ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)34-42頁などがある。

(62) ダブリン判事の判決に Alexander v Railway Executive [1951] 2 K.B. 882. Smeaton Hanscomb & Co. v Sasson I. Settey Son & Co.[1953] 2 All E. R. 1471. 佐藤正滋②・前掲注(61)199-205頁、佐野・前掲注(61)5-6頁、ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)30-31頁、長尾・前掲注(52)127頁参照。

(63) *e.g.*,Spurling Ltd v Bradshaw (1956) 1 W. L. R 461, Karsales [Harrow] Ltd. v Wallis, (Court of Appeal) [1956] 2 All ER 866, [1956] 1 W. L. R 936.
なお、この論点に関する最初の言及は、Chandris v Isbrandtsen-Moller Co. Inc. (1951) 1 K. B. 240.におけるダブリン判事の説示があり、さらにさかのぼれば、

運送契約に関する免責条項に関する1922年の貴族院判決（London and North Western Railway Co. v Neilson (House of Lords) [1922] 2 AC 263.）がある。

(64) Suisse Atlantique Société d'Armement Maritime S. A. v N. V. Rotterdamche Kolen Centrale,(House of Lords) [1967] 1 A.C 361, [1966] 2 W. L. R. 944, [1966] 2 All E.R.61.

(65) この法理は、最終的には、1980年の Photo Production Ltd v Securicor Transport Ltd. [1980] UKHL 2,[1980] AC 827, [1980] 2 WLR 283,[1980] 1 All ER 556.により否定された。*e.g.,* L. S. SEALY, *The Rise and Decline of the Doctrine of Fundamental Breach in England Law of Contract :The Cambridge Tilburg Law Lectures*, Kluwer, 4th series, 1981, 43. 佐藤正滋「批判」『英米判例百選（第3版）』（別冊ジュリ139号）216頁、216頁、（1996年）。田中英夫・前掲注(52)370頁、長尾・前掲注(52)127頁、ボーリー（砂田訳）・前掲(47)8頁、佐野・前掲注(61)2頁参照。

(66)*E.g.,*Harbutt's "Plasticine", LTD v Wayne Tank & Pump Co. Ltd. [1970] 1 Q. B. 447,Mendelssohn v Normand, Ltd.[1970] 1 Q. B. 177, Farnworth Finance Facilities, Ltd. v Attyde [1970] 1 W. L. R. 1053.佐野・前掲注(61)79-99頁。

(67) 1980年貴族院判決(Photo Production Ltd. v Securicor Transport Ltd. [1980] A. C. 827, [1980] 1 All ER 556) は、「契約の基本的違反の法理」なるものは単なる契約解釈の問題に過ぎないとして、基本的違反があれば免責条項は否定されるとの法原則を改めて否定した。

(68) 佐野・前掲注(61)2頁参照。

(69) Cf. BORRIE, *supra* note (47), at 8, 10., ボーリー（砂田訳）・前掲(47)8頁、10頁、高窪貞人『イギリス法入門』（中大出版会、1999年）186-187頁参照。

(70) 高窪・前掲注(69)186-187頁参照。なお、その後、イギリスでは、EC不公正約款指令（93/13/EEC）を受けて、1994年に「消費者契約における不公正約款規則（Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1994 (SI 1994/3159)）が制定された。1977年不公正契約約款法が、いわゆる免責約款のみを規制対象としていたのに対し、1994年不公正約款規則は、より一般的に、あらゆる種類の不公正な約款を規制対象とする点で適用範囲が広い。

(71) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 3, para. [1-9].

(72) オリバー(小峯訳)・前掲注(19)43頁参照。

(73) 新井正男『判例の権威――イギリス判例法理論の研究』（中大出版会、1987年） 227頁参照。

(74) 新井・前掲注(48)369頁参照。

(75) 新井・前掲注(48)389-390頁、新井・前掲注(73)256-258頁参照。

(76) 売買契約の締結前になされた売主の不実表示があり、これを解除しようと望んでも、売主の積極的な不実表示がある場合にしか訴因が認められず、仮に売主が知っている瑕疵を買主に黙っていたとしても、それは不実表示とはならないとされていた。Cf. Ward v Hobbs [1878], 4 APP. CAS. 13. 矢頭敏也監訳『イギリス法（下）私法』(三省堂、1985)57頁参照。また、詐欺的不実表示（fraudulent misrepresentation）でない不実表示は、それが売主の過失のない善意の不実表示（innocent misrepresentation）の場合には、ひとたび契約が履行されるとコモン・ロー上は契約の取消権の取得も損害賠償金の取得もできないとされ、エクイティによる救済しか認められなかった。Cf. Philip S. JAMES, *INTRODUCTION TO ENGLISH LAW*, Butterworth, 10th ed.,1979,60. その後、Heldley Byrne Co. Ltd. v Heller & Partners Ltd, House of Lords, [1964] AC 465は、売主に過失のない不実表示であっても、買主からの損害賠償請求が認められる旨を判示したが、1967年不実表示法が制定されるまでは、不実表示から常に損害賠償請求が認められるとは限らなかった。

(77) 1967年不実表示法（正式名称(long title)は「非詐欺性の不実表示に関する法を改正する法律」）は、従来の詐欺訴訟に関する判例構造を維持したまま、すでに買主が契約を履行していても取消権の行使の障害とならないこと（同法1条）、売主の過失による不実表示の場合は買主の損害賠償請求が可能となること（2条1項）、無過失不実表示の場合にも契約の取消しが認められること（2条2項）等の規定を設けることで、救済範囲を拡大している。幡新大実『イギリス債権法』（東信堂、2010年）236頁参照。

(78) 動産売買法における「満足な品質」に対する考慮すべき基準が同法14条2Bに示されているが、実際には同条(c)の「小さな欠陥がないこと」要件が、自動車販売に際して争われることが多い。Bernstein v Pamson Motors (Golders Green) LTD.(Queen's Bench Division) [1987] 2 All ER 220,[1987] RTR 384, [1987] BTLC 37.など。この点に関して、本稿ではCCA75条の債権者の責任範囲との関連で言及するにとどめる。

(79) アメリカでは、1968年貸付真実法において、5回以上の割賦期間のある売買契約につき、3営業日以内のクーリング・オフを認めている。一方、わが国では、昭和46(1971)年の割賦販売法において、訪問販売における割賦販売を対象にはじめて導入され、昭和51(1976)年訪問販売法（現・特定商取引法）において指定商品の訪問販売に採用された。

(80) 1964 ACT s 1(1). なお、1964年法の前に1954年法で300ポンドが上限となっていた。

(81) 消費者にとっては、利用の容易性は増したが、しかし、信用料率が高くなったことから、1980年頃には信用手段としての魅力が失われているようである。長尾・前掲注(17)313-314頁。

(82) Her Majesty's Stationery Office [hereinafter *HMSO*], *Consumer Credit Act 1974*, 172, Chapter 39,HMSO, 1994. なお、消費者信用関連の規制法律には、以上の諸法以外にも、1872年質屋営業法（Pawnbrokers Act 1872)、1960年質屋営業法(Pawnbrokers Act 1960)、1900年貸金業法(Moneylenders Act 1900)、1927年貸金業法(Moneylenders Act 1927)、1967年広告（ハイヤーパーチェス）法(Advertisement (Hire-purchase) Act 1967)などがあったが、これらは、いずれも1974年CCAの制定時に統合され、廃止された。

(83) *Id.* at 172. Schedule 5により法律は廃止されたが、Part III, Section 37は除外されている。

(84) ハイヤーパーチェス契約において、ディーラーを金融会社の代理人とした判例が反映されたものである。長尾・前掲注(17)328頁参照。

(85) 人見・前掲注(21)202頁参照。

(86) コモン・ロー上は、契約違反の責めを負うのは契約当事者に限られているため、貸金業者の責任は認められない。長尾・前掲注(17)321頁。また、1964年ハイヤーパーチェス法では、ハイヤーパーチェス契約の売主を、金融会社の代理人とする旨の規定が設置されていたが、同規定は融資契約については適用がなかった。Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 166-167., ボーリー（新井＝池上訳）・前掲注(20)174-175頁。一方、コモン・ロー上の原則では、明示の授権がない限り、売主は金融会社の代理人ではないと解された。加藤良三「英国消費者信用法における予備交渉の制度化と交渉者の地位について――撤回と解除を中心に」公正取引302号（1975年）18頁、鹿野菜穂子「（割販法・論説）三者間クレジット取引における与信業者の既払金返還義務――イギリス消費者信用法の規律」消費者法ニュース73号（2007年）101-102頁。

(87) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 281, para. [6. 6. 25].

(88) ハイヤーパーチェスや条件売買においては金額や対象物によって、また信用売買においては支払回数によって、ハイヤーパーチェス法の適用の有無が決まり、貸金業法においては金利によって適用の有無も変わるなど、適用条件は複雑である。なお、リースや三者間のクレジットカード取引などには、これらの法律の適用がない。長尾・前掲注(17)321頁、長尾・前掲注(39)156-160頁。

(89) Report of the Committee on consumer credit (Chairman: Lord Crowther), H. M. S. O. 1971, cmnd 4596.

(90) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 4, para. [1-14] ; CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 20, para. [1.3.8]; C. J. MILLER & Brian W. HARVEY, Deborah L. PARRY, *Consumer And Trading Law Text Cases and Materials*, Oxford University Press, 2010,278.

(91) この報告書を取りまとめるにあたり、グード教授は、イギリス国内に非合法の貸金業者が多数存在しており、1927年の貸金業法が機能していないこと、高圧的な販売技術を持ち、不適切な契約前情報の提供や圧迫的で不公正な契約約款、繰上げ弁済へまったく割引がないこと、信用販売の強要など不適正な販売が散見され、新しい監督官庁の下での免許制度を運用することで、違法な業者から消費者を守ろうと企図したことが窺える。Cf. BORRIE, *supra* note (47), at 81-81, CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 255, para. [6.3.3]

(92) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 234-235, para. [6.1.15] [6.1.16].

(93) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 250-251, para. [6.2.49].

(94) セントラルヒーティングの設置契約などでの紛争が多かったため、役務提供契約全般が対象となったものと考えられるが、この時点では、商品の購入に付帯するその据え付けという付随的な役務提供契約が念頭に置かれていたように思われる。

(95) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 242, para. [6.2.22].

(96) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 242, para. [6.2.23].

(97) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 243, para. [6.2.24].

(98) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 243, para. [6.2.25].

(99) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 242, para. [6.2.22].

(100) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 167, para. [4.1.44].
(101) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 18, para. [1.2.14].
(102) 1967年に不実表示法が、1973年に動産供給法が制定されている。
(103) Cf. CROWTHER REPORT, *supra* note (33), at 281 [6.6.24] [6.6.25].
(104) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 7, para. [1.16]. Cf. HANSARD, *Consumer Credit: Consumer Credit Report,* HL Deb 28 June 1972 vol.332, cc 973.（http://hansard.millbanksystems.com/lords/1972/jun/28/〔最終閲覧：平成25(2013)年8月18日〕）
(105) *Id.* at 948.
(106) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 7, para. [1-18], [1-19]., 竹内・前掲注(4)『消費者信用法の理論』92頁。
(107) Cf. HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HC Deb 14 November 1973 vol. 864, cc 512（http://hansard.millbanksystems.com/commons/1973/nov/14/consumer- credit-bill#S5CV0864P0_19731114_HOC_200〔最終閲覧：平成25(2013)年8月18日〕）
(108) *Id.* at 590.
(109) Cf. HANSARD, *supra* note (107), at 516-557. なお、1971年当時のイギリスには、ハイヤーパーチェス取引協会（Hire Purchase Trade Association）、信用業協会（Finance House Association）・割賦販売協会の三つが存在していた。オリバー(小峯訳)・前掲注(19)35-36頁参照。
(110) Cf. GOODE, *supra* note (30), at 8, para. [1-20].
(111) Cf. HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HC Deb 09 April 1974 vol.350, cc 1183(http://hansard.millbanksystems.com/lords/1974/apr/09/consumer-credit-bill- hl#S5LV0350P0_19740409_HOL_103〔最終閲覧：平成25(2013)年8月18日〕).
(112) 当時のクレジットカードの加盟店手数料率は不明であるが、ダイナースカードに関して1949年の創立時から数十年間業界の水準値として5~7%が維持されていたとの記録があることから、当時は現在より相当高水準にあり、加盟店からは、その手数料負担に相当な反発があったようである。Cf. MANDELL, *supra* note (19), at xiii, 8., マンデル(根本=荒川訳)・前掲注(19)5頁、30-31頁。これに対し、VISAを創設したディー・ホックは、消費者が現金の場合より、プラスチックのカードを利用する方が、通常30%余計にお金を使うことを証明して、小売商を納得させたといわれている。ジェームズ・D・スカーロック著、中谷和夫訳『借りまくる人々――クレジット依存社会の真実』（朝日新聞社、2007）66頁。
(113) Cf. HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HL Deb 02 May 1974 vol.351, cc 248.（http://hansard.millbanksystems.com/lords/1974/may/02/consumer-credit-bill-hl〔最終閲覧：平成25(2013)年8月18日〕)。1970年当時、大手小売商は、自社の発行するクレジットカードを販売促進手段として利用していたため、銀行系クレジットカードが参入するのを好まない点があり、また、銀行系クレジットカードに対しては、高率な加盟店手数料を徴求されることなどを理由に防衛的なカード組織を作るなどして抵抗していたことが、その背景として考えられる。Cf. MANDELL, *supra* note (19), at 44-45, 93-95., マンデル（根本=荒川訳)・前掲注(19)93-95頁、173-175頁参照.
(114) 1966年6月にバークレー銀行によりイギリス最初のクレジットカード（のちにVISAカードとなるバンク・オブ・アメリカの提携カード）として発行された。なお、イギリスでは、チャージカードとして、1963年にアメリカン・エクスプレスカードが進出してきている。和田文明「(海外事情）イギリスのペイメントカード」カードウェーブ20巻4号（2007年）66頁。曽田・前掲注(23)6頁。ジャック卿のいう毎月の銀行勘定(Monthly Account)として、月末に決済するバークレーズカード・アクセスは、リボルビング払いではなく、チャージカードとしての銀行カードを指す。
(115) ロイズ銀行（現ロイズTSB）とロイヤルバンクオブスコットランド銀行が、バークレーズカードに対抗して、1970年にそれぞれクレジットカードを発行したが、その後3行が共同クレジットカード会社（Joint Credit Card Company）を設立し、1972年に発行したカードであり、1974年にインターバンク（現MasterCard）に加盟した頃は、320万人のカード会員、8万4,000店の加盟店を有していた。Cf. MANDELL, *supra* note (19), at 44., マンデル（根本=荒川訳)・前掲注(19)94頁、曽田・前掲注(23)6頁、和田・前掲注(114)66頁参照。
(116) Cf. HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HC Deb 17 June 1974 vol.875, cc 54-55.(http://hansard.millbanksystems.com/*commons*/1974/jun/17 /consumer-credit-bill-lords〔最終閲覧：平成25(2013)年8月18日〕)
(117) クローザー・レポートに対しては、消費者団体だけでなく、業界団体も歓迎

していたという背景もあったのだろう。Cf. HANSARD, *supra* note (111), at 1170.

(118) Cf. HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HL Deb 30 April 1974 vol.351, cc 41-42.(http://hansard.millbanksystems.com/lords/1974/apr/30/consumer-credit-bill-hl-1#S5LV 0351P0_19740430_HOL_296〔最終閲覧：平成 25(2013)年 8 月 18 日〕)

(119) イギリスの《Order》は、「政令」と訳されることもあるが、主務大臣に制定権限はあるものの、国会のいずれかの院が無効とすれば,効力を失うので、実質的に法律として扱われる「制定法的文書(Statutory Instrument)」とされており、わが国では一般に「命令」と訳されることが多い。参考：グランヴィル・ウイリアムズ著・庭山秀雄＝戒能通厚＝松浦好治訳『イギリス法入門』(日本評論社、1985 年) 38 (24) 頁など。

(120) 当時は、T & E カードと同様、30 日以内の無利子一括返済を利用する顧客が圧倒的で、分割払いやリボルビング払いについても 4 か月程度の短期間の返済期間が用意されていたが、利用者は多くなかったようである。Cf. MANDELL, SUPRA NOTE (19), at 25., マンデル (根本=荒川訳)・前掲注(19)65 頁参照。なお、イギリスにおいて現金の重要性が著しく減少したのは、1970 年代半ば以降といわれている。江夏健一監修・小林真理編著『消費者信用ビジネスと消費者保護――グローバリゼーションへの対応』(敬文堂、1996 年) 38 頁参照。

(121) 法案の検討時期において発行されていたクレジットカードは、1966 年 1 月からクレジットカードを発行するバークレーズカード一つだけであり、1972 年に、現在はマスターカードと提携するアクセスが設けられているが、多くの銀行がクレジットカード発行に参入するのは、1978 年のトラスティ・セービングバンク、1979 年アライド・アイリッシュ・バンクなどがバークレイズと提携するなど、法案が成立して以降のことであり、例えばイギリスのリテールバンキング業務のシェア 5 割前後を占める住宅建築組合(Building Society)は、1987 年 10 月の法改正まで、クレジットカードの発行ができなかった。Building Society の VISA カードの発行、小売業者のストアカードの発行やアクセス・グループの加盟銀行との提携など、カード発行が急速に伸びるのは、1980 年代後半になってからである。曽田・前掲注(23)6-7 頁、清水・前掲注(9)104 頁参照。

(122) 鹿野菜穂子「第 7 章 EU 消費者法」庄司克宏編『EU 法実務編』(岩波書店、2008 年) 206 頁参照。

(123) Cf. Nuria Diez GUARDIA, *Consumer Credit in The European Union,* ECRI Research Report NO.1, February, 17, 2002,2002,1 (http://aei.pitt.edu/9434/[最終閲覧平成 16(2014)年 9 月 30 日]).

(124) Cf. BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 11., ボーリー (新井＝池上訳)・前掲注(20)vii 頁。

(125) 村岡憲次＝木畑洋一編『世界歴史体系・イギリス史 3 近現代』(山川出版社、1991 年) 389-415 頁参照。なお BORRIE & DIAMOND, *supra* note (20), at 61. ボーリー (新井＝池上訳)・前掲注(20)51 頁は、免責条項に関するものであるが、イギリスの消費者運動が成功しているのは世論の力が働いているからであるとする。また、1970-1974 年にかけては、総選挙が 3 回行われたため、各政党が労働者や組合に配慮していたことも影響していると思われる。成廣孝「第 5 章 U ターン――ヒース政権 1970 年-1974 年」梅川正美＝坂野智一=力久昌幸編著『イギリス現代政治史』(ミネルヴァ書房、2010 年) 110-125 頁。

(126) 《Shadow Cabinet》は、1937 年国王の大臣法(Minister of the Crown Act 1937)に基づく正規の法律上の制度であって、第一野党党首(The Leader of the Opposition)に特別な地位を与え、正規の省庁ごとに影の大臣を正式に任命し「代替可能な政府」を意識して、常に専門的な問題に取り組み、政権交代時には、直ちに権力を継承する制度である。斉藤憲司「英国における政権交代」レファレンス 707 号 (2009 年) 8 頁以下参照。

(127) Cf. Jonathan GIDNEY, *Connected Lender Liability - a Domestic Remedy Only* ? 146 New Law Journal, No 1745, (Butterworth, 1996) 762.

(128) Cf. Consumer Credit (Increase of Money Limits) Order 1983: SI 1983/1878 Art. 3.

(129)なお、CCA 16 条は、2006 年消費者信用法が制定されるまでは、法律の適用範囲を信用供与額が 25,000 ポンド以下の契約に限定されていたが、この限定は現在撤廃されており、法律の適用となる D-C-S 契約についての与信額には上限はなくなった。しかしながら、上記 CCA 75 条(3)の供給契約における現金価格の 3 万ポンドの上限は維持されているので、CCA 75 条(1)は、依然として、与信額に関係なく、現金価格 3 万ポンド以内の取引にのみ適用が限定され、こ

れを超える取引については、与信額が3万ポンド以内であっても適用されない。一方、下限についていえば、現金価格が100ポンド以下の少額取引にCCA 75条(1)は適用されない。

(130) 日本銀行統計局「外国経済統計年表」『日本の消費者信用統計'82年版』第26表（日本割賦協会、1982年）307頁参照。

(131) Consumer Credit (Exempt Agreements) (Amendment) Order 1989, SI 1989/869.3条1項(a)(i)(ii)、2項(b)。なお、この命令は、Consumer Credit (Exempt Agreements) (Amendment) Order 1999, The Consumer Credit (Exempt Agreements) Order 2007により修正されているが、2006年消費者信用法に16A条が設けられ、富裕層に対する適用除外の追加の規定が設けられたほかは、3条1項に関しての修正はない。なお、このほかには、土地の購入・担保の場合のDebtor-Creditor Agreement、土地を購入するためのDebtor-Creditor- Supplier Agreement、連合王国以外の国と関連をもっている場合等につき、命令による適用除外がある。

(132) 2010年公布のConsumer Credit (EU Directive) Regulation 2010 (SI2010/1010)により、現金価格が30,000ポンド以上であっても、関連信用契約Linked Credit Agreementの場合は、75A条(2)により、販売店に責任追及をしても困難な時に限り、債権者に請求権の行使が可能になっている。しかし、クレジットカード取引は関連信用契約に当たらないので、CCA75A条(2)の適用はない（後述）。

(133) CCAの対象となる消費者信用契約は、当初5,000ポンド以下とされたが、その後の改訂により25,000ポンドに引き上げられ、現在は2006年法により上限が撤廃されている。

(134) その後、金融サービス市場法の対象となる一部の金融商品の取り扱いに係るものが追加され、2006年消費者信用法で16A条（富裕層の債務者と関連する免除契約）、16B条（事業に関連する免除契約）、その命令であるSI2008/2826により16C条（投資不動産に関する免除契約）の新たな除外契約が設けられている。

(135) わが国では、不動産の販売に係る信用購入あっせんには、割賦販売法の適用が除外されている。割賦販売法35条の3の60第1項6号、第6号。なお、建物の改築、増築等には適用される。

(136) チャージカードも、ヨーロッパでは、クレジットカードと呼ばれる場合があるが、対象外である。また、その支払猶予期間が4か月未満のもの、年会費以外に金融料等の手数料を徴収しないものは、CCA 16条(5)に基づく命令により除外されており、対象外となるクレジットカードの支払猶予期間はわが国の場合（2か月以内）より広い。わが国では、割賦販売法の民事ルールの規制対象となる2か月を超える支払猶予後の一回払い、手数料が付与されないボーナス一括払い、ボーナス二括払いについても、イギリスでは、規制の対象外となっている。

(137) わが国でも、平成20(2008)年の割賦販売法改正において、与信契約の解除の制度が導入された。

(138) 加藤・前掲注(90)17頁。

(139) Cf. OFT, *Equal Liability - Section 75 of the Consumer Credit Act 1974*, OFT, 2000,4. (http://www. parkerandrews.co.uk/wp-content/uploads/2012/08/oft303.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月23日〕).

(140) *Id.* at 3.

(141) Cf. MILLER = HARVEY = PARRY, *supra* note (90), at 301., 鹿野菜穂子「消費者信用取引における提携貸主の責任――英国消費者信用法をめぐる議論の展開」立命館法学2000年3-4号上巻（271・272号、2000年）901（281）頁。

(142) Cf. GOODE, *supra* note (30), 105, para. [9-1]., 加藤良三「英国消費者信用法における供給者の違反行為と債権者の連帯責任（上）」公正取引304号（1976年）17頁。

(143) イギリスにおける契約の成立を扱った文献として、SIMPSON, *A HISTORY OF the Common Law of Contract,* Oxford University Press,1987,1; David IBBETSON, *A Historical Introduction to the Law of Obligation*, Oxford University Press, 1999, Chapter 12; P. S. ATIYAH & Stephen A. SMITH, *Atiyah's Introduction to the Law of Contract*, Claredon Press･Oxford, 6th ed. ,2005,1-27; Jack BEATSON et al, *Anson's Law of Contract*, Oxford Univ Pr., 29th ed.,2010,1; Sir John BAKER, *Collected Papers on English Legal History*, Cambridge University Press, 2013,1190-1221; Jill POOLE, *Textbook on Contract Law,* Oxford University Press, 10th ed., 2010,1-30.

(144) Behn v Burness [1862] 3 B & S.751, 122 ER 281; Photo Production Ltd v Securicor Transport Ltd [1980] UKHL 2, [1980] AC 827,[1980] 2 WLR

283,[1980] 1 All ER 556.
(145) 不実表示は、コモン・ロー上の詐欺(deceit)の訴えを起源としており、1967年詐欺法(Misrepresentation Act 1967)おいて、fraudの立証責任を緩和し、その適用範囲を拡大してきたものである。幡新・前掲注(77)233-234頁、236頁。
(146) *e.g.,* John Hamilton BAKER, *An Introduction to England Legal Story*, Oxford University Press,4th ed., 2002, 331-333.
(147) 田中英夫・前掲注(52)560頁参照。
(148) 新井正男『訳注・イギリス契約判例選（第5改訂版）』（蒼文社、1991年）132頁参照。
(149) 売主の虚偽的な表示による責任に関しては、詐欺訴訟による判例などを基に1887年広告表示法(Merchandise Marks Act 1887)が制定され、解除権と損害賠償請求権が認められている。
(150) 田中英夫・前掲注(52)560頁参照。
(151) 《Simplex commendation non obligat（単なる称揚は義務を負わしめず）》という法諺で表される。
(152) 田中英夫・前掲注(52)109頁参照。
(153) *e.g.,* Hochster v Dela Tour [1853] 2 E & B 678, Omnium D'Enterprises and others v Sutherland [1919] 1 KB 618. 田中英夫・前掲注(52)109頁。
(154) *e.g.,*Poussard v Speirs and Pond [1876] 1QBD 410.
(155) 田中英夫・前掲注(52)178頁、砂田卓士『イギリス消費者法研究』（信山社、1995年） 97頁、幡新・前掲注(77)263頁参照。
(156) 1979年動産売買法11条3項。*e.g.,* Bettini v Gye [1976] 1 QBD 183.
(157) 田中英夫・前掲注(52)370頁。幡新・前掲注(77)64頁、286頁参照。
(158) *e.g.,*Cehave NV v Bremer Handelsgesellschft mbH, [1975] 3 All ER 739, [1976] 1 QB 44.
(159) 田中英夫・前掲注(52)560頁参照。
(160) 売主の虚偽的な表示による責任に関しては、詐欺訴訟による判例などを基に1887年広告表示法（Merchandise Marks Act 1887）が制定され、解除と損害賠償請求が認められている。
(161) 田中英夫・前掲注(52)560頁参照。
(162) 1967年不実表示法のロングタイトルには、善意の不実表示に関連する修正法である旨が織り込まれている。
(163) 善意無過失の不実表示について、契約の取消しが認められることに対し、その強い効果を疑問とする意見もある。Cf. BEATSON et al, *supra* note (143),at 317-318.
(164) 幡新・前掲注(77)240-241頁参照。判例により、付随的損害賠償や結果的損害賠償が認められている。樋口範雄『アメリカ契約法（第2版）』（弘文堂、2010年）196頁参照。
(165) *e.g.,* Royscot Trust Ltd. v Rogerson [1992] 2 All ER 294 (CA).
(166) 供給者の債務者に対する「不実表示」や「契約違反」の責任については、それまでも判例法による解決が図られてきた。また、制定法にあっても、1961年消費者保護法、1967年不実表示法、1973年動産供給（黙示条件）法、1979動産売買法、1994年動産売買および供給法などによって、「不実表示」や「契約違反」と評価される行為とその効果は明らかにされている。Cf. GOODE, *supra* note (30), at 105, [9-1]. 加藤良三「英国消費者信用法における供給者の違反行為と債権者の連帯責任(上)」公正取引304号 （1976年）17頁、田島・前掲注(52)48-51頁参照。
(167) 「説明」には、契約書やパンフレット、カタログなどはもちろん、商品の表示用のラベルなどの説明文や、売主の口頭による説明も該当する。
(168) 1979年年動産売買法(Sale of Goods Act 1979)では、売主が営業の過程で動産を販売する場合、「買主の購入目的に適う(fitness for purpose)商品」や「商品として適正な品質(merchantable quality)」を有していることが黙示的な条件とされていたが（同法14条）、最新の1994年法では、「満足な品質を有すること(satisfactory quality)」（同法14条2項(2A)）、「質を不満足とするような(making their quality unsatisfactory)瑕疵がないこと」（同法15条2項(C)）とされている。
(169) *e.g.*, Chaplin v Hicks [1911] 2 KB 786(CA).
(170) *e.g.,* Hadley v baxendale (1854) 9 Exch 341, Victoria Laundry (Windsor) Ltd. v Newman Industries Ltd. [1949] 2 KB 528 (CA).
(171) *e.g.,* Anglia Television Ltd. v Reed [1972] 1 QB 60 (CA).
(172) *e.g.,* United Australia Ltd. v Barclays Bank Ltd. [1941] AC 1 HL. Fibrosa Spolka Akcyjna v Fairbairn,Lawson,Combe Barbour Ltd. [1942] UKHL 4 , [1943]AC 32.

(173)The Sale of Goods Act 1979 s50(3), s51(3).
e.g., Philips v Ward [1956] 1 WLR 471(CA), Ford v White [1964] 1 WLR 885,Lazenby Garages v Wright [1976] 1 WLR 459 (CA), Watts v Morrow [1991] 4 All ER 937 (CA),Harbutt's plasticine Ltd. v Wayne Tank & Pump Co.Ltd. [1970] 1 QB 447 (CA).

(174) 損害賠償範囲の詳細については、幡新・前掲注(77)271-285 頁、加藤良三「英国消費者信用法における供給者の違反行為と債権者の連帯責任（下）」公正取引 305 号（1976 年）22 頁、島田真琴『国際取引のためのイギリス法』（慶大出版会、2006 年）201-208 頁参照。

(175) わが国の民法に当てはめていえば、D-C-S 契約において、債務者と供給者間の売買契約は、特定物売買であるから、売買目的物に隠れた瑕疵があれば、民法 570 条および 566 条により、契約を解除し、または損害賠償請求を行うことができるのと同様である。ただし、わが国においては、損害賠償の内容は、信頼利益の請求、または売買代金と瑕疵ある商品の客観的価値の差額につき賠償が認められるとするのが通説（法定責任説）であり、修補請求等は認められていない。ただし、債務不履行説に立った場合には、特定物であっても修補請求や交換を観念でき、債権法見直しの中で議論が進められている。法務省法制審議会債権法関係部会資料 15-2 参照。

(176) 供給者の製品の調達価格と一般消費者の調達価格の差を考えると、金融機関は消費者の満足を得る必要があり、より負担が大きいと考えられる。

(177) *e.g.,* Jarvis v Swans Tours Ltd. [1973] QB 233 (CA), Jackson v Horizon Holiday Ltd. [1975] All ER92 (CA), Ruxley Electronics and Construction Ltd. v Forsyth [1995] 3 WLR 118 (HL),Farley v Skinner (No.2) [2001] UKHL 49.

(178) Cf. BEATSON et al, *supra* note (143), at 534.

(179) 1983 年時点で、まだすべての施行が完了していない。なお、CCA に関しては Commencement（施行開始）に関して 10 の命令が発令されており、これらは順次施行されている。金子＝坂東前掲注(4)41 頁参照。

(180)The Secretary of State for Trade and Industry, *Fair, Clear and Competitive : A Consumer Credit Market in the 21st Century,*The Stationery Office, 2003,1.…… 〔邦訳〕江夏健一＝坂野友昭監著『21 世紀の消費者信用市場――公正、透明かつ競争的な市場を求めて』（東洋経済新報社、2005 年）1 頁。 なお、現在はイギリス・クレジット協会の会員により、5,600 万枚のクレジットカードが発行されている。なお、デビットカードは、9,500 万枚トンあっている。（http://www.theukcardsassociation.org.uk/aims_ objectives/index.asp〔最終閲覧：平成 27(2015)年 8 月 16 日〕）。

(181) 従来の暖房設備の設置など「モノ」を含む役務提供から、輸送サービス、医療サービス、知的財産権の複写、上演等のサービスなど「モノ」が介在しない取引が増加しているうえ、これらのサービスが複数の事業者のサービスとして組み合わされて提供されるようになったほか、もともと一つの企業体が行っていた提供行為を、インフラ部分と販売部門や管理・企画部門などに分離して効率的なサービスを提供するアンバンドリング化が進展している。参考：野村宗訓「イギリス鉄道事業の規制改革――『アンバンドリング』の評価をめぐって」経済学論究 58 巻 3 号（関西学院大学、2004 年）404-407 頁。

(182) UK Cards Association（英国カード協会）によれば、非ユーロ国であるイギリス、ノルウエー、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイス、モナコを含めて単一ユーロ決済地域（Single Euro Payment Area: SEPA）につき、英国の送金・口座決済市場の 85%を占めるサービスプロバイダーによって、ユーロでカードや電子マネー決済がされるようになっている(http://www. ukpayments.org.uk/payment_options/cross_border_payments/single_euro_payments_are a_(sepa)/〔最終閲覧：平成 25(2013)年 9 月 23 日〕)。

(183) British Basic Slag v Registrar of Restrictive Trading Practices ,(Court of Appeal)[1963] 2 All ER 807,[1963] 1 W.L.R 727,LR 4 RP 116.では、《arrangement》は《agreement》よりも広い概念とされている。Cf. Christopher BISPING, *The Case against Section 75 of the Consumer Credit Act 1974 in Credit Card transactions*, Journal of Business law, may, 2011,2011,464.

(184) 幡新大実『イギリスの司法制度』（東新堂、2009 年）34-35 頁参照。

(185) CCA 141 条 (2)により、高等法院に提起された場合には不適切な提起とは扱われず、県裁判所に移送することとされている。

(186)日本弁護士連合会『イギリス調査報告書（2003・9/22-23、10/7 追加調査）』2-4 項(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/access/dai21/21 siryou2. pdf.〔最終閲覧：平成 25(2013)年 8 月 18 日〕)、小林明彦「世界の司法制度（1）イギリスの司法制度」NBL512 号（1992 年）24 頁参照。

(187) イギリスの訴訟費用の敗訴者負担制度においては、訴訟で敗訴した者には、訴訟費用や自己の弁護士等の費用負担に加えて、相手方の雇用した弁護士費用で裁判所の認定する合理的範囲内とされる費用の支払いが強制されることから、敗訴者には大きな負担となる。一方、弁護士の側においても、負けた場合に何ら得るものがないから、訴訟引き受け率が低下する一方で、敗訴のリスクを避けるため和解を勧めるという傾向があることが指摘されている。日弁連・前掲注(173)12頁参照。

(188) 林屋・前掲注(48)299頁参照。

(189) 林屋・前掲注(48)302頁参照。同様に、トライアル（本格審理）前の準備段階で9割以上が和解等によって終了しているとの報告もある。小林明彦・前掲注(186) 23頁参照。

(190) Cf. http://www.financial-ombudsman.org.uk/about/index.html〔最終閲覧：平成27(2015)年8月15日〕。(http://www.financial-ombudsman.org.uk/publications/ first-annual-report/ar-1999-2000.pdf〔最終閲覧：平成27(2015)年8月15日〕)。なお、FOSは、2000年の金融サービス市場法（Financial Services and Market Act: FMSA）制定を受け、紛争解決に関して、それまで金融界において業界団体ごとに自主的に設けられていた8つの仲裁機関やオンブズマン制度を統合してできた組織である。横井眞美子＝川名剛『アジアの資本市場育成と消費者保護制度に対する法的考察』「第2章　先進国の事例：欧州、英国、米国」日本貿易振興機構アジア経済研究所平成19年度金融庁委託研究（2008年）31頁、70頁参照。

FOSにおける苦情処理は、FMSAの付属規定17およびこれに基づいて策定されたFOSの制度運営規則に基づいて実施される。手続は、まず、事前に相談者から事情を聞き、該当の金融機関に連絡して、双方で解決に向けた交渉を開始してもらい、苦情申立から8週間経過しても紛議が未解決の場合に、相談者はFOSに対して解決処理の申立てを行うことができるとされる。解決処理の申立内容が法律による強制管轄に該当する場合は、FOSが和解に向けた助言を行い、調停案を提示し、それでも解決に至らないときはオンブズマンが裁定を下すことで解決を図る。FOSのこの裁定には法的拘束力があるが、消費者に関しては、この提案内容を受けるかどうかの自由な選択権があり、不服があれば、裁判所に提訴できる。だが、これに対して、相手方金融機関に関しては、FOSの下した裁定に従う義務があるので（裁定の片面的効力）、裁定を不服として金融機関のほうから提訴することはできない。なお、このFOSの裁定については、イギリスにおいて執行が可能とされている。春井久志「金融グローバル化の下における消費者保護――訴訟外紛争処理とオンブズマン制度」経済学論究63巻2号（関西学院大学、2009年）70頁。（財）日本証券経済研究所編『外国証券関係法令集（イギリス・金融サービス市場法）』（日本証券経済研究所、2011年）367頁以下参照。

(191) The illustrative case studies are based broadly on real-life cases, but are not precedents.

(192) 同判決は、"*Halsbury's Statutes of England and Wales*", Butterworths,4th ed., 2006,131.にCCA 75条(1)に関する判例として収録されている。しかし、75条による信用契約の解除を認めない否定説は、56条により、解除ができるとし、そのうえ絵75条1項による請求を認めるべきとする。鹿野・前掲注(141)901(281)頁参照。

(193) 1994年改正後の1979年動産売買法13条(2B)には、満足すべき品質としての適合性評価基準が定められており、外観及び仕上がりなどとともに、小さな欠陥がないことの規定が存在する（同条(c)）。**【判例3】**は、中古車については、個別の自動車により、また価格により求められる品質が異なると考えるのであろう。

(194) 中古車の商品性に関する担保責任について判断した判例として、Bartlett v Sidney Marcus Ltd. [1965] 1 W. l. R. 1013.がある。同判決では、クラッチに故障があり、修理して購入するなら975ポンド、そのままなら950ポンドで購入できるところ、購入者は自分で修理することを選択した。ところが、他にも重大な欠陥があり、84ポンドも修理代がかかったため、この中古車の商品性が争われたが、裁判所は、製造後の年数、価格、その他の状況から商品性を認め、契約違反を認定しなかった。

(195) ブラッセル条約すなわち「民事および商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約(Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters)」により、不動産を巡る紛争についての管轄については、当該不動産の所在地とする旨の特別裁判管轄が定められている。

(196) 本判決以前には、同様の争点に関して、Trevor & Elizabeth Jarrett v Barclays Bank t/a Barclaycard & Royal Bank of Scotland (unreported decision of Colchester County Court, April 19, 1995)と、John v Barclays Bank t/a Barclaycard (unreported decision of Mayor`s and City of London County Court, 30/04/96) の消費者敗訴事例がある。Cf. GIDNEY, *supra* note (127), at 762.

(197) 1989 年ジャック委員会報告書が、銀行取引に関する消費者保護がコモン・ローだけでは十分に図られていないとし、銀行界が自主規制を整備しない限り消費者保護立法をすべきとの報告を行い、これを受けて、1991 年に「銀行取引に関する顧客に対する情報提供および契約内容に関わる銀行等の金融機関の自主規制（The Banking Code)」として整備された。山下友信『金融法務研究会報告書（4）消費者と銀行取引における法律問題について（イギリス)』(全銀協、2002 年）20-21 頁。その後、イギリス銀行協会は、1995 年の OFT の報告書を受けて、1996 年 12 月末までの期間にクレジットカードを海外で利用した場合に、決済額を限度として CCA 75 条(1)の請求に応じることを、法的義務のない自主協定（Voluntary Agreement）としたうえ、The Banking Code に参加した。野村美明「英国消費者法の域外適用と EU 域内市場」クレジット研究 37 号（2006 年）119 頁参照。なお、この自主規制は、その後、公正取引庁の CCA 75 条の適用範囲の見直しが見送られたことにより、撤廃された。

(198) 金融オンブズマン・サービスでは、裁定にあたって、法や規則の他業界の自主規約なども参照のうえ、何が公正で合理的かを判断するものとされているので、The Banking Code も参照の対象である。小倉康介「英国銀行サービスにおける最近の消費者保護の動向について――バンキング・コードの改正を中心に」みずほ欧州リサーチ No.001（みずほ総合研究所ロンドン、2002 年 6 月 10 日号）3 頁参照。

(199) イギリスにおいても、わが国の加盟店情報交換制度（割賦販売法 35 条の 20 等）と同様に問題のある加盟店について、クレジットカード等の加盟店から排除する全国小売店警告サービス制度を運営している。その制度を運用することで不正や問題のある販売店を排除していると考えられる。なお、登録されていた販売店がクレジットカード会社に対して、紛争解決を申し出た例が FOS の Case として 2 件あるので紹介する。

【裁定 i】 Ombudsman news issue 12: case studies - withdrawal of merchant acquiring facilities 12/12

〔事案の概要〕 S 社は女性向けファッション衣料店であったが、2000 年 1 月 15 日アクワイアラであるカード会社から 1 か月前に行われた 14 取引（総計 3,000 ポンド）の売上票について質問を受けた。高額の詐欺的な取引があったことを理由に、6,000 ポンドがチャージ・バックされることになるからである。最終的に S 社とその代表者が全国小売店警告サービスに登録され、4,000 ポンドがチャージ・バックされ、他の会社にも通知された。これに対して、S 社の代表者は、会社および代表者名の登録は名誉棄損であり、カード会社の取引口座の処理により会社が別途損害を受けたと主張した。

〔裁定〕 S 社において相当数のクレジット売り上げが増加したのは事実であり、カード会社は適切な警告を発した。カード会社には加盟店契約に基づいて、通知なく取り扱いを停止し 6,000 ポンドを取得する権限がある。しかし、同社も詐欺の犠牲者であることから、FOS は、代表取締役に 2000 ポンドの支払いを伝えた。また、チャージ・バックルールの厳格な期限に従えば、S 社は適切な時期に売上票のコピーを与えていることから、FOS は、6,000 ポンドを戻し、追加して遅延損害金と逸失利益、迷惑料として 1,750 ポンドの支払いを提案した。

【裁定 ii】 Ombudsman news issue 12: case studies - withdrawal of merchant acquiring facilities 12/13registering fraud with the National Merchant Alert Service

〔事案の概要〕 車の修理と改造を行う個人商人「A エンジニアリング」は父の代からクレジットカード加盟店であった。1997 年に加盟店契約は改訂され、新条件として、詐欺の場合は通知なしで加盟店契約が解除されることとなった。その後、同年の遅い時期に、この店が詐欺のターゲットとされ、19,000 ポンドの詐欺が判明した後、さらに 74,000 ポンドの別の詐欺も判明した。そこで、カード会社は加盟店契約を終了させたうえ、A エンジニアリングを全英小売商警告サービスに登録した。

〔裁定〕 A は、3 年前から別のカード会社と提携することを考えていたが、取り扱いができず、本件登録により莫大な損害を受けた。カード会社が選択した登録というオプションは、あたかも A を悪人扱いしているように見えると

して、FOSは、2,000ドルを慰謝料として払うことを提案した。

(200) わが国では、当初「購入者のために商行為となるものに係る販売」が、割賦販売法、訪問販売法共通の適用除外とされていた。しかし、これに対しては、金地金の購入など購入の際に、資産形成的（投機）的意思があれば形式的に商行為（商法501条1号）に該当し、保護が受けられないとの批判があって、昭和63(1988)年改正の際に、「商行為」から「営業のためにもしくは営業として」行った契約に変更され、割賦販売法も、その後同様の改正を受けた。割賦販売法35条の3の60第1項1号、第2項1号、消費者契約法第2条1項。

(201) CCA 187条の定義によれば、《Individual》には、《Partnership》と《Unincorporated Body（法人格のない団体）》を含むとされていた。その後、2006年CCA改正に伴うExemption Agreementの改訂により、法人格のない団体については、3名以内の構成員による団体に制限されている。

(202) 2006年消費者信用法第189条1項。小出篤「英国における消費者信用法制改革――2006年消費者信用法を中心に」ジュリ1372号（2009年）140頁参照。

(203) 当初の5,000ポンドから25,000ポンドに引き上げられ、2006年に上限規制は撤廃された。Cf. Consumer Credit Act 2006, Ch. 14, s. 2 (Eng.)(1)(b). 小出・前掲注(202)140頁参照。

(204) 古くから、商品瑕疵の問題は、中古車の販売に関して争われてきた。Bartlett v Sidney Marcus LTD. [1965] 1 W. L. R. 1013. 砂田・前掲注(155) 91頁参照。

(205) 春井・前掲注(190)74頁参照。

(206) 横井＝川名・前掲注(190)32頁参照。

(207) 春井・前掲注(190)75-76頁参照。

(208) 木下・前掲注(52)396頁参照。

(209) 「回避可能な結果のルール(Avoidable Consequences Rule)」「損害軽減義務(Duty of Mitigating Damage)」と呼ばれる。樋口・前掲注(164)302頁、楳博行『アメリカ民事法入門』（勁草書房、2013年）110-111頁参照。

(210) 昭和59(1984)年割賦販売法の施行に際しては、抗弁事由につき、「購入者保護の観点から、できるだけ広く解すべきであり、原則として商品の販売について販売業者に対して主張しうる事由は、およそこれをもってあっせん業者に対抗することができる事由になると解する」との通達が発出された。通商産業省産業政策局取引信用室監修『クレジット関連通達集』（日本クレジット産業協会、1994年）80頁。

(211) 現行割賦販売法35条の3の8第9号、同施行規則79条15-17号により、供給者の契約時に、商品・指定権利の販売の条件となる役務、指定権利の販売または役務の提供の条件となる商品、商品の販売または指定権利の販売の条件となる権利について、その内容を書面に記載して交付すべきことが定められている。

(212) 判例では、具体的にどの程度の抗弁を認めるかを判断したものは見出せなかったが、しかし、抗弁事由は「できるだけ広く解すべき」とされていることから（前掲注(210)参照）、契約の目的の達成にかかわる付帯役務の提供ではない、軽微な「おまけ」的な約束であっても、その不履行により、一定額の減額対応を余儀なくされる場合も、筆者の実務経験上多く見られる。

(213) 田中亘「契約違反に関する法の経済分析――強制履行を認める法体系の意義」社会科学研究62巻2号（2011年）3頁、安藤誠二「契約違反と瑕疵治癒費用――ラックスレイ電工社事件貴族院判決を主題に」海事法研究会誌131号（1996年）41頁。その他、幡新・前掲注(77)、樋口・前掲注(164)、田島・前掲注(52)、島田真琴・前掲注(174)など参照。

(214) 支払停止の抗弁権につき、割賦販売法30条の4、同35条の3の19。個別信用購入あっせん契約の解除につき、割賦販売法35条の3の13、35条の3の14, 35条の3の15、35条の3の16。過量販売における立替金の返還義務につき、割賦販売法35条の3の12。

(215) 一般には、カード会社と小売店など複数の会社が提携して一枚のカードを発行した場合を指し、ダブルカードともいわれるが（岩崎和夫編著『クレジット用語辞典』（近代セールス社、1985年）118頁、132頁）、この場合は、チャージカードとデビットカードという複数の機能を使い分けることができるカードを指している。

(216) デビットカードは、①銀行とオンラインで利用時に即時に銀行口座から、引落が行われるオンラインデビットが原則であるが、かつては②VISA、MasterCardのような国際クレジットネットワークと接続し、オンラインのほか、数日後に銀行口座から引落がされるオフラインデビットがあった。このうち②のオフラインデビットカードは、国際ブランドの決済ネットワークを使用し、クレジットカード取引・チャージカード取引と同様会員のサインが必要で

ある。しかし、イギリスでは、2002年以降EMVカード（ICチップ搭載）が導入され、現在はオンラインでPIN（暗証番号）の入力が必要となっている。和田・前掲注(114) 69頁、和田文明「（海外事情）アメリカのデビットカードの最新動向」カードウェーブ19巻2号（221号、2006年）46頁参照。本件は、②オフラインデビットの事案のようである。

(217) これは、アメリカのフランクリン・ナショナル銀行が最初に発行したカードの名称であるが、一般には、翌月または翌々月に一括払いする専用のクレジットカードを指す。末藤高義『クレジットカード辞典（第3版）』（民事法研究会、2011年）22頁、岩崎・前掲注(215)138頁参照。

(218) エクイティ裁判所に提訴したのは、コモン・ローの規範とエクイティの規範が接触する場合は、制定法に定めにない限り、エクイティが優先するとされているからである。Cf. Supreme Court of Judicature Act 1873, s 25, Supreme Court Act 1981, s 49. なお、大法官府裁判所(Court of Chancery)は、1873年最高裁判所法（the Judicature Act 1873）で廃止されたが、その他の古い裁判所とともに、高等法院（High Court）の衡平法部（Chancery Division）に設置され、エクイティとコモン・ローの双方の案件を扱う。なお、双方の準則に「抵触と相違(conflict or variance)」がある場合には、最高裁判所法25条により、エクイティの優先適用による救済を求めることができる。ウイリアムズ(庭山＝戒能＝松浦訳)・前掲注(119)9-12頁、41-46頁。戒能通厚編『現代イギリス法辞典』（新世社、2003年）46頁参照。

(219) Consumer Credit Act 2006, Order 2010, SI 2010/1010, Reg 2 2,24Cにより、現在は3か月以内の一回払いで支払う口座信用は、CCA 75条(3)(c)により適用除外である旨が明記された。

(220) 法律の適用においては、制定法は、常にコモン・ローとエクイティに優先する。Cf. Supreme Court Act 1981, s 49(1). 高窪・前掲注(69)61-62頁。したがって、コモン・ローのルールとエクイティのルールを比較しても、それらのルールが制定法上に改正として見直しがなされていれば、制定法が優先して適用されることになる。

(221) 高窪・前掲注(69)200頁参照。

(222) Consumer Credit (Exempt Agreement) Order 1989: SI 1989/869 Art. 3 (1)(a)(b).

(223) 売主と売買契約を締結したのは家族であるが、一般的なカードでは、本人会員がその支払義務負担しており、割賦販売法30条の4は、「購入者または役務の提供を受ける者は……支払い分の請求を受けたときは……割賦購入あっせん業者に対抗できる」とされているので、本人会員は購入者ではないが請求を受けるので、そのときに家族会員の購入商品等の瑕疵を援用して、支払停止が可能になる。なお、連帯保証人に関しては、主債務者と同様に、支払い抗弁を援用できるとする判決がある。大判昭和5年10月31日民集9巻1018頁。芳田圭一「連帯保証人からの引渡未了の抗弁」梶村＝深澤＝石田『全訂版割賦販売法』（青林書院、2004年）491頁。

(224) イギリスでは、1870年及び1882年の既婚女性財産法(Married Women's Property Act 1870, 1882)により夫婦別産制の原則が明確化され、1935年の法律改革（既婚女性および不法行為者）法(Law Reform (Married Women and Tortfeasors) Act 1935)によって、夫婦別産制が確立したとされる。浅見公子「イギリスの夫婦財産制の諸問題――戦後の判例の発展」北法10巻1-4号（1960年）165頁。三宅篤子「現行夫婦別産制の問題点」熊本学園社会関係研究1巻1号（1995年）150頁参照。

(225) Cf. OFT, *"Connected Lender Liability, A Review by the Director General of Fair Trading on section 75 of Consumer Credit Act 1974"*, March 1994,OFT,1994,30-31.

(226)鹿野・前掲注(141)909(289)頁参照。

(227) 《Solicitor》は、一般に「事務弁護士」と訳されており、訴訟準備の事務を負う弁護士であり、裁判所の弁論は、《Barrister》が担当するとされるが、県裁判所など下位裁判所においては、《Solicitor》であっても弁論権を有する。大木・大木＝中村編・前掲注(32)32頁参照。

(228) 専門家責任およびCCA 75条(1)の請求を怠ったとして提訴された類似事件としてThomson Snell & Passmore (A Firm) v Rosa (CA) [2000] PNLR 378.

(229) 「通常期待される技能と注意義務をもった(with reasonable skill and care)」作業がなされることが、黙示の「契約条件」となることが、制定法で明確にされたのは、1982年動産役務提供法(Supply of Goods and Services Act 1982)以降である。

(230) Limitation Act 1980では、製品欠陥による人身への侵害につき3年（同法

11A条）であるが、不法行為に基づくもの、簡易な契約に基づくもの、回復可能な損害賠償については、訴訟原因発生日から原則として6年とされている（同法2条、5条、9条）。

(231) 同指令は、EU加盟国の最低限の調和を目指すものであり、加盟国の法制度は維持されているので法改正しない限り6年間のままとなる。北居功「第8章EU契約法」庄司克宏編『EU法・実務編』（岩波書店、2008年）239頁参照。

(232)鹿野・前掲注(141)905(285)頁参照。
なお、【**判例** 13】の判旨中には、海外取引の割合が10%を超えているとの記述がある。

(233)鹿野・前掲注(141)909(289)頁参照。なお、FOSの裁定（【**裁定** 1】）にもあるように、銀行協会が一時期自主協定として海外適用を認めていた。しかし、これを法的な義務とした場合には、特に供給者の損害賠償責任が大きい事案や、多数の犠牲者の出た事故などの場合に特に大きな問題となると考えられた。Cf. GIDNEY, *supra* note (127), at 762.
一方、OFTは、海外でのカード取引でも国内取引と同様に「取決め」が存在することを理由に75条の適用を肯定していた。また、実質的な衡量面からも妥当としていた。Cf. OFT, *supra* note (225), at 27-28.

(234) 本件の判決内容については、野村美明・前掲注(197)120-125頁に詳細な分析がある。控訴審判決（【**判例** 12】）については、村本武志「クレジット契約における審判業者の加盟店管理責任――OFT対ロイズTSBほか2名間の事件判決を素材にして」消費者法ニュース70号（2007年）13-25頁、貴族院判決（【**判例** 13】）については、岡小夜子「重要裁判例紹介（英国最高裁）カード会社の決済代行業者による消費者被害の責任」消費者法ニュース90号（2012年）333頁参照。

(235) OFTがCCA75条の関連貸主の責任範囲の見直し論議を行っていた1996年頃、銀行協会は、海外取引にCCA75条の適用を認めていた。なお、この時期、消費者団体などは、CCA75条の見直しに反対し、四当事者間取引・海外取引にもCCA75条の適用があるとの見解を示していた。当時は、海外へのメールオーダーと、フランスなどへの日帰りの買い物観光でのクレジットカード使用の例があったが、電子商取引の利用で徐々に海外利用件数が増えつつあった時期であり、クレーム件数の全体に占める割合はほんのわずかであった。Cf. NATIONAL CONSUMER COUNCIL [hereinafter *NCC*], *Credit Cards and Connected Lender Liability: National Consumer Council's Response to the Department of Trade and Industry's Consultation Document*,"1, June, 1996, NCC, 1996,9-11.

(236) これは、1998年5月19日EU指令（Injunction Directive）に対応して発出されたイギリスThe Stop Now Order (E.C. Directive) Regulation 2001が適用される結果、EUの消費者信用指令違反を理由に差止手続を求めざるを得ないという立場であった。村本・前掲注(234)16-17頁

(237) 田中英夫・前掲注(52)232頁参照。わが国でも、公法上の法律関係に関する訴えは、行政事件訴訟法4条に基づく「公法上の法律関係に関する訴訟」の一つと考えられている。

(238) 村本・前掲注(234)18-19頁参照。

(239) 村本・前掲注(234)17頁、20頁参照。

(240) Cf. OFT, *supra* note (225), at26; GIDNEY, *supra* note (127), at 762-763. なお、その他、CCA75条(1)が、海外供給者への適用を意図していないことを示す根拠として、67条から74条における解約権やクーリング・オフの権利、解約の通知や返金についての規定は、イギリス国内でしか実質機能しないことが主張されている。

(241) イギリスにおいてカード発行が急速に伸びるのは、1980年代後半になってからである。また、ジャック卿は、銀行の発行するクレジットカードも同様に小売商との共同事業であると述べているが、これは、明確な提携関係がある三当事者型を念頭に置いた発言であると考えられ、当時はまだMasterCardがイギリスで、発行されていない時点であったことからも、ほとんど念頭になかったのではないかと考えられる。

(242) Cf. HANSARD,*Consumer Credit Bill*, HL Deb 30 April 1974 Vol.351 cc 33-82, 41-42.(http://hansard.millbanksystems.com/lords/1974/apr/30/consumer-credit- bill-hl-1#S5LV 0351P0_19740430_HOL_296〔最終閲覧：平成25(2013)年9月23日〕)

(243) Cf. Consumer Credit (Exempt Agreement) Order 1989, SI 1989/869, as amended by SI 1989/1841, SI 1989/2337。

(244) Baldry and another v First National Bank Plc. [Court of Appeal (Civil

Division) 5 October 1998. 本件は、不動産に関連する権利の管轄裁判所が、欧州裁判所管轄条約16条1項により、不動産の所在地であることから、CCA75条の請求がイギリスの裁判所で可能かが争われ、9年余り判断されず裁判は、放置されていた。しかし、その後、1999年になって、本文【判例6】Jarrett事件判決により解決を見た。また、ドイツでは、1980年代から90年代初めにかけて、スペインのグランド・カナリア島など、EU指令にもかかわらず、訪問販売のクーリング・オフの権利などが国内法で整備されていない地域における、商品の購入やリゾートマンション等の購入トラブルについて、居住地法が準拠法とされない場合の自国の強行規定の適用に関して盛んに検討された時期がある。西谷裕子「ドイツ国際消費者契約法上の問題――『強行法規の特別連結』に関する一考察」法学63巻5号（1999年）4-5頁、22-24頁参照。

(245) 国内の消費者保護規定による国内消費者を保護するためには、準拠法の整備だけでなく、海外事業者と国内消費者間の合意にかかわらず、国内消費者保護の強行規定の適用を行う必要がある。わが国の「法の適用に関する通則法」（平成18年6月21日法律第78号）に関して、多数当事者型クレジットカード取引と割賦販売法、消費者契約法の適用関係については、吉元利行「クレジットカード利用者の保護とその限界――海外での利用や関係当事者の増加に着目して――」クレジット研究所レポート3号（2014年）50頁参照。

(246) イギリスにおけるクレジットカード会社の会員となっている者が当該クレジットカード会社の提携する海外のクレジットカード会社（アクワイアラ）と提携した物品提供業者または役務提供事業者の提供する物品の購入や役務提供サービスの契約を締結した場合に、CCA 75条の適用があることを前提に処理がなされていた。

(247) 現在、クレジットカードの国際ブランドは6ブランドあるが、それらはアメリカ（VISA、MasterCard、AMEX、Dinners）とアジア（JCB、銀聯）のものであり、イギリスのクレジットカード会社が、海外でも自社のクレジットカードを利用してもらうようにするには、上記外国のブランド会社の規約を承認したうえで、その規約に従った対応を行わなければならない。しかも、その場合、海外の加盟店と直接加盟店契約を締結することは禁じられている。したがって、加盟店コントロールを行おうとすれば、上記国際ブランドに頼ることなく、自ら海外の加盟店と一つずつ加盟店契約を締結していく必要がある。

(248) ジャック卿の述べるように、現在のVISA、MasterCardのネットワークの利用から、直接的な契約関係に切り替えれば、カード会社は問題のある業者を排除することができ、CCA 75条(1)の規定の下で発生する責任から免れることができる。しかし、法制度の異なる全世界のカード会社が協力することは、契約上の不利益の問題だけでなく、コスト等の面からも期待できないように思われる HANSARD, *Consumer Credit Bill*, HL Deb 02 May 1974 vol. 351 cc 199-48.（http:// hansard.millbanksystems.com/lords/1974/may/02/consumer-credit-bill-hl.〔最終閲覧・平成25(2013)年9月23日〕）。

(249) VISAもMasterCardも、もともとは世界の各カード会社をメンバーとする共同組織であり、個別の契約関係は存在せず、ただ単に資金決済を行う決済機関であった。そして、その加盟員たるカード会社については、国際ブランドのルールの適用があり、VISAの場合、原則としてその国内営業地域を越えての自社ブランド会員を対象とする供給者との加盟店契約を締結することが禁じられている（クロスボーダーアクワイアリングの禁止。ただしインターネット取引を除く）。一方、MasterCardには、明文での規則はないが、VISAと同様の方針がとられている。山本正行「クレジットカードのクロスボーダー取引は止められない?――GoogleとPaypalの参入で変革するカードビジネスの行方」Card Wave 24巻5号（2011年）20頁参照。

(250) 国際ブランドの《Honer All Cards Rule》(VISAの場合)により、加盟店は、国際ブランドマークが付いたクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードのいずれに関しても、そのカードを提示した者の取扱いを拒絶することはできないとされている。

(251) 1957年締結の欧州経済共同体契約は、当初から明確な消費者保護を規定していたわけではないが、前文、2条、39条、86条に消費者政策に関連する規定が認められる。その後、1975年に「消費者保護及情報政策のための欧州経済共同体の予備計画に関する1975年4月14日の理事会決議」が閣僚理事会で採択され、1981年に同決議を追認する「消費者保護及情報政策のための欧州経済共同体の第2次計画に関する1981年5月19日の理事会決議」が閣僚理事会で採択され、1986年には「消費者の利益の保護及び促進のための欧州経済共同体の政策の将来の方向に関する1986年6月23日の理事会決議」、1989年には「消費者保護政策の再開のための将来の優先事項に関する1989年11月9日の理事

会決議」が採択されている。

一方、消費者信用に関しては、1987年に消費者信用に関する指令(Council Directive 87/102/EEC)が発出され、その後、1990年と1998年に改正が行われた。その後は、2002年に新たな消費者信用に関する指令の改正案が提出され、2004年の修正案提出の後、2008年に消費者のための信用契約に関する指令(DIRECTIVE 2008/48/EC)が発布されている（http://europa.eu/about-eu/eu-history/index_en.htm〔最終閲覧：平成27(2015)年8月15日〕)。(http://ec.europa.eu/consumers/financial_services/consumer_credit_directive/index_en.htm〔最終閲覧：平成27(2015)年8月15日〕)。

なお、消費者の権利に関する指令最終案(Commission of the European Communities, *Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Consumer Rights*, *Brussels, 8. 10. 2008*, COM,2008では、営業所以外で交渉された消費者契約、消費者契約における不公正約款、遠隔地契約,消費財の売買及び保証契約に関する各指令を統合し完全調和を目指して検討が続けられるなど、統一の取り組みは続いている。

(252) ブリッタ・ベアーテ・シェーン「ヨーロッパ信用法――EU委員会の新消費者信用指令の提案を中心として」同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター報告（2003年）47-54頁。大村敦志「ヨーロッパ共同体と消費者法政策」NBL538号（1994年）8頁以下、540号28頁以下、マンフレード・A・ダウゼス・角田美穂子訳「EU域内市場における消費者保護の法的基礎」亜細亜法学35巻2号（2000年）151頁以下、角田光隆「EU司法の展開」北大法学論集55巻1号（2004年）338頁以下、2号394頁以下参照。

(253)「チャージ・バック」とは、①元来は「取立銀行が顧客から受け入れた取立手形等につき預金勘定に入金記帳した後、その手形等が決済されなかった等になされる入金取消し」(田中英夫・前掲注(52)138頁）のことをいうが、②クレジットカード取引においては、カードの利用につきカード会員から取引の不存在、金額の相違、詐欺などの抗弁がなされ、これが正当と認められる場合に、イシュアからアクワイアラに対し、カード売上代金の請求を取り消すよう求めることをいう。末藤・前掲(217)86頁参照。

(254) チャージ・バックには、①VISA World、MasterCard Internationalの国際ブランドにおけるチャージ・バック制度と、②国内のチャージ・バック制度があり、いずれに関しても会員間の任意の制度である。中崎・前掲注(10)273-274頁。なお、国際ルールでは、チャージ・バック事由(charge back reason)ごとに、書面証拠をもとに行われるが、理由の違いにより45日、60日、120日の申出期間が定められている。Cf. MasterCard Worldwide, *Chargeback Guide-24 April 2009*, MasterCard, 2009,3-9, 3-15, 3-16.

(255)「不実告知」と「契約違反」に対応するものとして、詐欺、金額の相違、契約の不存在などのほか、サービスの未提供、商品未着などがチャージ・バック理由とされるが、商品やサービスの品質や瑕疵に係る契約違反はチャージ・バック事由とはされていない。MasterCard, *supra* note (254),at 3-15, 3-16.

(256) チャージ・バックの効果は、イシュアによる支払済み金銭をアクワイアラから取戻すことである。

(257) このように、正規の加盟店とは別に、同種の供給者、または異なる種類の商品の提供やサービスの提供を行う供給者が存在することを、わが国であれば、クレジット加盟店の口座貸（加盟店名義貸し）と呼び、禁止している。なお、中には、デパートやモール事業者など、もともとテナントを抱える事業者の場合は、包括加盟店として、その責任で供給者にクレジットカードを取り扱わせることを許している場合がある。

(258) 山縣昭一＝吉元利行監修『消費者信用の法務対策330講』（きんざい、2000年）647頁。具体的事例としては、(株)日専連ニックコーポレーションの加盟店規約11条3項の規定を参照。(http://www.nissenren-nicc.co.jp/image/kameiten.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年5月4日〕)

(259) クレジットカードを利用することのできる小売店などと加盟店契約を締結し、カード会員がカード加盟店でクレジットカードを利用した後のカードの売上票を受け入れ、カード会員（イシュア）に代わって代金を支払うカード会社のこと。末藤・前掲(217)30頁。通常カード会社はクレジットカードの発行と加盟店契約の双方を行っており、自社の会員以外のカード会員が利用したときにアクワイアラとなる。

(260) Cf. British Basic Slag v Registrar of Restrictive Trading Practices(Court of Appeal) [1963] 2 All ER 807:[1963] 1 W.L.R 727:LR 4 RP 116.《Arrangement》は《Agreement》よりも広い概念とされている。Cf. BISPING, *supra* note (183), at 464.

(261) この行為は、わが国では、カード加盟店としての資格を利用した「口座貸し」であって、加盟店契約の禁止行為に該当する。一方、この行為をアクワイアラが承認していたとすれば、「包括代理店」という下部に個別の販売店を抱える代表加盟店に該当することになろう。

(262) わが国であれば、支払停止の抗弁の申し出があり、2か月程度の期間内に解消されない場合には、債権譲渡の取消し、または買戻し、立替金の返還などの規定が定められていることが多く、抗弁を提出しないまま支払いをしない場合には、不正な取引の場合における取引額全額の支払停止の抗弁に対応するための事前求償権による相殺が可能な建付けにしない限り、クレジットカード会社の債務不履行となる可能性が高いと考えられる。

(263) 国際ブランドにより、チャージ・バック可能な理由は異なる。MasterCardの場合、事務処理上の問題に関する「取引データの未受領」「不鮮明な情報」「取引額の相違」「二重処理」「無効カード」「サイン漏れ」「請求遅延」、不正利用が窺われる「承認なし」「詐欺的取引」「オーソリの不取得と詐欺的取引」「疑わしい商業活動」、契約違反に関する「商品の未受領」「サービスの不提供」「電話取引でのカード使用」「カード所有者の抗弁」など、全部で7項目の「理由コード(Reason Code Number)」が設けられている。Cf. MasterCard, *supra* note (254), at 1-4, 1-16.

(264) イシュアが、チャージ・バックの申立てをアクワイアラから拒否されたため、再度のチャージ・バックを行う場合には、裁定（Arbitration）の制度を利用することになる。この場合、イシュアは、国際ブランドに提訴し、特別の機関が間に入って請求の可否の裁定を行う。Cf. MasterCard, *supra* note (254), at 1-12.

(265) アメリカ連邦法である Consumer Credit Act (Truth in Lending Act) 170条 (15 USC §1666i)や 1971年に制定され、"Song-Beverly Credit Card Act of 1971"として参照されるカリフォルニア州法(Cal. Civ. code §1747 (2013))の§1747-90など規定に基づく。

(266) Cf. MasterCard, *supra* note (254), at 3-146. 3.27.
Message Reason Code は、4854 - Cardholder Dispute - Not Elsewhere Classified (U.S.Region Only)とされている。.

(267) チャージ・バックの権利(Credit Card Chargeback Right)は、連邦法では United States Code §1666, §1666i, §1640(e)及び Code of Federal Regulation § 226. 12(c), §226. 13に規定されている。州法では、たとえばカリフォルニア州法§1747, §1748. 95に規定されている。

(268) Cf. MasterCard, *supra* note (254), at 1-16.

(269) Cf. MasterCard, *supra* note (254), at 3-8, 3.5.

(270) 山本正行『カード決済業務のすべて――ペイメントサービスの仕組みとルール』（きんざい、2012年）33-35頁参照。

(271) わが国では、ICカードの発行が60%台にとどまっており、日本クレジットカード協会では2020年までに100%化達成が目標とされている。しかし、わが国では、百貨店や量販店で使用するPOS端末機とカード読み取り端末機の併用となっており、これを解消するには高額な費用が掛かることからIC対応端末の整備は現在の課題となっている。2014年7月に経済産業省が発表した「クレジットカード決済の健全な発展に向けた研究会 中間報告書」参照。

(272) イギリスでは、デビットカード利用がこの10年あまり前から急増しており、取引件数で1995年にクレジットカードを超えていたが、取引金額についても2001年に上回っており、2010年時点では、取引件数は、クレジットカードの約3倍、取引金額が約2倍となっている。なお、クレジットカード発行枚数は、2006年にデビットカードが上回って以降、クレジットカードの発行枚数が減少しており、2008年66,163千枚が2010年に55,601千万枚に減少し、2013年現在55,362千枚となっている。一方、デビットカードは、2008年76,271千枚から2013年には、96,689千枚大幅に増加している。また、2014年第2四半期（4－6月）における取扱件数と金額は、クレジットカードが約7億件（対前年比8.6%増）、412億ポンド（約7.6兆円：鯛前年比5.0%増）に対し、デビットカードは、23億件（前年比9.4%増）、993億ポンド（18.3兆円：対前年比8.2%）と件数で3.2倍、金額で2.4倍であり、前年比上り津もデビットカードのほうが大きい。カード・ウエーブ編「電子決済総論2015－2016」〔カードウエーブ、2015年〕204-205頁、和田・前掲注(114)66頁参照。

(273) Cf. OFT, Connected Lender Liability ,A Second Report by the Director General of Fair Trading on section 75 of the Consumer Credit Act 1974,OFT may 1995,OFT,1996; OFT *supra* note (225), 5-6., 鹿野・前掲注(141) 904(285)頁参照。

(274)全国消費者協会(National Consumer Council: NCC)などは、消費者保護を弱めるものとして、前記注(273)OFT の改正提案に対して反対を表明し、また、四者間取引・海外取引のいずれにも CCA 75 条の適用されることは明白であると主張した。Cf. NCC, *supra* note (235), at 5-12, 17-18.

(275) Cf. Council Directive 87/102/EEC.

(276) 坂東俊矢「欧州の消費者信用法制の研究『1979 年 EC 消費者信用指令案と英国の反応』」高知短期大学社会科学論集 53 号（1987 年）173 頁以下参照

(277) Cf. OFT *supra* note(273), at 4-5. 鹿野・前掲注(141)906(286)頁参照。

(278) Cf. Council Directive 90/88/EEC.

(279) Cf. Directive 98/7/EC of the European Parliament and of the Council.

(280) 1983 年には、CCA 75 条(3)(b)の適用除外取引の下限額が 30 ポンドから 100 ポンドに、上限額が 10,000 ポンドから 30,000 ポンドに引上げられる見直しとされていた。Consumer Credit (Increase of Monetary Limits) Order 1983, SI 1983/1878, Art. 3.

(281) 2006 年の改正法で、規制される消費者信用契約についての 25,000 ポンドまでの上限制限は廃止された。なお、1983 年に引き上げられた CCA 75 条の適用取引となる現金価格については、1994 年に、CCA 75 条の適用の上限と下限を 25,000 ポンドと 150 ポンドに引き下げるべきとの提案がされたが、見直しはされていない。Cf. OFT, *supra* note (225), at 7. その一方で、高額資産保有者を保護対象外とする改正も行われており、新設の CCA 16 条 A の委任を受けた命令により、年間収入額が 15 万ポンドまたは純資産額が 50 万ポンド以上の個人については、CCA の適用対象外とされるに至っている。小出・前掲注(202)141 頁参照。

(282) Directive 2008/48/EC of the European Parliament and of the council of 23 April 2008 on credit agreement for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC. なお、指令の訳文については、谷本圭子「2008 年ヨーロッパ消費者信用指令(2008/48/EC)について」立命館法学 2011 年 2 号（2011 年） 1097 頁を参照した。

(283) 対象となる関連信用契約は、特定の商品供給または特定のサービスの供給であって、債権者がクレジット契約書の用意や作成に関連して供給者のサービスを利用するか、クレジット契約において明示的に記入された特定の商品、または特定商品の供給に、限定して行われる貸付とされた融資契約と規定されている(CCA75 条 (5))。

(284) CCA75A 条 (2)により、債権者に対する請求接続の条件として、①債務者が供給者を突き止められないとき、②供給者に連絡をつけても、その反応がないとき、③供給者に資力がないとき、④債務者が供給者に対して、その請求権を行使するための合理的ステップ（訴訟手続は必要ない）を踏んだが、十分な満足を得られなかったときに限って、債務者が供給者の違反につき債権者に責任を追及できるものとされた。

(285) 消費者信用契約及び理事会指令 87/102/EEC 廃止に関する 2008 年 4 月 23 日ヨーロッパ議会及び理事会指令 2008/48/EC 前文の採択理由（4）（9）を参照。

(286) このほか、スマートフォン端末やタブレット端末を活用したモバイル決済として、わが国においては、スクエア(Square)、コイニー(Coiney)、アップルペイ(Apple Pay)などがある。

(287) 加盟店契約の対象から排除されている風俗系店舗での利用や出会い系サービス、連鎖販売取引の決済にも悪用される可能性がある。山本正行「複雑化する『出会い系』のカード決済問題――規制困難な越境取引と高額化する被害」Card Wave 25 巻 5 号（2012§）26 頁参照。

(288) Cf. BISPING, *supra* note (183), *at* 458.

(289) Cf. BISPING, *supra* note (183), *at* 465. イギリスでは、1989 年独占合併委員会がクレジットカード(価格差別)令 Credit Card (Price Discrimination) Order 1990, SI 2159 により、クレジットカードの加盟店がクレジットカードで購入する客に対して現金価格と異なる価格をカード会員に請求すること（たとえばカード加盟店の手数料を転嫁して請求すること(surcharge)を認めていた。しかし、この処理は、the Credit Card (Price Discrimination) Order 1990 Revocation Order 2012 により、2012 年 1 月 12 日付で廃止されている。なお、アメリカでは、上乗せを認める州法と、上乗せを認めない州法が混在している。

(290) この点に関しては、最判昭和 63 年 4 月 21 日民集 42 巻 4 号 243 頁以降、割合的認定を行う判決が定着している。

(291) アメリカにおいて、薬害被害を発生させた製薬会社の特定ができない場合に、その薬剤を製造した会社が複数あり、個別の製薬会社にどのように損害賠償請

求ができるかという問題につき、各製造会社の全国規模の市場占有率に応じて、個別責任を負うものとし、個別の会社の免責を認めなかった裁判例がある。Cf. Hymowitz v. Eli Lilly & Co.73 N.Y. 2d 487: 539 N. E. 2d 1069: 541 N.Y.S. 2d 941.大塚直『アメリカ法判例百選』(2012)171 頁参照。

(292) 複数の原因が競合して結果を惹起させた場合に、その寄与度によって責任を割合的に認定することが考えられ、これに被害者の有する何らかの素因が関係していた場合に、因果関係の認定や損害の認定につき、被害者の素因を考慮するとなると、高度に複雑な問題となり、さらに、一部の関係当事者が破産・清算していた場合、当該当事者と関連して貸付等を行った金融機関の負担は、著しく重くなる可能性がある。

(293) Cf. NCC, *supra* note (235), at 14.

(294) Payments UK の統計資料によると 2014 年には、成人の 93%が Debitcard を保有し、92 兆回利用され、一人当たり、年間 172 回になる。一方、クレジットカードは、成人の 60%が保有し 23 兆回利用され、一人当たりは、年間 41 回の利用にとどまっている（http://www.paymentsuk.org.uk/sites/default/files/publication-free/Payments%20UK_Contents_UK%20Payment%20Statistics.pdf〔最終閲覧平成 27〔2015〕年 10 月 17 日〕）。

(295) Re a Debtor (No 78 of 2000) [Chancy Division] hearing-date, 13 JULY 2001.は、チャージカードによる決済の場合に CCA 75 条の適用がない旨を説示している。また、ADR においては、Ombudsman News, issue 62. June/July 2007: case studies, 62/2 は、妻が夫のクレジットカードを利用した場合には、売買契約とクレジット契約の債務者が異なるため D-C-S 契約とはならないことを理由に、CCA 75 条の適用が否定されている(http://www.financial-ombudsman.org.uk/publications/ombudsman-news/62/62-consumer-credit.htm#cs2〔最終閲覧：平成 25(2013)年 8 月 26 日〕)。

(296) 清水・前掲注(12)「クレジットカードの法的構造(1)」174 頁は、「たまたま分割払いを認めるか否かのみで経済的には同種の取引の法的取扱を異にする合理性はない」とする。なお、日本弁護士連合会等からは、マンスリークリア方式を割賦販売法の規制対象に加えるべき旨の要望がある。長尾・前掲注(4)「第二章　売主法域における法改正問題――割賦販売法昭和 59 年改正の考察」126 頁参照。

(297) DoCoMo のおサイフケータイやクレジットカードにセットして利用できる後払い式電子マネーの iD がある。これらにおいては、利用した金額を後から通話料金やクレジット利用代金と一緒に支払う。

(298) Suica（スイカ）など、クレジットカード会社に登録することで、電子マネーのオートチャージができる電子マネー。チャージ代金をクレジットカード利用代金とともに後払いする。

(299) デビットカードは、預金口座からの即時引き落としが基本であるが、総合口座など貸越が認められているキャッシュカードの場合には、残高を減らしておけば、自動的に後払いとなる。

(300) 「当然適用説」として、池本誠司「割賦販売法後の販売信用・決裁に関する論点」鹿野菜穂子＝中田邦博＝松本克美編『消費者法と民法（長尾治助先生追悼論文集）』（法律文化社、2013 年）88 頁、203 頁、番井菊世「改正特商法・割販法 5」月報司法書士 2010 年 8 月号 54 頁など。類推適用説として、経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』（日本クレジット産業協会、2009 年）50 頁、中崎・前掲注(10)184-186 頁など参照。

(301) 個別クレジットを利用して訪問販売または電話勧誘販売の方法で商品等が販売された場合に、供給者が特定商取引法 6 条 1 項 1 号、21 条 1 項 1 号等に記載されるべき重要事項、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項 1 号から 4 号に規定する個別信用購入あっせん受領契約（個別クレジット契約）および同条同項 6 号に規定する重要事項について不実告知または故意の不告知に該当した場合には、購入者は、割賦販売法 35 条の 3 の 13 第 1 項に基づき、売買契約とともに、個別クレジット契約の取消しが可能である。なお、特定連鎖販売個人契約（割賦販売法 35 条の 3 の 14)、継続的役務提供契約（同法 35 条の 3 の 15)、業務提供誘引販売個人契約（同法 35 条の 3 の 16）についても同様の規定がある。

(302) わが国のリボルビング払手数料率は、実質年率 13.4%～15.5%程度であるのに対し、イギリスでは、クレジットカードの紹介サイトを見ると 17.9～23.9%とかなり高率である（http://www.money.co.uk/credit-cards/abroad-credit-cards.htm〔最終閲覧：平成 25(2013)年 8 月 25 日〕)。また、郵便局の MasterCard については、クラッシックカードとプレミアムカードの年会費は無料であり、

リボルビング金利はクラシックカードが 22.9%。プレミアムカードが 17.8%と、一般的なカードより低料率と低いというものの、わが国に比較すると決して低料率とはいえない。和田文明「(海外事情)カード&NFC旅行記――イギリス・ロンドン編」Card Wave 27巻 4号(2014年) 54頁参照。

(303) わが国では、現金販売価格とクレジット取扱時の価格の差別は、クレジットカード会社と加盟店との間の契約で禁止されているが、イギリスでは、加盟店手数料の負担を顧客に上乗せ転嫁する(surcharge)など、現金顧客との差別を禁じる契約はできないことが、命令で認められたことがある。一方、アメリカでは、surchargeを認める州と禁止する州もある。尾島茂樹「クレジット・カード使用手数料の上乗せと現金割引――アメリカにおける立法を参考として」金沢法学 45巻 2号(2003年) 181頁参照。

第３章　アメリカのクレジットカード取引における利用者保護の仕組み

第１節　本章の課題

本章では、クレジットカード取引の発祥の地であり、国際ブランドを生み出し、今日の多数当事者型クレジットカード取引の基本的スキームを構築して、小切手社会からキャッシュレス化社会へと牽引してきたアメリカを扱うことにする(1)。

クレジットカードは、当初、売主と買主という二当事者間取引における身元確認と顧客の購買履歴をとる目的で導入された(2)。その頃のカード取引は、商品売買のための取引方法の一方式に過ぎず、消費者保護の観点から高額商品の分割購入についての割賦販売規制が行われていた州はあっても、購入資金の金融機関融資手数料の最高額の制限や不公正な契約条項の禁止等の規制にとどまっている場合がほとんどであり、クレジットカード取引そのものに対する法規制は行われていなかった(3)。

カード利用者保護のための法規制が必要とされ、検討が開始されるようになるのは、三当事者型のカード取引――銀行（クレジットカード発行会社）と消費者との間のカード会員契約、カード会社と販売業者との間の加盟店契約を前提とする、加盟店たる販売業者とカード会員たる購入者との間の商品販売・役務提供契約の三面契約(4)――を行う銀行カードが普及して以降のことである(5)。

この点は、わが国が二当事者間取引の割賦販売とともに、チケット・クーポンによる三当事者型取引が割賦販売法制定当初から適用対象となり、分割払い式クレジットカード取引へと移行していく過程とはやや異なっている(6)。また、当初のクレジットカード取引に対する法規制についても、わが国とは異なり(7)、銀行が口座開設者に対して一方的にクレジットカードを送付したために生じた①他人

の不正取得と不正使用、②多数の銀行から送付される取引条件（利率、最長期間など）の異なるクレジットプランに対する表示規制・情報開示の適正化の問題であり、③消費者のカード紛失・盗難による被害の救済といった点に着目した規制であった点に特徴がある(8)。

今日のクレジットカード取引の基本スキームは、VISA、MasterCard、American Express、Dinnersといったアメリカ発祥の国際ブランドの下で、イシュアの相違や利用地域の区別なく、同一のオペレーションで運営される多数当事者型クレジットカード取引へと移行しており(9)、わが国における法規制のあり方を検討する際には、アメリカの多数当事者型カード取引のスキームに対する法規制の内容について知ることが不可欠と考えられる。

そこで、以下では、今日の全世界的に主流となっている国際ブランドによる多数当事者型クレジットカード取引が、アメリカにおいてどのような経緯で生まれ、発展してきたのか、また、それがどのような問題に直面し、それに対してどのような法規制が行われてきたかを探ることを通じて、わが国の現在のクレジットカード取引に発生している諸問題に対する取り組みの方策や規制のあり方を探ることとしたい。

第２節　アメリカにおけるクレジットカード取引の歴史

1．アメリカにおけるクレジットカード取引の起源

（1）　二当事者型クレジットカード取引

アメリカで最初の（したがってまた世界最初の）クレジットカードは、1910 年頃から 1915 年頃に発行されたとされている。1914 年頃には、石油会社がガソリンスタンドの会員向けにガソリンや車のアクセサリーを購入するためのものとして発行し、また送金サービス会社である Western Union が紙のチャージカードを発行したことが判っている(10)。それ以前にも、少数のホテル、百貨店などにおいては、クレジット・コイン(credit coin)などを利用した信用販売が行われていた。「クレジット・コイン」とは、小さなメダル（円形ではないものを含めて「トークン」と呼ばれていた）に発行者である商人の名称と顧客の取引口座番号を記載したもので、顧客の利用権限と身分証明を果たすものであった(11)。クレジット・コイン等の発行目的は、第１に購入促進策であり、第２には、取引顧客の素早い確認であったが、クレジット・コイン等は、詐欺的な使用を防止するための信用のカギとしての機能も有していた(12)。

しかし、こうしたコイン類には、記載できる項目は限定されており、顧客氏名や有効期限などの記載ができかったため、店員が常連客を必ずしも識別できるとは限らない不都合が存在した。そこで、掛売り客の身元確認と同時に、その購入内容を記録する目的をもって、紙のクレジットカードの発行が始まった(13)。

1920 年代初めには、石油会社が「コーテーシー・カード(courtesy card)（優待カード)」の発行を始めたが(14)、これは、ほぼ現在のオイル会社のクレジットカードと同じ機能を備えていた(15)。

その後、1928 年には、大手百貨店が「チャーガ・プレート(charga-plates)（掛買い許可証)」と呼ばれた金属製のクレジットカードを発行するようになる。その仕組みは、販売員が刻印機にこ

のプレートを差し込むと、売上伝票に顧客の名前などとコード化された情報を記載するものである(16)。

石油会社やホテルなどで発行されたカードは、二当事者間取引で用いられ、使途も単一目的(single purpose)のものであった(17)。これに対して、デパートなどが発行するカードは、デパートのあらゆる商品に利用できた点においては汎用的であったが、これも二当事者型で、そもそも信用力が確実な顧客に対してのみ発行される点において使途は限定的であった(18)。

〔図表 1〕　二当事者型クレジットカード取引

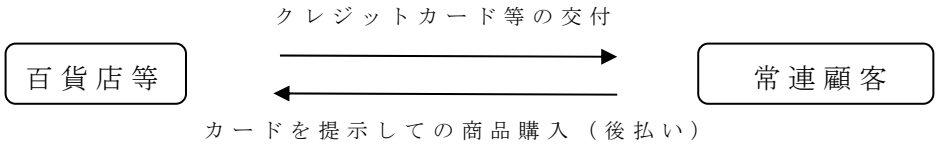

(2)　二当事者型クレジットカード取引における利用者の保護

二当事者型カード取引の時代においては、カード（クレジット・コイン等）は身分証明と売掛記録のための手段であったから、カード利用者保護のための法規制は、必要とされていなかった。それどころか、売主の利益保護の観点からクレジットカードの不正な取得に刑事罰を設けている州すらあった(19)。

また、クレジット・コインを不正に使用された場合における保有者の責任に関しては、保有者の管理責任を理由に支払い義務を認める見解と、クレジット・コインなどは単なる身分証明であるから、保有者は不正利用の責任を負わないとする見解が対立しており、あるいはクレジット・コインの不正使用の問題は、詐欺に関する既存の法律で処理すれば足りるとの見解もあった(20)。

なお、その後、リボルビング支払ができるカードが出現するが、その手数料に関する規制については、利子賦課に関する州法で対処

すれば十分とされていた(21)。

2．三当事者型のクレジットカード取引

(1)　三当事者型クレジットカード取引の出現

1929年に発生した大恐慌によりクレジットカード･ビジネスはいったん衰退した。その後、1936年になってシアトルのリテール・サービス・ビューローという会社が1,000店以上の小売店と契約して消費者への掛売りの仲介事業を開始した(22)。これは、消費者が仲介事業者の発行するクレジットカードを保有する会員になれば、仲介事業者が提携する小売店において、小売店ごとの専用のカードを示すことなく、仲介事業会社のカードをもって利用ができるというものである。

この方式では、クレジットカードは、売主が顧客の顔や名前、住所などを知らなくても、自店の特定の顧客と同じように掛売りができることを示す特別の証票という性格を有することとなった。この新しい仲介事業者介在型のクレジットカードは、提携先に限るという、利用可能な範囲には限定があるものの、購入目的に応じて会員は、売主を選択できる、汎用性をもったカードへの一歩を踏み出すことになった。この方式は、その後の鉄道や航空機の発達によって、利用範囲が拡大していく(23)。

〔図表 2〕　当初の三当事者型クレジットカード取引

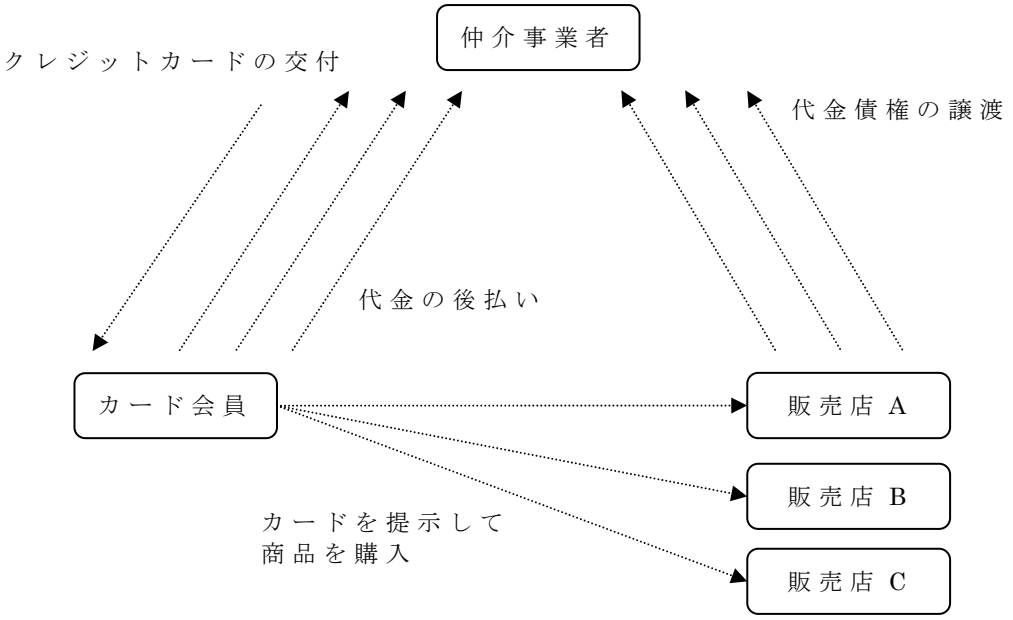

（2）　三当事者型クレジットカード取引の発展

その後、第 2 次世界大戦中は、ガソリンが配給制になったほか、消費者信用のすべての分野につき、連邦準備制度理事会の信用統制令として 1941 年 9 月に Regulation Z が発令され、頭金の額、返済期間、支払期間を過ぎた掛売金勘定(charge account)の勘定継続行為の禁止などの規制を受けたため、クレジットカードも、ほとんど発行されなくなっていた(24)。

しかし、戦後になると、汎用性を持ったカード発行のチャレンジが続けられる中で(25)、1950 年にダイナース・クラブ(Dinner's Club)が、初めて全国的な規模で利用できる汎用性(all purpose)を有するクレジットカードプランの提供を開始した。このカードは、T&E カード(Travel & Entertainment Card)と呼ばれた(26)。Dinner's Club は、旅行や飲食その他の販売店を加盟店に加える一方で、カード会員として富裕層をターゲットに据えて、数年の間に利益をあげることに成功した。

ダイナースカードの成功を機に、銀行もカード業務に参入するよ

うになり(27)、クレジットカードの発行銀行数は 1955 年には 100 行を超え、1959 年までには 150 の銀行がクレジットカードを発行するようになった(28)。一方、1958 年には、トラベラーズ・チェック最大手であるアメリカン･エクスプレス(American Express)が 1959 年にはヒルトンホテルのクレジットカード部門であるカルテ・ブランシェ(Carte Blanche)が T&E カード部門に参入する(29)。

だが、その後のアメリカのクレジットカード取引の発展の担い手は、銀行であった。すなわち、銀行の発行する《consumer credit card》が、多目的に利用できるカードとして発展し(30)、それがやがてアメリカにおける三当事者型の汎用クレジットカード取引(The Tripartite Credit Card Transaction)へと展開してゆく(31)。

(3)　三当事者型クレジットカード取引の仕組み

T&E カードならびに当初の銀行カードの仕組みは、クレジットカードを発行する銀行や T&E カード会社がその利用を受け入れる販売店を加盟店として募集し、クレジットカード取扱いに関する加盟店契約を締結する一方、預金者にクレジットカードを発行して会員化して、加盟店でショッピング代金をカードで決済させ、事後的にまとめて、預金口座または小切手での清算を行うというものであった。これらの取引における各当事者との契約関係は、カードの会員規約と加盟店規約に定められている(32)。

しかし、同じ三当事者型の取引でも、T&E カードと銀行カードとでは、その内容ないし収益構造が大きく異なる。

T&E カードにおいて、クレジットカードカード会員は、予め入会金と年会費を支払うことが必要であるが、月末に送られてくる請求書に基づき、利用日から 30 日以内にその全額を支払い、手数料(service charge)を支払う必要がない(33)。カード会員に商品を販売した加盟店には、加盟店契約に基づいて、利用代金から加盟店手数料を控除した金額が支払われる。このように、つまり、T&E カードにおいては、加盟店からの加盟店手数料収入と(34)、カード会員から

の入会金・年会費が主な収益源であった(35)。

これに対して、銀行の発行するカードは、多くの銀行においては、代金の繰り延べ払いを認めず、T&E カードと同様に手数料なしで30 日程度でカード会員に一括返済させるが(36)、会員から年会費を徴収しなかった。加盟店との関係は、T&E カードと同様に加盟店手数料を徴収した。

銀行カードは、入会金・年会費の収入がないうえ、カードの売上伝票の集計等にはコストがかかるので、当時 13,000 行余りある全銀行のほんの一部しか、クレジットカード事業に成功していなかったといわれている(37)。

また、T&Eカードは、徐々にクレジットカードの取扱いを全国規模に拡大していったが、当時のアメリカにおいては、「1927年マクファーデン法(Mc-Fadden Act of 1927)」により、国法銀行(National Bank)・州法銀行(State Bank)とも、ほとんどの州において、本店の所在する州以外の州での支店設置が制限されており(38)、また、商業銀行の州内の支店設置が認められていなかったことから(39)、銀行カードは、制限のないノンバンクのカード会社と比べて競争上不利だった(40)。

1960 年時点のアメリカでは、全銀行 13,126 行の 81.8%を占める10,740 行が一店舗のみで営業する単店銀行(Unit Bank)であり、全営業店舗の 45.3%が単店銀行の店舗であって(41)、支店を有する銀行にあっても、店舗総数は 5～6 店規模であった。このような状況では、銀行が多数の加盟店を獲得し、多数の顧客との頻繁な取引により利益を生むクレジットカード・ビジネスを単独で営むには、効率が悪すぎたといえよう。

一方、百貨店業界では、クレジットカード利用による返済方法に、一括返済のほか、リボルビング返済、分割返済の三つのクレジット・プログラムを採用しており、百貨店の発行するクレジットカード・ビジネスでは、商品売買による利益のほか、リボルビング返済、分割返済による会員からの手数料収入が見込めるシステムになってい

た(42)。

そこで、銀行は、銀行カードを利用した場合の毎月の請求額を、一定期間内（通常 25 日ないし 30 日以内）に全額一括払いで支払うか、あるいは繰延払いをするかについて選択権を設ける方式に変更した(43)。カード会員が、繰延払いを選択した場合には、利子の支払いの猶予期間(grace period)を経過した後はリボルビング払いに伴う利子手数料を受領できる(44)ので、銀行は、これにより、収益を増加させようとしたのである(45)。

カード会員が、利用額の一部の支払いを繰延払いする支払方法を選択したときの金利手数料として、銀行が設定したのは、残額に対して月 1～1.5%の手数料率であった(46)。その結果、銀行カードにおける主たる収入源は、加盟店に対する手数料と(47)、クレジットカード会員からのリボルビング払いによる金利収入となった(48)。

なお、銀行カードは、T&E カードのように、会員からの年会費の徴収という方法は、引き続き採用しなかった(49)。

ところで、T&E カードの場合は、カード会員が加盟店で利用した代金を、その債権の譲渡を受けた T&E カード会社に月末などに 1 回払いで支払うものであるから、その性質は代金の後払いになる。これに対して、銀行カードにおいて、猶予期間経過後のリボルビング払いを選択した場合には、利用代金のうち、繰り延べ部分については、リボルビング返済を約した借入とみることができる(50)。

このように、同じ汎用性のある三当事者型のクレジットカード取引であるが、最終的な決済の方法の違いも大きい。

〔図表 3〕　銀行の三当事者型クレジットカード取引

（太線＝金の流れ。破線＝情報・モノの流れ）

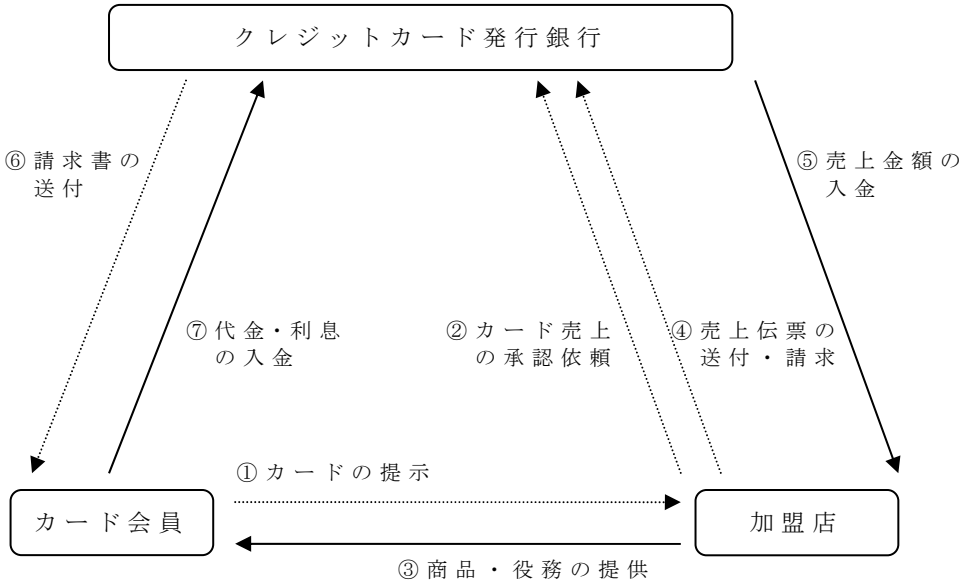

①　カード会員が、カード券面の提示またはカード番号の通知並びに署名または暗証番号の入力により、代金のカード決済の申し込みを行う。 ②　加盟店は、カードが有効なカードか、与信限度枠内かなど回線等を通じてカード会社に確認する。 ③　加盟店は、カード発行銀行の承認により、商品の引渡し、役務の提供を行う。 ④　加盟店は、掛売りした売上伝票や売上データをカード発行銀行に送付し、代金相当額の支払いを請求する。 ⑤　加盟店契約に基づく所定の支払期日に、代金相当額から加盟店手数料を控除した金額が、加盟店の届け出た銀行預金口座に支払われる。 ⑥　カード発行銀行は、カード会員が利用したカード利用の明細書を月一回作成し、支払請求する。カード会員の指定する住所に送付する。 ⑥　カード会員は、利用代金を所定期日までに全額、または支払うべき最低金額以上の金額を小切手に記載して支払銀行への送付または口座振替の方法により支払う(51)。

（4）　三当事者型クレジットカード取引における利用者の保護

二当事者型カード取引においては、買主に商品が納入されない、商品に瑕疵があっても、修理や交換等に応じてもらえない、返品に応じてもらえないといった問題が生じた場合、カード利用代金が未

払いであれば、売主と代金の支払先は同一であるから、支払いを留保し、完全な納品や交換等を受けるまで支払わない、もしくは、契約を解除することができるとして、問題の解決に臨むことができる。

しかし、三当事者型カード取引においては、商品の購入やサービス取引の当事者は、カード会員と加盟店である商人であって、カード会員は、商人との代金決済に必要な資金を提供した銀行に対して返済義務を負うことになり、二当事者型と同じ対応を採ることが難しい。

また、三当事者型カード取引の一般的な会員規約では、カード発行銀行から承認された購入代金の支払いが義務付けられており、クレジットカードの利用代金の請求が銀行から行われれば、カード会員がその返済を拒むことは、許されていない(52)。また、カードを紛失したり、盗まれたりして、無権限者がカードを利用した場合でも、紛失等の通知がカード発行銀行になされるまでは、会員に支払義務のあることが会員規約に明示されており、会員規約が有効な限り、カードを利用した責任は、カード会員にあることが明確にされていた(53)。

なお、多数の州では、小売店・金融会社・月賦販売契約の譲受人による消費者圧迫の慣行を規制する割賦販売法を制定し、特定の販売店から特定商品購入を行い、その代金決済に関連する貸付を利用した場合に、消費者の保護が図られており(54)、判例でも、すでに1940年頃から、販売店と信用供与機関である銀行との間に緊密な商事的関連性がある場合には、信用販売債権の譲受人や商品購入に関連した貸付に関して、コモン・ロー上の「緊密関連性の法理〔緊密関係法理〕(close-connectedness doctrine)」(55)を適用して、売主に対する抗弁の接続を認めるようになっていた(56)。

しかし、割賦販売法の保護の対象となっている特定の商品を金融会社や銀行の貸付を利用して代金決済目的で借り入れる場合と比較すると、クレジットカード取引では、カード発行銀行が商品の内容や価格等について予め関与することがなく、しかも、カード会員の

判断で購入する商品を自由に選択することができることから、クレジットカード取引においては、購入契約との強い緊密関係性があるものとは、認識されていなかった。したがって、連邦法でも、州法でも、三当事者型カード取引に関しては、当初は、直接、カード会員を保護するような法制度を設けることは行われてはいなかった(57)。

また、割賦販売法やその関連法規が分割払いを認めないクレジットカードに適用されないのは当然であるが、分割払いを認める三当事者型のクレジットカード取引についても、適用はないとされていた(58)。

3. 四当事者型のクレジットカード取引

(1) 四当事者型クレジットカード取引の誕生

様々な経緯を経て、多数の銀行が三当事者型クレジットカードに取り組むようになったが、1959年には、全米銀行1位のバンク・オブ・アメリカ(Bank of America)(59)がアメリカ西海岸で全国規模のカードシステムの提供を開始し(60)、汎用クレジットカード分野に本格的に参入した(61)。全米2位のチェース・マンハッタン銀行(Chase Manhattan)もアメリカ北東部で全米の一般消費者を対象としてこれに追随したが、チェース・マンハッタン銀行は、新規事業における営業上の困難さや、貸倒れ、営業経費の増大により、事業からいったん撤退する(62)。

これに対して、バンク・オブ・アメリカは、クレジットカード事業を採算に乗せることに成功する。これは、同銀行が、全米一の人口と、わが国より広い面積を有するカリフォルニア州に、合併等により当時すでに大支店網を展開していた点が大きい。すなわち、最大の商業銀行の規模を活かして、全州の小売店などと加盟店契約を結ぶ一方、州内の消費者を対象にクレジットカードを発行できたことが、同銀行がクレジットカード事業の成功を収めた原因であった

(63)。

こうして、カリフォルニア州においてクレジットカード事業に成功したバンク・オブ・アメリカは、1966年、クレジットカード事業であるバンカメリカード(BankAmericard)事業を全米にライセンス販売することを宣言し、州を越えて全米でクレジットカード事業を展開するようになる(64)。この方法であれば、クレジットカード業務のみを行い、要求払い預金等を受け入れず、単一の事務所しか有しないいわゆる「クレジットカード銀行」として、1956年銀行持株会社法規則(12 U. S. Code 1841条(C)(2)(F))にて銀行の定義から除外されているため、McFadden Actによる銀行の州際業務禁止規定に抵触しない。よって、自行に口座を持つクレジットカード会員は、他州においても、同銀行のサービス業務としてのクレジットカード決済が可能であった(65)。なお、このカードによる決済サービスの名称は、1977年1月1日にバンクアメリカードからVISAに変更された(66)。

一方、こうしたバンク・オブ・アメリカの動きに対し、カリフォルニア州内の他の銀行は、1967年7月《California Bankcard Association》を結成、《Inter charge Card》を発行して対抗し、さらに、《California Bankcard Association》は、ニューヨーク州の11の銀行が結成した《Interbank Card Association》と統合して、バンカメリカードに対抗する全国規模のネットワーク《Master Charge System》が構築された(67)。現在のMasterCard Internationalの前身である(68)。

バンク・オブ・アメリカとこれに対抗する銀行グループによる激しいフランチャイズ銀行獲得競争の結果、その後のアメリカにおいて、1970年頃には、10,000を超える銀行が、自社独自のプランもしくはBankAmericardないしMaster Charge Systemと提携した全国型のプランを提供するようになった(69)。また、加盟銀行の増加に伴って加盟店の拡大が進み、カード利用の範囲も全米50州とカナダの一部まで及ぶこととなり(70)、その結果、銀行にクレジットカ

ードの口座を開設したカード会員は、クレジットカードさえ所持していれば､米国内のどの場所でもカードが利用できるようになった。

その後、この事業は、海外にも展開し、まずイギリスを皮切りにヨーロッパに進出した後、世界規模へと拡大していく(71)。わが国では、昭和 43(1968)年 6 月に、住友クレジットが Bank of America と提携して営業を開始する一方、ダイヤモンドクレジットが Inter Bank Card Association と提携したことで、わが国でも VISA、MasterCard ブランドのカードが発行するようになった経緯については、すでに第 1 章で概観した通りである(72)。

(2)　四当事者型クレジットカード取引の仕組み

四当事者型クレジットカード取引は、遠隔地や海外での取引を含むため、VISA、MasterCard といった国際ブランド抜きでは、語ることはできない。VISA、MasterCard という国際ブランドは、自らクレジットカードを発行しない。国際ブランドは、世界中のクレジットカードを発行する銀行その他の機関（クレジットカード会社）と提携して、法人や個人をカード会員として獲得しカードを発行する業務を行うイシュア(Issuer)及び販売店との間で加盟店契約を結び、会員がクレジットカードを利用したときに利用代金を支払う業務を行うアクワイアラ(Acquirer)の間に立って、代金関係の清算業務を行う(73)。

具体的には、国際ブランドは、クレジットカードの利用に関連するデータ（カード会員情報や取引金額その他の取引情報）を、アクワイアラからイシュアに取り次ぎ、イシュアが加盟店からの承認請求を承認したら、アクワイアラに代金相当額を交付する一方、イシュアに対して代金相当額を請求し、これを受領することによって、最終的にイシュアがカード会員にアクワイアラの加盟店で利用した代金請求をすることを可能する清算機能を果たす、というものである(74)。国際ブランドは、この精算システムの利用料として、加盟カード会社からブランド・フィーと取引に伴うフィーを受領するが、

個別の取引には、一切関与していない。

この国際ブランドの提供するシステムにより、カード会員は、カードがどこの国で発行されたものであっても、カード券面上と同じ国際ブランドのマークを掲げた店舗で、買い物やサービスが受けられる状態になっている(75)。

〔図表 4〕　一般的な四当事者型クレジットカード取引

（太線＝金の流れ。破線＝情報・モノの流れ）

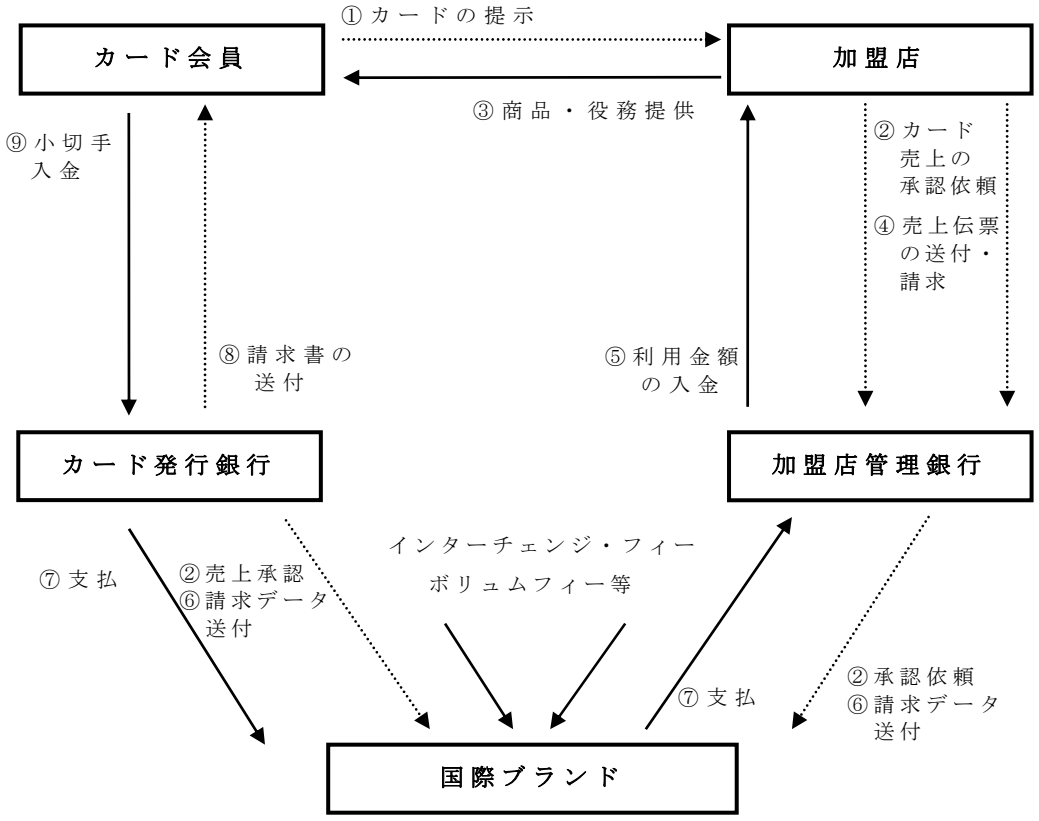

①　カード会員がカード券面の提示またはカード番号の通知並びに署名または暗証番号の入力により、代金のカード決済の申し込みを行う。 ②　加盟店は、カードが有効なカードか、与信限度枠内かなど加盟店管理銀行を通じて、カード発行銀行に確認し、カード発行銀行の売上承認を受ける。 ③　承認結果に基づき、商品の引渡し、サービスの提供を行う。 ④　加盟店は、掛売りした売上伝票や売上データを加盟店管理銀行に送付し、代金相当額の支払いを請求する。

⑤　加盟店管理銀行は、加盟契約に基づく所定の支払期日に、代金相当額から加盟店手数料を控除した金額を加盟店の届け出た預金口座のある銀行に支払う。
⑥　アクワイアラは、国際ブランドを通じて、カード発行銀行に代金を請求する。
⑦　カード発行銀行は、請求額からインター・チャージ手数料を控除した金額を国際ブランド経由で、加盟店管理銀行に、ブランド・フィーを国際ブランドに支払う。国際ブランドは、ブランド・フィーを加盟店管理銀行から徴収する。
⑧　カード発行銀行は、カード会員が利用したカード利用の明細書を毎月 1 回作成し、カード会員の指定する住所に送付する。
⑨　カード会員は、利用代金を所定期日までに全額、または支払うべき最低金額以上の金額を小切手に記載して支払銀行への送付または口座振替の方法により支払う。

（3）　四当事者型クレジットカード取引の特徴

銀行カードは、当初は、Dinner’s Club やアメックスカードと同様、クレジットカードを発行するとともに、カード会員に利用代金を請求する業務（「イシュアリング業務」という）と、カードでカード会員が買い物をする販売店を加盟店として獲得し、代金の支払等管理業務(「アクワイアリング業務」という)を同時に行っていた(76)。

しかし、その後、カードの利用範囲が、イシュアの営業地域外（アメリカ国内の他の州、さらには海外）まで広がるようになると、イシュアは、営業地域から離れた地域の加盟店のアクワイアリング業務が困難になるため、クレジットカード取引は新たな局面を迎えた。すなわち、州外・海外の販売店との間で、アクワイアリング業務を行う新たな当事者が必要となった。そして、これは他のイシュアにも言えることであり、クレジットカード会社は、カード会員が自己に属する会員の場合はイシュアとして、自己に属する加盟店の場合は、アクワイアラとして、機能するようになった。

四当事者型クレジットカード取引におけるアクワイアラは、カードがどこの銀行が発行したものであろうが、加盟店契約を締結している販売店の取引はすべて引き受け、利用総額を販売店の口座に振り込み、伝票をカード発行銀行別に手作業で分類し、自らは連邦準

備制度を通じて、各カード発行銀行から償還を受ける、という一連の作業を行う。

しかし、当初、アクワイアラは、こうした業務の処理には膨大な時間を費やし、集計・請求作業が停滞する一方、偽造・盗難カードの利用や、小売店の不正請求に悩まされていた(77)。これを解決したのが、インター・チェンジ(inter change)（データと資金の交換）に関して、カードの規格等を統一して共通のコンピュータ・システムでの処理を可能にしたうえ、これをクリアリングハウス（清算機関）として利用するシステムの構築・採用であった(78)。これは、他の銀行に口座を持つ販売店でカード会員が商品を購入した際にサインした売上伝票(sales slip)を、あたかも会員が販売店に宛てて振り出した小切手のごとく見たてて(79)、カード会員の決済口座を保有する銀行に提示し、その決済資金を自行の販売店口座に受け入れるものである。すなわち、小切手における手形交換所と同様の、銀行間で相手先銀行への支払いを清算する仕組みを、統一規格のコンピュータ処理の側面で設計・構築した(80)。

こうした清算システムは、最終的にはVISA、MasterCardという国際ブランドの下に統合されていったが(81)、その統合の過程において、クレジットカードのサイズは統一され、一斉にプラスチック化され(82)、さらに、銀行のATM（キャッシュ）カードも、クレジットカードサイズに揃えられるなどの副次的効果を及ぼしつつ、地理的な制約や銀行間の決済の障壁を取り払った、同じ国際ブランドが表示されていれば、世界中どこででも利用が可能な、現在のクレジットカード取引へと発展したのであった。

（4）　四当事者型クレジットカード取引における利用者の保護

だが、四当事者型カード取引では、従来の三当事者型と異なり、イシュアは、カード会員が自らの営業地域外の銀行と加盟店契約を締結している販売業者から商品を購入した場合には、その契約内容を知ることができない。その一方で、イシュアは、会員が署名した

売上伝票が他の銀行から提示されて、支払請求を受けた場合には、無条件に支払いに応じなければならない。すなわち、小切手決済の場合と同様であったから、イシュアは、カード会員から販売店に対して有する商品の瑕疵等に基づく抗弁を主張されても、他の銀行との決済完了後は、これを受け入れることはしなかった(83)。また、会員から商品についての苦情等の申立てがあっても、販売店との間に直接の契約関係がない場合には、苦情内容の調査が困難で、かつ遠隔地の場合は費用や時間もかかるからである。

したがって、三当事者型取引において採用されていた抗弁の放棄条項は、四当事者型でもそのまま継続して使用されたが、この抗弁の切断効は、四当事者型カード取引の決済の仕組みが小切手を模倣して構築されたシステムに起因しており、必要なものだったともいえる。しかし、署名の偽造や販売店による誤った請求なども発生する可能性があり、イシュアとして、会員を保護すべき課題もあった。

そこで、四当事者型カード取引においては、承認のない売上、署名の偽造、間違った請求など一定の事由がある場合には、銀行間で清算のやり直し（チャージ・バック）を行う旨の取り決めが行われるようになる。これにより、事後的に支払済みの金銭を取り戻すことで、結果的に利用者の保護が図られる側面も出てきた。

その一方で、立法に関しても、抗弁の接続（対抗）の規定を設置する方法での消費者保護が、クレジットカード取引の領域にもやがて及んでくることになる。

第 3 節　アメリカにおけるクレジットカード規制の歴史

1．州法と連邦法

次に、上記のようなアメリカのクレジットカード取引の発展に対して、どのような法規制が行われてきたかを概観しよう。

周知のように、アメリカには、州法(State Law)と連邦法(Federal Law)の 2 つの法体系がある。連邦成立前は、各州は完全な主権国家だったことから、合衆国憲法が特に連邦政府に委任している事項および各州に対して禁止している事項以外については、独自の法律や制度を作ることが保障されており（合衆国憲法修正 10 条）(84)、その結果、アメリカでは、契約法、不法行為法、物権法、家族法、相続法、会社法、商取引法などについては、州法として独自の内容が定められている(85)。一方、連邦法に委ねられている事項は、税金と関税、州際通商その他の商取引、条約の締結や貨幣の鋳造、度量衡の決定、知的財産権の管理に関するものなど 17 分野と、これに付随して必要かつ適切な法律に限られる(86)。

したがって、割賦販売取引やクレジット取引などの消費者信用取引分野は、本来的に各州に法律の制定権がある。また、連邦法に委ねられているところの州際通商その他の商取引分野であっても、州民の健康・安全等の保護目的がある場合には各州に州法の制定権が認められる(87)。このため、金銭の貸付と利息の制限、割賦販売、貸付条件等の開示､取立て行為規制などの消費者信用に関する規制は、伝統的に州法において行われてきた(88)。

2.　消費者信用（販売信用）に関する法規制の歴史

（1）　1950 年以前

近代の割賦販売取引は、18 世紀、19 世紀の産業革命とともに芽

生えていたといわれるが(89)、アメリカでは、19 世紀後半からミシンや高額書籍、ピアノ、家具の割賦販売が、20 世紀に入ってからは自動車の割賦販売が積極的に行われるようになった。アメリカの割賦販売取引は、売主と買主間の割賦販売だけでなく、金融会社、クレジットユニオン、銀行などの行う契約に織り込まれた複雑な金融協定へと発展してゆく。

なお、アメリカの割賦販売の伝統的なシステムは、商品の売買契約に際して、買主（消費者）が満期を別にする複数枚の流通証券（手形・小切手）を売主（販売店）に振り出し、売主（販売店）は、これを銀行に裏書譲渡して、銀行から割引金を受け取ることで代金を回収し、一方、銀行は、後日手形金の支払いを流通証券の振出人である売主（消費者）に請求して、手形金の回収を図る、というものであった(90)。

一方、クレジットカード取引は、売上伝票を手形・小切手のように取り扱うことで発展したもので、販売店（加盟店）は、顧客（カード会員）がサインをしたクレジットカードの売上伝票(invoice)を、あたかも小切手のように銀行に呈示して、支払を受けるものであり、一方、カード会員は、銀行からの請求に対して、全額もしくは最低支払金額を記載した小切手等を送付して、決済をする仕組みになっていた。

しかも、販売店が銀行に対して提示する売上伝票の書式・体裁は、手形・小切手決済の伝統を遺しており、流通証券と形式が同じ様式が用いられることもあった(91)。その結果、カード取引の法律構成もまた、カード会員が商品購入に際して、その証書に引受の署名を行って支払人となり、これを受領するカード発行銀行は受取人となる、という為替手形の形式そのものとなり、証券の移転により正当な所持人となった者に対し、カード会員の物的抗弁以外の請求および抗弁は切断されていた(92)。

（2）　1950年代の州法

一方、アメリカにおける割賦販売取引に対する立法的な規制は、州法単位では、すでに1935年より自動車の分割払いに関して始まっており(93)、第2次世界大戦後には、各州で小売割賦販売法が立法された(94)。また、1950年代になると、ほとんどの州において、自動車の割賦販売に関する規制法もしくはその他の商品を含めた割賦販売を規制する州法が制定された(95)。ただし、クレジットカード取引に関しては、1950年代の中頃から銀行の汎用カードが発行されはじめ、全国展開が始まる途上にあったためか、当時は、取引規制の対象にされるには至っていなかった。

したがって、それまで、規制の対象として想定されたのは、古典的な割賦販売であり、しかも、規制内容に関しては、もっぱら高額な金融料(Finance Charge)の抑制であった。そこでは、利息制限やローン・シャーク規制の州法の規定が割賦販売に適用があるかどうかが問題の中心であった(96)。

この問題に関する伝統的な立場は、イギリスの判例の立場を受け継ぎ、「現金価格と時間的対価の法理(cash price-time price concept)」を適用して、売主による信用供与は、金銭の貸付でも債務の支払い猶予でもないとの理由で、利息制限法の適用を否定するものであった(97)。この法理は、売主が現金価格と信用取引の価格を別々に設定するのが通常であり、そして、この価格差は、金利を考慮したものではなく、リスクを考慮したものであるとの理解に基づくものである(98)。

ところが、1950年頃から、テキサス民事控訴院の判決の中に、信用販売に利息制限法を適用する判例が現れ始めた(99)。また、1952年および1957年には、アーカンサス州の裁判所が、同州の利息制限法は信用販売にも適用される旨を判示したため(100)、新たに割賦販売法と利息制限の問題が生じてきた。

しかし、この問題に関しては、結局、利息制限法の適用を否定する方向で立法的解決が図られるようになり、最終的には、1960年末

までには、ほとんどの州が、特別法か普通法で、上記「現金価格と時間的対価の法理」に立脚して、金融料については利息制限法の適用はない旨の明文の規定を設けて、問題は解消に向かった。

もっとも、リボルビング信用勘定については、時間的対価の法理が当然に適用されるわけではないとして、実質的価値判断に基づいて利息制限法の適用が肯定された判例も存在する(101)。しかし、その場合においても、最高上限利率を定める立法の制定を通じて、通常の利息制限法より上限利率を引き上げるなどの立法的対応がなされた(102)。

(3) 1951年統一商事法典(U.C.C.)

なお、州の内部における取引であっても、アメリカ合衆国全体の市民の日常生活に関わる問題については、特に制約がない限り連邦法の制定は可能である。消費者取引・消費者保護に関しても、連邦法の制定は妨げられないとされ(103)、実際、すでに戦前から、連邦法としての割賦販売の規制に関する種々の提案がなされていたことがある(104)。

しかしながら、1950年代に制定された消費者取引・消費者保護に関する規制法律は、もっぱら州法にとどまり、わずかに州際間の自動車金融に関して、1951年に連邦取引委員会が、消費者保護の立場から取引慣行規則(Trade Practice Rules)を定め、金融料その他の諸費用の項目別明細の開示義務と白地署名付き契約書の取得を禁止していた程度であった(105)。

1) 1951年統一商事法典(U.C.C.)の適用

ところで、1951年制定の統一商事法典(Uniform Commercial Code: U.C.C.)の諸規定のうち(106) (107)、第5編「信用状」、第9編「担保付取引、売掛債権・動産担保証券の売買」などの規定は、消費者取引にも適用された。また、第2編「売買」においては、その第3章に、権限の保証および権利侵害に関する保証(U.C.C. §2-312)、

確認、約束、説明、見本による明示的保証(U.C.C.§2-313)、商品性・取引慣例についての黙示的保証、特定目的のための適合性についての黙示的保証(U.C.C.§2-315)など、買主を保護する規定が盛り込まれていた。

2) 1951年統一商事法典(U.C.C.)の問題点

1951年U.C.C.の規定は、事業者間取引だけでなく、消費者取引にも適用され(U.C.C.§2-316)、売主が明示的な保証や黙示的な保証に売主が違反するときは、売主に対して買主は、契約の解除や損害賠償の請求が可能となっており、購入した商品が担保付のようなときも、原則として買主が保護されていた(108)。

しかし、売買における買主保護の規定は、現状有姿販売で保証が排除されていることが明確な場合や買主が十分に検査したうえで購入したとき、あえて検査をしなかったときなどの場合に例外となっており、事業者に対してはともかく、消費者への適用面では、問題があった。

また、先に触れたように、アメリカでは、クレジットカードを用いない二当事者間の割賦販売契約においては、以前から、支払いのために約束手形が用いられていたが、三当事者型の割賦取引ないしクレジットカード取引に関しても、二当事者間の決済方法がそのまま用いられて、融資金融機関は、買主に対して貸付をするのではなく、顧客にその署名をした手形を交付させる方法が行われていた。しかしながら、古典的な商事取引を念頭に規定を置くU.C.C.では、このようなクレジット取引で用いられる手形であっても、人的な抗弁の接続を認めなかった(109)。

その理由の第1に、割賦取引に関して流通証券が用いられている場合に、その正当な所持人(holder in due course)については抗弁を主張できないとされているからであり(U.C.C.§3.805, §3.305)、第2に、流通証券が用いられていない場合であっても、当事者間の契約中に、第三者に対して有する人的抗弁を行使しない旨の特約（抗

弁放棄条項(waiver of defense close)が存在する場合には、これを有効としていた(U.C.C. §9.206 (1))[110]からである。

その結果、手形・小切手決済の延長線上に形成されたクレジットカード取引において、決済方法として為替手形や消費者手形(consumer paper)[111]が用いられた場合はもとより、売上伝票の交付も流通手形と同一視され、銀行は、商業手形の「正当所持人」として扱い、流通手形の振出の原因行為である消費者と販売店の間の売買契約が有効かどうかとは無関係に、消費者に対して手形金の支払いを請求することができた[112]。そして、このU.C.C.の「正当所持人の原則」の一般原則をそのまま消費者契約にも適用する取扱いは、1971年になっても、アメリカの40州で行われていた[113]。

このように、一般市民である消費者の信用売買についても、抗弁放棄条項の有効性がそのまま妥当するとされていたため[114]、この時期、銀行・消費者間で締結するカード利用契約中に、抗弁権喪失特約を設け、あるいは販売業者・銀行間の受取勘定買取ないし売掛債権譲渡の契約書中に、抗弁遮断条項を設ける方法は一般的であった[115]。

しかし、これに対して判例は、消費者が割賦購入目的で振り出した手形については、流通性がない（売主から裏書譲渡を受けた銀行が、満期まで保有することが通常であり、商人どうしの取引と異なり、手形が転々譲渡することがない）ことを理由に、一定の要件の下で抗弁の切断効を制限するようになっていく[116]。

また、学説においても、抗弁権喪失特約につき、社会公共政策的見地から無効とする立場や、資金供与者は販売店と緊密関係を有しているので、善意な正当な所有者であっても、不当な請求権を失わせるべきとの立場があった[117]。こうしたことを背景に、州法でも、手形のみが別個に譲渡され、その結果、買主が売主に対して有する訴権ないし、抗弁権が第三者に対する関係で切断される場合は、売主は、買主に対して手形の振り出しを要求してはならないとする（買主に対する手形振出し要求の禁止）など、消費者保護のための様々

な種類の禁止事項を伴った割賦販売法を制定するようになった(118)。こうして制定された割賦販売法の中には、購入者を割賦販売債権の譲受人から保護するため、抗弁放棄条項に効力を与えない、あるいは無効にする旨の規定が定めてあることが多かった(119)。なお、このような立法は、抗弁放棄条項が反公共政策性、反良俗性、反信義則性を有しており不当だということから行われた120。

（4） 1960年代の州法

ジョン・F・ケネディ大統領が、後のアメリカの消費者保護法の指導原理となる「消費者の4つの権利」を1962年に宣言して以降、消費者信用取引にかかる消費者保護の気運が高まり(121)、消費者保護あるいは消費者信用に関する多数の州法が制定された(122)。

このうち、1967年制定のマサチューセッツ州法は、消費者信用取引における利率の画一的な方法による開示を義務付ける立法を行い(123)、その後、1970年には、州法・連邦法を通じて初めて抗弁の対抗を認めた規定を設けている(124)。その他、州法の中には、消費者信用売買に関して、手形取引を禁止することで、抗弁の対抗を認める立法もなされたが、この流れがU3Cに引き継がれ、また、FTCもルール化し、正当所持人保護のルールを排除していった(125)。

しかし、一方、1960年代以降、クレジットカード取引は、銀行カードを中心に三当事者型から四当事者型に移行し、急速に市民に普及していく(126)。そこで、割賦販売とクレジットカード取引との間で、消費者保護のレベルに格差がある点が、問題点として顕在化してくる。

たとえば、カリフォルニア州では、真空掃除機を利用した詐欺的商法事件による大量の消費者被害が発生したが、割賦販売の利用者については抗弁の対抗が認められたのに対して、カード利用者には抗弁の対抗は認められないという不都合が生じたのである(127)。この事件を契機に制定されたのが、カリフォルニア州1971年《Song-Beverly Credit Card Act》であり、同州法は、クレジット

カード取引に対しても、割賦販売と同様に抗弁放棄条項の効力を否定し、支払総額の範囲内で抗弁または相殺を認めた(128)。

さらに、明確に抗弁権放棄条項の無効を定めた州法がなくとも、すでに述べたように裁判所は、コモン・ロー上の「緊密関係法理(Close-connectedness Doctrine)」を用いて消費者を救済することを行うことがあったが、判例の大半は、売主を経由しない取引においては、消費者の抗弁を認めることはなかった。

(5)　1968年貸付真実法(TILA)

だが、上記のようなカード利用者の責任についての州法の整備状況差があり、消費者の保護に問題があるだけでなく、州際取引を行う信用供与者にとって、法律対応に過大な費用がかかるなど、種々の問題をもたらした(129)。そのため、連邦政府は、適正な表示に関する規制法を中心に、消費者保護を目的とする各種の連邦法を制定していった(130)。

そのような環境にあって、消費者信用取引に関する最初の統一的な連邦法とされているのが、1968年貸付真実法(Truth in Lending Act：TILA)である。同法の制定以前には、消費者信用取引を扱う銀行、少額金融会社、割賦販売業者、質屋などがそれぞれ異なった規制を受けており、しばしば実体合わない規制を受けることが多く、実質的に同じ取引については、同一の規制に服させることが適切と考えられたからである(131)。同法は、銀行や金融会社ごとに異なっていた取引条件の定義や表示方法を統一し、真実を開示することを目的とする法律として、1968年5月29日に制定され、1969年7月1日から施行された。

TILAの制定は、金融手数料総額と「単純」年利率の表示を目的として1960年に提出された「消費者信用ラベリング法案」(S. 2755)法案および翌1961年にポール・H・ダグラス上院議員を中心に再提出された「貸付真実法案」(S. 1740)にさかのぼる。その後1967年にウイリアム・W・プロクシマイヤー上院議員により「貸付真実法

修正案」(S. 5)が提出され、両院協議会の協議のうえ、修正されて成立したものが 1968 年 TILA である(132)。つまり、TILA は、その制定当初においては、貸付条件の適正な開示を中心に、不当な信用取引の規制、クーリング・オフ制度、賃金差押えの額の制限を目的としていた(133)。

だが、その後、1970 年改正において、クレジットカードに関する規制が初めて導入されることになる。もっとも、このときの規制内容は、申込みのないクレジットカードの発行の禁止(TILA 132 条)、クレジットカードの無権限使用についてクレジットカード保有者の責任を 50 ドルまでに限定し(TILA 133 条)、クレジットカードの詐欺的使用を禁止したことと刑罰の導入(TILA 134 条)に限られていた。

その 2 年後の 1972 年、TILA は、他の関係法と統合されて(134)、消費者信用保護法(Consumer Credit Protection Act : CCPA)の第 1 編に組み込まれた。

なお、TILA の規制内容の具体的な適用基準に関しては、その後連邦準備制度理事会が定めた貸付真実規則 Z(Regulation Z: Reg. Z)(12 CFR 226)がある (135)。

(6) 1968 年統一消費者信用法典(U3C)

このほか、各州法の規制内容の統一化に関しては、TILA の制定と同年の 1968 年に成立した統一消費者信用法典(Uniform Consumer Credit Code 1968: U3C [1968])がある(136)。

同法典制定の直接的なきっかけは、小口貸付、割賦販売等をめぐって生じていた様々な問題――特に分割払いやリボルビング払いによる商品の販売に利息制限法が適用されるか、どうかの問題に対処することにあった(137)。また、この問題に関して、各州は、1960 年頃までに割賦貸付法(Installment Loan Act)を制定して、リボルビング払いに関する特別法を制定することで利息問題に対応したが、州によって規制対象や規制内容・基準がまちまちであったため、こ

れに対して統一的な規制を望む声も多かった(138)。

U3C[1968]の制定作業は、統一州法委員会全国会議(National Conference of Commissioners on Uniform State Law)が(139)、アメリカ法律家協会(American Bar Association)の協力を得て、1963年より開始され、1966年に第1次草案が公表された後、1968年に最終案が作成されたが、その際には、同時期に制定されたTILAのルールとの調整が2回にわたって行われた(140)。

なお、法典といっても、U3C[1968]は、各州政府に対し、その内容を州法として採択するよう勧告するものであり(141)、TILAが消費者信用取引についての開示の統一を図る制定法であるのに対して、U3C[1968]は、取引に係る条件の実質的な規制に係る統一を図る州法のモデル法という位置づけであった(142)。

以下では、これら1968年に制定された二つの連邦法――TILAとU3C[1968]――の規定する規制の具体的内容を、節を改めて概観する。

第 4 節　アメリカにおけるクレジットカード規制の現行法

1. 貸付真実法(TILA)

(1)　規制内容の概要

貸付真実法(TILA)は、1968 年の制定時には、その規制目的を「消費者が利用可能な各種の信用条件をより容易に比較でき、かつ不十分な判断資料に基づく信用の利用を回避できるようすること」としていた(TILA 102 条(a))[143]。

すなわち、TILA は、その制定当初においては、クレジット条件の開示を求める法律であったが[144]、その後、1973 年改正において、「不正確及び不公正なクレジットの支払請求、クレジットカード慣行から消費者を保護すること」の目的が追加された結果、世界で最初の消費者信用の分野における包括的規制立法となった[145]。

一方、条文数に関しても、制定当初は全 5 章 52 か条であった条文は、その後順次制定追加されて、1972 年消費者信用保護法(CCPA)第 1 編に組み込まれた後の現行規定は、全 9 章 163 か条まで増加している[146]。

本稿のテーマである消費者の抗弁権に関連した条文は、CCPA 第 1 編のうち第 4 章「信用の支払請求」の諸条にあり、この章は別途「公正信用請求法(Fair Credit Billing Act: FCBA)」と呼ばれる。この「公正信用請求法」が発効したのは 1975 年 10 月 25 日のことであり、その成立時期が、第 2 章で検討したイギリスの 1974 年 7 月 31 日制定の消費者信用法(Consumer Credit Act 1974: CCA 1974)と同時期であるが[147]、消費者に抗弁の対抗の内容が大きく異なる法律構成が採用された点が、非常に興味深い。

まず、「信用(credit)」の定義に関して、TILA は「債務の支払の猶予を受け、または債務を負い、かつ、その支払の猶予を受ける権利で債権者が債務者に与えるもの」(Reg. Z 226-2(a)(14))とし、一

方、「債権者(creditor)」の定義に関しても、その債権が「貸付、財産、もしくはサービスの売買に関するかどうかを問わず、4 回以上の分割金の合意による消費者信用、または金融料の支払いを要件とするもしくは要件とされうる消費者信用を常時供与する人(person)で、かつ債務証書の券面上、または債務証書が存在しない場合には合意により、取引の当初において、消費者信用取引から生じる債務の支払いを受ける人(person)」としている。その結果、TILA の規制対象となる「消費者信用取引」には、証書貸付、カード貸付け、住宅譲渡抵当貸付など様々な方式による金銭の貸付、クレジットカードの利用の有無・返済の方式にかかわらず、4 回払い以上の分割を行う信用供与形式、または金融料の徴求ができる信用供与形式のすべてが含まれる(148)。

また、TILA では、クローズド・エンド方式の個別的な割賦取引と、オープン・エンド方式のリボルビング方式の割賦取引やクレジットカード取引の両方が規制対象となっており(149)、オープン・エンド方式の信用プランの場合であれば、カード発行者、クレジットカードの利用を認め、金融料の割引を与える人として、上記規制対象となる「債権者」に該当する。一方、「勘定に対する金融料の算定のための期間対応の料率が適用されないクレジットカード」(150)であるチャージカードについても、TILA127 条に定めるオープン・エンド信用プランに関して、貸付条件等の表示等や第 1 編第 4 章のカード会員の保護に関する規定が適用される。

以上から判るように、アメリカの貸付真実法(TILA)は、イギリスの消費者信用法(CCA)よりも広範囲に、消費者信用取引全般を網羅的に取り込んで規制している法律といえよう(151)。

(2) 貸付真実法におけるカード保有者保護の対象となる取引

1) 保護の対象者

TILA の定義において、「人(person)」とは、自然人または団体

(organization)をいう(152)。したがって、同法の保護対象は、社団、財団、組合、協同組合を含むが、ただし、「消費者信用取引」における「消費者」は自然人(natural person)とされ(153)、さらに「カード保有者」についても、カード保有者は、原則として自然人に限定されている(Reg. Z 226.2(a)(8))。なお、TILAでは、消費者の定義の中に、取引目的である金銭商品またはサービスが「主として個人、家族、世帯目的」であることとされている(TILA103条(h))。「主として」とはどのように解釈されているかは、後ほど判例で確認する。

また、TILAならびにU3C [1974]では、不動産取引を除いて、25,000ドルを超える取引を「消費者信用取引」から除外している。

アメリカにおいて、このような取引上限額が設けられている根拠は、高額な取引を行うことの多いのは富裕層であること、高額取引者には事業者と同様の損失負担能力があること、取引についての自己防衛力が備わっていることなどに求められている(154)。

2) オープン・エンド信用プラン

一方、信用取引の種類につき、TILAは、消費者とのあらゆる信用取引を網羅しているが、本稿の検討対象との関係では、とりわけ「オープン・エンド信用プラン(open end credit plan)」に対する規制が重要である(155)。

「オープン・エンド信用プラン」とは、Reg. Z 226-2(a)(20)の定義によれば、(i)合理的にみて債権者が反復的取引を予定しているプラン、(ii)債権者が未払い残高に基づく随時の金融料を課すプラン、(iii)プランの期間において消費者に供与されうる与信金額が、一般的にすべての未払残高を返済する範囲で利用可能に作成されているプランのことをいう。つまり、合理的にみて債権者が反復した取引を予定している信用取引であって、そのような取引条件が規定されており、かつ、未払残高に基づいて随時計算される金融料が設けられている信用取引のことをいう。

したがって、「オープン・エンド信用プラン」は、一般的な銀行

カード会社が行う、信用供与の極度額を定め、その範囲内で繰り返し商品の購入やサービスの提供につき、継続的な支払いの繰り延べなどの信用供与を受けるもの、または、貸付を繰り返し受けるものであり、一定期日における利用残高に対し、所定の利率または手数料率を乗じた金額を付加して、事前に約束した返済割合などに応じて返済する方式の取引をいうものと考えられ、典型的には、リボルビング方式のクレジットカードになろう。

3) クレジットカード

一方、TILAの適用される「クレジットカード(credit card)」とは、「信用(credit)により金銭、又は商品、労働、サービスを得ることを目的とするすべてのカード、プレート、クーポン帳、その他の信用証票をいう」と定義付けられている。

TILAは、「信用(credit)」の定義につき、「債務の支払いについて、猶予を受け、または債務を負いかつその支払いについて猶予を受ける権利で、債権者が債務者に対して与えるもの」としているので、前払い方式のプリペイドカード、即時払いのデビットカードは、クレジットカードに含まれないことになる。

ただ、即時払いではない、後払いのデビットカード(delayed debit, check card)が「クレジットカード」や一定期間後の据置払いである「チャージカード」に含まれるのかどうかは、TILA には別途定義規定が存在していることから(156)、上記の定義だけでは明確ではない。

4) 債権者・カード発行者・金融料

先にも触れたように、TILAは「債権者(creditor)」を、4回以上の分割払いの合意による消費者信用、または「金融料(finance charge)」の支払いを要件とする、もしくは要件とされうる消費者信用を常時供与する者であって、取引の当初から消費者信用取引から生じる債務の支払いを受ける者と定義している(TILA 103条(f))(157)。

これには、クローズド・エンド方式の割賦取引における債権者が該当するほか、条件によっては、リボルビング方式のクレジットカードの債権者も該当すると考えられる。

だが、TILA103条(f)は、さらに、第1編第4章の規定（TILA161条誤請求の訂正、162条信用報告の規制、169条相殺の禁止など）および127条の規定の一部に関しては(158)、その適用を受ける「債権者」の中には、「弁済額が4回以上の分割払いの合意により支払われるか、また金融料の支払いを要件とするもしくは要件とされうるか否かを問わず、『カード発行者(Card Issuer)』を含むものとする」と定義する。ここにいう「カード発行者」とは、「クレジットカードを発行するすべての人、またはクレジットカードに関する代理人をいう」(TILA 103 条(n))とされているので、リボルビング方式やその他の方式のクレジットカードの発行者は、すべて債権者として本法の規制の対象となる。さらに、チャージカードについても、「金融料の付加なしに、随時信用を得るために使用することができるカード、プレート、その他単数の信用証票」であり、「金融料を算定するために期間対応の料率を利用しないクレジットカード勘定」と定義されていることから(159)、チャージカードの発行者も、債権者に含まれる可能性がある。しかし、金融料が課されていないクローズ・エンドのクレジットカード会社については、Regulation Zにおいて、適用除外とする旨が定められている(160)ことから、これに該当すれば、適用がないことになろう。

なお、「金融料(finance charge)」に関しては、「信用供与された者によって直接または、間接的に支払われ、かつ信用供与に付随して債権者から直接または間接的に課されるすべての料金総額」と定義されている。「利息額や現金価格とクレジット価格の差額」（利息、取引手数料、信用保険料など）が、その典型であるが、このほかに、種々の間接費用、たとえば、運送料、調査手数料、信用生命保険、補償保険や損害担保保険などの保険料、調査費用や信用報告費用など広範囲な費用が含まれることがある(161)。

これに対して、クレジットカードの入会金、年会費や申込手数料、遅延損害金などは、金融料に関する規制から除外されている(162)。

(3)　「誤請求」に対する保護

TILAのクレジットカード保有者の利益保護は、2つの制度からなっている。

第1は、「誤請求」に対する通知による支払停止制度であり、この制度は、クレジットカード取引全般において、債権者ないしカード発行者に対して適用される(TILA 161条: 15 USC §1666)。

第2は、クレジットカード利用客の「請求権と抗弁」についての規定であり、この規定は、オープン・エンド信用プランのカード発行者に対して適用される(TILA 170条: 15 USC §1666 i)。

このうち、まず、第1の「誤請求」の場合の保護手続について、その内容を確認する。

1)　「誤請求」の種類

オープン・エンド信用プランの場合、債権者ないしカード発行者は、債務者（消費者）に対し、計算期間ごとに所定の事項を記載した書面を交付しなければならない(TILA 127条(b),Reg. Z 226-7)。債務者に交付した計算書につき、以下の①～⑦のいずれかに該当する「誤請求」がある場合には、それが解決されるまで債務者は支払いを停止することができ、債権者はその間の回収行為が禁止される。この間不払でも、債務者は催告を受けることがなく、また、信用情報の不利な登録などの不利益を免れることができる(TILA 161条(b), Reg. Z 226. 13(a)(1)～(7))(163)。

① 債務者に対して行われていない信用供与、または信用供与されたが、当該明細書の合計に反映されるべきではない明細書の誤り。

② 証拠文書を要求するなど追加的な解明を債務者が要求している信用供与に関する明細書の誤り。

③ 債務者またはその取引の際に合意により指定された者が受領していない、または提供されていない商品・役務についての明細書の誤り。

④ 債務者による既払い、または債務者への貸方記入に係る明細書への適切な反映の懈怠。

⑤ 計算書に関する債権者の計算上の誤り、また会計上の同種の誤り。

⑥ その住所が明細書の要求される請求サイクルの末20日以降に提供されていた場合を除き、本法127条(b)に基づき要求される債務者が債権者に開示した債務者の最終住所地への明細書の送付の懈怠。

⑦ 理事会規則において定められたその他の誤り。

以上の保護対象となる「誤請求」の内容を、わが国のクレジットカード取引における債務者保護の実務と対比しながらみてみよう。

まず①の前半部分の誤った売上による請求、①の後半部分は、二重請求やキャンセルの未処理による請求などが該当するから、調査する期間、支払停止をすることは一般に認められよう。④は、支払代金についての入金処理ミス、充当ミスに係る請求。⑤の請求額の金額の間違い、利息の計算などの計算上の誤り、その他会計上のミスに係る請求であるので、上記と同様である。

次に、①の前半の紛失・盗難カードの不正使用による請求、②は、本条や170条に基づく解決手続中にもかかわらず、未解決の売上分の請求を受けたような場合が該当する。③は、商品の未納や役務が未提供なのに請求がなされている場合であるが、これらは、割賦販売法30条の4の支払停止の抗弁として処理すべき問題とされるよう。

⑥の支払期日前の一定期間までに請求書が到着しなかった場合については、このような手当てがなされているのは、適切な時期に請求書が届かない場合、債務者は、支払準備が間に合わず、無利子期間(free ride period)を経過してしまうおそれが生ずるからであろ

う(164)。

なお、⑦については、理事会規則において、会計上のコンピュータ処理の誤りが追加されている(165)。

2) 「誤請求」に対する権利行使方法

債務者（カード保有者）は、債権者（カード発行者）から受領した明細書に前述の誤りを一つでも見つけたときは、これらの誤りのある最初の請求書を受け取った日から 60 日以内に、カード保有者の氏名、アカウントナンバー、誤りが存在するという見解とその理由、誤りの種類、日時、誤りの額を書面に記入して通知する必要がある(166)。

一方、債権者（カード発行者）は、上記カード保有者からの通知を受領後 30 日以内に、定期明細書の送付周期の 2 回分以内の期日(within 2 complete billing cycles)に(167)、誤りを認めて訂正するか(Reg. Z 226-13 (e))、もしくは、合理的な調査を行ったうえ、カード保有者の誤りとする申出が不正確である旨の債権者としての見解の理由を説明書に記載して送付するとともに、カード保有者の要求があるときは、カードの売上票などの証拠のコピーを送付し、別の誤請求が生じているときは、可能な限り係争額とその金融料を訂正しなければならない(Reg. Z 226-13(f))。なお、商品が配送されていない旨の通知を受けた場合には、何らかの形で配送されたこと、そのように判断したことの説明書を債務者に提供しなければ正確な明細書が交付されたとはいえない。

また、カード発行者（債権者）がカード保有者（債務者）からの誤請求の通知を受けてから誤請求の原因が解決されるまでの間は、カード保有者には、係争額の支払いを留保する権利が認められている。したがって、カード保有者としては、身に覚えのない請求やクレジットカードの不正使用、キャンセル未処理、二重請求、計算ミスなどをカード発行者に対して指摘すれば、これによって債権者からの取立請求は禁止され、債権者からの期間内の回答を待ちさえす

ればよいことになる。

なお、カード発行者が、未払債権をカード保有者の預金と相殺することは、原則として禁止されている(TILA 169 条(a))[168]。したがって、カード発行者は、預金口座からの振替手続が取られている場合に、誤請求の通知を支払予定日の 3 営業日までに受け取ったときは、振替手続を停止し、以降の支払いについても、争いが解決するまで、停止する必要がある[169]。

さらに、オープン・エンド信用プランについては、債権者は、説明書や解明書の送付前に、誤請求を通知した債務者が債務を支払わないこと理由として、当該アカウントの利用を制限したり、閉鎖したりすることはできない(TILA 161 条(d))。また、債権者は、この間の債務者の支払拒絶を理由として、債務者の信用度(credit rating)や信用状態(credit standing)に関する不利な情報を信用情報機関などに提供する旨通知するなどして、債務者を直接、間接に脅すことが禁じられている(TILA 162 条(a). Reg. Z 226-13(d)(1)(2))。

これらの規定に債権者が違反すると、誤請求の額が 50 ドルを超えない場合を除き、誤請求額とそれに対する金融料に関する請求権の剥奪というペナルティが課される(TILA 161 条(e))。なお、このペナルティについては、クラスアクションの対象となっており[170]、50 万ドルまたは、債権者の純資産額の 1%以内で裁判所の定める額の損害賠償および弁護士費用の支払いに関する責任を負う。

(4) カード保有者の「請求と抗弁」

以上の「誤請求」と並んで、TILA の定めるクレジットカード保有者の保護の第 2 の制度は、「請求と抗弁(claim and defense)」に関する規定である。

1) 「請求と抗弁」制度による保護の内容

TILA 170 条において、カード発行者はオープン・エンド信用プランのカード保有者のクレジットカードが支払または信用供与手段

として使用される取引から生じるすべての請求(all claims)（不法行為請求を除く）および抗弁(defense)に服さなければならない旨を規定している。

170 条は、同じ電子的決済カードであっても、オープン・エンド信用プラン以外のクレジットカード、デビットカード、小切手保証カードには、適用がない。

また、TILA 170 条の請求権ないし抗弁権の行使のためには、以下のような要件と制限が存在する。適用される要件としては、第 1 に、予め、債務者がクレジットカードの使用を認めた者との間の取引に関して争いや問題について満足のいく解決を得るために誠実な取り組みをしなければならない。第 2 に、最初の取引の金額が 50 ドルを超えていることが必要である。第 3 に、取引が行われた場所が、カード保有者から事前に届けられた郵送先住所（通常は自宅）と同じ州内にあるか、またはその住所の 100 マイル以内の場所にある場合に限られる。

TILA において、このようなクレジットカード保有者の「請求と抗弁」に関する規定が設置された背景には、先に述べたコモン・ロー上の緊密関係理論や社会公共的観点などから、抗弁の接続を肯定する判例の影響があったとされている(171)。

また、TLA の「請求と抗弁」制度においては、権利行使金額の制限が設けられており、カード保有者がカード発行者またはカード加盟店に対して請求または抗弁に関して通知した時点における当該取引の信用残高の上限を超えてはならない(172)。

2)　適用要件に関する距離的制限の例外

なお、オープン・エンド信用プランのクレジットカードの保有者については、TILA 170 条の三つの要件ないし制約のうち、「取引の金額が 50 ドルを超えている」こと（請求下限額制限）および「取引が行われた場所がカード保有者から事前に届けられた郵送先住所（通常は自宅）と同じ州内にあるか、またはその住所の 100 マイル

以内の場所にある」こと（距離的制限）に関しては、以下の場合に該当するときには、これらの要件を満たさなくても「請求と抗弁」が可能になる(TILA 170 条(a)(3)(A)(B)(C)(D)(E))。

すなわち、カードの利用を認めた者（販売者）が、(A)カード発行者と同じ者である場合、(B)カード発行者により支配されている場合、(C)カード発行者とともに直接的間接的に共通の支配下に置かれている場合、(D)カード発行者の商品またはサービスのフランチャイズ・ディラーである場合、(E)カード保有者に対して自己の発行するクレジットカードを使用して取引を締結するよう勧誘したカード発行者が行った、または参加した郵便勧誘を通じてその取引の注文を得た場合である。

このうち、(A)のケースは、二当事者型のクレジットカード取引の場合である。販売店と信用供与者が同一人であるから、抗弁が接続するのは、当然といえる。

一方、(B)(C)は、カード発行者と販売店が親子会社関係、もしくは、共通の親会社のもとで同一の事業グループに属しているようなケースであり、形式的には、三当事者型カード取引であるが、実質的な二当事者型、いわゆる「自家発行型」のクレジットカード取引である。このような場合は、カード発行者と販売店が資本的な結びつきの下、緊密な関係があるから、請求と抗弁の行使に制限を設けることは適当でないと考えられたのであろう。

なお、販売店がクレジットカード発行者と別人格である場合や企業グループ外の法人（完全な三当事者型クレジットカード取引）である場合でも、販売代理の関係や商品等の販売委託している(D)のケース、または販売店からの商品購入の勧誘や販売の委託等を行うような関係にある(E)のケースでも、距離的制限が適用されない。これらの取引は、いわゆるフランチャイズ契約や販売委託契約、共同勧誘・販売に関する協定が存在するなど、クレジットカード発行者と販売店との間に緊密な関係があると考えられ、二当事者型や自家発行型と同様に、クレジットカード発行者の売主に対するコントロー

ルが可能であると考えられることなどが、距離的制限を設けない理由だろう。

3)　保護の対象外となる取引

オープン・エンド信用プランの利用者は、原則として、TILA 170条により、売主に対する抗弁をもってクレジットカード発行者に対抗し得ることが判ったが、どのような場合に、保護の対象外となるのだろうか。

典型的には、四当事者型以上の多数当事者型のクレジットカード取引であって、カード保有者が利用した販売店とイシュアの間に加盟店契約が存在しない場合であって、カード会員が登録した住所地と販売店との距離が離れているケースである場合が対象外になる。この取引の場合、適用除外に関する距離的制限が働くので、販売店が同一州内にあるか、他州でも100マイル以内でなければ、正当な抗弁があっても、これを発行者に対して主張し得ないことになる。

クレジットカード取引の大部分がカード保有者の同一州内か、せいぜい100マイル以内の地域で利用されている場合は問題ないと考えられるが(173)、通信販売など遠隔地に所在する販売業者との取引については、実際にはどのような判断がされているのか。この点に関しては、後に、判例の状況を検討することにしたい。

4)　不法行為に基づく請求権の除外

また、TILA 170条は、「請求と抗弁」の保護対象となる権利の種類につき、売主の不法行為に基づく請求権を除外している(174)。

なお、TILAは、2010年ドット=フランク法による一連の金融関連法の改革法案(**Credit Card Accountability Responsibility and Disclosure Act of 2009** or **Credit CARD Act of 2009**)の中で一部改正がなされているが、「誤請求」ならびに「請求と抗弁」の制度に関しては、改正はされていない(175)。

2．統一消費者信用法典(U3C)の規制内容

（1）　1968年制定時の規制内容

次に、TILAと同年に制定された連邦法である1968年統一消費者信用法典（U3C [1968]）について見てみよう。

U3C [1968]は、消費者信用を「消費者信用販売(Consumer Credit Sale)」と「消費者貸付(Consumer Loan)」に分けて規定を設置しているが、規制対象とされている取引の内容は、TILAと同じである。

また、このうちの「消費者貸付」で用いられるカードは、すでに触れたように「貸付型クレジットカード(Lender Credit Card)」と呼ばれて、「消費者信用販売」で用いられる「信用販売型クレジットカード(Seller Credit Card)」と区別される形で、別途定義されている(176)。貸付型クレジットカードは、原則として25,000ドル以下の消費者信用取引における商品やサービスの購入、リース、借入に適用され、不動産購入も対象とされる。

U3C [1968]は、消費者信用販売および消費者リースについて、売主または貸主が、支払いのための小切手を除き、手形・小切手を取得すること、手形を利用した代金回収行為をすることを禁止した(U3C §2.403)。これは、消費者信用において、手形などの流通証券による支払を認めた場合には、証券の売主からの譲受人に対して、買主の商品の未納や瑕疵などの人的抗弁が認められなくなるからである。

しかし、従前より問題となっていた抗弁放棄条項の取扱いに関しては、U3C [1968]は断定的な指示を避け、州法において、①消費者信用販売から生じるすべての請求や抗弁を認めるものの、その額を主張時の残額に制限するA案、②消費者信用販売から生じる請求または抗弁につき、譲受人が当該売買と無関係で、売主の契約を善意かつ有償で取得し、通知の発送後3か月以内に買主の請求または抗弁の事由となる事実に関して書面による通知を受けなかったときに

限り、抗弁放棄条項の効力を認めるB案の、いずれかを選択すべきとの提案を行うにとどまった(U3C [1968] §2.404)。その結果、前記流通証券受領禁止の規定(U3C §2.403)を州法で採用した6州のうち、3州はA案ないしB案を採用したが、2州は抗弁放棄条項の禁止を立法し、1州は立法化を行わなかった(177)。

また、U3C [1968]は、①消費者信用販売に関しては、信用供与者と売主が緊密な関係にあるとして、買主の人的抗弁の接続を認めるが(178)、②消費者貸付に関しては、信用供与者はむしろ買主と緊密な関係にあることを理由に、買主が売主に対して有する抗弁を信用供与者に対して主張することを認めない(U3C [1968] §2.404)(179)。だが、その一方において、①信用販売型クレジットカードによる購入は現金売買とされ、カード発行銀行との関係は、②貸付型クレジットカードと同様に売買価格相当額の貸付とされていたので、①信用販売型クレジットカードにおける抗弁放棄条項は、規制の対象から除外された(U3C [1968] §2.403)(180)。その結果、①信用販売型クレジットカード取引においては、上記緊密関係法理に基づく抗弁の接続にもかかわらず、抗弁放棄条項の有効性承認によって、カード保有者はカード発行銀行に対して、売主に対する抗弁をもって支払を拒絶できない結果となった(181)。そのため、U3C [1968]の制定後も、銀行・消費者間のクレジットカード取引契約書に抗弁権放棄条項を盛り込む方法で、カード利用者の抗弁権を切断する手法がとり続けられた(182)。

(2) 1974年改正法の規制内容

その後U3C [1968]について見直し作業が行われ、1974年に改正最終案が公表されている。

1974年改正U3C(U3C [1974])においては、三当事者型カード取引と、四当事者型カード取引の違いに着眼した消費者保護のあり方が検討され、U3C [1968]の原始規定において欠けていた、クレジットカードを利用した場合の抗弁の対抗に関する規定が設けられ(183)、

その成果は、前記 CCPA（第 1 編 TILA）のその後の改正に大きな影響を与えた(184)。

U3C [1974]の最大の特徴は、U3C [1968]原始規定§2.404 の抗弁放棄条項に関する A 案・B 案の選択提言を改め、消費者売買の売主（消費者賃貸の場合の物品の貸主を含む）とローン提供者との間に一定の関係がある場合には、消費者が売主に対して有するすべての請求権と抗弁権を、ローン提供者に対して行使できるとした点である(U3C [1974] §3-404)(185)。

改正法にいう抗弁が認められる「一定の関係」とは、①売主が手数料を取ってローンのあっせんを行い、そのことをローン提供者が知っている場合、②ローン提供者と売主の間に密接な(not remote)関係が存在している場合、③売主がローン提供者のリスクを保証している場合、④ローン提供者が売買において用いられる契約書の書式を売主に直接に提供し、売主もローンの条件を知り、かつローン契約書の作成に関与している場合、⑤ローンの提供が、当該売主からの購入を条件として行われる場合、⑥ローン提供者がローンを提供する以前に、当該売主が当該売主において他の買主との債務不履行につき適切な措置を取っていなかったことを知っている場合である(186)。

これは、抗弁権放棄条項の有効性を承認する 1951 年 U.C.C. §9.206(1)の下において、その不当性から買主を保護するためにコモン・ロー上の緊密関係法理(Close Connectedness Doctrine)を援用した判例の立場を成文法化したものであり、その結果、上記の 6 つの基準に該当する場合は、消費者への直接貸付であっても、請求と抗弁が認めることになった(187)。

そして、この処理は、クレジットカード取引に関しても成文化され、二当事者型取引および自家発行型のクレジットカード取引において、カード保有者がすべての請求と抗弁をカード発行者に対して認める規定が新設された(U3C [1974] §3.403(1))(188)。

また、それまで保護の対象外に置かれていた信用販売型クレジッ

トカードの保有者についても、①50ドルを超える利用金額であること（下限額制限）、②カード保有者の住所と売買の場所が同一州内か、100マイル以内であること（距離的制限）、③事前に販売店と誠実に交渉すること、④対象金額はその時点の債務額に限られること、の四つの制約はあるものの、カード保有者の売主に対する請求と抗弁を認める規定が認められた(U3C [1974] §3.403(2))(189)。

ただし、T&Eカードに関しては、手数料を徴収しない限り、信用販売型クレジットカードにはならないことから、上記規定は適用されない。一方、貸付型クレジットカードは、与信者と売主に取引上何らかの関係が認められない限り、緊密関係法理の基礎を欠くため、上記条文の適用はない(190)。

3. クレジットカード取引の法的性質をめぐる古典的議論

なお、過去の時代においては、クレジットカード取引の法的性質が盛んに論じられていた。これは、TILA や U3C [1974]が制定されるまでは、クレジットカード取引につき、抗弁の切断（対抗）に関する規定や利息制限法の適用があるかが争われていたためであり、それらの規定がクレジットカード取引にも基本的に適用されるようになった現在においては、議論の実益を失っている。

しかしながら、その主張内容の相違は、上記アメリカ法の歴史的な発展経緯を理解するうえで有益であることから、以下で各説に関する簡単な紹介を行っておく。これには、古い順番に、(1)商業信用状取引説、(2)受取勘定買取説、(3)債権譲渡説、(4)直接債務説、(5)直接貸付説がある。

（1） 商業信用状取引説

商業信用状取引説は、クレジットカードを、信用状(letter of credit)の一種と解する見解である(191)。

信用状取引においては、信用状の交付者と所持人の間には、信用

状の交付者が第三者から請求を受けて支払った金員につき、信用状の所持人が償還義務を負う旨の契約が存在しているが、同説は、これと同様に、クレジットカードの発行銀行と、カード会員の間には、償還義務を定めた特別の約定があると解する。

その結果、この見解に立った場合には、上記償還義務を発生させるカード発行銀行・カード会員間の契約は、カード会員・販売店間の商品購入契約とはまったく別物と評価されることになるから、カード会員は、販売店に対して対抗できる請求や抗弁があったとしても、これを理由にカード発行銀行に対して対抗することはできない筋合いになる(192)。

だが、この見解は、クレジットカード取引を規制する連邦法が1951年統一商事法典(U.C.C.)しか存在しなかった時代に、U.C.C.第5編「信用状」の規定に依拠して唱えられたものであり、今日においては、もはや支持されていない(193)。

(2) 受取勘定買取説

受取勘定買取説は、クレジットカード取引に商事代理人(factor)の法理を類推適用しようとするものである(194)。

すなわち、商事代理人は、売主の受取債権を万一買主が払わない場合でも、売主に償還請求することなく現金で買い取ってその回収リスクを負担して、売主の受取勘定簿記を免除し、買主に対して売主からの債権を取得した旨通知して、代金を買主から直接取り立てる業務を行うが、同説は、イシュアが、これと同様の業務を行っているとして、商事代理人の法理を適用ないし類推適用しようとするものである。

この見解に立った場合には、カード会員の支払義務は、債権が加盟店からイシュアに譲渡されたことによって発生することになるので、次述(3)債権譲渡説と同様、人的抗弁の対抗の肯否、あるいは抗弁権の放棄・喪失特約の有効性に関しては、債権譲渡の一般理論に従うことになる。

だが、この説もまた、上記(1)商業信用状取引説と同様、クレジットカード取引を規制する連邦法が 1951 年統一商事法典(U.C.C.)しか存在しなかった時代に唱えられた見解であって、今日では支持されていない(195)。

(3) 債権譲渡説

債権譲渡説(assignment theory)は、上記(2)受取勘定買取説と同様に、カード取引とファクタリング取引の類似性から類推された見解であって、小切手の売買またはカード会員が作成した売上票(sales slip)を売掛債権の証拠債権として、これを割り引いて買い取っている、もしくは会員の債務を譲受人が代位弁済していると解する見解である(196)。

上記のように、受取勘定買取説ないし債権譲渡説に見解に立った場には、カード会員による抗弁の対抗が認められるかどうかは、債権譲渡の一般原則に従うことになるので、カード会員は、加盟店に対して有する抗弁を、カード発行銀行に対しても対抗できることになる(197)。

だが、これに対して、カード発行銀行・カード会員間の契約書中の抗弁放棄条項を設けているのが通常であり、その効力に関しては、これを有効と解する余地が比較的広く認められており、抗弁の対抗の根拠とはならなかった。現在は、立法的に、抗弁放棄条項の無効化により、対応されている。

(4) 直接債務説

直接債務説(direct obligation theory)は、カード発行銀行の取立権の根拠を、クレジットカード会員契約に基づくカード発行銀行に対する支払約束に求める見解であり、従来の判例は、この立場をとっていたといわれる(198)。

同説に立った場合には、カード会員は、カード発行銀行に対して直接上記支払約束に基づく債務を負担することになるから、商人に

対する請求や抗弁を銀行に対しては行使することはできないことになる(199)。もっとも、この支払約束が、売買の完全かつ十分な履行を条件とする契約条項になっている場合には、カード会員の抗弁権が認められる余地もあるとされる(200)。

この見解は、売買の目的が不完全であった場合に、カード会員による抗弁の対抗が認められる点が、上記(2)受取勘定買取説ないし(3)債権譲渡説と異なる。

(5) 直接貸付説

直接貸付説(direct loan theory)は、カード発行銀行からカード会員に対する支払請求権の根拠を、商品の売主からカード発行銀行に譲渡された代金請求権ではなく、カード発行銀行とカード会員との間の直接貸付に基づく貸金返還請求権と解する見解である(201)。

同説は、アメリカの銀行カード会社が採用している立場であり、各種の消費者立法もこの立場を採り(202)、U3C [1968]原始規定(§3.301)も直接貸付である旨の規定を設置していた(203)。先に触れたように、アメリカのクレジットカード取引は「銀行カード」から発展してきた歴史があり、この歴史的経緯が、同説の採用に影響していると考えられる。

銀行とカード保有者間の直接の貸付ということであれば、銀行は、カード保有者・売主間の取引に関してはまったくの第三者であって、独立した貸付債権を有することになるので、前記(1)商業信用状取引説と同様、カード保有者からの抗弁は成り立たなくなる(204)。

その一方で、同説に立った場合には、クレジットカードで購入した商品の分割払いについては、当然に利息制限法が適用されることになる(205)。

(6) 現在の状況

かつてU3C [1968]の原始規定が、クレジットカード取引につきカード発行銀行のカード会員に対する直接貸付であるとする規定を置

き、カード保有者の抗弁権を否定していた。しかしながら、1974年改正後のU3Cが、三当事者の信用販売型クレジットカード取引の場合にも、抗弁の接続を肯定する明文の規定を設置したことから、以上に述べたような法的性質論から具体的論点における結論を演繹する議論は、もはや意味をなさないと考えられている。

4. 州法および連邦法の適用関係

州法と連邦法が競合する場合には、憲法6条2項の規定により、連邦法が州法に優先するとされている。そうすると、連邦の貸付真実法(TILA)に対して、州法で独自の貸付真実法を定めている場合や、州法で統一商事法典(U.C.C.)を採用している場合については、連邦法と競合・抵触する州法の規定部分の効力は否定されることになるのだろうか(206)。

1972年消費者信用保護法(CCPA)には、州法との調整規定が存在し、信用広告に関する第1編第3章の規定に関しては、州法の規定にかかわらず、CCPAの規定を適用すべきものとして、広告に関して統一的な施行が行われている。

これに対して、第1編第4章の規定に関しては、ある州法に基づいた信用取引の種類に、第1編第4章と実質的に同様の要件を課しているか、より大きな保護を消費者に与えており、かつそれを執行するための適切な措置を設けていると認められるときは、理事会規則により、その州内でのその種類の取引については、CCPA第1編4章の規定を除外するものとされている(TILA 171条(b))。第1編第2章、第5章についても同様である（第2章につきTILA 123条、第5章につきTILA 186条(b)）(207)。

したがって、CCPA(TILA)第1編第4章などのカード保有者の権利を保護する規定よりも、消費者保護レベルの高い州法については、州法が適用され、そうでない場合は、連邦法であるCCPAの規定が適用されことになる。また、CCPAには特に規定されていない金融

料の額や率の制限、その他取引内容について消費者を保護する規制が、州法において規定されている場合には、当該州の規定がそのまま適用されることになる。

なお、消費者信用問題に関する裁判管轄は、連邦と各州の裁判所の双方にあり、州裁判所は、連邦法に関する訴訟と州法に関する訴訟の両方を扱うことができる(208)。また、当事者は、連邦法であるCCPAに基づく訴訟を行うか、州法に基づく訴訟を行うか、あるいはその双方に基づく訴訟を提起するかを、事案の内容に応じて選択できることになる。

第 5 節　貸付真実法(TILA)170 条に関する判例

1．問題の所在

（1）　三当事者型カード取引における利用者保護

三当事者型のクレジットカード取引においては、カード発行者（イシュア）と加盟店管理者（アクワイアラ）が同一人であることから、カード発行者の加盟店（販売店）に関する管理が現実に機能している場合には、加盟店（販売店）に対する管理責任を根拠に、カード保有者（カード会員）は、加盟店（販売店）との間の契約に関する人的抗弁を、カード発行者に対して対抗できるとして差し支えないであろう。先に見た 1968 年貸付真実法(TILA) 170 条(a)(3)の距離的制限とその例外は、実質的には、カード発行者の加盟店に対する管理可能性を根拠にしている。

一方、カード保有者（カード会員）保護の法律構成に関しては、①イギリス 1974 年消費者信用法(CCA) 75 条のように、この場合の加盟店（販売店）とカード発行者を同一視して（つまり二当事者型と同様と見て)、加盟店（販売店）に対する請求権を同一人格と評価されるところのカード発行者に対しても請求できるとする（共同責任）構成と、②アメリカ 1968 年貸付真実法(TILA)・統一消費者信用法典(U3C)のように、カード会員の加盟店（販売店）に対する請求権につき、いわば代位責任（監督者責任・使用者責任）的にカード発行者に責任を負わせ､あるいは人的抗弁を拡張する構成がある。

（2）　四当事者型カード取引における利用者保護

だが、カード発行者（イシュア）と加盟店管理者（アクワイア）が別人となる四当事者以上の多数当事者型カード取引においては、上記(1)三当事者型に関する論理は成り立たないようにも考えられる。この場合のカード発行者は、加盟店（販売店）に関する管理・

監督権を有しておらず、したがって、①その地位を加盟店（販売店）と同一視して共同責任を負わせることもできず、あるいは②管理・監督責任を問うことも難しいように見えるからである(209)。

(3)　判例の内訳

ところで、前節で見たように、アメリカの貸付真実法(TILA)におけるクレジットカード保有者の保護には、(i)「誤請求」の場合の支払停止の制度(TILA 161 条：15 USC §1666)）と、(ii)加盟店（販売店）に不当表示や契約違反があった場合の「請求と抗弁」の制度（TILA 170 条：15 USC §1666 i）がある。

判例においては、(i)「誤請求」の認定に関する事例は数多くみられるが、これに対して、(ii)「請求と抗弁」の可否を直接論じた事例は、さほど多くない(210)。

なお、すでに触れたように、①連邦法である貸付真実法(TILA)は、いわば最低限の基準での消費者保護であって、②統一消費者信用法典(U3C)に準拠した州法を制定している州が 12 州あるほか、③U3C よりさらに手厚く消費者を保護する州法を制定している州もある（カリフォルニア州など)。それゆえ、以下に引用する判例には、①TILA 161 条に関する判例のほか、②U3C（「請求と抗弁」に関しては(U3C [1974] §3-404)に準拠した州法に関する判例、③TILA・U3C よりも消費者保護に厚い州法に関する判例が含まれてくる。

2．前提要件

すでに触れたように、TILA 170 条の請求権ないし抗弁権を行使するためには、①カード保有者との間での誠実交渉の存在、②契約金額が 50 ドルを超えていること（下限額制限)、③取引場所がカード保有者の住所と同一州内ないし 100 マイル以内であること（距離的制限）の三つを充たしていることが必要である。

（1） 下限額制限

このうち、②下限額制限に関しては、以下の事案が存在する。

【判例 1】 Laurence Dudzik et al. v. Klein's All Sports, 158 Misc. 2d 72: 600 N.Y.S. 2d 1013: 1993 N.Y. Misc.

〔事案の概要〕 X（原告）は、スポーツ品店 Y からクレジットカードを利用して購入したグラスファイバー製バットが壊れたため、新しいバットと交換してもらったが､そのバットもまた壊れたため、さらなる交換ではなく、現金での返金を求めた。

ニューヨーク州の商法 218 条の定める「返金方針(refund policy)」によれば、商品に欠陥があれば、商品の交換、他の商品が購入できるクーポン等の支給、返金等を請求できるとしているが、しかし、本件スポーツ用品店 Y に関しては、購入後 30 日以内の商品の交換か、店舗内の信用供与のみを認め、現金での返金やクレジットカードアカウントへのチャージを戻すことは認めていなかった。

一方、貸付真実法(TILA)は、信用供与を受けた額の支払停止をする権利を認めているが、しかしながら、本件は、50 ドル以下の少額訴訟であるため、TILA 170 条に基づく権利を主張できない。

〔判旨〕 判旨は、1951 年統一商事法典(U.C.C.)を適用して購入者を保護した。すなわち、本件に関しては、州の商法および TILA の適用はないが、しかし、本件商品は U.C.C. §2-314 の商品としての品質保証違反に該当するとして、Y に対して、X の商品購入額に加え、売上税の返金を命じた。

（2） 距離的制限

一方、③距離的制限が問題となった事案としては、以下のものがある。

【判例 2】 Lincoln First Bank, N. A. v. Herbert I. F. Carlson Midland Bank, Supreme Court of New York, Chautauqua County, 103 Misc. 2d 467: 426 N.Y.S.2d 433: 1980 N.Y. Misc.

〔事案の概要〕 ニューヨーク州に住むカード会員Y（被告）が1978年6月6日にオハイオ州クリーブランドの宝石店Aから電話で指輪を購入し、VISAのオープン・エンド信用プランのチャージカードで決済したが、その後、同月16日には購入契約をキャンセルし、21日には宝石店から取消しのクレジット伝票をもらった。ところが、その処理に関しては、カード発行銀行X（原告）のVISAの口座でなく、第三者銀行BのMasterCardの口座での行うとされていた。Yは、7月26日に最初の請求書を受け取ったが、これを放置しているうちに、宝石店Aが破産し、カード発行銀行Xが、Yに対して訴訟を提起するに至った。

争点は、①カード保有者Yが60日の有効期限内に適切な「誤請求」についての通知をカード発行者Xに送付したかという点と、②100マイルより遠方な取引は、カード会員の「誤請求」を抗弁として主張できるか、また、第三者銀行Bに手続上の責任があるか、の2点であった。

〔判旨〕 判旨は、争点①に関しては、Yの通知が期間内に適切に行われたことを認定した。一方、争点②に関しては、第三者銀行Bの責任は認められなかったが、しかし、Yは、X銀行の自己のVISAの口座で処理をするよう訂正請求できるとされた。TILA 170条の距離的制限との関係では、裁判所意見は、「カード会員の住所地から100マイル未満で起きた取引なら、カード会社は、すべての抗弁を引き受けるということが、100マイル以上の距離で起きた取引には、自動的にカード会員はすべて抗弁を諦めなければならない等の推定にはならない」旨を説示している。その結果、少なくとも本件のような誤請求に対する抗弁に関しては、TILA 170条の距離的制限は働かないこととなった。

【判例 3】 George Izraelewitz Plaintiff v. Manufacturers Hanover Trust Company, Civil Court of the City of New York, Kings County 120 Misc. 2d 125: 465 N.Y.S.2d 486:

1983 N.Y. Misc.

〔事案の概要〕 ニューヨーク州に住むカード保有者X（原告）は、ハワイ州にある会社Aから通信販売でコンピュータの回路図(Electronic diagrams)を購入したが、Xは、購入した回路図の仕様が不適格であるとして返品し、直ちにカード発行銀行Y（被告）に通知して、チャージ・バック手続をとってもらった。しかし、販売会社Aは、商品の特殊性から「返品不可」のポリシーをXに告知しており、Xはこのことを知っていたとして、返品による返金を拒絶した。Y銀行が再度チャージ・バックを試みてもA社からは同様の返答しか帰ってこなかったため、結局Y銀行はXに請求したため、Xが異議を申し立てて本件訴訟を提起した。

〔判旨〕 判旨は、距離的制限の制度趣旨につき、「商人の行動を監視することが難しいはるか遠隔州の商人との取引を通して、彼らを無限責任にさらすことのできる消費者から銀行を保護することに役立つ」としつつ、前記**【判例 2】**と同様に「カード会員の住所地から100マイル未満で起きた取引なら、カード会社は、すべての抗弁を引き受けるという文言は、100マイル以上の距離で起きた取引には、自動的にカード会員はすべて抗弁を諦めなければならない等の推定にはならない」旨を説示した。

しかし、判旨は、本件においては、注文画面に「返品不可」の方針が明確に表示されており、商品もそれにふさわしいものであったとして、結局、Xの返品の抗弁は認められないとした。

【判例 4】 Jonathan Plutchok v. European American Bank, 143 Misc. 2d 149: 540 N.Y.S. 2d 135: 1989 N.Y. Misc.

〔事案の概要〕 以上に対して、**【判例 4】**は、TILA 170条の距離的制限が働いた事案である。

カード保有者X（原告）は、マイアミの旅行会社Y社（被告）から、マイアミ（フロリダ州）の豪華なクルーズとホテルの宿泊に関する優待会員に選ばれたとのハガキを受け取った。Xは、Y社から

経営状況、返金保証などの詳細を入手した後、1986年12月9日にMasterCardの番号をY社に伝え、クレジットカードによって249ドルを支払ったが、その後、会員になるのを翻意して、返金を申し込んだところ、A社からは返答がなかった。

Xは「誤請求」を主張したが、これに対して、Y社は、Xが1987年1月3日に本件購入に係る請求書を受け取ったと主張した。なお、Xは、1987年4月25日までに必要な「誤請求」の通知をY社に対して行わなかったことを認めている。

〔判旨〕 本件では、Xが「誤請求」について60日以内の適切な通知を行っていないことを理由に、Xの主張を排斥する方法もあり得たであろう。しかし、判旨は、本件はニューヨーク州に住むXが100マイル以上離れたマイアミの業者Yと契約した事案であるから、TILA 170条の距離的制限が働いて「請求と抗弁」の保護は受けられないとした。なお、ニューヨーク州法には、電話で契約した場合の特則があるが、同法では、契約の承諾を受けた場所が契約地とされているところ(211)、本件事案は、Y社の郵便による勧誘に対して、Xは電話でクレジットカード番号を提供して承諾をしているので、この承諾を受領したY社のあるフロリダが契約地であるとされた結果、TILA 170条の定める100マイルの距離的制限に触れたものである。

【判例5】 Richard Hyland and Shark Broad Hyland, v. First USA Bank, 1995 U.S. Dist. LEXIS 14794 (E.D. Pa. 1995).

〔事案の概要〕 1994年5月にカード保有者X（原告）は休暇中にギリシャに旅行したが、ギリシャの骨董屋Aで東洋の絨緞を購入し、Y銀行（被告）発行のVISAカードによって2,070.57ドルを支払った。Xは骨董屋Aから、この絨緞について、綿反りを持つ純粋な絹で織られ、刺しゅうされ、植物の染料により着色された、およそ1930年ごろの古風なキリムである旨を明示で保証されていたが、その後、アメリカのカーペット専門家による検査において、上記明

示保証は間違いであることが判明した。そこで、Xは、Y銀行と骨董屋Aに連絡し、銀行の指示に従って、絨緞を骨董屋Aに返送しようとした。ところが、この返品の際に、約1,240米ドルの関税がかかることが分かって、Xは、関税の支払を拒絶するとともに、Y銀行に責任がある旨を通知した。結局、絨緞は関税不払により没収され、一方、Y銀行は、絨緞の損失に関する責任はないと主張した。これに対して、Xは、Y銀行は絨緞をXが返品すれば問題を解決させる旨を保証したのであるから、①TILA 170条の距離的制限による保護を放棄したと主張したほか、②Y銀行には、カードの海外利用が距離的制限に該当することを適切に知らせなかった点につき「過失による不実表示」の損害賠償の責任があると主張した。

〔判旨〕 しかし、判旨は、Xの①・②の主張とも排斥した。

【判例6】 Robert Singer and Duranne Crain f/k/a Duranne Singer, v. Chase Manhattan Bank, 111 Nev. 289: 890 P. 2d 1305: 1995 Nev.

〔事案の概要〕 ネバダ州に居住するX（原告・控訴人）は、Y銀行（被告・被控訴人）の発行したVISAカードを使って、ハワイの店Aで美術品を購入したが、美術品がXのネバダの自宅に配達された時に破損しているのを発見したため、直ちにAに返品し、購入した美術品を受領するに至っていないから、取引に基づく債務を負っていないと主張して、本件訴訟を提起した。

〔判旨〕 第1審裁判所は、TILA 170条の規定は、カード会員の住む州か、その住所から100マイル以内の取引に適用されるとして、Xの訴えを却下し、控訴裁判所も、これを支持している。

（3） 検討

1） 下限額制限

TILA 170 条に付された下限額制限は、距離的制限とともに、同条の適用を妥当な範囲に収めるための政策的措置といわれるが、しかし、**【判例 1】**に見られるように、カード利用者には、U.C.C.その他の法規による救済の余地がある。

2） 距離的制限

一方、距離的制限に関する 5 例の判例のうち、**【判例 2】**は条文の文言に拘泥せず TILA 170 条の適用を肯定したが（なお、**【判例 3】**も、一般論としては**【判例 2】**と同じ理由で適用肯定説に立つ）、その後の**【判例 4】【判例 5】【判例 6】**は、距離的制限への抵触を理由に適用を否定している。このように、アメリカの判例が、州外あるいは海外での取引に対する保護に対して比較的消極的である点は、イギリス消費者信用法(CCA) 75 条に関する判例が、海外利用の場合にも CCA75 条の適用を認めているのと、顕著な対比を示す。

もっとも、**【判例 4】**では、カード保有者の住所地と相手方取引業者の所在地との単なる距離的関係ではなく、当該取引に関する州法その他の特別法における契約地とカード保有者の住所地の距離的関係が基準とされている。このような形で管轄と準拠法が決定された結果、準拠法がカード発行銀行の所在する州法とされた場合には、カード発行銀行は、州法に基づく販売店への訴訟が可能となるため、必ずしも不利な状況には陥らない。

一方、**【判例 2】【判例 3】**は、距離的制限の制度趣旨に立ち返って、カード発行者が販売店の行動を監視できる状況であるか否かを基準として、カード発行者に対する責任追及が妥当か否かの個別・具体的な処理・運用を図ろうとするもののようである(212)。

すでに触れたように、距離的制限は、カード会員の保護とイシュア、加盟店の利益のバランスを図った妥協の産物と目されている。しかし、TILA の定める 2 種類のカード会員保護の制度のうち、161

条の「誤請求」の場合の訂正権については距離的制限がないのに、170条の「請求と抗弁」に関して距離的制限が設けられているのは、いかなる理由に基づくのか。

この点に関しては、「誤請求」制度においては、TILA 161条(b)に限定列挙された事項に関してのみ、支払の留保を主張できるのに対して、「請求と抗弁」制度に関しては、下限額制限と、不法行為請求権の除外に触れなければ、基本的にすべての人的抗弁事由をカード発行者に対抗できる。すなわち、「請求と抗弁」制度における距離的制限は、「誤請求」の限定列挙に相応する形で、当事者間の利害調整を図ったもののようにも見受けられる。

すなわち、限定列挙された「誤請求」事由に該当する場合、カード保有者の申し出や書面等の証拠により、カード発行者は、商品の未納やサービスの不提供、二重請求やキャンセルの未処理などを容易に判断でき、加盟店管理銀行にも明らかにすることができる。

一方、「請求と抗弁」制度が、人的抗弁の種類を問わず適用されるとしても、三当事者型のクレジットカード取引であれば、カード発行銀行は、カード保有者・加盟店の双方ともに取引先なので、両者に配慮した円満な解決方法が期待できる。また、万一、訴訟となっても、同一州内における紛議であれば、同じ州法の下で、カード会員規約および加盟店契約に基づいて問題の解決を図ることはさほど難しくない。仮に、銀行から提訴されても、1980年代の後半時期の調査によると、自分の当座預金口座のある銀行から11マイル以内に居住もしくは就業している家計の割合は、75%とされており(213)、それぞれ出廷や証人を尋問する負担もさほど大きくないといえる。

だが、これに対して、四当事者型カード取引に関しては、カード会員は、旅行や通信販売によって、遠方の販売業者と契約を結ぶことが、さほど珍しいことではなくなる。こうした状況において、カード発行銀行が、カード会員と販売店との間に商品の機能や品質に関する紛議、購入目的との適合性などの問題が生じた場合、カード

発行銀行が、商品そのものを確認し、あるいは購入に至る具体的経過等につき調査することは、きわめて過大な負担となってくる。また、販売店が州外の場合、銀行の支店設置規制の関係から、販売店とカード発行銀行との間には加盟店契約が存在せず、この場合のカード取引は、必然的に、VISA や MasterCard など国際ブランドの清算機関を介在させた四当事者以上の多数当事者型にならざるを得ないため(214)、カード発行銀行自身が上記調査を行うことは、現実問題として不可能に近い。その一方で、クレジットカード取引は少額取引であるため、訴訟を提起するコストとの関係で割に合わず、仮に訴訟になったとしても、州際取引として準拠法と法令の適用関係に関する複雑な問題が生ずる。それゆえ、「請求と抗弁」の制度に関しては、コストの面で 50 ドルという下限が設けられ、他方、距離的には、せいぜい隣州程度にとどまる 100 マイル以内における問題については、カード発行銀行の負担としても過酷ではないとの政策的な価値判断が働いたものと考えられる(215)。以上を要するに、距離的制限は、わが国の何倍にも及ぶ広大な国土と州別の様々な取引法や消費者保護法の存在があり、銀行の支店設置規制があるため、遠隔州における商人の行動をモニターすることが困難であることが地理的制限を銀行に認める理由と考えられる(216)。

だが、これに対して、カード発行者が、カード保有者に対し、加盟店とその販売商品に関する広告を請求書に同封し、カード保有者がその広告を見て商品を購入するケースにおいては、下限額および距離的制限の適用はない。その理由は、「このような関係がある場合には、発行者は加盟店に対し相当程度コントロールを及ぼしうる」からである(217)。

だが、このように、カード発行者が負担を負う根拠が、加盟店に対するモニターあるいはコントロールの有無に求められるとするならば、この点を直視して、四当事者以上の多数当事者型クレジットカード取引においても、あるいは距離的に離れていても、カード発行者による加盟店のモニターあるいはコントロールができている場

合には、「請求と抗弁」を認めてよいように思われる。前記【判例 2】【判例 3】の説示も、このような実質的価値判断に立脚しているものと解される。

3．抗弁事由の正当性

一方、①誠実交渉・②下限額制限・③距離的制限の前提を満たしている事案についても、カード利用者が勝訴したのは【判例 9】の1例のみであり、残り4例は敗訴事例である。

ただ、否定例の事案はいずれもカード利用者に要保護性が認められない場合ばかりであり、敗訴判決が多いことをもって、TILA 170条の「請求と抗弁」が認められにくいとはいえないであろう。

【判例 7】 Timothy Moynihan v. Providian Financial Corp., 2003 U. S. Dist. LEXIS 13732 (D. Md. 2003).

〔事案の概要〕 カード会員Xは、ネット販売店Aから高級家具をインターネット経由で購入し、Y銀行の発行したVISAのクレジットカードで決済したが、この売買に関して、A商店は、12週間後の2001年5月5日に売買代金代金1,449.83ドル全額を割り引く旨を、ウェブサイトで表明していた。だが、同日になっても代金は払い戻されず、その1週間後、A商店は、連邦法11章の破産手続に入った。2001年6月6日、Y銀行は、A商店とXとの間の上記紛議を、Xからの手紙を受け取って知った。Y銀行は、Xの照会につき調査している旨を、2001年6月20日に通知し、2001年7月13日に、紛議の最終的な解決まで、1449.83ドルの請求を保留した。だが、その後、Y銀行は、2002年1月24日に、A商店が売買代金を売主Xに返すことを認めるVISA規則がないこと、課金経由で割引を得る取引はVISA規則で禁じられていることなどを理由に、銀行はクレジット請求を復活できること、Xは、A商店の破産手続において自己の請求権を行使すべきであることを通知した。しかし、Xは、A商店の破産手続の中で請求権を行使せず、Y銀行には、A

商店に対して X が有する請求権につき代位責任があると主張して、TILA 170 条：15 USC 1666 i に基づき Y 銀行に対する本件訴訟を起こした。

〔判旨〕 判旨は、TILA 170 条：15 USC 1666 i は、カード発行者の請求に対する抗弁として機能するものであって、独立した請求権を付与するものではないこと、X が、TILA 161 条：15 USC 1666 の要求する適切な手続に基づいて「誤請求」を主張しなかったこと、A 商店による代金の割引の提供がなかったことは「誤請求」に該当しないことを根拠に、X の請求を棄却した。

【判例 8】 Bradley D. Wilson v. Bank of America, N. A, 2004 U.S. Dist. LEXIS 16353

〔事案の概要〕 X は、2002 年 12 月に、オンライン宝石商 A から婚約指輪を Y 銀行の発行した VISA カードで購入した。しかし、指輪は、X にもその婚約者の許にも配送されなかった。X は、Y 銀行からクレジットカードの請求書を受け取った後に、誤請求の通知を、指輪が配達されなかったことを説明して Y 銀行に送付した。Y 銀行は X の誤請求に基づく訂正権行使を受け入れて、指輪の代金 13,359 ドルについて、宝石商 A にチャージ・バックをかけたところ、宝石商 A は、指輪は納品済みであり、また返還されてもいないとして争ったため、紛議は VISA の仲裁委員会に持ち込まれた。2003 年 9 月 9 日に、VISA の仲裁委員会は、Y 銀行のチャージは適切であったとして、宝石商に対して支払を命じたので、Y 銀行は、2003 年 10 月 6 日に、VISA 仲裁委員会の結果を X に通知し、代金は X に振り込まれるので、再び請求することになる旨を説明したところ、X は、クレジットカード口座を解約した。そのため、Y 銀行は、債務不履行者として X のアカウントを信用情報機関に報告したが、その際、上記のような紛争の経緯を報告しなかった。

その後、X は、2004 年 4 月 2 日、Y 銀行の行為は、TILA、公正信用報告法、カリフォルニアの不正競争法および契約法に違反した

と主張して、本件訴訟を提起した。これに対して、Y銀行も反訴を提起し、Y銀行はXの申出に従って必要な調査をしたこと、Xの申立てには虚偽があったことなどを主張した。

〔判旨〕 本件訴訟において、Xは有効な立証ができず、その結果、判決では、Xの主張は排斥されて、Xの請求は棄却された。

【判例 9】 Citibank (South Dakota), N. A. v. Mary J. Mincks, 135 S. W. 3d 545: 2004 Mo. App.

〔事案の概要〕 カード会員のメアリーは、1999年9月にシティバンクにクレジットカードを申し込んだがこのカードは、特に個人用・ビジネス用の区別はなく、記載内容からして、個人向けの典型的なカードのようだった。このカードを夫も利用できるようにしていた。また、低料率であったので、彼女は2つのクレジットカードの残高をこのカードに移した。翌年2月、夫は、3か月前に始めたhome business の顧客勧誘用に 4,000 枚のカラーの郵便はがきを7,600 ドルで商店から購入し、このカードで決済した。しかし予定日に納品されず、再三督促したが、そのうち、当該商品が販売中止になっているのを知った。そこで、商店に同種の別の製品を納品するようにファックスしたが、まったく反応がなかった。2000 年 8月には、はがきを受け取るのをあきらめ、商店に返金を要求したが、2000年9月1日には商店が事業を停止したことを知った。そこで、夫は銀行にTILAとReg. Zの規定に基づき、2000年3月に明細書で請求を受けた7,600ドルを口座に戻すようにシティバンクに請求した。

しかし、シティバンクは、明細書は、2000年3月に送付されており、60日以内の誤請求の訂正通知の送付という要件を満たしていないとして、これに応えなかった。その後も、カードは利用されたが、当該利用分の残高が残ったままで、2002年7月に延滞料等が加えられ、9,048.49ドルの勘定残高が残り、銀行は、さらに25.99%の未払利息と15%の弁護士費用の支払いを求めて提訴した。

本件においては、①本件はがきの購入が、ビジネス目的であることから、「消費者信用」を、主に個人、家族、世帯目的で信用供与されるものと定義する Reg. Z 226-2 (a)(12)の規定に抵触する結果、貸付真実法の抗弁が認められないのではないか、また、②クレジットカード明細書に代金が表示された後に、彼女が 60 日以内にシティバンクにこの「誤請求」の通知を与えなかったことから、本件訴訟において抗弁としての商品未納を主張する能力を失ったかどうかが争点となった。

第 1 審は、消費者の抗弁を認めたので、銀行が控訴。

〔判旨〕 争点①に関して、控訴審は、本件がオープン・エンド信用プランであり、「口座が主として、消費者目的のために開かれたのであれば、カード会員が時々非消費者物品のために使っても、法および規則の枠組みに当てはまる」として、スモールビジネスのための商品購入の場合であっても消費者として扱われるとして、貸付真実法の適用を認めた。また、判旨は、「債権の譲受人は、債権を譲渡した時に譲渡人が有していた以上の権利を取得しない」とするミズーリ州のコモン・ローを根拠として、銀行に対する抗弁を認めることもできるとする。

一方、争点②に関して、判旨は、誤請求に関する通知の遅れについては、商品未納の権利の主張において、貸付真実法の誤請求を構成するとも考えられるが、貸付真実法は、別途「請求と抗弁」のルールを設けている。したがって、60 日以内に通知することに失敗しても、請求と抗弁の主張は妨げられることはなく、TILA 170 条における請求と抗弁の規則の対象として、誠実な交渉の実施、50 ドルを超える取引、同じ州内での取引という 3 要件を満たしていると認定して、彼女の抗弁を認めた。

【判例 10】 Citibank (South Dakota), N. A. v. John C. Kessler, 2004 Ohio 1899; 2004 Ohio App, LEXIS 1656

〔事案の概要〕 本件は、2003 年 1 月 14 日に、シティバンクが

原告となって、カード利用者Yがクレジットカードの支払いを拒絶したとして、履行請求を求めた訴訟の控訴審判決である。

Yは、Reg. Z 226-12および226-13によって、原告銀行による債権回収が禁止されており、また、Yが有している債権についてはすでに債権回収業者(collection agency)に譲渡済みであると反論した。これに対して、原告銀行は、契約の存在、債務の状況、履行遅滞を証言し、また、Yから相殺や有効な積極的抗弁を受けていない旨の証言をした。

第1審は、原告銀行の請求を認容して、Yに対し、カード利用額5,630.88ドルに利息とコストを加えた額を支払うよう命じた。

〔判旨〕 控訴審は、次のように判断して、Yの控訴を棄却している。

TILAは、信用取引において消費者を保護することを目的としていることから、同法の規定は、消費者に有利になるように解釈されなければならない。しかし、本件Yは、TILA 170条の前提要件を満たすかどうかの主張を第1審で行っていない。また、仮に前提要件を満たしていたとしても、本件カード利用が販売店による詐欺であり、商品を受け取っていないから、支払いを強制されることはないとのYの主張は、不法行為に関する請求であって、TILA 170条の請求と抗弁から排除されている。

また、Yの誤請求の主張に対しても、YはTILA 161条(a)に従った通知を行ったという証拠を提出していないとして、これを退け、さらに、債権譲渡の主張に関しても証拠の提出がないことを理由に排斥した。

【判例 11】 Carl E. Baccellieri Jr. and Rebecca B. Baccellieri, v. HDM Furniture Industries, Inc. d/b/a Drexel Heritage Furniture, a Corporation of the State of Delaware, and General Electric Capital Corporation d/b/a GE Money Bank t/a Drexel Heritage Furniture

Credit Card, a Corporation of the State of Delaware, 2013 Del. Super.74 A.3d 653(2013).

〔事案の概要〕 原告らは、2008年1月4日に小売店〔DHF〕の従業員に図面を渡し、オーダー・メイドのソファを注文したが、従業員が間違った形状を書き留めたため、2008年3月3日に注文とは違った製品が届いた。その間にカード発行者〔GE〕から7,058ドルのソファ代金がチャージされ、また、原告は小売店〔DHF〕に別途800.00ドルを支払っていた。

原告の注文品相違の申出に対して、ソファメーカー〔HDM〕は、ソファを修理するか、同種の製品に交換する旨の保証書を交付し、一方、原告は小売店〔DHF〕に対して、別の製品との交換かキャンセルを求めた。小売店〔DHF〕は、長椅子との交換を提案したが、原告はこれを断った。その後、原告は、2008年5月21日付けの書面で、カード発行者〔GE〕に対し、購入価格の返済を要求したが、カード発行者〔GE〕はこれを拒絶し、その後、2009年8月19日に、カード発行者〔GE〕は、7,058.00ドルを原告のアカウントから差し引いた。一方、2009年8月13日に小売店〔DHF〕は破産を申請した。破産財団には財産がなかったため、破産手続は債権者に配当なしで終結し、その結果、原告は直接小売店〔DHF〕に支払った800.00ドルを回収できなかった。

そこで、原告は、メーカー〔HDM〕とイシュア〔GE〕に対して、デラウェア州の消費者保護法に基づく保証違反と貸付真実法の違反を根拠に、本件訴訟を提起し、カード発行者〔GE〕は小売店〔DHF〕と同じ立場にあるので、原告がメーカー〔DHF〕に対して主張できる原因でもって請求できると主張した。

〔判旨〕 判旨は、以下のように述べて、原告の請求を棄却した。

メーカー〔HDM〕とカード発行者〔GE〕のどちらも、原取引ないしソファ購入のための原告と小売店〔DHF〕の間のやりとりに関係していない。被告らの責任を追及するためには、小売店〔DHF〕が、原告がオーダー・メイドのソファを購入した時に、メーカー

〔HDM〕またはカード発行者〔GE〕の代理人として行動していたことが証明されなければならないが、小売店〔DHF〕とメーカー〔HDM〕の間の専門店契約(Dedicated Store Retailer Agreement)では、小売店〔DHF〕はメーカー〔HDM〕の代理人として行動することが明示的に禁止されており、その余の事実関係からも代理関係は認定できない。また、メーカー〔HDM〕が小売店〔DHF〕の過誤を知っていた事実はなく、さらに、仮に代理関係があったとしても、被告がデラウェア州消費者詐欺法または消費者契約法に違反した旨の原告の主張を基礎づける記録・証拠または妥当な推定を見出すことはできない。本件は小売店〔DHF〕の過失にすべて責任があり、メーカー〔HDM〕に保証の違反は認められない。

一方、貸付真実法に関して、イシュア〔GE〕は、原告の勘定につけられたソファの額を損失として 7,058 ドルを差し引いており、原告は、TILA 170 条による救済のための基礎となる権利を有しない。

(1)　オープン・エンド信用プランにおける非消費性物品の購入

まず、カード利用者が勝訴した唯一の判決である**【判例 9】**に関していえば、本件のようなオープン・エンド信用プランにおいては、TILA 103(h)にいう「消費者(consumer)」が、主として個人、家族、世帯目的で購入した物品（「消費性物品(consumer goods)」）が保護の対象となると設計されている。

だが、**【判例 9】**で問題となった、スモールビジネス目的で購入したカラーの郵便はがき 4,000 枚の価格は 7,600 ドルであって、これ自体を単独で評価すれば「非」消費性物品である。しかし、判旨は、最高裁判所判例に依拠しつつ(218)、「口座（勘定）が主として消費者目的のために開かれた場合には、カード保有者が時々非消費性購入品のためにカードを使っても、法と規制の枠組にはあてはまる」旨を判示している。

(2)　「誤請求」に対する通知の不備

一方、「誤請求」については、債権者から明細書を受領した時から60日以内に所定の方法による通知が必要であるが、**【判例 9】**においては、60日の期間徒過にもかかわらず、カード利用者が保護されている。しかし、他の判例においては、この点に関する判断は厳格であり、書面ではなく口頭での通知であったり、書面の到達に関する証明が不十分であったり、あるいは、販売店との折衝に注力し過ぎて通知が遅れてしまった事案に関して、カード利用者を敗訴させている。

その中にあって、**【判例 9】**がカード利用者を保護したのもまた、オープン・エンド信用プランの事案だったからであろう。

(3) 「請求と抗弁」の基礎となる請求権

一方、否定例においては、カード保有者が、TILA 170条の「請求と抗弁」の基礎となる請求権を有しているか（あるいは証明できているか）が争われている。

このうち「請求(claim)」というのは、クレジットカード会社に対して損害賠償等の請求を求めるものではない。**【判例 7】【判例 11】**は、このことを理由に、カード保有者の主張を排斥したものと見受けられる。

一方、**【判例 10】**のカード保有者が主張した、販売店の詐欺を理由とする不法行為請求権については、TILA 170条が明文でその適用を除外してため、認められていない。販売店の詐欺は、チャージ・バック事由に該当するので、**【判例 10】**の案件に関しては、早期に、チャージ・バックを試みるべきだったろう(219)。

(4) 消費者有利の解釈

なお、判例においては、カード保有者の勝訴事例である**【判例 9】**のほか、敗訴事例である**【判例 10】**においても、事案を消費者のために有利に分析されなければならない、との原則に基づく判断がなされている点が目を引く(220)。特に勝訴事例である**【判例 9】**にお

いては、上述したように、オープン・エンド信用プランであることを考慮して、非消費性物品の購入や、誤請求の期間徒過の論点に関して、消費者に有利な解釈が行われている。

第 6 節　小括――カード取引発祥の地からの示唆

1．距離的制限の撤廃の断念

連邦取引委員会(FTC)の 1971 年 1 月 21 日「消費者割賦販売において買主の請求権と抗弁を維持するための取引規制案(Proposed Trade Regulation Rules to Preserve Buyers' Claims and Defenses in Consumer Installment Sales)」(221)を発表し、その後 1973 年 1 月 5 日に「消費者の請求権と抗弁権の維持に関する取引規制規則案(Proposed Trade Regulation rule on Preservation of Consumer Claims and defenses)」(222)を取りまとめた。この規則案では、TILA と U3C の「請求と抗弁」の規定に付された制限を撤廃し、州外や海外のカード利用に関して「請求と抗弁」を広く認め、クレジットカード利用者の保護を図ることを意図していた。また、これらの規則案においては、抗弁放棄特約や、抗弁権の行使期間を代金の支払期間より短期に設定する特約を禁止する旨が盛り込まれていた(223)。

だが、この規則案に対して、銀行側は、①抗弁放棄条項は、濫用されていないこと、②銀行カードは、独特の通貨的側面を有していること、③カード発行銀行は、販売店の取引の仕方についてコントロールできる立場にないこと、④クレジットカード取引について、一般の信用取引と同様の規制をすべきでないことなどを理由に挙げて、強く反対した(224)。

以上の反対理由のうち、②～④は、当時、アメリカの銀行クレジットカードが三当事者型取引から四当事者型取引へと移行しつつある時期だったことと関係している。三当事者型のクレジットカードに関しては、カード発行銀行は、カード会員と加盟店の双方との間に直接の契約関係があるから、このような反対理由は妥当しない。②～④の反対理由は、四当事者以上の多数当事者型クレジットカード取引を阻害するとの主張にほかならない。

こうした銀行側の強い抵抗に押し切られて、結局、連邦取引委員会(FTC)は、この時点での規則の制定を断念した。

2. 多数当事者型取引における加盟店コントロールの手法

(1) チャージ・バック制度

竹内昭夫教授は、連邦取引委員会が四当事者間のクレジットカード利用に対して「抗弁と請求」を認めることを断念した最大の理由を、①連邦法による一応の規制があることに求め、このほか、②現実の被害例が少ないこと、③実際にはカード発行銀行が販売店と会員の紛議に介入してその解決を図っていることなども影響したとされている(225)。

なお、私見は、このうちの②被害例の少なさと、③カード発行銀行による紛議解決のための介入の背景には、国際ブランドによるチャージ・バック制度の運営が奏功したのではないかと考える。

チャージ・バック制度は、カード発行銀行と加盟店管理銀行間の請求調整措置として存在する国際ブランドの定める手続である。三当事者型の取引においては、加盟店の請求に誤りがあり、または商品未納等の問題があれば、顧客のクレームにより、クレジットカード会社はその真偽や内容を直接確認できた。しかし、四当事者が関与する距離的制限のない州外・海外取引になると、クレジットカード会員の所属するクレジットカード会社の加盟店でクレジットカードを利用するとは限らない。そこで、四当事者以上の当事者が関係するクレジット取引においては、カード発行銀行がカード会員の申し出を受けて、加盟店管理銀行経由で販売店からの請求に対して、請求を取り消すために考案されたのが、チャージ・バックの制度である。

このチャージ・バック制度を利用して、苦情や抗弁の申し立てにより、解決することができるものは、国際ブランドが設けているチャージ・バック事由(Chargeback Reason)に該当するものだけであ

る。しかし、TILA 161 条の誤請求に該当するような「取引額の相違」「二重処理」「無効カード」「請求遅延」などのチャージ・バック事由が設けられており、誤請求が加盟店管理銀行やその加盟店に起因している場合は、チャージ・バックをもって解決が可能である。また、TILA 170 条の抗弁に該当するような「承認なし」「詐欺的取引」「オーソリの不取得と詐欺的取引」「疑わしい商業活動」、「商品の未受領」「サービスの不提供」などもチャージ・バック事由とされている(226)。しかも、アメリカ合衆国内のローカルルールとして、「カード所有者の抗弁」が TILA 170 条に基づく事由コード(reason code number)として設けられている(227)。したがって、イシュアは、TILA 161 条の誤請求や TILA 170 条の請求と抗弁の主張を受けた場合に、チャージ・バック事由に該当すれば、チャージ・バックを利用することで、カード会員の販売店との紛議を解決することができる(228)。

このように、クレジットカード保有者の「請求と抗弁」が、国際ブランドの内部ルールに連動しており、この制度を活用して大部分の問題が解決され、実質的な救済機能として機能しているため、新たな規制の導入は見送られ、その後も問題が起きていないものと考えられる。

(2)　貸付真実法における加盟店コントロール規定

一方、貸付真実法(TILA)には、カードの発行者に対する「請求と抗弁」のような規定のほかに、カードの発行者ではない売主（つまり販売店である加盟店）に関する規定も設置されている。

たとえば「誤請求」の訂正の手続に関連して、売主がクレジットカード会員に販売した後に商品の返品を認めるなど、提供した役務についての支払いを免除した場合には、販売店は、直ちに信用計算書をカード発行銀行に対して送付しなければならず、カード発行銀行はその取引金額を直ちにカード会員のアカウントに貸方記入しなければならない(229)。これは、クレジットカード取引後の返品や解

約等により、カード会員への請求を行わない場合に、クレジットカード伝票または売上処理の「マイナス売上処理」を行うことを加盟店に義務付けたものであり、Reg. Z 226-12 (e)により、7営業日以内に、カード発行銀行に送付すべきとされる。

それゆえ、カード会員がカード発行銀行に対して異議を述べることができる「誤請求」の6項目のうち、①誤った売上、二重請求やキャンセルの未処理による請求と、③商品の未納や役務の未提供なのに請求がなされている場合に関しては、これを「マイナス売上処理」として通知するよう、カード発行銀行は加盟店に対して要求することが可能である。

また、TILA168条は、カード発行銀行の販売店に対する抱き合わせサービスの禁止を規定しているが、その一方で、TILA 167条は、カード取引の際に、現金割引の申し出を行うことを販売店に認めている(230)。わが国では、クレジット取引において加盟店手数料をカード利用代金に上乗せして請求すること(売上伝票を作成すること)を禁止しているのが通常であるが、これに対して、アメリカでは、――かつては手数料の上乗せ(sir-charge)が禁止されていた時期もあるが(231)――、現在では、TILAその他の連邦法にこの様な禁止規定は見当たらない。その結果、加盟店契約に現金割引を禁止する条項が存在する例や、州法で手数料の上乗せを禁止している例が存在する一方で、現金割引禁止の加盟店契約を認めている州や、手数料の上乗せを認めている州があるなど、対応はさまざまである(232)。

これらのTILAの規定や州法の規定は、わが国の割賦販売法では、まったく規定されていない。

こうした規律は、一般的には、カード加盟店契約において定められるべき事項である。しかし、連邦法や州法にクレジットカード加盟店としての義務や禁止事項が定められているのは、四当事者取引が普及し、加盟店契約の存在しないクレジットカード会社との取引があるからこそと捉えることはできないだろうか。つまり、アメリカにおいては、多数当事者間取引においては、加盟店契約がカード

発行銀行との間に締結されてなくても、TILA や州法によって、カード発行銀行と加盟店契約のない販売業者との間を結びつける最低限のルールが規定されており、これにより、四当事者型カード取引に関しても、カード発行銀行の販売店に対する一定のコントロールが可能となっていると指摘できよう。

3．わが国への示唆

わが国において、国際ブランドのマークが搭載されたクレジットカードの利用は、海外取引を中心に始まったものであるが、契約関係の明確な三当事者型カード取引も、提携カードなどを中心に依然として存在している。それゆえ、こうした日本の実情は、従来の三当事者型のクレジットカード取引と変わるところはなく、したがって、消費者に対する要保護性に何らの変化はないと見る向きもある。

しかしながら、毎年拡大を続けるカード取引、今後のキャッシュレス化社会の実現を見据えるならば、国際ブランドの介在する四当事者以上の多数当事者型クレジットカード取引を念頭に(233)、問題を検討することが必要と考える。となれば、検討の際に大いに参考になるのは、四当事者型クレジットカード取引に関して先行する、アメリカの法制度や実務上の運用であろう。

本章で見てきたように、アメリカの四当事者型のクレジットカード取引では、TILA および U3C の規定する、カード保有者に対する「誤請求」の訂正と、カード保有者の「請求と抗弁」の存在を前提として、連邦法や州法において、カード利用者のチャージ・バックの権利(Credit Card Chargeback Right)が制定されており(234)、また、カード発行銀行は、加盟店契約がなくとも、国際ブランドのチャージ・バック制度ならびに TILA の販売店の義務規定を活用して、販売店に対するコントロールがある程度可能になっている。わが国のクレジットカード取引に対する今後の規制のあり方に関しても、こうしたアメリカの手法が参考にされるべきと思われる。

具体的には、TILA 170 条と同様の「請求と抗弁」を認めて、消費者保護を図りつつ、しかし、この制度が、イシュアが販売店をコントロールできない場合までは機能しないことを認識し、チャージ・バックの権利や、契約関係の存在しない販売店の報告やクレジットカード手続きに関する遵守義務を課すことにより、直接の契約関係にはないカード利用者とカードアクワイアラ、イシュアと販売業者、そしてイシュアとカード管理会社の間の、適切な利益調整を図ることを検討すべきではないかと考える。

---

(1) Cf. Eric E. BERGSTEN, *Credit Cards: A Prelude to the Cashless Society*, 8 B. C. L. Rev. (1967)485; James A. Barnes, *The law, the credit card and the coming of the checkless society*, 6 Am. Bus. L. J.,1968,641; Roland E. Brandel & Carl A. LEONARD, *Bank Charge Cards: New cash or new credit*, 69 Mich. L. Rev.,1971, 1038-1039: Comments, *Bank credit Cards - Contemporary Problems*," 41 Fordham L. Rev.,1972,375: American BANKERS ASSOCIATION [hereinafter *ABA*], *Bank Cards*, American Institute of Banking, 1983,2.

(2) Cf. Donald H. MAFFLY & Alex C. MCDONALD, *The Tripartite Credit Card Transaction, A legal infant*, 48 California Law Review, 1960,459: ABA, *supra* note (1), at 2, Lewis MANDELL, *THE CREDIT CARD INDUSTRY: A HISTORY*, Twayne pub. 1990,17. ……〔邦訳〕根本忠明＝荒川隆訳『アメリカクレジット産業の歴史』(日本経済評論社、2000 年)54 頁参照。

(3) Cf. ABA, *supra* note (1), at 253. 人見康子「三者間の契約（クレジット・カードによる売買）の法的性質について」法学研究 36 巻 8 号（1963 年）61 頁参照。なお、1951 年の連邦取引委員会規則は、自動車の割賦販売に関して、引渡価格、頭金、信用機関等の条件表示を義務付けていた。また、1957 年以降割賦販売規制法の制定に努めるようになっていたが、規制内容は融資手数料の最高制限、不公正な契約条項の禁止等を定めるもので、その規制対象にクレジットカード規制は、ほとんど入っていなかった。

(4) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463.

(5) Cf. Robert H. COLE, *CONSUMER AND COMMERCIAL CREDIT MANAGEMENT (The Irwin Series in Marketing)*, Richard D Irwin, 6th ed.,1980,47-48……〔第 8 版の邦訳〕矢島保男監訳=日本クレジット産業協会訳『米国のクレジット・マネジメント（上）――コンシュマー・クレジット』(文眞堂、1991 年）158 頁参照。アメリカにおける消費者信用についての連邦の規制は、連邦法に係る各種立法が施されるまで 4 つの時期があったとされる。①第 2 次世界大戦中とその直後、②インフレの脅威のあった 1948 年 9 月から 1949 年 6 月、③朝鮮戦争にかかわる危機の時代、④1960 年代末期から 1980 年代。このうち①-③の時期においては、レギュレーション W による頭金と返済期間の長さなどにより消費者信用が規制された。一方、④の時期は、信用統制法(Credit Control Act)と貸付真実法(Truth in Lending Act)により貸付条件が当初政府によってコントロールされていた。

(6) わが国初期のクレジットカード取引の仕組み・構造及び消費者保護の法的課題等について論じた論稿としては、吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリ 428 号（1969 年）111 頁、竹内昭夫「クレジットカードと消費者保護」ジュリ 475 号（1971 年）55 頁、清水巖「クレジット・カード取引の法構造(1)-(6)」法時 45 巻 14 号（1973 年）177 頁、46 巻 6 号（1974 年）304 頁、48 巻 2 号（1976 年）188 頁、48 巻 3 号 194 頁、49 巻 1 号（1977 年）160 頁、49 巻 2 号 124 頁、椎名誠『クレジットカードの実務知識』（日本実業出版、1979 年）、磯貝英男＝武山信良ほか連載座談会「カード利用代金の法的性質(1)債権譲渡説、立替払説を検討する」消費者信用第 1 巻 2 号（1983 年） 80 頁、小坂

信隆ほか「（特集・クレジット取引の法的課題 4）クレジットカード取引一問一答」金法 31 巻 11 号（1983 年） 50 頁などがある。

(7) わが国においてアメリカのクレジットシステム及びクレジットカード取引を紹介した文献で、わが国の昭和 59 年割賦販売法以前のものとして、市場調査研究会・割賦販売調査委員会報告書「アメリカにおける販売金融会社の実態」（日本機械工業連合会・機械工業基礎調査報告書昭和 36 年度 36-N114）（1963 年）、人見・前掲注(3) 61 頁、土屋栄一郎「アメリカにおける消費者信用の発展とクレジット・カード」富士銀行調査時報 180 号（1967 年）38 頁、「発展する米国のクレジット・カード制度」経済月報 214 号（1967 年）45 頁、「米国商業銀行のクレジット・カード業務について」三菱銀行調査 160 号（1968 年）22 頁、上田昭三「米国におけるバンク・クレジット・カード(1)（2・完）」関西大学経済論集 18 巻 1 号（1968 年） 47 頁、2 号 45 頁、加藤良三『クレジット・カード――基本問題とその法理論（増補版）』(千倉書房、1977 年）41-125 頁、堤克彦「アメリカ銀行系クレジット・カードの諸問題」西南学院大学法学論集 10 巻 2・3・4 合併号（1978 年）59 頁、「波紋呼ぶシティバンクのクレジット・カード作戦（海外駐在員報告・ニューヨーク）」三菱銀行調査 281 号（1978 年）27 頁、通商産業省産業政策局消費経済課監修『消費者信用統計'78』(日本割賦協会、1978 年）245 頁などがある。

(8) Cf. ABA, *supra* note (1), at 256. 1968 年に制定された最初の貸付真実法には、クレジットカード規制は含まれていなかった。1970 年 10 月 23 年の Bank Record 法の改正時に、貸付真実法 132 条にカードの発行の請求又は申込みをしていない者へのカード発行を禁じる規制が導入されることになるが、その他の利用者保護に関する業務規制や民事ルールは、1974 年以降の改正による。当時のアメリカにおけるクレジットカード取引に関する消費者問題を取り扱ったものに、尾島茂樹「《資料》アメリカにおけるクレジット・カードの他人使用とホルダーの責任・前史――貸付真実法改正までの判例法の展開」クレジット研究２９号（2003 年）165 頁、上田(1)・前掲注(7)50 頁、堤・前掲注(7)77 頁、沢野直樹「クレジット・カードとアメリカ法の展開（下）」金法 31 巻 3 号（1983 年）21 頁などがある。

(9) VISA と MasterCard は、利用後一定期間経過後は、リボルビング返済のできるクレジットカード（バンクカード）を取り扱い、しかもみずからは、クレジットカードを発行しないが、American Express、Dinners は、原則一定期間内の一括払いのクレジットカード（チャージカード）を取り扱い、クレジットカードも自ら発行するという違いがある。しかし、わが国では、当初銀行系カード会社には、分割払式のカード発行が認められていなかったため、どちらも、わが国においては、チャージカードしか取り扱っていなかった。しかも、加盟店の相互開放が行われ、国際ブランドを扱う銀行系カード会員が他のカード会社の同一国際ブランド加盟店で利用できるようになるのが平成元(1989)年であり、銀行系カード会社がリボルビング払いを利用できるようになるのが平成 4(1992)年 9 月、分割払いが利用できるようになったのが平成 13(2001)年 6 月のことである。第 1 章第 3 節参照。

(10) Cf. William B. DAVENPORT, *Bank Credit Cards and Uniform Commercial Code*, 1 Val, U. L. Rev.(1967)218 ; John C. WEISTART, *Consumer Protection in the Credit Card Industry: Federal Legislative Controls*," 70 Mich. L. Rev. ,1971, 1476; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460; Lendol CALDER, EDITED BY Thomas A. DURKIN, Michael E. STATEN, *The Evolution of Consumer Credit: The Impact of Public Policy on Consumer Credit*, Springer US, 2002,24.櫻井澄夫「（叢談カードの歴史・第 1 回）世界で最初のクレジットカード」消費者信用 22 巻 5 号(2004 年）69 頁、櫻井・同「（第 2 回・第 3 回）初期のクレジットカード『フランク』の歴史（上）（下）」22 巻 6 号(2004 年）82 頁、22 巻 7 号 76 頁。櫻井・同「（第 22 回） 1918 年の『CREDIT CARD』――再論・券面に記された「英語」が語る起源」24 巻 4 号 66-67 頁参照。なお、Western Union は、現在も国際通信サービスを世界 200 以上の国と地域で実施している。

(11) Cf. DAVENPORT, *supra* note (10), at 218; BERGSTEN, *supra* note (1), at 485; WEISTART, *supra* note (10), at 1476 note 1; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460 note 6; Note, "*Implied Contract - Credit Coins and Cards - Negotiability*," 2 U. Pirr. L. Rev.,1936,117.

なお、クレジット・コイン以外にも、ショッピングコイン、チャージコイン、クレジット・トークン(token)、ショッピングタッグ(tag)などと呼ばれたものがあり、これらは、銅、白銅、鉛、アルミなど耐久性が高く、偽造されにくいものでできており、携帯しやすい形状になっていた。櫻井澄夫「（叢談カードの歴

史・第 36 回）クレジット・コイン――その生成と背景（上）四角くなる前のクレジットカードの話」消費者信用 25 巻 7 号（2007 年）73-74 頁参照。

(12) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460 note 8.

(13) Cf. ABA, *supra* note (1), at 2: MANDELL, *supra* note (2), at 154. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)273 頁。前田真一郎「クレジットカードの出現と消費者信用の変化――戦後アメリカの消費者信用」名城論叢第 10 巻 1 号（2009 年）66-67 頁。なお、クレジットカードは、財布サイズのプラスチック製もしくは曲がりにくい（厚）紙でできており、所有者の名前と住所が印刷されていた。Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460 Note 6.

(14) Cf. RUTTER, *Consumer Credit Heads for a Peak*, N. Y. Times, May 10.1959. § 3, p.1, col.8; BERGSTEN, *supra* note (1), at 485; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460. 人見・前掲注(3)56 頁参照。

(15) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460-461. オイルカードは、1950 年代顧客を自社系列に組織付ける目的で発行され、その後エリアが異なる地域では他社カードの受け入れも行われたものの、銀行カードを排除していた。しかし、やがてその後いくつかの石油会社は顧客利便性のために VISA や MasterCard を受け入れるようになった。Cf. DORGAN & SULLIVAN, *How About One Credit Card for the Whole Oil Industry?* National petroleum News, Aug. 1959, p.168; "*How Effective are Universal Credit Cards ?*," National petroleum News , Oct. 1959, p.117; ABA, *supra* note (1), at 6. このオイルカードは、リボルビングの機能がないこと、紙製であり、3 か月から 6 カ月で再発行されていたことを除き、現在のクレジットカードと同じであった。MANDELL, *supra* note (2), at 19, マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)56-57 頁、加藤良三・前掲注(7)48-49 頁、堤・前掲注(7)60-61 頁参照。

(16) 当時は、磁気カードがまだ存在せず、「サイズは、横 12.5 インチ、縦 1.25 インチ。周囲をプレス加工され、縁取りされた金属板に氏名、住所、カード番号などがエンボスされ、裏側にはサイン用の紙が貼られている」チャーガ・プレートが使用されていた。これをケースに入れて持ち運べるようにしていた。カードプレートの凸面を刻印器（インプリンター）で 4 枚の伝票に刻印して印字して請求処理に回した。Cf. DEE HOCK, *Birth of the Chaordic Age*, Berrett-Koehler Pub.,1999,98. ……〔邦訳〕ディー・ホック著＝村上彩訳『世界有数のカード会社・VISA カードの組織改革――混沌と秩序』（たちばな出版、2000 年）147-148 頁、櫻井・前掲注(10)「（第 58 回）チヤーガ・プレートとは何か。クレジットカード『祖先』の実像」27 巻 7 号（2009 年）79-80、82 頁、櫻井・前掲注(10)「（第 9 回）インプリンターがカード世界を変えた（上）チャーガ・プレートの登場」76 頁。

(17) Cf. DAVENPORT, *supra* note (10), at 218; MANDELL, *supra* note (2), at vii; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 459 note 4. 加藤良三著『クレジット・カード法の研究』（千倉書房、1989）49 頁、加藤良三・前掲注(7)49 頁、マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)3 頁参照。

(18)Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 459. 加藤良三・前掲注(7)49 頁、加藤・前掲注(17)49 頁参照。

なお、わが国では、二当事者間において多目的に使用できるクレジットカードを「ハウスカード」と呼び、汎用性のある三当事者間のクレジットカードと区別している。山本正行『カード決済業務のすべて――ペイメントサービスの仕組みとルール』（きんざい、2012 年）4 頁参照。

(19) クレジットカードを得る目的で、申込書に虚偽の報告を行い、発行者がその表示を信じてカードを発行した場合は詐欺罪に該当するなどの制定法を定めた州が当時 7 州あった。人見・前掲注(3) 63 頁参照。

(20) Cf. Jon A. KERR, *Credit Cards: the Liability of the Card Holder for Unauthorized Purchases,* 23 Wash. & Lee L. Rev. ,1966, 126-127; Gregory E. MAGGS, *New Payment Devices and General Principle of Payment Law*, 72 Notre Dame LAW Rev. ,1997,777; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460 note 8; BERGSTEN, *supra* note (1), at 488-489; WEISTART, *supra* note (10), at 1476 note 1.

クレジット・コインの法的性質が争われた事案として、① Wanamaker v Megary, 24 Pa. Dist. 778 (1915).② Lit Bros. v Haines, 98 N.J.L. 658 :121 Atl. 131 (1923).がある。①事件では、クレジット・コインは持参人払いの小切手・為替手形・流通証券と同様であるとされた。②事件では、クレジット・コインは、単に身分証明の目的のために発行されて、クレジット・コインによりなされた不正なチャージに対するなんらの明示の条件は無く、保有者は不正な使用の責任はない

と判示され①事件を否定し、その後定着している。人見・前掲注(3)56頁、尾島・前掲注(8)167-168頁参照。

(21) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 53. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)108頁参照。

(22) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 18. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)56頁参照。その後同様な仲介業者による掛売りプランがいくつかの都市で行われたが、後のダイナースのカード発行までは、地域限定のサービスであったようである。

(23) Cf. CLONTZ, *Bank Credit Cards under the Uniform Commercial Code,* 87 Banking, L. J. ,1970,888-891; BERGSTEN, *supra* note (1), at 485-486; DAVENPORT, *supra* note (10), at 218-220.

(24) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 22; COLE, *supra* note (5), at 47. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2) 62頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5) 159-160頁、山下徹監修『新版・世界のペイメントカード』（シーメディア、2009年）15頁、竹内昭夫『消費者信用法の理論（総論・各論）』（有斐閣、1995年）104頁参照。

石油会社各社は、第二次世界大戦の初期に100万人以上のオイルカード所有者を有していたが、石油の配給制により、それを失った。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 23. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2) 62頁参照。1941年8月に発令の大統領命令において、連邦準備制度理事会に割賦信用を統制する権限を与えられ、Regulation Wにより1949年6月まで耐久消費財の頭金規制、割賦機関の規制が行われた。F. R. オリバー著・小峯勝美訳『割賦信用論』（世界書院、1961年）216-221頁参照。なお、現在行われている金融機関と関連会社間の金融取引を規制するRegulation Wとは関係がない。

(25) 前掲注(22)記載の通り、いくつかの都市で仲介業者による汎用性を持たせるクレジットカードプランが実施されたが、ニューヨーク州の銀行家ジョン・C・ビギンズが1947年に汎用カードプランを試験的に実施し、1950年には、ニュージャージー州のパターソン・セービング・アンド・トラストカンパニーに採用されるなど、汎用カードの先駆者的役割を果たしている。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 26. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)67頁参照。

(26) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 461 note 12; ABA, *supra* note (1), at 3; Comment, *supra* note (10), at 373; DAVENPORT, *supra* note (10), at 218-219.T&E カードと呼ばれるのは、食事、旅行や娯楽での決済を目的にレストランやホテルを中心に加盟店募集を行ったからである。ダイナースカードは、ニューヨーク州から加盟店獲得を開始したがすさまじい勢いで全国に、そして海外で加盟店を獲得していき、最初のユニバーサルカードとなった。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 26. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)67頁。江夏健一監修＝小林真理編著『消費者信用ビジネスと消費者保護―グローバリゼーションへの対応』（敬文堂、1996年）4頁参照。

(27) Cf. ROBINSON, *New Developments in Retail Financing,* 8 Kan. L. Rev.,1960,567; ABA, *supra* note (1), at 3; MANDELL, *supra* note (2), at 29; DAVENPORT, *supra* note (10), at 219 note 3; WEISTART, *supra* note (10), at 1477. 最初にクレジットカード業務に参入したのは、1951年のロング・アイランドのフランクリン・ナショナル銀行(Franklin National Bank of New York)とされる。Cf. WEISTART, *supra* note (10), at 1477 note 4.

なおこれ以前から、いくつかの銀行では、大手百貨店の進出に悩まされていた地元小売店からの要請により、地元小売店を加盟店としたカード発行を行い、銀行の預金者に利用させることは行われていたようである。矢島保男『消費者信用――クレジット社会の進展と新しい対応』（ダイヤモンド社、1983年）48頁。江夏監＝小林編著・前掲注(26) 5頁ほか参照。

(28) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 9; COLE, *supra* note (5), at 80. 消費経済課・前掲注(7) 247頁。マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2) 72頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5) 70頁、江夏監＝小林編著・前掲注(26) 5頁参照。

(29) Cf. Al. GLIFFIN, *The Credit Jungle*, H. Regnery Company, 1971,4-19; MANDELL, *supra* note (2), at introduction xvi; Bergsten, *supra* note (1), at 485; WEISTART, *supra* note (10), at 1476. 矢島・前掲注(27) 46頁、マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)11頁参照。

(30) 加藤良三・前掲注(7)3頁。消費経済課・前掲注(7)248頁参照。

(31) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463. 1964年には、消費者向けクレジットカードプランはわずか70あまりだったが、1966年には、少なくとも1,000を超えている。Cf. BERGSTEN, *supra* note (1), at 486; Wall Street Journal (Midwest Edition), Jan. 17, 1967, p.1, col.8.

(32) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463-465; Comment, *supra* note (1) , at 374

(33) Cf. ABA, *supra* note (1), at 7. 加藤良三・前掲注(7)52 頁、加藤良三・前掲注(17)52 頁。

(34) ダイナースカードの当初の加盟店手数料は、7%であったが、数十年間にわたり、加盟店手数料の基準とされていた。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 8. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)30 頁参照。

(35) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463. T & E カードの場合 5-600 ドルの年会費を会員から徴収していた

(36) Thirty-day charge system (regular charge)。毎月の返済日から 30 日以内に一括支払いが原則のシステムで、30 日以内に返済すれば金利は不要である。消費経済課・前掲注(7)264 頁参照。

(37) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 459; MANDELL, *supra* note (2), at 29; COLE, *supra* note (5), at 80. 矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5) 69 頁。マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)72-74 頁。江夏監＝小林編著・前掲注(26)5 頁参照。

(38) Cf. Keith R. FISHER, *Toward a Basal Tenth Amendment: a Riposte to National Bank Preemption of State Consumer Protection Laws,* Harv. J. L. & Pub, 2006,1009; ABA, *supra* note (1), at 236.

McFadden Act of 1927(P.L. 69-639, 44 STAT. 1224)により、国法銀行・州法銀行いずれの場合においても本拠地のある州の銀行監督当局により監督されることになっており、ほとんどの州が州際銀行業務を規制していたので、州境を越えるローンは禁止されていた。この法律は、1994 年にリーグル＝ニール州際銀行業務及び支店設置効率化法(Riegle-Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act)により規制が緩和されたが、1997 年 6 月の完全自由化までその規制は残っていた。松尾直彦『Q&A アメリカ金融改革法――ドット＝フランク法のすべて』（きんざい、2010 年） 18 頁、36 頁、樋口修「米国における金融・資本市場改革の展開」レファレンス 635 号（53 巻 12 号、2013 年）48-49 頁参照。

(39) Cf. WEISTART , *supra* note (10), at 1479.

(40) Cf. ABA, *supra* note (1), at 237. 全米でトラベラーズ・チェックとクレジットカードを自由に発行できる American Express に対し、州内、しかも支店網が限られた銀行では、カード会員の利用範囲の面で非常に不利であったとされる。消費経済課・前掲注(7)247-248 頁。

(41) 1864 年に連邦銀行法が制定されたが、国法銀行には、支店設置に関する規定がなかったため、それ以降は、単店舗銀行が原則とされていた。高木仁『アメリカの金融制度――比較社会文化による問題接近を目指して（改訂版）』（東京経済新報社、2006 年）227 頁参照。

(42) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 24. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2) 63-65 頁参照。1930 年代の後半フィラデルフィアのワナメーカーズ百貨店が最初とされる。

(43) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 464. 加藤良三・前掲注(7)52 頁。加藤良三・前掲注(17)52 頁参照。

(44) Cf. ABA, *supra* note (1), at 36. 通常 25 日程度の無利子期間があり、その日までに全額返済すれば、金融料は不要となる。金融料は、購入日、またはデータデータ記録日から計算する。

(45) Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 25. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)65 頁、江夏監＝小林編著・前掲注(26)3-4 頁。リボルビング方式は、二当事者間のクレジットカードであるデパートのクレジットカード取引において 1930 年代から定着していたが、銀行カードが採用したのは 1950 年代になってからである。

(46)Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 464. なお、最初にクレジットカード事業を開始したフランクリン・ナショナル銀行の利子率は、1.5%であった。矢島・前掲注(27)48 頁。消費経済課・前掲注(7)265 頁参照。一方、チェース・マンハッタン銀行は、1%である。なお、先述したように、Revolving credit の金利は、月平均 1.5%であった。消費経済課・前掲注(7)265 頁参照。

ところで、カードの利子率については、1970 年代末には、50 州のうち 37 州にクレジットカードの利子に上限を設けてあり、設けていない州は 3 州に過ぎなかったが、「カーター・インフレーション」により、金利コストが 10%を超える事態になったため、1988 年になって、多くの州で規制利息の上限を引き上げたほか、17 州がクレジットカードの利子や手数料の制限を撤廃するに至っている。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 71. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)

137 頁参照。

(47) Cf. COLE, *supra* note (5), at 82. 銀行系クレジットカードの加盟店手数料率は2-6%であった。

銀行カードは、小売商に加盟店手数料を支払わせるのに大変苦労しており、VISAを創設したディー・ホックは、消費者が現金より、プラスチックのカードを利用する方が、通常30%余計にお金を使うことを証明して小売商を納得させたとする。ジェームズ・D・スカーロック著＝中谷和夫訳『借りまくる人々――クレジット依存社会の真実』(原題 James D. SCURLOCK ,*Maxed out*)（朝日新聞社、2007年）66頁。

(48) Cf. Comment, *supra* note (1), at 374-375; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463.

(49) 銀行系カード会社が現在のように年会費を徴収することになった契機は、1980年3月14日ジミー・カーター大統領がインフレ抑制のために無担保信用残高（自動車その他耐久消費財に関する貸付は除外）に対し、15%の割合による準備預金積み立てを求める政策を実施したことが要因になっている。クレジットカードを発行する銀行は、無担保信用の利子率に制限のある州が多い中、収益確保の目的でシティバンクなどが毎月50セント程度の低額の手数料を徴求しようと試みたが、議会の反対や裁判所の判決などで違法とされ、徴収が困難であった。しかし、カーターの信用調整策における準備預金積み立ては無利子であったため、クレジットカードに関しては、信用残高増加のインセンティブがなくなり、他行に顧客を奪われる心配なく、年会費の徴求に踏み切ることができた。これによりほとんどの銀行が、12～20ドルの年会費を徴求するようになった。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 76. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)144-147頁参照。

(50) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463 note 21; JEDHCA, *A Revolving Credit Plan for Bank,* Credit World, June, 1959, 18 , N. Y. Times p.40, Col.6.

(51) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463 note 21.

(52) Cf. Comment, *supra* note (1), at 382; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 481.

(53) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 482.

(54) Cf. William D. WARREN, *Regulation of Finance Charges in Retail Installment Sales*, 68 Yale L. J.,1959,851. 人見・前掲注(3)60頁。加藤良三・前掲注(7)98頁。加藤良三・前掲注(17)98頁参照。

(55) 竹内・前掲注(24)298頁、望月礼二郎「諸外国の消費者信用法(1)アメリカ」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座5 消費者信用』（日本評論社、1985年）298頁、沢野直樹「クレジットカード」加藤一郎=竹内昭夫編『消費者法講座（第5巻・消費者信用)』（日本評論社、1985年）110頁、花渕茂樹「英国消費者信用法における抗弁権接続の法理(1)(2)」法学61巻6号122-123頁、63巻5号（1997年）83-84頁、桶舎典哲①「第三者与信型消費者信用取引における抗弁権の対抗(1)」志林90巻1号（1992年）125-133頁、桶舎典哲②「アメリカ統一商事法典(Uniform Consumer Credit Code)の目的と規制の構造」クレジット研究23号（2003年）116頁参照。

(56) Commercial Credit Co. v. Childs, 137 N.W, 2d 260 (Ark. Sup. Ct. 1940); Davis v. Commercial Credit Corp., 94 N. E. 2d 710 (Ohio Ct. App. 1950), Unico, A Partnership of New Jersey v. James F. Owen, 50 N.J. 101; 232 A. 2d 405, 1967 N.J.:4 U.C.C. Rep. Serv. (Callaghan) 542; Industrial Credit Company v. Mike Bradford & Co., 177 So. 2d 878 (D.C. App. Fla. 1965); International Finance Corporation v. Rieger, 272 Minn. 192, 137 N.W.2d 172 [1965]; Local Acceptance Company v. Kinkade, 361 S.W.2d 830 (Sup. Ct. Mo. 1962).

(57) 制定時の統一消費者信用法典(U3C: Uniform Consumer Credit Code [1968] § 3.106(6))において、「貸付」には、三者間銀行カード、旅行及び娯楽用カードの利用が含まれ、二当事者型と異なり、割賦販売法などの規制の対象外であった。

(58) カリフォルニア州(Cal Civ. Code §1801-12.9)、ニューヨーク州(N.Y. Pers. Prop. Law §401-19)では、クレジットカードに関する独自立法があり、買主の売主に対する抗弁を消滅させるような、証券についての執行・協議などが禁止などの規定が設けられていたが、三者型クレジット契約では、買主と発行者間の契約になるので適用がないとされていた。人見・前掲注(3)61-62頁。

(59) 1904年にA. P. ジアニーニによって、イタリア移民のための銀行として、バンク・オブ・イタリーとして創設され、本店をサンフランシスコにおいた。1929

年にバンク・オブ・アメリカ・カリフォルニアを買収し、翌年、バンク・オブ・アメリカと改称した。1924年割賦信用(Time Plan)を、個人貸付を主に開始し、1936年には連邦住宅局の保証によらない住宅貸付を開始した。消費経済課・前掲注(7)274頁参照。

(60) Cf. DAVENPORT, *supra* note (10), at 219; WEISTART, *supra* note (10), at 1477; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 462.

(61) Cf. ABA, *supra* note (1), at 3; GLIFFIN, *supra* note (29), at 38-39; WEISTART, *supra* note (10), at 1477; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 462.
バンク・オブ・アメリカは 1955 年からカリフォルニア州内の各地で順次カード発行の実験を行っていた。同行は、国法銀行(National Association)であり、持株会社を通じて州外への銀行や保険の営業網（グループ・バンキング）を築き事業展開していたが、1956年銀行持株会社法(Bank Holding Company Act of 1956)が銀行業とそれ以外の兼業を禁じ、他州の銀行持株会社が本拠地州以外の州で他の銀行を買収または新設する活動は、進出する州の州法が認めない限り禁止されることとなった。そこで、クレジットカード業務については、他の銀行と提携することにより、自行のカード会員を州外の加盟店に利用させることで、全米で他の銀行と提携し、新たな事業展開を行うことにより、商業銀行としてクレジットカード事業に初めて成功した。Cf. COLE, *supra* note (5), at 80. 消費経済課・前掲注(7) 274頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)70頁、江夏監＝小林編著・前掲注(26)5頁、矢島・前掲注(27)49頁。
この動きに対して、1966年カリフォルニアの5つの銀行が共同でマスターチャージカードを始めたほか、銀行界だけでなく、いろいろな分野からカード事業に参入がなされた。Cf. HOCK, *supra* note (16), at 97-98. ホック（村上訳）・前掲注(16) 146-147頁など参照。

(62) cf. MANDELL, *supra* note (2), at xiv. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)6-7頁参照。

(63) 山下監・前掲注(24)18頁参照。なお、成功のもう一つの理由として、バンク・オブ・アメリカは、資金調達や広告の経費をクレジットカード事業以外の経費として処理することで、収益事業と見せていたことも挙げられるという。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 30. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)74-75頁参照。

(64) Cf. WEISTART, *supra* note (10), at 1480.

(65) Cf. ABA, *supra* note (1), at 3.

(66) Cf. ABA, *supra* note (1), at 12. 事業の州外への拡大に伴い、BankAmericard事業はバンク・オブ・アメリカの単独運営から、ナショナル・バンクアメリカード・インコーポレーテッド(NBI)によるメンバーシップによる共同運営になり、その後に、VISAとなる。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 31; COLE, *supra* note (5), at 80; HOCK, *supra* note (16), at 150-164.マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)75頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)70頁、矢島・前掲注(27) 50頁。消費経済課・前掲注(7)248頁。岩田・前掲注(65)37頁、 ホック（村上訳）・前掲注(16)206-220参照。

(67) Cf. ABA, *supra* note (1), at 3-4; MANDELL, *supra* note (2), at 31; COLE, *supra* note (5), at 80、マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)75頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)70 頁参照。この当時は、Master Charge System であった。Cf. Comment, *supra* note (1), at 373.

(68) Cf. ABA, *supra* note (1), at 12. カリフォルニア州の他の銀行を中心に、カリフォルニア・バンク協会を設立して対抗し、東海岸においてカード協会も同様な組織を作っていき、これらが、インターバンク・カード・アソシエーションという組織として統合され、やがてMasterCardとなる。Cf. MANDELL, *supra* note (2), at 31; ABA, *supra* note (1), at 3. マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)75頁、矢島・前掲注(27)50頁。消費経済課・前掲注(7)248頁参照。

(69) Cf. Comment, *supra* note (1), at 373-374; ABA, *supra* note (1), at 4.

(70) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 463.

(71) Cf. ABA, *supra* note (1), at 11 ; MANDELL, *supra* note (2), at introduction xvii.
バークレー銀行がイギリス最初のクレジットカード(のちにVISAカードとなるバンク・オブ・アメリカの提携カード）を1966年に発行した。なお、イギリスでは、チャージカードとして、1963年にAmerican Expressカードが進出してきている。和田文明「海外事情――イギリスのペイメントカード」カード・ウェーブ 20巻4号（2007年）66頁、マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)12頁参照。

(72) Cf. ABA, *supra* note (1), at 11.

(73) 国際ブランドと加盟する金融機関は、ライセンス契約を締結し、商標等国際ブランドの知的財産権の使用、国際ブランドルールの遵守、国際ブランドのネットワークの接続に関して定めている。山本・前掲注(18)85-95 頁参照。

(74) なお、VISA や MasterCard は、クレジットカード発行、加盟店管理業務、ローン業務等の一般のクレジットカード会社が行う業務を行っておらず、カード代金清算のみを行っている。これに対して、JCB、American Express、Dinners の場合は、自ら issuer、acquirer 業務も行っている点が大きく異なっている。山本・前掲注(18)60-61 頁参照。

(75) 現在では、他に、アメックス、ダイナース、JCB、銀聯の国際ブランドが存在する。しかし、VISA、MasterCard の両国際ブランドは、中国の銀聯とともに、自らクレジットカードを発行していないが国際ブランドを提供し、決済インフラを提供する清算専門機関といえる。

(76) イシュイング業務として、「入会・カード発行」「途上与信」「不正使用対策」があり、アクワイアリング業務としては「加盟店開拓」「加盟店審査」「加盟店管理」「加盟店債権の管理」があるとする。山本・前掲注(18)15-56 頁参照。なお、末藤高義『クレジットカード用語辞典（第 3 版）』（民事法研究会、2011 年）139 頁では、イシュア業務として、勧誘、入会審査、カード発行、顧客管理、オーソリ、会員追跡調査、途上与信管理、自動振替請求業務、請求書作成・送付、決済・入金管理、管理・回収などがあり、アクワイアラ業務として、加盟店開拓、審査、加盟店契約締結、加盟店教育・管理・維持・運営、加盟店開放、売上伝票処理、信用照会の回答、無効通知などを挙げる。

(77) Cf. HOCK, *supra* note (16), at 100. ホック（村上訳）・前掲注(16)149-150 頁参照。

(78) Cf. ABA, *supra* note (1), at 4, 10-11; Hock, *supra* note (16), at 61-62. ホック（村上訳）・前掲注(16)121 頁、山本・前掲注(18)85 頁参照。なお、インターチェンジ（データ交換）自体は、オイルカード団体において、1957 年に汎用カードを排除し、各社のオイルカードを取り扱う協定を結んで、銀行を排除して実施されていた。Cf. HOCK, *supra* note (16), at 27. ホック（村上訳）・前掲注(16)69 頁参照。

(79) 初期の頃は、カード売上票は、小切手と同様に「paid」の印が押され、カード所有者宛の請求書に同封されて返却されており、「支払指図書」の役割を持っていたとされる。山下監・前掲注(24)57 頁参照。

(80) Cf. ABA, *supra* note (1), at 23; MANDELL, *supra* note (2), at 61. 前田真一郎「消費金融業のイノベーション」川波洋一＝前田真一郎編『消費金融論研究』（クレス、2011 年）175-176 頁、前田・前掲注(13)71 頁、マンデル（根本＝荒川訳）・前掲注(2)121 頁参照。

(81) 前田・前掲注(80)176 頁参照。

(82) インプリンターでカード番号を正確に記録し、ミスをなくすことが必要であり、そのためには、紙のカードやラミネート製では対応できず、エンボスされた現在のようなプラスチックカードに統一された。なお、バンカアメリカードは、1959 年の発行当初からプラスチック製であった。また、アメリカで、銀行のキャッシュカードなどが統一化されたのは、CD などを利用するようになって、磁気カードを使用するときに、それまで普及していたクレジットカードのサイズに統一された。櫻井澄夫「（叢談カードの歴史・第 32 回）プラスチックカード『日本発祥伝説』の謎（中）」消費者信用 25 巻 3 号（2007 年）84 頁。櫻井澄夫「（叢談カードの歴史・第 57 回）『クレジットカードサイズ』考――カードの大きさが社会にあふれるまで」消費者信用 27 巻 6 号（2009 年）65-66 頁参照。

(83) 詳しくは次節で述べるが、当初の割賦販売が手形や小切手を活用した制度として行われていることが影響していると考えられる。

(84) 伊藤正巳＝木下毅『アメリカ法入門（第 5 版）』（日本評論社、2012 年）36 頁参照。

(85) 伊藤＝木下・前掲注(84)38-39 頁参照。

(86) アメリカ合衆国憲法第 1 条 8 節第 1 項第 18 項に規定されている。田中英夫『英米法総論（下）』（東大出版会、2007 年）589-595 頁。丸山英二『入門アメリカ法（第 2 版）』（弘文堂、2009 年）11 頁、42-44 頁、伊藤＝木下・前掲注(84)187-188 頁参照。

(87) 望月・前掲注(55)270 頁、伊藤＝木下・前掲注(84)186 頁、丸山・前掲注(86)51 頁、田中英夫・前掲注(86)593-594 頁参照。

(88) 各州の消費者信用法として、当時においては、利息制限法(Usury Laws)、少額貸付法(Small Loans Act)、賦払貸付法(Installment Loan Laws)、小売割賦販

売法(Retail Installment Sales Acts)などの制定法があった。竹内・前掲注(24)106頁、270頁、田中英夫『英米法辞典』(東大出版会、2010年)190頁参照。また、カリフォルニアなど州の民事法で消費者信用に関する開示や消費者保護規定を置くものもあり、別途公正債務取立法(Fair Debt Collection Act)なども州法として制定されていた。

(89) Cf. Joseph P. JORDAN & James H. YAGLA, Comments, *Retail Installment Sales: History and Development of Regulation*, 45 Marq. L. Rev. (1962)555, (http://scholarship.law.marquette.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2762&context=mulr〔最終閲覧:2014年9月19日〕).

(90) 矢島保男『日経産業シリーズ　クレジット』(日本経済新聞社、1986年)56-57頁参照。

(91) Cf. L. Hayden THOMPSON JR., Comment, *The Applicability of the Law of Letters of Credit to Modern Bank Card Systems*, 18 U. Kan. L. Rev. ,1970, 871-890. 人見・前掲注(3)60頁参照。カード取引の適用法規として統一商事法典(U.C.C.)第5編の信用状の規定を適用するとの意見も見られた。沢野直樹「クレジット・カードとアメリカ法の展開(上)」金法31巻2号(1983年)45頁。

(92) 信用状として特定の形式が定められていない(U.C.C.5-104)ほか、「信用状(letter of credit)」の定義(U.C.C.5-102(a)(10))が「申請人の請求により、もしくは申請人の勘定で、受益者に対して、又は金融機関の場合は自己に対してかもしくは自分自身の口座のために、価額のある債務品目を支払うまたは引き渡すことによって、証書の提示に対し、発行人が受益者に支払いをするという、5-104条の要件を満たす明確な約束を意味する」ため。田島裕訳『UCC 2001――アメリカ統一商事法典の全訳』(商事法務、2002年)276頁参照。

なお、クレジット・コインに関するものであるが、判例として Lit Bros. v. Haines, 98 N.J.L. 658,121 Atl. 131(1923); Wanamaker v. Megary, 24 Pa. Dist. 778 (Phila. Munic Ct. 1915)がある。このケースでは、クレジット・コインは、小切手、為替手形など証券の所持人に対して支払われる流通証券(Negotiable Instrument)と同様なものと認定されている。 Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 460 note 7; John R. MARTZELL, *Credit -Credit Card- Civil and Criminal Liability for Unauthorized or Fraudulent Use*, 35 Notre Dame L. Rev. ,1960, 230.一方、クレジット・コインないし、チャージ・プレートに関する判例において、流通証券の性質を否認した判例として Gulf Refining Co. v. Plotnick, 24 Pa, D. & C. 147 (1934)がある。Cf. KERR, *supra* note (20), note 4. 尾島・前掲注(8)167-169頁、人見・前掲注(3)56頁参照。

(93) Cf. JORDAN & YAGLA, *supra* note (89), at 555. 1935年にインディアナ州で割賦販売金融全般を規定する割賦販売法が、ウィスコンシン州では自動車の割賦販売金融についての規制法が制定されている。加藤良三『消費者信用法の研究――消費者保護の法理論』(千倉書房、1993年) 208頁注(1)参照。なお、割賦販売法の制定の原因の一つとして、購入に慣れていない人から、少しの賦払金の遅延を理由に財貨を引き上げてしまう悪質な業者の存在や割賦購入をよそった詐欺の横行があり、割賦信用の作用を規制する目的で作られたとされている。オリバー(小峯訳)・前掲注(24)121頁参照。

(94) Cf. JORDAN & YAGLA, *supra* note (89), at 566.1959年当時は、31州が小売割賦販売法を制定していた。

(95) 1963年までに自動車の割賦販売金融についてのみの割賦販売法が制定されている州が13州、自動車以外の全ての割賦販売を規制する州が2州、自動車およびすべての商品の割賦販売を規制する州が15州あると紹介されている。加藤良三・前掲注(93)214頁注(43)参照。

(96) Cf. JORDAN & YAGLA, supra note (89), at 559. 川波洋一「消費金融業の生成と展開」川波＝前田・前掲注(80)35頁参照。

(97) *e.g.,* Hogg v. Ruffner, 66 U.S. 115,17 L. Ed. 38(1861). Cf. JORDAN & YAGLA , supra note (89), at 560; COLE, *supra* note (5), at 61. 加藤良三・前掲注(93)191頁、桶舎典哲「アメリカ合衆国における消費者信用取引に対する金利規制」クレジット研究31号(2003年)138頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)179頁参照。

(98) Cf. WARREN, *supra* note (54), at 841. 桶舎・前掲注(97)137-138頁参照。
また、オリバー(小峯訳)・前掲注(24)121頁には利子率の上限を設定する高利規制法(Usury Law)がいくつかの州で制定されたが、割賦販売には適用されていなかったとの記述ある。しかし、JORDAN & YAGLA, *supra* note (89), at 561-562.によれば、少数判決ではあるが、後述するように高利規制法の適用を認めるものも見られた。

(99) *e.g.,* Associates Inv. Co. v. Thomas, 210 S. W. 2d 413, Tex. Cir. App.[1948]; Associates Inv. Co. v. Lington, 209 S. W. 2d 218, Tex. Civ. Aiv. App[1948]; Associates Inv. Co. v. Hill, 221 S. W. 2d 365, Tex. Civ.[1949]; Associates Inv. Co. v. Baker 221 S. W. 2d 363, Tex. Civ. App.[1948]; G. F. C. Corp. v. Williams, 231 S. W. 2d ,565 Tex. Civ.[1950]; Gifford v. State 229 S.W.2d 949, Tex. Cir. App[1950].

(100) *e.g.,* Hare v. General Contract Purchase Corp, Ark. 601, 249 S.W. 2d 973 [1952].この判例では、時間的対価の法理(Time-Price Doctrine)が否認され、利息制限法が適用されることの警告がなされた。実際に利息制限法が適用された判例として、Sloan v. Sears Roebuck & Co., 228 Ark.464, 308 S. W. 2d 802 (1957); Lloyed v. Gutgsell, 124 N. W. 2d 198(1963).

(101) *e.g.,* State v. J. C. Penny Co., 48 Wis. 2d 125, 179 N.W.2d 641, 41 A.L.R.3d 660[1970].

(102) Cf. COLE, *supra* note (5), at 61. 矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)179-180 頁参照。

(103) 伊藤＝木下・前掲注(84)186-187 頁参照。州際通商の一環として、「取引行為が 2 以上の州に跨って行われる可能性のある商品については、その生産から消費までのすべての段階について、連邦議会が立法で規律することができる」。田中英夫・前掲注(86) 592 頁参照。

(104) 1940 年に The Russell Sage Foundation が統一小額貸付法として、「割賦販売を規制する統一法の予備草案」(Preliminary Draft of a Uniform Law to Regulate Installment Selling)を提案し、1948 年には、A Committee of the National Foundation of Small Loan Supervision が自動車に関する割賦販売法(An Installment Sales Act Relating to Motor Vehicles)を提案して、1953 年には、全ての割賦販売を規制する同様の提案を行うなどモデル法の制定の動きがあった実際の立法にはつながらなかった。 Cf. JORDAN & YAGLA, *supra* note (89), at 566-567.

(105) Cf. ABA, *supra* note (1), at 253.

(106) 今までの商事法に関するばらばらな規制を統合し、動産売買、動産賃貸借、流通証券、銀行の預金・取立て、資金移動、信用状、倉庫証券・倉荷証券などの権限証券、投資証券、動産担保権など商事取引にかかわるすべての側面についての統一州法として策定されたもの。丸山・前掲注(86)64 頁、田中英夫・前掲注(86)876 頁、樋口範雄『アメリカ契約法（第 2 版)』(弘文堂、2008 年) 29 頁など参照。

(107) なお、同法典は、その後、1952 年、1958 年、1962 年、1966 年に改正された。一方、ルイジアナ州に関しては、同法典のうち第 2 編、第 6 編、第 9 編が採用されていないが、残りのすべての州では、全規定採用されている。田中英夫・前掲注(88)876 頁、丸山・前掲注(86)64 頁、桶舎②・前掲注(55)115 頁および 124 頁の注(5)参照。

(108) 購入した消費者物品が担保付であってもその旨を記載した貸付証書の登録がされていた場合を除き、購入者は対抗できるし、その担保権が Purchase Security Interest（売買代金担保権）であるときは、担保権者の占有取得もなく、Financing Statement（貸付証書）の登録もなされていないときでも、対抗力を有するという例外が認められて(U.C.C.[1952] §9.302,9.307)、購入者保護が図られている。田中英夫・前掲注(86)190 頁参照。

(109) Cf. Eike Von HIPPEL, Verbraucherschutz, Mohr Siebeck, 1980, 202.……〔邦訳〕好美清光＝円谷峻訳『消費者の保護――各国の事例にみる現状と対策』（東洋経済新報社、1986 年） 190 頁、沢野・前掲注(55)110 頁など参照。

(110) 望月・前掲注(55)297 頁参照。当時の条文による。

(111) Cf.NATIONAL CONFERENCE OF COMMISSIONERS ON UNIFORM STATE LAWS [hereinafter *NCCUSL*], *National Conference of Commissioners on Uniform State Laws*, 138, Annual Conference Meeting in its Eighty-Third Year on Maui, Hawaii August 1-9, 1974,1974,7. わが国においても、消費者手形が用いられていたことがあり、自動車の割賦販売におけるマル専手形が有名である。消費者手形の実態と問題点については、清水巖「消費者手形」私法 37 号（1975 年） 229 頁以下参照。

(112) Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 475-476.;COLE, *supra* note (5), at 135.花渕(1)・前掲注(55) 119-120 頁。桶舎①・前掲注(55)121 頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)95 頁参照。

(113) Cf. COLE, *supra* note (5), at 135. 矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)95-96 頁参照。

(114) Cf. Grant GILMORE, *Formalism and Law of Negotiable Instrument*, 13

Greighton L. Rev.,1979,446-450., 加藤良三・前掲注(7)83頁、加藤良三・前掲注(17)83頁、堤・前掲注(7)71頁、沢野直紀「クレジット・カードとアメリカ法の展開――クレジット・カードと抗弁の切断（上)」消費者信用1巻5号（1983年）100頁、沢野・前掲注(55)110頁、桶舎①・前掲注(55)150頁参照。

(115) Cf. HIPPEL, *supra* note (109), at 202.ヒッペル(好美=円谷訳）・前掲注(109)190頁、加藤良三・前掲注(7)115頁、望月・前掲注(55)297頁、沢野・前掲注（91) 101頁参照。

(116) 花渕(1)・前掲注(55)120頁、清水巖「消費者手形と流通性の排除(1)(2)彦根論叢160号(1973)136頁、161号65頁、佐藤一雄『新講・現代消費者法』（商事法務、1996年）309頁、竹内・前掲注(24)289-292頁、桶舎②・前掲注(55)116-117頁参照。なお、最終的には、1975年11月に連邦取引委員会は、消費者がクレジットで購入し、金融機関に債務を負う時、販売者に対する消費者の権利を目的とした取引規制通則を採用して、消費者が振り出す手形について正当所持人の原則を大幅に制限した。もっとも既に、三当事者型クレジットカード発行銀行については、貸付真実法(公正信用請求法)の規定により規制も行われていた。Cf. ABA, *supra* note (1), at 253; COLE, *supra* note (5), at 136.、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)96頁参照。

(117) Cf. John A. SPANOGLE et al, *Consumer Law(American Casebook Series) Case and Materials*, West Pub. 2d ed., 1991,412.

(118) 加藤良三・前掲注(93) 203頁参照。採用している州は、一般の商品について、カリフォルニア州、デラウェア州、ニューヨーク州であった。

(119) Cf. JORDAN & YAGLA, *supra* note (89), at 568, 570.1962年当時すでに12州において Waiver Close の無効を規定していた。州法における規定は、California 州法§1801.1, Connecticut 州法§48-98(k), Florida 州法§520.40, Hawaii 州法§201.21, Illinois 州法§236-239,244, Indiana 州法§58-928, Kansas 州法§16-307(n), §16-513, Maryland 州法§83-148, Montana 州法§74-612, New Jersey 州法 Sec.38, North Dakota 州法§451-1302(15) §51-1302(18) §51-1308. Ohaio 州法§1317.10.

(120) 加藤良三・前掲注(93)141頁参照。

(121) 「安全を求める権利」、「情報を得る権利」、「選ぶ権利」、「意見を聞いてもらう権利」という消費者の4つの基本的権利であるが、その後ジェラルド・R・フォードによって1975年に「消費者教育を受ける権利」が加えられて5つの権利になった。4つの権利は、その後の消費者保護法の指導原理として、製品の安全、適正な表示などの法律が整備されることになり、CCPA や U3C もその流れで制定できたとされる。田中英夫・前掲注(88)191頁参照。

(122) 1960年には23州に消費者金融のための賦払返済付貸付に対する規制を行っており、割賦販売法を有する州は23州であった。うち17州は自動車の割賦販売についての規制であり、その他の商品についてまで規制の対象としているのは6州に過ぎなかった。Cf. ARIZ. REV. STAT. ANN. § 44-145 A; CCH, *Consumer Credit Guide*. Gen. Laws of Mass. Ch. 225, § 12 F; CCH, *op. cite.*; WARREN, *supra* note (54), at 851.加藤良三・前掲注(7)95頁、98頁、竹内・前掲注(24)123頁参照。

(123) 望月・前掲注(55)286-287頁参照。

(124) 沢野・前掲注(55)111頁参照。

(125) Cf. HIPPEL, *supra* note (109), at 202;NCCUSL. *supra* note (111), at 8 ;ABA, *supra* note (1), at 253.望月・前掲注(55)298頁、ヒッペル(好美=円谷訳）・前掲注(109)190-191頁参照。

(126) 1975年末において、VISAカードは、すでに116か国、51,454の銀行営業所で4325万人に発行され、うち、アメリカ国内で17,935の銀行営業所、3,118万人のカード会員、43億9144億ドルの残高があり、四当事者型の国際カードがかなりの割合を占めていたことが判る。消費経済課・前掲注(7)275頁、277頁。

(127) Cf. Note,*Preserving Consumer Defenses in Credit Card Transactions*.81 Yale L. J. ,1971,290., 沢野・前掲注(91)48頁参照。

(128) これは、後述 1968年貸付真実法(TILA) 170(a)(b)と、ほぼ同様の規定である。この州法は、50ドル以上の購買であって、カリフォルニア州内でなされたものであること、加盟店に対して書面による要求をし、加盟店から合理的な履行を得るために誠実な試みをしたこと、カード会社に所定の書面による通知をしたことが要件となっており、未払額と遅延料及び金融料の額を超えない範囲で、請求に対する抗弁又は相殺としてのみ、権利行使することができた。なお、カード会社が加盟店の故意による行為、もしくは反復的な違法行為を知っているか、知るべき理由を有していたときは、カード保有者の権利行使は、この規

定に限定されずに、法律に基づく他の救済が認められていた。現在の条文では、2013年カリフォルニア民事法典(Cal. Civ. Code 2013 §1747-90。なお、同条(c)項には、「本条では、当座貸越信用プランに関連して、チェック保証カードやデビットカードの使用、または現金の事前チェックに関連して使用されるチェックギャランティーカードには適用されない」との規定があるが、ほぼ同様な内容は Regulation Z §226-12(c)の注釈 24 に認められる。竹内・前掲注(24)297-299頁、堤・前掲注(7)75-76頁。沢野・前掲注(55)111頁参照。

(129) Cf. ABA, *supra* note (1), at 254.

具体例の一つとして、1961年1月1日施行のニューヨーク州一般ビジネス法512条に定められている紛失・盗難後のクレジットカード使用について、8ポイント以上の文字で印刷された書面に、カード保有者に責任を課す場合は、カードホルダーからの書面による紛失・盗難の通知が発行者に届く前まで効力を有する書かれている規定が、カードホルダーに過失がないときの責任についても適用されるかなど問題があったことが判例で指摘されている。ほかに、イリノイ州、ウィスコンシン州にも同様の州法がある。尾島・前掲注(8) 182-183頁、望月・前掲注(55) 270-271頁、189頁参照。

(130) 貸付真実法をはじめ、公正包装表示法(Fair Labeling Packaging Act)、可燃性繊維法(Flammable Fabrics Act)、毒物防止包装法(Poison Prevention Packaging Act)、危険物資法(Hazardous Substances Act)が、当時消費者運動をリードしていたネーダーの功績と評価するものもある。リチャード. L.D.モース編、小野信夸訳『アメリカ消費者運動の50年――コルストン・E. ウォーン博士の講義』(批評社、1996年) 235頁参照。

(131) Cf. ABA, *supra* note (1), at 30.

(132) Cf. COLE, *supra* note (5), at 49. 箕輪靖博「貸付真実法からみたアメリカ消費者信用法制について――わが国消費者信用法制の在り方を考える手がかりとして」クレジット研究31号(2003年) 25頁。竹内・前掲注(24)28-29頁、矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5) 162頁参照。

(133) ABA, *supra* note (1), at 256. なお留学中であった田島は、「その理論に多くの人が驚いた。この法律は、クレジットカードの発行、学生ローン、住宅ローンの導入の基礎となった法律であり、しかもこの法律違反に対して罰則が科せられることになっていた。実施日に多数の訴訟が提起されたが、裁判所は、いずれもこの法律は合憲であると判決した」旨紹介している。田島裕『アメリカ契約法』(信山社、2013年) 171頁。また、TILAと Regulation Zに対して1,000件の訴訟が提起された旨の記載がある。Cf. ABA, *supra* note (1), at 256.

(134) 1970年に公正信用報告法(Fair Credit Reporting Act: FCRA)(＝CCPA第6編)が制定され、1972年に消費者の安全性に関する法律(Consumer Product Safety Act)が制定され、消費者信用保護法に改名されている。その後、1974年に公正信用請求法(Fair Credit Billing Act)(＝CCPA第4章)とこれに基づく Regulation Zが制定され、請求法1976年に公平信用機会法(Equal Credit Opportunity Act)(＝CCPA第7編)、1977年に公正債務取立慣行法(Fair Debt Collection Act)(＝CCPA第8編)、1978年に電子的資金移転法(Electronic Fund Transfer Act)(＝CCPA第9編)、消費者リース法(Consumer Leasing Act 1976)(＝CCPA第1編第5章)が組入れられていった。Cf. FDIC compliance manual - March 2014,p. v -1.1.(https:// www.fdic.gov/regulations/compliance/manual/pdf/V-1.1.pdf〔最終閲覧：平成26(2014)年11月3日〕)。

最近では、貸付真実集団訴訟救済法(Truth-in- lending Class Action Relief Act 1995)とクレジットカード法(Credit Card Accountability Responsibility and Discloser Act of 2009: Credit Card Act 2009, 15 U.S.C.1693)による修正がされている。Cf. ABA, *supra* note (1), at 31, 248-249. 田島・前掲注(133)171-172頁参照。

(135) Regulation Zは、その後も連邦準備制度理事会により順次改訂されている。本稿の目的との関係では、1982年の貸付真実簡素化改正法により、誠実を持って行った計算、記帳についての誤り、及び印刷についての誤りを含む「善意の(bona fide)」誤りの抗弁が設けられている点が特筆される。また、誤請求に関して訂正ルールに従わない場合は、現実の損害額に金融料の2倍を合わせた額を請求できることや勝訴した場合に裁判費用や弁護士費用を請求することができることなどが定められている。また、誤請求等による損害に対するクラスアクションに関する規定が定められている。Cf.ABA, *supra* note (1), at 256: FDIC, *supra* note (134), at v.1-28.

(136) 1969年に公表されたが、表記は1968年となっている。当初6州が採用したが、現在では、Colorado, Idaho, Indiana, Iowa, Kansas, Maine, Oklahoma,

South Carolina, Utah, Wisconsin, Wyoming の 12 州が採用している(http://uniformlaws.org/LegislativeFactSheet.aspx?title=Consumer Credit Code〔最終閲覧：平成 26(2014)年 3 月 21 日〕)。なお、望月・前掲注(55)272 頁、佐藤一雄・前掲注(116)303 頁、日本割賦協会『日本の消費者信用統計‘83 年版』（割賦協会、1983）494 頁によれば、1985 年当時、U3C の採用は 7 州にとどまり、改正時点で 9 州、独自の包括的な法を制定した州が Luisiana, Alabama, West Virginia などであった。佐藤一雄・前掲注(116)303 頁、桶舎②・前掲注(55)114 頁参照。

(137) Cf. NCCUSL. *supra* note (111), at 5-6. それまでは、売主による信用供与は、金銭の貸付でも、債務の支払い猶予でもないとする「時間的対価の法理(Time-Price Doctrine)」の適用があり、利息制限法の適用はないイギリスの判例法理を受けて判例は、時価理論のもとで、二当事者間の信用売買について、売買であるという理由で利息制限法の適用除外を認めていたが、金融会社（Finance Company）による借主への直接貸付にまで適用されないと解釈が拡大されていた。個別にはこれを否定する判決も見られたが、少数判決であり、1957 年から 1960 年にかけて、割賦貸付法(Installment Loan Act)が各州で次々に制定されるなどして、対応がなされていた。しかし、適用分野が自動車販売に偏っていたり、信用料(Credit Charge)、貸付額、期間などの定義が相違していたりするなどの問題点もあり、統一的な立法が望まれていた。加藤良三・前掲注(7)93-95 頁、加藤良三・前掲注(17)93-95 頁。桶舎②・前掲注(55)115-116 頁。なお、州法の利息制限法が信用販売にも適用される旨を最初に明確に判示したのは、1957 年のアーカンサス州の Sloan v. Sears Roebuck & Co., 308 S. W. 2d. 802 事件である。なお、そもそもは、1940 年代の末ごろ、当時検討中であった統一商事法典(U.C.C.)の中に消費者物品上の担保権設定について、開示規定を設けようということで、検討がはじまったとのことである。竹内・前掲注(24)78 頁参照。

(138) 先に挙げたように、割賦販売に対して利息制限法の適用が認められていなかったことのほか、例えばカリフォルニア州は、商業信用状説や受取勘定買取説、債権譲渡説に対処して、商人から account の譲受人は、郡の記録書に登録することを、譲渡の第三者対抗要件として定めており、通常このような登録を行わない売主である商人に抗弁を有する消費者を信用供与機関から保護する独自の施策をとっていた。ただし、為替手形など流通証券の形をとってこの州法を潜脱していた。人見・前掲注(3)61 頁、加藤良三・前掲注(7)95 頁、加藤良三・前掲注(17)95 頁参照。

(139) あらゆる法域から選出された委員（弁護士、裁判官、州議会議員・職員、法学者など総勢 300 名余り。すべて法曹関係者）によって構成されている。基礎的調査は、アメリカ法曹協会のベテラン弁護士が行った。丸山・前掲注(86)63 頁、竹内・前掲注(24)78 頁参照。

(140) アメリカ憲法では、連邦法が州法に優先するが、消費者信用保護法においては、州法との関係が整理されており、州法に同法及び連邦規則と実質的に同様な要件で、同法の強制につき適切な規定があると連邦準備理事会が認めれば、連邦法ではなく、州法が適用されるとしている。そこで、消費者信用に関する表示について、州法でも実質的に連邦法と同様な規制をしようとする動きが出てきて、同法と同様な規定を U3C に設ける必要があるとして 1969 年の最終案公表までに調整されている。竹内・前掲注(24)107 頁。その後の貸付真実法の 1974 年の改正に合わせ、同年にも改正が行われている。田中英夫・前掲注(88)877 頁、桶舎②・前掲注(55)114 頁、竹内・前掲注(24)78 頁。

(141) 田中英夫・前掲注(88) 87 頁、佐藤・前掲注(116)303 頁、桶舎②・前掲注(55)115 頁など参照。

(142) 以前には、高利貸からの救済のため、大衆が真に必要とする金を適正な利息で借りられるようにする目的で、統一小口貸付法(Uniform Small Loan Law)が制定されている。加藤良三・前掲注(7)92-93 頁、加藤良三・前掲注(17)92-93 頁参照。

(143) 貸付真実法において、公正信用請求法として引用した TILA 161 条は、合衆国法典である 15 U.S.C 1666 と表示され、TILA 170 条も 15 U.S.C 1666 i と表示されるが、本稿では、合衆国法典としての表示は判例引用文を除き省略することとしたい。

(144) Cf. ABA, *supra* note (1), at 256; COLE, *supra* note (5), at 114., 矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)52 頁参照。

(145) 貸付真実法の「不正確及び不公正なクレジットの支払請求、クレジットカー

ド慣行から消費者を保護する」目的は、その施行規則であるRegulation Zにおいて、より明確であり、①消費者に、一定の信用取引の取消しの権利(the Right to Cancel)を与えること②一定のクレジットカード慣行を規制すること③クレジット支払請求の紛争の公正かつ適時な解決のための手段を提供するものであることがRegulation Z 226-1 (b)に明記されている。

(146) 1968年貸付真実法の成立時には、第1編消費者信用コストの開示のうち、第1章総則、第2章信用取引、第2章信用広告、第2編強要的信用取引、第3篇差押えの制限、第4編信用修復機関、第5編総則が定められていたが、1970年改正で第1篇第2章132条-133条及び第6編の消費者信用報告が追加された。1974年改正で第1編第1章103条、127条が改正され、第4章信用の支払請求が設けられ161条-171条の規定が新設された。その後1976年になって第5章消費者賃貸借の各条文が追加されている。1976年に第7編信用機会均等が追加され、1977年に第8編債務取立慣行が、1978年に第9編電子的資金移動が追加されている。なお、1980年のTruth in Lending Simplification and Reform Actにより、一部緩和され、最終的に2008年の改正をへて現行条文となっている。

(147) 1974年に制定されたイギリスの統一的な消費者信用保護法である消費者信用法(Consumer Credit Act 1974)の検討が開始されたのは、1968年9月25日にクローザー卿(Lord Crowther)を委員長とする委員会(Committee on Consumer Credit)が設置されて以降であり、貸付真実法に関する提案は、1961年ポール・ダグラス上院議員から連邦融資開示法案が提出されたのが最初とされているので（箕輪・前掲注(132)25頁）、法案の着手時期は、TILAのほうが早い。しかし、信用供与者に対する買主の請求権を認める立法については、成立したCCAとほぼ同じ内容の法案が1972年には国会提出がなされ、貸付真実法の改正による追加は1973年に行われており、提案はイギリスCCA、成立・施行TILAのほうがやや早いが、ほぼ同時期とみてよいのではないか。竹内・前掲注(24)28-30頁参照。

(148) Cf. TILA 103条(f)(g),Regulation Z 226-2 (a)(17).

(149) Cf. ABA, *supra* note (1), at 256: COLE, *supra* note (5), at 114. 矢島監訳＝研究所訳・前掲注(5)52頁参照。

(150) Cf. Regulation Z 226-2 (a)(15)。

(151) 買取選択権付賃貸借（ハイヤーパーチェス）は、TILAにおいては、第1編第5章に消費者リースとして、規制の対象とされている点がCCAと同じであるが、チャージカードはCCAでは規制の対象から除かれているが、TILAでは、取引条件の開示義務に加え、誤請求などの民事ルールに一部適用がある点で適用取引が広くなる。

(152) 《person》の意義につき、TILA 103条(e)。《organization》の意義については、TILA 103条(d)。

(153) Cf. TILA 103条(i).

(154) 箕輪・前掲注(132)34頁参照。物的財産に担保権が設定される信用取引の場合は、2万5千ドルを超える取引にも適用されるが、それは消費者が住宅を購入する際にローンを利用するので、このケースを保護の対象とするためである。長尾治助「諸外国の消費者信用法(2)――イギリス」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第5巻・消費者信用）』287-288頁（日本評論社、1985年）参照。

(155) Cf. TILA 103条(j),Regulation Z 226-2(a)(20).これには、利用時などに、随時信用情報が照会されるものが含まれ、クレジットカードなどの証票が利用されるものに限定されていないので、住宅譲渡抵当方式で継続的に資金が貸付けられるいわゆるホームエクイティローン(Home Equity Loan)、リバースモゲージ(Reverse Mortgage)など、極度額が設けてあって、利用残高に応じて金融料が課される取引が含まれている。

(156) チャージカード(Charge Card)については、TILA 127(c)(4)(E)が、「金融料の付加なしに、随時信用を得るために使用することができるカード、プレート、その他単数の信用証票をいう」と定義している。なお、U3C [1974] § 3. 301(17)では、デビットカードのほか、預金口座からの電子的な資金移動などを除外している。

(157) TILA 103条(f).は、カード発行銀行のみならず、オープン・エンド信用プランの場合は、クレジットカードの利用を認め金融料の割引を与える人も債権者に当たるとする。金融料の割引を与える人とは、三当事者型カード取引では、カード発行銀行と同じになるが、多数当事者型であれば、アクワイアラや決済代行会社が該当するのではないかと思われる。カード保有者に直接請求を行うことがないので、TILAの規定がどのような効果を生むのか、今後の研究課題で

ある。
(158) TILA 103 条(f)により、オープン・エンド信用プランを採用している場合には、金融料の支払いを予定しない、または 4 回未満の支払となる場合でも、取引条件の開示に関する 127 条(a)(5), 127 条(a)(6), 127 条(b)(1), 127 条(b)(2), 127 条(b)(3), 127 条(b)(8), 127 条(b)(10)の規定が適用される。
(159) Cf. Regulation Z 226-2(a) 9(15).
(160) Cf. FDIC, *supra* note (134), at v -1.5.
(161) TILA 106, Regulation Z 226-4(b).
なお、善意、かつ合理的であれば、公証人費用、信用レポート費用、財産調査等の費用は金融費用から除かれる。Cf. FDIC, *supra* note (134), at v-1.7-1.8. しかし、開示の対象にはなっている。Cf. FDIC, *supra* note (134), at v-1.65-1.67.
(162) Regulation Z 226-4(c). Cf. FDIC, *supra* note (134), at v.1－8.
(163) Cf. ABA, *supra* note (1), at 257-258.
なお翻訳については、箕輪靖博「アメリカ連邦消費者信用保護法の試訳」クレジット研究 31 号（2003 年）229 頁以下の訳文を参考にした。
(164) Cf. ABA, *supra* note (1), at 258.
(165) 消費者保護局のホームページでは、単に不正な請求、間違った日付や金額の請求、受け取らなかったり、配送されなかったりした商品やサービスに対するチャージ、演算の誤り、返品のような支払や他のクレジットの転記の失敗、最新住所への請求書の送付の失敗など、簡潔な記載がみられる(http://www. consumer.ftc.gov/ articles/0219-fair-credit-billing #billing〔最終閲覧：平成 24(2012)年 12 月 8 日〕)。
(166) Cf. TILA 161 条(a), Regulation Z 226-13(b).
(167) 毎月定期的に送られるとすると 2 月以内となる。なお、90 日を超えることはできないとされている。Cf. Regulation Z 226-13(c)(2).
(168) Cf. TILA 169 条(a), Regulation Z 226-12(d)(3).
(169) Cf. Regulation Z 226-13(e)(1). なお、わが国では、クレジットカードの利用者が預金口座振替制度を利用してクレジットカード代金を支払うことが一般的である。このため、カード会社が利用者から支払停止の抗弁の申し出を受けたときには、口座引落停止の手続きを取る必要がある。しかし、その手続きや最終期限に関する規定は割賦販売法等に設けられていないため、口座振替日直前の申し出である場合は、銀行への引落停止依頼が引落に間に合わないケースが存在し、さらなるトラブルの原因となりかねない問題がある。預金銀行の口座引落業務の実務を勘案したうえ、引落日の何日前までは確実に停止すべしと規定することは、預金銀行とクレジット会社の過大な負担を避ける点でもわが国でも検討されてもよいのではないか。
(170) *e.g.,* Carmack v. Chase Manhattan Bank (USA) , 521 F. Supp. 2d 1017 (N.D. CAL 2007); McGarvey v. Citibank (S.D.) N.A., No. 95 C 123, 1995 WL 404866 (N.D.Ill. July 5, 1995).
(171) 社会公共政策的見地から無効とする典型的な判例として、Fairfield Credit Corporation v. Donnelly, 158 Conn. 543 264 A. 2d 547 [1969]がある。
また、資金供与者が売主と密接な関連性を有しているので、善意な正当な所有者に対してあらゆる請求権を失わすべきとの見解（「緊密関係理論」と呼ばれる）の典型的判例として、Unico v. Owen,50 N.J. 101 232 A.2d 405 (1967)がある。
Cf. SPANOGLE , *supra* note (117), at 412.
(172) Cf. TILA 170 条(b).
(173) 沢野・前掲注(8)103 頁によれば、この点も理由の一つとされている。
(174) Cf. TILA 170 条(a).
(175) Cf. FDIC, *supra* note (134), at v-1.1 - 1.2.
(176) 現在は、Uniform Consumer Credit Code [1974] §1.301(24).に規定されている。
(177) Cf. NCCUSL, *supra* note (111), at 8.
(178) Cf. NCCUSL, *supra* note (111), at 8.
(179) 桶舎②・前掲注(55)116 頁参照。
(180) 現在は、Uniform Consumer Credit Code [1974] § 1.301(39).
(181) T&E カードは、カード所持人に対する貸付として扱われ、銀行系カードも買主が小切手信用によって商品購入する場合と同様であると考えられた。加藤良三・前掲注(7)108 頁、加藤良三・前掲注(17)108 頁参照。
(182) 堤・前掲注(7)71 頁、花渕(1)・前掲注(55)84 頁、加藤良三・前掲注(93)132 頁、沢野・前掲注（91)48 頁、沢野・前掲注(114)102 頁参照。

(183) NCCUSL, *supra* note (111), at 3-4. 沢野・前掲注(55)110頁参照。
(184) U3C [1974]のクレジットカード保有者の権利に関する最終改正案は、1974年初めに公表され、貸付真実法を改正する法律案（第1編5章の公正信用請求法）は、1974年10月に成立し、1975年10月から施行されている。その内容は、1974年U3Cの内容がほとんど取り入れられている。沢野・前掲注(114)103頁参照。
(185) 沢野・前掲注(114)102頁参照。売手が抗弁を切断した消費者手形を受取ることを禁止することで、二当事者間割賦販売取引および典型的な三者間契約における抗弁の遮断を封じることができたが、このような保護が強まると、貸手は直接ローン(direct loan)を提供するなど規制逃れを生じたので、抗弁が接続される直接ローンを規定し、抗弁の接続規定が置かれている。
(186) Cf. U3C [1974] §3-405. なお、貸手が自動車ローンを供与し自動車を担保にとっているケース、ローンに条件が付いていないケース、手数料が付加されていないケースなどは、抗弁は接続されない。
(187) Cf. NCCUSL. *supra* note (111), at 138.
(188) クレジットカード保有者の抗弁の接続を認める規定に加えて、U3C [1974] §1.405に消費者が財やサービスを購入または賃貸を受ける場合に、銀行から資金を借り入れたときに、lender credit cardを利用するときを除き、売主や貸主に対して有する請求と抗弁の規定の規定も設けられている。すべての抗弁が認められるのは、①加盟店が発行者の支配を受けている場合、②加盟店が発行者の商品の販売権を与えている場合、③カード発行銀行が参加した郵便による勧誘によってカード保有者が購入した場合である。これらの場合には、完全な二当事者間のクレジットカード取引に加え、グループ企業など支配関係がある者が含まれており、また、前払式支払手段などにいう「自家型」発行者に近い範囲での取引に関し、発行者への請求と抗弁が金額や地理的制限に関係なく認められている。
(189) Cf. NCCUSL, *supra* note (111), at 136.
(190) 加藤良三・前掲注(17) 116頁参照。なお、桶舎①・前掲注(55) 116頁は、Lender Credit Cardも一定の制限があるものが含まれるとするが、Seller Credit Cardに直接債務説が適用されても、定義で区分されている以上、除外されているものと考える。桶舎教授は、消費者貸付の場合は、消費者信用販売に比べて、与信者はむしろ買主に近く位置するということで、抗弁の対抗を受けないとするが、この観点は、seller credit cardとlender credit card、三当事者間のクレジットカードと四当事者間以上のクレジットカードにおける抗弁の対抗問題における一つの視点を与えていると考える。
(191) Cf. MARTZELL, *supra* note (92),at 226-228; BERGSTEN, *supra* note (1), at 502-503; HAYDEN ,*supra* note(91), at 871 ; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 465-468: Kate M. LANDEY, *Consumer-Cardholder Defenses in Tripartite Credit Card Arrangements: A Battleground for the Beleaguered Bank,* 88 Commercial L. J. ,1983,93; John R. FONSECA, *1 Handling Consumer Credit Case (Commercial Law Library),*Lawyers Co-operative Publishing Company, 3d ed.,1987,401., 加藤良三・前掲注(7)70-71頁、115-116頁、加藤良三・前掲注(17)70-71頁、堤・前掲注(7)66頁、沢野・前掲注(114)99頁、桶舎①・前掲注(55)142頁。笠井修「アメリカ法におけるクレジットカード取引の法的構成」クレジット研究所レポート3号（2014年）94頁参照。
(192) 商業信用状取引説に関する判例としてUnited States v. Golden, 166 F. Supp. 799 (S.D.N.Y. 1958) がある。人見・前掲注(3) 59頁。これに対して、商人から譲り受けた権利を行使できるにすぎないと考える判例として、Union Oil Company of California v. Lull, 220 Or. 412, 349 P. 2d 243 [1960]がある。人見・前掲注(3)59頁、尾島・前掲注(8)172-174頁参照。
(193) Cf. LANDEY, *supra* note (191), at 93; Barkley CLARK, *The Law of Bank Deposits, Collections and Credit Cards,* LexisNexis A.S. Pratt, 3d ed., 1990, §11.02 [5]; FONSECA, *supra* note (191), at 401-402; Mary E. MATTHEWS, *Credit Cards -Authorized and Unauthorized Use*, 13 ANN. Rev. Banking L.,1994,242; Stephen L. SEPINUCK, *Classifying Credit Card Receivables Under the U.C.C. : Playing with Instrument?*, 32 ARIZ. L. Rev., 1990,813; MAFFLY & MCDONALD, *supra* note (2), at 465-468; DAVENPORT, *supra* note (10), at 968-969.
なお、Manufactures and Traders Trust Company v. Claire E. Lindauer et al. 135 Misc. 2d 132: 513 N. Y. S. 2d 629: 1987 N. Y. Misc.事件では、信用状がその使用におけるクレジットカードととても相似の法律の手段であるとして6

点の類似点を認めるものの、信用状は、特定の金融取引のために一般に使用されるようであるのに対して、クレジットカードは複数の金融取引において使用されることなど、微妙な違いがあるとする。Cf. MARTZELL, *supra* note (92), at 226-227. 一方、人見・前掲注(3)58 頁は、クレジットカードの場合は、発行者が売買に関係なく支払うことが明確でないこと、カード所持人が、発行者の行った正当な支払いをすべて弁済する約束をしていない点を挙げて、商業信用状と対比して疑問を呈す。加藤良三・前掲注(7)72 頁、加藤良三・前掲注(17)72 頁、桶舎①・前掲注(55)144 頁、堤・前掲注(7)68 頁参照。

(194) Cf. MAFFLY & MCDONALD, *supra* note (2), at 468-469. 加藤良三・前掲注(7)73 頁、116-117 頁。加藤良三・前掲注(17)73 頁、堤・前掲注(7)67 頁参照。なお、桶舎①・前掲注(55)144 頁は、売掛債権買取としており、債権譲渡説として整理する。笠井・前掲注(191) 95 頁も同様である。なお、笠井・前掲注(191)96頁は、ファクタリング取引では、U.C.C.第 9 編によれば、譲渡された債権の登録を要するほか、ファクタリングの場合と異なり、会員とカード会社の間に最初から契約があるなど、ファクタリング取引との相違点を挙げ、疑問を呈する。Cf. FONSECA, *supra* note (191), at 402.

(195) 例えば、factor は、商人の全ての取引に関与するが、カード発行銀行は、商人のクレジットカード取引にしか関与しないこと、factor と買主の間に契約関係はないが、カード発行銀行とカード会員の間には契約関係があるなど、相違点があるとする。人見・前掲注(3)58 頁参照。

(196) Cf. Union Oil Co. of Calf v. Lull,220 Or. 412 (1960);MARTZELL, *supra* note (92), at 228-229; MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 473., 加藤良三・前掲注(17)88-89 頁、桶舎①・前掲注(55) 48 頁、人見・前掲注(3)58 頁参照。なお、Jerry G. SOUTH, "*Credit Card: A primer*," 23 The Business Lawyer ,1968,330. では、factor による受取勘定の買取の類推ではなく、通常の債権譲渡であるとする。加藤良三・前掲注(7)88-89 頁参照。

(197) Cf. MARTZELL, *supra* note (92), at 229.は、結局、受取勘定買取説と同じ結果になるとする。その他、加藤良三・前掲注(7)89 頁、加藤良三・前掲注(17)89 頁参照。

(198) *e.g.,* United States v. Golden, 166 F. Supp, 799 [1958].
Cf. MAFFLY & MCDONAID, *supra* note (2), at 472. 人見・前掲注(3)59 頁、加藤良三・前掲注(7)88 頁、加藤良三・前掲注(17)88 頁参照。

(199) 加藤良三・前掲注(7) 80 頁、加藤良三・前掲注(17)80 頁、沢野・前掲注(91)45 頁参照。なお、人見・前掲注(3)59 頁、桶舎①・前掲注(55)146 頁では、商業信用状説より派生したものとして整理する。笠井・前掲注(191)96 頁も同様である。

(200) 人見・前掲注(3)59 頁参照。

(201) 堤・前掲注(7)67 頁、沢野・前掲注(114)99 頁, 沢野・前掲注(91)45 頁、加藤良三・前掲注(7)124-125 頁、笠井・前掲注(191)96-97 頁参照。

(202) 沢野・前掲注(114)99 頁、沢野・前掲注(91)45 頁、堤・前掲注(7)67 頁、加藤良三・前掲注(7)124-125 頁、笠井・前掲注(191)96-97 頁参照。

(203) 加藤良三・前掲注(93)132 頁、伊藤進「カード社会の今後の法的課題」法律のひろば 37 巻 3 号(1984)41 頁参照。

(204) 沢野・前掲注 (91)101 頁参照。
なお、直接貸付説に立った判例として、Fred Nazarian v. Lincoln Finance Corporation et al., 77 R.I. 497,78 A. 2d 7,1951 R.I. ; Jackson v. Commercial Credit Corporation, 90 Ga. App. 352, 83 S. E. 2d 76,79 Ga. Ct. App. 1954 がある。桶舎①・前掲注(55)171 頁、加藤良三・前掲注(7)88 頁、加藤良三・前掲注(17)88 頁、竹内・前掲注(24)295 頁、堤・前掲注(7) 72 頁、沢野・前掲注(55)110 頁参照。

(205)前掲注(100)及び前掲注(137)に掲載した判例及び加藤良三・前掲注(7)87-88 頁、加藤良三・前掲注(17)87-88 頁、桶舎①・前掲注(55)152 頁、笠井・前掲注(191)97 頁参照。

(206) 連邦法に基づき、州法が規制し得ない分野の立法は、無効となる恐れがあるが、連邦と州が競合して権限を持つ分野も存在しうるとされる。伊藤＝木下・前掲注(84)187-188 頁参照。

(207) Cf. FDIC, *supra* note (134), at v.1.29.

(208) 溜箭将之「州法に対する連邦法の優越」『アメリカ法判例百選』別ジュリ 213 号(2012)9 頁、伊藤＝木下・前掲注(84)191-194 頁参照。

(209) 四当事者が関与するクレジットカード取引でも、カード発行銀行の提携する加盟店のその下に国内外の売主が紐付いており、その加盟店を通じてカード発

行銀行との間で代金を清算するケース（「包括代理店」と呼ばれる）もある。この場合は、カード発行銀行は、自社の加盟店との間でその取引について、加盟店契約に基づき、実際の売主に対してクレジットカード取引のコントロールを行うことが可能と考えられるので、検討の対象外とする。

(210) Lexisnexisで、アメリカのfederal & state casesにおける《15 U.S.C § 1666》《§ 1666i》《billing error》《claim and defense》《credit card》をキーワードとして検索したものを対象とした。クラスアクション、弁護士費用確定に係る訴訟等を一部除外した。実施日2013年4月。
なお、Lexisnexisのみの出典である場合、Lexisnexisのサイテーションを使用した。

(211) *e. g.,* Greenberg v. R. S. P. Realty Corp., 22 AD2d 690 [2d Dept 1964].

(212) カード発行銀行がカード保有者の取引を行った販売店をコントロールできない一方、カード保有者は、その取引の当事者であり、コントロールが可能ということが背景にあるのであろうか。また、遠距離であっても、請求と抗弁の対象となる場合、カード発行銀行は、カード保有者の申し出を聴いて、遠方の販売店にチャージ・バックをかけるインセンティブがかかるので、チャージ・バックを受けた遠隔地の加盟店は、遠隔地にいるカード保有者と交渉しなければならなくなるから、遠隔地の銀行の発行するクレジットカードを受け入れなくなるということが懸念された結果という考え方もある。沢野・前掲注(8)103頁参照。

(213) Cf. Giuseppe BERTOLA = Richard DISNEY=Charles GRANT, *The Economic Consumer Credit*, The MIT Press, 2006,48……〔邦訳〕江夏健一＝坂野友昭監訳『消費者信用の経済学』（東洋経済新報社、2008年）62頁参照。

(214) Cf. ABA, *supra* note (1), at 23.

(215) 沢野・前掲注(8)103頁参照。なお、竹内昭夫教授は、距離的制限の制度趣旨に関して、①購入商品に欠陥があった場合でもカード発行者に支払いを義務付けることは、遠方の売主に対する訴訟となってその保護に欠けること、②カード発行者側としては、抗弁の対抗を認めると売主に支払いをしないか、加盟店契約に基づく求償権を行使しなければならないので、加盟店がカードによる商品購入に応じなくなり、カード機能を阻害することから、カード利用者とカード発行者の利害の妥協的調整を試みたものとする。竹内・前掲注(24) 301-302頁。

(216) Cf. SPANOGLE, *supra* note (117), at 432.,沢野・前掲注(8)103頁も、「同一国内に時差が存在するというアメリカの広大な国土と四当事者が存在する銀行カードの複雑な仕組みから出てきた制限である」とみる。

(217) 竹内・前掲注(24)304頁参照。

(218) Cf. American Express Company v. Koerner, 452 U.S. 233, 68 L. Ed. 2d 803, 101 S. Ct. 2281 [1981].

(219) VISA、MasterCardいずれも、チャージ・バック事由の一つにfraudが定められている。したがって、カード会員と契約しているカード発行銀行が、ブランド内手続に基づき、チャージ・バック手続を実行すれば、自動的に加盟店管理銀行から支払済みの代金を取戻すことが可能となり、販売店に異議がなければ、確定するので、会員は、カード発行銀行から請求を受けることはなくなる。Cf.MasterCard worldwide, *Chargeback Guide: 24 April 2009,*(MasterCard , 2009, 1-15.

(220) *e.g.,* Stein v. JP Morgan Chase Bank, 279 F. Supp. 2d 286, 291 (S.D.N.Y. 2003); In re Derienzo, 254 B.R. 334, 340 (M.D. Penn. 2000); Dillard Department Stores, Inc. v. Owens, 951 S.W.2d 915, 917 (Tex. App. 1997); Super Chief Credit Union v. Gilchrist, 232 Kan. 40, 653 P.2d 117, 122 (Kan. 1982); Pearson v. Easy Living, Inc., 534 F. Supp. 884, 890 (S.D. Ohio 1981); Pfennig v. Household Credit Servs., Inc. (C.A.6, 2002) 295 F. 3d 522, 526.

(221) Cf. FTC News Release of Jan. 21,1971.

(222) Cf. FTC, Statement of Basis and Purpose, 38 F.R.892(Jan. 4,1973)

(223) 竹内・前掲注(24)306-307頁参照。

(224) 竹内・前掲注(24)307頁及び堤・前掲注(7)75頁参照。ほかに、連邦取引委員会は、銀行の発行するクレジットカードについては管轄権がないこと、このような規制をすれば、カード会社の業務の継続は不可能になり、銀行業務のコンピュータ化が阻害されることなどの反対理由があった。

(225) 竹内・前掲注(24)308頁、堤・前掲注(7)75頁参照。

(226) 本文にあげたのは、MasterCardの例であるが、VISAでは、商品未着、サービス未提供、取引のキャンセル、返品、承認なしの複数取引、偽造取引、有効

な署名(PIN)なし、有効なカード番号が取得されていない取引、オーソリ拒否、所定期限後の処理、正しくない通貨コードの使用、金額の間違い、他の手段での支払など23類型のチャージ・バック事由がある。なお、チャージ・バック事由については、第4章にて取り上げる。

(227) 「カード所有者の抗弁」は、アメリカの1973年貸付真実法170条に基づいて、既にカード受領者（販売店）との折衝が失敗しており、アメリカ国内にイシュアとアクワイアラが所在する場合であって、クレジットカード利用が50ドル以上かつ、利用者と同一州内取引（または自宅から100マイル内にある商人との取引）の範囲内で認められる抗弁のことであり、アメリカ合衆国内のローカルルールであって他の国への適用はない。Cf. MasterCard , *supra* note (219), at 3-146. (message reason code＝4854).

(228) なお、チャージ・バックを実施しても、先方加盟店銀行が販売店の言い分を確認して、再度チャージをかけることはできるので、100%解決にはならない。先方の拒絶があると、カード発行銀行は、再度カード保有者に請求しなければならなくなる。双方の納得がない場合は、【判例3】や【判例8】のように裁定委員会の判断に持ち込まれても、解決しないことがある。

(229) Cf. TILA 166条.

(230) わが国では、クレジットカード加盟店契約で現金販売の場合とカード取引の場合の価格の差別的取り扱いを禁じている。これに違反しないで現金支払いに誘導するため、家電量販店などのポイント付与は、現金販売の場合とカード販売の場合に加盟店手数料負担以上の差を設けているといわれている。

(231) 尾島茂樹「クレジット・カード使用手数料の上乗せと現金割引――アメリカにおける立法を参考として」金沢法学45巻2号（2003年）184頁参照。

(232) 1976年改正でTILA167条の(a)を(a1)とし、新たに(a2)として「売買取引に置くいかなる売主も、現金、小切手またはそれに類する手段の代わりにクレジットカードの使用を選択したカード保有者に対して、特別手数料を課してはならない」旨の条項が追加されたが、1984年に削除されている。箕輪靖博「『市場の保護』とクレジットカード取引法――アメリカの加盟店契約規制を参考として」九州産業大学商経論叢第42巻第4号（2002年） 94-98頁参照。なお、上乗せを禁じる州法については、尾島・前掲注(231)184-185頁参照。

(233) 国際クレジットカードを利用するため、国内クレジットカード会社と加盟店契約を締結できないような販売業者（悪質業者）とも取引でき、国内クレジットカード会員が被害にあう例が見受けられる。田中雅代「割賦販売法改正その後―クレジットカード決済の問題点」消費者法ニュース75号（2008年） 143頁、福崎博孝=永岡亜也子「"出会えない系サイト"国際クレジットカード決済に潜む問題点」消費者法ニュース85号（2010年） 144頁、小田典靖「悪質業者に利用されるクレジットカード会社等の責任について（クレジット・リース（割販法・特商法）被害）」消費者法ニュース93号（2012年）172-173頁、沢田登志子「クロスボーダー化する消費者取引」消費者法ニュース93号（2012年）192頁など参照。

(234) 連邦法では、Credit Card Chargeback Rightの定めるUnited States Code 1666条・1666 i条・1640条(e)とCode of Federal Regulation §226-12(c) , §226-13に規定されている。たとえば、カリフォルニア州法では、Cal. Civ. §1747・1748-95に規定されている。

第 4 章
多数当事者型クレジットカード取引の問題点と課題
――当事者間の新たな責任配分についての一考察

第 1 節　本章の課題

1．各国法規制の不統一

第 2 章においてイギリスの消費者信用法 75 条によるクレジットカードの利用者保護の仕組みと運用の状況を確認し、第 3 章においては、アメリカの連邦法である貸付真実法 161 条の「誤請求」と 170 条の「請求と抗弁」の規定による利用者保護の仕組みと運用の実態を見てきた。

イギリスでは、「取決め(Arrangement)」が存在する「債務者－債権者－供給者契約(Debtor-Creditor-Supplier Agreement)」について、75 条（1）において、供給者と同様の共同責任をイシュアに負わせて利用者を保護している。現在の主流である多数当事者型クレジットカード取引であっても、イシュアとイギリス外の供給者（販売業者）との間にも、同法の定める「取決め」が存在するとして消費者信用法 75 条の適用を認め、イギリス国外での利用であっても、イシュアの共同責任を認めている(1)。また、イシュアの責任は、供給者が債務者に負担すべきあらゆる損害に及び、供給者が受領した頭金の返金や逸失利益、迷惑料など精神的損害が含まれていることが判例と裁定を確認するなかで判った。

その保護レベルは、クレジットカード取引に関する限り、他の EU 諸国における消費者信用に関する利用者保護法制の中でも十分に高く、EU の 1986 年消費者信用指令に合わせて、イギリス国内で共同責任を二次責任に緩和すべきだとの主張が規制

緩和特別委員会からなされていたことも紹介した(2)。

一方、アメリカでは、銀行が州内にしか店舗を設けられず、フランチャイズ化により、全米にカード事業を拡大していったこと、及びそれが多数当事者型クレジットカードの原型であるという歴史的な経過を紹介した。また、二当事者型や三当事者型の割賦販売では、その支払いに消費者手形が用いられたことから、商品等に問題があっても、抗弁が当然に切断され、U.C.C.もこれを認めていたが、コモン・ローの緊密性の理論をもとに、抗弁の接続を認める判例が出されるようになり、立法的な解決により抗弁の接続を認めたことも判った。だが、クレジットカード取引は、三当事者型取引型から、四当事者型に拡張していったため、緊密性の理論の適用が難しく、貸付真実法と統一商事法典を制定した時には抗弁の接続は認められていなかった。

しかし、その後 1974 年の公正信用請求法の制定により、貸付真実法 161 条においてクレジットカード会社の「誤請求」に対する抗弁を認めて、不適切な請求から利用者を保護するとともに、170 条では、「オープン・エンド信用プラン(open end credit plan)」について、その権利行使には距離的な制限が設けられたものの、供給者との契約の不履行などに対する「請求と抗弁(claim and defense)」の規定を創設してイシュアへの対抗を認めた(3)。

この両国の消費者信用法制を比較すると、海外の供給者との取引も保護するイギリスに対して、遠隔地の供給者に対する抗弁を制限するアメリカ、請求権について上限のないイギリスと与信額の範囲内に制限するアメリカいう対照的な姿が浮かび上がってきた。

同じ VISA、MasterCard といった国際ブランドの提供する決済システムを使用した多数当事者型クレジットカード取引であるにもかかわらず、このような差が生じているのは、クレジッ

トカード取引の歴史的発展経緯が異なっており、先に法規制の対象となった割賦販売や三当事者型の特定商品のクレジットに対する規制の議論の影響を受けているとともに(4)、初期のクレジットカード取引規制が三当事者型のクレジットカード取引が中心であった時期に行われており、四当事者型以上のクレジットカード取引をどれだけ法規制の射程に含んでいたかの違いではないかと考えられる(5)。

しかし、個人の取引でもグローバル化している現在では、利用者の保護レベルが異なるということは、クレジットカード会員だけでなく、販売事業者やクレジットカード事業者にとっても、悩ましい問題である。

つまり、多数当事者型カード取引においては、純粋に「国内取引」だけではなく、「海外での取引」、「海外からの取引」が一般的になっている現在、可能な限り、平準化した制度が望ましいものと考える。そうでなければ、クレジットカード取引関係当事者の責任や負担が、取引の相手方や相手国などによって、偏ることになってしまいかねない(6)。

２．わが国における問題の所在

わが国では、昭和59(1984)年の割賦販売法の改正論議において想定されていた「割賦購入あっせん」における規制対象取引は、クレジットカード会社とその会員（利用者）、販売店（クレジットの加盟店）という、直接契約関係のある類型（三当事者型）であって、今日一般化している多数当事者型クレジットカード取引は、まったく想定されていなかった(7)。また、わが国の割賦販売法では、海外にいる購入者等が商品等の送付先を、わが国の住所とするような取引や海外での割賦販売は、一般の商慣行にまかせるべきとして、適用除外取引とされたままである(8)。

しかし、今日においては、国際カードを利用したインターネット取引を中心に海外事業者との取引が増加しているうえ、国内取引を装った海外事業者の取引や、国内取引であるにもかかわらず、海外のクレジットカード会社を経由する取引も散見される。しかしながら、これらの取引における代金決済にクレジットカードを利用した場合において、割賦販売法の適用があるかどうかは、必ずしも明確ではない(9)。

古典的な三当事者型の取引の場合は、購入者のクレームを受けて加盟店と交渉してそのトラブルを解決することが比較的容易であり、クレジットカード会社のコントロールの下で再発防止の対策をとることが可能であった。しかし、現在の国際カードを利用する四当事者以上の多数当事者が関与する取引においては、カード会員の抗弁をどの範囲で認めるべきか、また認められない場合としてどのようなケースが該当するのか明らかではない。したがって、多数当事者型クレジットカード取引が中心の現在、どのように購入者保護と取引秩序の安定を図ればよ

いのかにつき、改めて検討する必要がある。

そこで、本章では、今後さらなるキャッシュレス、電子化社会に向かうと考えられるわが国において(10)、今や主流となっている「多数当事者型クレジットカード取引」に焦点を当てて、従来の三当事者型を念頭に置く購入者保護の民事ルールをそのまま適用することの問題点を明らかにするとともに、多数当事者型クレジットカード取引におけるカード会員とカード発行会社、加盟店管理会社および関連当事者の責任の分担の在り方に関して、私見をまとめることとしたい。

第２節　三当事者型クレジットカード取引の法的性質

１．個別信用購入あっせんとの違い

（１）　わが国におけるクレジット取引の歴史

わが国のクレジット取引は、洋服の月賦販売として明治初期に発生し、明治中期から 30 年頃には、頼母子講方式月賦販売から、無尽方式など積立て式の月賦販売が行われ、明治 40 年代になって、ミシンなどをメーカー、またはその販売会社が割賦による信用販売を行うようになって発展してきた(11)。

しかし、月賦販売では、売上げが拡大しても、売掛金はすぐには全額を回収できないので、運転資金が不足するリスクが生ずる(12)。そのため、月賦の対象商品が拡大し、利用者が拡大するにつれて、メーカーの豊富な資金量を背景にする系列方式割賦販売が伸びていった(13)。

昭和 7～8(1932~33)年頃には、株式会社百貨サービスという会社が、東京で初めてチケット販売を採用し、自社の系列小売店において月払いで衣料品を販売しはじめた(14)。これが好評であったため、以後、この方式を採用する店舗が増加し、チケット制は非常な勢いで普及して行く(15)。

その後チケット制は、戦争のためいったんは廃止されたものの、戦後復興期には、相互百貨サービス、名古屋 EP などのチケット団体や、昭和 25(1950)年に再結成された日本専門店会連盟、同 28(1953)年発足の日本商店連盟傘下の団体などがチケット・クーポンを発行し、日本信販も同 26(1951)年にチケット代行業務を開始した(16)。

（2）　わが国における三当事者型クレジット取引

わが国におけるクレジット取引は、以上のような経緯を辿って生成・発展してきたものであり、その結果として、昭和 30 年代の三当事者型のクレジット取引には、以下のような多種多様な方式が存在した。

○メーカー主導型	
・メーカー月販会社	メーカーの月賦販売をメーカー設立の金融会社が代行（系列方式）
○販売業者主導型	
・月賦販売会社	家電販売店の割賦販売（自己月販：独立方式）の債権買取
・日専連・日商連	加盟店のチケット・クーポン販売債権の買取業務
○独立機関主導型	
・信用販売会社	百貨店や地域商店街からの共通チケット・クーポンの買取業務
○金融機関主導型	
・電化ローン	月販会社と銀行の提携による貸付式割賦販売
・文化預金式割賦販売	日本勧業銀行と日立製作所の提携による積立預金担保の割賦金貸付
・手形式割賦販売	自動車ディーラーの保証に基づく消費者手形（マル専手形）の買取

＊　日本クレジット産業協会「わが国クレジットの半世紀」（1992 年）ほかより作成。

昭和 30 年代半ば以降、銀行は、クレジットカード会社を関連会社として設立し、次々に三当事者型のクレジットカードを発行するようになる。しかし、銀行系クレジットカード会社の発行するクレジットカードは、欧米でいうところのチャージカードであって、当時の割賦購入あっせんにいう証票等に該当せず、規制の対象外であった(17)。

その後、昭和 47(1972)年になって、割賦販売法の改正により、割賦購入あっせんにおけるチケット・クーポンといった証票類に「カード」が追加されたものの、銀行系クレジットカード会社は、依然としてカードに割賦機能を付与することが許されず、

平成13(2001)年6月に総合割賦購入あっせんが解禁になるまで、マンスリークリア方式の分割ができないカードしか発行できなかった。

その結果として、1960年代から1980年代（昭和30年代半ば～50年代半ば）における、クレジットカードをめぐる議論においては、分割払いに係る問題についての言及はなく、クレジットカードの法的性質の分析において、割賦機能のない銀行系クレジットカードに関するものばかりであった(18)。一方、消費者問題との関係では、――クレジットカードの導入期がコンピュータの導入初期であったこともあり――、販売での無効カードの照合の有効性、紛失・盗難による不正使用の問題が注目され、また、ネットワークも整備されていないため、発行者と保有者の不正使用時における責任負担に関する論考を中心とするカードの利用の安全性についての議論が中心であった(19)。

また、昭和59(1984)年割賦販売法の改正前においては、チケット・クーポンを利用しない「購入あっせん契約」（個品割賦購入あっせん取引）に問題があり、これをどう規制すべきかが検討されていたが、当時の議論においては、三当事者間のカード等を利用しないクレジット取引の仕組みを分析し、契約構成、および法的性質が議論されるのが主であり、クレジットカード取引の独自性の分析がなされないまま、個品割賦購入あっせん取引と本質的な差はないとする意見が多数を占めていた(20)。

（3） 分析の基本的視点

しかしながら、個品割賦購入あっせん取引と、クレジットカード取引とを比較した場合、両者の間には、次の諸点が見落とされていたのではないか。

① 第1に、与信面に関していえば、個品割賦購入あっせんは、購入者に対する与信判断が1回限りであるが、クレジット

カード取引においては、カード発行前の与信判断に加えて、カード利用時にチェックを行い、利用残高や返済状況等をモニターすることで、与信判断が変化するほか、カードの更新時にも与信枠や与信停止などの審査がなされるなどの点で違いがある。

② 第2に、利用時の審査に関していえば、個品割賦購入あっせんでは、購入者に対する信用調査に加えて購入する商品の内容、数量、必要性、購入時点での加盟店の勧誘方法や内容などを審査するのに対し、クレジットカード取引においては、カードの有効期限、盗難・紛失カード、カード会員の信用供与枠、利用状況、返済状況等をチェックするだけで、商品、その数量、返済方法および加盟店の勧誘や販売方法に関する審査が行われないという点で大きな違いがある(21)。

③ 第3に、個品割賦購入あっせんは、契約関係が必要なため原則として国内の特定販売業者等に限定された、かつ、一定の支払期間のみの限定された（クローズ・エンド）信用取引であるのに対して、クレジットカード取引においては、販売店が国内に限定されず、あらゆる商品、サービスを対象とした継続的な（オープン・エンド）信用取引である点が大きく異なっている。

双方の取引とも、販売業者と購入者との売買契約または役務提供事業者と利用者の役務提供契約（以下、購入者と利用者をまとめて「購入者等」といい、売買契約と役務提供契約をまとめて「売買契約等」という）に先立って、販売業者等との間に加盟店契約が存在する点は共通する。しかし、個品割賦購入あっせん取引では、販売業者等が、その提携する個品割賦購入あっせん業者の中から一つを指定して購入者の個品割賦購入あっせん契約の申込みを取り次ぎ、その審査および承認手続を経て

初めて決済が可能となるが、クレジットカード取引においては、カード会員は、すでに信用供与を受けている特定のクレジットカード会社から貸与を受けたクレジットカードを、自己が利用することを決定した販売業者等に提示することで決済ができ、販売業者は、支払いを受ける割賦購入あっせん業者を選択することはできない。ここに、販売業者等がクレジット決済に関与する度合いが大きく異なっている。

したがって、このように、取引システムにおける与信の方式や加盟店の果たす役割が大きく異なっている点に着目して分析すべきではないか。

次に、わが国の三当事者型のクレジットカード取引の沿革的な面からみてみると、個品割賦購入あっせん取引をクレジットカード取引と同一とみる根底には、クレジットカード取引がチケット・クーポン取引を起源とすることに在るのではないかと考えられる。すなわち、チケット・クーポンの利用が小売業者に大きな影響を与えることを理由に、チケット・クーポンの発行に地理的制限が設けられたことから(22)、チケット・クーポンを使用しない個品割賦購入あっせんが生み出され、これが発展してきたからである。

しかしながら、現在のわが国の主流である多数当事者型のクレジットカード取引は、第3章で見たように、アメリカにおいて誕生し、二当事者型クレジットカードから、三当事者型を経て、銀行が取り扱うことで小切手に代わり世界的に発展したものである(23)。わが国では、チケット・クーポンとは全く別に銀行系クレジットカード会社が採用したアメリカ型の三当事者型クレジットカードがその原型である。

チケット・クーポンは、これを使用する者が所属する企業・団体との合意に基づいて発行されており、その返済は、当該企業・団体に依頼して個人の給与から天引きの方法で支払われて

いたので、純粋に個人の信用に依拠した取引とは言い難い面が存在する(24)。一方の銀行系カードは、個人の銀行における信用を基準に発行され、当初から個人の預金口座からの引き落としや小切手で支払う方式のアメリカ型であり(25)、チケット・クーポンから派生した個品割賦購入あっせん取引を基礎として、現在のクレジットカード取引を分析するのは誤りではないかと指摘することができる。

したがって、取引システムの内容の相違、クレジットカードの沿革の違いから、現在のわが国のクレジットカード取引に関しては、わが国固有の沿革を有する個品割賦購入あっせんの法的性質論とはまったく切り離した上で、論じるべきと考える(26)。すなわち、ここでは個品割賦（個別信用）購入あっせん取引の分析から離れ、現在の三当事者型クレジットカードの機能をもとに、クレジットカード取引の主流が三当事者型から多数当事者型へと移行した現在において、クレジットカード取引の仕組みと法的性質を明らかにしたうえで、多数の当事者の関与する「多数当事者型クレジットカード取引」がどのような法的性質を有しているのかを分析すべきものと考える。

2．三当事者型クレジットカード取引の法的な性質

（1）　三当事者型クレジットカード取引の仕組み

三当事者型クレジットカード取引においては、クレジットカード会社（以下「カード会社」という）と販売業者等（以下「加盟店」ということがある）との間の関係は、クレジットカードの受入・承認手続とその代金の支払等に関する契約（以下「加盟店契約」という）によって規律され、一方、カード会社とカード会員との間の関係は、カードの貸与と利用代金の支払等に関するカード会員規約（以下「会員規約」という）によって規

律される。他方、加盟店とカード会員との間には、取引の原因取引といえる売買契約等が存在する（〔図表 1〕〔図表 2〕）(27)。

〔図表 1〕　三当事者型クレジットカード取引の流れ

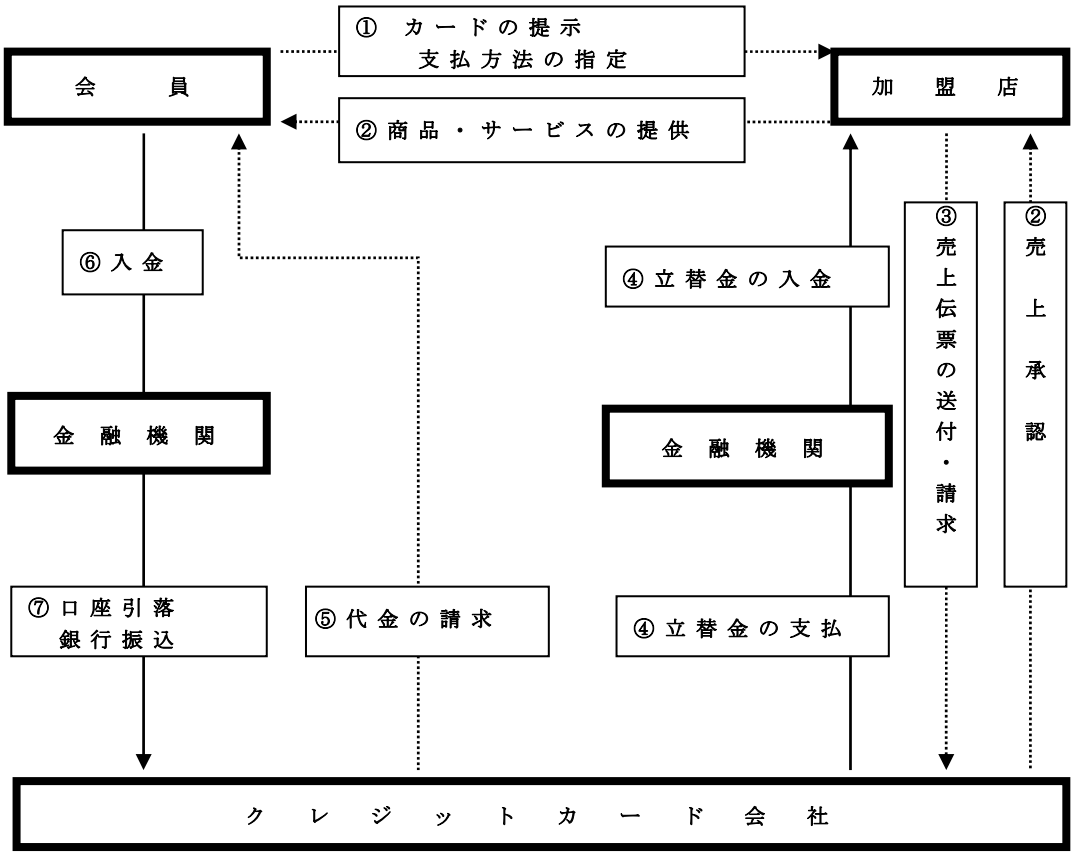

① **カードの提示・支払方法の指定**
　カード会員は、カード券面の提示またはカード番号の通知並びに署名または PIN（Personal Information Number：暗証番号）の入力により、代金のカード決済の申込みを行う。
　申込みの際に、支払方法として、1 回払い、2 回払い、ボーナス払い、分割（回数指定）払い、リボルビング払いのいずれか一つを指定する。(この点が 1 回払いしかない多数当事者型取引の場合と大きく異なる。)

② **商品・サービスの提供**
　加盟店は、カードが有効か、与信限度枠内か、など CAFIS 回線等を通じてカード会社からオーソリゼーション（販売承認）を受けたのち、商品の引渡し、またはサービスの提供を行う。

③ **売上伝票の送付・請求**
　加盟店は、カード販売した売上伝票（売上データ）をカード会社に送付（送信）し、代金相当額の支払を請求する。

④ **立替金支払**
　カード会社から加盟店契約に基づく所定の支払期日に、代金相

当額から加盟店手数料を控除した金額が金融機関を通じて、加盟店の届け出た預金口座のある金融機関に送金されて支払われる。

⑤ **代金の請求**

カード会社は、会員が利用したカード利用の明細書を作成し、カード会員が選択した支払方法毎に取りまとめて請求書を作成し、支払を請求する。また、カード会員の預金口座のある銀行に口座振替の請求データを送付し、代金引き落としを依頼する。

⑤ **入金**

カード会員は、返済を行う自己の銀行口座、またはカード会社の銀行口座に返済資金を入金する。

⑦ **口座引落・銀行振込**

カード会員は、カードを提示した時点で選択した支払方法に従い、支払うべき代金を口座振替、または銀行送金などの方法によりカード会社に支払う。

〔図表 2〕　三当事者型カード取引の契約関係

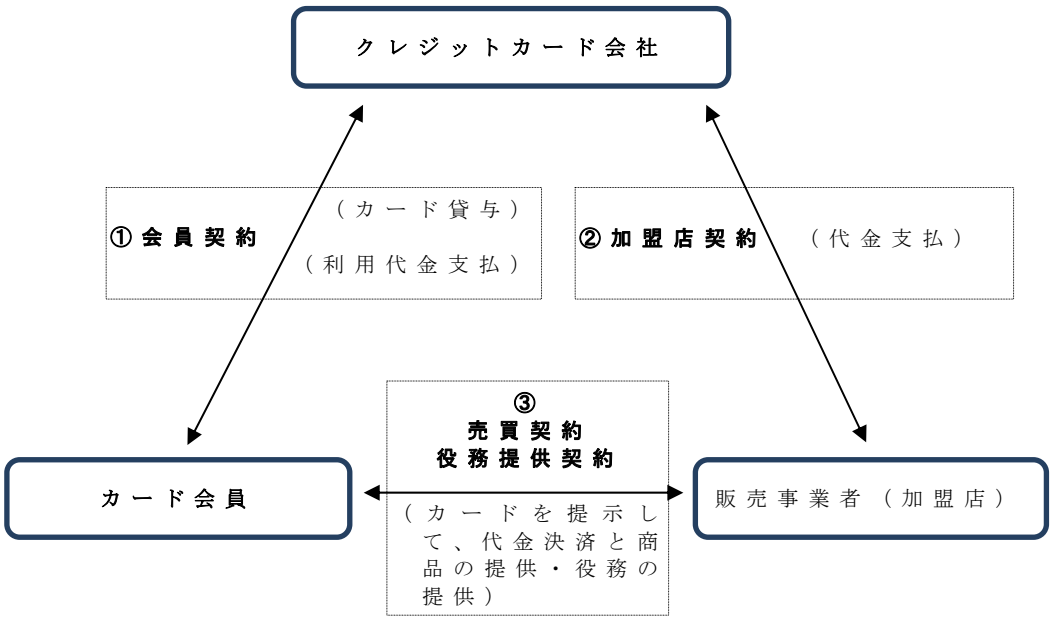

① カード会員とカード会社の関係

カード会社とカード会員との間では、会員規約に基づく契約関係がある。会員規約は、継続的な取引を前提とする基本的契約であり、通常、会員契約のみでは、カード会員に金銭的な支払義務は生じない（ただし、年会費を除く）。

会員規約には、カード会社からクレジットカードの貸与を受けること、カードの利用方法、利用限度額と支払方法、会員としての資格とその停止・取消し、カードの譲渡・質入れの禁止などの取引の基本的事項が定めてある。カード会員は、ショッピング利用時に、カード等を提示し、サインや暗証番号の入力によって、カード会社から代金が加盟店に支払われ、結果として、カード会

社に対する代金相当額の支払債務が発生し、原則として利用時に指定した支払方法に応じた会員手数料を付加して、分割または一括払いで返済することになる。

②　カード会社と加盟店の関係

カード会社と加盟店との間には、加盟店契約が締結されている。加盟店契約は、クレジットカードを利用した信用販売のルール(取扱対象カード、取引条件、取扱方法、販売承認の方法、限度額、取扱時の注意義務など)、現金販売との差別待遇の禁止、売上票の送付と精算方法、代金の支払時期と支払方法、加盟店手数料、契約違反に関する取決め等が継続的取引を前提に定められている。

カード会社の指定するカード会員がカードの提示により売買代金等の決済を申込み、カード会社が承認したときに、加盟店はカード会社に対する代金請求権を取得し、会員の選択した支払方法に応じた手数料率に基づく加盟店手数料を（控除されて）負担する。カード会社は、カード会員に代わって加盟店に代金相当額を支払うことで、カード会員に対する代金請求権を取得する。

③　カード会員と加盟店の関係

カード会員と加盟店との間では、あらかじめ契約関係はなく、個別の売買や役務提供契約などの個別的な取引の都度、関係が生じる。売買代金等の決済は、会員がカードを提示し、そのカード情報と代金等の情報および返済回数情報が所定の通信手段を通じてカード会社に伝達され、信用販売の承認を受けることで、完了する。

なお、携帯電話や固定電話の通信料、電気・ガスなどの公共料金などのような継続的サービスや定期的な商品供給契約の場合には、一回のカード番号の通知とその支払手続で、以降所定期日に反復継続して支払義務の発生する取引があるが、このような取引の場合は、代金発生の都度クレジットカードを提示する手続の省略が三当事者間で合意され、与信枠の個別の承認手続の省略が認められている。

このように、カード会社・カード会員・加盟店の三当事者のそれぞれの間に存する三つの別個独立の契約から成り立っているのが、従来型の三当事者型カード取引の基本的な枠組みである。

(2)　カード会社とカード会員の間の法律関係

カード会社とカード会員の間には、クレジットカードの利用につき、「加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます」(28)、「加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングができます」(29)、「当社の指定する店舗・施設・売

場等で、カードを提示し、伝票等に署名することにより、商品・権利の購入またはサービスの提供を受けることができます」[30]といった規定が、会員規約中に設けられている。

なお、その代金をカード会員に請求する根拠として、カード会社各社の会員規約において、立替払とするもの、債権譲渡とするものが一般的である。しかし、現在では、その両方を併用するもの、そして特に根拠を示さないものまで、規定の仕方はさまざまである[31]。

従来の分析においては、債権譲渡型と立替払型の規定のある会員規約および取引の実態や当事者の意思を推定したうえで、「債権譲渡型」「立替払型」「無名型」に分類し、債権譲渡型では債権譲渡構成、立替払型では準委任構成・履行引受構成・債務引受構成・保証構成があるとされてきた[32]。

なお、かつて百貨店には、共通チケットによる割賦販売自粛の規制があったため、百貨店の発行する三当事者型クレジットカードでは、百貨店子会社等とカード会員との間の金銭消費貸借と信販会社等がその債務を保証するという「金銭消費貸借型」形式が見られた。しかし、通商産業大臣による 34 年通達が平成 4 年 6 月 19 日に廃止されており[33]、金銭消費貸借型には、割賦販売法に加えて、貸金業規制法による規制があり、きわめて煩雑な手続となることから、現在ではほぼ姿を消した（保証委託型についても同様である）[34]。

1） 債権譲渡型の会員規約

まず、債権譲渡型の会員規約から検討する。その法的構成の考察に際して、三当事者型のクレジットカード取引の内容を確認しておくと、以下のようになる。

債権譲渡型のクレジットカード取引では、カード会員がクレジットカードを利用して加盟店で商品等を購入すると、加盟店

は、カード会員に対する代金債権（指名債権）をカード会社に債権譲渡し、カード会社は譲り受けた債権から加盟店手数料を控除した残金を譲受債権の対価として加盟店に交付し、カード会社は譲り受けた売買代金の債権者として、その支払を受けることになる(35)。

このような債権譲渡構成は、法律構成の面でも明確であり、とくにアメリカにおけるクレジットカードシステムをそのまま利用している銀行系カードについては説明しやすいとされている(36)。すなわち、債権譲渡構成によれば、販売店は、カード会員が販売店でカードを提示し、所定の売上票に署名することで商品等を購入したことによる売上代金債権を加盟店契約に基づきカード会社に譲渡し、カード会社は加盟店契約に基づく手数料を控除して、譲渡代金を支払うことになる。

カード会社は、譲り受けた代金債権に基づき、カード会員に代金債権を請求することになる。個別の商品等購入のたびに債権譲渡が行われることになるが、カード会社との会員契約において包括的に債権譲渡を「予め承諾する」して、個別の通知や承諾の請求を省略している。しかし、カードの売上伝票（ジャーナル）には、三当事者型であれば、原則として譲渡人である販売店名と譲受人であるカード会社名が表示され、譲渡金額が確認できるので、カード会員が売上伝票に署名することにより、債務者である会員の承諾が明示的になされ、異議をとどめない承諾であるので、会員は、加盟店に対抗する事由をもって、カード発行会社には対抗し得なくなる(37)。

だが、このような債権譲渡構成に立った場合には、チケットやクーポンを回収して買取代金を販売店に支払う一方で、分割返済の期間の金利に相当する手数料を受領すること、すなわち、購入者の信用調査費用、請求・回収コスト、貸倒引当金など様々な手数料を含めた分割払手数料を代金債権に加えて徴収する契

約内容となっており、単なる（割賦販売）代金債権の買取に関して説明ができない点が問題点として指摘されている(38)。また、債権譲渡について包括的な事前承諾をすることができるか(39)、異議をとどめない承諾の効果が指図債権における人的抗弁の切断と同様の効果を持ちうるか(40)、第三者対抗要件の具備をしなくてよいのか(41)、また、かつては、短期消滅時効が適用される等の問題点があることなども指摘されていた(42)。

これらのうち第1点目の譲渡代金に分割払手数料が付加される点については、現在では、銀行系カード会社についても、分割払制度が利用できるようになり、現在のカード会員規約では、あらかじめ支払回数など支払方法に応じた会員手数料を別途支払うことの合意がなされており、カード会社が販売店から債権譲渡を受ける代金債権は、カード会社が譲受人になった場合には、カード会員が利用時に指定した分割払等の支払方法に変更され、分割払期間に応じた金利等を含む手数料を加算して支払う支払方法に変更される旨の特約が付帯されていると考えることで問題はクリアできる。

第2点目の包括的な事前承諾の有効性については、それが問題となるのは、債務者が債権者に対して負っている支払債務が個別に承認をしないまま債権譲渡されることになるため、いつ、だれから、どのような形で請求を受けるかが予測できず、債務者が不安定な立場になるからである(43)。しかしながら、クレジットカード取引では、提示したクレジットカードの発行会社が最終的な譲受債権者になって、当該カード会社との会員規約に基づきあらかじめ定められた時期に請求を受け、あらかじめ定めた時期に、所定の方法で支払うことが明確に定められているのであるから、事前の包括承認であるからといって、債務者保護の観点では問題にならないのではないかと考える(44)。

また、クレジットカード取引では、個別信用購入あっせんと

異なり、商品やサービスの内容や取引する販売店について事前にチェックができず、割賦販売法が適用される取引を除き、抗弁の対抗を受けることが予定されていないため、この債権譲渡については、単なる債権譲渡の承諾ではなく、「異議をとどめない承諾」を得る必要がある(45)。その手段として、会員規約に基づく事前の包括的な債権譲渡と異議をとどめない承諾を得ておき、会員がカードを利用し、売上票に署名した時に、債権譲渡の承諾とともに、異議をとどめない承諾を取得していると考えることができよう(46)。

一方、第3点目の対抗要件の問題については、分割払制度がない銀行系カードであれば、譲受代金は、1か月程度で弁済されてしまうので、対抗要件を具備していなくても、リスクのある期間は短期間であり、対抗要件を毎回具備するコストを考えると、許容範囲内と考えられていた(47)。しかし、分割払できるカードについては、最大2年程度の返済期間が設定されており、その間に二重譲渡されたり、差押えを受けたりするリスクがカード会社に生じる点が問題として考えられる(48)。

なお、クレジットカードの売上の承認に際して、販売店からカード会社に伝達される情報は、「カード情報、金額、売上日時」のみであり、売買契約の特定に必要な商品名等が分からないのが通常である(49)。そうすると、債権譲渡構成では、争いになった時には、債権譲渡の対象債権の成立およびその譲渡を証明しなければならないし、その成立自体の争いの場合については、成立要件たる事実の立証が必要であるため、カード取引情報を詳細に把握することが事実上できない状態にあり、カード会社は、不利な立場に置かれることが考えられる(50)。しかしながら、クレジットカード取引における債権譲渡の有効性は、現行の取引情報で特定されているとして、裁判実務的には解決しているといえるし(51)、販売店にとって、カード売上債権は、常連顧客

や配送が必要な顧客でもない限り、手元に残る記録には、会員の（アルファベット）氏名しか残されず、債務者の特定が困難であるため、個別の売上債権をカード会社以外に債権譲渡することは、実質的に困難と考えられ、二重譲渡を巡る争いの可能性は少ない。なお、理論的には売掛金以外にカード会社に対する立替金返還請求権を加盟店が譲渡することが考えられるが、加盟店契約でその譲渡が禁止されていることから、実務的には大きな問題にはなっていない(52)。

なお、債権譲渡構成に立った場合には、異議をとどめない承諾があるときには、販売店に対してその売買契約等の成立や履行等に関して抗弁があっても抗弁できないが、割賦販売法の適用のある取引の場合には、その承諾は無効となり、抗弁が接続されることになる。

2）　立替払型の会員規約

一方、立替払型の会員規約は、カード会社がカード会員の代金債務をカード会員に代わって販売店に支払い、カード会員に対し、立替金を求償するものであるが、その法的構成に関しては、①代位弁済構成、②準委任構成、③履行引受構成、④債務引受構成、⑤保証構成、⑥契約引受構成、⑦金銭消費貸借構成などが主張されている。

①　代位弁済構成

このうち、代位弁済構成は、立替払型のカード取引を、カード会社のカード会員の販売店に対する債務の「代位弁済」（民法474条）と構成する見解である(53)。その結果、カード会社は、販売店のカード会員に対する売買代金債権を販売店に代位してカード会員に対して行使することになる（民法499条、500条）。

しかし、売買代金債権に加算して請求される分割払手数料については、代位弁済では説明ができないので、この点に関して

は、代位により取得した求償債権につきクレジット契約において支払方法についての特約があり、手数料を付した分割で返済を受けるという契約であるとの説明がなされている(54)。

なお、クレジットカード会社は、有効な弁済をなすについて「正当な利益を有する第三者」に当たらないから民法500条の法定代位できないとする見解もある(55)。しかしながら、カード取引においては、債務者であるカード会員に、代位弁済についての同意や承認を求める規約上の文言は見当たらず、むしろ、加盟店契約を債権者である販売店と締結しているので、弁済をなさないと、加盟店契約上の債務不履行責任を負うことになり、「正当な利益を有する」と説明できなくはない。また少なくとも、加盟店契約により債権者の同意を得ているので、民法499条の任意代位できるとの解釈も考えられる。

もっとも、代位弁済構成に立った場合には、加盟店契約を含めた説明が必要となり、また、販売店がカード会員に対して代金請求を行わないことから、カード会社に代位弁済を求めうることの根拠を問題視する見解もある(56)。

このほか、かつての議論においては、代位弁済構成に立った場合には、抗弁権切断の特約（カード会員が弁済の時に販売店に対して有した一切の抗弁をもってカード会社に対抗することができない旨の特約）の効力も問題になったが、この点に関しては、割賦販売法の改正により、現在では解決されている。

② 準委任構成

そもそも「立替払い」という用語は、法的に明確な概念ではなく、これを準委任と解する立場が有力であり(57)、裁判所や行政も、この立場に立っているといわれている(58)。この構成に立った場合、立替払委託型において、カード会社は、カード会員の委託を受けて販売店に弁済したものであるから、カード会員に対して民法656条（準委任）に基づき、求償権を取得するこ

とになる。また、カード会社は、委任事務処理費用の償還請求権（民法650条）を取得し、分割払手数料として償還請求権に係る利息（民法650条1項）と報酬（民法648条1項）を兼ねたもの、もしくは委任事務に係る報酬を、特約に基づき請求できることになる(59)。

なお、代位に基づく売買代金請求権と立替払に基づく求償権は、請求権競合の関係に立つと考えられる(60)。カード会社が代位に基づく売買代金請求権を行使する場合のメリットは、売買契約に付帯する担保権を取得することにある(民法501条本文)。

しかしながら、立替払いの求償権の行使による場合であっても、購入商品には、会員契約において特約で所有権留保条項が特約されているため、どちらの債権を行使しても、実質的に差はないと考えられる。逆に、準委任による求償権を行使する場合は、カード会員に売買契約上の抗弁事由があったとしても、売買代金債権とは別の債権であることから、カード会社に対して当然に対抗できないことになり、割賦販売法の適用のない取引であれば抗弁権切断特約が有効となる。

③　履行引受構成

履行の引受は、本来は支払義務のない引受人が債権者に債務引受の意思表示を行い、債務者の意思に反しない範囲で債権者に対して、第三者として弁済を行う（民法474条2項）ものであるが、履行引受説は、カード会員との間の履行引受契約により債権者である加盟店に弁済する義務を負い、カード会社は、原債務者であるカード会員に委託のある保証人（民法459条）に準じて求償請求しているとみる(61)。

しかし、履行の引受では、立替払いは、引受人であるカード会社と債権者が合意することによって有効になるとされるのであるが、実際のクレジットカード取引では、債権者である販売店から支払義務のないはずの債務引受人であるカード会社に直

接に立替金の請求を行っており、この点が解釈上問題となる。この点に関しては、債権者と履行の引受人には、債務者の利用代金についての加盟店契約が存在するので、ここに請求権の根拠があるとする見解がある(62)。

履行引受構成は、加盟店契約がカード発行会社と締結されている三当事者関係に関しては有力説であるが、カード発行会社と加盟店契約がない四当事者型以上の多数当事者型クレジットカード取引においては、販売店が売買代金の支払を直接的に請求できる相手方（履行の引受人）は、加盟店管理会社であり、加盟店管理会社とカード発行会社では、直接の契約関係もなく、国際ブランドとの間での清算になるため、更に、説明が困難になってしまう難点がある。

④　債務引受構成

これに対して、立替払の委託は、債務の「履行」の引受に止まらず、「債務」そのものの引受をカード発行会社に委託するものであるとする見解がある。この債務引受説は、カード発行会社がカード会員との契約に基づきその債務を債務引受し、その個別的債務引受の履行として加盟店契約書によって販売業者等に代金を支払うことで、カード会員に対して求償権を行使するというものである(63)。

債務引受は、民法に明文の規定がないが、判例・学説により、認められており、実務上も大変利用されており(64)、この説であれば、債務引受人であるカード会社と債権者である販売店の間は、加盟店契約における合意によって、債務引受の効果が発生するので、実態にも合致するものといえる。

なお、債務引受説は、さらに「併存的債務引受説」と「免責的債務引受説」に分かれる。

免責的債務引受の場合は、販売業者がカード会員に対する債務を免責するという明示の意思表示が必要であるが、加盟店契

約にも、カード会員の売上票署名時にも、販売店が免責の意思表示を行っていない点が難点とされるものの、この点を除けば法律構成として無理がないと考えられる(65)。クレジットカード取引では、販売店がカード会員に対して代金を請求するという事態は予定されていないとして、立替払を採用するカード会社の顧問である山下俊六弁護士などが、免責的債務引受説に立つ(66)。

これに対して、カード会員が販売業者等に対して負担する債務をカード会社が併せて負担するという併存的（重畳的）債務引受説(67)も有力であり、吉原省三弁護士は、クレジットカード取引において、「加盟店はカード会社に対し支払を請求する権利があること、加盟店は先ずカード会社に対して請求することからみて」(68)、また、「カード会社が加盟店に支払う前に倒産した場合や加盟店が履行請求期間内に売上票をカード会社に送付しなかった場合を考えると、カード会社からの支払がないうちは、加盟店の会員に対する代金債権は請求しないと考えるのが妥当であ」り、実務的にも整合するとする(69)。さらに、千葉恵美子教授は、加盟店契約には、販売店から代金債権の直接請求を求める規定があることを根拠に、併存的債務引受説をとる(70)。

併存的債務引受においては、原債務者であるカード会員と債務引受人であるカード発行会社との間に連帯債務関係が生じることから、販売店は、必ずしもカード会社に先に請求することを拘束されていない点が取引実務に反するという問題点も指摘されている(71)。また、連帯債務関係にあると内容の変更があったときに、代金支払関係が複雑となり混乱が生じるほか、カード発行会社が支払を拒絶した場合にカード会員が二重払いの危険を負うことになるなどの問題が指摘されている(72)。

しかし、商品の配送や納品などで別途注文書等を取得するときのような例外的な場合を除き、通常のカード取引では、販売

店は、カード会員についてカード売上伝票に記載された会員名の（アルファベット）の表示とサインしか把握できず、原債務者である会員に請求を行おうにも、住所地等の把握もできないので、カード発行会社からの情報なしに現実に支払の請求を行うことはできない。したがって、カード発行会社に代金を請求する方法しか代金を回収する方法は残されていないから、併存的債務引受であっても、実際には複雑な処理となる懸念はないと考えられる。

また、実務では、売上伝票の提出期限に遅延したこと、期限切れや無効カードによる売り上げであること、取扱い禁止商品に関する売上であることなどを理由に、販売店が代金の支払を拒否することが生じるが、この場合には、加盟店契約に基づいてカード会社がいったん引受けた債務の買戻し請求を受けることになる。このとき販売店は、利用者に対し商品の引渡しやサービスの提供を実施しているときは、利用者に対する代金請求を行う必要があるが、免責的債務引受であるとすると、会社の承認時点で行った利用者に対する代金請求の免責を取り消すことができるかという問題が生じてしまうので、併存的債務引受説のほうが実務に合致するものと考えられる(73)。

しかしながら、四当事者型以上の取引では、債権者と債務引受に関する加盟店契約が存在するのは加盟店管理会社であるので、三当事者型カード取引のように引受人と債権者間に合意が必要な債務引受と構成するには難がある。この点については、債権者とカード発行会社間に加盟店契約がなくても、債権者である販売店に第１の債務引受人である加盟店管理会社に債務を引き受けさせ、加盟店管理会社へのあらかじめの承認により、更にカード発行会社が履行引受を行うという「第三者のためにする契約」を付帯させて、債権者である販売店に最終的な債務引受人であるカード発行会社に対する請求権を与えていると構

成とすることで債務引受があると考えることも不可能ではない。しかし、これは、あまりに技巧的であるし、アメリカのようにカード会員が直接債務を負う方式での加盟店契約の下では(74)、前記の第三者のためにする契約に対して第三者がカード発行会社に受益の意思表示を示しているといえるか疑問があるなど、これを取り入れることはできないと考える。

⑤　保証構成

このほか、立替払いを、カード会員から保証の委託を受けたカード会社が保証債務の履行として、販売店に支払うものと解する見解もある(75)。しかし、この見解に立った場合には、保証人であるカード会社が第１次的に履行責任を負う点の説明がつかないことなどから、支持されていない(76)。

なお、多数当事者型取引において、加盟店管理会社が代金を支払うのであって、カード発行会社が現実に支払うことはないので、この法律構成は、多数当事者型に対しては、まったく成り立たない。

⑥　契約上の地位の移転（契約引受）構成

以上のほか、学説の中には、個品割賦購入あっせん契約を念頭に置いて、契約上の地位の移転（契約引受）構成を説く見解もある(77)。これは、複合契約であるクレジット契約において、売買契約における販売店の売主としての地位がそのまま信販会社に移転することで、信販会社は代金債権を取得したうえに、売主である販売店が購入者に対して負担する売買契約における民法上のあらゆる義務をも引き受けると構成することで、買主を保護しようとする意図からのものである(78)。すなわち、立替払構成の場合にカード会社が取得するのは、権利だけではなく、義務も承継しているとみることから(79)、カード会員は販売店に対して主張できるあらゆる抗弁を、売主の立場を承継したカード会社に対して主張できるだけでなく、共同責任を認めるのに

も便宜である、というのである(80)。

しかし、個別信用購入あっせんでは売主が与信業者であるクレジット会社を紹介して、三当事者で契約を締結するのに対し、クレジットカード取引では、カード会員が代金の決済について必要な決済手段の一つとしてクレジットカードを選択する。会員は、カード発行会社のブランドマークをいくつも掲示する売主に対して、自発的にそのうちの一つのカードブランドを冠するカードを決済手段として用いるのである。ましてや、四当事者型カード取引・多数当事者型取引では、販売店との間に、地位の移転に関する何らの取決めがなされることはなく、売主の地位を譲り受ける意思も、必然性も存在しない。万一、引き受けるのであるとすると、たとえば、旅行の実施、飲食や宿泊の提供、薬剤の購入などの場合には、その義務の履行には免許や登録などが必要となるほか、カード会社はあらゆる種類の商品やサービスの販売・提供のための資格を取得し、商品の瑕疵やサービス提供に伴うさまざまなリスクを負担しなければならなくなり、その対処に伴う対価が必要となるなど、実態と大きく乖離してしまうので、現実的ではない(81)。

⑦　金銭消費貸借構成

このほか、立替払いの法的性質を、金銭消費貸借と考える見解もある(82)。これは、カード会社が、消費者たるカード会員が支払うべき代金債務の支払に必要な金銭を貸付けていると解するものである。

しかしながら、金銭の貸付の場合、貸金業法による登録をはじめ、貸付条件の表示、契約締結前後の説明義務や書面交付義務、など貸金業法と監督指針等による様々な業務規制が厳格に規定されている。カード取引では、取引の現場である販売店における商取引と同時に、これらの義務を課すことは困難であり、また、実態にまったくそぐわない。

3）　無名契約型の会員規約

清水巖教授は、会員が加盟店で物品を購入すると、会員は、会員規約の約款にしたがってカード発行者に対し支払義務を負い、カード発行者は加盟店契約の規約の約款にしたがって加盟店に支払義務を負う」というような契約を「無名型」として取り上げている(83)。

この「無名型」の契約に関しては、債権譲渡構成では、会員手数料の説明が困難なことに対し、単に信用供与の対価ではなく、「カード取引における諸機能の担い手に対する報酬を含む複雑な独自の性質をもったもの」(84)として加盟店手数料と会員手数料をとらえることができると考えられる。

実務では、それが新たな契約類型であること自体については異論ないものの(85)、しかしながら、これを端的に「無名契約」と捉えることに対しては見解が分かれ、学説には、カード会員規約を締結したうえで、カード会員が加盟店で買い物等をしたときに、直ちにカード会社に対するカード代金支払債務が発生し、カード会社は加盟店契約に基づき加盟店に対する代金支払義務が発生するというという無名契約として理解すべきとの積極的な見解もある(86)。しかし、この理解に対しては、カード会員、カード会社、販売店の三者間の契約が締結されていなければとりえないとの批判があり(87)、また、あえて「無名契約」とせずとも、民法の概念である債権譲渡もしくは債務引受として説明できることを理由に反対する意見もある(88)。

3．　小括

上記のように、三当事者型クレジットカード取引の法律構成に関しては、種々の見解が存するのであるが、結論的にいえば、

債権譲渡型に関しては債権譲渡構成、立替払型に関しては債務引受説が、実務では多数説を占めている。

しかしながら、問題は、今日のわが国において主流となっている国際クレジットカードを利用した四当事者以上の多数当事者型クレジットカード取引の法律構成の場合である。多数当事者型において、販売業者が締結した加盟店契約の相手方は、カード会員の所属するクレジットカード会社とは限らない。たとえば、カード会員Aのカード発行会社（イシュア）はB社であるが、上記三当事者型に関する法律構成は、販売業者Cが加盟店契約を結んだ加盟店管理会社（アクワイアラ）はD社であった場合、カード発行会社Bの加盟店管理会社Dに対する支払の結果、カード会員Aが販売業者Cに対する支払を免れることについて、どのように説明できるだろうか。

そこで、以下では、まず、多数当事者型クレジットカードの仕組み、会員規約、取引実態などを、三当事者型と比較しながら詳しく見たうえで、上記三当事者型に関する種々の法律構成が、多数当事者型について妥当するのか否かを検討することにしたい。

第３節　多数当事型クレジットカード取引の法的性質

１．多数当事者が関与するクレジットカード取引の仕組み

（１）　多数当事者型カードシステムの種類

まず、多数当事者が関与するクレジットカード取引の典型として、最近の国際ブランドが介在したクレジットカード取引について、その内容を概観しておく(89)。

現在わが国のクレジットカードの大部分は、国際ブランドを冠したクレジットカード（国際カード）になっており、その取引内容には、以下の4種類がある。

① 国内のクレジットカード会社同士が直接提携して、お互いの加盟店で自社のカード会員が他のカード会社が提携する国内加盟店で利用できるようにしているケース……【四当事者・提携型】（下記**〔図表３〕**）

② 同じ国際ブランド(VISA、MasterCard、JCB)に加盟する国内のカード会社同士で各社の加盟店が相互に開放されており、同じブランドマークを掲げる他社の国内加盟店で国際カード会員が利用できるようにしているケース……【四当事者・加盟店開放型】（下記**〔図表４〕**）

③ 同じ国際ブランド（VISA、MasterCard）に加盟する外国のカード（加盟店管理）会社の提携する加盟店で国内カード会社の国際カード会員が利用するケース……【四当事者・国際カード型】（下記**〔図表５〕**）

④ 同じ国際ブランド(VISA、MasterCard)に加盟する外国のカード（加盟店管理）会社と提携する決済代行会社の傘下の販売業者等で国内カード会社の国際カード会員が利用できるケース……【多数当事者型】（下記**〔図表６〕**）

〔図表3〕　【四当事者・提携型】

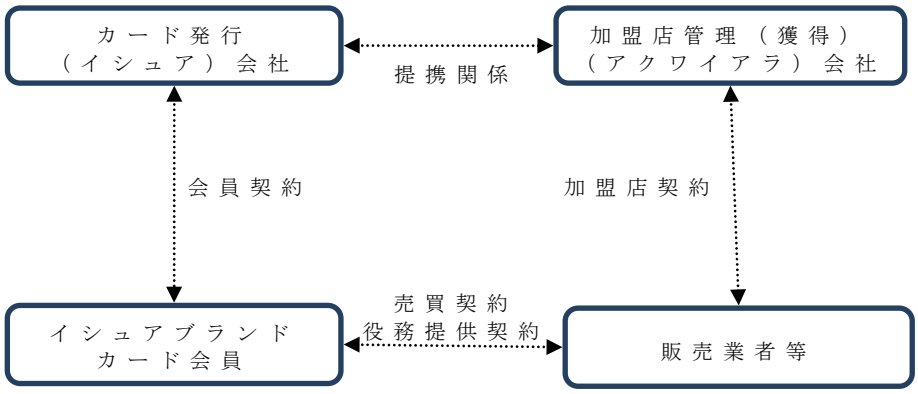

〔図表4〕　【四当事者・加盟店開放型】

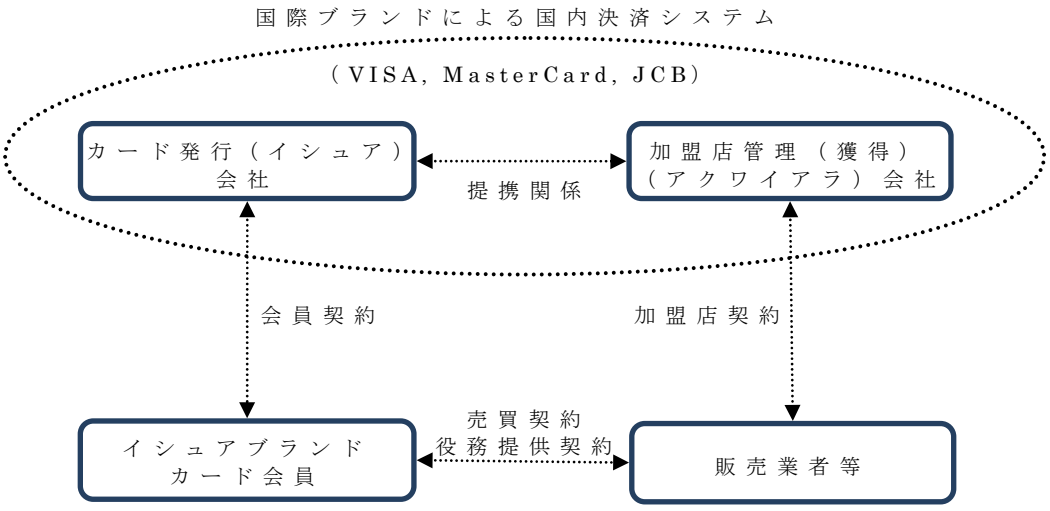

〔図表 5〕　【四当事者・国際カード型】

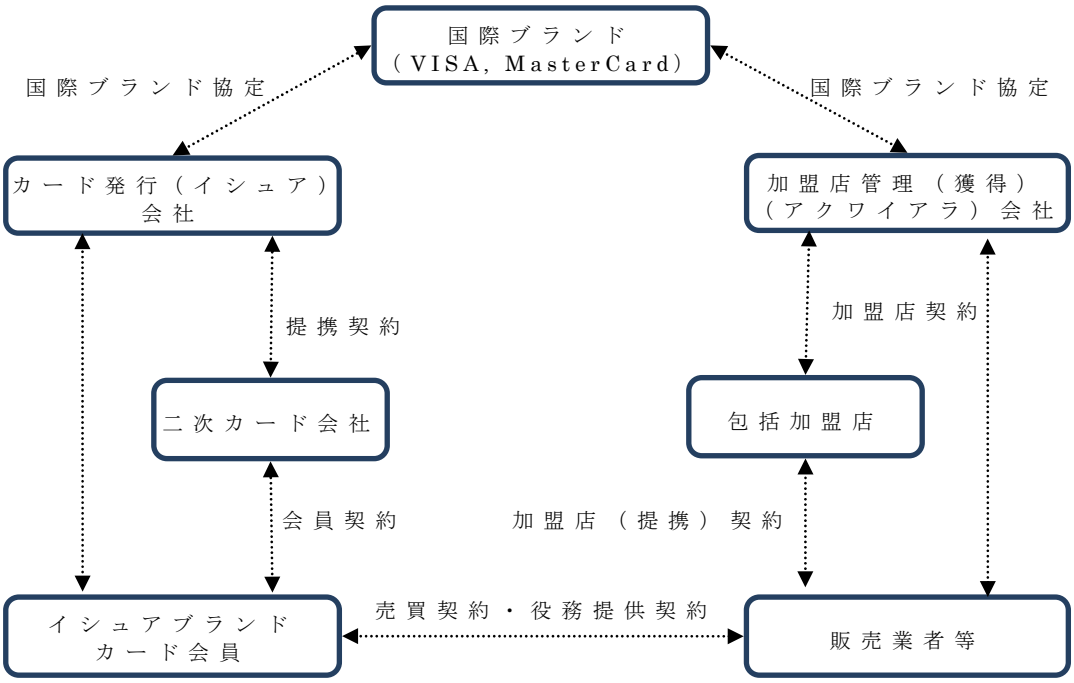

〔図表 6〕　【多数当事者取引型】

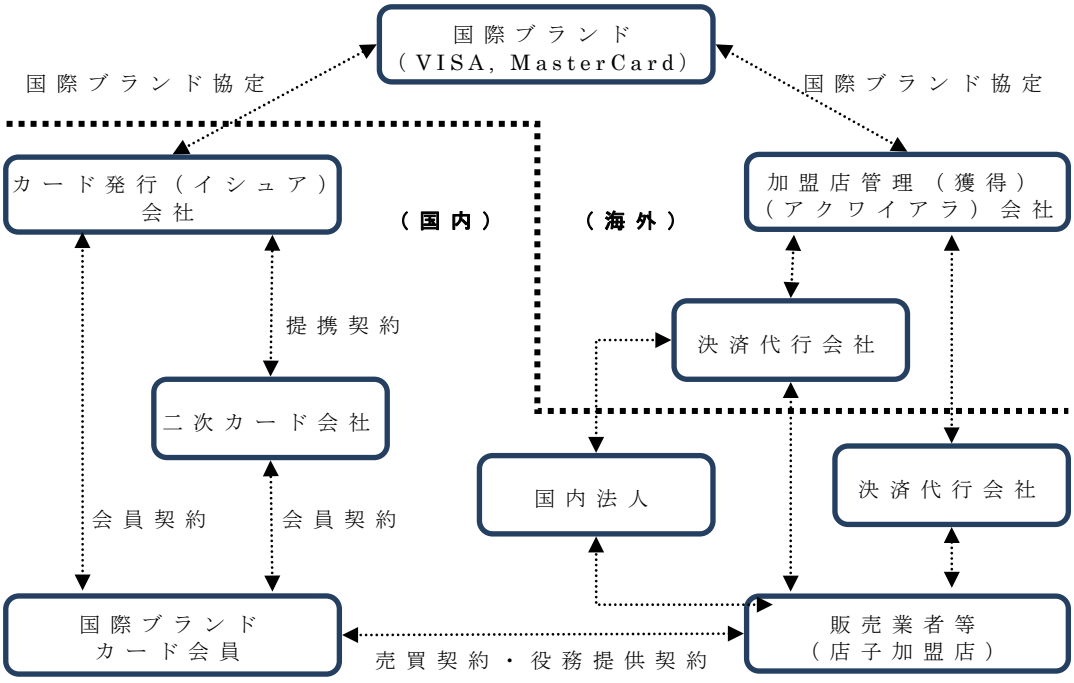

なお、ここにいう加盟店には、いわゆる「包括加盟店」（大型商業施設など条件の良い加盟店管理会社を募集して自らの施設に入居する店舗との包括的加盟店契約を行うもの）が含まれる。包括加盟店は、商店街においては組合組織が包括的にカード決済を利用できるよう加盟契約を取りまとめる役割も持っている(90)。

さらに、この包括加盟店契約の制度を利用して、「決済代行会社（決済代行業者）」と呼ばれる事業者が、加盟店契約を締結しにくい小規模の販売店やインターネット取引を行う個人事業者などを取りまとめて、加盟店管理会社との間で包括加盟店契約を締結することが増加しており(91)、最近では、ECサイト業者が「包括加盟店」「決済代行会社」を兼ねている例も散見される(92)。

なお、この「決済代行会社」には、国内法人と海外法人とがあり、国内の決済代行業者は、国内販売業者と直接決済代行に係る契約をしているが、海外の決済代行会社については、形式上の国内法人をわが国に置き、その国内法人を通じて国内販売業者等と契約している場合と、直接国内販売業者等と契約している場合とがある(93)。

このうち、海外の決済代行会社が、わが国のカード会員との取引においても関与できるのは、カード会員が国際カードを利用する場合に限られる。これに対して、国内専用のカード発行会社独自のブランドが冠された国内専用カードの場合は、原則として三当事者型カード取引においてしか利用することはできないので、以下の検討は、カード会員が国際カードを利用する場合に限って行うものとする。

（2） 国際カードを利用した取引と決済の流れ

一方、上記4種類の国際ブランドカードを使った決済の流れ

を確認しておくと、以下のようになる(94)。

1)　【四当事者型・提携型】

まず、第1類型【四当事者型・提携型】（**〔図表3〕**）についていえば、カード会員は、【三当事者型】と同様、カードを提示して商品等を購入し、その支払方法を指定する。加盟店から通知を受けた加盟店管理会社は、提携するカード発行会社に売上承認を求め、承認が出たときに、販売店に承認番号を連絡する。この一連の手続をオーソリ（authorization：販売承認）と呼んでいる。

販売業者等からカード利用代金の請求を受けた加盟店管理会社は、販売業者等に加盟店手数料を控除した残額を支払うとともに、提携するカード発行会社に対して、カード利用代金の支払を請求する。

カード発行会社は、加盟店管理会社に提携契約で定めた手数料を控除した残額を支払い、カード会員に対して、カード利用代金と会員の支払方法に応じた会員手数料を請求する。

2)　【四当事者型・加盟店開放型】

これに対して、第2類型【四当事者型・加盟店開放型】（**〔図表 4〕**）の場合には、カード発行会社と加盟店管理会社との間に直接の提携契約が存在しないため、【三当事者型】や【四当事者・提携型】と異なり、商品等の購入時に支払方法の指定は原則としてできない。したがって、この類型における決済は、原則として1回払いの扱いとなる。

販売承認されたカード利用代金は、加盟店管理会社が取りまとめて、国際ブランドを経由せず、同一ブランドごとにメンバーカード会社の参加する国内の情報処理センターを経由して決済情報および売上データを交換し、清算する(95)。

3）　【四当事者型・国際カード型】【多数当事者型】

これに対して、第3類型【四当事者型・国際カード型】（**〔図表 5〕**）および第4類型【多数当事者型】（**〔図表 6〕**）においては、決済代行会社もしくは包括加盟店が介在するので、オーソリ手続は販売業者（店子加盟店）から、決済代行会社もしくは包括加盟店を経由して、加盟店管理会社、国際ブランドからカード発行会社に対し、カードの有効性の確認と同時に、カード会員情報、利用内容に関する情報が伝達される（**〔図表 7〕**①⇒④参照）。

〔図表 7〕　【四当事者型・国際カード型】【多数当事者型】の決済の流れ（実践はお金の流れ、破線は情報の流れ）

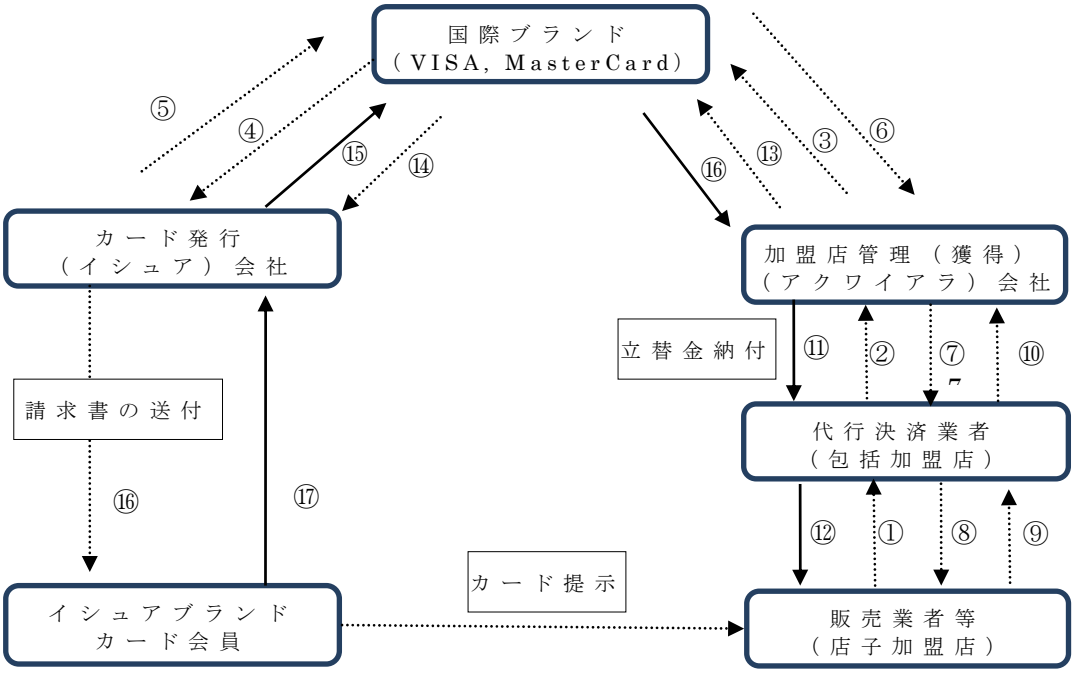

これを受けて、カード発行会社は、カードの有効性、利用限度額の範囲内かなどの確認を行い、承認情報を反対の経路を経

て、決済代行会社経由で販売業者等に通知する（〔**図表 7**〕⑤⇒⑧参照）。

決済代行会社は、通常の加盟店管理会社とのシステム外で販売業者等（店子加盟店）との間でオーソリ手続に必要な情報をやり取りするシステムを構築しており、このシステムを使ってカード発行会社からの販売承認を取り次ぐ(96)。カード会員の支払方法は、一回払いのみである。

そして、販売業者等は、加盟店管理会社に（決済代行会社を経由して）販売代金の請求を行い、加盟店手数料を控除した額の支払を受け、この金額から決済代行関係の手数料を控除した残額を店子加盟店に支払う（〔**図表 7**〕⑨⇒⑫参照）。

加盟店管理会社は、支払ったカード会員の利用代金相当額の決済を国際ブランドに請求し、カード発行会社は、加盟店管理会社からのデータをもとにインターチェンジ払戻費用を控除した金額を国際ブランドに決済し、精算を完了する（〔**図表 7**〕⑬⇒⑯参照）。

国際ブランドは、この決済に際して、双方のカード会社からボリューム・フィーとして決済額に対する一定比率の費用を、また、スイッチング・フィーとして１件当たりの固定費用を徴求する(97)。

その後、カード発行会社は、カードを利用した会員に請求書を送り、利用代金相当額の弁済を受ける（〔**図表 7**〕⑯⑰参照）。

4)　四当事者以上の多数当事者型に共通の特徴

以上のような四当事者以上の当事者の参加するクレジットカードの取引においては、二種類のクレジットカード会社が登場する。

第一に、国際ブランドの会員となり、販売業者等から商品等を購入する購入者が所属するカード会社としてカードの発券、

代金の回収等のイシュアリング業務を行う「カード発行会社」（イシュア：Issuer）である。

第2に、カード会員が商品等を購入する販売業者等と加盟店契約を締結し、利用代金の立替払い等のアクワイアリング業務を行う「加盟店管理会社」（アクワイアラ：Acquirer）である。

この二つのクレジットカード会社が取引において同一となる場合を「オンアス取引」といい、異なる場合を「ノン・オンアス取引」または「オフアス取引」と呼んでいる(98)。オンアス取引の場合は、三当事者型と同様にCAFISやCARDNETといった国内の加盟店とカード会社を接続する国内決済処理ネットワークを使用して、自社だけで取引が完了するので、国際ブランドを経由した決済にはならない(99)。したがって、オンアス取引以外は原則国際ブランドを経由した取引であり、そこには2種類のクレジットカード会社が介在する。

なお、これらのクレジットカード取引に参加するには、四当事者・提携型を除き、国際ブランドカードを発行する必要があるが、三当事者型専門のクレジットカード発行会社のなかには、国際ブランドカードの発行権がなく、その発行権を有する会社（プリンシパルメンバー:一次カード会社）と業務提携を行い、国際カードを発行する会社（これを「二次カード会社」という）があり、国際ブランドとの提携がなくとも、国際カードを発行することで、実質的に国際ブランドの決済システムを利用することができる(100)。

このように、それぞれ独立したクレジットカード会社が①「カード発行」、②「カード代金の回収」、③「加盟店の獲得」、④「利用代金の加盟店への支払」といったクレジットカードシステムの一部を分担しており、多数当事者型においては、これらの機能を分担したクレジットカード会社が複数登場する点が共通する特徴である。

（3）　多数当事者型カード取引の諸類型

1）　【四当事者・提携型】

以上のように、国際カードを使用する多数当事者型取引においては、国際ブランドとカード発行会社や加盟店管理会社との提携の程度、カード発行会社と加盟店管理会社間の契約の有無、国際ブランドのカード発行の有無により、様々な形態がある。ただし、第1類型【四当事者・提携型】については、カード会社どうしに提携関係があり、互いの加盟店に関する情報の把握を行うこと、もしくは提携する他のカード会社を通じた監督が可能と考えられ、したがって、実質的には【三当事者型】と同様と解される。

2）　JCB, American Express, Dinner's Club

JCBは、国際ブランドではあるけれども、VISAやMasterCardと異なり、自ら国内でカード発行業務を行っている。また、加盟店との契約においても、提携するカード会社だけでなく、自らも加盟店契約を締結している(101)。

また、American ExpressやDinner's Clubは、原則としてマンスリークリア式のクレジットカードを発行している。しかし、American ExpressやDinner's Club の発行するカードは、国際的にはチャージカードと呼ばれており、諸外国の消費者信用法制やわが国の割賦販売法の規制の対象にはなっていない。これらの会社と提携して国際カードを発行する国内カード発行会社は、自社またはその国際ブランドと提携する加盟店でしか利用ができない。

このように、JCB、American ExpressやDinner's Clubは、国際ブランドカード会社であるものの、「加盟店および消費者

の両者と直結し、仲介を必要としない、クローズド・ループの決済システムを運営」しており(102)、これらのカード会社、もしくはこれらの国際カード会社と提携するカード会社が発行するカードのカード会員については、上記【四当事者・提携型】と同様、決済代行会社が介在する場合を除き、関係するすべての当事者との間に契約関係があり、したがって、その法律関係については、やはり【三当事者型】の延長として捉えることが可能である。

3)　VISA、MasterCard

これに対して、VISAは、「複数の組織が参加するシステムであるオープン・ループ決済ネットワークを運営」し、カード発行会社と加盟店管理会社をつなぎ、「これらの間の情報および価値の交換を運営する」、「当社は、消費者に対してカードの発行、信用供与または手数料や利子の徴収、査定もしくは設定を行うことはない」とする(103)。

また、VISAに対抗して存在する国際ブランドのMasterCardもVISAと同様な仕組みである(104)。

この二つの国際ブランドは、自らクレジットカードの発行も、加盟店の獲得も行わず、カード利用者からも、カード加盟店からも、自社ブランドを冠したカード利用に伴う費用を一切徴収していない。

この二大国際ブランドは、金融機関（クレジットカード会社を含む）とライセンス契約を締結し、国際ブランドの有する商標や名称などの知的財産権の使用を認め、金融機関等に対しては、国際ブランドの定める規則の遵守を求め、所定のBIN(Bank Identify Number)を使用した決済ネットワークの利用を可能にし、同一ブランド間におけるクレジットカード利用の利便性を増加させる一方、きわめて多数の金融機関・カード関係当事者

の決済システム利用を可能としている(105)。

しかも、国際カードの取引において、VISAおよびMasterCardの取引は、会員数・利用額ともに全世界で7割を超えるシェアを占めている(106)。

それゆえ、今日の多数当事者型カード取引の法的性質・法的構成を考える際には、VISAおよびMasterCardが関係・関与する【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】の取引類型を念頭に置いて検討することとしたい。

2. 関係当事者間の相互の契約関係

(1) カード会員と関係当事者の関係

VISA、MasterCardという国際ブランドのオープン・ループ決済システムを利用する多数当事者型取引における当事者の関係は、カード会員の側面から見ると、以下のようになる。

1) カード会員とカード発行会社との関係

カード会員とカード発行会社との関係の関係は、会員規約でその内容が定まっている。三当事者型クレジットカードの場合と比較すると、利用できる販売店の範囲と返済方法に関して違いがある以外は、基本的に同じである。

このうち、【四当事者・加盟店開放型】では、国内決済処理ネットワークを主に使用している場合は、カード利用代金の支払方法が所属加盟店管理会社との契約に応じて選択できるが、そうでない場合は、1回払いしか利用できない。

これに対して、【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、1回払いのみの利用しかできない。なお、会員規約の法的性質が、利用する加盟店とその加盟店管理会社との加盟店契約の規定に応じて、変わる場合がある。

2)　カード会員と販売業者等（店子加盟店）の関係

カード会員と販売業者等（店子加盟店）は、商品の売買またはサービスの有償提供に係る役務提供契約を締結する直接の当事者である。

販売業者等（店子加盟店）は、カード会員が所属する国際カードブランドを表示して、カード会員のクレジットカードによる決済が可能なことを掲示しているが、実際には、カード会員の所属するカード発行会社の加盟店ではないことが多い。販売店および加盟店管理会社とカード発行会社とその会員が異なる国に属している取引(cross border transaction)も認められている(107)。

店子加盟店は、カード利用代金を「包括加盟店」「決済代行会社」の加盟する加盟店管理会社から「包括加盟店」「決済代行会社」を経由して受け取るので、カード会員に渡されるカードの売上伝票（CAT ジャーナル等）には、「包括加盟店」「決済代行会社」名が加盟店として表示され、実際の取引の相手方である店子加盟店は、原則として表示されない(108)。

店子加盟店が大規模商業施設内に所在する場合や、ネットモールの店子である場合は、カード会員には違和感はないと考えられるが、一般のインターネット取引の場合は、カード会員には、店子加盟店の存在が不明確で、「包括加盟店」「決済代行会社」との関係が不明となると考えられる。カード会員は、1 回払いのみの支払方法となる。

3)　カード会員と包括加盟店等との関係

取引相手の店子加盟店が、包括加盟店である大規模商業施設やインターネットモールの出店業者である場合、カード会員は包括加盟店についての認識は可能であるものの、カード会員と

包括加盟店は、売買契約・役務提供契約の直接当事者の関係には立たない。

ただし、包括加盟店が「場所貸し」等を行い、大規模就業施設またはネットモールとして一体的な運営を行うことで店子加盟店の営業が可能となっているケースにおいては、包括加盟店が営業者としてカード会員と直接取引を行っていると構成することは可能であり、商法 23 条の名板貸の責任を追及できる場合も考えられる(109)。

これに対して、決済代行会社に関しては、通常その存在はカード利用時には明らかではないことがほとんどあり(110)、カードの売上伝票、またはカードの利用明細書に加盟店として記載されることで、初めてカード会員に認識されることになる。

4) カード会員と加盟店管理会社との関係

加盟店管理会社が国際ブランドと提携していることで、カード会員は、カード発行会社の提携する国際ブランドマークを掲げた店子加盟店での決済にクレジットカードを利用できる環境にある。しかし、カード会員と加盟店管理会社には直接何も関係がない。

加盟店管理会社は、カード会員のカード情報と利用情報を包括加盟店または決済代行会社に設置するカード情報を読み取る決済端末を通じて取得し、国際ブランド経由でカード発行会社に通知し、その販売承認の連絡を受ける。承認により、カード会員のカード利用代金は、加盟店管理会社から包括加盟店等に支払われることが確定する。この支払は、加盟店管理会社と国際ブランド、国際ブランドとカード発行会社間の清算の時期とは別に、加盟店管理会社と包括加盟店等との直接の契約に基づき支払われる。

5)　カード会員と国際ブランドとの関係

VISA、MasterCardは、カード発行業務を行っていない。したがって、カード会員とは何らの契約関係、債権債務関係がない。また、これらの国際ブランドは、カード会員のクレジットカード取引の内容にも関与しない。そのため、これらの国際ブランドに関しては、カード会員が利用した代金の清算・決済につき、何らの法律的な構成も提示されてはいない。

(2)　カード会社と関係当事者の関係

1)　カード会社と国際ブランドとの関係

VISA、MasterCardといった国際ブランドは、提携契約を締結したカード会社(「プリンシパルメンバー」「一次カード会社」と呼ばれる)に対して、国際ブランドマークを使用するライセンスならびに決済処理システムにアクセスするライセンスを与えている(111)。一方、ライセンスの付与に伴い、カード会社には、国際ブランドのルールやレギュレーションを遵守すべき義務が発生し(112)、ブランドの定めるレギュレーションに基づき、カード会社として、決済システムの利用に係る手数料として、ボリューム・フィー、スイッチング・フィーを負担することになる。

これらの点に関しては、当該加盟店を管理する加盟店管理会社から受け取るインターチェンジ・フィーに関する規定、利用代金の清算や通貨交換(為替)についてのルール、加盟店管理会社として加盟店に国際ブランドマークのあるクレジットカードの受入義務、請求金額の相違等の場合のチャージ・バックに関する規定、カード会社間の代金精算に関する相違のある場合のアービトレーション(裁定手続)に関する膨大な規定(ブランドレギュレーション)が定められている(113)。

これに対して、国際ブランドとのライセンス契約がなく、国際ブランドマークを冠したクレジットカードの発行を認められていないカード会社（二次カード会社）も存在する。

二次カード会社は、カード発行権のあるメンバーシップカード会社と提携して、国際ブランドマークを冠したクレジットカードを発行するものであり、一次カード会社であるカード発行会社と国際ブランドの提携関係に依拠しているだけであって、国際ブランドや、他の一次カード会社、加盟店管理会社とは、間接的にも関係が希薄である。なお、二次カード会社は、加盟店管理会社にはなれない。

こうした二次カード会社は、有力一次カード会社のブラザーカンパニーやフランチャイズとして、国内だけで150社を超えており(114)、この場合の取引も多数当事者型クレジットカード取引の一類型をなしているとみることができる。

2）　カード発行会社と加盟店管理会社の関係

そもそも国際ブランドは、歴史的には、当初は非営利団体であって、この決済システムに参加するカード発行会社と加盟店管理会社の中から、プリンシパルメンバーを選任し、地域ごとに設定された理事会の構成員として、手数料体系の決定などの運営をまかされていた(115)。

しかし、その後、国際ブランドは、訴訟リスクの回避や資金調達等を目的に株式会社化され、MasterCardは2006年に、VISAは2008年に、それぞれニューヨーク証券取引所に上場している(116)。したがって、現在は、世界のカード会社は、国際ブランドの決済ネットワークを利用する顧客同士という関係にある。

カード発行と加盟店獲得できるカード会社は、国際ブランドの提供する決済ネットワークを利用できるライセンス契約の下

で、ブランドの定めたルールやレギュレーションの下で、互いの国際ブランドのカード会員のカード利用と加盟店の売上代金の計算に基づき、これを清算する決済手続をその決済ネットワークを利用して行う(117)。なお、ライセンスを受けた金融機関の中には、カード発行業務のみを行う金融機関、逆に加盟店獲得のみを行う金融機関等が含まれている。

精算に関する規定は、VISA では、加盟店管理会社の情報に基づき、カード発行会社は承認したカード会員の利用代金を国際ブランドに支払うことになるが、これに伴って加盟店管理会社は、ネットワークに参加する金融機関間の売上交換手数料としてのインターチェンジ払戻手数料(IRF: Interchange Reimbursement Fee)をカード発行会社に支払うこととされている(118)。なお、この場合、加盟店が、インターチェンジ払戻手数料をカード発行会社に直接支払うことはない。加盟店は、加盟店管理会社と合意した「加盟店割引」または、「加盟店割引率」を加盟店管理会社に支払うものとされ、その額や率の決定と受領につき VISA や MasterCard が関与することはない(119)。IRF は、国際ブランドを経由して、カード発行会社に支払われるが、ブランドに支払うその他費用（他の電子決済分を含む）とともに、カード発行会社の代金支払との相殺により清算される(120)。

なお、請求額や利用状況等について会員から疑義の申し出があると、カード発行会社は、伝票請求により内容を確認する。誤った請求や商品未納などの会員請求が困難な売上データがあればチャージ・バック（売上取消）により、支払済みの代金を取り戻すことが可能である。これに、加盟店管理会社が応じないときには、アービトレーション（裁定手続）により、国際ブランドの審判を受けて解決できる手続を利用できる(121)。

3）　カード発行会社と包括加盟店・決済代行業者との関係

カード発行会社と包括加盟店・決済代行業者との間には直接の契約関係がないため、カード会員のカード利用に伴う承認手続と加盟店管理会社から国際ブランドを経由した立替金等の請求に伴い、包括加盟店・決済代行業者の名称、取引金額、取引年月日、加盟店の業種区分などの情報を得ることができるが、その所在地、代表者等の情報、営業内容、電話番号等の情報を取引時に知ることはできない(122)。また、包括加盟店・決済代行業者の傘下の店子加盟店は、正式な加盟店ではなく、【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】においては、カード発行会社は、データのやりとりを、包括加盟店との間で行うので、個々の店子加盟店の存在の有無自体が、カード発行会社には不明である。

4）　加盟店管理会社と包括加盟店等の関係

加盟店管理会社と販売店との間においては、国際ブランドの定める取扱規則に則った加盟店契約が締結され、加盟店は、国際ブランドが表示されたクレジットカード、デビットカード、プリペイドカードを受け入れる義務を負う代わりに、加盟店管理会社から、会員の利用額の支払を受け取るとともに、加盟店割引料（加盟店手数料）を支払うことになる。この加盟店契約は、加盟店管理会社の営業する国や地域に存在する販売店に限定されている。

しかし、インターネット取引の場合は、自国内のほか、海外の事業者との提携が可能とされているので、海外の加盟店管理会社がわが国内の包括加盟店・決済代行会社と契約することができる。国内に店子加盟店のリアル店舗がある場合は、原則として、加盟店管理会社は国内会社で包括加盟店・決裁代行会社も国内事業者であるのが国際ブランドのルールである。

もっとも、加盟店管理会社、包括加盟店・決済代行会社がいずれも海外事業者の場合においても、国内法人を設立してエステティックサロンなどと提携している例があるという(123)。加盟店管理会社と包括加盟店との間には、加盟店契約が存在し、ケースによっては、加盟店管理会社との関係では包括加盟店が店子加盟店の立替金等の受領権限の委任を受けていることもある（「代理方式」などと呼ばれる）。

包括加盟店は、店子加盟店の売上伝票を作成するとデータ送信等により、加盟店管理会社に送り、立替金を請求する。加盟店管理会社は、これらのデータをオンアス取引、ノン・オンアス取引に分け、更にノン・オンアス取引は、国内分と海外分に分けられ、カード発行会社に送られ、立替金が回収される。

この場合、包括加盟店等への立替金から控除される加盟店手数料は、自社加盟店における自社カード会員の利用であるオンアス取引の場合は、すべて加盟店管理会社が受領するが、他社発行カードの会員の利用分であるノン・オンアス取引の場合、VISA ブランドのときは、そのうち一定割合をイシュアにインターチェンジ手数料として支払う。MasterCard ブランドのときは、売上金に対する固定料率を支払う(124)。したがって、MasterCard の場合は、加盟店手数料率が固定料率より低い場合は、加盟店管理会社の加盟店手数料収支は赤字になることがある。

（3） その他の当事者関係

1） 国際ブランドと加盟店の関係

国際ブランドは、イシュアと加盟店管理会社の間に決済・精算のシステムを利用しているが、国際ブランドを冠したステッカーなどを表示して商品の販売・役務の提供を行っている個々

の加盟店との間に、直接の法律関係は存在しない。国際ブランドは、個々の加盟店に対して、加盟店管理会社からの代金の決済を直接保証しているわけでもない(125)。しかし、国際ブランドの側では、このようなリスクが最小化するように、提携先カード会社の財務の健全性、経済的・政治的環境要因や基準の遵守状況などをモニタリングしている(126)。

2) 包括加盟店・決済代行会社と店子加盟店の関係

包括加盟店が大規模商業施設運営会社やインターネットモール運営者の場合は、その出店契約・加盟店契約等の契約関係があり、その契約を背景に加盟店管理会社との包括加盟店契約があり、ケースによっては、加盟店管理会社との関係では包括加盟店が店子加盟店の立替金等の受領権限の委任を受けていることもある。このような場合は、店子の販売に包括加盟店が共同責任を負っている場合が多いとされる(127)。

なお、決済代行会社が加盟店管理会社と加盟店契約している場合は、店子加盟店との間に、クレジット・システムを利用させる旨の契約があると考えられる。この契約においては、カード会員の利用代金について、加盟店管理会社から立替金等を受け、そこから手数料を差し引いて店子加盟店に引き渡すほか、初期加盟料、システム構築料、一定の月会費、一決済毎のトランザクション手数料などを得ることで、利益を得ているようである(128)。

なお、【四当事者・加盟店開放型】では、包括加盟店・決済代行会社も国内事業者であるが、【四当事者・国際カード型】では、包括加盟店・決済代行会社が海外事業者、店子加盟店が海外事業者の場合と国内事業者の場合がある。【多数当事者型】では、包括加盟店・決済代行会社は海外事業者または国内事業者で、店子加盟店が国内事業者の場合が一般的であろう。

いずれの形態でも店子加盟店は、加盟店管理会社との直接契約はないが、包括加盟店・決済代行業者の仲介により、クレジット取扱いに関する加盟店の義務を二次的に遵守することが求められている。

万一、店子加盟店が売買契約上の義務を履行しない等の問題が生じた場合に、加盟店管理会社から、加盟店契約違反、立替金等の返還請求、チャージ・バック請求を受ける相手方は、包括加盟店・決済代行会社となる(129)。

3)　二次カード会社と他の当事者との関係

二次カード会社は、国際ブランドの正規メンバー（プリンシパルメンバー）との契約に基づき、国際決済システムに参加しており、国際ブランド、加盟店管理会社、決済代行会社からみると、二次カード会社の発行するカードは、正規メンバーの発行するカードとして扱われる。その結果、各当事者の関係は、イシュアに準じて、最終的には、イシュアと二次カード会社の内部の契約関係で処理されることになる。

3．多数当事者型クレジットカード取引の特徴とその性質

（1）　三当事者型クレジットカード取引との相違点

三当事者型クレジットカード取引に関しては、この取引形態が、相対関係である二当事者型の取引に、独立の信用供与機関が介入したことにより、販売店側の事情で販売機能と信用機能を分化させているにすぎないと理解して、売買契約の不成立・取消し・解除・商品の瑕疵・債務不履行など、二当事者間では当然抗弁をもって対抗できる事由について、三当事者型カード取引にも同様に成り立つと考えてきた。

しかしながら、そこで念頭に置かれていたのは、販売業者と

の関係がより緊密な個別与信型のクレジット取引であった。クレジットカード取引に関する従来の判例分析においても、検討の対象となっていたのは、個別与信型の前身ともいえる旧来のチケット取引の事案であり、そのため、現在の取引の実態に関しても、旧来の個別与信型と同様と説明するものが散見される(130)。

一方、割賦販売法における抗弁権創設の根拠の解説においても、規制の対象となる総合割賦購入あっせんについては、当然のごとく三当事者型カード取引を前提として説明がなされており(131)、日本のクレジット取引の歴史的な流れとは断絶した形で、新たにアメリカから移入された今日の四当事者型のクレジットカード取引を念頭に置くものではなかった(132)。

だが、前節の【図表 3~6】で見たように、四当事者以上の多数当事者が関与するクレジットカード取引においては、カード会員が利用する販売店とカード発行会社との間には、加盟店契約その他の直接的な契約関係がなく、【図表 5~6】では、加盟店管理会社との提携契約も存在しない。カード利用代金の販売店への支払は、加盟店管理会社の締結する加盟店契約に基づいて行われているだけであって、国際ブランドは、加盟店に対してその支払に責任を負っているわけでもない。国際ブランドがカード発行会社と加盟店管理会社間の清算に決済システムを利用させているだけである。また、カード発行会社は、国際ブランドを経由してカード会員に対する請求権を獲得するが、これにより、国際ブランドに対する支払義務を負うだけであって、加盟店管理会社に直接の債務を負担するわけではない。加盟店管理会社は、カード会員会社に直接の請求権を獲得するのではなく、国際ブランドに対する請求権を有するだけである。

また、三当事者型カード取引では、加盟店と契約しこれを管理する機能と会員と契約し代金を請求する機能は一つのカード

会社が保有していたが、これに対して、多数当事者型のノン・オンアス取引では、関与するクレジットカード会社がそれぞれの片方の機能しか使用しない取引となっている。また、中には、加盟店獲得のみを行う専門業者、またはカード発行のみしか行わないカード発行会社が存在している現状にあり(133)、もはや、カード発行会社にとっては、三当事者型カード取引と同じ取引とはいえない状況にある。

さらに、国際ブランド決済システムを利用する多数当事者型のクレジットカード取引については、三当事者型カード取引と違い、クレジットカードによる決済方法が1回払いしか用意されておらず、後に詳しく述べるが、この決済システムは、国際ブランドマークの付与されたブランドデビットカード利用による即時決済やブランドプリペイドカードによる前払式支払手段としての決済と同様に機能しており(134)、カード発行会社とカード会員間の決済方法には無関係という点が、三当事者型カード取引との決定的な違いともいえる。

要するに、今日主流の四当事者以上の多数当事者型カード取引は、これまでの分析対象であった三当事者型カード取引とは、大きく異なっている。にもかかわらず、これまでの分析手法は、従来の三当事者型カード取引を類推・拡張する方法で、多数当事者型カード取引の法構造を理解しようとするものであって、三当事者型とはまったく異なる歴史的経緯を有する多数当事者型カード取引の独自性に着眼した分析が十分になされているとは言い難い(135)。

(2) 多数当事者型クレジットカード取引における取引内容の変化

以下、四当事者間以上のクレジットカード取引の法的性質を分析する前提として、最近のクレジットカード取引をめぐる新

たな取引の実情について見ておこう。これは、四当事者型となったためだけではなく、クレジット利用の局面が大幅に拡大したことに起因し、従前なら予想できなかった分野で、クレジットカードが利用できるようになったために生じた問題である。

まず、第1に、クレジットカード取引が売買契約や役務提供契約における代金や対価の決済など私債権分野の決済にとどまらず、公金決済に利用が拡大していることが挙げられる。

現在、固定資産税・都市計画税、市町村・県民税、自動車税などの地方税、国民年金保険料、健康保険料、介護保険料等の保険料、保育園保育料、霊園管理料、水道料など地方公共団体や地方公営企業法の適用団体の利用料・手数料の支払など公金決済に使用され、生命保険料や共済掛金の支払など、多種多様な資金決済に利用されている。また、政治家への寄付金、社会福祉法人や公益財団法人への募金、ふるさと納税のための寄付や事業特定寄付など、カード利用者の債務に該当しない決済に利用されている。また、ラスベガス、マカオ、韓国などのカジノでは、ショッピング枠でチップが購入できるなど、立替払や債権譲渡の対象となるのか疑問があるものまでも決済の対象となっている。

第2に、加盟店相互開放が進むとともに、国際ブランドの介在により、立替払構成をとるカード会社の加盟店で、債権譲渡構成をとるカード会員がカードを利用することが生じ、またその逆も生じることが通常となっている。つまり、カード発行会社と会員との間では、加盟店から債権譲渡を受けることを会員から承諾を受けているにもかかわらず、実際に利用する販売店とその加盟店管理会社間の加盟店契約では立替払構成となっていることがあり、この場合は、当該加盟店にはカード売上代金を債権譲渡する意思を有しないことになる。また、海外の販売店に関しては、どのような法形式で海外の加盟店管理会社が加

盟店契約を締結しているのかが、カード発行会社としては、把握できないという問題点がある。また、公債権における利用に関しては、その加盟店契約や委託契約において、収納（代行）業務、徴収代行業務と位置づけられるなど、カード決裁の実務では、様々な法律構成が混在している状況にある(136)。

第3に、ショッピング利用の一つの形態として、クレジットカードに紐付けられたカード発行会社以外の者が発行する国内の前払式支払手段であるプリペイドカードの資金充当のために利用され、本来想定される代金決済前に資金が移動している実態がある。

また、オープン・ルーフ決済システムの下で、現金による資金充当、すなわち、即時払いのデビットカード(Debit Card)、請求処理後に口座から引き落とすディレイド・デビット(Delayed Debit)（チェック・カード）、前払方式のVISAプリペイドの決済がクレジットカード決済と同じ決済システムのなかで利用されており、現在では、一枚のカードでクレジットカードとデビットカード、またはプリペイドカードとして利用されている状況にあり(137)、その区分は、カード発行企業とカード会員との契約内容によるだけであり、加盟店管理会社や販売業者などの他当事者は、最終的な決済方法を知ることなく、また、区分することなく、取り扱っている状況にある(138)。

つまり、従来型の三当事者型カード取引においては、厳密に有因取引として取り扱われ、それ故に、密接な関連性を有する原因取引における抗弁を保護する方向で、法規制が行われていたが、現状の多数当事者型取引においては、有因取引の他に、様々な無因取引が取り扱われ、何ら区別することなく、同じスキームの中で扱われている状態にあるといえる。

（3）　カード会員規約等の変化

上記のような多数当事者型クレジットカードにおける取引内容の拡大と変化は、会員規約にも大きな影響を与えている。

たとえば、債権譲渡構成を採っていたカード発行会社の会員規約[139]では、以下のように複雑化している。

> 会員は、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号に予め異議なく承諾するものとします。
> (1)　当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡すること、または、当社が当該加盟店に立替払いすること。この場合、当社が適当と認めた第三者（本号では提携カード会社および海外カード会社を除く）を経由する場合があります。
> (2)　提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡しまたは提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること
> (3)　海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し、または海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし（これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること

本規定では、債権譲渡取引に立替払取引が混在し、第三者である国際ブランドの決済機構や包括加盟店、決済代行会社を経由した決済が行われることが明示されるなど、加盟店との代金支払に複雑な資金の流れがあることが明記されている。

そこで最近のクレジットカード各社の会員規約を整理してみると、

① 原則立替払方式。一部指定する加盟店については債権譲渡方式[140]

② 立替払と債権譲渡の併用方式[141]

③ 立替払方式のみ[142]

④ 債権譲渡方式のみ[143]

⑤包括的に権利取得するもの[144]

の 5 種類に分類することができる。

つまり、最近では、単純に債権譲渡方式、立替払方式と呼べない会員規約になっているのである。⑤のように、債権譲渡や立替払いだけでなく、その他の手段方法を用いて、最終的にカード発行会社が会員に対する請求権を取得することを前提として、特定の法形式に限定せずに、関係当事者間の決済により行うとしている例もある(145)。

(4) 法的性質論の再検討

したがって、従来の三当事者型カード取引を念頭に置いた法律構成は、以上に述べたような、今日の日本における多数当事者型カード取引に対しては、必ずしも適合的ではない。

1) 債権譲渡型の会員規約

まず、債権譲渡型の規約に関していえば、現在では、以下のような問題点が生じている。

今日では、税金など公金のクレジットカード決済のために、地方公共団体との間で、提携契約その他の加盟店契約が締結されるが、その契約内容は、議会による承認が必要な場合がほとんどであり、既に提携交渉したクレジットカード会社との間の契約形態につき、立替払方式による旨の議会の承認が得られている場合には、後発のカード会社が債権譲渡方式で加盟店契約を締結することは、困難になっている(146)。

また、カード会員が他社の加盟店を利用した場合に、当該加盟店が立替払方式で加盟店管理会社と加盟店契約を締結していた場合には、原債権者が債権譲渡の意思を有しているとはいえないことになるから、債権譲渡構成を採ることは困難になる。

したがって、直近の会員規約では、債権譲渡構成を採用していた銀行系カード会社でも、加盟店との関係では、債権譲渡構成を維持しながらも、立替払方式を採用している他社加盟店と

の取引に備えて、立替払構成の加盟店との提携カード会社や国際ブランドを経由した取引に関しては、立替払方式で対応できるように提携カード会社との関係では債権譲渡と立替払いを併用しているところが多い(147)。

なお、【四当事者・提携型】のように、加盟店管理会社と提携関係のある場合には、債権譲渡構成をそのまま維持できるが、これに対して、【四当事者・海外型】および【多数当事者型】の場合においては、加盟店管理会社と店子加盟店・決済代行業者との法律関係が不明であることへの不安が生じる(148)。また、プリペイドカードへの前払いとしてのバリューの補充にクレジットカードが使用される場面においては、加盟店であるプリペイドカード事業者は利用者の希望する任意の時期より先に前払いを受ける立場であることから、カード利用者にチャージ相当額の直接請求権を有しているとはいえず、カード会社が代わりに前払いしていると構成するのかが問題となる(149)。もっとも、プリペイドカード事業者は、カード利用者がクレジット利用する場合に限って、本来利用者が入金すべき現金を利用者に代わって立替払いしており、その立替金請求権をカード会社に対して譲渡するという構成なら、債権譲渡構成も成立すると考えられる。

また、多数当事者型では、カード発行会社が会員に対する債権の譲受けを申込みする意思表示として、国際ブランドを経由してカード利用時の販売承認の通知をしているとみれば、加盟店契約がない場合でも、加盟店管理会社がカード会員に対する代金債権を店子加盟店から決済代行会社を経由して何らかの手段で債権を取得しているわけであるから、国際ブランド決済システムを利用して、これに応じてカード発行会社に債権譲渡しているとすることは、対抗要件の具備の問題点を除き、債権譲渡構成は成り立っているといえる。

ところで、多数当事者型の場合、包括加盟店や決済代行会社は、通常加盟店管理会社から譲渡債権の代金相当額の支払を受けた後に、店子加盟店に支払うことになるが、店子加盟店は、カード会員に対する請求権を、カード発行会社からの承認連絡を決済代行会社等から受けて免責したことになるのか、それとも決済代行会社等が支払うまで併存的に保持しているかが問題になる。

また、決済代行会社等が倒産して、債権譲渡代金相当額の支払を店子加盟店が受けられなかったときでも、カード発行会社は、実際には加盟店管理会社との清算は終了しているので、カード会員に対する請求権を加盟店管理会社から債権譲渡を受けているとして、そのままカード会員に請求することになる。一方、店子加盟店でも、通信販売や利用者登録を伴う取引等カード会員の情報が把握可能な取引形態であるときは、実際に代金受領をしていない場合には、債権譲渡を取り消して、カード会員に請求することが考えられるから、カード会員は二重請求を受けることになる事態も考えられる(150)。

以上に述べたような問題が、国際クレジットカード利用のほんの一部の現象であれば、これを例外的な現象と捉えて、法的性質に関しては債権譲渡構成を維持することもできるかもしれない。しかしながら、加盟店相互交流で、信販系を中心に数百万店の加盟店が立替払方式であること(151)、公金分野および電子マネーにおけるクレジットカードの利用は、現在急速に進展しており、将来さらに拡大することが予想されていることなどを考慮に入れると、国際クレジットカードに関して、従来型の債権譲渡構成をそのまま単独で維持することは、もはや困難になってきており、立替払型との併存をせざるを得ない状況にあるといえよう(152)。

2）　立替払型の会員規約

一方、立替払方式をとるカード発行会社では、上記とは反対に、債権譲渡方式で締結された加盟店契約が存在するから、カード会員の利用した加盟店は、カード発行会社から債権譲渡代金を受領する意思があるのに、立替払いになるという問題点がある。

もっとも、【四当事者・加盟店開放型】の場合には、加盟店契約が債権譲渡構成の加盟店でのクレジット利用の場合であったとしても、カード会員の利用した販売店に対する債権譲受の対価は、カード会員の所属するカード発行会社ではなく、その販売店と加盟店契約を締結している別のカード会社が立替払いにより弁済するので、特に問題がない。

同様に、多数当事者型においても、販売店と加盟店管理カード会社の契約がどの様な法律構成によるかに無関係に、国際ブランドが加盟店管理会社に支払った代金相当額は、本来会員が支払うべき債務に他ならないことから、その債務を国際ブランドに立替支払したという構成は、可能である。したがって、立替払構成を採る場合も、国内の債権譲渡構成を採る加盟店契約に対応するため、債権譲渡との併用となることは避けられないが、債権譲渡方式より問題は少ない。しかし、カジノでのチップの購入や現金との交換、寄付金・募金に関しては、債権譲渡説同様、債務と捉えられない以上、履行の引受、債務引受とも説明は困難である。

3）　無名契約型の会員規約

国際ブランドの介在する多数当事者間取引では、国際ブランドがオープン・ルーフ決済システム(VISA Net・Banknet)に参加するカード発行会社のカード会員の取引を認証したうえで、承認された会員の最終的な取引データを加盟店管理会社からカ

ード発行会社に送信し、カード会員の口座に記録し、手数料を計算し、決済通貨に換算して、総収益の計算、確定、報告、移動を行う（決済）手続をすることを、ルールとして定めているだけである(153)。

これを「国際ブランド決済」と呼んでいるだけで、国際ブランドにおけるクリアリングと決済手続の法的性質は明確ではないけれども、国際ブランドが加盟店管理会社に対し決済金額を振り込み、カード発行会社の口座から決済金額と手数料の引落しが同時的に行われており、また、メンバー会社は両方を兼ねている場合が多く、支払清算分と売上精算分を通算して差額を決済していることから(154)、その法律構成に関しては、国際ブランドによる債務引受（免責的債務引受）と理解するのが妥当と考える。

なお、VISANet や Banknet を使用しないで、各地域や国で構築された独自のローカル決済ネットワークが使用されていることもある(155)。わが国では、【四当事者・国際カード型】については、国内決済ネットワークとして NTT データの運営する CAFIS や CARDNET、GP ネットなどを利用しており(156)、クリアリング業務に関しては、Operation Center Asia Pacific や MasterCard Japan をクリアリングセンターとしてデータ交換を行っているのが、これに該当する(157)。なお、VISA の場合には、国内取引でも Operation Center Asia Pacific から VISANet に接続されており、さらに複雑になっている(158)。

このような実態を踏まえ、現在の銀行系カード会員規約の中には、三井住友カードのように、「商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。」と記載するものがある(159)。そして、法的根拠については、①債権譲渡を受ける、②立替払いする、

③提携先カード会社が債権譲渡を受けたものに対し立替払いする、④提携先カード会社が立替払いしたものに対し、立替払いする、⑤提携先カード会社が第三者経由で債権譲渡を受けたものに対し立替払いする、⑥提携先カード会社が第三者を経由して立替払いしたものに対し、立替払いする、⑦提携先カード会社が債権譲渡を受けたものに対し第三者を経由して立替払いする、⑧提携先カード会社が立替払いしたものに対し、第三者を経由して立替払いする、⑨提携先カード会社が第三者を経由して債権譲渡を受けたものに対し第三者を経由して立替払いする、⑩提携先カード会社が第三者を経由して立替払いしたものに対し、第三者を経由して立替払いする、という 10 通りもの組み合わせを規定している。

また、オリコカードでは、「会員は、カードを提示する方法や、カード番号その他の所定のカード情報を加盟店に通知する方法で、加盟店から商品を購入したり、サービスの提供を受けることができます。」としたうえで、法的根拠を明確に区分しないまま、立替払いや直接または間接の債権譲渡の方法で会員に対する請求権を取得するとしている。

会員は、国内外の様々な加盟店において利用するから、その支払を法的に明確にして請求するとなると、一つ一つの取引は多種多様であり、その結果、どのような法律構成の下でカード会社に請求権が発生したかを訴状等に逐一明記しなければならないことになるが、膨大で複雑な取引が行われる国際カード取引では、それらを正確に記載することは困難である。

したがって、前記のように、あらゆる組み合わせを記載するか、ある程度包括的、概略的に記載するかで対応せざるを得ないと考えられる。

そのため、学説の中には、統一的な一個の新たな契約類型として、「クレジットカード取引」という「新しい独自の契約」

類型（＝無名契約）と考える見解もある(160)。

4）　小括

なお、こうした無名契約構成に対しては、かつて清水教授より、加盟店契約における会員、加盟店、カード会社の権利・義務関係の規定が不十分であるという批判がなされていた(161)。

しかしながら、これは、加盟店契約が現在のように整備されておらず、カード会員規定の内容も雑多な状況にあった当時での批判でしかないと考えられる。現在の国際カード取引においては、個別の加盟店管理会社の加盟店契約においては、債権の発生、効力、免責、解除や無効、終了といった詳細な規定が国際ブランドのルールブックの記載内容を反映したものとなっている。販売店との直接の加盟店契約がなくとも共通のシステムインフラの下で、国際ブランドの規定により、加盟店管理会社が信用販売の方法、加盟店地位の譲渡禁止、商品等の引渡義務、割引料の支払、信用販売の取消と加盟店による買戻し、信用販売の停止などの規定が明確にされている。また、加盟店の相互開放の定着により、国際カードの取扱いルールは、各ブランド傘下の加盟店管理会社による加盟店契約において各加盟店管理会社によって実質的な差がない状況になっている(162)。

また、カード会社とカード会員の国際カードに関する規約は、①カード会員（またはその代理人）がカード会社および国際ブランドの認める販売店に対しカードを提示し、売上票に署名もしくは、暗証番号を入力することによって、当該販売店に対する代金の支払義務を免れる代わりに、カード発行会社に免除額相当額の支払義務が発生する取引であって、②カード会社は、国際ブランドの定める規定にしたがって、カード会員が利用した販売店に国際ブランド決済システムを利用して精算すること

により、カード会員に対する請求権を取得する。③カード会員は、指定日にカード利用代金を返済し、④返済を怠らない限り、利用限度額の範囲内で繰り返し利用できる。⑤購入商品については、代金支払までカード会社が所有権留保し、⑥盗難、紛失による無権限者のカード利用、見本・カタログ等との相違など一定の場合に、カード会員は支払義務を免れ、⑦返済の遅延や破産等の信用棄損行為等によって基本となる会員規約が終了する、というものである。

このように、国際ブランドマークが搭載された国際カードでは、国際カード取引の基本となる加盟店契約及び会員規約が基本的な契約として機能しており、ブランドごとの共通精算システムを用いて取引され、VISA も MasterCard も基本的な仕組みは変わらないとすれば、現在では、その批判は当らないと考えられる(163)。

国際ブランドの提供する国際決済システムのネットワークを使えば、どこでも、通貨の種類に無関係に決済できるのであり(164)、カード会員の利用データにしたがって、その代金を決済し、一方で利用した加盟店に代金が支払われ、カード会員から事前の約定に基づき返済を受けるという無名契約(「国際クレジットカード契約」)であるとの説明は、既にクレジットカード決済が社会的にも、経済的にも定着し、クレジットカード契約自体が、既に一つの法概念化、契約類型化しているような現況にあっては(165)、最も適していると考える。

なお、アメリカでは、銀行がクレジットカードを発行しているため、クレジットカード取引の法的性質に論争があり、最終的には、統一消費者信用法典(Uniform Consumer Credit Code: U3C)で、利息制限法等の適用もある「直接貸付説」が採用された。この無名契約説は、アメリカで「直接貸付説」とならんで有力な説であった「直接債務説」のほうに近いように思われる。

「直接債務説」は、「『一定の金額を自分の口座から、商品の購入またはサービスの提供を受けた加盟店の口座に移転させる』旨の意思通知(Order)を、支払銀行またはカード発行会社になし、その通知は、電子振込システムを通じて、加盟店の口座銀行に到達し、それと同時に加盟店に対して支払が行われ、一方カード所持人の口座からも引き落とされる」という現在のElectronic Transfer System に適合するとされる説とされるが(166)、国際ブランドという世界的に共通するシステムインフラを利用した一つの決済システムという観点から、改めて新契約類型としての無名契約説を評価することができるのではないかと考える(167)。

第 4 節　多数当事者型取引における抗弁接続の問題

1. 現在のクレジットカード取引と割賦販売法

前節で見たように、多数当事者型クレジットカード取引については、伝統的な三当事者型カード取引に基づく法律構成では説明が困難な部分が数多く存在する。

三当事者型カード取引では、販売機能と信用供与機能が分離し、販売業者に対してクレジットカード会社は、①「会員のあっせん機能」、②「販売業者への代金保証機能」、③「代金支払代行機能」、④「代金取立代行機能」の四つの機能を持つとされるが(168)、多数当事者型になるにつれ、クレジットカード会社の四つの機能がバラバラに他の当事者に分属することとなったことに大きな原因があると考えられる。

すなわち、①「会員のあっせん機能」②「販売業者への代金保証機能」(169)と③「代金支払代行機能」は、原則として加盟店管理会社に帰属し、①「会員のあっせん機能」の一部と④「代金取立代行機能」は、原則としてカード発行会社に帰属している（四当事者型の基本）。しかし、多数当事者型では、これらのカード会社から販売店への支払を代行する決済代行会社に②「販売業者への代金保証機能」と③「代金支払代行機能」が移転し、二次カード会社に④「代金取立代行機能」に移転するなど、クレジットカード会社の機能が更に細分化されている。また、①「会員のあっせん機能」は、実質的に国際ブランドが担っているとも考えられる。このように、現実の一つ一つのカード取引によって、国際クレジットカードシステムに関与する各当事者の関与度合いがそれぞれ異なっているため、関係各当事者間における債権の移転の法律構成を一律に説明することが難

しくなっているのである。

したがって、国際カードによる多数当事者型取引では、販売業者とカード発行会社との関係を国際ブランド決済システムの利用が必須な点と、会員規約に規定するカード会員との間の権利・義務、免責等に関する約定が国際ブランドを発行する国内カード会社ではほぼ同様な点に着目し、「国際クレジットカード取引」という新しい契約概念として説明することがより適切ではないかと考える。

ところで、現在のわが国の割賦販売法は、そもそも上記四つの機能をすべて備えたクレジットカード会社しか存在しない時代に、これを「(総合)割賦購入あっせん」業者として定義されたものである。ところが、すでに機能分化が進んだ時代の改正法であるにもかかわらず、平成20(2008)年改正では、信用供与期間を見直し、非割賦払いも含めて「包括信用購入あっせん」と再定義し、実質的に上記③「代金取立代行機能」つまり信用供与機能を持ったカード発行会社のみに、特別の規定を課したままとなっている。かろうじて、クレジットカード番号等の安全管理を目的に、上記①「会員のあっせん機能」や③「代金取立代行機能」を有していない加盟店管理会社について、「立替払取次業者」と定義し、マンスリークリア方式のカードを発行する二月払購入あっせん業者と共にクレジットカード番号等の安全管理義務を課したにすぎない(割賦販売法35条の16)。わが国では、アクワイアリング業務のみを行うクレジットカード会社は存在しないことから、このような改正でも当時は問題ないと考えられたと思われるが、海外のアクワイアリング業者と提携して実質的なアクワイアリング業務、もしくはこれに類似する業務を行う決済代行会社等がすでに存在しており(170)、クレジットカード会社の機能が細分化している現状に法律が必要な対応をしていないという点で問題がある(171)。

ところで、現在のクレジットカード取引は、そのほとんどが【四当事者・加盟店開放型】【多数当事者型】であり、カード発行会社としては、②「販売業者への代金保証機能」、③「代金支払代行機能」のほか、十分な①「会員あっせん機能」を有しないままに取引に参加しているケースの比重が増加しているだけでなく、二次カード会社の一部のように、アクワイアリング業務を行わず、最初から③「代金取立機能」のみしか有さない会社も存在し、今後もその増加が見込まれている(172)。

今まで、国際カードの利用に関しては、国際ブランドの決済ネットワークを経由するため、国内の三当事者型カード取引のように、割賦販売法の適用のある支払方法を採ることができず、1回払い専用であるため、そもそも割賦販売法の適用がなく、実際上も問題は生じていなかった。しかし、最近では、リボ専用カードや「あとリボ」を利用して事後的にリボルビング方式に切り替わる事例が増加している。同様に、国際カードの利用代金についても、リボルビング方式(173)や通常分割への切り替えが可能であることから、事後的に割賦販売法の適用対象の支払方法に切り替えた場合に、割賦販売法が適用されるか否かが問題となる。

それゆえ、今日においては、【四当事者・加盟店開放型】【多数当事者型】取引である「国際クレジットカード取引」において、割賦販売法の規定する支払停止の抗弁の適用があるかどうかを、改めて検討する必要が生じている(174)。

2. 抗弁の接続をめぐる学説の再検討

(1) 問題の所在

三当事者間のクレジット取引全般に関して、学説は、購入者の販売業者に対して有する抗弁をクレジット会社に対しても主

張できるかを論ずる際に、クレジット取引の法的性質・法律構成を論じてきた。

包括信用購入あっせん取引において、別個の独立した契約である売買契約などの契約に基づく販売業者に対する抗弁を、クレジット会社に対しても主張できる根底には、「契約の相対性の原則」の変更が是認される程度の、割賦購入あっせん業者と販売業者との間に強い牽連関係があり、購入者保護の必要性があったからだとされている(175)。つまり、クレジット・システムでは、販売機能と信用供与機能があり、通常その結びつきで利益を得ているのに、ひとたび販売機能における売買契約上の問題が発生すると、一転して両者の結びつきを否定し、「代金取立機能」を切り離して、他の機能との関係を否定することは、クレジット・システムの「好いとこ取り」であり、信義則に反する、というのである(176)。したがって、割賦購入あっせんとして誘引性が強い、二月以上、かつ3回払い以上の割賦払い（信用購入あっせんについては2月を超える信用供与）を対象として、割賦販売法において、二当事者間取引とほぼ同様の支払停止の抗弁を認める創設的な規定が設けられたわけである。

ここで、問題は、このような三当事者型に関する従来の学説の論理が、クレジットカード取引における四当事者以上の多数当事者型取引においても妥当するか、という点である。

なお、平成21(2009)年の法務大臣諮問により検討が開始された法務省法制審議会の民法（債権関係）部会では、債権法関係規定の見直しの一項目として、複数契約のうち一つの契約の不履行に基づく複数契約全体の解除や無効に関する規定を設けるべきかが検討され(177)、また、消費者が物品等購入契約を締結する際に、消費貸借契約を締結して信用供与を受ける場合に、一定の要件の下で借主である消費者が供給者に対して生じた事由をもって貸主である事業者に対抗できることを新設すべきか

どうかも検討され(178)、その成果は、平成 21(2009)年 3 月 31 日に民法（債権法）改正検討委員会が公表した「債権法改正の基本方針」において、「複数の法律行為の間に密接な関連性がある場合において、一の法律行為が無効となり、当該法律行為が無効であるとすれば、当事者がこれと密接に関連する他の法律行為をしなかったであろうと合理的に考えられるときは、他の法律行為も無効である」との原則を導入するとの提案(179)、および、第三者型信用供与契約を締結した場合に、供給契約と消費貸借契約が（経済的に）一体のものとしてなされ、あらかじめ供給者と貸主の間で一体としてなすことの同意がある場合に抗弁の対抗を認めようとの提案に結実した。

さらに、これらの提案を含め多数の提案が、法制審議会民法（債権関係）部会における 70 回にわたる審議を経て、「中間試案」の形に取りまとめられた。しかし、「複数契約の無効と解除」に関しては、同一当事者間における複数契約の解除については、「それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうちの一つの債務の不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は当該複数契約のすべての契約を解除できる」との規律の提案がされたものの、異なる当事者間の複数の契約に関して同様な規律を設けることは見送られ(180)、最終的には、民法改正の提案はなされなかった。また、消費貸借契約についての抗弁の接続を認める案に関しては、中間試案において取り上げられなかった。

しかし、この提案は、多数当事者の関与する国際クレジットカード取引に大きな影響を与えかねないものであった。そこで、以下では、割賦販売法昭和 59(1984)年改正前に抗弁権の主張を正当化する抗弁対抗理論、ならびに割賦販売法改正後の牽連関係の判定基準が、多数当事者型クレジットカード取引における

カード発行会社と販売業者についても等しく成り立つかを改めて検討する(181)。

(2) 各説の検討

以下では、売買契約等における売主に対する抗弁をクレジット契約における債権者に対応できるとする学説について、クレジットカード取引、とりわけ多数当事者型カード取引への適用について検討を行う。

1) 法的一体説

抗弁の接続に関する法的一体説は、既に見たように、百貨店が発行するチケットやクーポンによる商品販売に信販会社が代行業務で参入した歴史的経緯に照らし、購入者サイドからすれば、クレジット取引の販売業者と信用供与者とが、一体・不可分に見える点を強調することにより、信用供与者への抗弁の接続を認めるべきとする説である。同説は、①売買契約と立替払契約の一体性・不可分性にもかかわらず、売買契約の取消し等の事由がある場合に立替払契約を請求することは信義則に反するとの理由で、抗弁権の接続を正当化する見解（契約一体説）と、②売主と信用供与する販会社の法律上の地位の一体性を問題とする見解（地位一体説）に分かれる(182)。これらの見解によれば、信販会社は売買契約上の売主に対する抗弁の対抗が常に認められる(183)。

しかしながら、契約関係について経済的な一体性・不可分性が認められる者について、直ちに法的一体性を承認した場合には、履行拒絶権のみを認める割賦販売法の規定以上の責任を信用供与者負担させることになり、法の趣旨からすると過大なものとなる(184)。このほか、個品割賦購入あっせんの場合と異なり、クレジットカード取引では、カードはあらかじめカード会

員に交付され、販売業者とカード発行会社が一体と誤認されることはないとする批判や(185)、「経済的一体性の」外観が薄れることは否めないとする批判もある(186)。ましてや、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、売買契約を締結する販売業者は、カード発行会社の直接の加盟店でもないことはカード会員にとって明白であり、個品割賦購入あっせんと違い、その前提を欠き、両契約の経済的一体性を導くことは、困難と考える。

2)　善管注意義務説

善管注意義務説は、立替払契約によって、購入者から売買代金等の支払を委託された信用供与者が、委託事務の依頼が信用供与契約の主要な内容となっていることから、商品等の引渡しを確認して立替払いすべき、善良なる管理者の注意義務（民法656条、644条）を負っていると解する見解である(187)。すなわち、信用供与者には、目的物の引渡しの確認義務や、商品の問題性の有無などを確認すべき注意義務があることから、問題商法であることを知り得た場合については、同義務違反の効果として抗弁権を認め(188)、あるいは信義則違反として抗弁の接続を認める、というものである(189)。

なお、この善管注意義務の程度は、信販会社に商品に対する専門的知識がある場合を除き、通常顧客の払う注意義務と同程度のレベルとされている(190)。したがって、信用供与者が商品に瑕疵があることや販売店のサービスの提供に問題があることなどを事前に知っていた場合、その他購入者に不都合が生じることが予見できたような場合には、立替払いを停止するなどの義務がある。しかし、加盟店契約時にあらかじめ知り得ることを除き、また、個別の契約の確認時に知ることができることを除き、一般に信販会社が物の引渡しにタッチすることがない実

情からみると、一人一人の契約における同義務の内容はきわめて限定されることになり、また、隠れた瑕疵などの確認義務はないとされているので(191)、必ずしも抗弁の対抗が認められるとは限らないと考えられる。

なお、個別信用購入あっせん取引では、加盟店契約時には、取り扱う商品の内容、販売方法、商品の納入体制、営業の状況等を調査することができ、割賦販売法でも加盟店契約時、個別信用購入あっせんの契約締結時、苦情発生時に調査義務が課せられている(192)。しかし、クレジットカード取引は、カード発行会社において、カード会員が利用する都度に、加盟店の取扱商品などを把握することのできる仕組みにはなっていない。購入した商品名などの情報は、カード取引情報には含まれないため、事後的にも知ることはできない。これが、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】クレジットカード取引になると、カード発行会社は、技術的に取引時に加盟店名称を知ることは可能であるが、取引情報が限られるため、しかも瞬時のことであり、現実的には、どのような種類の取引をカード会員が行おうとしているのか、把握できない。カード発行会社とは加盟店契約が存在しない販売店が会員によって任意に利用されるだけであり、クレジットカード取引時に調査する権限も時間もない。

それゆえ、カードの利用時点において、問題のない商品が取り扱われているか、販売方法や商品の仕入れや納品に問題ないかの調査を行うことは、契約上、実務上、実態上も困難であることから、善管注意義務説の論者においても、クレジットカード取引に関しては、個別の売買契約等における商品の瑕疵、契約の不成立、無効、取消し、解除がないことの確認義務までは、カード発行会社は負担しないと考えられている(193)。

3）　付随義務説

付随義務説は、消費者信用取引における信用供与者の付随的義務として、売買契約上の義務の履行の確保（または保証）に関する信義則上の義務があるとする見解である(194)。同説は、販売業者と信用供与者の経済的一体性や目的の同一性などを理由に、信用供与者に販売業者と共通の責任を負わせるべき根拠につき、上記法的一体説にいう不可分・一体性に加えて(195)、加盟店で利用できるカードを交付することは、信用供与者にとって、販売する事業者の売買契約上の義務履行を確実に行うことにつき、加盟店の負担する義務をいわば保証するという関係とみなすことができることを根拠に、抗弁の接続を正当化する。

三当事者型の個別信用購入あっせんでは、販売業者と与信供与者の間に提携関係があり、販売店の取り扱う商品の販売促進目的で、提携カードが発行されるような場合がある(196)。このような場合に、販売業者が小規模であるとか、有名でないような場合には、クレジットカード発行会社を信頼して、当該販売業者の商品を購入するという事案が生ずる蓋然性がある。

しかし、【三当事者型】とは異なり、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、販売業者と信用供与者間に提携契約や加盟店契約等の契約関係が存在しておらず、カード発行会社は、自社のカード加盟店のほかに、他クレジットカード会社のカード加盟店でも、自社のクレジットカードを利用できるように、国際ブランドと提携をしているにすぎない。国際ブランドのロゴマークは、当該事業者が売買契約の義務を履行することを保証するマークではなく、国際ブランドの付与されたクレジットカード一般の決済の確実性を保証するものである。しかも、それは、クレジットカード決済のみならず、信用供与を伴わない国際ブランドデビットカード、国際ブランドプリペイドカードにも共通する制度である。

この制度の下では、カード発行会社の権利は、国際ブランド傘下の加盟店管理会社から販売業者に別途支払われ、国際ブランド経由で、加盟店管理会社からの請求に応じて精算することによってカード会員への請求権を取得することに過ぎず、カード会員の利用する販売事業者について、カード発行会社は自らのブランドマークを付与してカード事業を行っているわけでもない。したがって、その場合に、カード発行会社が当該販売業者に対して保証類似の責任を負担しているとは、考えることは難しいのではないか。

また、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】においては、取引の実態、契約関係の不存在、距離的制約の存在、情報の不足等の問題がある。さらに、三当事者型カード取引の場合に関しても、双務契約上の対価関係にあるとはいい難い債務につき、同時履行の関係を承認して、履行拒絶権を持ちうるのか、という批判があり(197)、この点は、【四当事者型・多数当事者型】の取引においては、抗弁の接続を認めるには、さらに大きな難点となる。

なお、国際カードによるノン・オンアス取引を、加盟店管理会社によるカード発行会社のカード会員と加盟店との取引に伴うカードショッピング代金の支払は委託者であるカード発行会社の計算で行い、その損益は、カード会社に帰属する「準問屋」（商法 558 条）と構成することができるならば(198)、加盟店管理会社が自己の名で行った加盟店契約に基づく取次に、信義則上の義務が付随しており、カード発行会社に同義務が帰属すると考えることもできる、との見解もある(199)。同説に立った場合には、準問屋（加盟店管理会社）と委託者（カード発行会社）との間には、委任または代理の規定が適用され（商法 552 条 2 項）、報酬請求権が発生することになる。

しかしながら、国際カード取引では、加盟店管理会社は、カ

ード発行会社のクレジットカードの取り扱いを行うにつき、カード発行会社に対する報酬請求を行っていないどころか、逆に、カード発行会社に対してインターチェンジ・フィーの支払が義務づけられている(200)。

つまり、加盟店管理会社は、カード会員の取引により、加盟店から直接収益を得ており、カード発行会社からは、取次に係るいかなる報酬も得ていないことから、準問屋にあたるとは言い難い。また、準問屋であれば、委任の規定が適用されるので、加盟店管理会社の取引に委任の趣旨に反している場合、直接、善管注意義務違反を問えることになるが、国際ブランドのシステムの下では、そのような権利行使が認められているとはいえず、したがって、準問屋を根拠に付随義務を検討するには難があると考える。

4) 契約結合説

契約総合説は、クレジット取引が購入者、売主、信用供与者という三当事者が統合したシステムを提供しているという観点から、売買契約と立替払契約という二つの契約の結びつき自体に法的意義を認め、両契約間の発生上、履行上、存続上の牽連関係を導き、牽連関係の存在を根拠に購入者の履行拒絶権を基礎づけ、これを抗弁権接続の根拠とする見解である(201)。

この説には、①売買契約を主契約、立替払契約を従契約として、立替払契約を売買契約における商品の所有権移転と対価関係にある代金債務履行に関する特約と解し、この点から立替払契約と売買契約の発生、履行、存続上の結合関係を導く見解(202)、②結合関係を基礎づけるものとして、資金の拘束性に着目して売買契約とクレジット契約の有機的な結合があるとする見解(203)、③売買契約とクレジット契約の相互依存関係、相互関連性に着目して契約結合を観念する見解(204)などがある。

個品割賦購入あっせん契約書には、売買契約が立替払契約の成立により、効力が発生し、立替払契約が不成立の時は、売買契約も解除するとの規定があること、販売業者と購入者は、売買代金請求を信販会社に対して行い、かつ、その金銭の交付が売買代金債務の履行となることまでを含んだ売買契約を締結し、かたやクレジット会社と購入者は、購入した商品の代金の弁済として金銭を販売業者に交付するという立替払契約を締結したとして、二つの契約をあたかも双務契約における二つの債務のように扱うことで、その対価的関係から発生、履行、存続上の牽連性が認められるのと同様に、売買契約と立替払契約との間に、発生、履行、存続上の結合関係が認められる、とする。これにより、購入者は、売買契約が不成立・無効・取消しになったときは、発生上の結合関係を理由に立替払契約の効力を失わせ、更に既払い金があった場合も、それを取り戻すことができる。また、売買契約に商品未納や瑕疵ある商品の提供などの問題があるときは、履行上の結合関係を理由に、立替払いの履行拒絶権を有することになる(205)。

だが、クレジットカード取引の場合にも、個別信用購入の場合と同様な牽連関係、相互依存関係、資金の目的拘束依存関係が認められて、結合関係にあるといえるであろうか。

まず、クレジットカードの会員規約には、売買契約が立替払契約の成立により、効力が発生し、立替払契約が不成立の時は、売買契約も解除するとの規定は存在しない。クレジットカード取引の場合は、売買契約が確定的に成立した後に、その代金決済として用いられるからである。

また、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】のクレジットカード取引では、原則として立替払契約を結んでいるカード発行会社と、売買契約に伴い立替払を行う加盟店管理会社とは、異なる当事者であり、全体とし

ては二つの契約の成立を前提とした取引ではあるものの、カード取扱に関する基本契約である会員規約は、あらかじめカード会員が売買契約を締結する販売店との契約時期とは無関係に締結してある。したがって、売買代金を決済するのは、どのカードでも（あるいは現金でも）自由であり、売買契約との成立上の牽連関係は乏しいと考えられる。また、カード会員が販売業者と締結する売買契約に関する情報は、利用金額と会員のほんの一部の情報が販売業者に伝わるだけであり、加盟店管理会社とカード会員の関係の接点は、承認番号を伝達するのみである。一方、カード発行会社は、加盟店管理会社と国際ブランド決済システムで接続されており、あらかじめ定めた信用供与額の範囲内であれば、ほぼ自動的に承認をしているため、カード発行会社との依存関係は乏しく、加盟店管理会社とのやりとりに依存していると考えられる。したがって、二つの契約に、個品割賦購入あっせん取引のように強い結合関係があるといえるかにつき疑問があり(206)、契約結合説の前提を欠く。

5）　給付関連説

給付関連説は、以下の理由で、売買代金債務と対価関係が認められる目的物引渡債務等と、立替金債務との間にも、発生・履行・存続上の牽連関係があるとして、購入者の履行拒絶権を認める見解である。すなわち、個品割賦購入あっせんでは、売買契約の購入者には、信販会社をして売買代金を支払わせようとする意思があり、販売業者も、加盟店契約の存在を前提に、その売買代金債権を信販会社に請求すべき義務を負担しているものと考えられ、信販会社の立替払契約の承諾の意思表示により、販売業者と購入者間の売買契約は、立替払契約に自らを関連づける要素を契約内容としている一方、立替払契約に基づき、売買代金を販売業者に交付することで、顧客に対して立替金請

求権が発生することを約しているので、立替払契約は、売買契約に自らを関連付ける要素を契約内容としていると考えられるので、売買代金債務の消滅と立替払債務の発生の間には、一方がなければ、片方もないという密接な関係があることになる、というのである(207)。

この説は、個品割賦購入あっせんにおいて、売買契約が購入者と販売業者間で成立しても、その効力は、購入者と信販会社間の立替払契約の成立を停止条件としていること、立替払契約においては、売買契約にもかかわらず、商品の所有権が販売業者から信販会社に移転し、立替払契約の完済まで所有権が信販会社に留保されていることなど、相互に関連する事項が立替払契約やこれを補完するといえる加盟店契約にも契約内容として定めてある実務を反映した説と考えられる。

【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】のクレジットカード取引では、売買契約に無関係に国際カードを発行する立替払契約があらかじめ成立しており、個品割賦購入あっせんの場合と異なるものの、立替払契約が存在するので、カード会員は、販売業者へのカードの提示により、カード発行会社をして代金を販売業者に支払わせるという関係に立つ。しかし、カード発行会社と販売業者との間に加盟店契約は存在しないので、販売業者は、加盟店管理会社に代金を請求する意志しか持ちえず、双方の意思は噛み合っていない。加盟店管理会社は、カード発行会社の代理人や代理商、準問屋ということはできないから、被請求権は、カード発行会社に帰属することはない。加盟店管理会社のカード会員に対して有する債権は、精算システムを経由するため、カード発行会社には、「利用日、利用額、利用店名または業種区分」という最小限のデータのみが国際ブランドを経由して加盟店管理会社からもたらされるだけであり、売買契約の目的物についての情報や販売

店の情報についても提供されないため、立替払契約において、売買契約を自らに関連させる要素を契約内容としているとは、言い難いと考えられる(208)。

また、そもそも、販売業者は、カード会員の債務を最終的に弁済するカード会社を認識する必要がなく、国際ブランドと提携する加盟店管理会社から支払さえしてもらえば、カード会員に対する支払請求を考慮することはない。また、会員の提示するカードが、後払いのクレジットカードなのか、即時払いのデビットカードや前払いのプリペイドカードなのかについての関心もないのであるから、販売業者のカード発行会社に対しての請求の意思がカード発行業者とカード会員との会員規約の内容にまで要素として反映されているといえないと考えられる。

一方、カード会員についても、販売業者は、個品割賦購入あっせんのように特定の信用供与者を指定して売買代金の決済を求めているわけではなく、また、クレジットカード支払に限定して取り扱うわけでもないため、一方がなければ、他方もないという関係が生じているとはいえず、成立上・存続上の牽連関係を認めることはできないのではないかと考える。

6) システム設計者責任説

システム設計者責任説とは、次のような見解である。まず、クレジットカード取引を、信用供与者と販売業者が提携契約を締結して顧客への信用供与の目的を提携する販売業者との一定範囲内の代金支払に限定して、顧客が信用供与された金銭を自由に処分できないよう、信用供与者から直接販売業者に引き渡されるよう構築されたシステムであるとする。そして、このシステムが正常に機能しているときには、有効な売買契約の成立を前提とし、「共同の利益」を得ているのにもかかわらず、売買契約等が不成立等で効力がなくなると、双方の契約の別個性を

否定して立替払契約の有効性のみを主張するのは信義に反し、認められないとする(209)。

同説の論者のうち、執行秀行教授は、提携契約により、供給者に対してリスクを負担させること、信用チェックや担保取得が容易であることを指摘し、クレジット契約関係を提携契約による関係当事者の行為のシステム化と捉えたうえ、システムを支配し利益を得ている者が一定限度の共同責任を負うべきと主張する。

また、松本恒雄教授は、電子取引システムの提供の場合と同様に、このような便利なクレジット・システムを設計した信販会社も「ソフトのレベルのシステム責任」が応用可能として、システムを設計した信販会社がシステム提供者として、支払停止の抗弁を受けるだけでなく、積極的な損害賠償責任を負担すべきであるとする(210)。

確かに、個品割賦購入あっせん取引や三当事者型カード取引の場合は、その仕組み（システム）を構築し、実際に運営しているのは、唯一の信用供与者である信販会社やクレジットカード会社である。したがって、当該決済システムを社会に提供している以上、一種の企業の社会的責任があり、そこに何がしかの善管注意義務責任が生じている面は否めない(211)。しかし、本稿で検討の対象とする【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】取引でも同じことが言えるのであろうか。

これに対して、マンスリークリアカード取引についても、契約結合説、給付関連説、システム設計者責任説では、いずれも信用取引であることには変わりがないので、基本構造は変わらないとの見解がある(212)。

しかし、これは、三当事者型のクローズドなネットワークシステムにおける決済を念頭においた議論に限定されるべきでは

ないだろうか。

三当事者型カード取引では、信用供与者たるカード会社は、カード会員の信用チェックとともに、販売店の信用チェックを行い、自ら作り上げた決済システムでクレジットカード取引を行っている。しかし、多数当事者型カード取引では、カード発行会社は、販売店の信用をチェックできず、販売店との代金の決済を直接行っているわけではない。しかも、国際カードによる汎用的なカード決済が可能となるためには、清算業務を運営している国際ブランドと加盟店管理会社の存在が欠かせない。つまり、このようなクレジットカード取引が可能となっているのは、国際ブランドのオープン・ループ決済システムが存在し、カード発行会社もそのメンバーの一員であるからだ。

つまり、信用供与者（カード発行会社）は、システムの参加者・利用者であっても、設計・運営者ではない。そうすると、国際ブランドが決済ネットワークの設計・運営者であることを理由に責任を求めることができるのであろうか。

しかし、国際ブランドは、個別の会員に同システムで利用できるカードを一切発行しておらず、また、運営するカード代金の決済システムは、国際ブランドを冠したデビットカード、プリペイドカードのショッピング利用に伴う決済や銀行 ATM を利用した金銭の引き出しにも使用されている(213)。したがって、同システム及び国際ブランドは、信用供与とそれに伴う収益を目的として、個別の利用者に責任を負う主体とは言えない。信用取引とは無縁なシステム運営者に、システム利用者である加盟店管理会社の、しかも提携先の販売店に起因する責任を負わせる根拠を見出すことは、きわめて困難であろう。

なお、クレジットカード取引が信用取引であることの特殊性を根拠にした場合、デビットカードであっても、残高不足時に当座貸越され、事後にリボルビング返済されることがあること、

事前チャージ制のプリペイドカードにおいてクレジットカード決済によるチャージがなされたときなど、実質的な信用供与がなされていることを考慮すると、信用取引を国際カードのみに限定して考察することは困難と思われる(214)。

また、国際ブランド決済システムに参加するものは、カード発行会社だけではない。しかも、問題を起こした販売店と提携関係にあるのは、加盟店管理会社であってカード発行会社ではないのに、仮に根源的な責任がある加盟店が問題を解決できない場合に、二次的責任を有する加盟店管理会社を飛び越えてカード発行会社が責任を負い、あるいは、システム運営者の国際ブランドが介在しているのに、カード発行会社がその責任を負うことになる点についての説明に難がある。

責任負担の根拠とされているクレジットカードシステムにおける「共同の利益」は、カード発行会社が単独で享受しているわけではなく、関係当事者で分け合っているものである。そうであれば、取引を可能にしている決済システムの運営者や加盟店管理会社等の関係者にも一部の利益が帰属しているとして責任割合の適切な分担が必要ということになるのであって、むしろ、信用取引規制、後払い規制という観点から離れて、このように共通する決済手段が運営されている現在、関係者の役割に応じた責任を整理し、どのように管理していくかを検討していくべき時期にあると考える。

7)　信義則説

信義則説は、端的に、特段な事情が認められる場合に、信義則を根拠に抗弁権の主張を認める見解である(215)。最高裁平成2年2月20日判決(216)は、抗弁の接続を認めるべき特別な合意が存在する場合あるいは販売業者の不履行の結果を信販会社に帰しめるのを信義則上相当とする特段の事情がある場合にしか、

抗弁の接続を認めることができないと判示しているが、この判例の立場に基づく見解である(217)。

クレジット契約では、特別な合意は通常認められないから、「あっせん業者において販売業者の右不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら立替払を実行したなど右不履行の結果をあっせん業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情があるとき」に該当するかどうかが判断のポイントである。

多数当事者型カード取引では、カード発行会社は、販売店の勧誘行為、販売行為に一切関与してはおらず、現在のクレジットカード取引システムを駆使しても、契約関係にない販売店の勧誘・販売行為の内容を事前に検知して対応することは到底できないので、「販売業者の不履行の結果を信販会社に帰しめるのを信義則上相当とする特段の事情がある」ことを知ることはないと考えられる。また、加盟店管理会社であれば、顧客の苦情の申し出があるとき、チャージ・バックが発生するときには、加盟店となっている販売業者の勧誘行為の内容やその問題点、契約の履行能力などの調査が可能であり、今後の取引を回避する判断も可能であるが、その調査中、もしくは調査後加盟店管理会社から契約を解除または、終了されるまでの間に、カード発行会社がその事実を知ることができないため、取引を拒否することはシステム上難しい。したがって、信義則上の責任が非オンアス取引である多数当事者型クレジットカード取引で認められるケースは、実際には稀であると考えられる(218)。

3．各説に共通する問題点

（1）　牽連関係の希薄化

三当事者型の個別信用購入あっせん取引においては、複数の

契約関係について、その契約関係の法的性質、および取引における各当事者の関与や利益の状況、トラブルの解決の観点から学説は、信用供与契約と売買契約との成立や存続上の牽連関係、履行上または消滅上の牽連関係を見出すなど、販売業者がクレジット会社との間に介在し、立替払契約の締結の媒介をしているという実態面が、契約の相対性の例外として、売買契約上の抗弁を信用供与契約において接続することを可能としてきた。

しかし、クレジットカード取引、特に四当事者以上の当事者が関与する国際ブランド決済システムを経由する取引では、カード発行会社と販売業者の間は、直接の提携関係が存在せず、いずれの当事者とも法人格が異なり、場合によっては法域も異なる加盟店管理会社が介在しており、加盟店管理会社との間は、相互のクレジットカードカード会社の国際ブランドとの片道の提携という緩やかな連携関係の中でつながっているという関係にある。

国際ブランド組織が協同組織であった過去の時代であれば、各参加カード会社は、その構成員として共同の利益を有し、共同の義務を負う組織での一体性を見出すことにより、組織内における分業が行われているにすぎず、カード発行会社と加盟店管理会社を不可分、一体と考えて三当事者型カード取引と何ら変わらない、単に分割払か１回払いかという支払方法の違いであるとして同様に論ずることも可能だったかもしれない(219)。

しかし、今日、国際ブランドは株式会社化され、ニューヨーク証券取引所に上場し、各クレジットカード会社は、国際ブランドの商品決済プラットフォームを利用して、顧客に対してクレジット、デビット、プリペイド、キャッシュ・アクセス・プログラムおよびｅコマースのためのプラットフォームを開発、提供できるようなサービスの提供を受けている一顧客に過ぎなくなっている(220)。また、国際カードのプリンシパルメンバー

ではないが、カード発行会社と提携する二次カード発行会社が存在し、会員にプリンシパルメンバーの発行する国際カードと同じ機能を持つカードを発行し、加盟店管理会社と提携する決済代行会社は、国際カードで決済できる販売店を組織している。これら関係当事者を含めた関係をみると、当事者同士には、契約関係はあるが、システム全体としての強い牽連性は、認めることができないように考えられる【図表 8】。

〔図表 8〕　国際ブランドのカード取引の提携関係

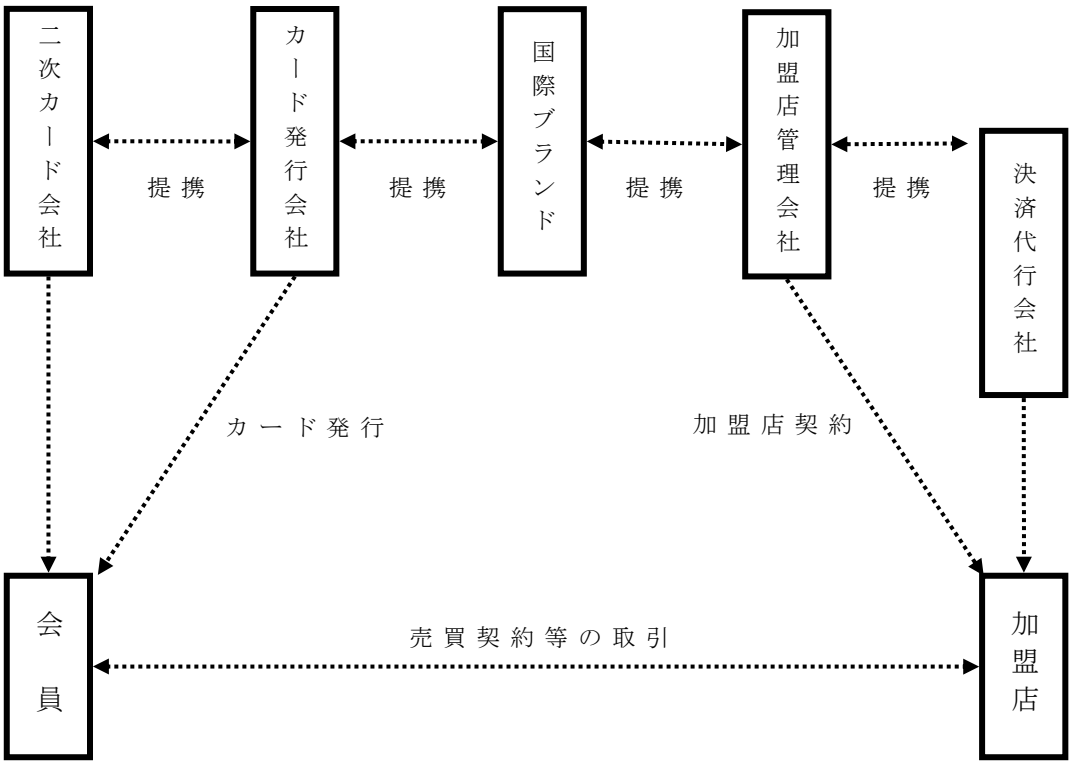

すなわち、国際ブランドの提供する複数の決済ネットワークシステムにおける様々な機能を必要とする様々な事業者は、独立した対等な事業者として独自の方針と判断に基づき、取引の種類、決済手段の採用と選択を行っているのであって、それらの事業者が継続的な取引関係にあり、それゆえ、特定の商品等

の決済目的でシステムが共同利用されているという理由だけで、カード会員の任意の選択により取引が開始される販売店とカード発行者に密接な牽連関係の存在を導くことは困難になっているのではないだろうか。

三当事者型カード取引においては、そもそも個別方式の第三者与信型取引を典型として、与信者と購入者との契約関係、与信者と販売者の加盟店契約を典型にこの密接な牽連関係から、この関係をいわば内部関係とみて（すなわち、一つの会社における販売部門と融資部門）、与信者が別会社である場合にも、購入者サイドからは同様に見られることを基礎として、売買契約や役務提供契約の不履行や商品等の瑕疵については、契約の相対性の原則を前提にしつつも、抗弁を認めてきた(221)。同様に、国際カード取引でも、国際ブランドを経由することにより、最終的にカード発行会社は、カード会員が販売店で利用した代金相当額を請求することが可能となっており、それは、カード発行会社による販売店以外の者を経由した資金の交付ができていることを意味するとの指摘がある(222)。そうであれば、その国際カード取引が割賦販売法の信用購入あっせんに該当する場合は、抗弁が認められる(223)。

確かに、多数当事者型カード取引では、カード発行会社は、加盟店管理会社とは国際ブランドを経由した決済システムの参加者同士という関係はあるが、自らのカード会員が、国内、あるいは国外の販売者のうち、どの販売業者を取引先として選ぶかについては、まったく関与することはできない。特に海外やインターネット取引では、販売店の所在・取扱商品等だけでなく、販売方法や勧誘内容、その他の契約内容を知ることできない場合も、システムを通じた資金交付ができる点のみをもって牽連関係が認められるべきか、慎重な検討が必要と思われる。

（2）　事業者間の牽連関係に関する判例類型

では、判例は、事業者間の牽連関係の有無に関して、どのような判断を行っているか。経済産業省商務情報政策局取引信用課『割賦販売法の解説（平成16年版）』では、これを①「両手続の一体性」、②「両事業者間の反復継続的な取引関係、相互依存関係」、③信用供与者における販売事業者の信用状況把握可能性」、④「両事業者間の経済的利益の共有」、⑤「両契約の内容の一体性」の五つの類型に分類している(224)。

1）　両手続の一体性

上記のうち、第1の「両手続の一体性」に着目する判例は、さらに、(a)支払方法が購入者にとって選択の余地がないこと、購入者が所定の契約用紙を利用すること、(b)販売業者が信用供与契約の申し込みを代行していること、(c)販売業者が信用供与契約の申込書の記載、受領に関与していること、(d)両契約が同一機会に一体的に行われていることが根拠とされている。

しかしながら、これらは個別取引において典型的な類型であり、四当事者型・多数当事者型国際カードの取引にはまったく該当しない。

2）　両事業者間の反復継続的な取引関係、相互依存関係

一方、第2の「両事業者間の反復継続的な取引関係、相互依存関係」に着目する判例においては、(a)信用供与者が販売店の売掛代金を取り立てる関係にあったこと、(b)信用供与者と販売業者の間で円滑運営の相互協力義務を契約していること、(c)信用供与者と販売業者との間に人的な交流関係が見られること、(d)信用供与者が与信を認める顧客にしか商品販売しない取引関係にあること、(e)資金支援関係にあることが根拠とされている。

しかながら、これらの点もまた、（d）を除き、四当事者型・多数当事者型国際カードの取引にはまったく該当しない。（d）についても、加盟店管理会社を経由していること、内容も与信枠の範囲内かどうかの確認をしているだけであり、依存関係は薄い。

3）　信用供与者における販売事業者の信用状況把握可能性

第３の「信用供与者における販売事業者の信用状況把握可能性」に着目する判例の具体的内容は、(a)信用供与者が販売業者と代理店契約を結んでいたこと、(b)信用供与者が販売業者の資金力や適格性の情報を得やすい業者の資金力、立場にあったこと、(c)信用供与者が販売業者の信用調査をする機会が十分にあったこと、(d)信用供与者が販売契約の内容や商品の引渡しなどについて情報を得やすい立場にあったことが根拠とされている。

しかしながら、これらの点もまた、四当事者型・多数当事者型取引では、カード発行会社は、まったく販売業者との接点がないため、該当する余地がない。

4）　両事業者間の経済的利益の共有

第４の「両事業者間の経済的利益の共有」に着目する判例では、(a)信用供与者と販売業者の間で経済的利益を共有していること、(b)信用供与者と販売業者が継続的な取引関係にあり、信用契約の媒介によって利益を得ていること、(c)信用供与者が販売業者の販売拡大により利益を得ているという共働関係があること、(d)手数料収入を得ていること、とされている。

このうち(a)経済的利益の共有については、会員と販売業者の取引をきっかけにカード会員とカード発行会社の取引が開始されることなど、カード取引にも該当する。しかし、これは、加盟店管理会社との提携による間接的なものであり、同じシステ

ムで利用されるデビットカード取引やプリペイドカード取引にも該当することであり、信用供与の場合に限る理由は乏しい。なお、(b)(c)(d)の考慮要素は、四当事者型・多数当事者型取引では、該当しない。

5)　両契約の内容の一体性

最後に、第5の「両契約の内容の一体性」に着目する判例では、(a)商品販売契約と信用供与契約とが三者一体の契約であること、(b)両契約がともに存在するかしないかのみであって、片方のみでは存在し得ないものであること、(c)購入商品の所有権を信用供与者が保有ないし留保していること、(d)商品購入代金の支払のみにしか利用されない信用供与契約であることが根拠とされている。

四当事者型・多数当事者型国際カードの取引は、(a)には該当しないことは明らかである。(b)についても、代金債務発生後にカード決済される取引であるから、該当しない。しかし、(c)(d)には形式的に該当する。

しかし、判例は、第5の要素(c)または(d)のみで密接牽連関係を認定しているのではなく、いずれも、第1～第4の諸要素と合わせて着目した総合的な判断を行っている。

たとえば、第5の要素(c)所有権留保を問題とする判例においては、第2の要素(a)信用供与者が販売店の売掛代金を取り立てる関係にあったこと、第5の要素(a)商品販売契約と信用供与契約とが三者一体の契約であること、第4の要素(d)手数料を得ていることをあわせて問題としている。しかしながら、すでに見たように、四当事者型・多数当事者型取引においては、第1～第4の判例類型が問題とする要素は、いずれも該当しない。となれば、第5(c)所有権留保を問題とする判例は、単独で四当事者型・多数当事者型取引において密接関連性が認められるとは

いえないのではないか。

また、第5の要素(d)商品購入代金のみにしか利用されない信用供与契約に関する判例の判断は、第1の要素(a)支払方法が購入者にとって選択の余地がないこと、(b)販売業者が信用供与契約の申し込みを代行していること、(d)両契約が同一機会に一体的に行われていること、第2の要素(e)資金支援関係にあることなど、両者の手続の一体性、相互依存関係が見られるような基礎があったうえでの認定であり、これも四当事者型・多数当事者型取引ではまったく該当せず、利用目的の拘束性も、同じシステムで利用されるデビットカード取引やプリペイドカード取引と同じであるため、やはり、この事由のみで密接関連性を認定することはできないと考える。

6)　検討

しかしながら、学説においては、四当事者型・多数当事者取引の問題であるにもかかわらず、三当事者型と実質は変わりないとし、売買取引等とクレジットカード会社との間の牽連関係があることを理由として、マンスリークリアカードであっても当然に総合割賦購入あっせん取引において支払停止の抗弁権を肯定する見解もみられる(225)(226)。

四当事者型のオンアス取引の場合は、カード発行会社と加盟店管理会社は同一であるから、三当事者型に類似する牽連関係は認められる。しかしながら、ノンオンアス取引となる【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】のクレジットカード取引では、一体性や密接不可分な関係はもちろん、その他牽連関係の存在をうまく説明できない点において、上記諸見解は弱点を有するといえよう(227)。

これに対して、システム提供者責任説のように、国際ブランドとともに、カード発行会社と加盟店管理会社とがシステム全

体を構成しており、販売店は、加盟店管理会社と契約関係にあることをもって、カード発行会社と販売店とに牽連関係を見出す見解も考えられる。しかし、それでは、同じシステムの構成員の中で、他の構成員がその役割を果たしてカード会員に利便性を提供し、それぞれ利益を得ているのに、カード発行会社のみが販売店に対する抗弁の接続を受けるのか、なぜ直接契約関係がある加盟店管理会社は、責任を免れるのかが明確ではない。むしろ、システム提供者責任を問うなら、抗弁を主張されている販売店と契約した加盟店管理会社に対してであると考えられるが、どのような形で、加盟店管理会社が責任を負担すべきかの問題は、今後検討すべき課題といえよう。

(3) 他の電子決済手段との区別の困難性

販売業者の都合で三当事者型の個品割賦購入あっせん契約を締結させられた購入者には、何ら利益を得ないばかりか、分断から生じるリスクまで負わせることはできないから、二当事者型の割賦販売と同じ保護が与えられるべきであるとして、抗弁の接続を認めるべきとする学説や判例に基づき、昭和59(1984)年の割賦販売法において割賦購入あっせんに支払停止の抗弁の規定が創設された(228)。

直接の契機は、カードを使用しない割賦購入あっせんの問題に対処したものであるが、その頃の銀行のクレジットカードは、マンスリークリア方式で分割払いはできず、分割払いができる信販会社のクレジットカードは、その前身であるチケットやクーポン取引が割賦購入あっせんであったから、両方に適用された。信販系クレジットカード取引では、通信手段や設備も十分でなかったことから、販売業者がカードの有効・無効をカード会社から配布された「無効通知」で1件ずつ確認し、一定金額以上のカード利用については、カード会社に電話連絡してその

承認を受け、売上票に承認番号を記入したうえで、会員の署名を得るという手続きを経ており、カードの利用状況を券面上に記載して与信枠管理を行うのにも、加盟店である販売業者の協力を得ていたなど、現在より加盟店の関与とカード会社との協働という側面が強かったため、問題なく受け入れられたのであろう。

しかし現在は、カードの有効期限、限度額のチェック、承認番号の取得については、専用端末を使用し、通信回線を介して自動的に行われ、通信販売やインターネット取引においては、カード会員は、自分でクレジットカード番号や有効期限、セキュリティナンバーなどを入力し、サインを省略して行われている。販売店がカード取引に関与することは、利用代金に関するものに限定されている。

また、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、購入者であるカード会員は、1回払いしか利用できないことを会員規約で告知されており、現実に、分割払いやリボルビング払いを申し出ても、利用ができない仕組みになっている(229)。さらに、販売業者である加盟店は、店子加盟店も含め加盟店契約により、現金販売の場合と同一の条件で販売する義務が課せられており、決済に際して現金販売の場合と区別した取引にはなっていない。また、どのような取引の決済にクレジットカードを利用するのか、決済に使用するクレジットカードとしてどのカードを使用するのかの選択は、会員自身が行っている。

現在の国際ブランドの提供するこの決済システムでは、クレジットカード以外に、銀行の発行するデビットカード（預金からの即時決済）、銀行以外の金融機関が発行するプリペイドカード（デポジットからの即時決済）にも利用されている(230)。たとえば、銀行が発行する国際ブランドのデビットカードでは、

原則オンライン取引でPIN（暗証番号）入力により、預金残高からの引き落としであり、クレジットカード取引とは、即時決済ではない点で異なるが、自動貸越の契約をセットしておけば、残高不足の場合でも後払いにすることができるし(231)、オフライン取引では、デビットカードであっても、クレジットカード売上と同様に売上票にサインをして、数日後または月末などに預金口座から引き落とすdelayed debit cardやcheck cardが利用されており(232)、国際ブランドによる決済のシステムは1回払いのクレジットカード決済と経済的には同じ取引といってよいだろう。

〔図表 9〕　国際ブランドによるプリペイドカード決済システム

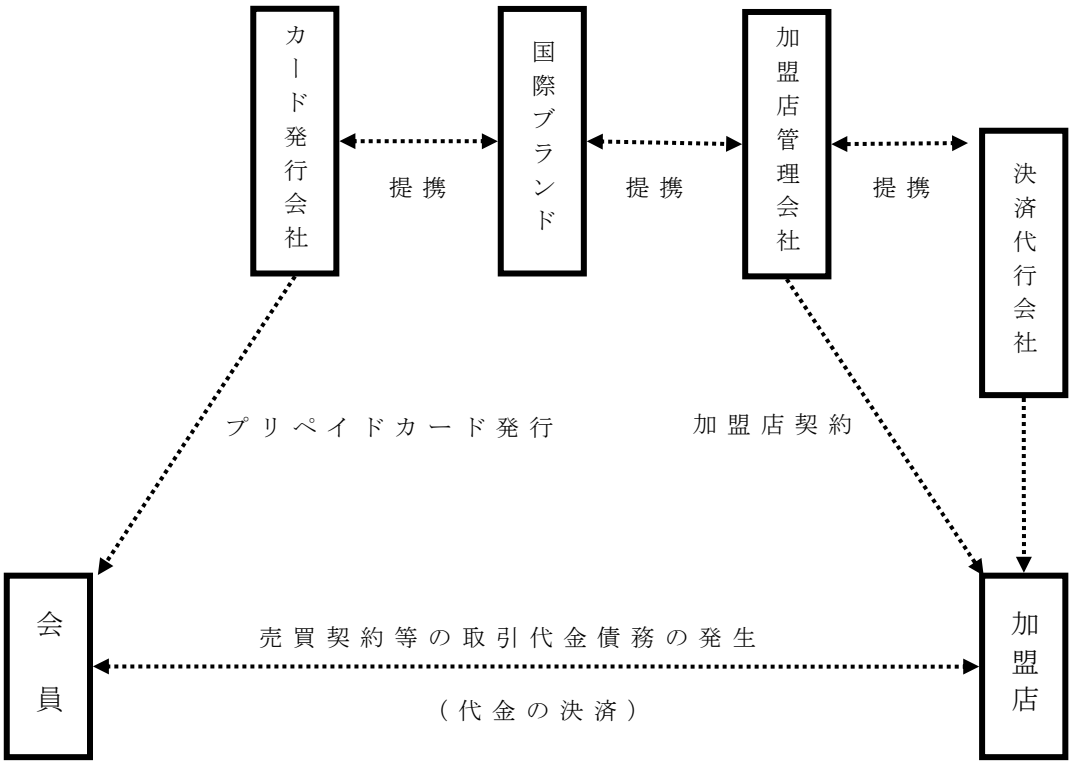

また、国際ブランドのプリペイドカードは、原則オンライン取引でPIN（暗証番号）入力により、前払残高からの引き落としであるが、クレジットカード取引と同様に、売上票にサイン

する方式もあり、国際ブランドカードを扱う販売店のオペレーション上は、両者に何ら区別はない(233)。販売店にとっては、決済時点でプリペイドカード取引か、クレジットカード取引かの区別は、注意深くカード番号や券面の表示を確認するしかない。なお、国際ブランドのプリペイドカードへの前払金の支払は、現金によるチャージのほか、預金口座からの振り込み、クレジットカード利用による決済が一般的であるが、携帯電話の利用料金との合算請求、クレジットカード利用による実質後払いが可能となっている(234)。このように、国際ブランドを冠した他の電子的決済手段でも、当座貸越やクレジットカードでのチャージを利用すれば後払いが可能であり、実質的には、信用供与を受けることもできる。

したがって、1 回払い決済である国際クレジットカード取引に割賦販売と同様の保護を与える場合には、現金販売や他の電子的決済手段に比較すると、カード会員は、何の対価を負担するわけではないのに、クレジットカードを利用したほうが断然有利になってしまうことになる(235)。同じ決済インフラを使用しているのに、電子的決済については短期間の与信を含めて、現金決済として扱っている諸外国との法制度との乖離が生じると、新たな決済リスクとして、わが国が不利な立場に立たされる可能性がある。

したがって、信義則説のように、抗弁の接続を認めるべき特別な合意が存在する場合、あるいは販売業者の不履行の結果をカード発行会社に帰しめるのを信義則上相当とする特段の事情があるような場合を除き、会員規約にある通り、抗弁の接続を認める必要はないと考える。

（4） リスク負担の公平性

三当事者型カード取引では、与信契約が成立すれば、販売業

者は直ちに代金を取得することができるので、二当事者型より、債務不履行や不当勧誘が起こりやすく、それだけ購入者のリスクが増大するが、その原因はシステムを運営する与信業者に原因があり、購入者はそのリスクを防止し得ないのであるから、保護することが求められると考えられてきた(236)。

しかし、これらの議論が念頭に置いていたのは、与信契約が成立してから、売買契約等の効力が発生し、義務履行が後からなされる個品割賦購入あっせん取引であり、供給契約の締結後の決済手段として利用され、商品の引渡しやサービスの提供がその場でなされるクレジットカード取引には、必ずしも適切な指摘とはいえない(237)。

【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、カード会員は、商品購入時点では、割賦販売と同種の取引を行おうという意思を販売業者に示すことなく、現金での決済か、カード決済、もしくは、その他の電子決済手段を利用して決済するかの判断を、カード会員自身で行っており、与信業者も販売業者も、この選択にまったく関与・介入することはない点で個品割賦購入あっせん取引の場合と決定的に異なる。したがって、カード会員自身が当事者として契約内容・取引の種類や必要性について知ることのできる状況にあり、逆にカード会社が取引内容を知ることやそのリスクの存在を確認することが不可能である。カード発行会社が他の加盟店管理会社と契約する世界中の販売店取引を事前制御できないのであれば、現金取引や他の電子決済における場合と同様に、その取引における自らの注意義務、リスクの負担は、そのリスクをもっともよくコントロールできる者が、そのリスクを引き受けるべきではないだろうか(238)。

また、国際カード取引では、国際ブランド決済システムの関係で１回払いに限定されているが、短期間とはいえ支払を一定

期間繰り延べする利益を受けているものの、会員は、対価としての手数料などの費用を一切支払っていない。

抗弁の接続をクレジットカード会社に求めうる場合は、2カ月を超える与信期間となり、カード会員からは取引に伴う手数料を原則として受け取っており、これが「カード会員の不払リスク」と「加盟店の債務不履行リスク」といった取引に伴うリスクに適切に対応するものと考えられる。そうであれば、多数当事者型の国際クレジットカード取引では、自己の判断で取引を選択している以上、現金払いと同様に、その選択に起因するリスクは、購入者自身が負担すべきものと考える。

第 5 節　変則リボルビング取引と割賦販売法の適用

1．リボルビング専用カードと割賦販売法

（1）　支払方法の変更ができるカード

既に述べたように、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】では、国際ブランド決済システムを利用する方式であるため、三当事者型クレジットカードのように支払方法を指定することができず、常に翌月の一括払いとなって、割賦販売法の適用のある取引とはならない。

ところが、国内クレジットカード会社は、国際ブランドマーク付きのリボルビング専用クレジットカード（以下「リボ専用カード」という）を発行している。このリボ専用カードを利用した場合は、1 回払いと指定しても、しなくとも、リボルビング払いとして設定した支払方法に自動的に切り替わるため(239)、割賦販売法の適用を受けるかが問題になる。

なお、リボ専用カードは、オンアス取引の場合、2 回払い、ボーナス一回払いと指定すれば、原則その支払方法になる場合もある(240)。また、通常の国際カードであっても、カード発行会社において、1 回払いで決済すべき代金について、支払金額と時期を変更できるサービスを運用していることがある。

したがって、国際ブランドを経由しない国内決済ネットワークにおいて、多数当事者間クレジットカード取引の場合や国際カードを利用した場合でも、支払方法の変更サービスを利用した場合に、割賦販売法が適用されるかどうかの問題が生じることになる。

以下では、これらの変則的な支払方法と割賦販売法の適用関係について検討する。

（2）　リボ専用カードと割賦販売法

リボルビング払いクレジットカードとは、割賦販売法2条3項2号に規定する包括信用購入あっせん取引であり、「カード等を利用者に交付し、利用者がそのカード等を提示等して、特定の販売業者等から商品等を購入し、販売業者等に商品等の代金等に相当する額の交付をするとともに、利用者からあらかじめ定められた時期ごとに商品等の代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領する」（一部略）取引に該当する。したがって、リボ専用カードを利用した場合には、三当事者型クレジットカードでは、すべての取引が割賦販売法の適用取引となる支払方法となる。

では、国際ブランドの介在する多数当事者取引で、ノン・オンアス取引の場合はどうであろうか。

最初に、「リボ専用カード」の利用場面に会員規約がなんらの利用制限を設けていない場合は(241)、多数当事者型クレジットカード取引でも自動的にリボルビング払いとなる。そうすると、多数当事者型取引において、オンアス取引など特定の販売業者等との牽連関係のある取引であれば、割賦販売法が適用されることになる。ノン・オンアス取引の場合であっても、カード発行会社と国際ブランド間の決済が「当該販売業者または当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者または当該役務提供事業者への交付」と認められるのであれば、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当し、割賦販売法が適用されることになると考えられる。

次に、「リボ専用カード」の利用場面に制限がある場合として、リボ専用カードであっても、海外における利用が1回払いに限定されている場合がある。この場合は、すでに述べたように、海外における利用の場合は割賦販売法の規制対象外となるうえ、

1回払いのままであるから、割賦販売法の適用はなく、したがって、抗弁の接続は認められないことになる。

最後に、海外旅行前に、海外利用分をリボルビング払いにする申請を行った場合には、海外利用についての1回払いの限定にも拘らず、リボルビング払いにすることができることがある(242)。この場合は、国内利用であれば、包括信用購入あっせんとなって、割賦販売法の適用を受ける。しかし、海外における利用は割賦販売法の保護の対象外となることから、海外利用については、支払停止の抗弁の対象外とされている会員規約が多いと考えられるが(243)、妥当であろう。

なお、海外利用分がすべてリボルビング払いになる場合についても、原則同様と考えてよい。

(3) 一定額を超える額のリボ化と割賦販売法

なお、毎月の支払額が、あらかじめ登録した一定額を超える場合に、その額を超過した支払分をリボルビング払いに変更できるサービスがある(244)。これも、リボ専用カードの一変形形態と見ることができる。

このサービスでは、リボ専用カードと異なり、1回払いにリボルビング払いの予約がなされていると考えられる。しかし、これをもってリボ専用カードと同様に、国内での利用であれば、割賦販売法の適用のある取引だとは言い難い。また、割賦販売法の対象となるにしても、この方式では、1回払いの上限額までは、1回払い部分として割賦販売法の適用除外として、この金額を超える部分をリボ払いとする場合に、「金額」をもとに支払方法を区別するため、対象期間の利用のうち、どの利用分をリボルビング払いの対象になるかのルールが明確でないからである。

利用日順に合計額を積み上げるにしても、ぴったり上限額で

個別利用を区分することは稀であるから、1回払いとリボルビング払いに跨る個別の利用分をどう扱うべきか、会員が設定する切り替えの金額水準を切り上げた場合に先月までリボルビング払いとしていた利用分をどう扱うか悩ましい問題がある。そのため、個別の利用分にはこだわらず、実質的に準消費貸借契約として扱うことが考えられるが、そうすると、毎月の支払額に占めるリボルビング払いの対象取引が特定されなくなり、所有権留保されている商品について、支払いが完了したかどうかが、会員に不明確になってしまうおそれがある(245)。また、リボ払い金額のうち、どの部分がどの商品の支払に充てられているかは、カード会社の入金充当のシステムにより、差が出ることが考えられる。

割賦販売法の支払停止の抗弁が適用される場合には、割賦販売法30条の5に基づく充当計算をすることが定められてはいるが、この規定でも、同じ商品について、高額なために1回払いとリボルビング払いの双方に分かれてしまった場合、また、複数のリボルビング払いがある場合など、十分に対応できない問題がある(246)。

この一部リボルビング払いにおける1回払いとの分離の取扱いは、後に述べる「あとリボ」においても、共通する問題であり、個別債権を基礎に充当処理を考えるのか、切り替え金額を基準に、上限を超えた額については準消費貸借の予約と同様に考えて対応するのか、会員規約で問題点についての対応を図る必要がある。

2.「あとリボ」払いと抗弁の接続問題

（1）　問題の所在

通常の国際カードにおいて「1回払い」で決済していても、カード発行会社の定める利用代金の支払時期が到来する前までの一定期間内において、返済方法をリボルビング払いに変更する旨を申し出て、会社がこれを承認した場合に、リボルビング払いなどに変更できる制度がある(247)。このうち、1回払いを後からリボルビング払いに変更したものを「あとリボ」と呼んでいる例が多い(248)。この「あとリボ」払いには、会社により様々な取扱いがあり、①毎月の決済前に、個別利用ごとに指定するもの、②当月分をまとめて変更するもの、③利用の都度申請するもの、④一度の利用で以降リボルビング方式に自動的に変更されるもの、などがある(249)。

この「あとリボ」と割賦販売法の適用関係については、国際カードの利用時点では「1回払い」であるから、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当しないが、「あとリボ」への変更の承認を受けた以降は、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当するとして、支払停止の抗弁権を主張することが可能になるのだろうか。

それとも、そもそも、割賦販売法自体が適用されない取引を行った後に、事後的に支払方法のみを「リボルビング方式」に変更して支払う旨の新たな合意を行っただけであり、遡って割賦販売法が適用されることはない取引といってよいのであろうか。

また、海外でのクレジットカードの利用の場合であれば、そもそも割賦販売法の適用を受けない取引であり、日本に帰国してから「あとリボ」払いの承認を受けた場合に、国内での取引

条件の変更であり、変更時点以降は国内取引として割賦販売法の適用があると考えられるのか、それとも、割賦販売法と特約により、海外利用については、支払停止の抗弁を認めていない以上、認められないのか、などの問題がある。

（2）　「あとリボ」の法的性質と抗弁の可否

「あとリボ」制度を使ったリボルビング払い(250)への変更が、どのような性質を有しているかについての見解を見てみよう。この違いが、抗弁の可否の論点に影響を与える。

この問題に関する研究は少ないが、主に3つの見解が見られる。すなわち、①「あとリボ」への変更の合意は、クレジットカード利用代金の決済時にさかのぼって、販売店・カード会員・カード会社の三者間でリボルビング払い契約に変更がなされたとする見解（適用遡及説(251)、ないし当然適用説）。②「あとリボ」の申込みをカード会社が承諾したときに、指定された売買代金等の残債務が一括して準消費貸借とする旨が合意されたとする見解（準消費貸借説）(252)。③個別の取引における債権・債務関係はそのままに、クレジットカード代金の支払時期と支払方法について合意を得て変更したとする見解（支払時期変更説）である(253)。

1）　遡及適用説ないし当然適用説

割賦販売法適用＝抗弁権肯定説は、「あとリボ」の法的性質に関する①遡及適用説・当然適用説と親和性がある。

遡及適用説は、国際カードの利用時点では、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当しない「1回払い」の利用であるが、「あとリボ」機能を利用する旨申告し、その承認を得た以降は、割賦販売法の包括信用購入あっせんに該当するとし、リボルビング支払に変更すると、支払回数や手数料の額など取引条件が

カード会員にとっては明確でないため、リボルビング払いに変更した時点で、割賦販売法に準じた書面交付、その他の義務を履行すべきとする(254)。なお、類似の説として、利用時に1回払いを選択したとしても、一枚のカードで、マンスリークリア方式、リボルビング方式、分割払方式を選択できるカード（以下「支払方法併用カード」という）を用意している以上、マンスリークリア方式から、リボルビング方式に変更した場合、変更の経緯に拘わらず、割賦販売法の適用取引として支払停止の抗弁権は当然に認められるとする「当然適用説」がある(255)。

遡及適用説は、各カード会社の会員規約では、あとリボを承認後は、利用時にさかのぼってリボルビング払いを指定したものとして手数料の計算を行うものとするとの規定が、その根拠となっている。これは、リボルビング方式では、通常の分割払いと異なり、カードショッピング利用が何件になろうが、全体利用を一つの利用分として、所定の額または率に基づく返済を行うことになるが、毎月の返済額は理解できても手数料等の内訳や最終弁済期限等は、複雑な計算となる。計算書や明細書等が交付されなければ、カード利用者にとって残高管理、支払管理等が困難になるから設けられた実務的な規定であると考えられるが、割賦販売法の適用を認める根拠となるのだろうか。

額面通り、契約時にさかのぼってリボ払いに変更されたと考えるならば、販売店は、割賦販売法30条の2の3第4項に定める書面の交付義務を「あとリボ」申出以降速やかに履行する必要がある。ところが、国際カード取引では、国内取引であっても、販売店は、現実に変更申出を知ることはできず、また、仮に通知を受けて知ったとしても、既に取引を終了した購入者に対し、事後的に書面交付を行うことは実質的に困難である。そうなると、販売店は常に割賦販売法における書面交付義務違反となる問題が生じてしまう(256)。

また、1回払いに関しては割賦販売法の適用外なので、カード発行会社の割賦販売法の30条の2の支払可能見込額調査義務の対象外となる取引である。しかし、これが遡って適用されるとなると、個人信用情報機関に対して基礎特定信用情報を登録し、又は変更する必要が生じ(257)、信用購入あっせん業務を行う他社における同調査の「年間の支払額」に影響を与えるなど、実務上の混乱が生じることになりかねない問題がある(258)。

また、国際カード取引では、1回払い専用のため加盟店手数料は一種類しかないが、三当事者型カード取引や国内加盟店であれば、1回払いとリボルビング払いや分割払いの場合は、加盟店手数料率が異なるのが通常である。この相違は、1回払いには会員手数料が付加されないからであり、カード会社の収益は、加盟店手数料にのみにかかっている。しかし、リボルビング払いは、長期にわたり、会員（リボ）手数料を収受しうるため、分割払いとともに、加盟店手数料は、1回払いよりも安くなる傾向にある(259)。そうすると、オンアス取引の場合、当初にさかのぼって、リボルビング支払に変更されたとすると、変更に対応して加盟店手数料も見直さなければならず、国内加盟店においては加盟店手数料の差額の清算が必要になるが、このことは、実務と大きく乖離しているといえる(260)。

適用遡及説に従えば、最初からリボルビング払いであった場合として、抗弁の接続の接続が認められることになる。

しかし、この結論は、加盟店の提供する取引の内容や種類によっては、あえて分割払い、リボルビング払いを認めていない加盟店がある場合にとって酷な結果を生む可能性がある。オンアス取引では、自社の加盟店でもあるので、「あとリボ」申請の際に調査することで、対処は可能と考えられるが、ノン・オンアス取引では、加盟店の実態が把握できていないため、オンアス取引では、認めない種類の取引について、会員の一方的意思

表示によりリボ払いに変更され、結果的に割賦販売法の適用を排除できなくなるなど、取引の安定性を欠く結果を招来させるなど問題点がある(261)。

なお、割賦販売法の直接適用がないものの、支払停止の抗弁については、類推適用されるとの見解もある(262)。

いずれにしても、遡及適用説・当然適用説は、取引の実態、実務から乖離している難点がある。

2)　準消費貸借説

次に、②リボルビング方式への変更を準消費貸借契約の合意とみる見解(準消費貸借契約説)に立った場合にはどうなるか。

準消費貸借契約が成立すると、元のカード利用による個別債務は消滅するが、新たに発生した債務に割賦販売法の適用があるかが問題である。判例・通説では、新たな準消費貸借契約は、準消費貸借の目的となった旧の契約とは同一性を保ち、抗弁権も消滅しないと考えられるが(263)、切り替え後をどう扱えばよいだろうか。

クレジット取引の原因となった取引に何らかの問題があって売主等に抗弁権を主張できる場合であっても、その決済をクレジットカード取引で行った場合には、もとの1回払いのクレジットカード利用にはそもそも割賦販売法の適用がなく、支払停止の抗弁権は認められていない。その状況で、カード代金支払債務を準消費貸借に切り替えても、新たに抗弁権が認められることはないと考えてよいのではないか。なぜなら、抗弁を有する原因取引に基づく債務を準消費貸借契約に切り替えたのではなく、抗弁権が認められていないカード代金支払債務を準消費貸借に切り替えたのであるから、無からは何も生まれないからである。

ところで、「あとリボ」に似た方式として銀行系カードがマン

スリークリア方式しか認められていなかった時期に、地方銀行が共同で「バンクカード」を発行し(264)、マンスリークリア方式で信用供与を行い、その決済にあたってリボルビング方式で返済ができるローンが地方銀行等を中心に金融機関でセットされていたことがある(265)。また、「バンクカード」では、総合口座と組み合わせたうえ、クレジット代金の決済資金が不足するときに、不足分を自動貸越により貸付け、任意の時期に返済すること、リボルビング返済することが選択できた。

この準消費貸借契約説は、この銀行系カード会社が行っていたマンスリークリア代金相当額の自動貸付や当座貸越と同様の性質をもつものと考えられるが、カード会社の販売店に対する資金交付後に新たに行われる返済資金の貸付であり、割賦販売法の適用外との見解が存在しており(266)、現実に割賦販売法違反として所管庁が対応したこともなかった。この見解によれば、この一連の取引に、割賦販売法の適用はないことから、リボルビングローンの借入に関して、マンスリークリア方式で決済した商品等に起因する抗弁権は認められないことになろう。

3)　個別債権関係残存説に基づく支払時期変更説

最後に、③クレジットカード会員契約の事後的な支払条件(内容)の変更の合意があったとする見解(個別債権関係残存説に基づく支払時期変更説)に立った場合はどうなるか。

当事者間にすでに成立しているカード利用基本契約に基づき個別にクレジットカードを利用したことで発生した代金債権に付されていた当初の支払条件を事後的に双方合意の上で、カード会社の指定する支払時期・支払方法に変更したと考えるものである。では、いったん合意した1回払いでの支払方法と支払時期に関する特約について、再度リボルビング払いに変更するという合意をどう解釈すればよいだろうか。

最も重要な点は、リボルビング払いに変更したことで、事後的に割賦販売法を適用するとの合意も含まれているかどうかである。これは、1回払いで購入し、リボルビング払いに変更した場合であって、カード利用に伴う個別契約は、そのまま存続するから、当該個別契約に係る商品等に瑕疵がある場合などに、抗弁の接続に関し、大きく影響する。

JCB会員規約では、29条2項において「本会員は、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いを指定して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利、または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社への支払を停止することができるものとします」（下線は引用者）とし、支払停止が可能な支払方法から、1回払いを除外している。また、三井住友カードでは、「会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払を停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。」（下線は引用者）とし、1回払い取引を除くほか、割賦販売法の規定の適用がないか、適用が除外される取引を除外する旨を明示している。

これらの規定によれば、海外利用のように割賦販売法の適用が除外されている取引、1回払いを指定して購入した商品には、割賦販売法の適用がないため、支払停止の対象ではないことを意図しているように思われる。

このように、抗弁の接続が認められない1回払いを変更するということは、カード会社の請求、債権管理に重大な影響を与

えることになるが、当初の取引に割賦販売法の適用がない取引については、支払停止の抗弁は認められない旨表示をしており、「あとリボ」払いに変更後に支払停止の抗弁を認めるとの明示的な約束や広告・勧誘行為などを行っているわけでもない限り、「あとリボ」は、一旦成立した支払条件の変更に過ぎないため、当初の支払方法が1回払いである以上、支払停止の抗弁は認める意思を含めた合意ではないと考えられる(267)。

なお、支払条件の変更により、民法513条の更改がなされたとすることも考えられる。更改と考えれば、カード利用代金に関する債務は一旦消滅し、新たなリボルビング返済特約付きの債権債務関係が発生したことになる。また、旧債務は消滅し、所有権留保も原則消滅し、旧債務に係る抗弁権も伴わないことになる(268)。

しかしながら、更改と解することは、クレジットカード取引の実態面にもそぐわないばかりか、そもそも、支払条件のリボルビング払いへの変更が「債務の要素を変更する契約」とまでといえるか疑問がある(269)。

4) 「あとリボ」の包括信用購入あっせんの該当性

ここで、「あとリボ」が、抗弁の接続の認められる包括信用購入あっせんに該当するか検討してみよう。

リボルビング方式の包括信用購入あっせんの定義は、「カード等を利用者に交付しまたは付与し、当該利用者がそのカード等を提示」等して「特定の販売業者から商品」を購入する「ときは、当該販売業者」「の代金」「に相当する額の交付」「をするとともに、当該利用者からあらかじめ定められた時期ごとに当該商品」「の対価の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること」(割賦販売法2条3項2号)とされている。

しかし、「あとリボ」の場合は、当初は、「あらかじめ定められた期日」に支払い、包括購入あっせんに該当しないこととして成立した個別の利用契約を「事後的に」かつ「あらたな合意によって」支払の条件（支払額、手数料の計算方法）のみを変更しているだけであり、改めて、リボルビング払いすることを約して特定販売業者等に購入商品等の代金の支払を依頼しているわけではないので、リボルビング方式の定義には該当しないのではないかと考えられる。

また、国際カード取引は、包括信用購入あっせんの定義において明確に除外された取引であるだけでなく、利用時点では、あとからリボルビング払いで商品等を購入するという意思は、カード発行会社にも、加盟店管理会社、販売業者にもまったく示されておらず、カード会社は、マンスリークリアでの利用であることを前提に、販売承認を出しているのである。したがって、国際カードを提示し、販売承認を得た時点ではリボルビング払いの合意はなく、その時点で割賦販売法2条3項2号の定義を満たしているとはいえない。

このように、国際カードの利用は、原則として、1回払いであり、包括購入あっせんとなる要件を満たしていないうえ(270)、後日のリボルビング支払の合意が成立した時点では、既に必要資金は、加盟店管理会社から交付済みであり、カード発行会社も国際ブランドとの決済も完了しており、「あとリボ」の申込みと承諾によって、リボルビング払いに対応する新たな資金の交付等の手続がなされるわけでも、取引内容が修正されるわけでもない。したがって、リボルビング式カードの割賦販売法の定義を満さないので、要件を欠くことは明らかであるといえよう。

（3）　「あとリボ」と抗弁接続に関する私見

私見は、クレジットカードを利用して代金を決済した時点で

は、1回払いという包括信用購入あっせんに該当しない取引を選択した以上、事後的にリボルビング払いに変更したとしても、割賦販売法の適用のある包括信用購入あっせんとはなり得ず、したがって、抗弁権を認めることはできないと解する。

「あとリボ」払いへの変更は、1回払いの返済から、支払時期の到来前に「利用者からあらかじめ定められた時期ごとに商品等の代金等の合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た金額を受領すること」に変更されるので、割賦販売法の適用があるように見える。

しかし、「あとリボ」機能については、リボ専用カードのように、すべてのカードショッピングが自動的にリボルビング支払に変更するという合意があらかじめ存在しているわけでない。しかも、「あとリボ」払いとする対象取引を個別の利用単位で特定すべきとされていること(271)、当該カードショッピング利用代金の当初支払約定日より一定期間以前に申出ることとされていること(272)、「あとリボ」の利用には、会社の承認を得ることが条件となっていること(273)、包括支払可能見込額の関係で「あとリボ」への変更が認められない場合があることなど(274)、各社の会員規約において「あとリボ」を認める要件や一定の制約が示されており、一定の条件のもと顧客利便性の提供、債権の良質化、手数料収益の拡大などを目的にしたカード代金の支払期間・支払金額の事後的な変更に過ぎないと考えられる。

この点に関しては、先にあげた当座貸越制度やリボルビングローンの提供によるマンスリークリアの代金の実質的なリボルビング払いが、割賦販売法のリボルビング払い（包括信用購入あっせん）に該当しないのとまったく同じと考えてよいのではないか。すなわち、いったん完結したカード取引の支払時期と支払方法を変更する新たな契約行為とみることができるのであり、しかも、それは、カード会員の自由意思により行われるの

であって、カード会社には、1回払いの時の与信審査とは別に、リボルビング払いの新たな審査を行っていることが会員規約からうかがえるので、同じ事業者であっても、別個の合意と認識するのが妥当であると考える。

また、「あとリボ」について、割賦販売法の適用を肯定した場合には、先に述べた包括信用購入あっせん関係販売業者における義務違反の懸念があるほか、割賦販売法の適用を予定していない海外の販売店との取引、もしくは支払停止の抗弁以外の適用を含め割賦販売法の適用を回避する目的で、1回払いしか取り扱わない契約を行った販売店との取引であっても、カード会員が「あとリボ」を選択した途端、割賦販売法の適用を受け、当初会員規約等において当該取引で負担しないことを明確にしているリスクを負担させられることになりかねない。当事者の意思に反して予測しない結果を強いることは、取引の安全性を害し、また不合理な結果をもたらすので、許されないと考える。

（4） 小括

以上のように、「あとリボ」払いについて、割賦販売法の適用を肯定した場合には、カード会社の意思に反するほか、実際問題として、割賦販売法の遵守ができない点に難がある。

したがって、「あとリボ」払いの法的性質に関しては、割賦販売法30条の5が前提にする個別債権関係残存説に従って、支払時期・方法の変更とみるのが妥当と解する。

なお、「あとリボ」利用のカード会員の個別申請とそれに対する承認が形式的であり、リボ専用カードと同様に、自動的にすべての利用代金が「あとリボ」に組み替えられていると判断されるような場合も考えられる。このような場合では、予約完結権・選択権の行使により、「あとリボ」払いは、国内利用に関しては割賦販売法のリボルビング方式に該当するとして、割賦販

売法の適用の下、支払停止の抗弁等の民事ルールが適用されることも考えられる。

このように、「あとリボ」に関しては、個別のカード発行会社によって様々な方式が工夫されており、一概に割賦販売法の民事規定を排除できるということまではいえない。それゆえ、個別の「あとリボ」機能の内容、利用の実態に応じて、割賦販売法の民事規定の適用や類推適用の当否を判断すべきではないかと考える。

第 6 節　多数当事者型クレジットカード取引における抗弁の対抗問題

1．問題の所在

前節までの検討を通じて、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】取引においては、リボルビング払い専用カードを利用した場合は、原則として抗弁の接続が認められるものの、そもそも割賦販売法の適用を排除した取引を利用していた場合は、事後的にリボルビング払いに変更しても、割賦販売法による支払停止の抗弁などの民事ルールにより、救済されないケースが生じうることが明らかになった。

そこで、国際カードの利用者である消費者が販売業者等に対する抗弁を有している場合において、どのような抗弁が保護されて、また保護されないか、その結果はカード発行会社とカード会員のリスク配分において不当といえる事態を引き起こさないのか確認しておく必要があろう。通常は、契約に習熟していない、損失負担能力が低い等、割賦購入あっせん業者に比して不利な立場におかれる消費者を保護すべき状況が生じるのであれば、この結論を新たな観点で再検討することが必要だと考えられるからである。

この問題を検討する手順として、まず、クレジットカード取引における割賦販売法による現状の保護内容を確認する。

次に、国際カード取引におけるブランド内の諸制度を利用した救済方法を確認し、最後にこれらの比較・検討を行うこととする。

2．抗弁権が認められる範囲

割賦販売法では、包括信用購入あっせん関係販売事業者・役務提供事業者に対して生じている事由として、抗弁事由となるものは、法律上明文で、その範囲を定めたり、制限したりしているわけではなく、また、所管庁の解説書によれば、必ずしも抗弁権でなくとも認められるとする(275)。しかし、与信業者に対する請求権は抗弁権には含れず、したがって、与信業者に対し販売業者等から納入されない商品の引渡しを請求すること、代物の交付請求をすることなどは、認められず、また、修補の請求や損害賠償の請求を行うことはできない(276)。

では、実際に、どのようなものが売買契約および役務提供契約（両者を原因契約と総称する）の抗弁事由となるか。クレジット取引を念頭に類型化すれば、以下の 3 種類(①・②・③)に大別されよう(277)。

① 契約意思形成過程の瑕疵の抗弁
- 錯誤による無効
- 詐欺による取消し
- その他契約が不成立・取消し　など

② 契約の履行関係における抗弁
- 本旨に従った履行がない
- 商品の未納
- サービスの不提供
- 見本・カタログと異なるものの引渡し
- 特定の引渡し日における不履行
- 商品に明らかな瑕疵がある
- 隠れた瑕疵があった　　など

③ 債権債務関係の消滅による抗弁
- （合意）解除した
- 返品特約による返品をした
- クーリング・オフした

ここに掲げた抗弁事由は、第 1 次的には、当該契約の相手方当事者である販売店との契約の締結過程、履行過程などに問題に起因しているので、当事者間での解決が求められる。しかし、

それが解決できないまま、包括信用購入あっせん業者からの立替払契約等に基づく請求が行われたときに、購入者等が請求を正当に拒める権利として、割賦販売法において認められている。そうすると、包括信用購入あっせん業者は、この抗弁が解消されない限り支払請求を行うことができないので、当該販売店等に対し、加盟店契約に基づき解決を促進することで、購入者等の保護を図る仕組みとなっている。

しかし、国際カード取引におけるオン・オンアス取引では、カード会員から抗弁を申し立てられても、カード発行会社は、加盟店と直接加盟店契約がないため、直接的に折衝することができず、また決済代行会社を経由している場合は、その販売店を知ることもできないため、三当事者型クレジットカード取引のようには、問題の解決ができない。そうすると、割賦販売法の適用がある取引であれば、カード発行会社にとって問題が解決できない以上、カード会員には請求ができないという事態が生じ、割賦販売法が適用されない取引ならば、カード会員にとっては抗弁事由があるが、抗弁事由の未解決を理由として、支払を拒むことができないことになり、いずれかが不利益を被ることになる。

3．チャージ・バックの活用による解決

（1）　チャージ・バック制度

チャージ・バックとは、「代金請求の差戻し」の意味であるが(278)、国際カード取引における「チャージ・バック制度」とは、カード発行会社が加盟店管理会社から取引データの提供を受けた後に、誤りや不正または瑕疵が疑われる場合に、異議を申し立てて、売上請求分の支払拒否、または既に支払った代金を加盟店管理会社から取り戻す手続として、国際ブランドが定める

制度である(279)。

これは、決済システムを利用する四当事者型ないし多数当事者型のクレジットカード取引に設けられた国際ブランド決済システムの独自の当事者間の利害調整制度である(280)。

【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】取引では、カード会員の所属するカード会社の加盟店でクレジットカードを利用するとは限らない。そうすると、前項でみたように、カード発行会社がカード会員の抗弁をうけても、独力で解決できないという問題に直面する。そこで、国際カード取引においては、カード発行会社がカード会員の申し出を受け、その申出事由が適切であれば、ルールに則り、加盟店管理会社に対して販売店からの請求を取消す制度が設けられている。これにより加盟店管理会社は、加盟店契約に基づいてカード会員が取引した販売店と折衝することが期待できるので、カード会員による抗弁の内容の解決が期待できることになり、解決できない場合でも、カード発行会社は、支払った金額を取り戻すことも可能になり、前項で指摘した問題点をある程度回収することができると考えられる。

(2)　チャージ・バック事由

しかし、「チャージ・バック制度」は、国際ブランド決済システムを利用するカード発行会社と加盟店管理会社間の調整を目的にしており、カード会員の抗弁解消の制度ではない。したがってチャージ・バック制度を活用して、カード会員の苦情や抗弁の申し立てを解決することができるものは、国際ブランドが定める「チャージ・バック事由(Chargeback Reason)」に該当する事由だけである。

チャージ・バック事由は、国際ブランドにより若干異なり、また、アメリカなど地域により特別な Local Reason が設けら

れるなど、国や地域によって、対象事由が異なっていることがある(281)。

MasterCard のチャージ・バック事由には、加盟店の金額入力ミス・通貨単位のミス・二重処理・請求の遅延など事務的・手続上のミス・オーソライズを受けていないカード番号や架空のカード番号での請求などが認められる(282)。請求すべき金額や通貨単位のミスなどについては、顧客の利益を損なう場合があるので、このような誤請求から会員を保護するため、チャージ・バックの制度を利用することが可能である。

また、カードを利用した覚えがないとの会員からの申し出があったようなときには、利用状況を確認したうえで、「詐欺的取引」「オーソリの不取得と詐欺的取引」「疑わしい商業活動」などを理由に、チャージ・バックを行うことも考えられる。

さらに、会員から、「商品の未受領」「サービスの不提供」、「商品が壊れていた」「商品が注文品と異なる」などの理由があるときも、期間内であれば、チャージ・バックの利用は可能と考えられる(283)。

〔図表 10〕　MasterCard のチャージ・バック事由(284)

分類	チャージ・バック事由	期間
取引データの請求	Requested Transaction Data Not Received	60 日
	Requested/Required Information Illegible or Missing	60 日
オーソリ処理の問題	Warning Bulletin File	45 日
	Requested/Required Authorization Not Obtained	45 日
	Card Not Valid or Expired	120 日
	No Cardholder Authorization	120 日
データプロセシン	Account Number Not on File	45 日

グ上の問題	Transaction Amount Differs	120 日
	Duplicate Processing	120 日
	Late Presentment	120 日
	Correct Transaction Currency Code Not Provided	120 日
	Credit Posted as Purchase	120 日
	Credit Not Processed	120 日
	Card-Activated Telephone Transaction	120 日
取引のキャンセル	Canceled Recurring Transaction	120 日
商品未受領・サービス未提供など	Non-Receipt of Merchandise	120 日
	Services Not Rendered	120 日
	Cardholder Dispute —Defective/Not As Described	120 日
不正使用	Fraudulent Processing of Transaction	120 日
	Requested/Required Authorization Not Obtained and Fraudulent Transaction	120 日
	Questionable Merchant Activity	120 日
	Counterfeit Transaction Magnetic Stripe POS Fraud	120 日
	Cardholder Does Not Recognize - Potential Fraud	120 日

一方、VISA の場合は、以下のようなチャージ・バック事由が設けられている(285)。

〔図表 11〕　VISA のチャージ・バック事由

分類	チャージ・バック事由
商品未受領・サービスの不提供	Services Not Provided or Merchandise not Received
	Non-Receipt of CASH or Load Transaction Value at ATM or Load Device
取引のキャンセル	Cancelled Recurring Transaction
破損品等の返品	Not As Described or Defective Merchandise
取引データの請求	Illegible Fulfillment

	Transaction Not Recognized
不正使用	Fraudulent Multiple Transactions
	Counterfeit Transaction
	Fraudulent Transaction - Card - Present Environment
	Fraudulent Transaction - Card Absent Environment
	Merchant Fraud Performance
オーソリ処理の問題	Card recovery Bulletin or Exception File
	Declined Authorization
	No Authorization
	Expired Card
	Service Code Violation
データプロセシング上の問題	Late Presentment
	Incorrect Currency or Transaction Code or Domestic Transaction Processing Violation
	Non-matching Account Number
	Incorrect Transaction Amount or Account Number
	Duplicate Processing
	Paid by Other Means

事務的なミスや手続上の問題については、「伝票写しの返送がない、または判読不能」「所定期間内に未処理」「正しくない取引コード・通貨コード」「承認なく、不一致カード番号処理」、「取引金額の間違い」「二重処理」、「別の手段での支払」などが事由として定めてある。

オーソリ（販売承認）処理の問題として「オーソリ未取得」「オーソリ拒否」「期限切れカード」「アカウントナンバー相違」などがある。通販などの取引に用いられる事由では、「商品未着・サービス未提供」、「カタログと商品の品質相違」「取引のキャンセル」、「(破損・欠陥による)返品」などが定められている。また、不正な請求としては、「会員にカード取引の認識がない」「詐欺的な二重請求」「加盟店による偽造の取引」「架空の番号での請求」「対面取引でサインなし」「非対面取引での会員認証

なし」などが事由として設定されている。

以上、広範囲に事由が設定されているものの、偽造カード、盗難・紛失カードによる被害については、カード発行銀行が販売承認している場合は、原則としてカード発行銀行と会員との間で解決されることになる。このような扱いであっても、偽造カードに関しては、会員に故意又は、重大な過失のない限り、会員に責任はなく、したがって請求がなされないし、盗難・紛失カードの利用についても、その届出がカード発行銀行になされていれば、本人のカードの管理義務違反のない限り、カード保険で補償されるため、問題は生じない。

ただ、カード会員の重大な過失で白地の売上伝票に署名した場合や複数加盟店間の伝票流用（同じ加盟店での伝票流用や二重請求は、チャージ・バック対象）など不正な手続は対象外とされている(286)。

（3） 実質的な救済制度

チャージ・バック制度は、不確かな請求、身に覚えのない請求がある場合に、カード会員からのクレームをもとに、加盟店管理会社に不適切な取引や不良な加盟店を認識させる手段でもある。

一方、カード会員の側からすれば、「請求金額の相違」「金額の変更」「伝票処理ミス」「二重請求」「サービスが提供されない」「商品未着」「詐欺的取引」「会員にカード取引の認識がない」「詐欺的な二重請求」などの事由があれば、カード発行会社に申し出ることで、解決できる可能性がきわめて高いと考えられ、カード会員の救済手段としても活用することができる。

たとえば、カード会員は、利用した覚えのない、または、請求金額等が間違いである場合には、その裏付けとなる売上票その他の書面をカード発行会社に提出することで、カード発行会

社は、加盟店管理会社の売上請求データに対する支払を拒否し、支払った額を取り戻すことができる。海外で不良加盟店に二重に請求される、パソコンを持っていないのにインターネット関連の請求を受けるような場合にも、チャージ・バックを利用して、問題を解決できることになる。

カタログ通販などでは、商品の一部未納、数量の不足、到着商品の破損などが発生しうるが、商品の未着としてチャージ・バックができ、旅行・宿泊、レンタカーなどでは、サービス内容の相違、キャンセル未処理などは、サービスの未提供として争うことも可能と考えられる(287)。

このように見てくると、チャージ・バックは、カード会員にとって売主の債務不履行や不完全履行に対する対抗手段として、間接的なカード会員の保護制度とみることもできる。

(4) 両制度の救済内容の比較

そこで支払停止の抗弁がとして考えられる各事由につき、一般的な国際チャージ・バック事由をもとに、どこまでチャージ・バックでカード会員の抗弁がカバーされているのかを種類ごとにまとめると、以下のようになる。

1)抗弁事由とチャージ・バック事由の比較

〔図表 12〕 抗弁事由とチャージ・バック事由の対比(288)

	抗弁の種類	抗弁事由の例示	チャージ・バック事由
成立上の抗弁関係	・原因契約の不成立	契約不成立、名義冒用、申込みの撤回、契約の不知・否認	・会員の未承認、別途支払済み ・無権原使用、取引キャンセル ・覚えのない取引 ・キャンセル頻発取引
	・その他原因契約の成立についての抗弁	合意内容の相違、請求額の誤り ・契約内容の変更	・二重請求、取引額相違、 ・覚えのない取引 ・取引通貨コードの誤り
	・原因契約の無効	・錯誤、虚偽表示、公序良俗違反	・詐欺的取引 ・会員未承認(詐欺の可能性) ・疑わしい商業活動

	・原因契約の取消による消滅	詐欺、強迫、消費者契約法・特商法による取消し	・詐欺的取引、無権限使用、 ・キャンセル頻発取引
履行上の抗弁関係	・売買契約の不履行に対する抗弁	商品未納、数量不足、異なる商品の納入、破損	・商品の未受領 ・欠陥品・説明との相違の抗弁
	・役務提供契約の不履行に対する抗弁	サービスの未提供、契約と異なるサービスの提供	・サービスの不提供
	・商品または指定権利の販売の条件となっている役務についての抗弁	付帯役務の不履行に伴う（一部）解除・債務免除	・サービスの不提供
	・指定権利または、役務の提供の条件となっている商品についての抗弁	付帯商品・関連商品の未納等に伴う（一部）解除・債務免除	・商品の未受領
	・商品または役務の条件となっている権利についての抗弁	付帯権利の未提供・権利移転の不履行に伴う一部解除、一部の債務免除	・商品の未受領 ・サービスの不提供
消滅上の抗弁関係	・原因契約の解除による消滅	合意解除、債務不履行による解除、瑕疵担保責任に基づく解除、クーリング・オフ	・商品の未受領 ・サービスの不提供 ・取引のキャンセル ・欠陥品・説明との相違の抗弁
	・その他理由による原因契約について請求権の消滅	代金支払済み、代金の支払免除	・二重請求 ・売上の取消しの誤った処理 ・別途支払済み
	・原因契約の請求権の一部消滅	代金の一部支払済み、代金の一部支払免除	・取引額相違 ・売上の取消しの誤った処理
その他の抗弁関係	・売買契約の商品の瑕疵等による損害についての相殺等の抗弁	商品の破損による人的・財産的損害の発生（製造物責任とそれ以外）	
	・役務提供契約の提供に伴う損害についての相殺等の抗弁	役務提供中の不法行為等に伴う損害賠償請求権の発生等。	
	・指定権利売買契約の瑕疵等による損害についての相殺等の抗弁	権利移転の不履行に伴う差損金の発生等、機会損失	
	・不安の抗弁による対抗	先履行義務の留保	
	・その他特約に関する抗弁	特約の不履行等(289)	・商品未受領 ・サービスの不提供

上記〔**図表 12**〕から知られるように、通常売買取引や役務提供取引において契約の不成立、解消等の抗弁、商品やサービスおよびこれらに付随する取引に関して認められる抗弁事由に関して、ほぼ原則的にチャージ・バック事由が対応して存在して

いることが分かる。

ところで、割賦販売法で認められる抗弁理由であっても、これに対応するチャージ・バック事由が設けられていないのが「取引に派生して生じるその他の抗弁」である。この種の抗弁では、売主・供給者に対する商品の破損等による人的・財産的損害請求権、債務不履行に基づく損害賠償の請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権が考えられる。

また、わが国では、ケースバイケースで認められることも考えられる「不安の抗弁」や(290)、通常の契約には付帯しない特別な約束に関する抗弁などについても、対応するチャージ・バック事由は見当たらない。このことは、チャージ・バック制度がカード発行会社と加盟店管理会社間の清算手続であることを考えれば、該当するカード会員に発生する損害等に関する事由が設けられていないのは当然であろう。

しかし、これらの抗弁に対応するチャージ・バック事由がなくても、損害賠償請求権の場合、請求権発生以前に、商品の瑕疵、未着等、サービス提供の内容や品質に問題があるなど、事前に問題が発生していることが考えられ、それらの問題に基づき、発覚時点でチャージ・バックが可能となっているので、このような抗弁に対応するチャージ・バック事由がなくとも、支払停止の抗弁の問題は、対応できていると考えられる。

不安の抗弁権については、現在の法律に基づく有効な抗弁といえるか否かにつき疑問があり(291)、そもそもカード発行者に対してどこまで認められるかという解決されていない問題があることから、チャージ・バック事由が必要とは考えられない。

その他の特約に関しては、納品後のサービスなどの特約に対価性があるのか、付帯契約なのか、おまけなのか、など内容は様々であり、これに対して抗弁が認められるかどうかは、一概に言えない。なお、商品未納やサービスの不提供などを理由に

チャージ・バックを行使することも考えられる。

したがって、このような問題に対して、チャージ・バック事由が認められていないことが、割賦販売法の適用のある取引の場合に比べて、著しくカード会員に不利であるとまではいえないと考えられる。

このように、多数当事者取引においては、割賦販売法の適用がない取引であっても、チャージ・バック手続により、通常問題となる売主とのトラブルからの救済手段としてほぼカバーされているといえよう。

2）行使期間の比較

チャージ・バックは、カード発行会社と加盟店管理会社のカード会員が行った加盟店との取引における危険負担を定めているものであり、カード発行会社の権利行使期間に一定の制限が設けてある(292)。したがって、カード発行会社は、カード会員の申し出などを受け、チャージ・バックすると決定したら、速やかに手続きを行う必要がある。

その行使期間は、覚えのない取引、請求額の誤り、二重請求、キャンセル未処理、強迫行為、サービスの未提供、商品未納などの事由であれば、カード発行会社が請求データを受領してから120日営業日と最も長い。一般的に、カード発行会社は加盟店管理会社から受領したデータに基づき、受領日から遅くとも60日以内には、カード会員に代金請求を行うことから、カード会員は、利用日から2か月以上の余裕をもって対応することが可能と考えられ、請求書を受領後した時点では、取引に問題があれば、気づくことは可能と考えられる。したがって、すぐにカード発行会社に申し出すれば、ほとんどの抗弁事由について、チャージ・バックにより解決が可能な状態であるといえるであろう。

また、詐欺的行為、商品の延着、不足、瑕疵、継続的サービスの一部不提供など履行上の抗弁についても、チャージ・バック期間は120日営業日までの期間内に制限されているが、加盟店の商品配送やサービス提供の遅れがあるときは、納品・提供期間から起算して120日とされており(293)、納品またはサービス提供後に、約4か月間の余裕があることから、商品納入後に、またはサービス提供開始に伴い、商品の内容な品質、サービス内容や品質をチェックすることで、対応が十分可能と考えられる。

一方、支払停止の抗弁については、申出の時期についての制限は、特に設けられていない。したがって、いつでも申出は可能である。しかし、支払停止の抗弁は、未払の請求額を拒むことのできる権利なので、抗弁の発生する取引について、相当する代金を支払った後は、もはや行使できない。このため、実質的に代金支払い時期までという制限があると考えられる。

しかしながら、チャージ・バック制度は、代金未払の時も、代金支払い済の場合でも、認められているので(294)、短期与信においては、チャージ・バックのほうが、長期与信の場合は、支払停止の抗弁のほうがカード会員にとって有利といえよう。

3）適用範囲の比較

適用範囲について両者を比較してみると、以下のようになる(295)。

〔図表13〕　支払停止の抗弁とチャージ・バックの適用範囲

	支払停止の抗弁	チャージ・バック
支払方法・手段	1回払い（マンスリークリア）を除く	除外なし。 デビットカード、プリペイドカード取引を含む
対象商品・	割賦販売法で適用除外され	全ての取引を対象とする。

サービス等	た商品・サービス及び指定権利以外の権利を除く	
適用下限	支払総額 40,000 円。 （リボの場合は、価格 38,000 円）	制限なし （T&E カードについては、20 ドル相当額）
適用対象支払額	未払部分に限る	限定なし （支払い済み、未払い分ともに対象）

チャージ・バックの場合、全ての商品・サービス取引で、あらゆる支払方法や支払手段を対象として、原則適用下限がなく、しかも、支払い済みであっても適用されるので、全ての項目で支払い停止の抗弁よりチャージ・バック制度が優っている。

したがって、国際カード取引では、割賦販売法の適用がない取引であっても、チャージ・バック制度を活用すれば、法的に購入者の抗弁権が認められる適用対象取引でなくても、救済されるケースが増えると考えられる(296)。そうであれば、国際カード取引に割賦販売法の適用がないとしても、カード会員が、割賦販売法が適用される場合に比べて、著しく不利な立場に置かれるという問題が発生するとは、必ずしもいえないと考えられる(297)。

(5) チャージ・バック制度の限界

ところで、チャージ・バックは、カード会員が行使する権利ではなく、カード発行会社に認められたものである。チャージ・バックは、カード会社同士の内部手続であるため、カード会員は、直接、加盟店管理会社や販売店にチャージ・バックを請求する権利はなく(298)、また交渉にも参加できない。しかし、自らの主張の正確さを裏付けるために、カード利用時の控え、その他関係資料の提出などカード発行会社に協力することで、チャージ・バック手続によって結果的に救済を受けることができ

る(299)。

ただし、この手続は、カード発行会社が請求を受けたときから事由ごとに最短7日最長120日という申し出期限（各ブランド、事由別に異なる）が定められている。したがって、カード会員が支払の請求を受けて以降､抗弁事由が解消されない限り、返済を要しないという支払停止の抗弁とは異なる。

わが国の国内カード会社間のチャージ・バック事由は、詳細が正式には公開されておらず、一般に周知されていないため、あまり活用されていないといわれているが(300)、多数当事者型クレジットカード取引においては、割賦販売法の適用がないケースが存在することから、今後チャージ・バックのルールと事由を明確にし、適用範囲を明確にした上で、周知することを通じて､トラブル解決方法の一つに加えてゆくことが期待される。

4．カード利用者保護に残された問題点

（1） 加盟店調査義務の導入

三当事者型カード取引においては、カード発行会社は自社のカード会員から、クレーム等を受けた場合、加盟店契約に基づき、自社の加盟店に対して、直接状況を把握し、直接調査を行って、問題を解決することが求められている。この点に関しては、平成20(2008)年の割賦販売法の改正により、包括信用購入あっせん業者において、利用者等からの「苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない」（同法30条の5の2）とされ(301)、また、経済産業大臣の認定する割賦販売協会の定める包括信用購入あっせんに係る自主規制規則（以下「包括自主規制規則」という）59条には､「会員は、利用者または購入者等から申出のあった苦情に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めることとする。」と定められ

ている。

一方、平成 20(2008)年改正割賦販売法では、【四当事者・加盟店開放型】を念頭に、加盟店管理会社を「包括信用購入あっせん関係立替払取次業者」と定義して、加盟店管理会社と包括信用購入あっせん関係立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者や役務提供業者に関する苦情の対応についても、同法施行規則 60 条 3 号の規定が設けられ、これを受けた自主規制機関である一般社団法人日本クレジット協会の包括自主規制規則では、加盟店管理会社と提携する販売業者および役務提供事業者を「他社加盟店」として以下の規定を置いている(302)。

（他社加盟店に係る苦情に基づく調査等）

第 65 条　会員は、第 60 条の規定による原因の究明により知った事項からみて、他社加盟店に係る苦情である場合であって当該苦情の発生状況からみて利用者または購入者等の利益の保護に欠ける行為に該当すると判断したときは、当該苦情の内容に応じ、その処理のための必要な事項を調査しなければならない。

2　会員は、前項の判断の基準について、あらかじめ社内規則等において定めておくこととする。

3　会員は、第 1 項の調査の実施およびその調査結果の報告について、当該他社加盟店と契約している立替払取次業者に依頼することとする。

4　会員は、前項により立替払取次業者から報告を受けた調査結果より、当該他社加盟店において苦情の再発防止のため改善が必要と認める場合には、その状況に応じて当該他社加盟店に対する所要の措置を講ずるよう当該立替払取次業者に依頼することとする。

だが、今日では、クレジットカード取引が【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】から【多数当事者型】に移行していることから、割賦販売法を通じて上記のような規律

を導入しても、海外にある加盟店管理会社と決済代行会社については、問題を解決できない事態が増加している。

苦情等を受けたカード発行会社は、加盟店管理会社に対して行うべきことは、「調査の実施およびその調査結果の報告について、当該他社加盟店と契約している立替払取次業者に依頼すること」と「立替払取次業者から報告を受けた調査結果より、当該他社加盟店において苦情の再発防止のため改善が必要と認める場合には、その状況に応じて当該他社加盟店に対する所要の措置を講ずるよう当該立替払取次業者に依頼すること」であって、あくまで立替払取次業者への依頼が求められているにすぎない。立替払取次業者とされている加盟店管理会社がすべて、わが国の包括信用購入あっせん登録を受けている事業者を兼ねている現状であれば、割賦販売法に基づく登録制度の下で経済産業省の監督下にあることから大きな効果が期待できる。

しかし、近年は、加盟店管理業務のみを行う事業者が存在し、割賦販売法の適用が及ばない決済代行会社や海外の加盟店管理会社に対しては、調査義務は課されることはない。

したがって、多数当事者型取引の１回払いの場合は、チャージ・バック事由に該当しない限り、そして、チャージ・バックが最終的に受け入れられない限り、カード会員を保護することはできない状況にある。

（2）　現行法による対応の限界

従来は、カード発行も、加盟店管理も同じカード会社が行うという前提で法制度が整備されてきた。しかし、既に、わが国には、カード発行しか行わないクレジットカード会社が多数出現しており、加盟店を獲得し、加盟店業務を代行する収納代行業者の数は把握できていない(303)。このことは、割賦販売法において、カード取引におけるトラブルについては、すべてカー

ド発行会社にその責任（損失）を負担させるという、今までのカード発行会社規制の仕組みではもはや十分に、対応できないという限界を示している。

最近特に問題になりつつあるのが、平成20(2008)年改正のマイナスの影響である。

各クレジット会社およびカード会社は、消費者に被害を与えるような加盟店を認定割賦協会に登録し、消費者信用取引より排除し、健全な事業者と提携を行おうと努力しており、その成果は、着々と上がっている(304)。しかし、一方で、「出会い系サイト」利用代金の決済などで、クレジットカード取引のクレームが増加していることが指摘されている(305)。

このような種類のクレームが増加する根本的な原因は、多数当事者型クレジットカード取引の一部に加盟店契約を取り消した公序良俗や法律の規定に反する国内販売店との取引、国外の詐欺など悪質な商法を行うサイトとの取引などが混入していることにある。また、クレジットカード決済だけでなく、コンビニ決済やプリペイドカード決済を含めて、悪質加盟店取引先との取引を覚知して、排除できる決め手がないことにある。

この問題の背景には、インターネット取引におけるボーダーレスな取引の増加が大いに関係している。すなわち、従来は、クレジットカード加盟店を獲得する加盟店管理会社は、自国内の販売店しか加盟店とすることはできなかったが、経済のグローバル化とインターネット取引の進展により、インターネット取引に関しては、加盟店管理会社の所在国外の海外加盟店との提携も許されているからである(306)。

また、最近では、Paypal Here、Square、Coiney、楽天スマートペイなどといったスマートフォンにカード情報の読み取り装置をセットして、クレジットカード決済の端末機代わりに利用するクレジットカード決済サービス（以下「モバイル決済」

という）が盛んになったことに関連して、個人対個人のトラブルが新しい問題として発生している(307)。

モバイル決済は、初期コスト、運用コストがきわめて低いことから、利用者は、少額決済を中心とする法人、取引規模が小さな零細法人や個人事業主が中心である。フリーマーケットにたまに出品する個人、趣味の作品を販売する個人など、個人事業主といえるか微妙で、実績に乏しい場合であっても(308)、簡単な審査で加盟店契約が行われているようである。

規模の様々な事業者が混在するインターネット取引では、非対面取引であるため、クレジットカード決裁が必要不可欠であり、出店する業者には、特定商取引法の通信販売における表示が必須とされ、「返品・払戻しポリシー」を定める必要があるが、大手事業者が返品特約制度を設け、8 日間程度の返品期間を設ける一方、「ノークレーム・ノーリターン」として、現状有姿での販売、クレームがあっても返品や返金に応じないとする中小事業者や個人事業者が多数存在する。

返品等を受けつけない場合であっても、たとえば、商品としての機能を持たない商品(最初から壊れているなど)であれば、事業者から購入したときは、消費者は消費者契約法 10 条に基づき、「ノークレーム・ノーリターン」の特約が民法の任意規定に比較して一方的に不利な条項であり、無効であるとして返品・交換、契約の取消等を行える。そして、販売業者がこれに応じない場合は、加盟店管理会社を通じて、キャンセル処理を求めることできる。

しかし、販売する側が個人事業主といえるかどうか不明な個人の場合は、特定商取引法や消費者契約法の適用がないと主張されると、この特約を無効として、返品等による解決ができないケースが発生し、紛議の解決が長期化することが考えられる(309)。

このように、個人事業主とも言い難いような個人がクレジットカード取引の加盟店になることができる環境になったことで、新たな問題が出現したといえる。そして、悪質業者がそのような個人を装って特定商取引法や消費者契約法の適用を逃れようとしたり、最初から架空の住所や連絡先を表示したりしているため、返品等のクレーム折衝すら困難な実態も発生している。

このような悪質事業者の排除、零細・個人事業者への対応などの問題を解決するには、これらの業者と何らかの提携・契約関係のある加盟店管理会社、特に決済代行会社の協力が必要である。しかし、加盟店管理会社、決済代行会社が海外法人の場合や潜脱的にダミー会社を利用する場合であれば、国内法の効力が及ばないだけに、協力も期待できないという問題がある。

5．多数当事者型カード取引における問題解決の糸口

（1）　現在の問題の根本的原因

クレジットカード取引が三当事者型から変化したことにより、三当事者型カード会社が有していた「販売業者への代金保証機能」、「代金支払代行機能」、「信用供与機能」、「代金取立代行機能」の４つの機能がクレジット・システムの関係当事者に分散してしまっている。そして、現在では、①カード会員の獲得と信用供与に特化し、代金取立て業務を外部委託して、「販売業者への代金保証機能」「代金支払代行機能」をまったく有しないクレジットカード会社、②クレジットカードを発行しないで「販売業者への代金保証機能」「代金支払代行機能」だけを持つ包括加盟店・決済代行会社が出現するに至っている。

特に、後者（②）は、販売業者に支払う代金は、加盟店管理会社から受け取る資金をもとに行っており、信用供与を行っていないため、販売業者の販売する商品やサービスの種類や内容、

勧誘・広告の活動内容、契約締結の方法、利用した会員の代金決済ぶりなどに、注目するインセンティブに乏しい。カード発行会社としては、信用供与した会員の支払の遅延、拒絶が、その信用面の問題ではなく、販売する商品やサービスに起因するものであるとすれば､その原因を解消することが必要であるが、根本問題である販売店をチェックすることは、直接的な契約関係がないこと、クレジットカード取引は小口多数取引であり、調査コストに見合わないため、実質的に困難な状況にある。

（2） チャージ・バック制度の活用と救済

そこで、カード発行会社にとっては、加盟店の取引状況を継続的に監督するよりはコストがかからない、チャージ・バック制度を利用して解決することが検討されるべきであろう。

チャージ・バック制度は、すでに述べたように、カード発行会社の責任を原則としつつも、加盟店管理会社にも不良加盟店の不正行為や加盟店の債務不履行について、応分の責任を負わせる制度である。取引のグローバル化、インターネット取引の進展により、カード発行会社のコントロールできない取引や事象が生じている中で、チャージ・バック制度も加盟店管理会社の責任を強化する方向で見直されている(310)。となれば、割賦販売法に関しても､「カード発行者責任」一辺倒の見直しが必要な時期に来ているのである。

そこで、クレジットカードシステムに存在するブランドのチャージ・バック手続を活用して、悪質加盟店排除の仕組みを整備することが考えられる。その一つの方法として、チャージ・バック・ルールに加盟店情報センター（CMD センター）(311)に登録されている事業者であって、一般に加盟店契約に不適切な事業者の取扱いに係る購入者の紛議の場合などに、取消事由を追加することが考えられる。

CMDセンターに悪質加盟店を登録したカード発行会社は、あらゆるクレジットカード取引からこの悪質加盟店を排除する意思を有していると思われる。しかし、これを他の加盟店管理会社が加盟店契約を締結し続けていると、自社カード会員がこの悪質加盟店と取引する可能性がある。ノン・オンアス取引においては、自社カード会員が取引する販売店をオーソリ手続によって確認して排除することはできないので、取引禁止対象業者と知らずに、販売承認を出してしまうことになる。

しかし、すべての加盟店管理会社や決済代行会社がCMDセンターに加盟しておけば、登録されている不適格な販売店を把握できるのであるから、それでも、加盟店として扱った不利益を受け入れざるを得ないように、チャージ・バック事由を整理することで、解決を図ることが考えられる。

このようなチャージ・バック・ルールを新設し、国内事業者と提携する海外加盟店管理会社など【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】取引にも適用するためには、現行の割賦販売法に、カード発行会社と加盟店管理会社、及び決済代行会社、カード加盟店という規制対象を加え、アメリカ貸付真実法170条や統一消費者信用法のように国内チャージ・バック・ルール及び加盟店契約における解除や返金等に関する基本的な規定を割賦販売法に組み込むことが考えられる。

（3） 欧米における対応の現状

カード発行会社が多数当事者型取引を行った購入者の保護を図れないという構造的な問題は、カード会社が管理し得ない販売店でもカードを利用できること、特定の加盟店での利用をカード発行会社では予め排除できないことにある。このような構造の下で、カード発行者はどこまでその責任を負うべきなのだろうか。

この点に関しては、欧米のカード発行に関するカード発行者の責任についての法規制が参考になろう。

1)　ドイツ

ドイツ民法典では、売買契約の代金決済のために信用供与が行われる場合であって、売買契約と信用供与が経済的に一体と認められる場合を「結合契約」として、売買契約における抗弁を信用供与契約にも認める。そして、信用供与者が信用供与契約の準備または締結に際して売主の協力を利用する場合は、特に経済的一体性を有するとされている(312)。わが国の三当事者型を中心とする個別信用購入あっせんは、この「結合契約」に相当すると考えられる。

しかし、クレジットカード取引については、明示的に BGB の抗弁の貫徹の規定が適用されておらず、ユニバーサルカードと呼ばれる国際クレジットカードが対象となるかどうかは明確ではない(313)。その対象となる信用供与契約は、3 か月を超えない支払猶予のあるものとされており、少なくとも 3 か月以内の支払猶予のある国際カードは、BGB495 条、499 条の対象にはならず、利用者は、抗弁権の行使が認められていない。

2)　フランス

後藤巻則教授らによれば、フランスでは、金融取引に使われるカードとして、機能に着目して法律的に分類すると、「引出カード(Carte de Retrait)」、「支払カード(Carte de Paiement)」、「信用カード(Carte de Credit)」、「支払担保カード(Carte de Garantie)」の 4 種類に分類されるとする(314)。

また、白石大准教授は、その後の利用状況から、機能面では、「引出カード(Carte de Retrait)」、「支払カード(Carte de Paiement)」、「与信カード(Carte de Credit)」、の 3 種類 (315)

に分け、発行者の属性に着目したカードの分類である銀行カード(Carte Bancaire)、アグレディティブ（信用）カード(Carte Accreditive)、専用カード(Carte Privative)の 3 種類と組合せで整理している(316)。

白石教授の分類によれば、「与信カード(carte de credit)」は専用カードを取り扱う百貨店(またはその金融子会社)が取り扱い、リボルビング方式ということであるから(317)、わが国の割賦販売法の適用のあるリボルビング式クレジットカードに該当するといえよう。なお、この「与信カード」の機能は最近では銀行カードにも備えられているという事である。

なお、「支払カード(carte de Paiement)」は、引出カードの機能を兼ね備え、カード会員のカード利用につき、即時、又は月末に同額が銀行口座から引き落とされるものであり、わが国のマンスリークリア方式のクレジットカードやデビットカードに該当する(318)。月末まで支払いが猶予される「支払カード」場合は、短期の与信が行われているとみることはできるが、フランスでは、「与信カード」と区別され、消費法典 L311－3 条 10^0において、引落の猶予が 40 日を超えず、利息を生じないカード取引は明文で適用除外とされている(319)。

リボルビング方式の「与信カード」は、2010 年の「消費者信用の改革に関する 2010 年 7 月 1 日法」（通称「ラガルド法」）制定により、規制の対象に含まれるようになり、広告や勧誘、表示の義務や与信期間の制限などが設けられた(320)。また、リボルビング・ローンについては、商品・サービスの提供に関する契約（主契約）に関連して代金決済のための与信契約が行われ、二つの契約が一つの商取引と認められる場合には、この与信契約は「関連貸付(Credit lié ou Crédit Affecté)」（消費法典 L311-1 条 9^0）とされ、主契約の履行がなければ、与信契約の支払義務が生じず（消費法典 L311-31 条）、主契約が解除・無

効になれば、与信契約も無効となる（同 L311-32 条）とされ、主たる契約がクーリング・オフされれば、与信契約も自動的に解約される（同 L311-38 条）(321)。

しかし、リボルビング方式のクレジットカードは、この「関連貸付」に該当しないとされるので、支払カードと同様与信カードについても、抗弁の接続はされない(322)。

このように、ドイツ、フランスでは、短期の支払猶予であるデビットカードやチャージカードだけでなく、リボルビング方式のローンやクレジットカード取引は、その決済の目的である売買契約等の契約とは、「結合した取引」や「関連貸付」とはみなされず、抗弁の対抗は認められていないという特徴がある。

3） イギリス・アメリカ

一方、第 2 章で触れたように、イギリス消費者信用法においては、同 75 条の共同責任の対象となる Debtor - Creditor - Supplier Agreement には、チャージカードを除くリボルビング方式などのクレジットカードが含まれ、多数当事者型であっても、海外の供給者との契約であっても、規制の対象にはなる点で他国にはない特徴があった。

なお、ヨーロッパ全体においては、EU の消費者信用指令による各国規制の平準化の観点から信用供与期間が 4 か月を超えないもの、もしくは、年会費などわずかな費用以外には、金融料を支払わないものは適用除外とされており、当初からリボルビング払いとなるカード以外には、適用の影響がない点では共通している。

また、第 3 章で見たように、アメリカでも、貸付真実法および統一消費者信用法において、チャージカードを含めて適用対象とはされているものの、「抗弁と請求」に関しては適用除外とされ、多数当事者型を含めたクレジットカード取引にのみ適用

がある(323)。

このように欧米では、抗弁権の接続により救済されるクレジットカード取引の支払方法の範囲は、原則として与信期間が 3 か月または 4 か月を超えるものとされ、イギリスを除いて、二当事者型や三当事者型クレジットカード取引ではない国際カードについては適用がない、もしくは適用が一部制限されている状態にある。

各国に共通するのは、短期の支払猶予、かつ、金融料が不要な信用供与契約は、現金取引と同様に扱って、利用者を特別に法的な保護を与えてはいないという点である。そうであれば、本稿において取り上げた多数当事者型のクレジットカード取引は、特定の商品等の代金決済に利用する信用供与である「販売信用」というより 1 回払いが原則であり、自己が希望するあらゆる決済目的で現金と同様にクレジットカードで代金決済ができることから、「現金信用」もしくはそれと同視ものと考えてよいのではないだろうか(324)。

第 7 節　小括

上田昭三教授は、「かつてクレジットは、高額な耐久性商品の分割での購入に用いられていた。この時点では、特定の商品を特定の販売店から購入するための信用供与であり、販売信用(小売信用)であった。しかし、クレジットカードは、高額な耐久商品の購入にはむしろ不向きで、非耐久消費財、サービスの代金支払に利用され、利用の単価は、どんどん下がり、現在 1 回あたりの利用の下限は 10 円単位まで下がり、あらゆる決済に利用ができるようになり、現金と同様の汎用性を持つに至っている」と 40 数年前に述べていた(325)。また、Brandel & Leonard は、「カード所有人の地位は、現金よりも有利ではいけないし、

不利でもいけない」と述べている(326)。

二人に共通するのは、短期間の支払猶予であって、会員が年会費以外に手数料を負担しないクレジットカード取引については、現金取引に近いものであって、現金とほぼ同様に扱うべきであるという事ではないか。そうであれば、1回払いのような極めて短期間な信用販売は、賦販売法におけるこれ以上の手当てを不要としてもよいのではない。多数当事者型では、チャージ・バック制度の運用があり、三当事者型などオンアス取引であれば、カード会社の加盟店契約により、十分に現金取引よりも有利であるのだから(327)。

欧州議会の2008年消費者信用契約および87/102/EEC廃止に関する2008年4月23日付け欧州議会ならびに理事会指令(Directive 2008/48/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC)を見ると、供給契約と与信契約の経済的一体性に着目した「結合した契約(Linked Credit Agreement)」において信用契約を締結した消費者に撤回権と物品等が提供されない場合の法的救済を求める権利の規定の創設を域内国に要請している(328)。

しかしながら、ここでも、原則としてクレジットカード取引には経済的な一体性を認めておらず、特定物品等が信用契約で明白に特定している場合や信用契約の締結または、準備に関連して供給者の協力を利用する場合などに限られている。

こうした、リボルビング方式のクレジットカード取引について、消費者信用法制の適用がない諸外国と比較した場合にも、国内における多数当事者型クレジットカード取引について「あとリボ」に変更した場合に、割賦販売法を適用させる必要がないとの結論は妥当とされよう。

それでも、割賦販売法の適用を認める場合には、カード発行

会社に相応の負担が生じることになるから、そのしわ寄せは他の会員、特に分割払いやリボルビング払いを利用するカード会員に手数料率の引き上げという形で及んでくるほか、販売業者への加盟店手数料の引き上げという形で関係当事者に影響が生じることになろう(329)。

また、チャージ・バック事由に該当しない抗弁については、カード発行会社の負担となることから、一般の国際カードより高額な年会費を徴求するチャージカードと同様の水準まで、年会費やこれに代わる手数料の引き上げが必要になることが考えられる(330)。もしくは、今までのクレジットカード利用範囲の拡大を見直し、優良な販売業者のみを選別する方向に大きく舵を切らなければならなくなる可能性も考えられる。

多数当事者型クレジットカード取引というグローバル化した取引において、限られた局面での消費者保護の検討にあたっては、当該対象消費者の利益だけではなく、他のクラスの消費者への影響、システムに関与する多数の関係事業者のコストの増加や不利益、世界的な標準の在り方を含めた総合的な利益衡量が求められるのではないだろうか。

---

(1)Office of Fair Trading v. Lloyds TSB Bank plc. and others, [House of Lords] [2007] UKHL 48, [2008] AC 316.

(2) 第2章第4節、第5節6節1及び坂東俊矢「欧州の消費者信用法制の研究『1979年EC消費者信用指令案と英国の反応』」高知短期大学社会科学論集53号（1987年）173頁以下参照。

(3) 第3章第3節(5)(6)、第4節1.参照。

(4) 消費者信用取引は、売買取引から派生した二当事者間の「信用販売」や「条件付販売」から始まって、やがて割賦販売法が制定されている。この割賦販売法は、ミシンやオートバイや自動車といった特定商品を分割で購入する取引の条件の開示・表示の統一が目的であった。その後三当事者型の割賦販売が増加し、購入者の金融会社の請求からの保護という側面が強くなり、イギリスではハイヤーパーチェス（買取選択権付賃貸借）という形態を生んだが、三当事者型であって、形式上は貸主であっても、金融会社を売主とみなして、購入者を保護してきた。

(5) VISA、MasterCardといった国際ブランドが本格的にアメリカ、イギリス、日本において現在のようなクレジットカード取引の決済システムを構築したのは、イギリスの1974年消費者契約法、1974年改正の貸付真実法、1984年改正の割賦販売法が成立して以降のことである。

(6)各国のクレジットカード加盟店である供給者について、当該国でクレジットカード取引における責任としてどのようなレベルが要求されるかにより、カード利用者の請求と抗弁が認められるかが異なっている現状にある。カード利用者は、自国ルールを他国供給者に期待するであろうし、供給者は、自国ルール以上の対応を他国のカード利用者や他国のイシュアから要求されても、これを拒絶するに違いない。また、国際ブランドの共通ルールであるチャージ・バック制度にはない損害賠償請求が絡む場合、カード取引には請求するにしろ、請求放棄するにしろ、カード事業者にとっての負担は大きいと考えられる。

(7) 割賦販売法の最新の解説書である経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成20年版割賦販売法の解説』(日本クレジット産業協会、2009年)39頁以下参照。ここでは、包括信用購入あっせんの契約形態として、①債務引受(立替払)型、②債権譲渡型、③保証委託型等が存在するとして解説する。しかし、多数当事者が主要取引形態となっている現在でも、信販会社等、販売業者等、購入者等の三当事者のみの関与する形態でしか表示・解説しておらず、国際カードなど多数当事者型クレジットカード取引に関する言及は苦情の処理と苦情処理体制の構築の関係で触れられているだけでである。

(8) 取引信用課編・前掲注(7)84頁参照。割賦販売法が制定された昭和36(1961)年から、この規定は存在する。

(9) この問題に関して、消費者委員会は、平成26(2014)年8月26日付けで「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」を行い、海外取引や多数当事者型取引における消費者の保護の在り方を検討し、平成27(2015)年2月までに実施状況の報告を求めている。これを受けて、割賦販売法の所管庁である経済産業省商務流通情報局商取引監督課では、平成26(2014)年9月26日に第1回産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会を開催し、法改正等の検討を開始した。(http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin shojo/kappuhanbai/pdf/001_04_00.pdf〔最終閲覧:平成26(2014)年11月1日〕)。

割賦販売小委員会の第2回会議では、現在のトラブルを分類・分析して、原因や課題等を整理し、他の電子決済手段との性質等の違い、諸外国の法制を調査した上で、割賦販売法上措置すべき事項、他法令の検討を求めるべき事項、法令以外の手法で確保すべき事項に整理し、法改正等に対する対応を明確にするとされている。同第2回事務局資料4の2頁(http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/ shojo/kappuhanbai/002_haifu.html〔最終閲覧:平成26(2014)年11月24日〕)。

なお一部新聞においては、決済代行業者対応を重視する議論としているものもある。通販新聞平成26(2014)年10月2日電子版(http://www.tsuhanshinbun.com/archive/2014/10/post-1977.html〔最終閲覧:平成26(2014)年10月11日〕)。

(10) 政府は、平成26(2014)年6月14日に発表した「『日本再興戦略』改訂2014年――未来への挑戦」において、「キャッシュレス化に向けた対応」と題して平成32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックの開催へ向けて、キャッシュレス化にかかわる官庁に対し、平成26(2014)年度末までにその対応をまとめるという方針を打ち出しており、キャッシュレス化の流れはさらに加速するものと考えられる(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf〔最終閲覧:平成26(2014)年10月11日〕)。

(11) 鳥羽欽一郎=田中政治『伊予商人とクレジット』(東洋経済新報社、1981年) 71-80頁参照。

(12) 鳥羽=田中・前掲注(11)247頁参照。積立式では、販売業者は、代金の全額の支払と交換に商品を引渡すので前もって資金負担がないが、たとえば12回の月賦で販売したときには、販売時に初回および2回目の月賦金を回収するのと引き換えに商品を引渡すので、翌月以降に販売する商品の仕入れ代金には不足することになり、別途資金調達が不可欠である。

(13) 矢島保男『消費者信用――クレジット社会の進展と新しい対応』(ダイヤモンド、1983年) 68-69頁参照。

(14) 鳥羽=田中・前掲注(11)248-249頁参照。

(15) 加藤一郎ほか「(座談会)割賦販売の現状とその規制」ジュリ191号(1959年)38頁(三浦正義発言)参照。昭和12(1937)年ごろには都内の一流百

貨店の総売上に匹敵するチケットの売上があったほどの発展を見せた。

(16) 鳥羽＝田中・前掲注(11)249頁参照。チケット販売については、人見康子「チケット販売」『契約法体系(2)』（有斐閣、1962年）305頁以下を参照。なお、チケット・クーポン制度、クレジットカード取引の詳しい発展経緯に関しては、第1章第3節を参照のこと。

(17) 銀行系クレジットカード会社は、中小事業者保護の観点から、割賦購入あっせん登録は認められなかったため、第1章第3節1(c)ボーナス払いなど支払回数3回未満で支払猶予2か月を超える方式と(d)2か月以内に支払う1回払い方式のみしか、認められていなかった。これは、当時の割賦販売法の2月以上かつ、3回払以上の分割で支払うという割賦要件を満たしていなかったので、割賦販売法の規制を受けていなかった。沢野直紀「クレジットカード」加藤一郎＝竹内昭夫編『消費者法講座（第5巻・消費者信用）』（日本評論社、1985年）103頁。

(18) 吉原省三「クレジットカード取引の現状と法律関係」ジュリ428号（1969年）112-113頁参照。カードをクレジットカードとチェックギャランティカードに区分し、クレジットカードを単一目的カードと多目的カードに分類する。この多目的カードは、銀行系クレジットカードとT&Eカードである非銀行系カードに分類されている。当時唯一利用代金の月賦払いができた日本信販のクレジットカードは、非銀行系のクレジットカードと分類されているが、分類表には記載されていない。したがって、法的性質の分析にあたって、月賦方式の日本信販の会員規約等はまったく参照されていなかったといってよいだろう。

(19) 竹内昭夫「クレジット・カードと消費者保護――信用取引における消費者問題の一側面」ジュリ475号（1971年）55-60頁参照。信用供与条件の明示の問題とともに、安全性がなおざりにされ、責任条項に問題がある中では、クレジットカードは、「あたかも金額白地の手形・小切手に記名捺印して持ち歩くに等しいのではないか」とその危険性を指摘している。

ほかに、クレジットカードの紛失・盗難、その他不正使用問題を扱った当時の文献として以下のものがある。加藤良三「クレジット・カード制度における損失分担の法理――発行者責任主義の法的根拠について」アカデミア1969年9月号（1969年）59-75頁、清水巖①「クレジット・カード取引の法構造1」法時45巻11号（1973年）167頁、兼元俊徳「クレジット・カードをめぐる法律問題」警察研究46巻3号（1975年）61-65頁、吉原・前掲注(18)117頁、清水巖②「クレジット・カード販売の実態と問題点――消費者保護の側面から」ジュリ645号（1977年）55-60頁、西本昭男＝内田和久「マイクロコンピュータを利用したクレジットカード照合機」電子技術総合研究所彙報43巻6号（1979年）395-397頁など参照。

(20) 伊藤進「信販契約を巡る法律上の問題点」ひろば37巻9号（1984年）27頁。宮本健蔵「クレジット契約と民法理論――いわゆる抗弁の接続を中心として」明学65号（中川高男教授退職記念号、1998年）87頁参照。また、長尾治助教授は、与信の性質は、個品割賦購入あっせんも総合割賦購入あっせんも基本的に同一と捉えている。長尾治助「クレジットカードの性格と消費者保護の緊張関係――購入あっせんの抗弁対抗規定を中心として」NBL313号（1984年）9頁参照。このほか、個品割賦購入あっせんと割賦方式のクレジットカードだけでなく、マンスリー・クリア・クレジットカードについても、同様と考える見解もある。山口康夫『カード利用関係法の解説（4訂版）』（一橋出版、2005年）86-87頁。

(21) クレジットカード取引の場合は、信用供与の是非をカード会社に問い合わせ、その承認を受けることが義務付けられている。これを「オーソリ」（authorization：販売承認）という。末藤高義『クレジットカード用語辞典（第3版）』（民事法研究会、2011年）13頁。オーソリ時のカード発行会社のチェック項目については、山本正行『カード決済業務のすべて――ペイメントサービスの仕組みとルール』（金融財政事情、2012年）89頁参照。

(22) 当時、チケットやクーポンは、各地域の商店街など小売商が組織する協同組合組織（「チケット団体」といわれる）が発行するほか、小売商の組織した者でも株式会社の形態をとり、若干の協同組合形態の者が合同して信販会社に至ったもの（いわゆる「地方信販会社」）、百貨店を最有力

の加盟店とする信販会社（㈱日本信販を指す）とがあった。このうち、百貨店が信販会社に加盟して行う「間接割賦方式」は、信販会社の強力な集金システム、百貨店の強大な資本信用力を背景に、消費者にとってクーポン券があれば現金の場合と同一の価格で買うことができ、少額な商品でも、1カ月間に購入したものの合計額を3か月月賦で支払えばよいという利便性があって、クーポン使用地域が東京一円はもちろん、横浜、川崎をはじめ静岡、その他遠隔の都市で可能であり、会員にとって、チケット団体に比較すると大きな利便性があって、チケット団体等の会員が奪われるのではないかの危機感から、一般小売商と大きな摩擦を起こすことになった。白柳夏男「わが国における割賦販売の現状と問題点」月刊中小企業10巻10号（1958年）3頁、今井祐之介「百貨店の割賦販売と小売商への影響」月刊中小企業10巻10号（1958年）7頁、林久吉「代行割賦販売制度の研究」明大商学論叢40巻10号（1957年）24-25頁参照

(23) Cf. Lewis Mandell, *The Credit Card Industry: A History,(Twayne's Evolution of Modern Business Series)*, Twayne pub. 1990,30-32.……〔邦訳〕根本忠明＝荒川隆訳『アメリカクレジット産業の歴史』（日本経済評論社、2000年年）74-76頁参照。

(24) 日本信販のクーポンは、特定の団体・企業の職員・社員（営業当初は、日本セメダイン、通商産業省、大蔵省、日本銀行、東京瓦斯、NHK等の勤務者が対象）向けに入会金100円で会員証と「物品購入クーポン券」(500円券と100円券のつづり)を配布した。会員は、会員証と印鑑をもって買い物に行き、クーポン券に印鑑を押して渡す。本人確認は、会員証と押印された印影である。また、クーポンの有効期限は1カ月間で、限度額3,000円、3回(3か月月賦)払いというシステムであった。クーポンは、クーポン会社の社員が加盟店から回収し、会員ごとに請求書を作成して当該会員の所属する団体・企業に持ち込み、厚生課や総務課に委託して給与から請求額が天引きされて、信販会社に支払われるという方式で代金が回収されていた。風間眞一「日本のクレジットカードの足跡をたどる第1回クレジットカードのさきがけ」消費者信用25巻6号（2007年）46-48頁。

(25) JCBは、預金者を対象にカードを発行し、昭和36(1961)年の創業当初から個人の銀行預金口座からの自動引落としを行っていた。また、ダイナースクラブは、当初アメリカと同様小切手による決済を志向していたが、途中で銀行口座からの引き落としに変更されている点で、発行機関、発行形態、代金の回収の仕組みがクーポンとクレジットカードで当初は、大きく異なっていたことが判る。風間眞一「日本のクレジットカードの足跡をたどる第2回カード会社が相次いで誕生した黎明期」消費者信用25巻7号（2007年）57頁参照。

(26) 大阪市市場局=京都大学比較法センター「消費者相談基準表」(1980年)62頁以下参照。クレジット販売は、「割賦販売法との関係では、チケット販売やクレジットカード取引に関する『割賦購入あっせん』（同法旧2条5項……筆者注）と同種の取引である。だが、これはチケットやカードを利用した不特定の商品やサービスを対象としているので、つねに特定商品やサービスを対象にし、チケットやカードを介しないクレジット販売と割賦販売法上同視することは当然にはできない」とする。なお、同文献につき執筆者の明示はないが、北川善太郎京大教授の執筆とされる。浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護(1)」NBL238号（1981年）12頁、植木哲「消費者信用法の基本問題」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法体系（第5巻・金融取引契約）』（有斐閣、1988年）243頁。このほか、来栖三郎『契約法』（有斐閣、1974年）64頁。また、岡部真純ほか「特別座談会・消費者信用取引における抗弁対抗の法律構成と射程距離」金法31巻29号（1041号、1983年）46-47頁〔山岸憲司発言〕、69頁〔植木哲発言〕は、個品割賦購入あっせんとまったく同様に取り扱うことには議論の余地があることを認めているようである。

(27) クレジットカード取引の仕組みについて記載した文献は数多いが、三当事者型とともに、四当事者型以上の取引を含めて扱う文献は、昭和59(1984)年の割賦販売法改正までは、ほとんど見られず、古くは、人見絹子「三者間の契約（クレジット・カードによる売買）の法的性質について」法学研究第36巻8号（1963年）66頁において、アメリカにおい

て「四者構成のクレジットカードの案」があり、イシュアの役割を分担することとなることの紹介がある程度である。本格的に四当事者型も含めた記載がみられるのは、加盟店相互開放により、四当事者型クレジットカード取引が開始された平成元(1989)年頃以降であり（第1章第3節参照）、主な文献を挙げれば、以下のものがある。清水和彦『現代のクレジットカードビジネス〔成熟期を迎えるクレジット市場〕』（近代セールス社、1990年）60頁、国民生活センター「選ぶ，使う『国際クレジットカード』」（1999年）8頁、青島幹郎『改訂版クレジットカードの実務と業務知識――クレジットカードの業務がこれ一冊ですべてわかる』（シーメディア、2006年）22頁、田中雅代「割賦販売法改正その後――クレジットカード決済の問題点」消費者法ニュース75号（2008年）142-143頁、田中雅代「（ミニ特集）現在のクレジット・その抱える問題――クレジットカードを利用する新たな消費者被害」消費者法ニュース78号（2009年）112-114頁、武田真由「クレジットカードの仕組み」消費者法ニュース78号（2009年）116-117頁、中崎隆『詳説改正割賦販売法』（きんざい、2010年）174-175頁、後藤巻則＝池本誠司『クレサラ叢書解説編割賦販売法』（勁草書房、2011年）74頁、岡山正雄「地域銀行におけるクレジットカード業務の変遷――一体型クレジットカード発行をめぐる動向について（地域金融の現状と方向性）」農林金融64巻5号（2011年）277頁、山本・前掲注(21)4頁、86頁、91頁など、本田元『新技術で決済が変わる!図解カードビジネスの仕組み』（中央経済社、2013年）27頁、127頁、143頁、寺川永「消費者法の最前線(15)消費者紛争の個別類型と消費者法（6）複合契約と消費者」法セ696号（58巻1号、2013年）95頁、日本弁護士連合会編『消費者法講義（第4版）』（日本評論社、2013年）174-183頁、中村肇「日本におけるクレジットカード契約の法的性質論――多数当事者間取引の一例として」クレジット研究所レポート3号（2014年）130頁、吉元利行「クレジットカード利用者の保護とその限界――海外での利用や関係当事者の増加に着目して」クレジット研究所レポート3号（2014年）50頁、「キャッシュレス革命2020」研究会（キャッシュ研）編著『キャッシュレス革命2020　電子決済が作り出す新しい社会』（日経BP社、2014年）46頁等がある。

(28) 三井住友VISAカード＆三井住友マスターカード規約（個人会員用）28条2（https://www.smbc-card.com/mem/kiyaku/pop/kiyaku_kojin.jsp〔最終閲覧：平成25(2013)年9月1日〕）。

(29) 三菱UFJニコスカード会員規約23条(1)（http://www.cr.mufg.jp/ member/rule/nicos/ agreement.html〔最終閲覧：平成25(2013)年9月1日〕）。

(30) セゾンカード会員規約第5条(1)（http://www.saisoncard.co.jp/guide/ gu010.html#article5〔最終閲覧：平成25(2013)年9月1日〕）参照。

(31) ほかに、現在はほぼ見られないが、割賦方式のクレジットカードを発行できない百貨店系のカード会社が従来行っていた購入代金相当額の金銭の貸付を行う方式やカード会社が購入者等との保証委託契約に基づき、購入者等の保証人として加盟店に対し商品代金等を代位弁済して、購入者等は、カード会社等に代位弁済金と保証料を分割で返済する保証委託方式がある。取引信用課編・前掲注(7)40頁。なお、その詳細な区分等については、多数当事者における法律関係の分析の項で詳細に紹介する。

(32) 清水巖「クレジット・カード取引の法構造2」法時46巻6号（1974年）303-302頁、吉原・前掲注(18)115頁、長尾・前掲注(20)9頁、梶村太市＝深澤利一＝石田賢一編『全訂版割賦販売法』（青林書院、2004年）10-13頁〔石田賢一〕、中村肇・前掲注(27)117頁参照。

(33) 取引信用課編・前掲注(7)230-231頁参照。

(34) 消費貸借説としては、長尾治助『消費者信用法の形成と課題』（商事法務、1984年）162-163頁、165-166頁がある。なお、準委任契約の内容として、契約書の条項解釈として商品の引渡義務を保証していると解する裁判例もある（東京地判昭和57年2月5日判時1053号138頁）。しかし、消費貸借説は、貸金業法の規制対象取引となり得るが、行政規制ではこのように解されていないこと、保証説については、一般的にはこのような条項は信販会社では使用されていないこと、および契約の意思解釈としては難しい面があるとの指摘もあり（北川善太郎「立替払契約について」国民生活13巻4号（1983年）15頁）、いずれも取り上げなかった。なお、地銀バンクカードが貸付型であり、金銭消費貸借となってい

るが、マンスリークリア方式なので、除外した。

(35) 吉原省三ほか「座談会・クレジットカード取引の実務・カード利用代金の法的性質(1)債権譲渡説、立替払説を検討する」消費者信用 1 巻 2 号（1983 年）81 頁-83 頁、長尾・前掲注(20)9-10 頁、吉原省三・塩崎勉編『裁判実務体系 22 金融信用供与取引訴訟法』（青林書院、1993 年）417 頁。植木哲「（特集・消費者信用取引と抗弁の対抗）特集① 消費者信用取引を巡る抗弁権対抗の理論」金法 31 巻 29 号（1041 号、1983 年）13 頁、吉原・前掲注(18)114-115 頁、清水巖・前掲注(32)302 頁。宮本・前掲注(20)89-90 頁、沢野・前掲注(17)106 頁、長谷川成海「三者間クレジットカード取引――銀行系カードの法的問題」早法 64 巻 3 号（1989 年）33 頁、中村肇・前掲注(27)117 頁参照。

(36) 吉原・前掲注(18)116 頁、長谷川・前掲注(35)33 頁など参照。

(37) 吉原・塩崎編・前掲注(35)416 頁は、売上票に債権譲渡承諾文言を記載するなどして、債務者対抗要件は具備できるが、第三者対抗要件は具備できず、また、承諾は、異議をとどめない承諾を得ない承諾にしておかないとすべての抗弁の対抗を受けるとする。

(38) 船越隆司「クレジット会社と加盟店の法律関係」吉原省三＝岡部真純編『判例リース・クレジット取引法』(きんざい、1986 年）499-500 頁参照。

(39) 吉原・前掲注(18)116 頁は、未発生未確定の債権譲渡が有効かどうか、また、あらかじめ包括的に承認を受けることで対抗要件を具備したことになるが疑問があることを指摘する。なお、通説は事前の包括的同意を有効とするが(西村信雄編『注釈民法 11』（有斐閣、1967 年）370 頁、376 頁〔明石三郎〕参照)、判例はかつて無効説に立っていたため（大判大正 10 年 2 月 9 日民録 27 輯 244 頁。なお、清水巖・前掲注(32)301 頁参照)、訴訟では、釈明を求められることもあったようである。吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」81 頁〔西垣内発言〕。しかし、現在の判例は、対抗要件を具備したうえで、譲渡すべき債権の特定性を満たしている場合には有効な将来債権の包括的な譲渡をなすことができるとしている（最判平成 12 年 4 月 21 日民集 53 巻 1 号 51 頁)。

(40) 吉原・前掲注(18)116 頁参照。なお、植木・前掲注(35)13 頁は、この承諾は、一般論としては、契約自由の原則の下に是認されるが、立替払契約においては、契約の相対性の下で生じる代金支払義務とは法律上まったく別個の立替金支払義務を負うことから、異議をとどめない承諾の効果として、指図債権の譲渡の場合と同一の効果が認められるか疑問としている。また、清水巖・前掲注(32)301 頁も、この承諾が民法 468 条 1 項の異議をとどめない承諾とはいえないとする。長谷川・前掲注(35)33-34 頁も同様に解し、抗弁切断条項については、沢野・前掲注(17)106 頁と同様、債務者の権利を制限する特約であるとしている。

(41) 吉原・前掲注(18)116 頁参照。特に分割払債権では、回収期間が長期化するので、その間の差押えリスクの指摘があり、対抗要件を具備していない点に懸念が示されている（吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」83 頁〔山下発言〕)。また、吉原・塩崎編・前掲注(35)416 頁は、第三者対抗要件は備えようがないとする。清水巖・前掲注(32)301 頁も同旨。なお、宮本・前掲注(20)90 頁参照。

(42) 消滅時効につき、吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」82 頁〔西垣内発言〕は、代金譲受債権の行使期間は 2 年間（民法 173 条)、飲食代金の場合は 1 年（民法 174 条）の特別短期消滅時効にかかる懸念を指摘する。吉原・塩崎編・前掲注(35)416 頁、清水巖・前掲注(32)296 頁、宮本・前掲注(20)90 頁、長谷川・前掲注(35)33 頁も同様。

(43) 債務者が二重弁済を強いられるなどを理由とする。大判大正 10 年 2 月 9 日民録 27 輯 4 巻 244 頁、大判大正 10 年 3 月 12 日民録 27 輯 9 巻 532 頁。吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」83 頁〔山下俊六発言〕も、対抗要件具備が必要とする。なお、我妻栄＝有泉亨ほか著『我妻＝有泉コンメンタール民法――総則・物権・債権』（日本評論社、2013 年）864 頁は、譲受人を特定しない事前の承諾も、債務者がそれでよいとしたのであれば、その効力を否定する理由はないが、しかし、第三者との対抗関係に問題がないとは言えないとする。

(44) 清水巖・前掲注(32)301 頁も、三者間クレジットカード取引では、債権譲渡範囲が明確で、かつ定型的にカード加盟店からカード会社に譲渡されるから、事前かつ包括的承諾であっても債務者に著しい不利益はない

から特約は有効とする。長尾・前掲注(34)372頁も、具体的な譲渡の際改めて通知・承諾せずとも、債権譲渡につき債務者には対抗できるとする。

(45) 今般の民法（債権関係）の改正では、異議なき承諾の制度は廃止されることになっており、今後は、債権譲渡方式のままでは、会員から抗弁の放棄について書面等で明確に申し出を受けない限り、カード発行会社に加盟店に対抗しうる事由をもって対抗することができるようになる。したがって、今後、債権譲渡方式は見直される可能性がある。

(46) 債務引受説および無名契約説も、クレジットカード利用時点で債務の引受の効果が生じるとみている。吉原省三ほか「座談会・クレジットカード取引の実務・カード利用代金の法的性質(2)」消費者信用1巻3号（1983年）81頁〔吉原発言・山下発言〕。また、吉原・塩崎編・前掲注(35)416頁は、売上票に債権譲渡承諾文言を記載するなどして、債務者対抗要件は具備できるとする。

(47) 吉原・前掲注(18)116頁は、第三者対抗要件の問題について、実際上はほとんど考慮する必要はないと述べておられるが、これは、当時の銀行系クレジットがすべて1回払いであり、カード会社が加盟店から債権を譲り受けてから口座振替による支払が短期間（25日から55日程度）で完了するためと思われる。

(48) 吉原・塩崎編・前掲注(35)416頁は、第三者対抗要件は備えようがないとする。これは、当初から分割払い制度を採用していた信販系カード会社が、すでに先行して債権譲渡構成を採用していた銀行系カード会社に追随せず、立替払構成を採用しているのは、短期消滅時効の問題に加え、第三者対抗要件の問題があったことを考慮要素の一つとしたものと思われる。なお、吉原・塩崎編・前掲注(35)417-418頁は、個々の代金債権の特定の問題、家族会員の利用の場合など、債権譲渡構成を採った場合の問題点が、立替払構成（準委任等）を採るとほとんど解消すると主張する。

(49) Cf. American BANKERS ASSOCIATION [hereinafter *ABA*], *Bank Cards*, American Institute of Banking, 1983,98. カード会員のアカウントナンバー（会員番号）、加盟店のアカウントナンバー（加盟店番号）、取引の種別コード、販売日、取引金額、承認番号、検索照会番号しか、データとしての送信と保存が行われていない。

(50) 吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」82-83頁〔西垣内発言・吉原発言〕参照。クレジットカードの売上伝票を作成していた時期においては、売上伝票に購入した商品名やサービス名を記入すると物品の売買に係る契約書、または請負に係る契約書に該当する場合があり、印紙税の対象になる恐れがあった。そのため、クレジットカード取引においては、商品名を記入しない実態があったので、カード会社には、会員が購入した商品はわからない。また、一度に多数の日用品を購入したようなときには、個別の物品とその対価は、店舗が交付したレシートなどでしかわからない。また、CATによる売上票の自動作成においては、商品名を入力することを最初から省略しており、カード発行会社にその情報は伝達されない。一方、割賦販売法においては、書面交付は、複数の書面に分けて交付することが認められているため、カード会員には、レシートや注文請書などの書面が加盟店から交付される結果、問題は生じない。現実の買い物では、一品だけの購入以外に、多数の商品を購入してまとめてクレジットカードで支払う場合も多く、現実的に細かい商品の品目、価格のデータを受け取ることもあるから、実際にデータを送信しようとしても、データ処理や処理時間等の関係でPOSレジなど別途システム化を構築しておかない限り、難しい。この点は、POSレジと承認用端末であるCAT、CCTが連動していない点でも困難といえる。

(51) 裁判実務では、カード利用代金の請求訴訟にあたって、利用日、利用加盟店、利用金額の特定で十分であり、商品までは必要とされていないとする。吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」85頁〔和田発言〕。また、最高裁判所事務総局編『消費者信用関係事件に関する執務資料（その二）』（法曹会、1987年）70頁は、総合割賦購入あっせんの訴状の様式（様式四）においては、個別の取引内容が重要であり、その内容を別紙一覧表の形で明らかにするとしているが、しかし、「購入商品等については信販会社において把握が困難な場合も考えられるが、このような場合は、可能な範囲で個々の取引内容を特定させることになろう」として商品名の

記載を絶対的記載事項とはしていない。判例では、無名契約説に立って、購入物品の個々の特定しない取扱いに十分な合理性を認めるものがあるが（東京地判昭和63年8月29日判タ691号191頁）、立替払委託契約につき準委任説に立つ名古屋地判平成25年7月16日（平成23年(ワ)3859号損害賠償等請求事件・判例集未搭載）においても、販売店名・商品名の記載までは求められていない。

(52) 加盟店のクレジットカード会社に対するカード利用代金請求権は、債権譲渡禁止とされており、加盟店は、顧客に対する売掛金債権を加盟店契約のあるカード会社に譲渡する途しか残されていない。加盟店の債権者からの加盟店管理会社に対する債権譲渡に伴う請求権についての債権差押えが、懸念されるだけである。もし他の者に、債権を譲渡しようとしても、残された個別利用顧客の個人情報は、カード券面にエンボスされた氏名のアルファベット表示の売上伝票しかなく、これだけで債務者に債権譲渡通知を行うのは、困難である。譲渡代金請求権に対する債権差押えに対しては、キャンセルなど加盟店から返還を受けるべきものとの相殺規定が存在するため、無制限説の下では、クレジットカード会社が損失を被る可能性は少ない。

(53) 長尾・前掲注(20)9頁、長尾・前掲注(34)161頁、石田・前掲注(32)10頁、植木・前掲注(35)13頁、宮本・前掲注(20)91頁、長谷川・前掲注(35)34頁参照。

(54) 北川・前掲注(34)12頁、来栖・前掲注(26)175頁参照。

(55) 浜上・前掲注(26)10頁は、立替払いに利用者の同意を求めることを理由に、正当な利益を有する第三者なら、承認・同意が不要であることを根拠とする。長谷川・前掲注(35)37頁。宮本・前掲注(20)91頁も参照。

(56) 清水巖・前掲注(32)300頁、宮本・前掲注(20)92頁など参照。

(57) 太田幸夫「立替払契約をめぐる若干の問題」判タ457号（1982年）26頁、長尾・前掲注(20)9頁、長尾・前掲注(34)161-162頁、木村晋介「クレジット販売をめぐる法的諸問題」金法31巻11号（1983年）116頁、来栖・前掲注(26)175頁、取引信用課編・前掲注(7)40頁、植木・前掲注(35)14頁、島田禮介「購入商品の瑕疵とクレジット会社に対する買主の抗弁権」判タ513号（1984年）72頁、宮本・前掲注(20)92頁、長谷川・前掲注(35)35頁など参照。

(58) 個品割賦購入あっせん契約では、昭和59(1984)年11月26日通商産業省産業政策局消費経済課長発の「昭和59年改正割賦販売法に基づく標準約款およびモデル書面について」と題する通達が、商品代金残金を「会社が購入者に代わって販売店に立替払いすることを委託し、会社はこれを受託します」と明記していることから（(通商産業省産業政策局取引信用課監修『クレジット関連通達集』(日本クレジット産業協会、1994年)105頁)、通商産業省も準委任説に立っているといわれている。石田・前掲注(32) 10頁。

(59) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」57頁〔岡部発言・山下発言〕、太田・前掲注(57)24頁、植木・前掲注(35)14頁、吉原・塩崎編・前掲注(35)417頁。なお、宮本・前掲注(20)92頁は、委託（準委任）を受けた弁済の場合でも、クレジット会社は、「正当の利益を有する第三者」には該当しないとするが、委託を受けている以上、弁済しないときは、購入者に対して債務不履行責任が生じるほか、三当事者型クレジットカード取引においては、加盟店契約が存在することから、販売業者に対しても責任を負っているので、「正当の利益を有する第三者」となり得るのではないかと考える。しかし、四当事者型以上の多数当事者型クレジットカード取引であれば、指摘のとおりであると考える。

(60) 柚木馨「保証人の求償権を巡る諸問題（下）」金法263号（1961年）13頁参照。福永有利＝千葉恵美子「個品割賦購入あっせんと倒産法（上）」判タ522号（1984年）24頁。島田禮介・前掲注(57) 72頁、宮本・前掲注(20)92頁参照。

(61) 清水巖・前掲注(32)300頁、吉原・前掲注(18)116頁、宮本・前掲注(20)93頁参照。

(62) 清水巖・前掲注(32)299-300頁参照。なお、履行の引受と第三者のためにする契約を結びつけて、債権者に履行引受人に対する請求権を与えることもできないわけではないから、加盟店契約がないことは決定的な難点とはいえないとする。

(63) 清水巖・前掲注(32)299頁、吉原・前掲注(18)116頁、長谷川・前掲注(35)35-36参照。
(64) 判例は有効説に立つ。大判大正10年5月9日民録27輯899頁。篠塚昭次＝前田達明『新・判例法コンメンタール民法6債権総則(2)契約(1)』(三省堂、1992年)31-35頁。「民法(債権関係)の改正に関する要綱案仮案」において、債務引受は、免責的債務引受、重畳的債務引受とも、民法典に組み込まれる予定の案が示され、改正法案470条から472条の3に組み入れられている。商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明』(商事法務、2013年)266頁など。
(65) 清水巖・前掲注(32)299頁参照。
(66) 吉原・前掲注(18)116頁、清水巖・前掲注(32)299頁、山下俊六「連載ショッピング・クレジットの法理論(2)立替払型クレジットの法理論」消費者信用1巻3号(1983年)77頁、長尾・前掲注(20)10頁、宮本・前掲注(20)93頁、長谷川・前掲注(35)38頁参照。なお、判例として、東京高判昭和36年10月10日下民集32巻1～4号121頁がある。
(67) 清水巖・前掲注(32)299頁、長谷川・前掲注(35)36頁参照。
(68) 吉原・前掲注(18)116頁参照。
(69) 吉原・塩崎編・前掲注(35)417頁、宮本・前掲注(20)93頁参照。
(70) 千葉恵美子＝福永有利編著『新種・特殊契約と倒産法』(商事法務、1988年)47頁。福永有利＝千葉恵美子「個品割賦購入あっせんと倒産法(下)」判タ529号(1984年)49-50頁、宮本・前掲注(20)93頁参照。重畳的債務引受説に立つのは、吉原のほか、船越隆司「クレジット契約の法的性質」吉原省三＝岡部眞純編『判例リースクレジット取引法』(金融財政事情、1986年)501頁。宮本・前掲注(20)93頁。
(71) 清水巖・前掲注(32)299頁参照。
(72) 清水巖・前掲注(32)298頁参照。
(73) 併存的債務引受であれば、カード会員に対する請求権は残されているから、債権の行使に必要な範囲で債務者に関する情報の開示をカード会社から受けて、カード会員に請求することが可能であろう。
(74) 第3章第4節2(2)参照。
(75)清水巖・前掲注(32)298頁、吉原・塩崎編・前掲注(35)417頁、吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」85頁参照。なお、保証構成を採った裁判例として、神戸地社支判昭和51年9月8日判時849号113頁がある。
(76) 清水巖・前掲注(32)298頁、吉原・塩崎編・前掲注(35)417頁参照。
(77) 植木・前掲注(35)13頁、島川勝＝金子武嗣「立替払契約と抗弁権の切断(下)」NBL274号(1982年)41頁、宮本・前掲注(20)90頁など参照。
(78)島川＝金子・前掲注(77)41頁参照。
(79) 北川善太郎教授の発言として片岡成弘・平野鷹子「クレジット取引の現状と課題(近畿弁護士連合会シンポジウムレポート)」NBL278号(1983年)8頁に紹介されている。来栖・前掲注(26)175頁、植木・遠藤ほか監修・前掲注(26)241頁、長尾・前掲注(34)160頁。大阪簡判昭和55年11月27日下民集32巻1号309頁……〔本件評釈〕島川勝「立替払契約に同時履行の抗弁権を認めた事例」法時54巻8号(1982年)158頁。
(80) 植木・前掲注(35)13頁参照。
(81) 植木・前掲注(35)13頁、宮本・前掲注(20)90頁参照。
(82) 長尾・前掲注(20)10頁、植木・前掲注(35)13頁、浜上・前掲注(26)11頁、長尾治助「消費者信用における与信者の義務」立命館法学161号(1982年)13頁、島田禮介・前掲注(57)72頁。
(83) 清水巖・前掲注(32)297頁。
(84) 清水巖「クレジットカードの法的構造(3)」法時48巻2号(1976年)186頁参照。
(85) 吉原ほか・前掲注(46)「座談会(2)」80-83頁。83頁〔武山発言〕では、「信用を媒介とした新しい特殊な契約」とする。また、吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」82頁、84頁〔山下発言〕は、実際の訴訟も「立替金請求事件」ではなく「クレジットカード利用代金請求事件」としているという。
(86) 吉原ほか・前掲注(35)「座談会(1)」81頁〔武山発言〕。判例では、クレジットカード利用契約という無名契約であるとするものもある(東京地判昭和63年8月29日判タ691号191頁)。
(87)和田正隆「クレジットカード取引」吉原省三監修『判例・信用供与取引

法』（経済法令研究会、1984年）265頁参照。
(88) 清水巖・前掲注(32)297頁、和田・前掲注(87)265頁参照。
(89) 青島・前掲注(27)29-30頁、山本・前掲注(21)4-5頁、86-87頁、野村総合研究所「平成22年度商取引適正化・製品安全に係る事業（諸外国のクレジットカードの決済状況に関する実態調査）報告書（2011年）1-3頁、日弁連編・前掲注(27)173頁、田中雅代・前掲注(27)「75号」143頁、「78号」112-113頁参照。
(90) 「包括代理加盟店契約」の場合もある。また、「店子方式」とも呼ばれる。山本・前掲注(21)43頁、野村総研・前掲注(89)1頁、5頁参照。
(91) 決済代行会社の役割は、アクワイアラと店子加盟店の間に複数の決済代行会社が介在する場合もあり、また個別の決済代行会社によって提供される機能が異なる。野村総研・前掲注(89)9-10頁。
(92) 山本正行「特集クレジットカード知っておきたい基礎知識（特集1・クレジットカード決済の仕組み）」国民生活2012年12月号（2012年）3頁（http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201211_01.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月22日〕）参照。
(93) 田中雅代・前掲注(27)「75号」143頁、「78号」114-115頁、野村総研・前掲注(89)18-21頁など参照。
(94) 末藤高義「クレジットカード入門(10)(11)(26)」消費者信用18巻2号（2000年）70頁、18巻3号80頁、19巻7号（2001年）84頁、山本・前掲注(21)4頁参照。
(95) 山本・前掲注(21)114-17頁参照。CAFIS、CARDNET、VISANETといった事務処理センターと各運営会社がある。
(96) オーソリゼーションや決済内容を店子から収集して加盟店管理会社（アクワイアラ）に転送するシステムを提供するのが一般的である。野村総研・前掲注(89)9頁。
(97) Cf. MasterCard, *Achieving Our Vision a World Beyond Cash: MasterCard Annual Report 2013*, MasterCard ,2013,11., 山本・前掲注(21)102-105頁、107-108頁参照。なお、キャッシュ研編・前掲注(27)49-50頁では、ブランド使用料、データ処理サービス利用料、国際取引サービス料がブランドの主な収入と整理されている。
(98) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 6. 山本・前掲注(21)42頁、94頁、107頁、124頁、125頁、末藤・前掲注(21)118-119頁、織田典靖「悪質業者に利用されるクレジットカード会社等の責任について」消費者法ニュース93号（2012年）171頁参照。なお、ノン・オンアス取引を「非オンアス」取引と呼ぶことがある。また、キャッシュ研編・前掲注(27)47-48頁では、ノン・オンアスではなく、オフ・アス(Off Us)取引と呼んでいる。
(99) 山本・前掲注(21)124-125頁参照。
(100) 山本・前掲注(21)64-65頁参照。なお、クレジットカード取引には、これらの会社以外にも、クレジットカード会社の業務を一部受託する様々な種類の「エンハンスメントサービス」会社が関与している。その業務として、入会審査、エンボスやエンコードに関するカードへの処理、加盟店管理、カード売上処理、カードのオーソリゼーション、その他の事務の代行処理、カードの発行とこれに関するシステム部分の受託などがあり、"credit card management"には34種類のエンハンスメントサービス会社が挙げられているという。わが国で決済代行会社と呼ぶのは、カード売上処理、カードのオーソリゼーション、代金の支払業務を行う会社である。
(101) 山本・前掲注(21)61頁参照。
(102) ビザ・インク(VISA Inc.)(e15692)有価証券報告書2013年3月28日付46頁（http://toushi.kankei.me/docs/text/S000A50Z〔最終閲覧：平成25(2013)年11月10日〕）。
(103) VISA・前掲注(102)24頁参照。
(104) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 4.
(105) VISAの場合、公表されている企業概要によると、世界200以上の国と地域において、16,600の金融機関と提携して、19億枚（2011年6月現在）を超えるカード発行が発行されており、年間760億件の取引件数、3,7兆米ドルのショッピング取扱が行われている。
(106) The Nilson Report 2012によれば、2011年度の発行枚数におけるシェアは、VISAが42.6%、MasterCard 34.6%、銀聯14.0%、アメックス

4.8%、JCB 3.8%、ダイナースクラブ 0.3%であり、カード利用額シェアは、VISAが 43.6%、MasterCardが 29.6%、アメックス 13.3%、銀聯が 10.5%、JCBが 2.6%、ダイナースクラブ 0.5%である。

(107) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 7.

(108) カード情報を読み取る端末機（CAT、CCTなど）は、加盟店契約に基づき、設置場所と電話番号とともに、販売店名が登録される。加盟店管理会社が包括加盟店に設置する場合は、その店子加盟店を把握していることがあるので、店子加盟店の表示がなされることがあるが、決済代行会社の場合は、決済代行会社との契約であるため、決済代行会社が設置場所によって、記号を振り分けるなどしている例が見られるものの、店子加盟店の表示がなされることは通常あまりない。

(109) スーパーの屋上で営業していたペットを購入した顧客に対してスーパーの商法23条の名板貸による損害賠償責任が認められた事例に該当すれば、その責任が認められる可能性がある。最判平成7年11月30日民集49巻9号2972頁。

(110) 現在は、消費者庁に任意の登録制度が設けられ、販売業者の決済条件等を示すページに決済代行業者が介在していること、登録簿に登録され、その登録簿に記載されている内容を明記するような指導がなされている。平成25(2013)年11月13日、最初に閲覧したときは、29社の登録があったが、平成26(2014)年9月27日の時点で34社となっていた（http://www.caa.go.jp/kessaidaikou/register.html [最終閲覧：平成26(2014)年9月27日]）。なお本サイトは、割賦販売法において決済代行会社の登録制度の検討がなされていることを理由として、平成27年6月30日をもって閉鎖されている。

(111) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 6. VISAの場合は、Client Service and Trademark License Agreementに基づきVISA Inc.のアジア太平洋地区を統括する子会社であるVISA Worldwide PTE ltd.からLicenseが与えられる。

(112) 山本・前掲注(21)68-77頁に各種義務やルールの記載がある。VISAの場合、VISA RuleとしてCore Ruleのほか Product and Service Rules, BIN licensing Agreement, Domestic settlement Agreement, VISA Worldwide Supplementary Operating Regulationsなどがある。

Core RuleとProduct and Service Rulesには、Licensing, Use of Mark, Issuance, Acceptance, ATM, Transaction Processing, Processing Product, Intercharge, Risk, Dispute Resolution, Fee and Non-Compliance などの項目がある。Charge backについては、Dispute Resolutionに規定されている。

(113) 末藤高義「チャージバックを考える(1)～（11・完）」消費者信用15巻12号（1997年）70頁、16巻1号（1998年）82頁、2号78頁、3号66頁、4号72頁、5号74頁、7号94頁、8号74頁、10号66頁、11号68頁、12号60頁、山本・前掲注(21)61頁、64頁、68-111頁など参照。

(114) 山本・前掲注(21)65頁、山本・前掲注(92)2頁参照。

(115) 統括組織として本部・本社（フランチャイジー）を置き、各国の銀行・カード会社をメンバー（フランチャイザー）としたシステムをとっている。本部は共通ルールのもと各メンバーがブランドマークを使用することや加盟店を開拓することを認めている。両社とも必要な経費のみをメンバーから徴収する非営利団体であった。末藤高義「クレジットカード入門(3)消費者信用17巻5号（1999年）76頁参照。

(116) 山本・前掲注(21)66頁参照。なお、VISAは、2005年以降MasterCardや他の金融機関と共に、反トラスト法に関して55件に及ぶ集団代表訴訟や個別訴訟を抱えていることが開示されている。 VISA・前掲注(102)43頁、167頁参照。

(117) たとえば、VISAのメンバーと認められれば、VISA Core Rulesのもとで、VISAの商標利用、VISANetと名付けられた決済ネットワークの利用が認められる。MasterCardメンバーについては、Banknetという決済システムである。山本・前掲注(21)91頁参照。

(118) Cf. ABA, *supra* note (49), at 103-104. VISA・前掲注(102)34頁、山本・前掲注(21)103頁参照。

(119) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 6, VISA・前掲注(102)34頁、キャッシュ研編・前掲注(27)49頁参照。

(120) Cf. ABA, *supra* note (49), at113. 山本・前掲注(21)103-105頁参照。

(121) Cf. MasterCard worldwide, *Chargeback Guide-24 April 2009*, MasterCard, 2009, 4-i-4-13, chapter 4 arbitration procedures. 山本・前掲注(21)108-111頁参照。
(122) キャッシュ研編・前掲注(27)46頁参照。
(123) 田中雅代・前掲注(27)「78号」114頁参照。
(124) その一定割合の計算方法は、両社ともほとんど差はなく、①イシュアの会員からの回収までの金融コスト、②イシュアのリスクコスト（セキュリティ対策費用、実際に発生した被害額の負担分など）、③イシュアのデータ処理コストなどを基準に定められており、VISAの場合は、加盟店公開料方式、MasterCardは、イシュア固定料率方式と呼ばれている。末藤高義「クレジットカード入門(2)クレジットカード会社の収入源(1)・(2)」消費者信用17巻3号（1999年）70頁、18巻3号（2000年）81-82頁参照。なお、キャッシュ研編・前掲注(27)48-49頁にも、最近の加盟店手数料に関する取り決めの参考例が記載されている。
(125) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 7.
(126) Cf. MasterCard, *supra* note (97), at 7.
(127) 野村総研・前掲注(89)14頁参照。
(128) 福崎博隆＝永岡亜也子「“出会えない系サイト”国際クレジットカード決済に潜む問題点」消費者法ニュース85号（2010年）150頁参照。
(129) 本来は、加盟店管理会社の責任であるが、最終的には、加盟店間契約を締結した決済代行会社の責任になる。株式会社TIプランニング編・ペイメントナビ編集部『カード決済のすべて』（TIプランニング、2013年）170頁参照。
(130) 沢野・前掲注(17)115-16頁参照。また、後に述べる販売業者との牽連関係に関する分析でも同様の傾向がみられる。たとえば、加盟店の個品割賦購入あっせんとの関係について、代理権を認める点であるが、総合割賦購入あっせん・マンスリークリアカードについても、基本的に同様とみる見解があり、与信契約と供給契約との成立上・存続上の牽連関係についても、総合割賦購入あっせん・マンスリークリアカードが、個品割賦購入あっせんと同様に肯定している例がある（執行秀行「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義（上）」ジュリ878号（1987年）97頁、99頁参照）。
　なお、石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討(1)～(7)」NBL290号（1983年）6頁、291号34頁、294号34頁、296号（1984年）40頁、297号37頁、298号37頁、301号36頁において多数の判例が取り上げられているが、チケットに関しては、自動車購入のケースが紹介されているのみであって、これは、実質は個別信用購入あっせんでの問題であり、チケット特有のものではない。また、消費者苦情相談窓口に寄せられるカード取引に関する相談の件数はそれほど多くなく、そのほとんどが紛失・盗難による不正使用に係るものとの指摘がある。石川正美「六 クレジットカード取引」NBL241号（1981年）41頁参照。
(131) たとえば石田・前掲注(32)8-9頁、山口・前掲注(20)18頁、沢野・前掲注(17)109,114頁など参照。また、取引信用課編・前掲注(7)39頁以下の包括信用購入あっせんの解説においても、すべて三当事者型が用いられており、特に四当事者型の取引に言及した記述は認められない。
(132) 清水巖「クレジットカードの法的構造(5)」法時49巻1号（1977年）149-157頁では、国際カードが四者または五者間の取引となることが多いとしながら、経済的機能は三当事者間カードが一般的に果たしているものと同一として分析している。国際取引における代金支払手段機能を持ち、外国為替の一手段としての特徴を扱っている。当時国内で利用ができなかった点が反映した結果このような分析となっていると考えられる。また清水巖①・前掲注(19)174頁などには、ガソリンスタンドの発行する石油カードが四者間型として紹介されている。なお、加藤良三『クレジット・カード――基本問題とその法理論』（千倉書房、1975年）56-57頁は、銀行を加えた一見四当事者カードと見える関係について触れているが、いずれも本稿の扱う四当事者型とは、まったく性格を異にする別の取引である。
(133) 加盟店を獲得するだけの会社として決済代行業者や包括加盟店、その他のアクワイアリング専門業者が国内外に存在し、カード発行業務を中心に行う二次カード会社がある。山本・前掲注(21)64-65頁。
(134) キャッシュ研編・前掲注(27)62-65頁。

(135) 四当事者型以上のクレジットカード取引に関して、その法的性質の分析に取り組んだ文献として、以下のものがある。中崎・前掲注(27)173-176頁、寺川・前掲注(27)95頁、池本誠司「割賦販売法改正後の販売信用・決済に関する論点」鹿野菜穂子＝中田邦弘＝松本克己編『長尾治助先生追悼論文集消費者と民法』(法律文化社、2013年) 197-200頁、中村肇・前掲注(27)122-133頁参照。

(136) 上田裕之「公共サービス改革法について――法施行後3年を振り返って」季刊サービサー18号(全国サービサー協会、2009年) 18頁では、市場化テストの実施状況としてクレジットカードによる国民年金保険料の収納事業の紹介がある。

(137) Cf. GREGORY E. MAGGS, *New Payment Devices and General Principle of Payment Law*, 72 Notre Dame Law Rev., 1997,780.

(138) TIプランニング編・前掲注(129)137頁参照。なお、delayed debitとは、チェック(小切手)のように、加盟店から請求書が銀行に回ってから、初めて預金口座から引き落としの処理を行い、その後加盟店口座に資金を移動するもので、通常のデビットカードのように即日口座引き落としではなく、数日後に引落がなされるものである。そこで、チェックをプラスチックに模したようなものであるとして、アメリカやイギリスでは、チェック・カードと呼ばれることもある。山本・前掲注(21)79-81頁参照。

(139) 三井住友規約・前掲注(28)29条参照。

(140) クレディセゾンのクレジットカード会員規約5条(2)では、会社が指定する一部店舗では、立替払いではなく、債権譲渡を債権譲渡方式による支払を承諾してもらう形になっている(http://www.saisoncard.co.jp/guide/gu010.html#article24〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕)。イオン銀行のリボルビング専用カード会員規約24条(3)も同様である(http://www.aeon.co.jp/sp_aeoncard/cardkiyaku/iframe/smartpay_iframe.html〔最終閲覧：平成25(2013)年10月13日〕) 参照。

(141) JCBクレジットカード会員規約23条では、加盟店との契約方式が債権譲渡方式の場合と立替払方式の場合で書き分け、債権譲渡方式の場合には、JCBが債権譲渡を受けた後、カード会社がさらに立替払いすることを定めてあるが、立替方式の場合は、さらに立替払いされることがあるが債権譲渡にはならない(http://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kojin.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕)。なお、前掲注(139)の三井住友カードの場合もこのタイプとなる。アメックス会員規約(12条6項)も同様である(https://www.americanexpress.com/japan/include/maincontent/term/RCP_green_terms.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕)。ダイナースクラブカード会員規約(27条1項)も同様である(http://www.citibank.co.jp/ccsi/ja/tc/pdf/dc_k_kiyaku0701.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕) 参照。

(142) ニコスカード会員規約23条(2)(http://www.cr.mufg.jp/member/rule/nicos/agreement.html〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕)、DCカード個人会員規約25条7(http://www.cr.mufg.jp/member/rule/dc/agreement.html〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕)、京王パスポートクラブ個人会員規約24条1項(http://www.keio-passport.co.jp/company/agreement/credit_card.html〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21日〕) 参照。

(143) UCカード会員規約22条(https://www2.uccard.co.jp/agreement/index.html#a02〔最終閲覧：平成25(2013)年9月1日〕) 参照。

(144) オリコカード一般会員規約の別表は、直接加盟店契約がある場合は、立替払契約、JCBの提携加盟店の場合は債権譲渡としているが、国際ブランドと提携するカード会社の場合は、「提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①提携カード会社が決済会社に直接または間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、②オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、③オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済」としている。これは、法的性質として複数あることを前提に、最終的に加盟店-提携カード会社-決済会社-オリコの間で決済するものである。なお、この場合の決済会社は、MasterCard・VISA・JCBを指す(https://www.orico.co.jp/terms/card/pdf/index-orico.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月21

日〕）参照。

(145) オリコ規約・前掲注(144)では、国際カードについては、「提携カード会社が加盟店からカードショッピングの利用債権を譲り受ける等の方法で加盟店に対し代金を決済し、①提携カード会社が決済会社に直接または間接に債権を譲渡し、オリコが当該債権を更に譲り受ける方法で決済、②オリコが決済会社に対し立替払いの方法で決済、③オリコが決済会社を通して提携カード会社に対し、立替払いもしくは債権譲渡の方法で決済」と規定しており、加盟店管理会社が加盟店から利用代金債権を取得する方法とその法的性質、加盟店管理会社から国際ブランドに移転する法形式について、特定することなく、更に提携会社との決済にも債権譲渡と立替払いを併存的に扱うなど、どのような法的構成も可能とする規定となっている。

(146) このような立替払方式と債権譲渡方式のねじれの発生は、昭和59(1984)年の「日本信販・郵便貯金ジョイントカード」の発行（認定第1号）が最初と考えられる。日本信販が立替払方式による提携契約で監督官庁の承認を得たため、債権譲渡方式を採用している銀行系カード各社は、これに従わざるを得なくなった。

(147) 前掲注(141)JCB会員規約23条は、――JCBは国際ブランドでもあり、わかりにくいが――、JCBと直接の加盟店の場合は、債権譲渡を維持しているが、カード発行会社からは、立替払いを受けることとなっており、JCBと提携するカード会社の加盟店との関係が債権譲渡、立替払いいずれでも可能であるが、いずれもカード発行会社はブランド会社のJCBに立替払いすることになっている。

(148) この点については、包括加盟店契約について、店子加盟店を受益者、包括加盟店を要約者、加盟店管理会社を諾約者とする「第三者（店子加盟店）のためにする契約」と構成し、売買代金相当額を債権譲渡代金又は立替金として支払う契約と捉えることで解決する考え方が示されている。伊藤亜紀「代表加盟店（包括加盟店）の法律関係」クレジット研究所レポート5号（2015年）18-19頁参照。

(149) JR東日本の発行するSuicaの場合は、会員規約においてクレジットカードによるオートチャージについては、「本カードのクレジット機能により、あらかじめ設定した金額（以下「入金実行金額」といいます。）が自動的にチャージされることをいい」と規定し、「本サービスのお支払いは、本カードのクレジット機能によるカードショッピングの1回払いとします」（同4条3）と規定するだけで、その性質に関しては何ら言及せず、カードショッピング扱いしている(http://www.jreast.co.jp/ mobilesuica/kiyaku/viewcard.html# anchor-1〔最終閲覧：平成25(2013)年11月23日〕参照。

この点は、イオン株式会社の発行するWAONの場合も同様であり、オートチャージについて特約条項において「WAON一体型カードまたはWAONカードプラスの親カードのクレジットカード機能により、あらかじめ会員が設定した金額（以下「入金実行額」といいます）が自動的にチャージされること」と説明し、「オートチャージ実施時における売上票への署名は省略」し(3条3)、本サービスのお支払い方法は、WAON一体型カードおよびWAONカードプラスの親カードのクレジットカード機能によるショッピングの1回払いとします」としている(4条2)。(http://www. aeon.co.jp/sp_aeoncard/cardkiyaku/waonplus.html〔最終閲覧：平成25(2013)年11月23日〕）参照。

(150) 加盟店管理カード会社と決済代行会社と提携する店子加盟店は、会員の情報としてその所属カード会社名と会員番号および氏名のアルファベット表示しか知ることができず、本人特定すらできないため、通常の取引では現実に請求することはできない。しかし、取引の過程でカード会員の氏名やメールアドレス、場合によっては住所や電話番号等を把握していることが考えられるため、現実に起こりうる可能性は否定できない。この場合、決済代行会社とカード会社との間の債権譲渡には対抗要件が具備されていない点が問題になろう。現実に、決済代行会社の倒産の事例もあり、今後大きな問題となる可能性もある。通販新聞平成22(2010)年2月18日版は、決済代行会社サイバークレジットが倒産したことを報じ、同社の収納代行サービスを利用した商店の被害の模様を伝えている（http: //www.tsuhanshinbun.com/archive/2010/02/post-163.html〔最

終閲覧：平成 26(2014)年 11 月 24 日〕）参照。
(151) 各国際ブランドの世界および日本（JCB 除く）の加盟店数は、非公表である。「2014 年版クレジット産業白書」消費者信用 32 巻 9 号（378 号、2014 年）23 頁。しかし、公表されているオリコ、トヨタファイナンス、ジャックス、アプラス、日専連の 5 社の加盟店数を合計すると 1,946 千店舗になる。なお、銀行系で唯一 JCB グループが国内加盟店数を公表しており、26,872 千店舗となっている。消費者信用同号 11 頁参照。また、資料が古いが、信販会社 42 社の加盟店数は、平成 20 年度 2,570,361 店との記載も見られる。末藤・前掲注(21)145 頁参照。
(152) これらの事由に加え、平成 27 年の第 189 国会に民法改正法案が提出されており、現民法 468 条第 2 項の「異議をとどめない承諾」による「抗弁切断」の制度が廃止される予定であり、見直しが必要となっている。
(153) VISA・前掲注(102)27 頁参照。
(154) 山本・前掲注(21)132 頁参照。
(155) 必ずしも国際ブランドのオープン・ループの決済システムを使うわけではなく、国内での取引では、独自のローカルネットワーク（日本の場合は NTT データの運営する CAFIS など）で決済されている。山本・前掲注(21)91 頁参照。
(156) 山本・前掲注(21)114 頁参照。ほかに CSK ネット、C-HAS、COC などがある。
(157) 山本・前掲注(21)130 頁参照。
(158) 山本・前掲注(21)130 頁参照。
(159) 三井住友規約・前掲注(28)28 条（カードショッピング）2 項。なお、決済と明確にすることなく、「会員は、加盟店にカードを提示し、所定の売上票にカード裏面の署名と同じ署名を行うことにより、商品の購入またはサービスの提供を受けることができます。」と定めるダイナースクラブカード・シティカード会員規約 26 条 1 項のような例もある。
(160) 清水巖・前掲注(84)197 頁参照。
(161) 清水巖・前掲注(32)297 頁参照。
(162) JCB 加盟店規約では、加盟店の信用販売の方法(第 3 条、第 8 条、第 10 条)、加盟店地位の譲渡禁止(第 6 条)、業務の無断委託の禁止(第 7 条)、商品等の引渡し義務(第 12 条)、割引料の支払（第 16 条)、信用販売の取消と加盟店による買戻し（第 18 条、第 21 条)、信用販売の停止（29 条）など、カード会社と加盟店、会員との紛議のあった場合の買戻し特約など、契約内容が共通項目として明確になっている（http://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kameiten0705_02.pdf〔最終閲覧：平成 25(2013)年 11 月 10 日〕)。他の国内カード会社の規約内容も大差がないといえる。なお、公表されていないが、VISA、MasterCard においても、加盟店契約の主要項目についての共通条件が守られるとこととなっているので、カード発行会社が国際ブランドや JCB ブランドを並行して発行している以上、その加盟店契約は、ほぼ同じ内容であることになろう。
(163)中村肇・前掲注(27)131 頁参照。
(164) 海外における利用であり、外国通貨表示の取引であっても、選択により現地通貨ではなく、当該日の為替相場に対応した円貨で支払額を確定することもできる。また、二通貨決済機能付きクレジットカードの発行もされている。また、円決済とドル決済の両方ができるクレジットカードもある（http://moneykit.net/from/topics/topics390_01.html〔最終閲覧：平成 25(2013)年 9 月 22 日〕）参照。
(165) 清水巖・前掲注(84)179 頁。寺川永「複合的契約関係の判断構造に関する一考察――『契約関係の継続性』と『契約関係の多数当事者性』に着目して」大阪府立大学経済研究叢書第 98 冊（大阪府立大学経済学部、2006 年）6 頁参照。
(166) 堤克彦「アメリカ銀行系クレジットカードの諸問題」西南学院法学 10 巻 2・3・4 合併号（1978 年）69 頁参照。
(167) 円貨や外貨も利用できる売買代金等の決済システムという観点では、四当事者間取引は、一種の為替取引ということもできるが、のちに述べる国際ブランド取引における最大取引後 120 日後のチャージ・バックがクレジットカード会社間で認められている（カード会員と販売店間の売買契約等の原因契約に付随する資金決済の取消しが一方的に認められる）など、国際的な為替取引のルールとは異なるので、妥当ではないと

考える。

(168) 清水巖①・前掲注(19)172頁参照。

(169) 国際ブランドを冠したカードは、そのブランドマークを掲げた店舗はすべて受け入れることが加盟店契約に明示され、義務付けられているので、国際ブランドの示す加盟店契約の要件に適合する加盟店契約を結ぶクレジット会社を通じて、支払が保証されている。渡辺壮一＝曽宮健一「クレジットカード取引における国際ブランドVISAの役割とルールについて」クレジット研究所レポート5号（2015年）59頁、山本・前掲注(21)68頁参照。

(170) 海外でアクワイアラと加盟店契約を結んだ上で、アクワイアラとは直接加盟店契約を持たない販売事業者に対してクレジットカード決済を仲介する包括加盟店型の決済代行業者の存在が指摘されている。三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成25年度商取引適正化・製品安全に係る事業（クレジット産業の健全な発展および安全利用等に向けた調査研究）報告書」（2013年）54頁参照。

(171) 平成26(2014)年9月26日に第1回が開催された産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、結局、本問題が積み残されていたため、その対策を検討するために開催されたと考えてよいだろう。

(172) 山本・前掲注(21)133頁参照。

(173) リボルビング方式の法的な性質に関しては、以下のような文献がある。上田昭三『個人ローンの実態と展望』（東洋経済新報社、1981年）162-163頁、小田部胤明「貸金業法43条の要件と立証」判時1081号（1983年）11-16頁、最高裁判所事務総局編『信販関係事件に関する執務資料（その二）』（法曹会、1985年）29-31頁、田中秀明「割賦販売法改正と抗弁権の接続」金法33巻6号（1083号、1985年）20-23頁、最高裁判所事務総局編『信販関係事件に関する執務資料（その二）――割賦販売法の一部を改正する法律の概要』（法曹会、1985年）29-31頁、中原清二「リボルビングカードの本質は何か――割販法の『リボ・カード規定』を巡って」消費者信用3巻4号（1985年）82-84頁、土居利徳「リボルビング契約の法的性質を巡る諸問題」金法35巻13号（1155号、1987年）18-21頁、小田部胤明「貸金業規制法と利息制限法」ジュリ807号（1984年）6-13頁、千葉恵美子「リボルビング式クレジットカードの法律上の問題」ジュリ893号（1987年）18-29頁、吉原・塩崎編・前掲注(35)436-437頁、西山昇一「リボルビング方式の新設」梶村太市ほか編『改正割賦販売法（現代実務法律講座）』（青林書院、1990年）32-37頁、佐藤歳二「割賦購入あっせんと抗弁の対抗」佐藤歳二編『現代民事裁判の課題④〔動産取引〕』（新日本法規、1990年）620-621頁、森泉章『貸金業規制法（第4版）』（一粒社、1993年）110頁、281頁、宮崎隆「（特集・リボ導入1年後の決算）リボルビングクレジットの本質と将来展望――クレジット・システムの中での明確な位置づけが必要」消費者信用11巻11号（1993年）32-36頁、根本真一「リボルビング取引の再検討・ある問題提起」クレジット研究21号（1999年）198-206頁、梶原太市＝深澤利一＝石田賢一編『全訂版割賦販売法』（青林書院、2004年）45-47頁〔西山昇一〕、国民生活センター相談部「クレジットカードのリボルビング払いに関する相談の概要」消費者信用28巻2号（2010年）40-45頁。

(174) 日弁連編・前掲注(27)172頁では、多数当事者型クレジットカード取引である「国際提携カード」では、「他の加盟店提携会社」（本稿における加盟店管理会社に相当する）を通じた販売業者に対して立替払いを行う場合（ノンオンアス方式）についても包括信用購入あっせんの定義に当然に該当するとしている。しかし、そもそも決済代行会社や加盟店提携会社、国際ブランドの3社が介在し、カード発行会社と販売会社には間接的な関係しかなく、またカード会員の支払方法は1回払いが原則であり、これを事後的にリボルビング払いに変更したときにも割賦販売法の適用があるのか、説明や根拠は示されていない。

(175) 長尾治助「与信契約者の義務違反と債権関係――購入あっせんを中心として」判タ670号（1988年）29頁。日弁連編・前掲注(27)183頁。宮本・前掲注(20)84-85頁など参照。

(176) 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商法雑誌創刊50周年記念論集Ⅱ『特別法からみた民法』第93巻臨時増刊号(2)（有斐閣、1986年）287頁参照。

(177) 民事法研究会編集部『民法(債権関係)の改正に関する検討事項』(民事法研究会、2011年) 55頁。部会資料5-2検討事項(1)第3「契約の解除」6「複数契約の解除」、同379頁。部会資料13-2検討事項(8)第2「無効および取消し」(2)「複数の法律行為の無効」参照。複数の契約のうち一つの契約における解除、複数の法律行為における一つの法律行為が無効の時に、同一当事者間の他の契約の解除、または法律行為の無効を双方の契約、法律行為に密接な関連性がある場合に認めるべきか、という問題。同一当事者間だけでなく、異なる当事者間でも同様の提案がなされた。

(178) 民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針IV——各種の契約(1)』(商事法務、2010年) 406頁以下参照。

(179) 「複数契約の無効」につき、「総特集債権法改正の基本方針」NBL904号(2009年) 70頁、「抗弁の対抗」につき同344頁参照。

(180) 「複数契約の無効と解除」に関しては、同一当事者間だけでなく、異なる当事者間における複数契約について、「それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうちの一つの債務の不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は当該複数契約の全ての契約を解除できる」との規律の提案が当初行われていた。しかし、同一当事者間に限らないケースでは、いまだ学説の議論が成熟していないこと、判例が少なく、具体的な立法提案が見当たらないことを理由に、中間試案では取り上げられていない。商事法務編『民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明』(商事法務、2013年) 137頁参照。

(181) 検討にあたっては、千葉・前掲注(176)288頁以下のほか、宮本・前掲注(20)、梶村太市=深澤利一=石田賢一編『改正割賦販売法』(青林書院、1990年)「11抗弁の接続」67頁(千葉恵美子)等を参照した。

(182) 浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護(3・完)」NBL243号(1981年)15頁、岡部ほか・前掲注(21)「座談会」51頁〔植木哲発言〕、53頁〔木村晋介発言〕、執行・前掲注(130)98頁、清水誠「割賦販売」『消費者法講座(第5巻・消費者信用)』(日本評論社、1985年) 70頁参照。判例として、千葉地判昭和56年4月28日判時1018号114頁・金商644号46頁、大阪簡判昭和55年11月27日下民集32巻1-4号309頁、高松高判昭和57年9月13日下民集32巻1-4号374頁・判タ480号67頁などがある。山口・前掲注(20)64頁、島田禮介・前掲注(57)72頁、長谷川・前掲注(35)50-51頁参照。

(183) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」46-47頁〔木村発言〕、島川=金子・前掲注(77)41頁、長尾・前掲注(34)160頁、長谷川・前掲注(35)50頁、島田禮介・前掲注(57)73頁参照。判例として、仙台高判昭和47年8月30日判時689号79頁。

(184) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」53頁〔山下発言〕は、当事者の意思も関係なしに一体として扱うべきとするのは行き過ぎであるとする。

(185) 千葉・前掲注(176)287頁参照。

(186) 長谷川・前掲注(35)51頁参照。

(187) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」56頁〔山下発言〕、千葉・前掲注(176)287頁、島田禮介・前掲注(57)73頁参照。

(187) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」56頁(山下発言)、千葉・前掲注(176)287頁73頁参照。

(188) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」55頁〔山岸発言〕参照。なお、物に隠れた瑕疵についてまで、善管注意義務上の責任は生じないとする。島田禮介・前掲注(57)73頁参照。

(189) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」56頁〔山下発言〕。山下・前掲注(66)76-77頁参照。なお岡部ほか・前掲注(21)「座談会」58頁〔山下発言〕では、物の瑕疵に伴う解除に伴う損害賠償請求権、代金減額請求権との相殺も考えられるとの考えが示されている。この点に関しては、千葉・前掲注(176)289頁、長谷川・前掲注(35)48頁参照。

(190) 岡部ほか・前掲注(21)60頁〔山岸発言〕参照。要するに、消費者の代払いという点に立ち、原則は、消費者の立場に立った注意義務であり、何らかの専門知識が信販会社にあった場合は注意義務が加重されるという見解である。

(191) 長谷川・前掲注(35)47頁。岡部ほか・前掲注(21)「座談会」56頁〔山下発言〕、55頁・60-61頁〔山岸発言〕、福永=千葉・前掲注(60)26-27頁

参照。
(192) ①加盟店契約を締結しようとする場合の調査義務、②個別の与信契約を締結しようとするときの調査義務、③消費者等から苦情が発生した場合であって一定の要件を充たしたときの調査義務の 3 つが義務化されている（割賦販売法 35 条の 3 の 5、3 の 6，3 の 7、35 条の 3 の 20、同施行規則 93 条、94 条。
(193) 千葉・前掲注(176)289 頁参照。
(194) 長尾・前掲注(82)17 頁、長尾治助『クレジット社会と法――消費者信用時代の法律問題』(法律文化社、1988 年）100-101 頁、長尾・前掲注(20)11 頁参照。このように、長尾教授は、信用供与を与えることは、与信業者において加盟店、供給業者が顧客との間で負担した義務の履行を保証しているとみている。
(195) 長尾・前掲注(34)149 頁、170-177 頁参照。なお、岡部ほか・前掲注(21)「座談会」51-52 頁〔木村発言〕も、東京地判昭和 57 年 2 月 5 日判時 1953 号 130 頁のように、約款から履行保証責任に言及するのではなく、売買契約と立替払いの一体性から履行保証責任を考えずにその責任を求めている。
(196) カード発行会社と百貨店、大手流通業者、大手家電専門店や衣料品店などと提携して発行するクレジットカードの総称。これらの小売業者は、自社顧客の囲い込みを目的に二当事者型のいわゆるハウスカードを発行しているケースがある。このカードの利用状況を分析したり、顧客へのマーケティングに利活用したりできるなどの利点がある。しかし、純粋なハウスカードの場合、自社店舗、せいぜい系列店の店舗しか利用できず、海外旅行等にも利用できない点で利便性に欠ける。これを補うため、ハウスカードの利点を補いながら、海外や国内で他社店舗が利用できるようなタイプの三当事者型を追加したものといえる。
(197) 千葉・前掲注(176)290 頁における指摘事項であるが、これは、三当事者型に対する疑問と思われる。
(198) クレジット研究所「契約研究会」における平成 25(2013)年 11 月 8 日の研究報告後の意見交換における検討項目の一つである。
(199) 商法 558 条により準用される 553 条により、準問屋（本件では、加盟店管理会社）は委託者（本件では、カード発行会社）の委託によりなした取次に関して、相手方（本件では、加盟店）が義務の履行をしないときには、自ら履行すべき義務があることになり、準問屋の行為によって取得した債権をカード会員に行使するときに、その義務が付随することになると考えられる。
(200) 山本・前掲注(21)103 頁のインターチェンジに関する手数料の種類の図参照。
(201) 千葉・前掲注(176)290-291 頁参照。執行・前掲注(130)98 頁、宮本・前掲注(20)101 頁参照。
(202) 北川・前掲注(34)12 頁、北川善太郎「約款と契約法」NBL242 号（1981 年）83 頁。片岡＝平野・前掲注(79)11 頁〔北川発言〕、千葉・前掲注(176)291 頁、島田禮介・前掲注(57)73 頁、長谷川・前掲注(35)51-52 頁参照。
(203) 植木哲教授の見解。岡部ほか・前掲注(21)「座談会」51 頁・54 頁〔植木発言〕参照。
(204) 北川・前掲注(202)83-84 頁参照。
(205) 半田吉信「ローン提携販売と抗弁権の切断条項」判タ 724 号（1990 年）48 頁、725 号 15 頁も、法的一体説よりは、この契約結合説に近い見解と考えられる。
(206) 千葉・前掲注(176)291 頁では、個品割賦購入あっせんであっても、別個の契約が締結されている中で、商品所有権の移転と売買代金の支払が対価関係にあるというだけでは十分な説得性がないと問題点を指摘する。また、福永＝千葉・前掲注(60)27 頁では、契約結合では、商品の未納、瑕疵があるが売買契約が有効に存続している場合に、抗弁の対抗の根拠の説明に疑問が呈されている。
(207) 千葉・前掲注(176)292-293 頁、執行・前掲注(130)98 頁、宮本・前掲注(20)103 頁など参照。なお、千葉教授は、信販会社と販売業者間の加盟店契約の存在を前提に、購入者と販売業者間の売買契約上の債務を信販会社が併存的債務引受したとして、割賦購入あっせんにおいては、販売業者に対する購入者の目的物引渡請求権と原債務者たる購入者および債

務引受人たる信販会社に対する販売業者の売買代金請求権との間に双務契約における履行上の牽連関係があり、販売業者が破産し信販会社がすでに売買代金を弁済していたときは、片方の債務は履行済みであるから、破産法59条の適用の余地がないことを明らかにしている。福永＝千葉・前掲注(60)50頁。そのうえで、千葉・前掲注(176)295-301頁は、同時履行の抗弁権と割賦購入あっせんにおける履行拒絶権については、当事者の衡平を図るという根拠や機能面で類似するが、異なる契約上の債務間、給付間の関連性から基礎づけられ、購入者という契約の一方当事者のみに認められる特殊な抗弁権としている。

(208) 売買契約の取消、キャンセル、無効、請求金額相違、二重請求等で加盟店管理銀行との間でチャージ・バックが可能であり、売買契約と立替払契約の発生上、消滅上の牽連関係があるように見えるが、チャージ・バック制度は、加盟店との代金の清算やカード会員との代金請求の有無とは無関係に、カード発行会社と加盟店管理会社間の代金精算ルールであり、売買契約の状態を反映するものではない。

(209) 執行・前掲(130)97頁参照。なお、長谷川・前掲注(35)53頁は、提携契約説であるとし、宮本・前掲注(20)101-102頁は、システム形成者責任とする。

(210) 松本恒雄「電子商取引システムの事故とシステム責任論の展開」NBL385号（1987年）12頁参照。なお、システム設計者責任説を採るものに、大村敦志『消費者法（第4版）』（有斐閣、2011）221頁がある。

(211) 岡部ほか・前掲注(21)「座談会」62頁〔山岸発言〕参照。

(212) 長谷川・前掲注(35)55頁参照。

(213) VISAの場合、決済ネットワークは、VISAブランドのクレジットカード決済、VISAブランドのデビットカードによる決済、およびVISAプリペイドカード（ギフトプリペイドカードを含む）共通の決済ネットワークである。これらは、各カードの最初の6ケタのBIN(Bank Identification Number)により識別されて処理されている。山本・前掲注(21)120頁参照。デビットカードやプリペイドカードでの処理は、電子化されたマネーという点で現金とほとんど変わりないが、クレジットカードは、支払猶予期間がある点では異なるものの、その取扱いは実質電子化されたマネーと変わりがない点に注目し、個別与信型信用取引とは大きく異なる点に留意すべきであろう。

(214)後藤巻則・中田邦博＝鹿野菜穂子編『基本講義消費者法』（日本評論社、2013年）160頁、後藤巻則「現代消費者法の最前線(8)消費者信用取引(1)総論・割賦販売法」法セ689号（57巻6号、2012年）92頁も、デビットカード方式、プリペイドカード方式など電子的決済システム多様化の中で、代金後払いという販売信用の特徴をどう位置付けるかという問題であり、今後の重要な検討課題である旨を指摘する。

(215) 島田禮介・前掲注(57)74頁、宮本・前掲注(20)98頁参照参照。

(216) 裁判集民事159号151頁、判時1354号(1990年)76頁、判タ731号(1990年)91頁、金法38巻22号(1990年)27頁、金判849号(1990年)3頁参照。

(217) これに対して、松本教授は、当初から、売買契約が不成立、無効、取消しになるケースは当然に、有効に成立している場合でも、債務不履行により消費者に損害を与えるケースでは、そのような消費者に害を与えるような加盟店と契約したことについて、消費者とのクレジット契約における付随義務としての違反（加盟店調査義務違反）があることを理由に、クレジット会社は信義則上代金の請求ができないとする。松本恒雄「クレジット契約と消費者保護」ジュリ979号（1991年）20頁、松本恒雄「クレジット取引と抗弁の対抗」法セ466号（1993年）90頁参照。

(218) 商品の未納などの債務不履行が明らかであり、公序良俗違反など加盟店契約違反等を理由に加盟店契約を解除した販売業者との契約であることの情報が、売上承認時に既にカード発行会社に判明しており、売上承認をした場合に、カード会員に不利益を与えることを知り得た場合などに限定されよう。

(219) 山口・前掲注(20)86頁参照。

(220) VISA・前掲注(102)23頁参照。

(221) 我妻ほか・前掲注(43)1099頁参照。

(222) 後藤＝池本・前掲注(27)78頁、村千鶴子『（誌上法学講座）割賦販売法を学ぶ』（国民生活センター、2012年）51頁。

(223) 法律上、四当事者型のクレジットカード取引であっても、現行の定義では、商品代金等が販売店に直接支払われなくとも、「当該販売業者または当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者または当該役務提供事業者への交付を含む」とされ、国際ブランドを経由した支払いがこれに該当するとしても、1回払いの場合では割賦販売法の適用を受けない。

(224) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編『割賦販売法の解説（平成16年版参照』（クレジット産業協会、2005年）184-185頁、金法57巻28号（2009年）28頁の図表参照。

(225) 執行・前掲注(130)99頁、日弁連編・前掲注(27)172頁参照。なお、村・前掲注(222)51頁では、割賦販売法が決済代行業者を「包括加盟店」と捉え、決済代行業者と契約している販売店は、個別クレジット（個別信用購入あっせん）において通達で禁止されていた「枝番・子番」に該当するものとしてとらえ、直接の加盟店契約がなくても、支払停止の抗弁が認められているとしている。

(226) イシュアの信義則上の義務を根拠にイシュアの責任を認めるべきとする見解（織田・前掲注(98)175頁）やイシュアが加盟店契約を締結していない以上、加盟店管理責任を問うことはできないとしながら、国際カードシステムの中で利益を上げている以上、販売店もアクワイアラもイシュアも一心同体であり、イシュアも相応の責任を分担すべきである（田中雅代「割賦販売法改正その後――クレジットカード決済の問題点」消費者法ニュース75号(2008)142-143頁）とする見解も見られる。理論的には、フランス法における「契約の対抗」理論等が考えられよう。荻野奈緒「契約不履行と第三者――フランスにおける『契約対抗』の理論の意義」私法76号（2014年）208頁以下参照。

(227) クレジットカード取引の場合、特に加盟店と加盟店契約を締結していないイシュアの場合に、その結びつきが更に弱いことを指摘するものがある。三崎高治「購入者と販売業者間の売買契約が無効である場合とクレジット契約の効力」学習院法務研究6号（2012年）138頁参照。
また、紛失・盗難カードの取扱いとその後のカード無効通知（無効カードリスト）後の不正な第三者利用があった場合に、会員の保護の観点でイシュアが加盟店と会員と直接契約関係がある三当事者型の場合と加盟店と直接契約関係がない四当事者型におけるイシュアのリスク等の違いに関する指摘がある。Cf. John R. MARTZELL, *Credit -Credit Card- Civil and Criminal Liability for Unauthorized or Fraudulent Use*, 35 Notre Dame L. Rev., 1960, 231-235.

(228) 川地宏行「第三者与信型販売と多角的法律関係」椿寿夫＝中舎寛樹『多角的法律関係の研究』（日本評論社、2012年）361頁参照。

(229) 【四当事者・提携型】において、加盟店契約において分割払い、リボルビング払いの取引条件の設定がある場合、【四当事者型・加盟店開放型】でオンアス取引の場合を除いて、1回払いのみの利用となる。

(230) クレジット、デビット、プリペイド(ギフトカード、リワードカードを含む)とも、同じ国際ブランドを冠した決済カードは、同じ決済スキームを利用して、イシュア・アクワイアラ間の決済が行われている。本田・前掲注(27)168頁参照。

(231) たとえば、スルガ銀行のVISAデビット機能付きd-laboキャッシュカードに自動貸越サービスを付加すると、デビットカード使用時に利用額に見合う口座残高がなくても、不足額を自動で貸付することで決済が可能になる（http://www.d-laboweb.jp/campaign/campaign_14.html〔最終閲覧：平成26(2014)年9月23日〕）参照。

(232) ディレイド・デビットカードは、即時決済ではなく、小切手決済のように、受取人が銀行に持ち込み、取立てに回された後に口座から引き落とされる。この間タイムラグが生じるので、わが国のマンスリークリア、すなわち、クレジットカードの一回払いに相当するともいえる。本田・前掲注(27)39頁。わが国では、国際ブランドのデビットカードの場合、オフライン加盟店との取引や取引端末の使用不能の場合、加盟店からカード会社へのデータ送信の遅延等の理由により、ダイレクトに口座からの引き落としが行われずに、または口座の残不足にもかかわらず取り扱われたりすることで、発生することがある。

(233) 磁気カードやICカードについては、その番号表示について、国際規格であるISO/IEC 7812にて最大19ケタまでのクレジットカードの番号体

系が制定されている。国際ブランドは、その基準に従った、独自の番号体系を採用している。最初の1桁は、主要産業識別子で、3・4・5が金融機関に割り当てられており、最初の1桁が、アメックス、ダイナース、JCBは3、VISAが4、MasterCardが5と決まっている。番号の桁数は、ダイナースが14ケタ、アメックスが15ケタであるが、他のカード会社はすべて16ケタに統一されている。なお、最初の一桁を含む6ケタが発行者識別子であり、個別のクレジットカード発行銀行を表す(Bank Identification Number: BIN)ので、この番号により、カードを利用した時の情報は当該カード会社に直ちに送信される。なお、クレジットカードでは、カード発行会社による与信枠や無効チェックが行われ、承認番号を連絡してカード利用がなされた後、改めて売上情報（請求情報）がカード発行会社に伝えられる二重の通信が行われるが、国際ブランドのデビットカードやプリペイドカードでは、最初の通信で売上金額相当額が銀行口座やプリペイドの残高から引き落とされるので、一回の通信だけになっている。これらの区分処理を行うため、発行者識別子は、同一銀行、クレジットカード会社でクレジットカード口座とデビット口座、またはプリペイド口座ごとに異なるが、販売店は、カードを端末機で読み取らせるだけであるから、仮に番号を見たとしても、その区分を認識することは難しいと考えられる。もちろんカード表面等には、カードの種類の表示やアクセプタンスマークが表示されているが、複数の機能を持つカードも少なくなく、最終的には情報を読み取る端末とイシュアによって処理されることになる。山本・前掲注(21)120頁参照。

(234) たとえば、au WALLETの場合は、auショップの店頭でのチャージ、じぶん銀行の預金口座からのチャージができる他、au携帯電話の通信料金との合算を選択することにより後払い、クレジットカード決済を利用したチャージで後払いができる（https://wallet.auone.jp/contents/pc/guide/ charge.html〔最終閲覧：平成26(2014)年9月23日〕）参照。

(235) 年会費等の負担により、購入商品の故障や滅失、棄損等の損害について、保険等を使って保証する制度があるが、この場合は年会費や一定金額以上のショッピング、航空券等の購入が条件となっており、対価関係にある。国際カードで1回払いの場合は、手数料が課せられないので、利用に対する対価なしに支払停止の抗弁を認めることになると、現金の場合と著しい救済制度の差が生じることになる。また、同じ電子決済でも、たとえばデビットカード、特にディレイド・デビットカードは、決済まで数日かかることとなり、実質的に1回払いと同じであり、同じ国際ブランドの決済スキームで稼働することからもその対象となってしまう可能性がある。

(236) 川地・前掲注(228)361頁参照。

(237) サービス提供契約のうち、英会話教室やエステティックサロンなど特定商取引法に規定される特定継続的役務など、役務提供期間が数か月以上に及ぶ場合は、同様な問題が発生することが考えられる。

(238) 英米法の伝統的法理。クレジットカード取引でも、たとえばSears, Roebuck and Co, v. Duke, 441 S. W. 2d 521 (Tex.1968)では、無署名のカードを持ち歩き、盗難にあった場合において、カードを届けるまでは発行者の責任、受領後においてはカード会員の保管責任を問うている。尾島茂樹「アメリカにおけるクレジット・カードの他人使用とホルダーの責任・前史――貸付真実法改正までの判例法の展開」クレジット研究29号(2003)185頁参照。現在もPF(Private Finance Initiative)などで、この原則が活用されている。宮本和明＝北詰恵一「（調査報告 4-3）英国DBFO道路事業におけるリスクマネジメント」武蔵工業大学環境情報学部紀要8号（2006年） 207頁参照。

(239) リボルビング専用カードでなくても、たとえば先にあげたセゾン規約・前掲注(30)7条(2)7には、「お支払い方法の自動変更サービス――当社の定める方法でお申し出いただくことにより、全ての商品購入代金のお支払い方法をリボルビング方式へ変更できます」として、会社の承認なく自動的にリボルビング払いに変更できるとしている。なお、1回払い分、ボーナス一括払い分および2回払い分をリボルビング方式に変更するのに、会社の承認が必要ないわゆる「あとリボ」とは異なる。

(240) （http://www.cr.mufg.jp/member/support/brand/dc/revo. html〔最終閲覧：平成25(2013)年9月15日〕）参照。

(241) 銀行系カードの一部、流通系カードの一部などがリボルビング専用カードを発行しているが、この場合海外利用に特に制約がないようである。たとえば、前掲イオン銀行会員規約第 8 条 1)では、ショッピング利用を国内に限っていない。

(242) リボルビング専用カードでは、全ての利用がリボルビング支払になる。「あとリボ」は、利用後に、特定の売上を選択的にリボルビング払いにできる。これに対してこのサービスは、利用前にあらかじめ一定の額を設定しておき、その範囲内では、支払時に指定した支払方法で支払い、これを超えた支払額となる場合は、その超えた額をリボルビング払いとするものである。

(243) たとえば、三井住友規約・前掲注(28)36 条 5(4)などがある。

(244) JCB、セブン・カード・サービスは、「支払い名人」、NTT ドコモは、「こえたらリボ」など様々なサービス名称が付与されている。矢野経済研究所編『2009 年版クレジットカード市場の実態と展望』(矢野経済、2009 年) 参照。

(245) 佐藤歳二・前掲注(173)619-620 頁参照。

(246) 請求書において、残債の表示が割賦販売法 30 条の 5 における充当計算に基づいて行われ、リボルビング払い対象売上項目が明確に表示されないと、カード会員にとって、どの程度の未払い額、当月の支払額かは、認識できないと考えられる。しかも、これは、必ずしも割賦販売法 30 条の 5 に基づく充当計算ではないため、抗弁主張の時に、行使できる範囲は、紛議になりやすい。

(247) たとえば、三井住友規約・前掲注(28)32 条(4)において、1 回払い、2 回払い、ボーナス一括払いにおいて、所定の期日まで申出があり、会社が適当と認めた場合にリボルビング払いに変更ができ、利用時にリボルビング払いの申し出があったとして、支払額を変更するものとしている。また、前掲 JCB 会員規約第 24 条(2)では、特定のショッピング 1 回払いを所定の期日までに申し出ることによって、リボルビング払いだけでなく、分割払いに変更できるとしている。

(248) 利用後リボ払いに変更できるサービスについては、一般に「あとリボ」と呼ぶが、クレジットカード各社によりその呼称は異なる。「あとリボ」と呼ぶのは、オリエントコーポレーション、イズミヤカード、トヨタファイナンス、楽天 KC である。ほかに、「あとからリボ」が、ライフ、UCS、JER カード、NTT ドコモ、「あとからリボ払い」が出光クレジット、アイワイ・カード・サービス、「リボ変更サービス」と呼ぶのがジャックス、クレディセゾン、イオンクレジット、日産フィナンシャルサービスである。その他の会社は、「リボ」を一部に取り入れた、特徴のあるサービス名称を付与している。なお、リボ専用カードにも、独自の名称が付与されている。矢野経済・前掲注(244)93 頁ほか参照。

(249) たとえば、オリコカードの会員規約では、①リボルビング払いに利用明細毎にリボルビング払いに指定する②当月分をまとめてリボルビング払いに変更する、③翌月以降の利用分をリボルビング方式に自動的に変更する 3 通りが用意されている。(http://www.orico.co.jp/creditcard/ service/atorevo/〔最終閲覧：平成 26(2014)年 9 月 27 日〕)。また、三井住友カードは、①利用明細毎に、一部の支払をリボルビング払いに変更する②全部の利用をリボルビング払いに変更する、③ボーナス一括払いだけをリボルビング払いに変更する 3 通りを用意している(https:// www. smbc-card.com/mem/revo/revoato.jsp〔最終閲覧：平成 26(2014)年 9 月 27 日〕)。なお、三井住友カードは、毎月の支払金額の上限をあらかじめ決めておく「安心オプション」サービスとして、上限を超えた利用分は自動的にリボルビング払いとなるサービスを実施していたが、平成 20(2008)年 4 月 1 日で停止している。セブン・カード・サービスは、あとからリボルビング払い、分割払いに変更できるほか、毎月の支払金額の上限設定金額まで 1 回払いで支払い、その額を超えた金額は翌月に繰り払いができるサービスを事前登録により受け付けている (https://www.7card. co.jp/service/credit/siharaimeijin.html〔最終閲覧：平成 26(2014)年 9 月 27 日〕)。

(250) リボルビング式クレジットカードの法的性質については、以下の四つの考え方がある。

① 個別債権関係残存説……個々の取引契約に基づく個別の債権関係は存

続したまま、債務の支払方法に関する合意であるという説（最高裁・前掲注(173)『信販関係事件に関する執務資料（その二）』31頁、田中秀明・前掲注(173)22頁、佐藤歳二・前掲注(173)620頁、西山＝梶村＝深澤＝石田編・前掲注(173)47頁、取引信用課編・前掲注(7)41頁、千葉・前掲注(173)19-20頁参照）。

② 準消費貸借説……締切日において、個々の売買代金等の残債務が一括して準消費貸借とする旨の合意とする説（最高裁・前掲注(173)29頁、田中秀明・前掲注(173)22-23頁、佐藤歳二・前掲注(173)620頁、西山＝梶村＝深澤＝石田編・前掲注(173)46頁、取引信用課編・前掲注(7)41頁、千葉・前掲注(173)19-20頁参照）。

③ 消費貸借予約説……カードの会員契約は与信限度内での包括的な消費貸借の予約であり、会員は、カード会社からの貸付を受けて代金を支払い、販売店に対して商品の交付請求権を取得するという説（土居・前掲注(173)19頁、千葉・前掲注(173)19-20頁参照）。

④ 継続的商品供給契約説または無名契約説……リボルビング式クレジットカード契約を1個の基本契約とし、個々の取引は、発注と供給という基本契約の履行と捉える説（最高裁・前掲注(173)30頁、田中秀明・前掲注(173)23頁、西山＝梶村＝深澤＝石田編・前掲注(173)46頁、取引信用課編・前掲注(7)41頁、千葉・前掲注(173)19-20頁参照）。

なお、監督官庁は、リボルビング取引の法的性質については、立法意図および当事者の合理的意思解釈からすれば、個別債権関係残存説が妥当とする。取引信用課編・前掲書41頁、佐藤二・前掲注(173)621頁、根本・前掲注(173)202頁、千葉・前掲注(173)20頁参照。

(251) 番井菊世「改正特商法・割販法5」司法書士2010年8月号(2010年)55頁、福崎＝永岡・前掲注(128)145頁参照。

(252) 根本・前掲注(173)204頁参照。

(253) 個々の取引契約に基づく個別の債権関係は存続したまま、債務の支払方法に関する1回払いの債務の支払方法のみを予約完結権、もしくは、選択権を使って、リボルビング払いに変更したことによって、リボルビング払いを最初に指定したのと同じで遡及適用説となるように思えるが、後に詳しく述べるように、カード会員規約では、カード会社の審査と同意が必要であり、カード会員に予約完結権や選択権は与えられていないと考えられ、またそれを認めると遡及適用説に立った書面交付、包括支払可能見込額調査義務が発生してしまうこととなるので、この見解は除いた。

(254) 中崎・前掲注(27)184頁参照。登録義務、包括支払可能見込額の調査義務、業務の運営に関する措置等の対応が必要であり、取引条件や書面交付に関する義務も履行すべきであるとする。

(255) 後藤＝池本・前掲注(27)88頁参照。また、番井・前掲注(251)54頁は、マンスリークリアから「後からリボ」に支払方法を変更した場合は、当然に割賦販売法の適用を受けるとする。さらに池本・前掲注(135)196頁では、消費者の一方的意思表示により後からリボルビング払いに変更可能な特約が付与されているクレジットカードでは、変更後は包括信用購入あっせんに該当するので、抗弁の対抗ができるとする。

(256) 購入時に1回払いとしていたのであれば割賦販売法は適用されないが、リボルビング払いに合意により変更されたのであれば、非対面によるカード操作による取引などによって即時に納品される取引や即時に役務が提供される取引に該当しない限り（割賦販売法施行規則54条第2項）、1万円以下の商品などを除き、割賦販売法30条の2の3第4項に定める現金販売価格、商品の引渡し時期等、契約の解除に関する事項、その他施行規則54条1項に規定する販売業者の名称、住所、電話番号、契約年月日、商品名、商品の商標またはメーカー名、機種または型式、役務・権利の場合には、その種類、商品の数量、問い合わせできる期間の名称、住所、電話番号、商品等の販売が役務等の提供の条件になっているときは商品の内容、引渡しの時期等、瑕疵担保責任についての定めがあるときはその内容、その他特約があればその内容を書面に記載して交付しなければならない。現金販売価格、商品の引渡し時期等、販売業者の名称、住所、電話番号、契約年月日、商品名、商品の商標またはメーカー名、機種または型式、商品の数量などは、カード決済時に売上伝票やレシート・注文請書などで交付すると考えられるが、その他の記載事項を完全

に記載して交付することは、実質的に困難である。だが、現行は 1 回払いがほとんどであるため、問題となっていない。しかし、リボ専用カードや「あとリボ」の場合に交付が必要となっても、実質的に交付は困難となり、混乱が生じる。なお、交付義務に違反した者は、割賦販売法 53 条 3 項に該当し、50 万円以下の罰金に処せられる。

(257) 割賦協会「包括信用購入あっせんに係る自主規制細則」68 条 3 項。

(258) たとえば、包括支払可能見込額を調査のうえ、クレジットカードの与信枠を 50 万円に設定していたところ、利用残高 20 万円のところ、1 回払いで 30 万円の新たな利用があった後で、「あとリボ」の申請がない間に、同一人がリフォームローンなどで 200 万円の申込みをしたところ、1 回払いは個別支払可能見込額の計算対象外なので 1 回払いの未払い額を加えずに個別支払可能見込額の範囲内として、リフォームローンの申し込みを承諾していたところ、その後リボ払いに変更されたことで、工事が完了しローン契約を集計する時点では個別支払可能見込額を超過した契約となるケースが生じるなど、支払可能見込額調査義務を巡って、クレジット会社の審査に大きな影響が考えられる。

(259) 英米において一般的なリボルビング方式のクレジットカードの場合、カード発行会社において期間内の利用額を請求書としてカード会員に送付されたのち、会員は、一定の猶予期間(grace period)内に全額支払えば金融料(finance fee)が不要だが、全額を支払わず、最低支払額(minimum payment)以上の金額を支払った場合は、残債額に対して金融料がチャージされ、自動的にリボルビング返済になる仕組みである(加藤良三『クレジット・カード法の研究』(千倉書房、1989 年) 51-52 頁。このように、アメリカやイギリスのクレジットカード取引では利用時に支払方法を決定する必要がなく、そのため加盟店手数料に区別は設けられることがない点でわが国のシステムとは、大きく異なる。

(260) クレジットカード会社は、リボルビング払いや分割払いの場合、加盟店手数料と共に会員手数料の収入があるため、加盟店手数料は 1 回払いの場合に比べて、低率となっている。したがって、あとからリボルビング払いが最初からリボルビング払いと扱われると、書面交付の負担が増えるうえ、加盟店手数料の過大徴収として不満が表明され、加盟店手数料の調整を要求される可能性がある。なお、ノン・オンアス取引では、カード発行会社と加盟店管理会社が異なるため、このような問題は生じない。

(261) 平成 20(2008)年の割賦販売法の改正で、指定商品制と指定役務制が撤廃されたことにより、適用除外取引以外のあらゆる商品・サービスのカード決済に割賦販売法が適用され、支払停止の抗弁を受けることとなった。そこで、カード会社がリスク管理できない種類の一部役務については、支払方法を 1 回払いに限定してリスク管理している。たとえば、特定商取引法では適用除外とされる旅行業法に基づく旅行業者の提供する「運送・宿泊サービス」(特定商取引法 26 条 1 項 8 号ハ)がそうである。しかし、「あとリボ」を認めた場合には、列車・航空機の延着、運休、予約のオーバーブッキングなどを旅行約款等で認められない抗弁事由で、支払停止の抗弁を主張されるなど、リスク管理ができなくなる難がある。

(262)取引信用課編・前掲注(7)50 頁は、30 条の 4、30 条の 5 の規定が適用または類推適用されるとしている。また、中崎・前掲注(27)184 頁も、抗弁の接続については適用ないし類推適用可能とする。

(263) 最判昭和 62 年 2 月 13 日判時 1228 号 84 頁は、売買代金債務について存在する同時履行の抗弁権は、準消費貸借であっても失われず、最判昭和 50 年 7 月 17 日民集 29 巻 6 号 1119 頁では、旧債務に認められる債権者取消権も認められるとしている。

(264) 銀行系クレジットカードは、大蔵省が銀行本体によるクレジットカードの発行を認めなかったために、関連会社によるクレジットカード業務への進出になったが(長尾晃「クレジットとは何か?クレジット随想録(第 1 話)」消費者信用 17 巻 11 号(1999 年) 22-24 頁)、銀行の関連業務にクレジットカード業務が認められて以降は、マンスリークリア方式のクレジットカードなら銀行本体も発行することができるようになった。ところが、分割払い方式、リボルビング方式のクレジットカードを発行するには、通産省への登録が必要であったため、バンクカードは、マンスリークリア方式で地方銀行が株式会社バンクカードサービスに委託して業

務を行う方式になっている。

(265) たとえば地銀の発行するバンクカードがマンスリークリア方式のクレジットカードに口座貸越のローンをセットしておき、残高不足の場合に銀行が自動的にローンを実行し、クレジット代金を清算した後、リボルビング方式のローン契約に基づくリボルビング返済を可能としている。同様な仕組みは、三和銀行が1983年から導入していた。また、住友クレジットも、毎月の請求決済額がある上限を超えると、自動的にその増加分を消費者ローンとして貸し出す仕組みを1983年から実施していた。いずれも中原・前掲注(173) 83頁参照。参考：バンクカードの発行銀行の一つである横浜銀行の自動支払サービス（http://www.boy.co.jp/kojin/service/ shiharai.html〔最終閲覧：平成26(2014)年9月27日〕）。

(266) 金銭消費貸借方式に割賦販売法の適用があるかどうかが不明確である時代のものであり、販売店以外の者を通じた交付についても適用がなされる前の時期のものである。中原・前掲注(173) 83頁参照。なお、割賦販売法は、その後改正され、販売店に直接代金相当額の支払がされる場合に加え、販売店以外の者から交付される金銭消費貸借方式も対象になる。しかし、この場合であっても、金銭の交付はすでに事前になされており、カード会員に事後的に貸付が行われ、かつ、実際はカード代金の決済に充当されているので、新たな会員に対する貸付であり、改正後であっても、この見解に矛盾はないと考えられる。

(267) なお、商品の瑕疵など何か問題が生じた以降に、その事実を隠して「あとリボ」の申請をし、承認を得て変更後に支払停止の抗弁を主張するなど権利の濫用的な申請が行われた場合には、その承認を事後的に取り消すことが考えられるし、抗弁権の接続の主張について、権利の濫用もしくは信義則違反を理由に排除するということも可能ではないかと考えられる。

(268) 大判大正10年6月2日民録27輯1048頁。

(269) 我妻ほか・前掲注(43)948頁参照。

(270) 後藤＝池本・前掲注(27)78頁では、国際ブランドが介在する四者型契約またはそれ以上の多数当事者型であっても包括クレジットに該当すると述べるが、国際カードの国内利用においては、1回払いのほか、分割払い、ボーナス2回払いの指定ができる（渡辺＝曽宮・前掲注(169)58頁）が、利用のほとんどは1回払いが占めており、この場合には包括信用購入あっせんには該当しない。

(271) すべてを後リボにすることも可能であるが、1回払いの一部のみ、ボーナス一括だけをリボ払いにすることもできる。三井住友カードでは、インターネットで個別に申請できるようになっている（https://www.smbc-card.com/mem/revo/revoato.jsp〔最終閲覧：平成25(2013)年10月13日〕）参照。

(272) 1回払いの支払期日前であって、支払方法のシステム的変更が可能な期間として以降可能期間が定められている場合がほとんどである。なお、一部のカード会社では、2回払いにつき、2回目の返済分についても同様に後リボが利用可能とするカード会社もある。

(273) 「あとリボ」への変更について、会社の承認が必要である。三井住友カード会員規約のあとリボへの変更と手続きに関する注(249)(271)参照。

(274) 1回払いの場合は、割賦販売法の規制対象取引ではないので、与信額に制限はないが、あとからリボルビング払いになると包括支払可能見込額の範囲内での与信にとどめないと、割賦販売法30条の2の2の潜脱行為とみなされる可能性があると考えられているようである。

(275) 取引信用課編・前掲注(7)143頁参照。

(276) 清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」遠藤浩＝林良平＝水本浩監修『現代契約法体系（第4巻・商品売買・消費者契約・区分所有建物）』（有斐閣、1985年）277-278頁参照。

(277) 取引信用課編・前掲注(7)143頁、篠塚昭次＝前田達明『新・判例コンメンタール民法7契約(2)』（三省堂、1992年）140-155頁参照。

(278)「チャージ・バック」とは、「取立銀行が顧客から受け入れた取立手形等につき預金勘定に入金記帳した後、その手形等が決済されなかった等になされる入金取消し」のことを指す。田中英夫『英米法辞典』（東京大学出版会、2010年）138頁参照。

(279) 渡辺＝曽宮・前掲注(169)60頁、62-63頁。末藤高義『クレジットカー

ド辞典（第3版）』（民事法研究会、2011年）86頁参照。
(280) 山本・前掲注(21)108頁参照。
(281) たとえば、「カード所有者の抗弁」は、わが国割賦販売法に基づく支払停止の抗弁権のことではなく、アメリカの1973年貸付真実法の170条に基づいて、クレジットカード利用が50ドル以上、かつ、利用者と同一州内取引（または自宅から100マイル内にある商人との取引）の範囲内で認められる抗弁のことであり、アメリカ合衆国内のチャージ・バックのローカル・ルールである。Cf. MasterCard, *supra* note (121), at 1-15.
(282) Cf. ABA, *supra* note (49), at 106-107.
(283) Cf. MasterCard, *supra* note (121), at 15. なお開示資料に基づくものとして、山本・前掲注(21)109頁に10件のreason codeが例示されている。なお、チャージ・バック事由に関する文献は少なく、MasterCard, *supra* note (121)についても、公開されていない。公開されている文献として、末藤・前掲注(113)のほか、末藤高義「クレジットカード入門(23)～(25) チャージバック（その1）～（その3）」消費者信用19巻4号（2001年）974頁、19巻5号78頁、19巻6号66頁、山本・前掲注(21)54頁、76頁、89頁、108頁、110-111頁、127頁、129頁、末藤・前掲注(21)144頁などがある。
(284) MasterCard, *supra* note (121), at 1-15記載のReason Codeでは、reason codeが4801から4870まで25項目記載されているが、Chip Liability Shift（ICカード使用に関する責任分担ルール）は除いた。なお、p. 3-15-17に記載してあるチャージ・バック行使期間をCodeの後に表示した。
(285) 渡辺＝曽宮・前掲注(169)60-61頁参照。なお、reason codeなどを除外した。
(286) 末藤・前掲注(283)「クレジットカード入門(23)」75頁、末藤・前掲注(283)「クレジットカード入門(25)」68頁参照。
(287) 渡辺＝曽宮・前掲注(169)62頁参照。
(288) Cf. ABA, *supra* note (49), at 70, 98, 106-107.チャージ・バック事由につき、末藤・前掲注(113)、末藤・前掲注(283)に掲げる末藤高義の各文献、MasterCard, *supra* note (121) を参照したため、VISA、MasterCardのリーズンが混在している。
(289) 宝石の買戻付特約が付いた宝石の売買契約において、買戻し契約を履行しないまま破産手続を開始した宝石販売会社に対して、割賦購入あっせん利用による購入者が破産債権の届け出を行い、破産配当を受けることとなる場合に、配当を受けない残余部分があることを理由に支払停止の抗弁を主張できるかについて、雨宮眞也「ココ山岡破産に伴う信販会社の責任を巡る法律上の問題点」消費者信用16巻3号（1998年）34頁、雨宮眞也「割賦購入あっせん取引において加盟店が破産宣告を受けた場合のクレジット会社の消費者に対する法律上の責任」クレジット研究22号（1999年）39-49頁がある。
(290) 双務契約において、双方の債務が常に同時履行となるとは限らず、賃貸借や委任、請負、寄託等の契約においては異時給付関係にあり、対価たる金銭支払債務の後履行となっている。この場合、反対債務の履行を受けられない恐れが生じたときに、先履行義務者は履行を免れないかという問題において、履行上の牽連性の原則に戻って同時履行の抗弁もしくは履行拒絶権を認めるべきとするのが不安の抗弁権に関する議論である。しかし、クレジット取引の場合は、本来後履行の賃料や報酬などの金銭債務の履行が立替払いにより先に発生しており、双務契約の相手方の財産状況や履行体制の不安をクレジット債権者に主張できるかどうか議論がある。不安の抗弁権について扱う文献として、神崎克郎「信用売買における不安の抗弁権」神戸法學雜誌16巻1-2号（1966年）439-470頁、橋本恭宏「継続的商品取引と『不安の抗弁』――『不安の抗弁』の現代的課題」明治大学短期大学紀要33号（1983年）1-38頁、伊藤真「継続的供給契約と倒産処理――不安の抗弁権の再構成」判時1074号（1983年）3-11頁、山崎敏彦判批「契約――消滅時効の援用と信義則・権利濫用、不安の抗弁権」判タ35巻5号（1984年）146-157頁、内田勝一「継続的取引関係と不安の抗弁権」ジュリ812号（1984年）122-125頁、石川明「不安の抗弁について」法学研究61巻10号（1988年）115-124頁、須永知彦「履行期前における反対給付請求権の危殆化――いわゆる不安

の抗弁権を中心に(1)～（2・完）」民商 111 巻 3 号（1994 年）395-426 頁、4・5 号（1995 年）707-740 頁、松井和彦「「契約危殆」状態における履行確保――不安の抗弁権から履行停止権への展開(1)～（2・完）」修道法学 20 巻 1 号（1998 年）37-117 頁、20 巻 2 号 193-288 頁、松井和彦「『契約危殆』状態における履行確保:不安の抗弁権から履行停止権への展開」私法 61 号（1999 年）206-212 頁、藤井俊二＝湯川益英翻訳「『不安の抗弁』に関するドイツ債務法改正委員会の最終報告」山梨学院大学法学論集 41 号（1999 年）357-372 頁、平野英則＝田口奉童「信用状取引における不安の抗弁権」国際商取引学会年報 4 号（2002 年）141-159 頁、松井和彦「契約の危殆化とドイツ新債務法における『不安の抗弁権』規定」修道法学 28 巻 2 号（2006 年）49-76 頁、山川一陽「山川教授の民法講義ノート(118)同時履行の抗弁権と不安の抗弁」月刊警察ヴァリアント 25 巻 4 号（2007 年）41-43 号、岡伸浩「説明の技法(2)不安の抗弁」ビジネスロー・ジャーナル 1 巻 2 号（2008 年）112-115 頁、稲田和也「（取引法研究会レポート）不安の抗弁権の条文化に関する若干の検討――中国契約法における不安の抗弁権規定を参考として」法時 81 巻 8 号（2009 年）123-128 頁などがある。

(291) 不安の抗弁権については、法制審議会（債権関係）部会の「中間試案」において、「検討事項第 33」として、双務契約において、先履行義務を負う者が、契約締結時に予見できなかった事象が発生したことで、反対給付が受けられないおそれがあることを事由に先履行を拒むことができるものとして、新たに規律の導入の可否が検討されている。商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013 年）388 頁以下。このほか、債権法改正における不安の抗弁を扱う文献として、稲生隆浩＝坂東直朗「事例でわかる民法改正 債権回収編（最終回）不安の抗弁権・無催告解除 」ビジネス法務 13 巻 10 号（2013 年）117-122 頁、藤野忠「付随義務および保護義務、契約交渉段階、事情変更の法理、不安の抗弁権（特集・民法（債権関係）改正の最新動向と主要論点（第 3 回））」Niben Frontier 129 号（2013 年）23-27 頁、足立格=児島幸良「民法（債権関係）の改正と信用金庫への影響（第 4 回）消費寄託契約、不安の抗弁権」信用金庫 68 巻 2 号（2014 年）44-46 頁、松尾弘「セミナー民法改正最前線（第 15 回）債権法の焦点(15)継続的契約の終了,事情変更の法理,不安の抗弁権」税理 57 巻 7 号（2014 年）113-120 頁などがある。なお、平成 26(2014)年 8 月 26 日に決定された要綱仮案においては、不安の抗弁権についての規律が取り上げられず、最終的に今回の民法改正では見送られた。

(292) MasterCard, *supra* note (121), at 1-11-13.では、Acquirer が電子的記録の取引記録の場合は、7 営業日、その他は 30 営業日内に売上データまたは売上伝票を Issuer に提示し、最初のチャージ・バックはコード別に 45、60 日、120 日、540 日営業日内に行うべきとされている。Cf. ABA, *supra* note (49), at 97-98. なお、記録はマイクロフィルム化して 7 年間の保持が求められている。

(293) MasterCard, *supra* note (121), at 1-11 では、商品配送やサービス提供の遅れに起因する紛議については、商品配送日やサービス提供日から起算して 120 営業日とされている。

(294) 渡辺＝曽宮・前掲注(169)64 頁参照。

(295) 渡辺＝曽宮・前掲注(169)64 頁参照。

(296) もちろん事務コストの面で下限を下げ過ぎることも問題である。国内のルールでは、1998 年当時は下限としては 5,000 円を目途に、平成 13(2001)年当時では、10,000 円と、弾力的に運用されていたようである。末藤・前掲注(283)「クレジットカード入門(25)」68 頁、末藤・前掲注(113)「チャージバックを考える(3)」80 頁参照。

(297) キャッシュ研編・前掲注(27)210-218 頁参照。ここでは、考えられるほとんどのカード取引でのトラブルが、チャージ・バックにより解決できる可能性を示し、現金決済よりも有利である点が示されている。なお、解決できない問題点として、加盟店の管理の問題が挙げられている。

(298) アメリカの州法では、カード会員のチャージ・バックの権利を認めるものがある。しかし、国際ブランドルール上は、カード会員は当事者外なので、イシュアがカード会員の申し出を受けて対応する義務を有するという関係になろう。したがって、カード発行会社が会員の請求に正当

な理由なく応じない場合に、義務違反になると考えられる。なお、わが国においても、イシュアに会員保護のために適正にチャージ・バック請求する義務(カード会員契約の付随的義務)があると考えるものがある。名波大樹「クレジットチャージ・バックとは」消費者法ニュース78号(2009年)124頁参照。

(299) 末藤・前掲注(113)「チャージバックを考える(7)」94頁、末藤・前掲注(113)「チャージバックを考える(8)」74頁参照。

(300) 末藤・前掲注(113)「チャージバックを考える(1)」71頁、名波・前掲注(298)122頁。末藤・前掲注(283)「クレジットカード入門(25)」67頁参照。

(301) 施行規則60条において、以下の基準が示されている。

一　利用者または購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二　前号の規定による原因究明により知った事項からみて、同号の苦情に係る事項の原因が次のいずれかに係るものであると認めるときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

イ　包括信用購入あっせん関係販売業者または包括信用購入あっせん関係役務提供事業者が包括信用購入あっせん関係販売等契約の申込みまたは締結の勧誘をするに際し、法35条の3の7（個別クレジットの申込みの承諾等の禁止）各号のいずれかに該当する行為をしたこと。

ロ　包括信用購入あっせん業者が包括信用購入あっせんに係る業務に関し利用者または購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたこと。

（以下略）

(302) 認定割賦販売協会である一般社団法人日本クレジット協会の定める「包括信用購入あっせんに係る自主規制規則」（http://www.j-credit.or.jp/association/download/self_im03.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年10月13日〕）。

(303) 消費者庁の登録制度に登録を行った決済代行会社は、平成26(2014)年9月27日の時点で34社であった。広義の決済代行会社には、ネットオークション会社などの包括加盟店もあり、これを含めるとかなりの数になると思われる。しかし、現在はこの登録制度は廃止されており、何社存在するか正確にはわからない。詳細は、注(110)参照。

(304) 田中雅代・前掲注(27)「78号」111頁参照。

(305) 国民生活センターのPIO-NETによると、平成21(2009)年度3,386件、平成22(2010)年度5,858件、平成23(2011)年度6,583件、平成24(2012)年度5,172件と推移している。野口達也＝藤田彰夫「経済記者からみた信用収縮――資金需要者に、何が起きているのか？」CREDIT AGE2013年9-10号（390号、日本消費者金融協会、2013年）。なお、決済代行業者の実態やトラブルの状況については、福崎＝永岡・前掲注(128)144頁ほか高橋映次「クレジットカードの決済代行者について――現状と課題」消費者法ニュース78号（2009年）118頁、松尾善紀「インターネット取引被害とクレジット決済代行業者に対する規制について（上）消費者法ニュース85号（2010年）147頁、木全恭代「決済代行業の法規制を望んで（2010年版）――決済事業者の開業規制を中心に」消費者法ニュース94号(2013年)90頁参照。

(306) 国際ブランドの規定では、アクワイアラの所在国、または地域内に限り加盟店契約を締結することができるものとしており、加盟店の支店・営業所がある場合を除いて地域外の加盟店との取引、越境取引(Cross-border Transaction)を禁じている。しかし、販売業者が海外法人を作り、海外のアクワイアラと加盟店契約を結ぶ方法、決済代行会社が海外法人を作り、海外アクワイアラと加盟店契約をしたうえで国内販売業者と契約する方法など、潜脱的な方式で実質的な越境取引が行われている。野村総研・前掲注(89)19-21頁参照。

(307) 野口＝藤田・前掲注(305)31頁、Card Wave 26巻5号（2013年）11頁参照

(308) 経済産業省の「電子商取引および情報財取引等に関する準則」（平成24(2012)年11月改訂版）84-85頁には、インターネットオークションの例

であるが、個人であっても特定商取引法の適用のある事業者とみる基準として以下の例を挙げている。あらゆるカテゴリーに共通な基準として、①過去1か月に200点以上または一時点において100点以上の商品を新規出品している場合、②落札額の合計が過去1か月に100万円以上である場合、③落札額の合計が過去1年間に1,000万円以上である場合とし、また、特定のカテゴリー・商品については、①（家電製品等）について、同一の商品を一時点において5点以上出品している場合、②（自動車・二輪車の部品等）について、同一の商品を一時点において3点以上出品している場合、③（CD・DVD・パソコン用ソフト）について、同一の商品を一時点において3点以上出品している場合、④（いわゆるブランド品）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合、⑤（インクカートリッジ）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合、⑥（健康食品）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合、⑦（チケット等）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合としている（http://www.meti.go.jp/ policy/it_policy/ec/ 121120jyunsoku.pdf〔最終閲覧：平成25(2013)年9月29日〕）。したがって、この基準以下にとどまる出品者の場合は、個人事業主と扱われず、消費者契約法が適用されない可能性が高いといえよう。

(309) 経産省電子商取引準則・前掲注(308)82頁参照。

(310) 末藤・前掲注(113)「チャージバックを考える(10)」69頁参照。

(311) クレジット会社やクレジットカード会社がお互いの持つ消費者トラブルなど消費者保護に問題のある加盟店に関する情報を交換することによって、加盟店がさらに不正販売を行うことを予防したり、早期に発見できるようにする情報交換の制度のことで、割賦販売法の認定割賦販売協会である一般社団法人日本クレジット協会が運営している。平成4(1992)年5月26日付通産省の「加盟店情報交換制度について」の通達により創設されたが、平成20(2008)年の改正割賦販売法における信用購入あっせんの加盟店調査義務の創設に対応して改組されている。クレジットカード取引においては、個別信用購入あっせんにおける加盟店調査義務のように厳格な調査義務が課せられていないが、CMDセンター情報の利用と登録が必要とされている。

(312) 消費者信用法9条(1)。

(313) 丸山絵美子「ドイツ消費者信用契約における撤回・返品制度」クレジット研究30号(2003)87頁によれば、クレジットカード決済される契約とクレジットカード契約について、結合契約とする規定はなく、結合された契約となるかどうか見解は分かれているとされる。なお、いわゆるクレジットカードのうち、二当事者型の顧客クレジットカードは結合契約とされる。マンスリークリアカードはクレジットカードではない。ユニバーサルカードと呼ばれる3か月を超える国際カードは、理論上BGB495条、499条の対象になり得るとされる。

(314) 後藤巻則＝野澤正充＝町村泰貴＝柴崎暁「特集フランスの消費者信用法制」クレジット研究28号（2002年）37-38頁。

(315)「支払担保カード(carte de garantie)」は、後藤ほか・前掲注（314）38頁において今日ほとんど利用されていないとの記述があり、実際は、分析から除かれている。

(316)白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」クレジット研究所レポート3号(2014年)138-139頁。

(317)白石・前掲注(316)139頁。

(318)白石・前掲注(316)139頁。

(319)白石・前掲注(316)147頁。規制の対象となる取引は、カード発行者が消費者である借主に対して、支払の猶予ないし貸付という形で与信を供与する取引である（消費者信用法典L311-1条4[0]、L311-2条1項）。

(320)白石・前掲注(316)150-152頁。

(321) 都築満雄『複合取引の法的構造』（成文堂、2007年）197頁以下、白石・前掲注(316)147頁参照。なお、白石准教授は、「紐付き与信」と訳す。

(322) 白石・前掲注(316)147-148頁参照。

(323) イギリスでは2006年消費者信用法（Consumer Credit Act 2006）16条のexempt agreementおよび政令orderで、4回未満の支払回数、総金融料が政令で定めるレート以下の場合などが適用除外とされている。一方、アメリカでは、貸付真実法（Truth in Lending Act）§1026.3 Exempt

Transactionにおいて、クレジットカードに金融料（finance charge）が課せられないもの、4回払い以上で支払われないもの、ビジネス目的で使われるものが適用除外とされている。なお、統一消費者信用法（Uniform Consumer Credit Code）にも同様の規定がある。

(324) 植木・遠藤ほか監修・前掲注(26)247頁参照。

(325) 上田昭三「米国におけるバンク・クレジットカード（1)」関西大学経済論集18巻第1号（1968年）63頁参照。

(326) Cf. BRANDEL & LEONARD, *Bank Charge card: New Cash or New Credit,*69 Michigan Law Rev., 1971,1035.

(327) 沢野・前掲注(17)109頁は、「クレジットで商品を購入する消費者は、信用料（利息）が課されることがある半面、現金買いの買主よりも有利な法的地位に立つ」とし、二当事者間に当てはまる支払拒否という対抗手段が、カード会社の介在する三当事者型においては、当然に該当しない点を個品割賦と同様に問題とするが、カード決済は個品型と異なり、売主との関係では、商品の引渡しは、通常、現金と同様に先渡しで受ける場合が多い。仮に先渡しでなかったとしても、代金は、カード会社への後払いであるので、チャージ・バック制度などが整備された多数当事者型カード決済のほうが後から有効な取消ができるので、やはり現金の場合より有利な地位にある。しかも、1回払いの場合は、利息・手数料の類は不要であり、無償なのである。

(328) 2008年消費者信用指令3条1項、2項。なお、訳文については、谷本圭子「2008年ヨーロッパ消費者信用指令(2008/48/EC)について」立命館法学2011年2号（2011年）1097（457）頁以下の訳文を参照した。

(329) マンスリークリア方式では、包括信用購入あっせんと異なり、利用する会員に手数料との負担を負わせていない。しかしながら、包括信用購入あっせんと同様の消費者保護の規定が導入され、加盟店調査義務を課すとなると、新たな対応の負荷や調査のための負荷が増加し、現状のポイントサービスなどの運営に支障が出るなどの懸念が表明されている。割賦販売法の見直しを検討した、産業構造審議会消費経済分科会割賦販売小委員会の平成27年7月付け報告書にもこの懸念が盛り込まれている（http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/kappuhanbai/pdf/report_02_01.pdf〔最終閲覧：平成27(2015)年9月29日〕)。

(330) マンスリークリア方式における割賦販売法の適用の問題に関してのものであるが、購入者保護に関しては、カード発行会社にのみ負担をさせると、結局購入者保護につながらないとの指摘は、規制論者にも見られる。たとえば、松苗弘幸「特集割賦販売法の見直しの争点　インタビュー　マンスリークリアに抗弁の接続を認め、アクワイアラ等に加盟店調査義務を　決済代行事業者の登録制を導入し、国内アクワイアラとの契約を登録要件に」消費者信用32巻10号（2014年）21頁。

終　章

1．多数当事者型クレジットカード取引

本論文における筆者の問題意識は、今日のクレジットカード取引においては、多数当事者型取引が主流であるにもかかわらず、わが国の利用者保護法制が、これに対応していない点にあった。

多数当事者型取引は、国内のカード会社相互の提携の時代から、今や、国際ブランドを介在した海外のアクワイアラ（海外で加盟店管理を行う銀行やカード会社）ならびに決済代行会社との提携の時代となっており、これにより、クレジットカードの利便性は飛躍的に向上した。

しかし、その一方で、利用場面の拡大に伴い、決済や商品･サービスに絡む問題について、現行法制の不備・立ち後れが顕在化することとなった。その典型は、国際カードを海外利用には割賦販売法の適用がない点であり、その結果、カード利用者の決済方法は、ほとんどが１回払いにならざるを得ない。このことから、消費者委員会は、消費者の保護の見地から、割賦販売法の適用範囲を１回払いにまで広げるべき、との提言を行っている。また、1 回払いをカード会社の提供する「あとリボ払い」に変更した場合につき、割賦販売法が適用されるか否かに関しても、同法には明確な規定がない。

だが、たとえ割賦販売法の適用領域を拡張したとしても、同法の定める利用者保護手段――支払停止の抗弁（30 条の 4、30 条の 5、30 条の 6）――では対処できない問題が、多数当事者型クレジットカード取引においては存在する。支払停止の抗弁は、二当事者型取引の延長としての三当事者型取引を念頭に置くスキームである。しかしながら、多数当事者型取引においては、三当事者型取引と異なり、イシュア（カード発行会社）が販売店を管理していない。例えば、国内アクワイアラを兼ねるイシュアが悪質な販売店を加盟店取

引から排除しても、この販売店が、他のアクワイアラと提携した取引や、決済代行業者を経由した取引を行った場合、当該イシュアはその内容を認知することができず、取引を承認せざるを得ない。そのようなケースに対して、三当事者型取引を念頭に置く現行割賦販売法の支払停止の抗弁を拡張適用するのは適切ではないように思われる。

2. 比較法的検討

そこで、ヨーロッパで最もクレジットカードを利用する国であるイギリスと、クレジットカード及び国際ブランドの発祥地であるアメリカが、多数当事者型取引につき、どのような方法でカード利用者保護を図っているかを概観したところ、次のような知見が得られた。

第1に、クレジットカード取引における保護の「対象者」に関して、アメリカの1968年貸付真実法(TILA)は、自然人を念頭に置いている。この点は、わが国と同様である。これに対して、イギリス1974年消費者信用法(CCA)の規定する《person (individual)》の文言は、自然人の他に少人数の組合やパートナーシップを含むので、保護対象者は、アメリカや日本より若干広くなる。

第2に、保護対象となる「取引の種類」に関して、わが国では、購入者が個人であっても、「営業のため、営業として行う契約」を行う場合は保護の対象から除かれるが（割賦販売法35条の3の60第1項第1号)、これに対して、アメリカでは、TILA 103条(i)消費者の定義の中に、取引対象である金銭商品またはサービスが「主として個人、家族、世帯目的」であることとされているので(TILA103条(h))、「主として」の文言の解釈次第では、商事性を帯びた取引における個人の保護範囲がわが国より広くなる(1)。

第3に、「取引額」による制限に関して、アメリカの1968年TILAならびに1974年統一消費者信用法典(U3C [1974])は、不動産取引

を除いて、25,000ドルを超える取引を「消費者信用取引」から除外している。また、TILA 170条の定める「請求と抗弁」制度は、取引額が50ドル以下の場合には適用されない。同様に、イギリスCCAも、同法の適用に関して、取引額の上限と下限を設けている(2)。これに対して、わが国では、支払い停止の抗弁について、現金販売価格38,000円、または支払総額40,000円の下限があるほかは、割賦販売法の適用に上限も下限も設けていないし、およそ個人に対する取引保護の諸制度において、上限額を設けた例はないと思われる(3)。消費者信用についての現行の取引類型別の規制を改め、英米にならって包括的な統一消費者信用法に取り込むとするならば、上限規制を盛り込むべきかどうかの点も、検討すべきポイントの一つになるであろう。

第4に、「金融料」「手数料」規制の面では、イギリスCCAにおいても、アメリカTILAにおいても、年会費以外の費用を念頭に、金融料等が課せられる場合をクレジットカード規制の対象とし、金融料が課せられないカード取引（おもにチャージカード）を規制の対象外としている。この点、信用供与期間の長さに着目して規制対象としているわが国とは発想に大きな違いがある。

第5に、「誤請求」に対する対抗という手段を認めている点が、アメリカのTILAの大きな特徴の一つである。しかも、請求書があらかじめ届け出た住所に届かないときでも誤請求として扱う点は、イギリス法にも、日本法にも規定のない特徴といえる。

第6に、取引の「場所」的制限に関して、アメリカのTILAは、原則として取引された場所が、カード保有者の住む州内か、自宅から100マイル以内であることが適用の条件となっている。これに対して、イギリスのCCAの規定は、海外におけるクレジットカード利用にも適用される。一方、わが国の割賦販売法は、海外での取引には適用されない。

第7に、カード利用者の「権利行使要件」に関して、アメリカTILA 170条(a)(1)は、「請求と抗弁」の規定を行使する際に、誠実な取り

組みをすべき旨を求め、事前の交渉が必要とされている。一方、わが国の割賦販売法では、「抗弁の接続」の要件ないし前提として、カード保有者側には、販売店と交渉すべき努力義務が、また、カード発行者には、抗弁の内容や販売店との交渉内容等について記載した書面を提出すべき努力義務が設けられている(割賦販売法30条の4)。この点において、アメリカ法と日本法は、よく似ており、権利行使の要件として、こうした事前の誠実交渉を要求していないイギリスCCA75条(1)と大きく異なる(4)。

第8に、アメリカのTILA170条は、「請求と抗弁」の権利行使額を、与信額の範囲内に制限している。この点は、わが国の割賦販売法と同様である。これに対して、イギリスCCAは、権利行使額に制限がなく、実際の裁判例においても、与信額を大きく上回る請求が認められている。

第9に、アメリカのTILA170条は、「請求と抗弁」制度の保護対象から、不法行為に基づく権利を除外している。わが国の割賦販売法30条の4は、販売店に対抗できる事由につき、特に明文で特定の請求権を規定することも、除外することもしていないが、この点に関しては、販売店に対するあらゆる事由に基づき、抗弁が主張でき、その事由は必ずしも抗弁権である必要はないとして、購入者の行為が関与して供給契約上に抗弁事由が生じる場合など、購入者の抗弁の主張が信義に反する場合を除いて、認められると解されている(5)。したがって、わが国では、供給契約の履行に際して、供給者の不法行為により損害が生じた場合にも、抗弁が認められる点において、アメリカより保護範囲が広いことになる。一方、イギリス1974年CCA75条でも、売主に対する不法行為に基づく請求権が明示的に除かれていないため、不法行為に基づく請求権に関しても共同責任を問うことが可能であると考えられる。この請求が可能であることを示唆した裁判例が存在する(6)。

第10に、アメリカのTILAでは、返品処理をしたときなど、カード発行銀行への取消通知の義務や加盟店手数料に関する規定が存在

する。すなわち、わが国においては、加盟店契約に盛り込まれている内容が、法律で規定されているのである。このほか、チャージ・バックに関する規定も州法に盛り込まれ、さらに、カード会員がチャージ･バック請求権を有する旨が州法で規定されている例もある。

以上10項目にわたって各国の消費者信用法制を比較してみると、イギリスとアメリカでは、保護の対象者（上記第1)、保護対象となる取引額（上記第3)、金融料・手数料（上記第4）といった点では共通しているものの、しかし、イギリス CCA75 条の共同責任の規定は、権利行使の際の事前交渉が要求されておらず（上記第7)、請求額に関して与信額による制限がなく（上記第8)、請求できる権利の種類も不法行為を含めた供給者に対するあらゆる請求権である点において(上記第9)､カード会社に過酷な規制であり､そのためか、イギリスにおいては、最近では、同じ国際ブランドのマークを付した即時口座決済を行うブランド･でビット･カードの普及が目覚しく、取扱金額、利用件数ともクレジットカードを凌駕している現状にある。これに対して、アメリカでは、TILA のカード利用者保護規定に加えて､国際ブランドの定めるチャージ･バック制度（上記第10）が、有効に機能しているように見受けられた。

3．アメリカにおけるカード利用者保護

（1） 貸付真実法 161 条・170 条

そこで、改めてアメリカにおけるクレジットカード利用者保護制度の内容を確認しておくと、まず、貸付真実法(TILA)におけるカード利用者保護規定は､「請求の誤り」についての「通知制度」を定めた 161 条(15 USC § 1666)と､「クレジットカード利用客の請求権と抗弁」を定めた 170 条(15 USC § 1666i)であった。

このうち、TILA161 条は、①誤った売上、紛失・盗難カードの不正使用による請求、二重請求やキャンセルの未処理による請求、②161 条や 170 条に基づく解決手続中にもかかわらず、該当分の請求

を受けた場合、③商品の未納や役務の未提供なのに請求がなされた場合、④支払代金の入金処理ミス、充当ミスに係る請求、⑤請求額の金額の間違い、利息の計算などの計算上の誤り、その他会計上のミスに係る請求、会計上のコンピュータ処理の誤り、⑥所定期間までに請求書が到着しなかった場合につき、全米のクレジットカード加盟店に共通の処理を規定する。

一方、TILA170条は、わが国の割賦販売法30条の4と類似の規定であって、カード発行機関が、「オープンエンド消費者信用プラン(Open-end Credit Plan)」によるカード保有者のクレジットカードが、支払または信用供与手段として使用される取引から生じるすべての請求(all claims)(不法行為請求を除く)および抗弁(defense)に服すべき旨を規定している。

(2) チャージ・バック

なお、上記貸付真実法の利用者保護規定のうち、TILA161条の規定する事由は、⑥を除くと、いずれも国際ブランドの定めるチャージ・バック事由に重なっている。これは、売主とカード発行者との間に加盟店契約が存在しない【四当事者・加盟店開放型】取引が、貸付真実法改正時の1974年当時すでにアメリカでは一般的であったため、加盟店契約に代わる共通ルールとして均一な利用者保護を図る目的があったことに由来すると考えられる。

わが国の支払停止の抗弁事由と比較した場合、チャージ・バック事由は限定的であり、かつ、行使可能期間も短期に制限されている。しかしながら、支払停止の抗弁が原則として1回払いには適用されないのに対して、チャージ・バックは、支払方法等に無関係に行使することができ、多数当事者型取引における関係当事者の適切な責任分担を導く有効な方法として機能している。

さらに、チャージ・バック制度の存在を前提に、カリフォルニア州(7)など一部の州法や連邦法(8)でカード利用者のチャージ・バックの権利(Credit Card Chargeback Right)が認められている。そして、

この法域においてMasterCardは、カード発行会社と加盟店管理会社が米国内に存在するときに限って、連邦法と州法に定める条件で、一般的なチャージ・バック事由に該当しない紛議によるチャージ・バック・リーズンを定めている(9)。これは、実質的には、加盟店契約に基づく処理と同等の効果をもたらすものである。

一方、TILAには、商品の返品を認めたり、提供した役務についての支払を免除したりした場合には、売主は、7営業日までに信用計算書をカード発行者に対して送付しなければならず、カード発行者はその取引金額を直ちにカード保有者のアカウントに貸方記入しなければならない旨の規定も設置されている(TILA166条、Reg.Z 226.12 (e))。すなわち、わが国においては加盟店契約に記載されている事項が、制定法の規定や連邦準備制度理事会の策定する規則として明記されているのである。

4. 日本法への示唆

わが国のクレジットカード業界においても、国際ブランドに加盟し、【四当事者・加盟店開放型】【四当事者・国際カード型】【多数当事者型】取引を行うカード会社は、アメリカのカード会社と同様に、国際ブランドのチャージ・バックシステムを利用することができる。一方、国内の加盟店であれば、一部の包括加盟店傘下の加盟店、決済代行会社の加盟店を除き、いずれかのカード会社との契約関係が存在する。その中で売り上げに係る承認手続、承認後の清算手続、キャンセル時には、売上のマイナス処理の取決めがなされ、加盟店管理会社のいかんに拘わらず、ほぼ共通手続として運営がなされている。

だが、今日のわが国においては、加盟店管理会社に直接所属しない例外的な加盟店が、急速に増加しつつある(10)。このような加盟店は、必ずしもクレジットカードの加盟店契約を締結しないため、カード会員の利益を損なう取引行為や行為などを排除することが難し

い事態が、今後さらに増加する可能性がある。

こうした近時の傾向に対処するためには、アメリカ貸付真実法において明文で規定されているのと同様に、割賦販売法で、クレジットカード取扱のルール化を図り、契約関係がなくても、国際ブランド間での差が生じないように、手続の統一によるカード会員の保護を図ることを考えるべきであろう(11)。つまり、国際ブランドにおける決済システム内において当事者間が遵守すべきルールの内容を実質的に法律において追加的にルール化していくのである。このような手法は、わが国における、多数当事者型取引の増加に伴う各種トラブルに関して、クレジットカード取引における共通ルールの法制化という、今後の消費者信用法整備における一つの方向性を示唆するものである。

そのためには、明確でないとされる国内のチャージ・バック事由を見直し、現行の加盟店管理責任に見合う範囲でチャージ・バック事由を追加する等の措置を行うとともに、各事由について、チャージ・バックが認められる基準を明確に規定するなど、国内チャージ・バック制度を整備する必要がある。また、販売店については、クレジット売上のキャンセル、返品手続、苦情等についてのカード会社への通知義務、カード会社経由の苦情に対する調査義務などを定めることも検討に値する。

なお、これらのルール整備に関しては、日本地域の販売店・供給者を加盟店とする加盟店管理会社だけでなく、国際ブランドの協力が不可欠である。さらに、事務手続の円滑化と早期解決のために、チャージ・バック手続を日本語で対応できるようにすることも、必要であろう。

こうした対応を図ることで、日本法が直接及ばない海外のカード加盟店管理会社と提携する日本国内の販売店も含め、国内法の及ぶ販売店・供給者に対して有する主要な抗弁をカバーして購入者の保護を図ることができるようになることから、法整備の基本的方向性としては、このような自主的な取り組みを促す形で行われるのが望

ましいものと思われる。

電子決済が国際的にも国内的にも推進されている現在、クレジットカード取引が今後縮小の方向に進むことは考えられない。また、利用者にとっても、デビットカードその他の電子的決済手段だけでなく、ポイント付与や支払の平準化などの利便性の大きいクレジットカードなしの決済はもはや考えられない。一方、クレジットカード取引は、ますます小口取引が増加しており、加盟店管理や利用者の法的な救済に多額のコストをかけることは、カード発行会社にとって採算的に難しいものと考えられ、特にわが国では、金融料の徴収の有無に関係なく､利用者保護を図っているという特殊性があり、利用者保護を拡大しようとすれば、利用者に応分の負担を求めるのが適切であるように思われる。

この問題に関しては、多数当事者型クレジットカード取引の先進国アメリカにおける「加盟店コントロールの可否」という視点に立って、世界中で同じシステム上で共通して利用される国際クレジットカードに対する規制を考えることが必要である。具体的には、チャージ･バック制度など共通のインフラの更なる活用を考えること、保護される取引・抗弁の認められる範囲を明確化し、適用除外取引に関しては、少なくとも世界的に共通化すること、支払猶予の期間および対価と主張できる抗弁権のバランスを図ること、国際的ルールに整合的な国内ルールの導入を検討すること等が必要となってこよう(12)。

---

(1) 第3章において取り上げたCitibank (South Dakota) N. A. v. Mary J. Mincks判決【**判例 9**】では、スモールビジネスによる業務用はがきの印刷について、通常消費性商品の決済に利用され、たまに非消費用に使用されていても、定義に反さないとされている。

(2) 1974年制定時の対象与信額の上限は5,000ポンドであったがその後25,000ポンドに引き上げられ、2006年には法律自体の適用除外上限は廃止された。しかし、関連貸主の供給者との共同責任については、当初現金価格10,000ポンドまでとされていたが、現在は30,000ポンドまで引き上げられている。しかも、現金価格が30,000ポンドを超えていても、現金価格が3万ポンドを超える場合であっても、与信額が69,260ポンド以内であれば、債務者が供給者の違反について債権者の責任を請求できる規定が新たに設けられている(CCA

[2008] 75A)。

(3) 預金金融機関倒産時において決済性預金などを除く預金債権について 1,000 万円までを保護対象とする規定が存在するが、法人も対象であるし、ペイオフ時の預金債権に関する規定なので、一般的な消費者保護に対する上限規制とはいえない。

(4) 日米の制度がカード発行銀行に対する抗弁に留まるのに対してイギリス CCA75 条においては共同責任とされており、供給者に先立ってカード発行銀行への請求が可能となっている。

(5) 経済産業省商務情報政策局取引信用課編『平成 20 年版割賦販売法の解説』(日本クレジット協会、2009 年) 143 頁参照。

(6) Cf. Bond and Others v Livingstone and Co. [Queen's Bench Division] 27 March 2001. PNLR 30, QBD. 医療クリニックにおける植毛失敗の損害賠償請求を当該医療クリニックとその上部機関に求めているうちに、人体侵害に関する請求権が 3 年間の消滅時効にかかり、クレジットカード会社への共同責任追及ができなかった事案。

(7) Cf. Cal. Civ. §1747-1748.95.

(8) Cf. United States Code §1666, § 1666i, 1640(e); Code of Federal Regulation §226. 12(c), §226.13.

(9) Cf. MasterCard WORLDWIDE, *Chargeback Guide-24 April 2009*, Master Card, 2009,3-146. 3.27Message Reason Code 4854-Cardholder Dispute-Not Elsewhere Classified (U. S. Region Only).

(10) インターネットモールに出店する小規模法人や個人事業主が、モール主催者の 下でクレジットカードを取り扱うほか、最近ではスマートフォンを使った簡易な携帯型決済システムが Paypal here 等の主導で展開されており、小規模事業者を中心に利用者の増加が見込まれる。

(11) OECD は、1994 年 6 月に開催された「消費者のための世界市場会議」においてチャージ・バック制度の世界的な統一に乗り出し、消費者政策委員会(CCP)がチャージ・バックの実態等を調査した結果を「世界市場における消費者の救済……チャージ・バック」と題するレポートとして 1996 年秋にまとめている。一方、わが国でも、当時の日本クレジット産業協会のインフラ整備委員会が、チャージ・バック制度の検討していた。末藤高義「チャージバックを考える(1)」消費者信用 15 巻 12 号(1997 年)71 頁、末藤高義「クレジットカード入門(25) チャージバック(その 3)」消費者信用 19 巻 4 号(2001 年) 67 頁。

(12) 本稿脱稿直前に、産業構造審議会消費経済分科会割賦販売小委員会において平成 27(2015)年 7 月付け報告書が取りまとめられた。多数当事者型取引(報告書においては、オフアス取引)における抗弁権の付与などイシュア規制は見送られ、トラブルの原因である販売店を加盟店にするアクワイアラと決済代行業者による加盟店調査義務の導入と登録制の採用による実効性の確保の方向で、今後法整備が進むものと考えられる。今回、国際ブランドに関しても、特段の法整備への組み込みは行われておらず、任意の協力を得る方向となっており、チャージ・バック制度に関しては、最終的になんら触れられていない。この報告書に基づく法整備が来年度行われる予定であり、決済代行業者の登録と法律の遵守とともに、消費者へのインターネット取引に関する啓蒙が進み、多数当事者型取引における販売店の不適切な販売等に関するトラブルが減少するならば問題は解決に向かう。しかし、トラブルの大部分がボーダーレス取引において発生している点を鑑みれば、海外アクワイアラと提携する決済代行業者の一部が登録しない場合は、引き続き問題は解消しないことが懸念される。